久米邦武述

古文書學

早稲田大學出版部藏版

CD
2161
.K81

古文書學目次

第七章　天平封戸墾田の公文

第八章　古文書の時代變化

第九章　古文書の時代別

古文書學

久米邦武

第一章　叙言。

○第一節　古文書學の大意。

古文書學は歴史の骨髓を研闡する知識を養成する學と心得べし。凡そ人類の發達は蒙より明に進むものにて、是を世運の通軌となす。歴史は其蒙昧なる社會の時運が進みて、文學の曙光のさすにつれ漸々と成出るものなり、是を稱じて有史時期といふ。即ち歴史は其國に文書の發生したる時代より有もの

とす。

故に歴史は文書を骨髓となす。其文書が編修されて歴史となりて傳はるも亦蒙より明に進むものなるに因て、古史は古きほどに拙劣なるを通例とす。其は文筆の拙劣なるばかりに非ず、これを取捨し、改修し、記述する等皆其思想の拙劣なるものとす。此に拙劣といふ要點は、其時代の修史者がまだ不發達なる知識にて前代の文書を誤解し、修飾し、敷衍し、或は揑造して、正眞なる社會の顯象を破壞したる點の多きにあるなり。

故を以て史學をなして精確なる硏鬩を遂げんとならば、先づ古史時代の文書、即ち古史の原料、若しくは原料となすべき古き文書の存ずるものに就て、とくと事實を參考して確實なるを證明し得たる後に判斷を下さゞるべからず、古文書學は其ために起りたる學なり。

○第二節　古文書學の遠因及び有職故實。

日本の歴史時代は無慮二千年を通過せり。其年間に於て漸々と國郡に覃及し、史籍の増多し、文筆の巧みになりたる、此三點に於ては著しく發達を示したり。然れども修史に於ては近千年間さらに發達を見ず、勅撰史は絶へたり書紀續紀世を逐ふて華を減じて實を文書を收めたるは枯燥なるも猶信すべし藤原氏に至り勅撰史は絶へたり。爾後は浮文を競ひ公文は形式に流れ著作は華あり實なく片々たる野乘稗史の類は其著いよ〳〵多く、其文いよ〳〵巧みなるに從ふて、前に謂へる拙劣てふ點は滅するとなきのみならず、寧ろ妄誕を以て充され、因て社會より小説劇本を以て正史實錄を迎へらるゝ樣に成果たり。

斯く世の進運に背ける顯象の因由は此には備論を省く、惟門閥政治の作用が發達の大阻力となりたりとの一語にて足るべし。さはさりながら社會より歷史に要求する實著なる思想は、決して妄誕を充たる野乘稗史にて滿足すべきものにあらず、折に觸れ端に觸れ、前代に爲したる事實の經驗を詳悉して吾人が將來に行ふ例格を得んとの希望を生ず、是人事必然の情にして、歷史の必要は素より此にあり。因て古文書學の潛勢力を養ふたる由來は蓋し甚だ久し。

見よ、正史の絕へし比より京都貴族の宿習が積り〳〵て總て政治を秘密となし、必要の文書を官庫家藏に封鎖して人に示さず、故に藤原氏擅權の時代より權門、勢家、社寺、局務官務の家には盛大なる書庫を有したり。此時に當り普通の人に於て文書の例格を知たき必要あれば、或は其家の家禮となり、或は門弟となり、傳授を受け、或は夤緣を求めて、種々の口より抄寫し、轉寫して、彼上層にたゝへたる文庫より溪流を滴て此に公家有職の學は起りたり。

其中に於ても世運の發達は息べきに非ず歷史は國郡に漸被し、各地豪族の狀況も記述されて世に顯はれ、やがて鎌倉幕府始まり、北條氏の末に吾妻鑑を編修したり。吾妻鑑は歷史と文書を具載したる良史籍にて、これを武家の日本書紀に比するも慙色なし。然れども武家も同しく門閥政治なれば、世祿世職を確執するために文書を世に公示するを嫌へり、加ふるに南北朝の大亂となり、幕府の修史も亦絕へ、野乘稗史のみ增加したるにより、武家の例格も亦諸家に就て秘藏の文書を抄寫し、傳授し、其一端を講究することになり、此に、武家故實の學は起りたり。

德川時代に至りては政治の阻力が歷史の發達を停めたる極度にて、總て學問の

知識は欝して伸ず、歴史は儒學の教訓に利用され、有職學は公家貲産の財源に充られ、故實學は諸家の異義まち〳〵にて聚訟の判せぬを厭はれたり。然れども亦世運より觀察すれば此時歴史の發達は既に下級の士民にまで漸被し、追々篤志者が文書の封鎖に鑽孔して學說の制縛を甘んぜざるもの世一世と加はゝり、今史學の材料となりたる古文書を大阻力の下に漸々と採輯したり。

然し外形が人の思想を左右する力は强きものにて、歴史と文書と分離したることの久しきにより、歴史は小說劇本を以て迎へられ、ひたすら讀者の感情に刺擊を與ふる力の劇烈なるを良史と喜ばれ、却て是を勸善懲惡の訓戒に適すると稱美されたり。古文書は確實なれども、其文を讀むに艱澁なるが上に、有職故實の學者が瑣細なる形式に、偏屈にして且杜撰なる解說を加へ、口傳秘義と誇張したるに慣れて、齷齪として枯燥したる講究との思想を先入したり。さりながら平心に考一考すべし、皆人の正史と信ずる六國史及び吾妻鑑を見よ、みな歴史事實の間に古文書を挿み入れたるものに非ずや、されば事實と文書と相合して歴史の具體となることは、必ずしも辨解を須ひずして自ら一般の人に公認されてあるなり。

抑學問をなして知識を發達する大益を得んと志すならば、己が頭腦に疼痛を感ずるまで根力を殫（ツク）して精硏するとのなくては其望を達すべからず。たとへ講談演劇に臂を張り涙を流すとも只一時の快美を受るに止まりて知識の發達には幾許の益もなし。學問に苦痛を感ずるは頭腦の變化して發達するの驗應なり、正確なる歴史を繙閲すれば事蹟を知る快美は微少して、種々なる討究に精神を疲らす、知識を發達する大益は其中より得る、古文書學が史學の骨髓となる價直は此にあり、決して精硏の勞を避るを得ず。

○第三節　古文書學の起る近因。

右は古文書の早き時代より學者の必要となりたる由來を述たるなり、あながち有職故實の學を昔しの古文書學と謂にはあらず。古文書學は近年に創まりたる最も新らしき學科なり、有職故實などゝは全く思想を異にす、宜しく其大意を了知しおかざるべからず。

明治の新政にて舊來の宿獘を根抵より洗除し、世界の知識を輸入して學說の自由を許したる後は、社會も學問も、全く新世界に變化したり。是によりて知識發達の大阻力は頓に熄み、闇より明に振向くを得て眺覽すれば、是まで末世と思ひたる時代は正に進捗發達の最中にてありき。されば、社會はみな愉快を覺ふべしと思ひきや、追々年月の經るに從ひつゝ、人人に新舊の思想が衝突して、是非善惡の顚倒したる迷眩は却て苦患を感ずる光景となり來れり、是も他の故に非ず、思想界に大變動を起したる刺擊なりとす。其然り、昔の學と今の學とは全く反對の方位に向へり、昔は却行したり、今は進步して進む故に今の學問は決して昔に泥みて逡巡躑躅するを許さゞるなり。

國史學を帝國大學の文科中に創めたるは明治二十一年にあり、其科目は國史、地理、及び支那史なりしに、二十五年に至つて古文書學の一科を加へられたり。此の如く大學に於ても最も新創の學なれば其研究法も整はらず、材料の整頓さへも屆かぬ程にて、固より世間には未だ知らざるもの多し、今僅に八九年を經過し、方に此學科の開闢時代にてあるなり。

然しながら吾人が祖先の遺したる文書の研究なり、其原料は少しも新奇なるものに非ず、舊政の下より萠芽は發達し、若しくは發達を求めてありしとは前節に略述したるが如し。又明治の文運に移りてより大學に此科を設くるに至るには近因のあることなり、是よりこれを述ぶる必要あり。

明治の初めに修史館を設けられたるは水戸藩の日本史に繼いて其後の歴史を編修する趣意に止まり、夫迄は日本史を正確なる歴史と信じたり。然るに其後歴史の材料を全國より徵集するにつれて、是まで秘封したる古文書の續々と出たるにより、之を引用して闕略を補はんと日本史に對較すれば、彼史の引用は多く選みを誤まり、濫りに妄誕を信じ、取捨の是非を顚倒して、野乘稗史の窩を脫せざることを發見したり。

水戸藩には禮儀類典、扶桑拾葉集の編纂あるにて證さるゝ如く、固り古文書の歴史に貴要なることは知悉したりと雖も、如何にせん時代の非なる、政治の阻力と、舊習の壓制とに骨髓を挫かれたり。其頃に於て古文書の秘封の嚴なりしとは、彼藩より諸國に人を派出して其採訪を務めざるに非ざれど、社寺、諸藩の多くは僅に三四

通を示して門前拂をせぬばかりに追返したりと、故に彼藩にては古文書を以て歴史を修むる望みはなしと思へり。且其學風が勸懲主義にて、野乘稗史を過信したるを以て今に至りては破綻百出とはなりたり。

同時に幕府が林春勝に編修させたる本朝通鑑は是まで蕪雜と譏られたれど、實はさして日本史と軒輊なし。彼書には廢社寺より散佚したる古文書を頗る多く收拾したると覺えて、今は得難き事實も多く記録されてあるなり。又加賀藩にても修史の企てありて、其比より材料を廣く徵求し、貴重なる古書、古文書を書庫に採收しあるとの多き、水戸の彰考館、塙氏の和學講談所(群書類從)におさ〳〵劣らざるべし。是を主として篤學者の古文書採集研究に精力を殫せし人は世を逐ふて輩出し、これに據りて歷史の眞相を知らんと試みたりと雖も、幕府時代にありては沙中の金の如く、たゞ散落したる粒々が光を發するを拾ふまでにて、貴重の鑛は猶閉鎖されてありぬ。

苟も實著なる思想にて歷史を編修し、若しくは研究せんと志すものは、必ず古文書の貴要なるを感ず、而して之を精硏せんとすれば必ず種々の障礙に遇ふ、史學者

が確實なる事實に基礎を立るを得ざる苦辛は主として此にあり。明治以前に此學の興らざる一は其ためなりしが、聞く泰西に於ても亦同じ事情なりし、近年に至り漸くに其障礙を減じて確實なる修史を始じめ、且これを科學的に研究する時節の到來し、史學てふ科を創じめたるは至つて近き比よりのことなりと。之を統るに史學と非史學との關係は第一に古文書學の研究されたると否とに判別さるゝ、舊來の歴史のみにては史學の用に中る事實は乏しと知るべし。

○第四節　古文書學創起の順序。

古文書は歴史の骨髓となる程に貴要なる書きものなるによつて、諸家に秘封されたり、明治後も十餘年間は猶封鎖は解けざりしに、追々と秘封するも無效なり、或は保存するに無力なるを知り、是に於て次第に世に出現するに至りぬ。壬生、小槻、油小路兩家に傳へたる官務局務の記錄を官に獻納し、伏見宮に勅封同樣に秘藏されたる北朝の宸記までも謄寫するを許され、これを首として公卿、社、寺、諸藩、及び舊き家

に秘藏したるもの次第に開放さるゝにつれ、中には廢紙となりたりとて紙屑屋に沽却するあり、或は手習草紙となすに至れり。修史局に於て斯くと聞き、十七年の比よりかはる〳〵諸府縣を巡回し、歴史材料の採輯を務めしに、集め得たる古文書は余が彼局に在職中に十七八萬通の多きに及び、又冊をなしたる記錄日記の數は千種に下らず。然れども猶其外に秘密の暴露するを忌みて公示するを欲せぬ家まゝあり、以ていよ〳〵歴史に大價値あるを證するに足る。

社交國際の通理として、歴史の原料は我家に存せずして他人の手に在べきものなり。吾人が書翰は贈りたる人の手に保存され、久しき後に其人より示されて、殆と吾人が記憶に忘れたることは每にあるものなり、其如くに此藩の文書は彼藩の筥中に藏められてあるなり自國の現狀は他國の人に記されてあるなり、故に歴史の事實を精密にせんとならば萬國の史籍文書に涉りて博採せざるべからず。是まで各藩にて歴史年譜を自家の書のみにて編修したるもの、近年他藩より文書の出るに及んで意外の事を發見し、往々に破綻を生じたるが如き、又以太利、西班牙、和蘭の諸國より日本の古文書を發見し、佛國の書庫に日本の古書を餘多保存してある

が如き、みな其的證なり。

此の如く明治の開國よりして文運の發達は內國の古文書が鎖封を開きたるに止まらず、是まで國際の國々よりも古書古文書を發見し、互に相交換する時期に到着したるにより、東西各國みな歷史の大變革を起したれば最早區々たる國學の陋窠を守るを得ず。

これに因て二十一年に修史局を帝國大學に寄せて國史科史學科を雙設せられ、我輩も其敎授に任ぜられ、修史の傍に國史の講座をもち、國史を科學的に研究する端緒の挑けたり。素より創起の事なれば何も未だ整備せず、茫洋たる史海に一棹をいれたるに過ぎずと雖も、其航海の針路は確實なる事實を測定して進むに定まれり。縱令是まで世間にあらゆる史籍の蕪雜にして妄誕の多きも、是を諸科の學理にあつれば照破するに難からず、但事實の眞相を得て實否を判斷する標準に於ては古文書に據るの外に他の道はなかるべし。

政治の變化によりて千年來秘封したる古文書は世に出たり、其浩瀚なる、これを撿閲して整理することさへまだ屆かず、謄寫するにも年月を要す故に今は纔に諸家

の秘庫を出でゝ官庫に堆積され、借覽の小孔を開きたるに止まると雖も、必ず遠からずして世に公布され、歷史の顯象を一變して種々の異彩を放つべし。故を以て余が文科大學に在しとき敎授數名申合せ、修史室に借入れたる古文書の原本に就て毎週一度の硏究會を始じめ、其時余は此學の順序を立て硏究法の緒をも始めおかんと、會中の諸人と相談して起稿したりしに、まだ數卷をなさゞるに敎授を解任し、其功を終るを得ざりき。

其比より始めて古文書學の科目を國史科の中に立て、講座に於て硏究の方を授くることになりたれば、今は漸々と弘まりつゝあるならん、近年の學士學生の史說に古文書の採用ます〳〵多きを加ふを見る。さりながら此學の硏究法を精到なる基礎に定めんには、多くの眞本を撿閱し、浩瀚なる寫本を涉獵し、精細に講究を遂げたる後に非ざれば備はるを得ず、是は迚も個人の業に非ず。然れども千里の程は跬步より始まる、苟も此學の史學に於て最も必要なるを識認したる上は前述の如き遠因近因にて古文書の世に流布するもの夥多し、或は印刷したるも少からず、熱心に求めなば眼前なる書籍の中にも存在するなり。因て余が是まで涉獵し記憶

したるものに就て此學に入るの門徑を指示せんとするは、あながち無用の勞にあらざるべし。

第二章　古文書の種類。

○第五節　古文書の原義及び其類別。

古文書は編修著述して人に讀しむる目的にはあらずして、凡そ當時事故の必要によりて書綴りたる文書をいふ。

古文書は後の證據となし、若しくは記憶に備ふために保存し、謄寫しおきたるものなり。古文書を貴重すると古書古物を貴重するとは大に趣旨を異にす。古文書と古書との別は、喩へば書紀、古事記の原本が今に存ずるとも、珍希なる古書としては大價値あれど、古文書としては其料紙、墨色、字形、筆意の外には唯辭句の異同を校訂するの益あるにすぎず。然るに若し夫には非ずして、紀記の編修に採用したる原料、及び當時の諸貴族家より出したる文書記錄の存するならば、斷簡殘片にても古文書として珍重すべきもの多かるべし、古代の學者は此差別を知らざるにより、釋日本紀の如く先代舊事本紀を以て聖德太子の史料と信じ、贋作者より瞞着さ

れたり。又古語拾遺は齋部廣成が家記に據りて撰錄したるものなれど、當時神祇に對する朝廷の處置の不當なるを辯訟したる訴文なれば、即ち大同年間の古文書にて今菊池社に存する菊池武朝申狀、阿蘇家に存ずる阿蘇惟澄申狀(並に群書類從に收めたり)と同じ、但し後の兩申狀は自己の經歷を錄す、古語拾遺は名の如く古歷史を述べたるの相異あり、後世にもこれに似たる文書あり、相良家に存ずる沙彌洞然申狀(是も群書類從にあり)の如き是なり。

古文書の範圍は甚だ廣し、其類を充れば凡そ五類に區別さるゝ、左の如し。

一　古文書
二　古記錄
三　古日記
四　古帳簿
五　古系圖

古文書。　是を普通にいふ古文書とす。凡そ詔勅、官符、敎書、下文、解、牒、執達狀、戰功狀、讓狀、訴狀、和與狀、其他消息往來の書翰を總へて謂ふ、大抵散紙なるを以て幾通

と數ふ、中には卷物にしたるもあり、冊になしたるものは希なり。其文體は官府體の漢文を公文の通常法とし、消息は儷偶漢文及び假名文を常法とす。其書は自筆のものは少く、右筆又は代書に囑し書きたるもの多し、大抵楷書行書を通例とす、草書は多く案文なり。

女の文書は假名書なるを常法とす。古來男文女文の別は文書を觀れば判然す、天皇皇后の內書は勾當內侍より出す、諸華族は家々の女房より出す、因て女房奉書と稱す、藤原氏時代より之あり、昔しは眞假名、若しくは宣命文體を用ゐたるべし、正倉院文書中に一二の其かと思ふものを見る。攝關家の始まりてより後は宮廷より士大夫まで、私の贈答には男女ともに女房文、或は眞名假名交りの文を以て相贈答する習例となりたり。又諸國の地頭家人の讓狀などに假名文のあるは、女の自筆狀なるを通例とすれども、中には男子のものもあり、是は男女の際に取換し、或は文筆のできぬ人が右筆に書かしむべき場合にあらざる時の自筆狀なり、奈良朝の比には宣命體にかきたる男の解文あり。

○第六節　記録と日記との解釋

古記録。是は公事の奉行人が執行する事の案文、儀式、行事等の顛末を取纏めて、一題の下に記録して後例に存じたる文書なり、攝家、大臣、諸大夫の事に當りたる家、及び官務局務の家に傳はりたるもの最も多し、或は冊をなし、或は卷物となしあり。古への案内といふは此記録の案文をいふ、因て能く記録を熟知したる人を案内者と謂へり。後世まで公務の文案を類別して一綴りになしたるをおしなべて記録といふ。其文體は官府體の漢文なるよ文書に同じ。

記録は日記になりたるもあり、但し其一事にかゝるとのみを錄す、日記の日々の出來事を雜記するとは別なり。此記録の起りは古事記の原料として舍人阿禮が誦習したる先代舊事記なりと謂べきなれど、其題目より上て歷代に記録されたるを總べたる名にはあらで、此題目の下に後世の人が編修したるものに似たり、古事記の文の樣も歷代の記録に據たるとは思はれず、今に存ずる先代舊事本紀はまた

此先代舊事記にも非ず、其序には上宮太子の撰み給ひしを蘇我馬子が補ひし如くに書たれど、眞赤（マッカ）な僞書なり、今は信ずるもの少し。凡そ古記錄と著述編修ものと異なる要點は、惟當時取扱ふ事の始末を寫錄して記憶に備ふる趣意にて綴り、これを改易取捨して修飾のなきにあり。

○古日記。　是は帝王を始め奉り、公卿、史官及び僧綱、社務の人々が日々に取扱ふたる公私の事、及び聞見したる出來（デキ）事を自筆、或は主者に記しおかしめたる實記なり、一に日次（ヒツギ）とも、日なみともいふ。　公家は古き時代より日なみを記するを必要の事となし、諸家に於て大抵怠りなく記され、其體製も凡そ一定したり。　武家にても日記を記することは行はれたれど、記事の體まち〱にて傳ふべき程のもの少し、朝廷の如く儀式禮節の例格に必要の乏しき故に、家々に於て、日記を記する必要も乏しきに由ることなるべし。

天子の日記を御記宸記といふ、舍人阿禮が誦習したる帝皇日繼を其祖となすべしと雖も古事記に仁賢帝以後の近き御世ほど記事の少きを見れば日繼の傳はりしと覺束なし。　宇多醍醐兩帝の御記は殘缺して僅に存ず、今は是を始めとなす。

伏見宮に藏せらるゝ花園光嚴兩帝の御記は曆面に記し給ひて、文の餘れるは其裏に記させ給へり、原本を見たる人の談に、全く宸筆と覺へて墨色筆蹟の遒麗なること德音を想望し奉らるゝといへり、往年此御記を寫すことを許されてより、當時の畏こき邊の秘密を知るを得たり、殊に歷史に於て尊重するに餘りあり。

公卿日記は天曆前後のものも零々存すれど、小野宮右大臣實資公の小右記（一に野府記）は、圓融帝の天元五年より後一條帝の長元五年まで百餘卷ありし內に、六十一卷を存ずるに過ぎざれど、纒りたる日記の最古なるものとす、殊に此公は賢人右府と稱せられし人にて、九十歲の高齡を保ち、日記のさま自筆にて錄されしならんと思はるれど、原本の存ぜざれば確知するによしなし。其他左經記、春記などもつゞいて有名なり、是より以降四五冊乃至三十冊の日記は歷代に多し、猶くわしきことは史學雜誌に星野博士の記錄解題續々とあり、就て見るべし。是まで小右記と、九條關白兼實公の玉葉（一に玉海）洞院左大臣公賢公の園太曆とは三大日記とも謂べき珍書なりしに、近年に至り諸家の秘藏を開くに及んで是に比すべき貴要なる大部の日記は追々と出て、歷史に異彩を放つに至りたり。

僧綱日記は足利義持より義政まで機密に參したる三寶院大僧正滿濟自筆の日記六十餘卷あり、最も珍重すべきものにて、當時武家の秘密は多くこれに記したり。社務日記は祇園執行日記數冊あり、（群書類從にあるは節錄）頗る貴重なり、且此記と滿濟日記とは、共に文書の裏に書きたるものなり、此記の文書をすかして見れば亦當時貴要の文書を發見す、惜むらくは釘冊して小口を截たるによつて端切れたり。是等を首として貴重なる寺社の日記は甚だ多し。

日記も官府體の漢文を常法とす、但し日日に私記しおくものにて、人に示す文に非ざるを以て、文書の如くに文を修めず率易なる書き方なれば却て當時の言談を聞が如し、間には片假名平假名にて習用語を塡めたる處もあれど、其は至つて少し。抑男は漢文、女は假名文と分れたる由來は久しき事にて、土佐日記に男もすてふ日なみを女もしてみんと書起したるは、漢文の日記を女の假名文にて書んとの意なり、其後は女の假名日記も多くある中に、御湯殿の上の記といふ日記あり、足利中葉以下の事を記す、歷史の引據に必要なるものなれど男文よりも讀取りにくし。

○第七節　帳簿系圖の解釋

古帳簿。　是は戸籍、圖田、課租、其他財用、計算にかゝる記錄なり。正倉院文書の中に奈良時代の帳簿あり、多くは解と題す、即ち解由なるものの是なり。嚴格なるは主計の帳簿式によりて書す、料紙に數條の横罫を劃して、總計、小計、內譯、小譯、又小譯等、起筆の高低を定め、瞭然流覽し易からしむ、數字は總て繁書を用ゐ、文體は同しく官府語の漢文なるを常法とす。

錢穀、計算の事は世祿に生活したる士大夫の習ひとて、是までの學者は甚だ迂濶なりしを以て、此類の文書の採集されたるは比較的に少し。阿蘇文書は學者の注意となると稍久しかりしが、余往年九州の文書を採訪して彼家に到りしに、天保の火災に原本の過半ば燒失したるによつて失望したり。別に水帳一箱は現存するを以て夫も閲覽するにやとの尋ねにつき、無論の事也と答へて、取出させて見れば、是は久しく開く人もなかりしと覺へて靈中に委ね、毎卷を繙けば蟲矢滕に充ち遽

に繙くべからず、皆鎌倉室町代の租稅帳にて、横野を畫したる正式のものなり、又散紙殘簡を閱すれば壽永の比のものまでありぬ、盡く寫取おきたれど、是等の帳簿が學者の注目に上るは猶長き年月を經たる後なるべし。

古系圖。　史學にては甚だ必要なれど、古文書としては缺點多し、さりとて編修ものとは、なしがたし。古文書の中に往々系圖の一部、若しくは杜系圖とて相續の世代のみを抄錄したるものまゝあり。古系圖の最も確實なるは代々自ら書繼く家ありて、希れに其系圖の存ずるもの是なり、然れども其家の甚だ著れず、又記載の疎略にては只確實といふのみにて、史學には益少し、故に代々の書繼にあらずとも、其家族の古き書繼か、又は來歷の正しきものは貴重すべし。余が偏く系圖を撿したる中に、始終を徹して確實と覺ふものは甚だ希なるものなり、大抵武家系圖の祖先は假冒なるを常とす、最も劣惡なるは始と末と共に假冒なるあり、是は贋系圖として捨てゝよろし。

古系圖の年代は、余は足利の中葉までに止めて然らんと思料するなり。其故は文明の亂以來、舊家は次第に系圖と共に滅び、天文の比より新大名起り、舊家の子孫

を求めて家來に抱へるゝと流行せしに因て、贋系圖を以て無學の武人を欺いて數百石の家祿を受たるもの往々にあり、其比より系圖學てふもの起り、系圖を僞造するゝと漸々昇達するに至りたり。故に天文比の系圖は贋の最拙なるものにて、一見して直に知るべきも、寛永以後には頗る巧みになりて欺罔さるゝゝと多し、因て古系圖の足利末より以後に成たるものはよく〳〵來歷を糾し、鑒識を定めたる後ならでは信じがたきものとす。

大系圖は總領の家(一族の領地を總るを云、古の氏長にて大抵本家なり)に於て分家よりの死亡異動の報知を得て記注しおき、他日相續の證左となる本籍の系圖なり、門閥姓氏を重んずる時代には無くてならぬものなり、因て分家に大系圖はなきものとす。然れども北條足利時代を經て、一族互に相訴へ相爭ひ、本家分家の混雜を生じたる後は、大系圖も亦廢絶したるべし、故に眞の大系圖は果して存ずるや否を知らず。洞院家の尊卑分脈の如きは、大臣家の權貴を以て藏書に富み、當家は代々かゝる文書に力を用ゐる家風にて、採集に力を盡されたれば、諸家に秘しありたる大系圖も多く寫し取られ、或は後に此の如き家より散佚して世に出たる大系圖

もあるべし、あながち大系圖は眞しからずとは斷言しがたし。後の系圖學家は此の如き系圖を博湊し、中に私意を雜へて系圖を編修すると流行したるを以て、古系圖も編修ものゝ性質に變じて眞僞を混ず、故を以て甚だ鑒識を要す、古文書として見るべき原本は至つて希なるものなり。

○第八節　古文書と非古文書

古文書と非古文書との別は編修著述の目的に非ざると否とに判すべし。凡そ編修著述して徧く人に示さんとて書きたる文は、必ず其事實を回護し、修飾し、或は隱蔽する等の情由を免れざるものなり。金石文の如きは至つて嚴正なる文にして、往々に歷史の證となるものあり、高麗王の古碑出てゝ應神の朝三韓の逸事を知り、法隆寺佛壇の銘、及び繡帳の文にて書紀の誤脫を正すが如し。故に好古家は古跡古家を訪ひ、苔を削り土を洗ふて古碑古銘を得て、以て當時の證跡を發見す、皆歷史に大なる效驗を與ふると雖も、金石文は古文書には非ず、古書古物の類なり、系圖

とは性質に於て正反對なり。如何んとなれば、系圖には編修したるもの多く、眞僞を辨ずる甚だ難しと雖も、元來編修に成べき性質のものには非ざるなり。金石文には正眞の記事多しと雖も、元來人に示す目的にて作り、著述同樣の性質を具す。まして唐宋の文學者には墓に諛ふて金を取るの誇りあり、輓近の碑文の如きは架空の舞文を尙ひ、多く小說劇本に近く、文學者の科中に屬し、歷史となる價直はなきに非ずや。古き金石文とても、亦文藻の美なるは史實に遠し、澀拙なる程に眞面なる文の多きものなり。凡そ歷史は文の巧なるを厭ふ、如何んとなれば巧といふ中に修飾誇張の病を伏す、世には古史の文を拙なりといふならん、實は拙にあらず、古き思想にて文を巧みに書んとするために事實を模糊し、却て拙に陷ゐりたるものとす、日本書紀は即ち是なり。古文書とても亦然り、文の巧みなる所に價直はなし、王代文章家の書たる公文の如き、文辭の修美なる割に事實は少し、三代格即ち是なり。總て文學と史學との大別は華と實とに判すと知べし。

古文書の大價直は秘して人に示すを憚りたる所に在りと謂て可なり、如何んとなれは、其秘するといふ中に眞の事實を存ずればなり。此に近き一事を擧て之を

說明せん、往年某公の家に於て其年譜を作らんとて、生前に贈答されし書翰を撿閱し、これを三類に分ち、年譜に收むべきものを甲となし、收むるに足らざるものを乙となし、公然人に示し難き秘密のものを丙となして撰分けしに、丙に入るもの十の九にゐるとて、年譜材料の少きをかこちしに因て、其丙類の書こそ後の歷史となすに極必要の文書なり、厚く保存ありたしと勸告しおきたり。古文書學の史學に於る大價直を此事に證しなば其思ひ半ばに過ぎん。

第三章　官府體の漢文。

○第九節　古文書は讀難き文辭に非ず。

明治の政變によりて古文書の封鎖開け、五類の文書續々と出で、歷史の眞相を發見せんとする昌運になりたる喜悅に伴ふて、玆に又一の困難を生じたることあり、其は何事なるかといへば、是より後の新進の學者が古文書を讀むことに甚だ苦澀せんと是なり。

今の新學に教育されたる人は漢字の素養に乏しきに因て、國語國文の改良を望むの聲は年を逐て高く、或は漢字を減省せんといひ、甚だしきは全廢せんといひ、一方には言文一致の論も起れり。又一般の氣習は漢字の利便になれて、語學文法に意を用ゐる者なし。國文家は是を漢文と思ひ、徒に詩歌の純假名語をのみ講究して、社會の實用文は此にあるを忘れたり。國語國文に通用の文書を除去されては、言文の交換の途は草蕪せり、這は國文の大關にて今更言ふても詮なかるべし。

古文書の原は官府體の漢文なり、日本に習用せられて交換の繁く久しき間に倭習を生じ、是まで漢學專修の時にてさへ、漢文學者も、國文學者も、これを讀むに甚だ苦みたるに、漢文の素養乏しき學界に向ふて古文書學を勸むるは殆ど逆風に舟を進めんとするに近し、必ず人より厭棄さるゝべし。さりながら國史學をなさんと志ざす者にして古文書を讀むを得ざるは、羅馬字を知らで西洋學をなさんとするに齊し、他の科學はいざ知らず、國史の研究をなすには必ず古文書を讀みてこれを解釋し得る知識を養成しおかざるべからず。たとへ漢字の運命は廢滅に歸するとも、其は將來の事なり、既往には遡らず、今が今まで國中に取扱ふたる文字は歷史

となりて殘る、これを時代に從ふて讀碎くは國史學の任なり。

且理論より推すも古文書を日本人にて讀みがたき文とは謂を得ず。漢文には原つけど自國の通用文なり、漢語には出たれど自國の通用語なり、通用文語を書綴りたる物なれば國人として讀めがたく解しがたき理はあるべからず。是まで漢文學者の讀むに苦しむは文書のむつかしき故にはあらず、初今の漢學者は漢文に向ひし素養の相違せるによる、彼は經書の雅文より學び入り、文學の詩賦を作り習ひ、唐宋の美文を讀もし書もするに因て、なへて通用文通用語に疎き故なり。國文家も亦然り、彼が素養されたる歌詞美文はすべて通文に遠し、ましで漢文に倭習を交へたるものなるを以て、彼は意に介せざりしにより、これを讀むに困しめるは理りなり。されば新教育を受たる人は漢文を取扱ふとの是まで素養されたる人より比較的に少きを以て、初めては稍困難を感ずるならんと雖も、亦漢字の美文習慣に染まざるを以て、自國の古き通用文通用語を讀むには却て苦澀を感ずる少き利のあるべし。

言語文字は習慣を切要となす、幼少より慣たる國訛りは音の抑揚まで細に變化

を聞分けれど、慣ぬ他國の語の意味を通暢聞取得るに至るは甚だかたきは、早く習慣に染入せざる故なり。通常に用ゐる語を耳に聞けば容易に解釋すれど、文字に寫せば遽に讀むに苦しむは見慣れぬ故なり。婦人の書きたる平假名文には眞假名萬葉假名の交りたると雖も、艸體なるを以て容易に讀取を得れど、若しこれを楷書になをして寫すならば必ず苦難を感ぜん、古事記の文は古奥なる様なれど、これを平假名交りに寫せば讀易くなる、皆見慣れたると否とに因るなり。古文書も亦然り、今人の消息文(謂ゆる御座候文)も行艸體にかきたるまゝなれば、見慣たるによつて讀去るに容易なれど、楷書に寫して印刷すれば漢文に類したる讀がたき文となる。古文書は即ち昔しの消息文なり、文句用語の時代につれて歴史變化をなしたるものあれど、大體に於ては決して讀難き文にあらず、熟誦する功の積もりて習慣となれば、却て雅文よりは平易なるべき理にあらずや。

○第十節　官府體漢文の來歴。

漢文の體に三あり、雅文、通文俗話、是なり。是まで漢學者の習用したるは雅文な

り、故に俗に通ぜず。俗話は支那語學の習はすが如き平話の直寫なり、助詞のみ多くして文を成さず。世人の普通に漢文といふは、此兩體のみを注目して、彼に入らざれば是に向ひ、通文は全く眼孔より遺脱したり、或は別に通文のあることを知らざるならん。通文は即ち古來官府の通用文にして、支那も日本も專らこれを以て、公私の用を達して、其文體の源は一より出たれど、兩地の言語習俗の異なる社會の中に、習用さること甚だ久しくして、互に源流の經過遠く、歷史變化を重ねたるを以て今は殆ど和漢の官府文書は全く異樣の觀をなせども、其流に遡つて尋ぬれば一源なるを認めん。古文書學の專究すべきは此通文に在を以て、先づ其來歷の大概を知りおかざるべからず。

官府文は周代より來ると雖も、秦の法律政治に發源すと謂て可なり、官府の習用語を以て事の狀態を平易明白に直敘する文體なり。雅文の如くに辭句を修め、趣味をこめ、景致を帶びて抽象し、言外の意を玩味さするなどゝ文彩潤色をなすことなく、惟事の有のまゝを、紛れなく、見易く書き碎きて、人に讀せても、誤解なからしむるを主として書く通文なり。國史の材料の多く昔の公文を其まゝに記入したること

皆人の知る所なるべし。 支那歴史の材料もこの通文に書きたるもの多し、修史者の手にて其要を摘み、煩冗の句を去り、檃括して雅文の樣に修め、以て史册となしたりと雖も、中には事實を失はざる樣に官府語を其まゝに用ゐたる所ありて、歴史は雅文通文を混じたる書き方なるものとす。

史記漢書の文にも官府語を多く用ゐてあるなり。 項羽本紀に項梁嘗有櫟陽逮、乃請蘄獄掾曹咎書、抵櫟陽獄掾司馬欣とある、逮は及の義より罪の連及に用ゐ、漢史に制獄有逮捕と見ゆ、是より習用して捕縛することゝなり、逮捕、逮治は、追捕、退治と書くことにもなれり。 抵は至の義なり、其官宅に至り書面を證に差出して相憑託するに用ゐ、抵當の抵は是より轉化したるものとす。 高祖本紀に告歸之田の告は漢律に吏二千石有予告賜告とある、告は休暇のことなり、戰國策に商君告歸とあれば周代よりの語なり。 此の如く一語の義にても知らぬ人に對して解釋すれば六ヶしき語の樣なれど、習用すれば誰も自然に了解し得るものなり。 見よ今の人に退治といはゞ征伐することゝ解し、抵當といはゞ担保品と解するならん、是が即ち逮抵の歴史變化なり、言語の歴史變化は無窮のものにて、殊さら公衆に多く用ゐらるゝ言語に

多きものとす。

官府語とは官吏の習用語にて、今にて換言したらば法律語といふて可ならん、政府萬能の時代に於ては、猶更官府に包まぬ事業はなき故に、總て實用的の說明をなす語は官府語となりて通文に用ゐられたり。漢の初めに蕭何が秦律によりて定めたる九章の律も、叔孫通の官儀も、みな官府文にて書きたるが本となり、晋、宋、齊、梁、陳、隋の六朝を經る間に幾度も增補改革を經て、遂に唐律、六典となりたり。日本の律令はこれを講究して編成されたるものなれば、和漢共に律令の文は同じ官府文にて即ち源は一なり。されど今普通の漢學者に唐宋明清の律、會典、及び奏議などを示しなば、大抵は讀に苦しむ人のみならん、初めより通文にうとき故なり。苟も實用は通文にあるを知りて此に意を用うるならば、我等が平生に話す言語もみな官府語、及び其文理なるを以て、古文書は人の務めて俗を脫せんと修潤したる雅文よりは却て讀み易かるべし。

余は日本に漢文を書き始めたるを、上古筑紫の娜縣(ナノアガタ)より漢の樂浪郡へ交通したるとき、彼縣、即ち渡津見(ワタヅミ)氏の譯(ヲサ)官が官府文を敎習したるに起ると斷言す。以來太

宰府に譯官あり、其系統は遂に長崎の唐人通事となり、明治に至り清國の修好を媒介して、今に至るまで官話を話し、官府文を作るものは其系統を承たる一派の人に屬し、漢學家とは全く別派なり。此の如く漢文は國際の必要によりて輸入し、始めは專ら通文を書習はして必用を辨ずるに切々たりしに因て、また雅文を作る餘裕はなかるべく、故に文學的の文の發達したるは餘程後世の事とす。應神帝の博士が進んで明經明法に分れ、其時に傳へたるは六朝の學にて、雅文は四六の儷體を常とす、散文は官府通文の語氣多き俗文に近し。これを、吳音(當時の首都南京)を以て讀ませ、主とする目的は政治にあり、律令の修定にあり、是みな官府體を習はして公文となす順序を誘きたるものとす。是に於て國民の實用する事務上の語の闕乏を補足して官府語となり、これを習用するとの久しきにより、固有の倭語と同しく一般に浸染し、今は公衆に話されてある語の半にすぎたり。又其通文(即ち官府語の漢文)も古文書の示すが如く、時代の經過につれて變化し、今まで一般に用ゐられてありし消息文となりては漢文の正體なき書様の如くなれど、猶其系統に遡れば六朝の官府文より歷史變化したる條理を按ぜらるゝ。其然り、故に清の官府文と

我近代の官府文とは比較にならぬ程に異樣なれど、一千四五百年前六朝の時より派別をなして雙流し、互に歴史變化を閲したる結果にて大相異をなしたるを以て古文書の時代を遡りて繹ぬれば漸々に其源は一なるを認むるなり。

○第十一節　通文雅文の相異。

通文と雅文と表面は相似たれども、これを綴る用意は殆ど反對なるものとす。雅文は抽象的なり、韓退之の言に惟陳言之務ｦ去、戞々乎其難哉とある如く、久しく習用したる語さへ陳言套語と嫌ふて務めて清新なるを擇む、ましてて俗の通用語は雅といふ體面を傷るを以て痛く嫌ふなり。通文は言文一致的にて官府習用の陳言と世俗の常語とを以て書綴り、只甚だしき鄙陋なる俚語を用ゐざるまでにて極く書綴りよき文なり。故に通文は用語も文體も時俗の流行につれて變化し易きものにて、支那にては六朝の文が唐、宋、明を經過して今の清朝官府文となりたり、日本にては藤氏、源氏、文明、天正の亂を經てます〳〵倭習を生じ、今の消息文となりたり。

故に今となりて互に相異すると非常なれど、之を要するに習用語の時代につれて變化したるにすぎず、其源は一より出たり。日本の通文は今通用する消息文も古代の公文も、體面甚た相違すれど習用語に於ては、自ら歷史變化の跡を繹ぬるに難からざるなり。

例へば都合、不都合といふことは今に習用さるゝ語なり、雅文には之を俗語とて嫌ひ、別に雅馴なる漢語に替へんとして適當の辭なきに苦めり、此の如く社會の事情をいひくだく語は抽象的の雅文には適せぬものと云ことを了解したる人は少し。都合、大都といふは原は呉音にて讀みたる會計上の語にて、今の合計、總計と同じ、元來俗語なり、帳尾に結算の合ふをいふ、因て事務の首尾合はぬを不都合といひ、事のよく結ぼるを都合好といふ、古來公文に用ゐたる官府語の歷史變化なり。俗語の「がつてん」は合點の呉音にて、是も帳面を勘査し、數の合ひたるに勾點するより、轉用したる語なり。昔し六朝の通文を日本に輸入せしとき、彼の首都は今の南京にてありしを以て、呉音にて讀習はしたるが一般の通用語に染込み、其後律令の定まる比は唐學となりて、漢音に讀たれども、呉音の習用已に久しくして遽に改めがたき

を以て、其まゝ律令の文も呉音にて讀むことになれり。太政官(だぜうくわん)、大納言(だいなごん)、勘解由(かげゆ)外記(げき)等を「だいせいくわん」「だいのふげん」「かんかいゆう」「ぐわいき」とは讀まざるなり。追從を「ついせう」、苦患を「くげん」、輕忽を「きやうこつ」、公事を「くじ」といふ、是等は文字にては雅文にも用ゐるを妨げざれど、口頭にて呼ば俗語となるなり。

凡そ官府體の通文には六朝の官府語を習用して自然國語となれり、今漢學家は是も倭習と思へど、其實は官府語を知らざると、呉音を聞慣れぬと、此兩點より出たる非難にして、畢竟は雅と俗と趨向の反對したるによる。倭習といふは、日本の語格を漢文の語格に當嵌て顚倒し、或は義訓の假名を挿むなどをいふ、日本人にては讀にかたからず。故に今より以後に雅文の敎習が先入せぬ人は、却て古文書に向ふてまづ此迷岐を生せざる便あらんと思ふなり、倭習は我々が慣れたる俗語なるを以て自ら入りやすき便あるべし。

國語にて訓ませたる官府語は往々に和漢の大相異をなしたるあり。例へば「蒙仰」「被仰付」「依仰執達」等は文書にては常用の語なれど、此仰はもと仰(アフ)ぐと讀み、たのむ

と訓すべき意義にて、貴者より賤者に言付るに用ゐたる語にて、今の清朝官府文にも共通りに用ゐてあるなり、和訓栞に北齊の比より用來れりと群碎錄に見ゆとあれは、即ち六朝の官府語とす。然るを日本にては國語のおほせと訓じ、言付られたる人よりの敬稱に用來りたるを以て、清朝文とは全く相異となりたり。奉、奉書、奉行の奉は上意を奉ずるの義なり、承、承知、承畢の承はすべて旨意を聞取たる義に用ふ、日本にては國語のうけたまはると訓じて此の如く遣ひ分け來れり、支那にては奉命承旨などゝ雅文にも用ゐて差別あるなし。是等の例の如く古文書を見慣れば常用字となりて、普通には必ずしも解釋を勞せざれど、字義の源流を繹ぬれば此の如く同異あるもの多くあり、故に古文書學を爲すには官府語の深き穿鑿をなすよりも、古文書を多く讀みて慣習するを捷徑とす。

○第十二節　官府語習用の變化。

余嘗て清朝の官府文を學びしとき、官府語を解釋したる字書ありやと質問した

れば、支那の字書は雅訓を選錄する主義にて著はしたる書なるにより、俗語を解したるは至つて希なりとの答へにつき、字書の搜索は絕念したり。近來泰西の書を飜譯する人は淸人の對譯字書より引用して其官府語を以て譯し、又法學の流行にて彼の律令を讀みて官府語を採用したる等にて、是までの漢學者の用ひ慣れぬ熟語が自然と國語となりたる多し、銀行、兌換、保險、撿查、條件、捕拿、挪移、該官、應用、幇助、窩主、掏摸、乾兒、綽號、淨旦、打扮、伙器の類是なり。又詩は雅文なれども人情風俗を寫すには俗語を用ゐると唐以來の習はせとなれり、遮莫、忽地、到底、打破、笑殺、借問、俗了、些子、厶麼の類は雅語に非ず、後周の世宗は詩を作らぬ君なれど、燒造所司より陶器の色を請ひし時、これに批して雨過靑天雲破處、這般顏色做將來と書し下げられたり、其時の陶を柴窯と稱じ、後世は其碎片をも金翠と價を同しくすといふ有名の談あり、此二句を見るべし、上句は官府文體なり、下句は俗話なり、近來此の如き俗話の語も世に習用さるゝ、社會の萬爲を書碎く用語は世の遷るに從ひます〳〵變化す、之を討究するも史學者の任なるべし。

古文書に多く用ひたる詮議、沙汰、吟味、評定、異義、非難、撿校、勾當、確執、胡亂、勘辨、勘定、

定額、支度、領掌、案內、油斷、扶持、合力、濫妨、押領、頂戴、大都の類、旣に國語となりて一般に通用せられたれど、元は六朝の官府語なり。又佛教の語より通語となりたるもあり、慈悲、善根、法事、供養、布施、精進、煩惱、妄執、寄進、三昧、業因、果報、往生、因緣、功德、神妙、殊勝の類なり。儒學より出たる俗語は比較的に少なけれど、忠信、孝悌、道德、仁義、知識、才能、藝術等の雅語にて國語の不足を補ふたるは枚擧にたへず。又官府語の中には所詮、無難の如く音讀訓讀並び用うるあり、所存、所望、不慮、不沙汰、無念、無法、未進、未練、勿論、勿體、莫言、有德などと虛字を著けて音讀するあり、詮議之次第、沙汰之限、不及是非、無勿躰、理不盡、申掠、言語道斷、無遠慮、加地子、前代未聞、未曾有、胸臆之說、(以上官府語)南無三寶、歸命頂禮、法界無緣、不思議、未來永劫、金輪際、彌勒之世、奈落之底、(佛教語)などゝ、成句のまゝに通語となりたるあり。或は逮治を退治、宰領を才領、弱年を若年、鬮を孔子と書きたるが如く同音假借もあり。綺(いろふ)を緯、充を宛とかくは六朝様の書形より訛れり。此様の漢語が國語を補ふて、二千年の星霜を經るまゝに閭巷村落の方言にまで染漬し、其が文書に寫されて通文を成したれば、其實は決して國人の讀み難き文にはあらず。

言語の歴史變化は社會の自然にて決して免れがたきものなり、爰に少しく其故を辨しおかん。法衙の聽訟所を法庭（廷にはあらず）といふ、足利氏の比まで朝廷に於ては庭中といへり、記錄所、撿非違使廳の構造より稱へしならん、舊幕の時は庭に白沙を布きて其上に坐せしめたるによりて白沙といふ、今は法廷の構造異なれど猶白沙の語は沿用さるゝ、即ち歷史變化なり。莊屋、名主の如き、昔し莊園の盛んなりし比、島津莊の如きは薩隅日に跨り、數郡を寄せ、國司よりも大なりければ今の島津家は其下司より此の如き大名となれり、若狹の大良莊は東寺領にて、後龜山天皇は其下地を供奉に御領なされたり、此の如き例は甚だ多し、同國の今富名主の如きは守護と肩を比ぶる程の人よりなる、例にてあれど小さき莊園の莊司名主は微々たるものもありぬ、然るに文明の亂後には莊園頽れて、大莊屋小莊屋と稱へて、田舍の豪農なりしが、猶も衰へて莊屋名主といへば村々の百姓頭分のとになり畢れり。百姓といふも元は氏氏名名の良家をいふ語なりしに、追々人口稠密になりて、畿內の如きは課戶の班田を受る百姓衰落し、却て權門社寺地の給人に豪族多くなりて其位地を替るに至り、猶帝室領などは御百姓と稱へて士族にてありけれど、其後ま

すます零落して、遂に氏もなき賤民の耕作人をいふ語となれり。是等にて通用語の歴史變化を例すべし、又難澀とは、納租を難し澀りたる末に所帶地を收公されて零落したるを難澀者と稱へしより、困窮を難澀といふことになれり、勘當とは罪科を勘じ當ることなり、不行跡にして不孝罪に勘當されんとするにより、父兄より除籍することあり、因て除籍を勘當といふことになれり。此例の如く昔し習用したる官府語は大抵世をふるまゝに歷史變化をなすものなる故に、其文書を讀みて時代に比へ、歷史に照して、之を解釋しさるは古文書學に於て切要なる研究にて、頗る興味あることにぞあるべし。

第四章　最古の文書。

○第十三節　支那史に存ずる日本最古の文書。

日本に傳はる古代の文字は、出雲の文字島の石に彫たる少名彥命の文字といふもの、常陸の鹿島社に傳はる古文字あり、其字形に八紘繹史に載たる苗人の字に類す、支那人は苗字を古文(謂ゆる科斗文字)となして讀み日本人は神代文字となさんと試む、みな竟に允當を得ず、周代荊揚に行はれたる苗人の字とするが正傳なるべし。　釋日本紀に師說大藏省御書中有肥人之字六七枚許、先帝於御書所令寫給其字、(○。○は日本の漢文にはかゝる句格あり、即ち倭習なり、國人は讀むに難からず、注意しおくべし、)皆用假名、其字未明、或乃川等字明見之、若以彼可爲始歟とあり、是承平の私記なれば先帝は醍醐帝なり、仁和寺書籍目錄に肥人書、薩人書を載す、昔はかゝる古文書も存じたれど今はなし。

　漢字の傳來を考ふるには、まづ大篆、大篆、隷書の三變に注意せんを要す。　日本に

は秦の小篆までの痕跡を認めず、承平の師說に肥人の字を其字未明、或乃川等字明見之とあれど、其時の博士が大篆小篆を知らぬことはあるべからず、されば肥人書、薩人書なるものは苗人の字にて川の字も川(セン)にはあらで別字なるべし、假名のツを門の艸體と說をなせど、是も苗字より來るにはあらざる歟。凡そ眞假名は隸字を用ゐたるものなれば、漢代になりて漢字は入りたるを證すべし、余は漢武帝が韓地に四郡をおきしより樂浪海中の倭人百餘國彼郡に交通すとあるに據て、其時より文書の必要ありて、譯部これを讀習ひ書習ひたるより眞假名及び官府文は起れりと斷定せり。後漢書に倭奴國より彼の洛陽に使節を通ずること再三なれど、表文を錄せざるは其文のさして要なきを以て例により略したるのみ、黃金の印を領受する程の接遇に表文のなきことはあらざるべし。

是より迥に降りて、宋書の東夷傳に、宋順帝昇明三年戊午、(是年梁に禪る)倭國王武の上表を載たり、是を日本文書の始見とす、其文は

封國偏遠、作藩于外、自昔祖禰、躬擐甲冑、跋涉山川、不遑寧處、東征毛人、五十五國、西服衆夷、六十六國、渡平海北、九十五國、王道融泰、廓土遐畿、累葉朝宗、不愆于歲、臣雖下愚、

忝胤先緒、驅率所統、歸崇天極、道遙百濟、裝治船舫、而句驪無道、圖欲見呑、掠抄邊隸、虔劉不已、毎致稽滯、以失良風、雖曰進路、或通或不、臣亡考濟、實忿寇讎、壅塞天路、控弦百萬、義聲感激、方欲大擧、奄喪父兄、使垂成之功、不獲一簣、居在諒闇、不動兵甲、是以偃息未捷、至今欲練甲治兵、申父兄之志、義士虎賁、文武効功、白刃交前、亦所不顧、若以帝德覆載、摧此彊敵、克靖方難、無替前功、竊自假開府儀同三司、其餘咸假授、以勸忠節、

是は雄略帝の時にあたる、帝は御名を稚武尊と申す、奄喪父兄とは允恭安康兩帝の崩をいふ。此文◦◦◦の句は祖宗の功烈と臣民の義勇を叙述して、自ら國の威武を誇耀し、而して◦◦◦の數句國際の腴詞を用ゐて敬を表するも分寸あり、名文と謂べし。書紀に據れば、此時の使節は、雄略帝の寵任ありし史部の身狹村主青、檜前民使博德にて、孰れも支那の歸化姓なり、彼等の草せし文なるべし。辭句の沈著したる處は必ず修史者沈約等の修正あるべしと雖も、原文になき語を彼は代つては作らじ、原文の結構美なりしと疑ひなし、是を抄寫の古文書に略修正を加へたるものとす。

此文を最古の文書として擧るならば、書紀に載たる神武帝奠都の令、崇神帝校科

の詔、みな抄寫の古文書なりと謂ふものあらん。　古文書學をなすには眞僞の鑒識を必要とす、其は後に述ふべしと雖も、彼二詔文は余斷然と後の修史者が造爲して體面を繕ふたるものと判定するなり、鑒識力を養ふために附載しおくべし。

自我東征、於茲六年矣、賴以皇天之威、凶徒就戮、雖邊土未清、（靖カ）餘妖尙梗、而中州之地無復風塵、誠宜恢廓皇都、規摸大壯、而今運屬屯蒙、民心朴素、巢棲穴住、習俗惟常、夫大人立制、義必隨時、苟有利民、何妨聖造、且當披拂山林、經營宮室、而恭臨寶位、以鎭元元、上則答乾靈授國之德、下則弘皇孫養正之心、然後兼六合以開都、掩八紘而爲宇、不亦可乎、觀夫畝傍山東南橿原地者、蓋國之墺區乎、（神武帝の詔）

漢字の移入したる最初の時代なれば文の拙きは却て實に近けれど、此文は辭藻の頗る華美なるを怪しむ。　雖邊土未淸以下の十句は卷初に記しある日向にての議と辭氣克く似たり。　巢棲穴居習俗惟常の句は大和に土蜘梟帥（タケル）國栖（クス）の占據するを謂たるにて誤解に近し、且かゝる野民の中に、かゝる文を頒布するも不倫なり。　夫以下漸々と六朝文に近くなり、末の聯句は全く六朝文になり畢り、西漢の時代の文にあらず、日向の議と同しく修史者の苦心して造爲したるものとす。

朕初承天位、獲保宗廟、明有所蔽、德不能綏、是以陰陽謬錯、寒暑失序、疫病多起、百姓蒙災、然今解罪改過、敦禮神祇、亦垂教而綏荒俗、舉兵以討不服、是以官無廢事、下無逸民、教化流行、衆庶樂業、異俗重譯來、海外既歸化、宜當此時、更校人民令知長幼之次第及課役之先後焉、崇神帝の詔

此文は僞作の跡明白なり。。。。。句の前なるは漢書の成帝鴻嘉元年二月の詔を剽して、天地を天位に、日月不光百姓蒙辜を疫病多起百姓蒙災に改めて時事に合せたり。後なるは同く鴻嘉二年三月の詔を塡めたり。異俗云云は蝦夷征服をいふならん、文字當らず。此外書紀に六朝の歷史を生呑活剝して詔令を塡補したる文は猶多し、浮とは信ずべからず。

○第十四節　日本に存する最古の文書

本居宣長が語氣をまねるには非ざれど、書紀編修者の漢籍心にて上古の文書を塗抹し、且僞造したるに因て、其中にあたら遺文のあるも辨ずべからざるに至らし

めたり。今にして當時の原文と認むべきは、推古帝の時乙丑年七月(紀は前年四月に誤れり)聖德太子の親ら肇め給ふといふ十七條の憲法を最古となす、世に隱れなき文なるを以て此には錄せず。隋書の倭國傳に、煬帝の大業三年、倭王多利思比古(男名なり?)使を遣し、其國書に日出處天子致書日沒處天子無恙云云とありければ煬帝覽て悅びずとあり、是は丁卯の年七月に、又小野妹子を隋に遣はされし年なり。翌戊辰年に隋より裴世清を遣はして妹子と共に來朝し、其時に呈したる彼の報書は紀に載すれど、煬帝が妹子に授けたる復書は百濟より掠奪されたりといふ、再び妹子を遣はれたる報書は左の如し。

東天皇敬白西皇帝、使人鴻臚寺掌客裴世清等至、久憶方解、季秋薄冷、尊候何如、想清悆(一に念とも愈とも)此卽如常、今遣大禮蘇因高大禮乎那利、謹白不具、

太子傳曆に、天皇太子を召して答書の辭を議し給ふ、太子筆を執りて東天皇敬問西皇帝と書き給ふとあれど信じがたし、是式の文を攝政太子の親ら起草せらるゝとあらんや、史部などの書たる文なるのみ、前年の辭を改められしならん、此辭も穩當とは謂がたし。至より以下の文は必ず誤脫あり、且末文は闕たるべし、不完全の文な

るのみならず、たゞ普通の歎問にて當時の文藻として貴ぶべくも覺えず。書記の鹵莽は毎々此の如し、日本最古の抄寫文書として擧る力なきを憾む。

此時代の文字の全存して貴重すべきは、上宮聖徳法王帝說に錄しある法隆寺の金堂に安置したる東壇佛藥師像光後の銘なり。

池邊大宮治天下天皇大御身勞賜時、歳次丙午、召於大王天皇與太子而誓願賜、我大御病大平欲坐故將造寺藥師像作仕奉詔。然當時崩賜造不堪者、少治田大宮治天下大王天皇及東宮聖王、大命受賜而、歳次丁卯年仕奉。（八十九字）

丙午年は用明帝元年にて太子は年十三なり、紀には用明帝翌年四月の新嘗祭より病みて崩ずとあれど、此に據れば前年より病み給へるなり。丁卯年は前に述たる小野妹子が初度に隋へ使せし年にて、其年に造りたる藥師像の銘なり。此文ゝゝは國語の其まゝにて、古事記體の文なり、、、の分は官府體の文にて、倭習の書き方なり、僧徒の筆にも非ず、固り太子の作には非ざるべし。

又中壇佛釋迦像の光後に銘したるは、

法興元世一（卅一の誤り）年、歳次辛巳十二月、鬼前大后崩、明年正月廿二日上宮法王

枕病弗豫、于食?王后仍以勞疾、並著于牀。時王后王子等及與群臣、深懷愁毒、共相發願、仰依三寶、當造釋像、尺寸王身、蒙此願力、轉病延壽、安住世間、若是定業、以背世者、往登淨土、早昇妙果。二月廿一日癸酉、王后即世、翌日法王登遐、癸未年三月中、如願欲造釋迦尊像并俠侍、及莊嚴具竟、乘斯微福、信道知識、現世安穩、出生入死、隨奉三王、紹隆三寶、遂共彼岸、普遍六道、法界含識、得脫苦緣、同趣菩提、使司馬鞍首止利佛師造、(百九十六字)

尺寸王身とは太子の軀に等しとの義にて、此像を太子等身の金銅佛といふ。司馬鞍首止利佛師は繼體帝の末に、梁の歸化人といふ司馬達等の孫にて有名の佛師なり、河内國澁川郡、鞍作(鞍部とも)村主を賜はりて鞍作首を氏とす、日本佛師の始めなり、父を多須奈といひ僧となり、德齊法師といふ、止利は鳥とも書く。

此等身の像は推古帝三十一年に造れると文中に見えたるが如し、太子の母鬼前后は廿九年に薨し、太子は三十年に薨す、書紀には廿九年に誤る。此銘文は官府體にはあらず、佛僧の文體にて。。。の句は經典の語格なり、古文書に此語調を雑ふることまゝあり。法興元は伊豫風土紀湯郡碑に法興六年丙辰とあれば、崇峻帝四年

を元年とす。
又同じ比中宮寺に寄附されし繡帳二帳あり、最も法隆寺に藏したり、其龜背の上に縫たる四百字許の文あり、後に出すべし。此三件の銘文は金石文に屬し、文書の類にあらずこは、已に第八節に辨じたるが如し。普通文人の碑文などゝは異ひて太子記念のために信敎の誠心より書いて勒したるものなれば、最も著實の文にて以て書紀の誤謬を正し、當時の眞を徵すべき貴重の文なり、因て類例に泥まず、日本に存ずる最古文書の首に錄しおく。

○第十五節　原本の存する最古の文書。

聖德太子の薨後より尙百餘年間の文書は佚して傳はらず、其說は次章に說くべし。前に擧たる法王帝說は其時代に寺僧の錄しおきたる古記にて、壇佛繡帳の銘に限らず、總て貴重すべき文あり、其記によりて、繼體帝以後にも、書紀の年代月日を誤りたる點を正すを得る。續日本紀の撰は書紀より逈に確實なれど、何故か元正

帝の比までは材料に乏し、三代格に擧たる詔符も、此時代は抄錄多きに似たり、撰格所にも原案は多く存せざりしにや。正倉院の古文書は東大寺建立後の遺物なれど、遡りて天平比までの古文書を存ずるさへ珍重なるに猶遡りて大寶三年の戸籍帳數卷あり、まゝ散紙となり殘闕して存ず。是は帳簿類に屬し、普通の文書に非ず、且數紙に亘るを以て、此には抄錄して古文書原本の最古なるものゝ一斑を示すべし。

數卷の戸籍帳は首尾佚して完たからず、

(縫の裏に 御野國加毛郡半布里太寶貳年戸籍 とあり)

中政戸秦人小咋戸口十四 正丁三少丁一 小子五并九 正女三小女一 耆女一并五

下々戸主小咋 年六十正丁　嫡子稲麻呂 年卅少丁　次伴足 年十六小子

次牟都麻呂 年十四小子　戸主同黨尓伎頁 年卅六正丁　子小人 年六小子

次荒人 年四小子　尓伎良弟古麻呂 年八小子　戸主同黨秦人佐目 年卅六正丁

此裏ニ縫書アリ…………………………………………

戸主妻秦人當賣 年卅五正女　兒飯賣 年九小女　佐目妻秦人寺賣 年卅四正女

寄人秦人目都賣 年卅正女　寄人秦人若賣 年七十耆女

五保中政戸秦人都々弥戸口十七 正丁二 兵士一 次丁一 少丁一 小子三 耆老一 並九 正女四 小女三 緑女一 並八

下々戸主都々弥 年六十八耆老　嫡子加良比止 年卅三兵士　次大庭 年九小子

戸主弟也呂都 年六十一次丁　嫡子由彌 年廿五正丁　次五百依 年廿二正丁

次百足 年十九少丁　次奈理 年十六小子　辛人子宇麻 年八小子

戸主妻秦人小倍志賣 年卅五正女　兒比賣 年十三小女　次恵止賣 年十一小女

辛人妻秦人部麻理賣 年卅五正女　兒牟志賣 年二緑女　也呂都妻秦人猪手賣 年五十正女

戸主孫秦人阿加賣 年五小女　戸主姪秦人身賣 年廿八正女

（以下ハ略ス）

太寶二年十一月　日追正八位下五百井造豊國

守直従五位上少治田當麻朝臣　大掾務従七位上津島連堅石

介勤從六位上許勢朝臣眞弓　少掾追正八位上紀朝臣宮麻呂

少目追從八位上矢集宿禰宿奈麻呂

主帳進大初位下縣主弟麻呂

太寶貳年十一月御野國山方郡戸籍

三井田里戸數伍拾戸　上政戸拾壹（中下壹戸 下上壹戸）　（下中壹戸 下下壹戸）

中政戸貳拾壹（下中伍戸 下下拾陸戸）　下政戸拾捌（下上壹戸 下中壹戸）　下下拾陸戸

口數捌佰仇拾仇　男肆佰貳拾貳　有位捌（正丁參 次丁參 癈疾壹 老者壹）

正丁壹佰伍拾參之中　兵士參拾貳　遺壹佰貳拾壹（鍛壹）

次丁拾　少丁肆拾壹之中　兵士參

遺參拾捌　小子壹佰肆拾肆　綠兒伍拾貳

廢疾伍　篤疾貳　耆老漆

女肆佰陸拾參　有位次女壹　正女貳佰拾貳

次女拾伍　少女肆拾　小女壹佰貳拾捌

綠女肆拾伍　耆女貳拾貳　奴漆

正奴參　次奴壹　少奴壹

小奴貳　婢漆　正婢肆

小婢參

（以下略ス）

是は後に東大寺の封戸となりたる百姓の原籍にして、毎郡に一卷を造ると思はる、前の加毛郡は卷の尾なり、後の山方郡は卷の首なり、首に郡計を記し、次に各政戸を錄す、是が書式にてあるべし、各卷の縫にちと書したり、志の字にてあるべし。
是より少し降りて、和銅二三年（凡七年）のものと覺えて、戸籍の異動を注記したるものあるを錄すべし。

（此前後の端はきれてなし、紙面に陸奥國印を捺す、）

意弥子黑麻呂年廿六　殘丁　和銅元年死、

戸主占部加氏石年卅四　正丁　太寶二年籍戸主占部古氏弥戸、戸主子、今爲二戸主一、
寄大伴部忍年九　小子　太寶二年籍後、移休出二里內戸主大伴部意弥戸一、ゝ主爲レ甥、
次眞忍年七　小子
從父弟大麻呂年廿三　正丁
忍姉麻刀年十四　小女　上件二人、忍從移往、
本戸主古置弥年六十七　耆老
子甲年卅八　正丁
子東麻呂年十四　小子
寄大伴部意弥年卅三　正丁
甲妻同族黑年卅八　正女　上件五人、慶雲三年死、
意弥妻占部弥都年卅八　正女
皃刀自年廿五　正女　上件二人、慶雲四年死、

戸主三枝部母知戸欠
戸主弟諸忍年卅六　正丁

戶主姑古奈年六十三　老女　上件二人、太寶二年死、
戶主君子部國忍戶
戶主弟古須兒久岐自年廿一　正女　大寶二年籍後、嫁出往ニ郡內郡上里戶主君子部波尼多戶ニ、戶主同族阿佐麻呂爲ㇾ妻
戶主子金麻呂年十九　少丁
次身麻呂　小子　上件二人、慶雲四年死、

（以下略ス）

此後神龜元年比の戶籍には、兩耳聾、左食指爪无、額疵、右頸黑子などゝ、其體格の異を詳錄したるあり。或る一通は表面に所解　申請筆墨幷事（一行）右爲ニ今召加經師等、所ㇾ請如ㇾ件、以解、（一行）寫寫經所所所解と筆を試みたる字あるを見る、以て推想すれば、大寶以來の戶籍帳が故ありてか寫經所に存在して、寫經師の下敷などになしたるならんとも思はるゝ。其帳簿を他の文書と共に勅封して今に現存するを以て、古代の財產たる、謂ゆる大御寶（オホミタカラ）の分配が、大化の改新に田籍戶籍を作りて處分されたる、當初の眞象を證するを得て、以て古に遡り、屯倉（ミヤケ）部民の實況を考ふる料となし、而し

て後に降り、授田私田の沿革して、莊園地頭の所領となりたる由來を原ぬる本源を知り、千餘年間の古文書を概括して此學の開端を審かにするは實に史學の大幸と謂べし。

すべて帳簿は公文式に於て解に屬す、解は官府語にて上司へ解陳分疏する文をいふ、史記に以風爲解或は以海風波爲解などの句あり、是等の義より沿用したるなり。帳簿の外に文書の原本にて傳はるは是も正倉院文書に皇后職の移解を最古とす、左に擧く、

皇后宮職移　圖書寮　（官司相互に移すを移といふ）

大初位上船花張善　上日壹伯拾玖　夕肆拾　九月上日十二夕六　十月十夕四　四月廿五日夕十　五月廿夕五　六月廿四夕四　七月廿七夕十

寫紙肆伯參拾張　涅槃經條三帙　紙一百九十張　瑜伽論抄三卷　紙二百卌張

少初位上安子見公　上日壹伯陸拾壹　夕伍拾　十月十二夕五　十一月十五夕六　十二月廿八夕　正月十一夕四　三月廿夕三　四月十五夕四　五月十九夕五　六月廿一夕七　七月廿夕八

寫紙漆伯肆拾肆張　涅槃經第一帙　紙百九十二　第三帙　紙百九十張　瑜伽論抄　二卷　紙百廿張　晉書第九帙　紙二百卌二

少初位下幸金福　上日壹伯參拾漆　夕肆拾伍　正月十一夕二　二月廿七夕十　三月廿六夕七　四月十六夕五　五月十九夕六　六月十四夕五　七月廿日夕十

寫紙陸伯壹張　涅槃經第四帙紙百九十二　實相般若經第五卷卌張　瑜伽論抄二卷紙百卌四張　晉書第四帙紙二百卌三卷

少初位下秦雙竹　上日壹伯參拾貳　夕參拾漆　九月十夕三　十一月十四夕八　十二月十夕三　正月十五夕七　二月八夕二　六月廿日夕四　七月廿七夕十

寫紙伍伯漆拾玖張　涅槃經第一帙　紙百九十二　法華經八卷　紙百六十張　實相般若經五卷　紙卌張　唯識論十卷　紙百七十張

右起去年八月一日、盡今年七月卅日、上日夕幷寫紙、如件注狀、故移、

天平三年八月十日正八位下六屬勳十二等內藏伊美吉

皇后宮職　申書上日事

少初位上新家大魚　上日壹伯捌拾漆　夕貳拾　八月十六　九月十四　十月十五　十一月十九夕三　十二月十八　正月十三　二月十二　三月十三　四月十二　五月十七夕四　六月十八夕六　七月廿日夕七

寫紙玖伯參拾玖張　勝鬘經二卷　注金剛般若經三卷　勝鬘經疏一卷　金剛仙論二卷　合八卷紙百七十二張　涅槃經第二帙　紙二百一張　瑜伽論略集十卷紙百八十五張　瑜伽論抄三卷　紙二百十八張　晉書第十三帙　紙百六十三張

右起去年八月一日、盡今年七月卅日、上日夕幷寫紙等、如件注狀、以謹解、

（裏に）天平三年八月十日正八位下大屬勳十二等內藏伊美吉

前なるは官司互に移すに因て移とす、後なるは皇宮職大屬より上官へ申すに因

て解とするなり、並に案文なる故に書式具備せず、是を留めおいて後の撿閲に備ふ、撿案内とはこれを撿するをいふ。 二通共に、、去年とは天平二年をさす、今に習用る語なり、廿餘年前なりき、淸人が、或氏の文を見て、去年とは去何年にやと問ひしにより、昨年なり、貴國にては如何んと問返したれば前年と答へしとなん、去年前年ともに不確なる語にて異りなけれど、習慣によりて此の如き訂正を生ず、今此文書に據れば去年といふ習語は由來久しきを知る。

去る七月に帝國大學編纂の大日本古文書初冊を印刷發行され、大寶二年より天平六年までの文書を盡く網羅したれば、此學をなすもの必ず閲覽せざるべからず、此は惟其一端を挑ぐるに過ぎずと知るべし。 猶少し辨を費しおくべきとあり、古文書の原本を撿するに、字形と筆意とは、各要件の一なるを以て、務めて其眞を存じおきたしと雖も、六朝樣を明朝樣の活字にて寫し、行書を楷書に改むれば、眞面は既に失へり、徒に古き譌形の壞字を存ずるとも、活字に新彫を煩はすのみにて、改良したる文田に惡莠の種子を遺す、害多く益少きを以て、寧ろ正格の字に讀直して正寫するの優れるに如かず。 但し其中には舊を存じて和漢古今に字形の變化を考ふ

る料となすべきもあれば、此に總論しおくべし、大寶戸籍以下數通の文字を正したるは

御　貳　籍　咋　耆　嫡　稻　足　牟　佐　兒　若　庭　辛　惠　豐　追
直　掾　烏　勒　從　勢　眞　縣　弟　肆　廢　漆　婢　移　置　族　往
慶　職　圖　初　寫　卌　卅　晉　屬　美　解　剛　經

四十六字に及べり。其中に於て、の廿二字、原本は壞形に屬す、嫡を女商に作り稻初移を示旁に、掾を木旁に作り、籍弟に艸を冠らせ、勢を圭旁に、勒を堇旁に、兒を臼下の人に、惠を亩心、婢を女早に作り、族を矢に从へり、みな字學乏しき筆者の謬にて、六朝以來の弊習とす。中には全く別字になり了りたるあり、弟を艸に从へば第にまぎるゝが如し、貳は弍貝にて財計に用う二の字なり、或は貢弋に作り、或は貮に作る等、今に正體なきは大寶以來のこと弊習なるを知るべし。漆は水傍の木人水に从ふを、或は來水に訛り、或は麥に訛るあり、大寶以來の計算には多く七水に作りて普通に用ゐらる、是は木人水の行體を諧寫したるにて繁畫を避たるなり、正楷には正さゞるを得ず。廢は疾にのみ疒垂れに从ふことあれど謬字に屬す、本帳は發も亦行

體になれり、置は全く形を失ひ、庭を庭に作り、職を身旁とし、圖を中のみ書す。島は山旁の鳥に作れり、尙書に島夷を鳥下の山に作り、後に連火を去りて島の字に定まりたるに、俗には猶山旁鳥を用ゐて輓近まで習用せり。美下の大を筆勢に因て、火となし、轉化して羙と書く、是も大寶時よりあり、後の假名は此形の姿致あるを以て習用せられたり、是等は壞字の習用久しき形なれば辨へをくべし。其他或は一點畫を加へ、或は略し、或は行草の略畫に從ひたるを正形に改めたる壞字あり。但彌を弥に作り其まゝ存じたるは、尓の字は假名のみとなり、古今習用して和字の樣になりたるを以てなり。麻呂の麻は麻に作るを正とすれど、通用字は林に从ふ、因て兩用し正さず、此〻の文書より麻呂を一字の樣に署したるもあり。鍛は鍛ならんと思へど、鍛冶は金師にて鍛冶の譌には非ずとの說もあれば原本に從へり。

第五章　古代の漢文と假名文。

○第十六節　古の漢文假名文は相近し。

官府體の漢文と假名交り漢文とは、古往今來日本の通用文となりて、殆ど言文一致に近し。されど世人は史學者の主とする時代の思想なき故に、日本人はもと假名ありて國語を其まゝに寫して文を作りたるに、漢學の流行より彼字を模擬して、語格に合はぬ漢文に改めんとしたるに因て、言文の困難を招きたりと、漫に思惟するもの多し、大なる誤想なり。這は却て官府體漢文の歴史變化を經過したる後に於て、通用文の便を忘れ、唐宋の雅文を綴りて俗用文にも用ゐんとしたる失敗に適當したる論なり。古代は然らず、其故は、奈良の朝までは今の如く平假名も片假名もなかりしなり、此時に當り眞名(マナ)にて國語を其まゝに寫したるヿの困難は如何ばかりなりしとは、古事記萬葉集を見れば想像さるゝべし。元來日本に於て言語を文に寫すヿは漢字の渡りてよりぞ創まれり、假名といふは漢字の訓、若しくは音を假りて、國語の名詞に代用するの謂にあらずや。漢字の渡りし始めに於て、漢文を書き得ぬ人の眞字を假名に用ゐたる光景を想像すれば、漢文を書習ふて專用せんと望みたるは、寧ろ自然の傾向とこそ謂べけれ、決して强てこれを脅制して漢文を用ゐたるにはあらず。

まづ其時代の人になりて、音假名を累用すると、訓假名を塡譯すると、其便不便を比較し見るべし、音は阿麻氐流於保美加美、於保句爾奴士と十五字を累ぬるに、訓は天照大神、大國主の七字にて足る、宇氣母知能加美、布那斗能加美と十三字を累ぬるに、保食神、岐神の五字にて足る。 言辭を綴るにも、阿賀那勢能美擧斗、宇都志幾阿烏比斗久佐と十八字を累用するに、吾夫君、顯見蒼生にて足る、猶一句二句の語を綴るには、更に簡短にて意を達するを得る。 國語の格にて阿米我志多乎於佐米太麻布、ムム乎女登利、ムム乎宇牟と書くべきに、漢語の格にては治二天下一、娶二ムム一、生二ムム一と書き、乎及び太麻布などの前置後置字を省きて、自ら其中に含ましむる便もあり。 如何に古代の人は閑日月の多くして氣永くとも、勞逸繁簡の取捨は自然に存ず、漢文に習はぬ人が漢文を習へる人の簡易にして明白に言語を寫すを見なば、自然に我も／＼と之を書習はんとの望みを興さゞるを得んや。

さりながら文辭にて言語を書寫すは易き樣なれど、是には文心てふものあるものにて、其才性の乏しき人は倣し能はぬものとす、因て其發達は遲澀し、久しく藝業人の專職となり、貴族には漢學の素養乏しかりし故に、名詞動詞を假名交りに書い

て覺束なくも用を足らしたる人は多かるべし、是を以て國文の源泉とはなし難し。應神天皇の博士をおき、文氏史氏を定め給ひしより、始めて貴族の文學を啓誘し、幷せて政治の發達を催し、繼體帝より以來は明經明法學を講究し、やがて佛敎の流布となりたりければ、律令を作り、會計を整へ、敎化德義を奬むる等、迚も固有の國語のみにて辨じ能ふべきにあらず、王公貴族のやつきとなりて漢文を習はすに至りたるは、言文發達の順序に於て然らざるを得ぬ傾向となりたるものとす。

試み見よ、德義を敎ゆる固有の國語は何程あるや、忠、孝、仁、義に振る邦訓はみな無し、佛敎は漢譯にて渡來したり、これを國語に譯する能はざるを以て、女にも漢語の經文を諷誦せしむるに至りたり。此事情は高尙なる敎義のみ然るに非ず、日常生存に用ゐる、財用、藝術、政務、法令みな國語は不足せり、因て漢字の官府語を移して其不足を補ひ、用辨をなし。漸々に一の習用語を生じて國語を形成するに至りたり。應神帝は東晉の末に當る、推古帝は隋代に當る、此年代の間に彼は吳都の晉、宋、齊、梁、陳、隋六朝を通過し、官府の習用語も、佛敎の常誦文も、其吳都より輸入したるにより て、官府語も佛經も吳音にて訓み、六朝語を以て國語を足らし、通用文を書たるが、實

治大王之女名多至波奈大女郎爲后、

以上二百十七字は當時の假名文の一體と見て然るべし、此假名の中に、巷奇は蘇我なり、奇は哥の誤りなるべし、至は知なり、己を古また與に用ゐ、彌を美また賣に用ゐたり。音假名の習用は時代によりて同じからず、古事記も或る時代の假名なるべく、書紀の假名には時代〲の異同を存ず、眞假名の字同じからざるは、平假名片假名の字樣時代により異なるが如し、是も歷史變化として見るべきものとす。

此文を書紀の文體になをせば、磯城島宮治天下天皇、名天國排開廣庭尊、娶蘇我大臣稻目宿禰女堅鹽姬命爲皇后、生名橘豐日尊、妹名豐御食炊屋姬尊、復娶皇后妹小姉命爲妃、生名孔部間人皇女。磯城島天皇之子名渟名倉太珠敷尊、娶庶妹豐御食炊屋姬尊爲皇后、坐譯田宮治天下、生名尾治王、橘豐日尊娶庶妹名孔部間人皇女爲皇后、坐池邊宮治天下、生名豐聰耳命、娶尾治大王之女橘大女郎爲后。此く書けば字數は三の一を減して、却て眉目に明かなり。若し又眞名を平假名に寫しても讀易くなるならん、其は見慣たる故にて、即ち習慣なり、文の便不

に古文書學の源とはなりたり。

　六朝の官府文と、梁、北魏にて譯したる佛經とが、吳音にて當時の貴族に敎習され、推古帝の朝に至るまで、京師の通用文は何程まで進步したるや、諸國の國宰良家の人に何程の文筆ありしや、古書古文書の傳はらぬより推せば、必ず猶未熟にてぞありつらん。聖德太子の十七條憲法は例外として、法隆寺壇佛の銘も僧徒の才筆を運したる文ならん、同じ比中宮寺に寄附されし物とて、法隆寺に存ずる繡帳の文も僧徒の筆にて、其時代の假名を交へたる平易なる書き方なり、此に假名交り漢文の一例として左に擧ぐ。

斯歸斯麻宮治天下天皇名阿米久爾意斯波留支比呂爾波乃彌己等、娶巷奇大臣名伊奈米足尼女、名吉多斯比彌乃彌己等、爲大后、生名多至波奈等己比乃彌己等、妹名等己彌居加斯支移比彌乃彌己等、　復娶大后弟、名乎阿尼乃彌己等、生名孔部間人公主、　斯歸斯麻天皇之子、名蕤奈久羅乃布等多麻斯支乃彌己等、娶庶妹名等己彌居加斯支移比彌乃彌己等、爲大后、坐乎沙多宮治天下、生名尾治王、多至波奈等己比乃彌己等娶庶妹名孔部間人公主、坐濆邊宮治天下、生名等己刀彌々乃彌己等、娶尾

便を極論すれば、字數少くして、用事の悉すを皆の大便とすべし、是古代に於て漢文を書習ふを便としたる情由なり。

歳在辛巳、十二月廿一日癸酉日入、孔部間人母王崩。

明年、二月廿二日夜半、太子崩。

于時多至波奈大女郎悲哀嘆息、白畏天□□□□之、雖恐懐心難止、使我大王、與母王如期從遊、痛酷無比、我大王所告、世間虚假、惟佛是眞、玩味其法、謂我大王、應生於天壽國之中、而彼國之形、眼所叵看、悕因圖像、欲觀大王往生之狀、天皇聞之悽然曰、有我一子、所啓誠以爲然、勅諸采女等、造繡帳二張、畫者東漢(アツマアヤ)末賢、高麗(コマ)加西溢、又漢奴(アヤノ)加己利令者椋部秦久麻、

以上百七十四字は官府體にも非ず儷偶體にも非ず、佛經の文調にして、僧徒の筆に成たる平易なる文とす。

前半の文を見て、其比に漢文を書習はぬ人は、眞名にて言語を書綴るの如何に不自由なりしやを想ひやられ、後半の文を見て、佛法流布につれ、經典の眞旨は、漢字の飜譯に非ざれば國語にて說明されぬとをも悟るに足ならん。

○第十七節　崇佛定令修史に付て文の發達。

推古帝の朝に、聖德太子は儒學佛敎の進みに從ふて三つ大業を創められたり、一は三寶の興隆、二は律令の撰定、三は歷史の編修、是みな漢文の敎習を一般に誘導する原動力となりたり。

三寶に歸依するには、男女となく南梁北魏にて譯したる佛經を諷誦し、其語を暗記し、其意味の說法を聽聞するを勤めざるべからず、因て自然に其文句は習用語となりて、女まで漢文を書綴るを得る便りとなりたり。律令の漸々と修定されて官府の諸務に施行さるゝに從ひ、六朝の官府文を讀覺えて、其官府語を用ゐたるにより、其意味を解するを得ずしては、貴賤となく公事を辨ずべからず、因てます〳〵學校を興して之を敎習し、明經學よりもまづ文章業を重んずる樣になりたり。歷史編修は、今より言へば古來の事跡を其まゝに寫しおけば事足るべき樣なれど、當時にありては決して然らず、歷史には官府文を其まゝに用ふべきに非ず、之を取捨し、

修潤し、文辭を粧飾し得るを天晴（アッパレ）良史の筆となしたるは、唐韓を通して其比の風儀なり、故に最も文筆の達者を撰まれ、力を極めて六朝の雅文たる儷偶文を學びたり。因て其風は官府文にも及びて、官省に於て文章生の書たるは、公文の辭句にも儷偶調を帶びて、華に失する節も多くあるなり。此の如き時節となりたるも其由來は久しき事にて、前に擧たる壇佛繡帳の文を書たる時代より已に其波を擧たりき。

是より京師の王公貴族はます／＼儒佛の學に心を入れ、藤原鎌足公は神儒佛を兼て、名臣の績を立られたる程にて、和魂漢才を兼ざれば顯榮を望みがたき世とはなれり。是を以て三大業の歩を進め、佛僧も政要に參し、大化に至りて官制、田籍法を施行され、近江の朝に律令定まり、淨見原の朝に歷史を撰定され、大學國學の興隆したる等、ます／＼漢文を都部に敎習する傾向となれり。京師に於ては官府文の域より雅文を綴る域まで進入し、陳隋の五言儷偶の詩を作りて、和歌に代んとするに至りたり。さりながら雅文は文才ある人の餘力を遊ばしむる藝なれば官府文の實際の必用に迫りたる比にあらず。殊に詩は語格音調の相異によりて一膜（マク）を隔つるにより、其發達甚た鈍く、懷風藻の載る所を見るに、初唐の氣格にも至らず、山

田史三方が新羅に遊學して詩賦を善くするとて、養老中大學頭に昇進し、東宮の侍讀となりし程なれば、其他の伎倆も推て知べし。其後阿倍仲麻呂唐に遊學し、王維、李白、杜甫などと交り、秘書監とまで登用されたるは、非常の文才ありし人なるべし、因て日本の名譽を揚たれど、日本の詩は盛唐の氣格を接納するまでには進歩せず、猶六朝様にて、萬葉集、懷風藻に存ずる、四六文を其選とす、是を當時官府體の通文を盛んに奬勵されたる梢の花と見るべきなり。

之を統るに、推古帝より五六十年を經て近江の律令定まり、淨見原の國史成たれど、又持統の朝に十八氏の墓記を徵され、太寶元年に律令を重修し、和銅七年に國史を重修され、養老二年に至り今の律令は定まり、四年に今の日本書紀は成たり、其間幾と百年を經過したり、是を古文書を作る能力を養成したる年月とす。されど律令は國郡の末まで准奉すべき實用の法規なれば、京師に試み、近畿に及ぼし、全國に普く行はるゝまでには、此の如く永き年月を費して、再三改定ありたると、最も然るべき事にして、夫も猶誤解するもの多くして、生死相半、出入異科の弊あるを以て、更に百餘年を經て天長に義解を頒たれたり。此裏面には國郡の臣民が官府體の漢

文に慣れぬ故に、國學に於て文章を教え、史生學生に右筆代書を頼む等、一方ならぬ騷ぎなりし光景を想はるゝ。其然り、故に養老比までの古文書原本にて傳はりたるは實に珍重と謂べく、奈良朝までの古文書は晨星の如く稀なれば、惟續紀、格等に就て、此學の源頭を尋繹するべし。

國史も律令と同しく再三重修されたるは何故ぞといへば、事實の材料を集むるよりも、寧ろ文辭の修潤に精力を疲らしたるものと思はれ、中には紀年を逆推して事實を攪亂する等の徒ら事さへ其間に造爲されたり。太安麻呂は養老修史者の巨擘にて、和銅四年に詔を奉じて古事記を撰し、已以訓述者詞不逮心、全以音連者事趣更長とて、通體の漢文に音假名を交へて書たるは、史記漢書に官府語を交へたると其趣旨を同くす、事實の眞を傳ふには此文體を用ゐるを適當なりとせん。さりながら當時人心の風潮が漢文に傾注したる力は、中々此の如き漢文交りの假名文に安んずべきに非ず、一方には佛教の流布に因て男女共に經文に心耳を傾け、一方には頒令に因て遠近の人みな公文に精魂を殫し、和歌の前書さへ漢文を綴り、或は四六儷偶の序を添え、萬葉假名は半ば漢化したる假名にて、而も其歌調は古きまゝ

にして進歩を見ず、(萬葉歌を學びがたしといふは古語古調なるによる、總て時代違ひの語調は巧拙に拘はらず摸し難きものなり、)かゝる時代なれば、修史家は務めて漢文の雅體を學び、事實の詮義は後にして、抽象的の辭藻を彫鏤するに年月を費したるは、亦時の風習にて然らざるを得ぬ勢なり。

續紀は書紀に比すれば修飾少く、文書の正體を錄したれど、如何なる故にや天平比までは材料乏しくて闕略多し、當時の文書は早く散佚したるならん、懷風藻の序に、(天平勝寶三年の文)近江の朝を叙して、宸翰垂文、賢臣獻頌、彫章麗筆、非唯百篇、但時經亂離、悉從煨燼とあれば、天智の朝までの文は壬申の亂に燒燼したり。天平寶字八年惠美押勝の亂などにも文書は多く燒たらん、此前後の宣旨、官符、解文の類に原本の存ずるものなし幸に正倉院の文書が勅封せられて存ずるに因て、當時の眞を睹るを得たり。其他は零紙遺簡を古寺より發見するにありて、律令と國史との撰修されし比は、貴賤の人が漢文にて實用を辨じたる一斑を知るを得る。古文書の由來は推古以前にありと雖も、原本の存ずるもの千二百年に上らざるは、蓋し此の如き事由によるなり。

○第十八節　通文雅文僧文の別。

官府の通文と文學の雅文と佛僧の文と異なるは、讀慣へば自ら判然すれど其大要を摘みていへば通文は、實寫的にして修飾なし、雅文は抽象的にして實錄少し、僧徒の文は敎理を抽象す(儒者も)といはゞ、略其別を知る心得にならん。爰に其例を擧れば、書紀大化二年三月甲申の詔は原文まゝにて修潤を加へざるものにて、最も實寫的なり、文長ければ二節を擧く。

復有被役邊畔民、事畢還鄕之日、忽然得疾、臥死路頭、於是路頭之家、乃謂之曰、何故使人死於余路、因留死者友伴、强使祓除、由是兄雖臥死於路、其弟不收者多。復有百姓、溺死於河、逢者乃謂之曰、何故於我、使遇溺人、因留溺者友伴、强使祓除、由是兄雖溺死於河、其弟不救者衆。復有使役之民、路頭炊飯、於是路頭之家、乃謂之曰、何故任情炊飯余路、强使祓除。復有百姓、就他借甑炊飯、其甑觸物而覆、於是甑主乃使祓除。如是等類愚俗所染、今悉除斷、勿使復爲。復有百姓、臨向京日、恐所乘馬疲瘦不行、以布二尋麻二束、送參河尾張之人、雇令養飼、乃入于京、於還鄕日、送鍬二口、而參河人等不能養飼、翻令

疲死、若是細馬、即生貪愛、工作誑語、言被偸失、若是牝馬、孕於己家、便使被除、遂奪其馬飛聞若是故今立制、凡養馬於路傍國者、將被雇人、審告村首、方授詶物、其還鄕之日、不須更報、如致疲損、不合得物、縱違斯詔、將科重罪。

凡そ百姓とは姓氏ある良民をいふ、是を本義とす、德川時代に姓氏なき賤民を百姓といふは、歷史變化の訛りなり、大化比の詔書に、國司郡司及百姓と書し、或は庶姓萬姓とも書し、無姓の家人奴婢と差別す、是國民の品種に於て大なる限界なり、天武五年に紀臣阿佐麻呂之子遷東國、即爲其國之百姓とあるは其國の士籍に編入したるにて、姓戸を奪ふて賤民に降したるには非ず。不合得物は法律語なり、法に於て做得らるゝを合といふ、因て不合、合無などの語あり。明清の官府文には習用す、唐詩に當時諸葛成何事、只合終身作臥龍の合も其義なり、心得おくべし。

右は通文の書き樣にして、事の在のまゝに文辭を飾らず叙述して、句格の整はる樣に書くまでなり。故に雅文より見れば俗習の去らぬ生成の漢文なるを以て倭習といふ、書紀の文も欽明帝の比より以後は漸々に此樣なる生成の漢文多し、蓋し

文書を其儘に編入したるに由るなり。雅文とて抽象を主とするにあらず、然れども文辭を修潤して佳語名句を作らんとするにより、雕章麗筆に騁せて自然と抽象の多くなる所なり。殊に六朝の儷偶文は華多く實少く、通文には適せざるのみならず、歴史にも適せざるなり、書紀の文を見るに、反對に欽明帝以前に抽象の雅文多きは、修史者の作爲して補塡したる痕跡なりと認む。神武紀の首に東征の詔を擬して、瓊々杵尊開天關、披雲路、驅山蹕以戾止、是時運屬鴻荒、時鍾草昧、故蒙以養正、治此西偏、皇祖皇考、乃神乃聖、積慶重暉、多歷年所、而遼遠之地、猶未霑於王澤、遂使邑有君村有長、各自分疆、用相凌轢、云云とあるは蓋し史館第一の文者が力を極めて漢の詔勅を模して作りたるものなるべし。對句、句中對を用ゐたる處など六朝文としては上出來なれど上皇の初めの想像には中らず、事實として見れば破綻のみ多し、若し神武帝の時に文筆の果して斯く進歩したるならば、爾後の文學は退歩したるか。奈良朝以後は文章學を奬勵されたる結果にて、殊に詔文にはこれに似たる修潤を極めし雅句を綴る習例となるは、天子の德音なるを以てなり、されど餘り辭藻を瑩くにより、抽象的となりて、華多く實少

きを免れざるなり。

續紀以降、文德三代實錄となれば、他の必要あるによりて、文書を其まゝに歷史に編入したるに因て、文筆より觀れば退步してますく枯燥したる樣なれど事實は却てますくたしかになれり、律、令、格、式、符宣抄などゝ幷せて講究すれば、大に古文書學の知識を養成すべし。之に反して書紀の文は美なるほど實少し、例へば日本武尊信濃の歸路を敍して、是國也山高谷幽、翠嶺萬重、人倚杖而難升。巖嶮磴紆、長峯數千、馬頓轡而不進。の聯句は、賦體の美文にて歷史には適せず、後に文章生の書きたる公文の中にまゝ此樣の辭句あるを見る、皆美文に騁せたるものとす。書紀の文を修飾したるとの甚だしきものは、雄略紀に、

乃使人於市邊押磐皇子、陽期校獵、勸遊郊野曰、近江狹々城山君韓袋言、今於近江來田綿蚊屋野、猪鹿多有、其戴角類枯樹末、其聚脚如弱木林、呼吸氣息似於朝霧、願與皇子、孟冬作陰之月、寒風肅殺之晨、將逍遙於郊野聊娛情以騁射。市邊押磐皇子乃隨馳獵於是大泊瀨天皇彎弓驟馬、而陽呼曰、猪有、卽射殺市邊押磐皇子。

是は古事記に、自茲以後、淡海之佐々紀山君之祖名韓袋白、淡海之久多綿之蚊屋野、

多在猪鹿、其立足者如萩原、指擧角者如枯樹、此時率市邊之忍齒王、幸行淡海云云とあり、其原語を敷衍して、西京賦の孟冬作陰寒風肅殺の句を取変へ賦體の華文を摸したるにて、天武帝以來の修史館にてはかゝる文の競爭に長き年月を送り、其中には往々に懸賞文にてもあるかと思はれて陳隋時代の歴史を全く襲用して、歴代の詔書を補ふたる處を見出す、無用の粧飾と謂べし。

法王帝説は法隆寺の僧相慶が著にて、書紀の成らぬ以前の古書と認む、其文は最古の文書として貴重すべし、此に類により當時の文例に一二節を擧ん。

池邊天皇后穴太部間人王、出於厩戸之時、忽産生上宮王、王命幼少聰敏有智、至長大之時、一時聞八人之白言而辨其理、又聞一知八、故號曰豐聰八耳命、池邊天皇其太子聖德王、甚愛念之、令住宮南上大殿、故號上宮王也。

上宮王師高麗慧慈法師、王命能悟涅槃常住五種佛性之理、明開法華三車權實二智之趣、通達維摩不思議解脫之宗、且知經部薩婆多兩家之辨、亦知三玄五經之旨、並照天文地理之道、即造法華經疏七卷、號曰上宮御製疏、太子所問之義、師有所不通、太子夜夢見金人來、敎不解之義、太子寤後即解之、乃以傳於師、師亦領解、如是之事非一二

耳。

是は通文の書き樣にて亦雅文にも適用すべき普通の文にて、文中に綱目あり、文理を得たり。後節の王命能悟以下。。。の分は僧徒の雅文にして、對句の調にて敎旨を抽象したる六朝樣とす。總て佛僧は偈讃などに詩賦の句を造りて敎旨を抽象し、理會し難き所に深意を寓するなり、文學者の詩歌も亦然り、其場合に非ずしてかゝる句調を用うれば浮華の文となる、凡て文句の解しがたきは却て巧を弄びたる所にあるものなり。

○第十九節　古代の假名文。

時代の違ひたる文書を讀めば解釋し難きは、畢竟は言語調子の異なるによる、故に尋常に平叙したる文よりも、修飾し抽象したる文ほど猶更解しがたし、換言すれば、其事の在のまゝに書たる古文書よりも、文句を修飾したる紀記の文が解取(ゲシトリ)がたき理なり。然るに假名文を讀慣たる人は漢文をおしなへて解しにくしといひ、紀

よりも記の文を事實を得たる樣に謂ふは、全く反對の考へなり。古事記の序に全以音連者事趣更長といへり、是は漢字の訓にては其語に含みたる事趣の深長なる所を譯されぬによりて、原語のまゝに音假名を連ねて假名交りの漢文を書くといへるなり、深長なる意味を含みたる古語こそ、的にも解しにくきを表するものなれ。尤も實事的の活動語ならば、當時の寫實なるを以て、深く闡究する價値あれど、此の如き語に限りて必ず形容的抽象的の華詞なるものなり、看よ、紀の正文には其矛鋒滴瀝之潮、凝成一島、名之曰磤馭盧島と記したるに、記には「鹽こをろ〳〵に畫鳴而引上時自其矛末垂落之鹽、累積成島、是おのころ島」と、是だけの假名語を加へたるは全く文のあやにて、歌じみたる趣きの深長なるまでなり、事實に於て何も益する所はなし。又長き文段を擧れば、

紀の一書に、故磐長姬大慙、而詛之曰、假使天孫不斥妾而御者、生兒永壽、有如磐石常存、今既不然惟弟獨身御、故其生兒、必如木華之移落。と　五十言の文を、

記には、大山津見神因返石長比賣而大恥、白送言、我之女二、並立奉由者、使石長比賣者天神御子之命、雖雪零風吹、如石而常堅不動坐、亦使木花之佐久夜比賣者、如木

花之榮榮坐うけひて貢進、此令返石長比賣而、獨留木花之佐久夜比賣、故天神御子之御壽者、木花之あまひのみ坐、故是以至于今、天皇命等之御命不長也。と百二十餘字に書延へたり、

二書は事實に小異あれど、其言は略同じ、磐石常存と常堅不動とは「ときはにかきはに」の譯なり、詛は「うけひ」の譯なり、移落は「あまひのみ」の譯なり、譯字の當否はいづれか是なるや知らねど、さして得失もなし。 元來これは歌詞の思想にて、古語をつらねたる處に古趣を存すれど、實は姫の名が石と夜となるより思ひ出で、文をあやどりたるまでにて、趣味として味ふもさして益もなし。 大抵記の文に音字を連ねたる處は此類にて、詩歌としては趣味のあらんも、事實に於ては其效少し、但古語の其まゝなるを以て、目にも耳にもむつかしく思はるゝまでなり。

漢字の義訓を普通に人の記憶したる後の世となりては、音假名よりも訓の假名を塡めたるが、字數を減じて眉目にも明かに、意味を早く見取るも便ある故に、純國語の和歌を書くにも萬葉假名を用ゐるとに移り行けり、萬葉假名は即ち毎句を假名交りの漢文になして、成だけ訓の假名を塡むる書樣にし、古事記の文と異なるな

し。ましで國語を主用する必用のなき通用文には、官府體の漢文を以て事實を直寫する方が實際に便利なり、事務を取扱ふ人に意味深長なる文句を弄びて玩味する閑暇あらんや。古文書は其時代に於る習用の語を以て平易に書たる文なれど、其さへ時代の移るに從ふて讀取りがたき文句の多きに、若し萬葉の如くに眞假名を交へてあるならば、如何ばかり讀取がたからん、又音假名のみにて古語を綴りたるならば、紀記に載たる歌詞の如く疑義は百出すべし。然かのみならず、數多の同音ある漢字より、單に音を假りて、以呂波仁保、また伊濕者爾褒と書き、又訓を假りて、胃羽于火、また膽葉丹穗などと、種々の假名を思ひ〳〵に用ゐるは、如何ばかり不便を感したらん。正倉院文書に天平比のものと覺ゆる假名文一二紙あり、行草を交へたる字體にて、我輩は何事をつらねたる文なるや、意味を讀取るあたはず、左に其一を擧ぐ。

メ(マヽ)和可夜之奈比乃(乃カ)可波利尓波於你末之末頭羊美奈美乃末知奈流奴乎宇氣弖心(止カ)
於你乃尓(流カ)□都可佐乃比女伊布之可流□由惠尓弥利宇氣牟比止良久流末毛太之
米己(己カ)末都利伊和乃米太末布曰奶祢尓毛伊太佐牟之可毛己乃波古美於可乎毛阿

夜布可流可由惠尓波夜久末可利太末布曰之於保己可以可佐奈毛氣奈波比女乃
太食太可比女己女波尓氣都流

是にて知べし、整頓したる漢字を綴る漢文の格あるに、其雜多なる字形を假り、音と訓とを交へ、眞行草を混じ、國訛りを文に寫さんとするは、明に向ひながら闇に却歩するものなり。

平假名、片假名の發明は、奈良朝の萬葉時代に假名の苦難なる經驗を通過し、平安京の初めに成出たるものと思はるゝ。世俗に片假名は吉備眞備の五十音に始まり、平假名の以呂波歌は出雲假名とよび、僧空海の作と言習はしたれど覺束なし。片假名は經典の傍訓に用ゐたる音の略標ならん、其は字形の左へ斜になりたるにて推察さるゝ、因て奈良平安の交より傳はる佛經に注意したれど、未だ其證は見出さず、されど此字を本文に書つらねては字形をなさず、故に、余は斷然と傍訓の用として、本文に用うるを廢したり、今は世人も多くは之を廢したり。平假名は既に日本文字となりたりとして然るべく、大に便益を與へたれど、其字體は以呂波歌だけ一定したれど、假名文には早くより音訓を取交て用うる習はせにて、字體のまちま

ちなるは、猶奈良時代の不便を遺留せり。片假名も足利氏の初めまで字形は一定せず、紅葉山に存ずるト部兼夏が寫本書紀の傍訓は、ニを尓に、ワを禾に、マをア に、テをチに、サをヒに、メをメに、ミをアに、スを爪に作れり、吉備公の五十音には如何なる字形を用ゐたるにや、今の類從本にては證し難し。

純假名文は前述の如き困難のあるを以て、早き時代より少し漢字を記臆すれば、輙ち漢文を書習ひたるに相違なし、假名を必要とする文も、古事記體、萬葉體に綴ることになりたるは、漸々と漢文に近寄たる傾きなり。此外に宣命文といふ一種の文體あり、是は漢語の格によらずして、全く國語の格にて漢字を綴るものにて、古代の語調を其まゝに寫すに必要なり。其書き様は、訓の假名を大字に書し、音假名を小字に書して語尾を綴るものなり、訓と音と紛れぬを以て、眉目に明かにして好し、今の漢語交りの假名文は其一層進化したるものと謂べし。

宣命文は、上古に中臣部が誦したる天津諄詞、太諄詞の遺法と謂ものもあり、古宗教の詩歌にて口傳さるゝは、日本の神道に限らず、西洋のドルイド教も亦詩歌にて文字に記さず口傳したりといふ、即ち諄辭なり。是を宣命文體に寫すは、必ず漢字

の甘苦を經たる後の思付ならんずんばあらず、加茂眞淵は出雲國造の神壽辭は舒明天皇の朝にあらはれ、大祓辭は天智天武の頃に作りたるならんといへりと。大祓は柿本人麻呂の修潤を經るとの説あり、其浮華なるは必ず後の歌人の潤筆なるべし、其他延喜式に載る祝詞には却て古き文のあるべし、敏達帝の殯に蘇我馬子物部守屋の詩（しのびごと）も、文に寫しなば宣命體に適するものなるべし。持統帝の即位に神祇伯中臣大島が中臣壽詞を讀しとを記す、台記別記に載たる康治元年大嘗會の中臣壽詞の前文は是なるべし、左に錄す。

現御神止大八島國所知食（シロシメ）須大倭根子天皇我御前仁天神乃壽詞遠稱辭定奉良久止申須。

高天原仁神留坐須皇親神漏岐神漏美乃命遠持天、八百萬乃神等遠集倍賜天、皇孫尊波高天原仁事始天、豐葦原乃瑞穗乃國遠安國止平久所知食天、天都高御座仁御座天、天都御膳遠長御膳乃遠御膳止、千秋乃五百秋仁瑞穗遠平久介安久介由庭仁所知食止、事依志奉氏。天降坐之後、中臣乃遠都祖天兒屋根命、皇御孫尊乃御前仁奉仕氏、天忍雲根尊遠天乃二上仁奉上氏、神漏岐神漏美命乃前仁受給波里申仁、皇御孫尊乃

御膳都水波、宇都志國乃水戸天都水遠立奉牟止申遠里事敎給志仁依氐、天忍雲根命天乃浮雲仁乘氐、天乃二上仁上坐氐、玉櫛遠刺立氐、自夕日至朝日照万氐、天都詔戸乃太詔刀言遠以氐告禮、如此告波麻知波弱韮仁由都五百篁生出牟、自其下天乃八井出牟、此遠持氐天都水止所聞食止事依奉支。

如此奉志任任仁所聞食須瑞穗遠、四國卜部等太兆仁卜事遠持氐奉留、悠紀仁近江國野洲郡、主基仁丹波國氷上郡、(以下略す)

高天原仁より事依奉支までが壽詞にて、前後は時の祭主となる神祇官にて書添へる文なるべく、此は神祇大副大中臣清親の稱辭なり、中の中臣壽詞は家に傳はる古辭にて、中臣大島が讀たるものなるべし。大島は天武帝の修史官となり、筆を執りて帝紀を書たる人なれば、或は其筆に成たる壽詞ならんか、文中に、、、の分は事實を記したれど、他は古語の調を模したる虛文にて、事實はさして歷史としての價なし。但古き語調を後世にて摸寫するは難きとなるを以て、國文家は諄辭宣命文を重んずるなり、中臣祓は最も稱美さるゝ長文にて、筆力の遒じき書方なるは、却て時代の降るを徵さるゝ、此壽詞などが原料となりて、敷衍されたるにて語調詞華は麗

しけれども、上古の事蹟を繹ねんとすれば失望する程に價値はなし。

文武天皇の持統天皇の禪を受て即位の時には、中臣壽詞を讀まずして宣命詔を發せられたり、是を朝廷の大儀に宣命詔ある起りとす、其文は續紀に載せたり、左の如し。

詔

現御神止大八島國所知天皇大命良麻詔大命乎、集侍皇子等王臣等百官人等天下公民等諸聞食止詔。高天原尓事始而、遠天皇祖御世中今至尓麻氐、天皇御子之阿禮坐牟彌繼繼母大八島國將知次止、天都神乃御子隨母天坐神之依之奉之隨聞看來、此天津日嗣高御座之業止、現御神止大八島國所知倭根子天皇命授賜比負賜布、貴支高支廣支厚支大命乎受賜利恐坐氐此乃食國天下乎調賜比平賜比、天下乃公民乎惠賜比撫賜牟止、隨神所思行佐久詔天皇大命乎諸聞食止詔。是以百官人等四方食國乎治奉止任賜幣留國國宰等尓至麻氐、天皇朝廷敷賜行賜幣留國法乎過犯事無久明支淨支直支誠之心以而、御稱稱而緩怠事無、務結而仕奉止詔大命乎諸聞食止詔。故尓如此之狀乎聞食悟而、欵將仕奉人者、其仕奉禮良狀隨品品讃賜

上賜治將賜曾止詔。天皇大命乎、諸聞食止詔。

是は神に告る文にはあらず、王公諸臣百官國司への詔なるに、公文の常式を用ゐず、宣命體を用ゐられたり、此の如き儀式的の詔に漢文を模して抽象的に辭をつらぬるよりも、國語の古調にて宣るは中々に優るが如し。　文武帝は皇孫珂瑠皇子と申奉りて、持統帝世を治ろしめし、御母元明帝と共に養育し給ひ、橘三千代といふ有名の婦人保姆となり、歴代の中に女權の盛んなる時代なれば、或は婦人の望みに出たるにやあらん。　元明帝の即位詔も宣命なり、元正帝は漢文なり、光明皇后の册立は宣命なり、又公文にも宣命體あり、猶後に詳述すべし。

第六章　天平年間の勅書。

○第二十節　聖武帝の親勅及び古文書と國史と牴觸。

漢字漢文の敎習が律令の撰定に催されて發達したる趨勢は前章に述たるが如しと雖も、當時の文書は傳らず、只勅封の力によつて東大寺の正倉院に大寶二年以

後の帳簿、及び之に屬する解由十餘卷を存ず、前章に抄錄したるは其一斑なり、是を見ても文筆の進みは通用文書を作りて官私の事務を辨ずるに餘りあるを知らん。養老に律令定まれり、國史も成れり、聖武帝の天平より始めて普通の文書の存ずるを見る、蓋し其以前より官府の往復に漢文を用ゐると久しと雖も、盡く散佚したるにて、正倉院は東大寺建立によりて建られたるに、其以前の文書まで保存されたるは幸と謂べし。因て此にまづ東大寺建立にかゝる勅書より始めて、當時の文書を說く緒を挑ぐべし。

勅旨

封伍仟戸

右奉レ入ニ造東大寺料一、其造

寺事了之後、壹仟戸者用ニ

修理破壞料一、肆仟戸者用ニ

供養十方三寶料一、永年莫

勅

東大寺封伍仟戸

右平城宮御宇後、

太上天皇、皇帝、皇太

后、以ニ去天平勝寶二年

二月廿二日、專自參ニ向於

レ動、以爲二福田一、伏願以二此无盡之財寶一、因施二无相之如來一、普度二无邊之有情一、欲レ證二无餘之極果一

天平勝寶元年

平城宮御宇太上天皇法名勝滿

藤原皇太后法名

今帝法名隆基

右は宸筆勅書と稱するものなり、余の閲したる保井田忠友氏の影寫十册中には漏たり、史海第五卷の縮寫に據て擧ぐ、東大寺銅版詔書にも之あり、說は後に具す、

東大寺、永用二件封一、入二寺家一訖、而造寺了後、種々用事、未レ宜二分明一、因レ茲今追議定如レ左

營造脩理塔寺精舍分

壹仟戶

供養三寶幷常住僧分

貳仟戶

官家脩行諸佛事分貳

仟戶

天平寶字四年七月廿三日

太師從一位藤原惠美朝臣

標紙に標紙、依二蟲損一無レ形、久安四年改替畢、

本標紙ノ外題云、　勅書云々

是を東大寺の創建されたる勅書の原本とす、續日本紀に據れば、天平二十一年二月丁巳(廿四日)陸奥國始貢黄金。夏四月甲午朔、天皇幸東大寺、御盧舍那佛像前殿、北面對像、皇后太子並侍焉云云。丁未(十四日)天皇幸東大寺云云改天平二十一年爲天平感寶元年、(黄金の發見に因てなり)。五月に閏あり、秋七月甲午皇太子受禪、改感寶爲勝寶元年、時に御年三十三なり、宸筆勅書は此より以降五ヶ月の間に賜ひたるものとなす、十二月丁亥(廿七日)天皇、太上天皇、太后、同行幸東大寺、施東大寺封四千戸奴百人婢百人とある其日の事なるべし、然るに五千と四千との相異あり、此に古文書學に於て愼重の考を要ずることあり。

下なる天平寶字四年の勅に勝寶二年二月廿一日件の封を寺に入るとの明文あれど、續紀には二月壬午、益大倭金光明寺封三千五百戸、通前五千戸とありて、行幸の事を記せず、前年十二月丁亥に行幸施封を記したれど、四千戸と書し、東大寺と書しあるに、此には三千五百戸と書し、金光明寺の原名を書す、彼是參差として吻合せず、何れを是とすべきか、頗る難問なり。通例古文書と歴史と突合ぬときは古文書を

確實と定むれど、事によりて斟酌なかるべからず、官の文書を原料としたる勅撰史に勅裁にかゝる重事を記錄したるは、最も信ずべき條項とす、されど又正倉院に勅封にて保存されたる勅書ならば露も疑ひあるべからず、然し之を參照すれば互に同じからざるを如何にせん。村尾元融の續紀考證は、東大寺銅版詔書に據り寶字の勅文を擧て、當時東大寺封五千戶明矣、但銅版詔書元年所賜、豫曰五千戶者、蓋後日追刻時所改增也と辨ぜり、銅版を追刻のとき改增したるものなるか、然らば宸筆勅書は後人の改竄摸造したるものといふなり。寶字の勅は全面に天皇御璽を朱捺し紛れもなきものなり、勝寶の勅は影寫を見ず、其書式を見るに、元年の下に、月日もなく、太上天皇太后今帝と御連名あるも寶字の勅と順序違へり、且これは太上天皇の勅書なれば、太上天皇御璽を捺しあるにや、禪位の後に上皇の璽あることを聞かず、定めて璽は捺せざるならん、即ち宸筆勅書たる所なるか。若し普通の寺に此の如く書式に違ひ國史に合ざる勅書を傳へたるならば、古文書學に於て眞ならずとして捨るべし、されど勅封の中に贋勅書の混入すべきに非されば、いよ〳〵比類罕なる聖武帝の親勅と信受すべきにぞ。

さて眞僞の校合は右の辨にて足る、後勅と續紀と互に吻合せざるは何の故なるやといへば、這は尋常の箋釋校訂の外にさる情由の子細もあることなり。何となれば、天皇にても、攝關にても、長官にても、主權者とて主務者の手を經ざることを專斷に事を施行すれば、必ず其事の縺れを生ず、故に如何なる威權の强き人にても、決して專決卽行する事は爲さゞるなり、此理由に明かなれば、法式の完からぬ宸筆勅書の官の文書と抵觸すとて怪むに足らざるを知るなり。蓋し勝寶元年十二月廿七日上皇の天皇太后と東大寺へ行幸の時に、造寺料五千戸を奉入する旨を僧都良辨等へ仰あり、其坐に於て宸筆を以て此勅書を賜はり、後に大臣橘諸兄等へ特旨を傳へられ、五千戸とは是までの千戸に四千戸の加封と恩食したるに、太政官の案內を撿すれば、東大寺は大倭國總國分金光明寺にて、以前に封五百戸あることを撿出し、三千五百戸の加封となることを勘し、歲暮年始の儀式などすみたる後に、順序の手數を經て、二月下旬に施行されたるに因て、其月の史には金光明寺の名にて確數を錄しある所なり。國史の前後に其數の吻合せず、後勅に種々用事未宜分明とあるなど、皆宸筆勅書を賜はりたるより生じたる事にて、其間官府の交涉は讀史者の疑義より

も譁しかりしならん。事務に嫻れぬ長官が、事務の順序を踏ずして事を決行し、後日の迷惑を引起すことは、古文書の訴訟上にも、今の實務上にも、毎々あることなれば、學者諒知しおかんを要ず。

古文書は古史の誤傳疎漏を破毀する力ありと雖も、亦僞作の混雜するものなるを以て、此によく〳〵鑒識を用ゐざるべからず。右に辨じたる如きは正に其好き適例とす、正しき文書と、正しき歴史と、相吻合せざる場合に於ては、平心にいづれも確實なるものと信じて、其疏解を求むれば自ら妥當の理由を發見するを得べし。されど此勅書は勅封といふ疑念の萠を折るものあるを以て、破毀することなくて専意に其説を鈎求する力を生ずれど、若しかゝる勅書を普通の寺に藏しあるならば、假令愼重に眞本を撿するとも、只その料紙、筆蹟、墨色等の鑒識に達したる人の信念を動すに止まりて、其缺點は掩はれず、必ず、疑似の中に埋了されん、是古文書學の難き所なり。故に疑は發明の端といふと雖も、疑念を執着することなく、理解を求むべき要點を求めて氷釋せんこと肝要なり、猶後に端にふれて説ことあるべし。

○第二十一節　聖武帝の勅書及び御遺物。

前に擧たる宸筆勅書より以前に東大寺に賜はりたる聖武天皇の勅書あり、其は十大寺に賜はりたる勅書にて、其一を遠江國榛原郡相良の平田寺に藏する世に有名なる古文書なり、此に之を擧げて東大寺のものと異同を對較し示すべし、

書式は原本に從へども、排行は文長きを以て此冊の罫のまゝに書塡む、是も無論全面に天皇御璽を朱捺したる正式の勅書なり、大臣僧都自署は大字を用う、

絁伍佰匹　綿壹阡屯　布壹阡端

稻壹拾万束　墾田地壹佰町

以前捧上件物、以花嚴經爲本、一切大乘小乘經律論抄疏章等、必爲轉讀講說、悉令盡竟、遠限日月、窮未來際、敬納彼寺、永爲學分、依此發願、　大上天皇沙彌勝滿、諸佛擁護、法藥熏質、万病消除、壽命延長、一切所願、皆使滿足、令法久住、拔濟群生、天下太平、兆民快樂、法界有情、共成佛道。

復誓、其後代有不道之主、邪賊之臣、若犯若破障、而不行者、是人必得破辱、十方三世

諸佛菩薩、一切賢聖之罪、終當落大地獄、無數劫中、永無出離、須十方一切諸天梵王、帝釋、四天大王、天龍八部、金剛密跡、護法護塔大善神王、及普天率土、有大威力天神地祇、七廟尊靈、幷佐命立功大臣將軍之靈等、共起大禍、永滅子孫。若不犯觸、敬懃行者、世世累福、紹隆子孫、共出塵域、早登覺岸。

勅

天平感寶元年閏五月廿日

奉　勅　　正一位行左大臣兼大宰帥橘宿禰**諸兄**

右大臣從二位藤原朝臣**豐成**

大僧都法師**行信**

是は續紀に、癸丑、詔捨大安、藥師、元興、興福、東大五寺云云 とある、其一なり、(法隆寺以下は施物の數減ず)狩谷掖齋曰、蓋是所賜於大安寺格、廢後藏于此也と、平田寺は其末寺にや。 東大寺銅版詔書も粗ぼこれに同し、但敬納彼寺永爲學分を敬納彼三寶分に作り、(續紀に今故以茲資物、敬捨諸寺、所冀に作るは、太政官への

詔文なるべし、)成佛道の下に以代代國王爲我檀越、若我寺興複、天下興複、若我寺衰弊天下衰弊の廿七字あり、後段の梵王を梵天に作り、以下十六字なし、大威を勢威に作り、之靈の之なし、斯く改むれば東大寺への勅文なり。

此は聖武帝の勅なり、太上天皇沙彌勝滿とあれば、此時已に上皇なれども、此勅は上皇の發願なること明白なり。 續紀考證などは、七月甲午、皇太子受禪、天皇御出家と諸書にあるを以て、此勅を追書ならんと謀は取捨を誤れり。 蓋し帝は二月廿四日盧舍那佛前にて捨身し、やがて上皇となり、此勅を發せられ、三日の後藥師寺宮に遷御あり、皇太子受禪式は七月に行はれ、其日に御剃髮なされたり、其式のなき間はしばし空位の理なれど、天皇御璽は上皇の宸裁に用ゐたること、此勅が即ち證據なり。

東大寺の境内地界は勝寶八年に定まれり、其勅定並に圖は正倉院に存す、此に幷せて其文書を擧げおく。

東大寺領

奉　勅七(不明)嵓定三界

四至

北一堺菁川川上高峯　二堺梅本横峯

三堺鳴川北横峯幷梅谷

東四堺馬勝坂又外政所東峯

五堺內合幷津谷

南六堺仙房幷御笠山口七堺寺薗

西八堺興福寺乾角

九堺野馬道幷富羽北坂合

右嵓堺　勅定如件

天平勝寶八歲六月九日

大僧都良弁　□少辨從五位下小野朝臣田守

治部大輔正五位下□□王

造□司長官正五位下佐伯宿禰

大倭國介從五位下播美朝臣

此境内は奈良の東北方一里餘の山を包み、南は御笠山にて春日社と分界せり今は興福寺乾角に本寺の大佛を存ずるのみ。

隨心院文書に、同月十二日に賜はりたる勅書を藏す、幷せ錄して、參

勅　（全面に天皇御璽を朱捺す）

奉レ入二東大寺一官宅及田園等

五條六坊園葛木寺以東

地肆坊坊別一町二段廿四歩

四至　東少道　南大道　西少道幷葛木寺
　　　北少道幷大安寺園

倉參宇

檜皮葺甲倉一字　長一丈八尺三寸　廣一丈六尺
　　　　　　　　高一丈二尺

草葺板倉二字

一字　長二丈八尺八寸　高一丈六尺一寸　廣二丈六尺　着鏁

一字　長二丈七尺二寸　高一丈六尺六寸　廣二丈五尺　着鏁

以前奉去五月廿五日　勅所入如件、

天平勝寶八歲六月十二日

從二位大納言兼紫微令中衞大將近江守藤原朝臣仲麿

從三位行左京大夫兼侍從大倭守藤原朝臣永手

從四位上行紫微少弼兼中衞少將山背守巨萬朝臣福信

紫微大忠正五位下兼行左兵衞率左馬監賀茂朝臣角足

從五位下紫微少忠葛木連戸主

五月に聖武天皇崩し、良辨は不豫の日に晝夜勤勞したるを以て大僧都に拜す、是は其翌月の事にて、東大寺を帝室の檀越に定められたる最初の國葬なれば、色々の

宿捨ありたる文書の內なり、この十二日の勅書のみ何の子細ありて隨心院に藏したるにや、其故を知らず。

七月に帝の遺物を東大寺を始め十八箇寺に獻ぜられたり、其一の勅書は法隆寺文書に存ず、此これを類擧す。

獻ニ法隆寺一

御帶壹條　紫膜斑犀角、金銅裹、鉸具以ニ碧絁一纏

御刀子壹口　大沈香把、斑竹鞘、金銀莊口及鞘、口尾以レ金鏤ニ口邊双一、赤紫黑紫綱緇係、

御刀子壹口　犀角把、白牙鞘、金銀莊口、及鞘、口尾以レ金鏤ニ口邊双一、白組係、

御刀子壹口　犀角把、金銀莊口、水牛角鞘、白組係、

青香□拾節

右並盛ニ漆革箱一、又盛ニ紅綠綱地高麗錦、淺綠臈纈裏、袋又綠地高麗錦、綠纈裏、帊敷机又羅夾纈單帊覆、二幅長六尺八寸　綠綾帶貳條結束、帶長一丈、

奉ニ今月八日

勅一、前件並是

先帝翫弄之珍、內司供擬之物、各分數種、謹献金光明等十八寺、宜令常置佛前、長爲供養、所願用此善因、奉資冥助、早遊十聖、普濟三途、然後鳴鑾花藏之宮、蹕住涅槃之岸、

天平勝寶八歲七月八日

從二位行大納言兼紫微令中衞大將近江守藤原朝臣仲麿

從三位中務卿兼左京大夫侍從藤原朝臣永手

從四位上行紫微少弼兼武藏守巨萬朝臣福信

紫微大忠正五位下兼左兵衞率左右馬監賀茂朝臣角足

從五位上行紫微少忠葛木連戸主

文中にある如く、同時に東大寺にも獻ぜらる、彼は聖武帝御發願にて、代々國王の檀越なれば、勅封にて保存されたり、是も亦其比準にて、他の王公貴戚の獻納と共に寺の資財帳に登錄して、嚴重に保存されたるべし。五件の御物に注したる文を見て、箋釋家は莊(ショウ)は色莊、(論語)莊嚴(佛典)の莊にて、粧と同義なり、繝(ゲン)は錦文にて元明帝紀に染

作暈襇色而獻之とある、其染色なり、後に纈綢とも書くなどゝ釋すなるべく、博古家は亦是に據りて古の刀子と後の短刀合口（アヒクチ）との異同を證し、倭錦、唐錦と、高麗錦との織法を考ふならん。古文書が種々の稽古に證明を與ふる効は甚だ多し、みな古文書學の範圍内に包むと雖も、此學の主とする所は、かく齷齪たることに精力を用うるに止るを本意とせず、更に活潑なる社會の現象に於て、史學の概括力を用うる材料に供せんと、余の希望なるにぞ。

○第二十二節　古代の財産を辨ず。

古文書の現存したるは、帳簿類に於て大寶二年の戸籍あり、文書類に於て天平年中の公文あり、是を最古の原本となす、因て古文書を說く發端として、其中より勅書六通を前節に類擧したり。是みな諸大寺へ寄附されたる簡短なる文にして、さして國家の大綱にかゝる事とも覺えぬ樣なれど、兎も角も至尊の勅書なり、敬畏すべく、珍重すべきものとす。よく熟看すれば、決して細小なる賜與とは覺えず、此文面

に含みたる權能より、後年に至り社會に風雲洶濤を起して、餘多の至要なる文書を簇生し、政治の變化を生ずる機を伏したるものなり。されば此に研究を加ふる淺深によりて、將來無數なる歷代の文書を觀察する知識を啓發し、古文書學をなすの基礎を立るに倔竟なる發端を得たりと思量するにぞ、いざ是より其研究の緒を挑げん。

第一に擧たる親勅は封戶の定めなり、次に感寶の勅書は祿物及び墾田の寄附なり、みな其數たる寡少にあらず、而して寺境の地も帝都良位の山を占有す、最後の御物は貴しと雖も關係は較小なり、亦寺の資財となるものとす。之を統るに六通の勅書の裏面には數萬町の地と、數十萬口の民とありて、以て產業生活を託し、國家財源の增損に關すれば、其影響により地方制度の變化を生じ、藤原氏の權勢となり、武家の權勢となり、領家地頭の爭論となり、遂に室町時代の兵亂となりたる、千餘年間の歷史と文書とは、此中に自ら原動力の伏在することを見出さゞるべからず。

今や國家立法の根基は生命財產の保護にあるは皆人了知する所ならん、古代とても其理に漏れず。今の財產は不動產動產の二に分たる、古の財產は田宅に人民

を幷せたるをいふ、文書にては所領といふなり。其人民が勞力にて田宅より引出す產物を、當時は租庸調の名目にて領主より收納したりしに、だん〳〵と種々の理由にて朘削を加へしに因て、制規を變化し、徵收の名目は甚だ繁し、文書にては總て之を所務と云。天平の比は通用錢の創まりし最初なり、租庸調を收納すれば、其地に倉を建てゝ藏めたり、因ていづれの地にも官の米倉、布帛倉、酒倉、雜物倉、錢倉あり、これを時々の命令に應して取出して臣民に給與す、之を祿物といへり、後に至り錢の使用弘まり、文書には米錢の給與のみの樣に移りゆけり。是等の物品を受納し、或は其給與にて得たる製造品を家々の富となし、應用され、保藏さるゝ、之を貲財といふ。總て田宅貲財は古代の財產なり、古文書の多分は其給與、讓受、契約、沽賣、及び爭訟、公驗につき、證劵として保存されたるものとす、故に古文書學をなすには田宅貲財について其變化沿革の大概を瞭知しおくは、文句の講究よりも最も緊要なり、故に最初にまづこれを略述しおくべし。

封戶墾田等の大意は、國史を讀たらん人は普通に熟知したるべき最要の語なれど、是までの學者は財理を疎にする士氣質(サムラヒカタギ)に、普天王土率土王臣の詩を理想として

歷史を憶測するに因て、田地の事は根柢より誤解したれば、爰に贅辨を費しおかざるを得ず。封戶とは、課戶を與へて其口分田の收入を取得せしむる名稱なり、賦役令に封戶皆以課戶充、調庸全給、其田租爲二分、一分入官、一分給主とある、國郡司に於て公田の收入より封戶の數に從ひ半租を扣除して、其餘を封主に給與するものにて、田地に司宰をおくの勞なくして所得を受る便あり、頗る動產の性質あり。墾田とは、まだ田籍に登錄されぬ荒地を受け、開墾して私田となすものなり、是は其土の人民に限り許可さるゝ定法とす、田令に其官人於所部界內、有空閑地、願佃者任聽營種、替解之日還公とある、義解に若以士人任爲國司并郡司、及百姓等營種者即永爲私田とあれば、墾田は永く私有地となるものにて、全く不動產なり。以上は甚だ見易き事なれど、猶舊學者は漫然たる理想に牽れて、自らこれを理會し難くなしたり、論じ闘きて先入の迷霧を霽しおかざるべからず。

彼が普天率土の理想は臣民に私有地なしと妄信せり、因て公田私田の辨別さへたゝず、古來の家領莊園はみな破法の曲事と思へるにより、文書は闇になりたり。又財理に疎きを以て、法令の實行を德義のみに判斷し、替解之日還公の令文を見れ

ば、國司の墾田は滿任には還して歸京すると思へり、迂疎も亦甚だし。元來京官が國司を經て昇進することを競求したるは、此墾田を得て家の身代を富すが主となる目的にて、替解までには其地に於て子を生み、或は養子をなし、令條の還公を免るゝ方は種々あり、故に世を經るに從ひて國々に私田を增加し、或は質入し、或は沽却し、種々に轉傳して、一方には又姓氏の混亂となり、古文書上の爭論となりたり。

班田に就ても迂疎なる迷說は每々聞ところにて、班田及び租庸調は隋唐の制を摸したる空文にて、實際には行はざりしならんと疑ふもの多し、彼等は班田を猶金錢の勘定をなすが如くに、六年に一度づゝ全國の戶口を數へて田地を授受すと思へり、迂闊の至りなり。元來土地の平方積を町段畝に等差するは、帳簿上の打算を便にするにあり、必ず此數に合せて地割をなすためには非ず、平野の陸田ならば名實に合せらる地もあれど、水田には迚も行はるべからず、ましてロ分法の男は二段、女は三分一などの差に合はせて地割のできざることは、田地を所有したる人の明かに了悉することなり。

班田は國郡司か稅帳に付込みて租庸調の捌きをなす算率と心得べし、是は公田

を良家に給與する割合にて、其餘を佃作地となす、佃作の地子は收穫の五分一に及ぶ、主税式に、上田の穫稻は町に五百束、（廿五斛）地子百束（五斛）なるに、班田を給されたる租は僅に廿二束（一斛一斗）にて、其外に庸調を少々納むるにすぎず、即ち家祿として收穫を給與さるゝ譯なり。故に例へば十町の田產を耕作する良家にて、其内五町は公田、五町は私田なれば、公田の收穫百廿五斛より二十五斛の地子を納むべきなれど、其家族六口（男三女三）家人奴婢十五口ありて、口分田二町を班ちたるとして、二斛二斗の租を收め、殘り三町に七斛五斗の地子を收め、合計九斛七斗を公納させ、殘り百十五斛三斗を所得となす、私田五町には私田の課率にて徵收す、此の如く年々郡司國廳に於て打算し、主計司に納帳するを班田の勘定とす、固より全國に行はれたり、其は古文書に證すれば明白なり。

人類は利慾の熱にて運動する動物なり、故に社會の裏面は利慾の競爭市場と謂とも、歷史の現象に於て決して誤りたる觀察にあらず、而して古文書は其證左となる。ものとす。　宗教の信念は幽闇を戒愼する力あり、夫さへも猶其競爭の機械なるが如き觀をなすなり、まして國家的の世教にて社會の慾熱を滅するを得んや、宗教

世教の理想は表皮の色相にして、妍蚩ともに脂肪の作用にすぎず、若し皮肉に入りて其骨髓を究むれば、粧飾はすべて壞了するなり。古文書學にて歷史の骨髓を窺はるゝは、其文書の多分は財產の關係より書綴りたるものなるに由る、故に財產の原由を究めおくは尤も此學の大綱となす、是より同し天平比の文書によりて猶封戸墾田及び資財の實際を證明せん。

第七章　天平封戸墾田の公文。

○第廿三節　封戸の文書。

封戸墾田は古の不動產にして、貴族社寺の富貴を保つ基本財產なれば、此二語について其源委を審究し、當時土地戸口の政規は如何なる定めにて、之を國郡司に於て如何に支配したるや、之を分配されたる領主は其所得を如何して取納したるや、一と通りを了知しおかざれば、古文書に對して根本的に見解は立ざるべし。是を知るには、國史もあり、令格もあれど、眞の證據となるものは古文書とす、幸に正倉院

文書に大寶より天平までの戸籍、田籍、租帳、解由等、數十卷あり、又其收納する貲財の遺ひ捌きより生じたる公文も餘多ありて、勅封の力に因て今に保存されたるは、爾後の世まで他の文書には得難きものとす。故にまづ之を尋繹する端緒として、封戸にかゝる文書より、其二三を擧ん。

遠江國の輸租帳に

濱名郡　依ㇾ式造ㇾ天平十二年輸租帳ㇾ事　（全面に遠江國印を朱捺す）

合郡ㇾ內管田總壹仟捌拾陸町壹段壹伯肆拾伍步　舊

貳伯貳拾漆町肆段漆拾壹步不堪佃　荒廢

壹伯貳拾漆町陸拾步四分

壹拾陸町陸段貳伯參拾陸ㇾ步墾田

捌拾參町漆段壹伯參拾伍步乘田

捌

伯伍拾捌町漆段漆拾肆步堪佃

伍町陸段壹伯參拾參步不輸租

肆段放生田
陸段公廨田
參町驛起田
壹町陸段壹伯參拾參步入田
漆伯伍拾玖町肆段貳伯壹拾陸步應輸租
陸町郡司職田
漆伯伍拾參町肆段貳伯壹拾陸步口分
玖拾參町陸段捌拾伍步應輸地子
陸町闕郡司職田
壹町射田
捌拾陸町陸段捌拾伍步乘田
合受田戶漆伯伍拾戶 壹伯貳拾伍戶神戶　壹伯壹拾戶封◎ 伍伯壹拾戶官
口伍仟參伯漆拾壹人 貳仟參伯捌拾伍人男　壹拾漆人奴 貳仟玖伯肆拾伍人女　貳拾肆人婢
壹伯捌拾漆戶損五分以上

參伯陸拾漆戸損四分以下
壹伯玖拾六戸全得

合

應輸租壹萬壹仟參伯玖拾壹束玖把

貳伯參拾參町陸段貳伯肆拾歩損五分以上見不輸（肆拾漆町捌段神戸 參拾捌町封◎ 壹伯肆拾漆町捌段貳伯肆拾歩官）
壹伯貳拾漆町參段參伯參拾陸歩損
壹伯陸町貳段貳伯陸拾肆歩得

肆伯壹拾町捌段損四分以下半輸（漆拾參町貳段神戸 捌拾町封◎ 貳伯伍拾漆町陸段官）
壹伯貳拾肆町漆段貳伯壹拾陸歩損（貳拾貳町貳段壹伯肆拾肆歩神戸 貳拾伍町參段壹伯肆拾肆歩封 漆拾漆町壹段貳伯捌拾捌歩官）
貳伯捌拾陸町壹伯肆拾肆歩得（伍拾町玖段貳伯壹拾陸歩神戸 伍拾肆町陸段貳伯壹拾陸歩封 壹伯捌拾町肆段漆拾貳歩官）

壹伯壹拾肆町玖段參伯參拾陸歩全得（肆拾貳町肆段貳伯肆拾歩神戸、貳拾壹町捌段貳伯陸拾肆歩封 伍拾町陸段壹伯玖拾貳歩官）

（以下散脱して完からず、官戸の損を列記せり、背縫に遠江國濱名郡租帳歴名天平十二年と記す）

前略す

新居郷官戸壹伯壹拾（伍拾郷戸 陸拾房戸）（此一郷を擧て例を示す）

縫……

口陸伯漆拾漆人 參伯貳拾貳人男 參伯伍拾壹人女 貳人奴 貳人婢

參拾壹戶損五分以上

伍拾參戶損四分以下

貳拾陸戶全得

見管田玖拾漆町貳伯伍拾參步口分

參拾漆町肆段貳伯肆拾步損五分以上見不輸 貳拾町參段貳伯陸拾肆步損 壹拾漆町參伯參拾陸步得

伍拾參町損四分以下半輸 壹拾陸町伍段 參拾陸町伍段得

陸町陸段壹拾參步全得

戶主語部荒馬田玖段壹伯貳拾步 伍段貳伯壹拾步遭レ風損六分

戶主神人部安麻呂戶語部紀麻呂田陸段貳伯肆拾步 肆段遭レ風損六分

（以下曆名畧す）

戶主大湯坐部牧夫田壹町壹段壹伯貳拾步 貳段玖拾陸步遭レ風損二分

戶主白髮部得麻呂田壹町 貳段遭レ風損二分

謹テ件テ天平十二年ノ輸租夾（交カ）名、具注スル如レ件、仍テ附シテ貢調使ノ介

正六位上大伴宿禰名負申上以解、

天平十二年十月廿一日　正六位下行大目呉原忌寸廣根

從五位下守守勳八等百濟王使大

正六位上行大椽勳十二等掃部宿禰朝集使

正六位上行介勳十二等大伴宿禰名負　從七位下行少目我孫君嶋道

原本に譌字まゝあり、總を惣に、歩を歩に、漆を柒に、職を軄に、租を或は袓に作る、六朝の習風なるべし、闕を闕に誤る、今みな正す、但署名は原字に從ふ。

右は郡司の造りし計帳に國印を捺し、國司連署して上申せし原本の寫しなれば、當時國郡に於て田籍を戸籍に分配して、官府臣民の財産を定めたる、其經濟の大綱は班田法にあることを證さるゝ。一郡の管する舊田籍を民戸の口數に配分するを口分田とし、其餘剩を墾田乘田とす、墾田は國郡司の開墾營種中の地にて、乘田は口分の剩餘なり、之を應輸地子の田とす。此大別より不堪佃堪佃を分つ、不堪佃は事故ありて荒廢し、佃作に堪えざる田なり、中には溝池堤路敷も含むなるべし、皆除租地なり。之を差引たる堪佃地を不輸租田、應輸租田、應輸地子田に分つ、不輸租は官

より其租を棄却したる田なり、輸租は前節にいへる薄税を徴して臣民の家産となすもの、輸地子は相當の佃作料を出して耕作するをいふ、今に西國には小作米を加地子といふ處あり。此の如く輸租輸地子の兩樣あるを以て、毎戸の口數を計へて班田の授受は、租帳の上にて容易に行はるゝ、喩へば少男一人增せば其口分を輸租田に編入れ、若し減ずれば輸地子田に返す、必ずしも田地授受の煩擾をなすに及ばざるなり。受田の戸を神戸封戸官戸に分つ、神戸は神社に附せられたる口分田なり、封戸は前章より問題となしたる社寺貴族の家領にて、半租を給するものなり、其餘を官戸となす、郷戸房戸を分つ、新居郷は房戸多けれど、津染郷は郷戸多し、村住居と町住居との別なるべし。

此に大寶二年の戸籍を抄錄して、受田戸の口分の明細を示し、以て班田法の全國一般に行はれたるを證せん。

筑前國嶋郡戸籍川邊里　（嶋は後に志麻の二字名に改まる、是も全面に筑前國印を朱捺す、全文は大日本古文書に出づ）

男生部比呂麻呂年伍歳　　小子

奴志麻年貳拾陸歳

（以下二人略す）

（奴婢には老幼を記せず其要なき故なり）

男奴意富麻呂年貳歳

（以下六人略す）

女婢久我泥賣年拾陸歳（女はむすめなり）

奴許牟麻呂年壹歳

奴神哭年肆拾歳

久我泥賣男　上件十口戸主奴婢

（以下十五人略す）

奴伊志牟良年參拾壹歳

上件廿八口戸主私奴婢（七カ）

口壹伯玖不課

口一　八位
口十六　小子
口八　緑兒
口十九　丁女
口二　老女

戸主卜部乃母曾年肆拾玖歳　正丁

母葛野部伊志賣年漆拾肆歳　耆女

妻卜部甫西豆賣年肆拾漆歳　丁妻

（以下略す）

受田貳町貳段陸拾歩

秦部身賣年參拾捌歳　丁女　寄口

（寄口奴婢の多き戸を錄す）
端キレテナシ

凡口壹伯貳拾肆
- 口五　次女
- 口十二　小女
- 口九　綠女
- 口十五　奴
- 口廿二　婢
- 口壹拾伍課
  - 口一　兵士
  - 口十二　正丁
  - 口二　小丁

受田壹拾參町陸段壹伯貳拾歩

前の戸主卜部乃母曾は常人なり、常人に寄口奴婢ある戸もあれど少し。後の戸主は八位に敍し、其籍は佚して姓名家族を知るべからざれど、有位の人なるを以て家族寄口も、奴婢私奴婢も多く、百餘口の戸をなしたり。同年の豐前仲津郡丁里戸籍に、戸主勳十一等塔勝岐彌は五十一口の戸をなし、妾二人、妾の男女子四人、寄口七氏三十七人を合せ、奴婢はなし、戸主は正丁課戸と記す、其籍の尾は都合の處より切れてなき故に錄せず、戸主の資格につき奴婢をかゝへ、或は妾をおき、其子の處分等は別問題なれば、此には略す。

是にて戸籍を造り、毎戸の口數を計り、課不課を定めて、受田の數を定めたる證例となすべし。太宰府管内は特別制なるに拘はらず、此の如き戸籍ありて班田の跡を存ず、大寶令の全國に實施されたるは固り疑ひを容れず。關東には是と同しき下總國葛飾郡針託郡養老五年の戸籍あり、猶くわしく研究するものは就て撿すべし、（帝國大學の編年古文書追々刊行さる）爰には相模國の封戸租の解を錄して、前の二帳簿と參考の便に供ふ。

相模國司解　申天平七年封戸租事（國印を捺す前に同し）

合八郡食封貳拾參處壹仟參伯戸田肆仟壹伯陸拾貳町貳段貳伯玖歩不輸租田壹仟貳伯肆拾肆町參段壹伯陸拾壹歩見輸租田貳仟玖伯壹拾漆町玖段肆拾捌歩租肆萬參仟漆伯陸拾捌束漆把

全給拾肆處漆伯戸田貳仟壹伯捌拾貳町貳段壹伯壹拾漆歩不輸租田陸伯貳拾町陸段壹伯捌拾玖歩見輸租田壹仟伍伯陸拾壹町伍段貳伯捌拾捌歩租貳萬參仟肆伯貳拾參束漆把

半給玖處陸伯戸田壹仟玖伯捌拾町玖拾貳歩不輸租田陸伯貳△拾參
町陸段參伯參拾貳歩見輸租田壹仟參伯伍拾陸町參段壹伯貳
拾歩租貳萬參肆拾伍束（納官一万一百七十二束五把　給主一万一百七十二束五把）
合全給參萬參仟伍伯玖拾陸束貳把
皇后官（宮カ）食封壹伯戸參伯參拾玖町肆段參伯肆拾漆歩不輸租田壹伯貳拾肆
町伍段貳伯伍拾壹歩見輸租貳伯壹拾肆玖段玖拾陸歩租參仟貳
伯貳拾參束玖把
足下郡垂水鄉伍拾戸田壹伯漆拾貳町參段貳伯肆拾歩不輸租（中略）租壹
仟玖伯壹拾壹束玖把
餘綾郡中村鄉伍拾戸田壹伯陸拾漆町壹段壹伯漆歩（中略）租壹仟參伯
拾貳束
一品舍人親王食封參伯戸田捌伯肆拾玖町貳段貳伯肆拾陸歩（中略）租捌仟
伍伯壹拾貳束玖把
足上郡岡本鄉伍拾戸田壹伯貳拾參町貳伯參拾陸歩（中略）租壹仟伍伯

陸拾玖束肆把

足下郡高田郷伍拾戸田壹百陸拾漆町參段貳伯伍拾玖歩（中略）租壹仟

捌伯陸拾參束伍把

餘綾郡壹伯伍拾戸田參伯捌拾漆町玖段壹伯肆拾歩（中略）

（此間一枚處々佚す）

尺度郷伍拾戸（並に主名郡名佚したるを以て略す）

荏原郷伍拾戸

右大臣從二位藤原朝臣食封大住郡中島郷伍拾戸田貳伯壹拾陸町漆段參

伯肆拾貳歩不輸田貳拾漆町肆段貳伯貳拾貳歩（以下佚す）

（前キレテナシ）貳拾歩租貳仟捌伯肆拾束 納官一千四百束 給主一千四百束

從三位山形女王食封御浦郡走水郷伍拾戸田壹伯壹拾捌町肆段漆拾陸歩

（中略）租壹仟參伯陸拾漆束 納官六百八十三束五把 給主六百八十三束五把

從三位鈴鹿王食封高座郡土甘郷伍拾戸田壹伯漆拾捌町陸段參伯伍拾參

歩（中略）租壹仟壹伯漆拾陸束陸把 納□□□□□八束三把 給主五百八十八束三把

從四位下楡前女王食封御浦郡氷蛭郷肆拾戸田壹伯玖町漆段壹伯伍拾參歩（中略）租壹仟壹伯參束（納官五百五十一束五把 給主五百五十一束五把）

從四位下三島王食封大住郡埼取郷伍拾戸田壹伯漆拾捌町貳段參伯捌歩（中略）租壹仟玖伯肆拾參束肆把（納官九百七十一束七把 給主九百七十一束七把）

從四位下高田王食封鎌倉郡鎌倉郷參拾戸田壹伯參拾伍町壹伯玖歩（中略）租一千伍伯漆拾捌束（納官七百八十九束 給主七百八十九束）

大官寺食封高座郡壹伯戸田參伯肆拾伍町玖段參伯壹歩不輸租田貳伯貳拾肆「 以下切レテナシ

（此間佚す）

附運調使史生大初位上王善德進上、以解、

天平七年閏十一月十日正八位下行省秦伊美吉三田次

從五位上行守勳十二等田口朝臣（朝集使）　正六位上行掾勳十二等酒波人麿

正六位上行介勳十二等粟田朝臣堅石　正七位上行大目田邊史廣山

此一卷殘闕し、殊に大官寺食封の下文を佚して本題の證に滿足せざ

れども、外に此類の解なきを以て録す。但し藤原朝臣の封は必ず全給なるべく、大官寺は其叙次の最後にあるを以て、半給玖處の一なると疑ひなし、封租全給は和銅七年舍人親王より始まれり。（此文書にも譌體の字あると濵名郡輸租帳に同し今正す。）

此證例に據れば、封戸の租は其田の良否にて不輸租を扣除するにより、同し五十戸にても、貳千束に近きあり、千二百束に及ばぬあり、高田王鎌倉の封は三十戸にて千六百束近き處もあれど、平均千六百束（斛八十）と概算すれば、五千戸の封戸は平均米八千斛の租にて、封主は其半を收納し、并せて庸調を全納すれば、隨分莫大なる寺祿を宸筆勅書にて寄進ありたるものとす。

猶又文書の傳はらぬ以前に遡り、國史に據りて封戸の由來を略述し、古文書學に於て歴史と文書とを對較する一例となさん。書紀に大化二年正月朔の改新之詔を載たる條々の其一に曰く、罷昔天皇等所立子代之民、處處屯倉、及別臣、連、伴造、國造、村首、所有部曲之民、處處田莊、仍賜食封、大夫以上各有差、降㊙以布帛賜官人、百姓、有差、㊚とある。是も抄錄の古文書と見るべし、卽ち封戸の起りなり。前の濵名郡輸

租帳に合郡內管田の町數に舊と注しあるは、蓋し此詔を出されたる後に子代、屯倉、部曲、田莊を按撿して田籍に登錄したる數なるべし。濱名湖の西北七里許に亘れる郡の管田が、僅千町餘にて、七百五十戶、五千餘口にすぎざるは、蓋し東大寺の封戶を錄したる帳なればなり、全郡の戶口は無論倍蓰の多きを知るべし。

大化の改新詔は撰定の律令を施行する準備のためにて、上古より沿習しにてまちくに支配したる子代、屯倉、部曲、田莊を一規の班田法に改めて封戶及び祿物を給することになりたる財政の進步とす。大寶養老の戶籍を見るに、每戶の姓氏は大抵某部と稱ずる子代伴部の民にて、まゝ姓尸を具したる臣連の家あり、兵となりたる者は兵士と記す、以て頁民とは士なるを知るべし。此外に家人奴婢の賤民にて、官籍に上り官戶となる資格なきもの夥多し、是等はみな班田を受けず、地子を出して佃作する、其外に莫大の田籍に登らぬ土地あるべし、後世の地頭家人は是より起りたり。古文書學をなすもの、先以て是だけの事は瞭悉しおかざるべからず、是より墾田を證せん。

○第廿四節　墾田の文書。

墾田は私田にて即ち私領地となるものなり、古來の貴族、神社、及び國縣主には私領地を有する甚だ廣し、是までは普天王土の理想にて、これ前詔の田莊に含みたる地とし、盡く罷られたると看做す人多し、甚しき謬解なり。　法は既往に上らず、まして貴族政治の時代に於ては、法を既往に上せ、家領を收むるとは爲し能はざるなり。大化元年八月改新の最初に、東國等國司に詔して、方今始將修萬國、凡國家所有公民、大小所領人衆、汝等之任、皆作戶籍、及挍田畝、其園池水陸之利與百姓倶とあり。　國家所有公民は名代子代の民をいひ、大小所領人衆は部曲の民をいふ、園池水陸之利は田籍に上らぬ荒地林野の墾田となるものなり。　其月寺司等と寺主をめし、諸寺を巡行して僧尼奴婢田畝の實を驗せしむ、是も班田封戶のためにて、奴婢は官より寄附され、定法にて使ふものをいふ、（前節八位の戶主の奴婢を參照）田畝も私田には及ばざるなり。
九月使者を諸國に遣して民の元數せしむ、其詔に、

自古以降、毎天皇時、置標代民、垂名於後、其臣連等伴造國造、各置己民、恣情驅使。又割國縣、山海林野池田、以爲己財、爭戰不已、或者兼幷數萬頃田、或者全無容針少地。及進調賦時、其臣連伴造等先自收斂、然後分進、修治宮殿、築造園陵、各率己民、隨事而作。易曰損上益下、節以制度、不傷財、不害民、方今百姓猶乏、而有勢者分割水陸、賣與百姓、年索其價、從今以後不得賣地、勿妄作主、兼幷劣弱。

前なるは名代の民に己に民をおいて私使する公私混合を正すの旨意にて、翌年正月朔の詔を以て食封に改まり、封戸の民を賜ふて其半租を給し、其調庸は全給する制度に定まりたるなり。後なるは前詔の園池水陸之利與百姓俱の旨意を承て、分割水陸(卽ち山海林野池田なり)賣與百姓、年索其價が如き、甚だしき冒占を停止されたるにて、然も從今以後とあれば、是さへ既往には上らざりしなり。然るに田莊を罷るの文を見て、古來の莊園は總て大化の改新にて廢し、爾後の怠政により莊園の占有は興れりとの空想をなすは、殆と眼目なきものと謂べし。田莊は田所、また租所と訓み、領主の領地差配所にて、官の屯倉に同し、近く數年の後、白雉元年正月に、白雀見于一寺田莊とあるにも心付ざるにや、莊園墾田を有すれば田莊に其司を遣は

しおかざるを得ず、卽ち差配人の事務所なり。

前節に擧たる濱名郡輸租帳にある墾田は、不堪佃の一種にて、僅の町歩なり、是は舊田籍を造るとき、此種目を以て郡の管田に編入したる分なるべし、平田寺文書の天平感寶の勅にて寄進ありたる墾田地は是と別なり。墾田地は田令に所部界内有空閑地とある（第廿二節に出）其地にて、園池水陸之利與百姓俱、とあるものなり、大化以後王公諸臣諸寺の墾田占有を競ひたるは、國史を撿すれば明なるべし。朝廷に於ても國家の富源は開墾にあり、大化の詔にて有勢者の兼幷私賣を停止し、國司郡司住民に割與へ、務めて百姓に利を享させんと、田令にも著はされ、其公平なる旨は洵に美なり。されど利益の競爭には公平を誘惑する魔力の存ずるものなり。開墾は資力の乏しくて遂げ得られぬ虛隙を打て、王公諸臣貴僧が相結託し、此途に富の競爭を爲したる跡は、養老定令比の歴史にも既に暴露したると、少し注意すれば自ら知らるゝ、古文書に徵すればいよ／＼明白なり。

前章の天平感寶閏月に十一大寺へ寄捨の墾田は僅に百町なれど、其以前に寄捨されたる分は尙多くあり、七月に至り諸寺の墾田地を大倭國々分金光明寺は四千

町、元興寺は二千町、大安、藥師、興福、法華、諸國ノ國分金光明寺は寺別千町と制限されたり、是も事實は行はれたるにや。 東大寺（即ち大倭國の國分金光明寺）の墾田地は莫大なるものにて、伊賀、越前、越中、因幡、出雲等の帳簿は正倉院に現存す、其中より證例に、天平神護二年越前國解と、同三年民部省牒との二を擧べし。 越前國解は田地の明細目録七八十張に及ぶ大册なれば、目録は略して具狀のみを全錄す。

（端キレテナシ、前略ス）

● 一改正田事

合田肆拾壹町陸段伍拾歩（目録略す、內國分金光明寺田所注今改正七町二百六十四步、佐味入麿更奪取寺田二町一段七十二步、みな丹生郡椿原村の田なり）

右撿案內、件田地以去天平三年七月廿六日、國司介正六位上大藏伊吉美石村椽正七位上坂合宿祢葛木麿、省從八位上林連上麿等、判給丹生郡岡本郷戶主佐味公入麿等已訖、然不爲墾開、是依天平感寶元年四月一日 詔書、國司守從五位下粟田朝臣奈勢麿、椽從六位上大伴宿祢潔足等、以同年閏五月四日、占東大寺家田地已訖、比年之間寺家墾開シ成田、然後依入麿等訴訟、以天平寶字二年八月

十七日、國司守從五位上佐伯宿祢美濃麿、椽正六位上內眞人魚麿等、偏隨二前公驗一、復判、給二入麿等一。仍以二天平寶字三年一、撿寺田使造寺司判官外從五位下上毛野公眞人等論、僞荒野寺家墾開成レ田、何輙給二他人一者。即入麿申云、寺家墾開レ功力者、以二稻壹仟貳拾貳束一將二進上一者。至レ今未進、賣二入國分金光明寺一、以二天平寶字五年一、付二圖田籍一。加以更寺田貳町壹段漆拾貳歩、己田云妨、不レ佃荒レ之。今國司等勘覆、入麿有二奸端一、前國司判已似二不理一、因レ玆今改爲二東大寺田一者。

（其二へつゞく）

（者はテイレバと讀む、後同じ）

此具狀を見れば、目錄の地は大化の詔に水陸之利與二百姓一俱、及び田令の所部界內空閑地、願レ佃者聽レ營二種一の旨により、國內の豪族へ墾田として割渡されたるに、十八年間墾開の實擧らずとて、引上げて東大寺の墾田となしたるなり、此處分の事實正當なるや否は硏究を要ず。其後東大寺家に於て墾開して、田をなしつゝあるも、盡く闢きたるに非ざるは他の證例にて知らるゝ、十年を經て、次の國司が入麿の訴訟を受理し、取返して復判給したるも、亦理由の有ことなるべし。然るに翌年寺家より撿寺田使に依りて之を論糾し、遂に開墾費五拾斛餘を出さしめたるも果して正當な

るにや。入唐が其稻を納れず、直に國分寺に賣て法衣の下に蔽はれたるは、寺家の勢力強きを避る手段と思はるゝ、是は寳字五年に復國司の交替となり、再判じて入唐を姧となし、東大寺田と定めたる具狀にて、財產の競爭なれば、あながち勝訴の判文とて必ず正當の理とは證し難し、後世に下りて此に類する訴訟は古文書の常として見るとなり。

世には王朝の盛時に國司領が律令を遵守したる間は、諸國みな治安に營生して、めでたき御世の樣に思ふならん、決して左樣なるものにあらず。大化以後より權門勢家社寺は富を墾田に競爭して、國司の怠廢となり、莊園の占領となれり、其原由は文書の初見に於て、此判文あり、古文書學をなす者まづ記憶しおくべし。

(其二承前)

足羽郡合田貳拾壹町貳伯玖拾步(目錄略す、百姓墾田三町一段十一步、船王墾田八段二百八十八步、田邊來女墾田十一町十七步、其他は百姓口分田改正なり)

右撿案內、上件田地、依去天平感寳元年四月一日 詔書、國司守從五位下粟田朝臣奈勢麿、椽從六位上大伴宿祢潔足等、以同年閏五月四日、占東大寺田地已

訖（以上前同文）。然寺家占後、百姓等私治開寺地、爲己墾田、今勘問、百姓申云、誤治寺地、無更所申、己等所治、進上寺家、伏辨已訖。亦船王、并右京四條一坊戸主從七位上上毛野公奥麿戸口田邊來女等、治開寺地、爲己墾田、依有罪人友黨沒官、是實寺家所占界內、仍改正寺田。亦以天平寶字四年校田驛使正五位上石上朝臣奥繼等、寺家所開、不注寺田、只注今新之田、即入公田之目錄數、申官已訖、仍以天平寶字五年班田之日、授百姓口分、并所注公田、今改張、並爲寺家田已訖、但百姓口分。代者、以乘田替授之。

（其三へつゞく）

百姓は前述（十八節）の如く有姓の家なると、此目錄に忌部牧人戸口墾、野於斐太戸口秦前田麿墾、足羽熊毛戸口同淨成女墾などゝ注するを以て證すべし。左京人の戸口が當郡の墾田を開きたるは寺家佃作の名義なるべし、罪人の友黨なるに依て沒官とあるは、墾開の私田にても罪ある者は大罪ならざるも沒收する法なるとを證す。所開の田を校して新田となし、以て公田に注入し、寺家の開きたるとて寺田に改めたり、之を見れば百姓の墾田は校田使より公田に登記され、寺家のみは私田と

して所有するとにてありしなり、以て百姓が寺家の衣下に蔽はるゝ情弊の多きを知る。末文百姓口分代の目錄に、右京三條三坊戸主三國眞人磯乘之男賣二入寺家一訖、而未レ付二寺名一、今依二前券一、改二正寺田一、また堀江郷戸主別五百依戸口同長島、以二天平勝寶七歲一立二國司ノ判券一、賣二入寺家一訖、而天平寶字五年田圖所注乘田、今依二前券一改二正寺田一などゝ注しある、以て賣買によりても混雜を生じたるを證す、猶次節に說くべし。

(其三)

●一相替百姓口分田并買墾田事

合田伍拾貳町漆段壹伯、漆拾漆步(目錄略す、足羽郡に二十一町二百九十二步、坂井郡に三十町九段百步、其餘は丹生郡の田なり)

右寺田堺內、元來犬牙百姓口分墾田、彼是零落、臨二耕營時一、寺家不レ便、百姓不レ安、今就二便宜一、其口分田者、以二寺家田一相替、墾田者充二寺稻價直一所レ買、具件如レ前、以爲二寺田一已訖。(充の字、原本のまゝ)

串方村田參町貳段壹伯肆拾肆步　百姓墾田買者

西北四條十七串方里卅一葦原田下壹町　(以下六行略す)

右元是荒墓郷戸主高椅連安床戸口同細麻呂墾田、以二去天平勝寶九歲三月

廿日、賣与左京六條二坊戸主從七位上間人宿祢鵜養戸口正八位下間人宿祢鷹養、以天平寶字八年二月九日、從鷹養手、買得寺家。然圖田籍帳、誤付綱曆之名、加以券文注坊、与天平寶字五年田圖勘撿所違、坊令實錄、改正寺田已訖。

一足羽郡大領正六位上生江臣東人所進墾田漆町壹段參伯伍拾肆步

板倉壹間 長二丈五尺 廣二丈 在丹生郡水成村六人部淨成家

右足羽郡道守村田中、犬牙墾田、便進功德分已訖。

以前、被太政官去八月廿六日符偁、得東大寺鎭三綱等牒偁、越前國田使僧勝緯狀云、去天平寶字五年、巡察使幷國司等、割取寺家雜色供分之田、給伯姓等、又雖乞溝堰處、无所判許、加以郡司伯姓等、捉打寺田使、堀塞寺溝堰水不通、荒地不少者、今鎭三綱等具注申狀、牒上如前、望請依前圖券、勘定虛實、若有誤給伯姓、更收返入寺家、改正圖籍、並充溝堰、永得无損者、官判依請。仍差少寺主傳燈進守法師承天、造寺司判官外從五位下美努連奧麿等、充使發遣、國宜承知、准狀施行者。謹依符旨施行、具件如前、仍具事狀、即付奧麿等、申上謹解。

天平神護二年十月廿七日從七位下行大目大宅朝臣

參議從四位下守右大辨兼行守藤原朝臣在京　正六位上行掾佐味朝臣吉備万呂
從五位下行介多治比眞人長野　正七位上行少目大部直入部
從五位上守近衞少將兼行員外介弓削宿祢牛養　正八位守近衞員外將曹兼行員外少目後朝臣大帳使
撿田使
少寺主傳燈進守法師承天　少都維那僧慚教
○○○
知田事傳燈進守住位僧勝位
造寺司判官外從五位下美努連奥麿
竿師造寺司史生正八位上凡直判麿

其二の具狀に、口分代者以乘田替授之とあり、其三の具狀に口分田者以寺田相替、墾田者充寺稻價直所買とあるにて公田私田の差別を判すべし。公田は口分を以て班授されたる地なれば、私有の性質なき故に、官の班授したる剩餘の公田(卽乘田)に替へて、其口分田を私田(卽墾田)の性質になして替授け、墾田は永代私有なるを以て、稻を以て賣買するを得るなり。其三次の具狀に、越前管內人の墾田を奈良左京

人に賣與し、轉賣して東大寺の買得となりたるに據れば、天平勝寶の比は既に他管より私田を買有すると公然と行はれ、田令に墾田は國司交替して歸るときに還公する條の空文となると早し。其三綮の具狀に、郡領寄進の地を功德分となすとあり、其一其二にも郡領寄進田を目錄に注せり、寺社領には公課薄く、保護嚴なるを以て、漸々とかゝる功德分を增加し、終には寺社領より有力の大名を出す樣になりゆきたり。

此帳簿一冊を熟覽しても、天平より天平勝寶比までに、貴族大寺が私田の占有を競爭し、種々の名義にて田地の性質を變易し、公田の減じて私田の增加する端緒を歷々と見らるゝ。殊に田地の賣買に公驗を誤授して、記入の後數年を經過し、既に轉得して復淸理すべからざるに至り、因て文書の湧出する原因とはなりたり、故を以て古文書學をなすには、其源頭たる奈良朝の文書、即ち正倉院の當時の文書に就て證しおくは、最も緊要なる考究とす。翌三年の民部省牒は此解と相證明するに最要の文書なるを以て、次に之を擧ぐ。

民部省牒ス東大寺三綱所

伊賀國

合田壹町漆段陸拾伍步

阿拜郡一町一百廿五步

伊賀郡六段三百步

右田元公田、然百姓奸爲己墾田、立券進寺、其時國司等不練勘撿券文判許、
加以天平廿年、勝寶六年、計田國司等、不撿天平元年、十一年、合二歲圖、爲百
姓墾田也、以後天平寶字二年□計□田國司守正六位上六人部連佐婆麻呂依
先圖收爲公田也、天平寶字五年巡察□使石川（朝臣ヲ脱カ）豐麻呂所勘、亦同之、

越前國

合地肆拾陸町玖段參百參拾步

未開十三町□漆段二百二步

見開卅三□町二段一百廿八步既荒

屋二間

倉三間已上、在足羽郡田邊來寶墾并屋舍、

右得國解、偁、件來女墾田、寺地有傍、相接尤甚地勢、一院溝堰同用、若有他交、每事不安、望請一爲寺地、全得苗實。仍具事狀、謹請官裁者、

合田壹伯町

寺田一町二段百廿四步

百姓口分田八十九町九段一百卌步

百姓墾田八町八段九十六步已上、坂井郡故大領外正六位上品治部公廣耳所進、相換請地、

右得國解、偁、去天平勝寶九歲、坂井郡故大領外正六位上品治部公廣耳所進田一百町、從元零落、彼此秋收不便、因茲當授田時、論可相喚由、國司守惠美藤雄答云、被太師宣、莫相換東大寺田者、國依宣旨、遂無聽許。今撿田籍、海邊百姓、遠陸置口分、寺田交潮傍、相換无損、各有便益、而使并國司輙不得施行、望請廣耳所進、班給百姓、其代聚爲寺田、仍具錄事狀、謹請官裁者

越中國

合寺田誤給百姓口分壹拾町肆段貳伯陸拾步

戍戸莊九段二百歩
須加莊一町一段一百廿歩
梠□莊八町三段三百歩
公田誤割充寺壹拾肆町漆段壹伯貳拾捌歩
鹿田莊新應堀溝地一處長九十丈　廣四尺　深二尺
應損公田一百廿歩

牒、被太政官今月六日符偁、被左大臣同月五日宣偁、奉勅、撿東大寺田使少寺主傳燈進寺師承天、造寺使□□判官外從五位下美努連奥麻呂請田者、並依奏者、省宜承知、依勅施行者、符下件國等已畢、仍錄事狀牒、々至准狀、以牒、

天平神護三年二月廿八日　正六位下行大錄三田毗登安麿
〔原下ノ一畫缺ゲ一點ヲ存ズ〕　正六位上行少丞大伴宿祢中主

田邊來女の墾田、郡領所進の地、及び公田を墾田に誤授する等、みな前の解文と參考して、公私田の紛更を生じたる原因を察すべし。

莊園は古文書の發生する墾田なるに、是までの學說は草萊に付したるを以て、一たび古文書に目を注げば其原因に就て疑問を湧出し、若し浪に意見を植れば根株に搦みて、其說の成立を失ふ慨あるべし。此牒の末件に莊名を注記しあるを以て、遡りて莊園の由來を辨じおくべし。

莊園の事は前に畧說したる如く、大化の詔に罷處處田莊の句の誤解より草萊は滋生せり、田莊の語は、崇峻紀の分大連奴半與宅、賜大寺田莊を始見とすれど、宅莊は互稱にて、其以前に雄畧紀の葛城圓が奉獻葛城宅七區も田莊なり、莊と稱するは百濟より來るかと思ふ、別宅の義より轉用したるなり。崇峻紀には田莊を田所と訓み、持統紀の飛鳥皇女田莊にはナリドコロと訓めり、ナリは物成（モノナリ）の成なるべし、宅地支配所は即ち租稅支配所なればなり。大化の改新は、務めて諸國の未開地を其國の住人に與へて利を興すの旨意なれど、京師の繁昌は王公諸臣の利益競爭を高め、ます〳〵山澤を占有すると增長し、慶雲二年の詔に、所賜地實止一二畝、由是踰峰跨山、以爲境界云云の語あるに至りぬ。其詔出たる後は競求の熄みたるとも覺へず、養老六年に至り、委所司、差發人夫、開墾膏沃之地、良田百萬町云云と驚くべき詔出て、

貴族社寺相和して墾田を占取し、諸國に莊地を湧出するに至りたるは、此牒を一證となすべし。東寺文書延久二年弘福寺注進に、甲賀郡依智、香賀ノ兩莊大寶以前ノ本願、佐佐名實天皇（孝謙）御施入也とあるにて、莊園の所領は古代より繼續したるとを證さるゝ。莊には領家より莊司を差派す、正倉院文書の天平神護二年十月七日越前江沼郡幡生莊使ノ解に莊司僧慚敬僧行珣と署し、同八日坂井郡溝江莊所使ノ解に佃使僧慚敬僧行珣と署す、莊所、莊使、莊司等の名目は早きとだけは畧證さるゝ、即ち田所なり、くわしきとは此學にて發揮あらんを望む。

此に擧たる兩公文は、前の國解は節錄なれど、後の省牒は全文なり、年代は較下りたれど、最古の文書に於て始見の公文なれば、まづ官府文體を熟詳しおくべし、此に文書に常用する字の例を摘記せん。

件は今に習用してクダンと訓み、此くといふ意味の如く用うると、既に此時代より習用せる六朝の官府語にて、條、若くは行（ギヤウ）の義にて「くだり」の意なり、六書故に物別也、又名件、條件、俗號物數曰若干件と解し、明清の官府文には其意味にのみ用う。前章（四章五節）十の職移、職解に、并寫紙如件、注狀以（移解）は、寫紙件の如しと讀み、前記の條件と

の義と見るべし、前には解し易き樣に件の注狀の如しと讀おきたり、前解に件田地、上件田地、此牒に件來女墾田、亦同く前に注記したる條件を指す、並に同じ讀方にて通ずれど、末文の下件國等は明淸の官府文にては下該國と書く場合なり、此には丕くクダンの國の意に用ゐたるものとす。

偁は曰と訓み、一字句の意にて讀べし、偁は稱の本字なり。稱は銓と訓じ、秤の本字なりしに、後世に稱は偁に借用して、秤の字を製して替たり、日本の官府文に偁を用うるは六朝時代の習ひを存じたる正字なり。

者は普通はの假名にて、語調の疾徐に止まりて意味なし、無ても妨げなき輕き字なり、當時日本文の習癖として、者をはに、之をしに代用したるあり、無てすむ冗字なり、例へば書紀に夜者若熛火而喧響之、晝者如五月蠅而沸騰之の如く、官府文に右者、然者の如き是なり。斯く輕き字なれど、公文の中に一事の結に用ゐ、テイレバと訓む場合には、意味頗る重し、如此と上文を押へて然ればと下文を起す、過度の字にして、論理を見捌くに緊要の黠なり。

此省牒の前文は符句、偁句、……宣句、偁句と二段に敍下し、請田句、者句、並依奏句、

者句、……施行句、者句と、又二段に承て結びたり、凡そ官府の公文は是を普通の文體となし、時には三段四段にもなりたるあり、脩字者（テイレハ）字を眼目となす、三代格符宣抄などを熟看して心得おくべし。仍は因と訓すれど、本義は其ままによるの意あり、雅文には常に用ゐぬ字なれど、通用文には因の場合に通用し、多くは結尾に用うる習はせとなれり、仍狀如件の如し此時代より既に起りたり。

○第廿五節　賣買地の立券公驗。

大化の詔に從ㇾ今以後不ㇾ得ㇾ賣ㇾ地（前節を参考）の二句にて、天下の私地賣買を停止されたりと謂もの多れど、かゝる社會必要の事が果して實行されたるにや、其結果の甚だ覺束なきことは、財理に通ずる者の大疑問なり、されど從來の讀史者は理想の當然として怪まざりき。國史眼に之を私に土地を賣買するを禁ずとして、下に人民貴賤の別、土地私賣の禁は、國家政治經濟の根柢たり、其後貴族莊園の占有より云云、地頭家人土地を賣買せしに、後又之を禁止したりと、德川氏の勝手賣買禁止をいふて結びたるは余の起草にして、豫め明治地券發行の因を示したり。因て卷七（二百九十節）に

至り、人民に勝手賣買を許し、地劵を所有主に與へ云云、全國はもと皆王土なり之が、領主を立て、與奪の柄は朝廷に在り、農民は佃作者に過ぎず云云、是に至り土地は地主の所有となりたりと敍して、亦此大疑問に針線を通じ、後の史學有識者に深く考究を呼起す微意を存じおけり。　全國王土とは、大化二年皇太子天智帝の奏請に、國無二王、是故兼幷天下、可使萬民者唯天皇耳の句に據る、此理論は實に近世學者の思想を支配し其結果にて明治の初めに諸藩の版籍奉還となりたり、余が歐洲歷聘の比、各國の學者はみな其實效を懷疑したりしに、歸朝の時は既に地劵を發行され、全國の王土を一紙の詔も、一片の官令もなく、惟大藏省發行の地劵にて臣民の所有となり、忽ち佃作者に地主の權利を得たるに、所有者は恬然として慶喜の色もなかりしは、洵に奇怪と謂べき事なり。　果して大化の詔奏が此時に消滅し、國家社會の財產に大變化を生じたるならば、學界に論波を騰起すべき歷史の顯象なれど、是も亦冷淡に打過したるは、沃土の民は法理財理に迂疎との一語にて括すべき歟、此に史學の研究を用うべき荒野甚だ廣漠なり。

まづ大化の詔に立還りて考究すべし。　不得賣地とは、是まで分割したる水陸の

私地を百姓に賣與へて年年其價を索むるを得ず、換言すれば荒地を其まゝ百姓に開墾させ、地主の權を以て地代を徵收するを得ずとの意にして、必ず地主に開墾を遂げしむる詔旨なり、全國王土なるを以て私地賣買を停止したる意は更になし。太子の奏は、私に部民を使役するをいふ、部民は每々いふが如く有姓の士にて、朝廷直轄の臣民なり、因て公私混合を正して封戶の制を創むる準備なり、家人奴婢まで王臣の中には含ざるべし。公田あり、官奴婢あり、皆私に對する稱にして、載て令條にあり、私地私民のある是非は此に論ずるを要せず、當時の事實は此の如し。故に大化以後は墾田の分割、即ち私地の制限定まりて、終に田令の文となり、且開墾の成績を督されたるは、前節の越前國解に、佐味入麿が十八年間三任國司不﹅為﹅墾開﹅とて、收めて東大寺の占地となしたるにて一證となすべし、又民部省牒に、越前の見開地は四分の一に及びながら既廢と注せるは、其收地を避たるものと思はるゝ。要ずるに私地あれば賣買なかるべからず、賣買貸借は社會必要の事にて、決して之を禁ずるを得べからず。但土地の分割授受には必ず官の認許を要じ、且は賣買權なき公田の濫賣を防く必要あれば、此に立劵公驗を與ふるの法起る、之なくて賣買するを勝

手賣買といふ。

土地賣買に公驗を與ふることは、大化以前に有勢者が水陸を分割私地となしたる時より既にあるべし、思ふに成務帝國郡司を設けらる時より既にあるべし、如何んとなれば政務に於て極必要の事なればなり。明治の始め勝手賣買を許し、土地臺帳と地圖とに據て地劵を授受し、公驗の煩を省かれしに、泰西人は不動產を動產に化すると誇れりと聞しが、十餘年にして登記法起れり、其後とても實際に缺點は猶あるべし。故に土地の賣買は、經驗に於て個人の勝手に放任するを得ず、まして古代の財產は版籍のみに憑依すれば、公驗の起りは必ず早かるべし、只文書の徵すべきなきのみ。此に正倉院文書より其事にかゝる解文三を擧ぐ。

小治田藤麻呂解　申立賣買舍宅幷墾田等劵事（全面に伊賀國印を朱捺す）

家壹區 在ニ阿拜郡柘殖郷一 地貳町

板倉漆間

一間 長二丈一尺 廣二丈　一間 長一丈七尺 廣一丈六尺　一間 長一丈六尺 廣一丈五尺　一間 長一丈六尺 廣一丈四尺

一間長一丈五尺廣一丈二尺　一間長一丈四尺廣一丈二尺　一間長一丈三尺廣一丈二尺

屋捌間

一間葺檜皮（ヒワダ）板敷長四丈　一間葺草長四丈六尺　一間葺草長二丈四尺　一間葺草板敷長一丈五尺

一間葺草長二丈九尺　一間葺板長四丈　二間濫○屋○

墾田漆町貳伯陸拾陸歩

一所壹町捌段參伯肆拾歩

九條四里一大川原田七段二百八十歩十一茅原田五段百八歩二大川原西田五段三百十二歩

一所壹町捌段壹伯肆拾貳歩

八條四里卅一長山田九段二百歩五里五桃原中四田一段卅四歩卅二桃原南西田二段卅二歩

八條五里七山黒西田二段百八歩六長山北田二段二百八十歩

九條廿五山田北田二百八十歩

一所壹町壹段貳伯陸歩

八條五里十七池後南田二段二百廿二歩廿九池後田二段百九十四歩廿池後田一段百六十歩卅二池上田二段六里五池上北田三段

一所貳町壹段貳伯捌拾捌歩

十條二里十七畝川田南二段二百十四歩　十九畝川北田三段八歩
　　　　十八畝川田七段　　　　　　　卌主殿西田一段二百卌歩
十一條一里十二畝川南田百六十歩　廿四櫻小田東南田二段十六歩
　　　　十三畝川荒治田四段十歩　　廿五櫻小田一段
價錢漆拾貫（文の字なし）
右左京三條四坊戸主小治田朝臣藤麻呂家幷墾田等、頓賣東大寺已訖、仍注狀
以解、（賣とあれば賣劵なり）
天平廿年十一月十九日戸主小治田朝臣藤麻呂
祖母池田朝臣宅持賣
姪小治田朝臣比賣等咩
天平感寶元年六月廿四日擬主帳稻置代首宮足
大領外從六位下敢朝臣安万呂
（別筆）國判聽許已訖
天平感寶元年六月廿四日史生從七位下大石村主大𩸕
正六位上行守池田朝臣足床

（別筆）

人

阿拜郡司解　申賣買伯姓常地墾田立券事（全面に阿拜郡印を朱捺す）

合田肆段壹伯捌拾歩 栢殖郷戸主車持首牛麻呂墾田者

付價直貳貫貳伯伍拾文 二段充五百六十文 二段充五百六十五文

九條三里廿五小川原田壹段 今治二段一百八十歩

廿六小川原田北西田壹段 今治者

右田得（錢カ）買東大寺已訖者、依法立券如件、仍具注狀、以解、

天平勝寶三年四月十二日賣人車持首牛麻呂

（別筆）

取券（狀に得實とあれど賣人の署なるは、買人の取券なり）

大領從六位下敢朝臣安万呂　擬主帳稻置代首宮足

國判聽許已訖（以下伊賀國印四を累捺す）

天平勝寶三年四月十三日從六位上行目勳十二等山部宿祢 鳥養

正六位上行守池田朝臣足床

（別筆）以四年三月申了

不入先文

通ふ

二通共に賣主の立劵に郡司の勘察を訖へ、捺印して國廳に呈し、國司の判許を與へたるなり、前節の民部省牒に劵文判許とあるは即ち是なり。又越前國解其三に劵文注坊とあるは、劵に注記したる田地の所書なり、之を田圖と撿校し、賣買に故障なければ捺印して國へ回す、是を郡司勘察とす。前の賣劵は前年十一月に作り、翌年六月に郡印を與へ、勘察に七ヶ月を經たれど、後劵は翌日國司判許を與へたるは、勘察濟みたる上に取おく買劵なる故なるべし。濫屋は湯屋なるべし、然れば音檻なり、汎濫の濫なれば土間の屋をいふか、考ふべし。通分の字は、東大寺にて書たる田地の品目なり、天平神護二年伊賀國司東大寺田地撿定の解に、八町九段二百六十八

歩通分とありて、細目に所買と今開とを分注したり。後券の不ㇾ入ㇾ先文ㇾ以下は寺に於て國判の餘白に書入たる文字とす。

猶賣買立券の例二通を錄す。

柘殖郷長解　申常地賣買墾田立券事（捺印なし文字は行書）

神田漆段上　限東紀寺田　限南京戸敢朝臣粳万呂田　限西石部大万呂田　限北物部廣万呂田　之下

柘殖郷戸主敢臣安万呂之賣墾田者

付ㇾ價錢捌貫　天平勝寶三年歳次辛卯年始常地作料一年直米四斛

右墾田買得處元興寺三論衆

以前墾田賣買人依ニ法式ニ立◎券◎者如ㇾ件、仍具錄ㇾ狀申送、以解、

天平勝寶元年十一月廿一日郷長桃尾臣井麻呂

（此に印を朱捺す三つ、郷印なるべし）

田主敢朝臣安万呂　左手食指（指印あるべし）

證人　王生（ミブ）少粳　同姓

石部石村
印代万呂
筆取　王生淨足
税長　石部果安麿

是は賣地の原券となる手實を再郡國へ回す樣に賣券（前に擧げたるもの）を作り、判許を取て買人に授くる法なるべし。元年の券に三年辛卯の注あるは其年より始まる、常地料と記せるなり斯く讀べし。

伊賀國司解　申賣買開地立券文事
　合地壹拾町（開田四段　畠九町六段）限（東界朝宮谷　南界驛道　西南角界藤原夫人地、北界山嶺）
　過價錢玖貫文
右在阿拜郡柘殖鄕左京四條二坊正五位上市原王之地如件此今爲東大寺家通買得已訖仍依式立券參通以一通爲國案以一通爲郡案以一通付寺家案。

天平寶字二年十一月廿八日從六位下行目高屋連朝集使

正六位上行守六人部連佐婆麿

以上は立券國判の手續にかゝる文書なり、國判は即ち公驗となるもの、從前今後ともに土地の賣買に是だけの順序は經由せざれば必ず違亂を生ず、謂ゆる依法立券、又依式立券參通とあるは、大化より遙かに早き時代より習用したる法式なるべし。又公驗と明記しある文書を擧ん。

越前國司判（全面捺印例の如し）

合高串葦原玖町參段伯肆拾肆歩東串方江 南榎本泉 西山 北榎津社 部下坂井郡海鄕之地

見開漆町貳段伯肆拾肆歩

未開貳町壹段

西北三條十八及田里七足原田⿰分西北角一段（足は葦の代字なるへし）

十八足原田⿰分北四段 十九足原田一町

廿足原八段未開　　廿九足原一町未開

西北四條十八串方里六足原分西四段　　五足原田分西一段

七足原田八段分一段一段百卌四歩 分六段二百十六歩　　荒墓郷戸主高橋連安得戸口同繩麻呂[ ] 公

八足原田一町　　九足原田一町

十足原田一町　　十一足原田分西七段

十二足原田分西五段　　十三足原田九段

十四足原田分東二段　　廿四足原田分二段

家壹區草屋二間　地壹町

價直錢參拾參貫（文の字なし）

右得部下坂井郡解偁、被國去十二月四日符偁、得東大寺三綱牒偁、前件田地等、是左京六條二坊戸主從七位上間人宿祢鵜甘戸口、正八位下間人宿祢鷹養田地、并家地、今以件價買得已畢、依例欲立券者、郡宜承知、細勘申國者、郡司勘察得實者、國依郡解、以爲公驗（此文は三偁三者を疊用せり）

天平寶字八年二月九日正七位下行大目王敍忠

守從五位下惠美朝臣　　　　　　　正六位上行掾尾張連豐人
外從五位下行介高丘□[連]比良麻呂　　　　正七位下行少目大伴宿祢

公驗、公驗とは賣買を公許したる驗證の義にて、凡て立券を郡司勘察して國に申し、國司判許したる文書を謂なるべし。此國司判文は太政官符を下されたる後の賣買にて、事體重きを以て此の如き文券を作りたるなり、普通の賣買にも必ず別に此類の公驗を作るには非ずと知るべし。

前の柘植鄕長解に、付價錢捌貫の下に常地作料一年直米四斛と注しあるは、其田より地主の收納する作料なるべきも、其割には價甚だ安し、或は是大化の詔にある賣二與百姓一年索二其價一の習例にて、逆に賣主より價錢八貫を付して、二年目より價直の利として、元興寺より米四斛を拂入るゝ契約にてあるべし。又直稻といふことあり、賣主より郡に請求す、是も其同例に似たり、硏究の料に其二通を錄す。

岡本鄕戶主粟田多比女戶口道守息蟲女解　申二進上一墾田事

道守莊（朱書）
合肆段參拾捌步之中 荒三百步 得三段九十八步　請直稻八十五束

西北一條十一上味岡里廿一味岡田分三百步已荒

廿三川相田分西三段九十八步

（注狀なし）

天平神護三年三月二日田主道守臣息蟲女

直請人刑部人上 同戸口

上件直稻充既畢

郡目代生江臣長濱

目代生江臣息嶋

道守目代宇治連知麿

伊何我部廣麿解　申賣買墾田事

道守莊（同上）
合貳町壹段拾陸步

請直稻肆伯陸拾伍束伍把

西北一條十寒江里廿四寒江田七段二百六十步 直稻百八十束四把 男伊何我部春野墾

廿一寒江田一段二百九十二歩（直稻廿八束九把　男田熊野墾）

廿二寒江田一段（直稻十六束）　同熊野墾

十一上味岡里八味岡田六段（直稻百卅四束）　孫同野燒墾

廿六味岡田四段百八十歩（直稻百八束二把）　同長野墾

右墾田賣進於東大寺既畢、仍注具狀立券文

天平神護三年二月廿四日外從八位下伊何我部廣麿

上件直稻充既畢

郡目代生江臣長濱

目代生江臣息嶋

縫…………

進上し、賣進し、其地より直稻を請求する理はあるべからず、此直稻の割合を算するに、主税式上田穫稻町五百束、地子百束（廿二節に出す）に比すれば穫稻よりも少し、必ず田地の賣價には非ず。式の地子に比すれば二倍餘に當る、思ふに官定の地子は民間相對の地子より至て薄歛にして、相對には穫稻五分の二以上の佃作料を充る習はせなる故に、寄進者は直稻と稱して、其割の稻を地代に取たるならん。前節に擧た

る越前國解に、佐味入麿が墾開功力に稻千餘束を寺家に進上すと申立ながら、未進にて國分寺に賣たるを、法衣の下に蔽はれて東大寺の勢力を避る手段ならんといひおきたり。今此文書を以て參考すれば、賣進といふは名義にて、實は直稻を收入するを以て、自己の所有と異なるなし、當時地方の人が墾田の利益を競求したる實際の狀景を見るべし。されば京師の王公、貴族、大社、大寺が、政權法權に憑依して富を地方に包攬すると、又國郡司、在廳吏、及び有姓の家が各地に在て寺社に結託し富を保護すると、迭に相應じて土地を兼并し、郷村の化して莊園となりたる漸は早く天平以前よりの事なるを證せらるゝ。

是を統論するに利慾の熱にて運動する人類社會が、競爭心の集中する財産市場には、詭譎百出して豺狼の牙を磨くが如く、尋常の人は耐得る所にあらず、因て此に德義の制裁なるものの起る、政治宗教はこれを標識として設るものにして、聊か多數人の厭苦を慰釋するに足らん歟。表面上に政令の旨は廉潔公平を申べ、宣教の聲は無慾殊勝に聞ゆ、故を以て眞面に哲理を說く人は之を歡迎して、其言の實效あらんことを冀望するまではよしと雖も、輙すれば度を過して實效あるものと信じ、自ら

豺狼の前なる羊となるこそ哀れなれ。　史學の觀察より之をいへば、政令の府たる京師の官衙は、全國の富を包攬する大倉庫なり、權門勢家は利益競爭の巨魁にして、貴僧高僧は彼等をして未來永劫まで榮耀を遂げしめんとを請合ひて其富の分配に優先權を得たるものなり、されば財產場に於る豺狼の貪婪に止まらず、虎獅子の暴威を兼たるが如く、恐ろしの社會と謂べし。　歷史に就て其情實を尋繹すれば我に證據を與ふるもの引もきらず、此に必ずしも說明するを煩はさず、惟大化の詔が其權門、勢家、貴僧、高僧の競爭を集中したる、私地の兼并賣買、を停めて、各地の百姓に利を均布せんと試みられたる制裁が、何樣に扯裂壞破されたるやについて、一端を考へん。

本に立還りて、まづ版籍の字を解釋すべし。　版籍とは版圖戶籍の略なり、更に詳言すれば、所有地の繪圖面と佃作人の戶口帳となり、總て權貴者は版籍を盛多に所持し、是を搖金樹を植る園圃となし、其栽培摘實に使役する人類を奴婢となす、牛馬の如きものなり、其收實の少分を與へられて奴婢を差配するものを良民、若しくは家人とす、全國に飛灑したる面積より收實を集むるには、此良民家人が手足となる

に頼る、故を以て之を大御財（オホミタカラ）と稱へたり、古時の貴族が富を集むる組織は版籍より成る、墾田封戸は即ち其版籍なり。京師の奢侈進むに從ふて、版籍を廣むる手段を家々に講ぜらるゝ、其央に於て律令修定ありて、政府の廉潔公平を主とする體面、即ち表面上より、之を制裁する詔を發せられ、又令條を著されたれど、田令の文を檢すれば他の官職儀衞などの條件に比較し、如何にも簡短疎略なるものなり。斯て爾後の歴史に證實すれば、大化の詔は殆と私地と兼并を促したるが如く、古文書の現はるゝ比は既に私地賣買に紛雜を生じ、田令の條件は初めより空文に近し。見よ和銅四年の詔に、親王已下、及豪强之家、多占山野、妨百姓業、自今以後、嚴加禁斷、但有應墾開空地、宜經國司、然後聽官處分とありて、大化より六十七年間は制裁の驗なかりし。又卅二年を經て天平十五年の詔に、墾田依養老七年格、限滿之後、依例收授、由是農夫怠倦、開地後荒、自今以後任爲私財、無論三世一世、悉咸永年莫取とて、永代の私地となすに放任され、又人爲開田占地者、先就國司申請、然後開之、不得因兹占請百姓有妨之地、者、受地之後、至于三年、本主不開者、聽他人開墾之とありて、既に紛雜の端を滋くせり。是社會に於て當に然るべき事情にして少しも怪むに足らず、故に天平は

文書の存するものに於て最古の時代なれど、其時墾田私地の占有轉買は既に紛淆の最中にてありたるなり。

大寺貴僧を清淨無欲のものとし、檀越施主を善根殊勝の人と思へば、輙ち大なる誤謬となること多し、佛教の流布は宣教の效果よりも土地占有の競爭に其效を收めたり。慶雲三年に、令掃除諸佛寺并神社、亦索捕盜賊とある、寺社と盜賊とは不倫の取合せなれど、土地人民は古の財産なることを知れば、此に密接の關係ありて、法を逭れて財を竊むの手段多く行はれたるべし。靈龜二年の詔に、諸國寺家、堂塔雖成、僧尼莫住、禮佛無聞、檀越子孫、總攝田畝、專養妻子、不供衆僧、因作諍訟、喧擾國郡、云云とあるに、和銅二年の詔に畿內及近江國百姓、不畏法律、容隱浮浪及逃亡仕丁等、私以駆使、由是多在彼、不還本郷本貫云云とあるを參照しなば、ますます其近接の事なるを覺らん。課役を逃れて脱籍したるを浮浪といひ、枉法掠財して逃匿したるを盜賊といふ、其類を充れば、當時の財産競求者に枉法取財せざるもの幾くありしや、勅符の禁制を事實と對照すれば反て勸奬されたるが如き觀をなすべし。以上は檀家が佛寺の名に託して自家の私利を圖りたる一端をいふ、是より直接寺僧の土地占有

をいはん。

大化の初め、寺司寺主を拜し、諸寺を巡行して僧尼奴婢田畝の實を驗へしめ、三法頭をおかれしより後、寺家の占地は决して俗家に減ぜず、七十九年を經て和銅六年に諸寺多占田野、其數無限、宜自今以後、數過格者皆還收之との制出たり。又卅二年を經て、天平十八年に、寺家買地、律令所禁、比年之間占買繁多、於理商量、深乖憲法、宜令京及畿內、嚴加禁制との處分あり、尋て禁諸寺競買百姓墾田及園地、永爲寺地とある、事實は、何程の效驗ありしにや。天平勝寶元年に諸寺の墾田地を定め、大安、藥師、興福、法花、諸國々分寺は寺別千町、大倭國分寺(即ち東大寺)は四千町、元興寺は二千町云云に限られたれど、最早此比になりては諸寺の墾田を兼并する期は過ぎて、諍訟喧擾の期に進入したり。占買の禁も、墾田の限も、事實に於て無效なるとは前に擧たる文書にて徵するに足らん、寶字となり、星雲、寶龜となるまゝに、其紛擾は文書の面にますく度を高めたり、後にいふべし。

○第廿六節　天平資財の文書。

理財の事は自今以後の學界に知識を磨くもの、最も腦力を用うべき時代に進入したり、古文書學の最大價直は此にあると心得べし。爰に順序を追て最古の文書を擧れば、即ちみな財産の分配にかゝり、勅書の封戸墾田はその財産の本なるを見れば、理財は自今の新知識に非ず、自古社會の必要は此にあるを證するものなり。されば逐節に當時の文書を以て證明し、幷せて最古の文書は、か樣なるものたる例を示したれば、既に其一斑を概見するに足りぬべし。猶資財の一項を餘せり、即ち聖武帝の勅書に掲ぐる絁綿布稻にかゝる解釋なり、此資財より生ずる奈良朝の文書は最も繁多なれば、務めて擧例を省き、只其大要を概括し、簡淨に其文書を講する栞に供すべし。

資財といふは、廣意義に於て貲産の總稱なり。正倉院の御物、若しくは大日本古文書に載たる、天平十九年の法隆寺資財帳、小杉榲邨藏大安寺資財帳大和正暦寺藏に登記しある物件の多くは、佛像、舍利、家の重器寶物に比す經典圖書に比す法具、樂器、莊嚴具、供養具、服飾、什物、飲器とも容器等の富を蓄ふものにて、財を生ずる貲産には非ず、寧ろ保管修繕に財を糜するものとす。其他香藥、彩料、金銀銅鐵、貨錢、布帛、絲綿、米穀等の貯蓄より、家屋、倉庫、

田地、封戶、僧尼、奴婢、牛馬まで皆之を收めたり。人身を資財に數ふるは如何に思はるれど、領地領民とは近年まで稱へたる語なるを思はゞ、必すしも怪くもなし、評するに足らず。且公田は惟地上權のみを與へられたるを以て、戶口を領じて地を領せず、動産に類したり。私地は全く不動産なれど、之を差配佃作さするために、得度の僧尼、及び家人奴婢を領有す、また封戶と同じ、歐米の人身賣買とは事情異なり。封戶墾田等は資財の生ずる本原にて、既に特說しおきたれば此には除きて、狹意義の資財をのみ說くべし。

狹意義に於る資財は、所領の田地封戶より收納する得分を以て主用となす、是とても品目雜多にして、今の金貨、幕府代の銀米、支那の錢穀といふ如く、畧稱を用ゐては概括し難し、强て略稱を用ゐんと欲するは、今の思想にて昔の事を想像せんとする惑ひなりとす。昔の資財として最も主用されたるものは絁、綿、布、稻なり、祿には鍪を加へたり、鍪は調に於て雜物の一とす、又小官仕丁などには米鹽を給す、天平以後は漸次に錢の通用廣まり、此外に淨衣袴菲沓まで給與さるゝ例もありて、文書の面に雜然として繁し。

故に古文書の始めて現れたる天平前後の事は、先づ古來物品交換の時代が經過して、始めて通貨、即ち錢を通用する過渡の時代なることを思はざるべからず。日本に銀銅錢を通用したるは、早き時代より韓錢を以て交易市場に通用したる跡あれど、朝廷の司に於て錢を鑄て通用されたるは、元明天皇の元年正月、武藏國秩父郡に銅鑛を發見し、和銅と改元あり、其五月始て銀錢を行ひ、尋て銅錢を鑄て八月より行はれたるを兩貨錢通用の始まりとす、（銀錢はやがて廢す）是實に西洋紀元七百〇八年に當る。四年の詔に、夫錢之爲用、所以通財貨易有無也、當今百姓尙迷舊俗、未解其理、僅雖賣買、猶無蓄錢者、蓄錢者隨其多小、節級授位云云の奬勵ありて、始めて世に廣まるに至りたり。是は律令の定まれる大寶の後、養老の前なれば、令文百度の組織は物品交換時代の風俗にて定まりたると知るべし。

大化二年に部曲田莊を罷られて、仍賜食封大夫以上、降以布帛賜官人百姓有差とある、是祿令の定まる原なり。其祿の等差は、家領も大に、食封墾田も多く、位田職田も豐なる、三位以上の公卿には最下にても絁拾貳疋、綿拾貳屯、布參拾陸端、鍬陸拾口を給さる、（但半年分なり、兩度に一倍、下同し、）等減して、五位の大夫は位田八町にて、絁肆疋、綿肆屯、布拾

貳端、貳拾口にすらず、六位以下の士は、位田もなく、（但班田の割は多し、）亦祿も次第に減殺し、少初位の壹疋壹屯貳端五口に止る、是を有位人の半年俸とす。以下の史生白丁は月糧日粮を給さる、直丁には米鹽を給し、廝丁には布若くは綿を給す、（布一段を綿二屯に比す）正倉院文書に其例甚だ多ければ擧證を省く。史生以下の月料糧は、天平十七年十月十七日木工寮解に、合請米壹伯伍拾參斛貳斗　鹽貳斛貳斗伍升貳合　綿肆屯

「右史生三人　長上十一人　番上九十一人　直丁二人　廝二人　飛驒匠卅七人　驅使丁七十六人　廝卅八人　合二百七十人料（史生長上番上飛驒匠並一百七人別日米二升鹽二勺、廝驅使丁並一百廿三人別日米二升鹽一升、直丁月鹽一升、廝別月米四斗鹽一升、驅使丁廝別月綿四屯）とあるにて知るべし。

日糧月糧は定まりたる給料にして、外に又事に觸れて給與あり、天平勝寳二年十月十二日造東大寺解　奉寫大般若經用度の内に左の件あり。

淨衣肆拾貳具（袍袴汗衫褌袜冠湯帳沓者）

卅具經師卅人料　四具裝潢四人料　六具校生六人料　二具堂雜使二人料

布淨衣壹拾陸具（袍袴者）

十具打紙驅使丁十人料　六具供養所驅使丁六人料

米肆拾漆斛壹斗漆升陸合（細別略す、二升より一升二合まで不等）
鹽壹斛肆斗捌升陸合貳勺 經師已下雜使已上單二千四百七十七人別六勺
醬貳斛貳斗捌升捌合
末醬貳斛貳斗捌升捌合 已上、經師題師装潢單二千四人別一合 校生已上三百五十五人別八勺
酢壹斛壹斗漆升玖合伍勺 經師已下校生已上單二千三百五十九人別五勺
糟醬貳斛參斗伍升玖合 經師已下校生已上單二千三百五十九人別一合
海藻参佰玖斤拾兩
滑海藻（アラメ）参佰玖斤拾兩 已上、經師已下雜使已上單二千四百七十七人別二兩
心大貳伯玖拾肆斤拾肆兩 經師已下校生已上單二千三百五十九人別二兩
芥子肆斗漆升壹合捌勺 經師已下校生已上單二千三百五十九人別二勺
油捌斗壹合陸勺 經師題師装潢單二千四人別四勺
大豆壹斗壹升 紙繼料、以二一升一繼二紙一千張一（當時は大豆糊にて紙を繼たるならん）
小豆貳斗 澡豆料　小刀肆柄　礪壹

以前、應奉寫大般若經一部料、可レ用雜物、顯注如レ前、謹解 年月日署名なしとあり。單は官府文

にて饗に用う、食單の數なるべし。可用雜物は、今の官府文には應用雜物とかくべき所なり。淨衣は雜令に、官戸奴婢三歲以上、每年給衣服、春布衫、袴、衫裙、各一具、冬布襖、袴、襦裙、各一具とあれど、此は奉寫に付ての別給與なるべく、米鹽は日糧なれど、醬以下は供養の調膳用なるべし。

租稻、庸布、及び調の絁絲綿は物品交換時代に錢の代用となす便利もあるとなれど、雜物に至りては、賦役令に列記したるもの實に雜多なり、海藻根、滑海藻などもあり、堅魚、烏賊、熬海鼠などは猶可なり、雜鮨、鹽煮年魚、堅魚、煎汁まで、調に取て出納したは、雜物倉の取扱び非常の混雜なるべし。

されど天平の正稅帳の數多を撿するに、每郡の正倉を穀倉、稻倉、頴倉、糒倉、及び動、不動、公用と類別し、米、糗、糯もあり、又粟もある、此外に必ず酒、鹽、醬、末醬を記せざるはなし、或は酢もあり、酒は盛甕（二甕別受五斛）醬は盛瓱（一瓱別受一斛）或は酒（清四斛滓一斛）六斗と注し、或は糟若干（賑疫病者）と注する等、隨分稻倉の中も混雜なり。是等を見れば、當時の國郡司は八百屋、乾物屋、荒物屋を兼業し、往來の官吏に米鹽酒を供し、讀經供養あれば米稻を充でゝ、粥（加由）糟（加阿米）大豆餅（万米毛知比）小豆煎餅（伊利毛知比）饘（餳カ）（阿米亘）及び醬、末醬を供給す、是旅館を

も兼るなり。此の如くては正倉の開闔を嚴正にし、出納を整理し、之を京師に上計し、解由を得て滿任の交替を濟すとは、殆と爲得るべからざる難題目と謂べし、天平寶字年中に巡察使が歸朝して、公平の政をなす國司は一人もなしと奏したるは既に遲し。

物品交換時代の資財出納を推せば、王公貴族大寺が墾田を廣大に占有し、郡司の例に倣ふて莊司を派して、收納の資財を取扱せたるも、畢竟この雛形に仍りたるならん、是とても亦公平なる出納は斷して得難し。されば官司も領家も初めより其地の地頭名主等より勝手に利用されたるべし、其潛勢を養成すると百年の後に、諸國より武門武士、及び盜賊浮浪の湧出したるも亦怪むに足らず。

天平六年は、和銅より二十五六年に過ぎず、其年の造佛所作物帳あり、當時の錢を以て物を買ふ價直のあらましを知るべきを以て、此に摘錄しおく。

買小豆一斛一斗五升〻升四文　直錢四百六十文

買雜菜直錢廿一貫七百十六文

葵一百七十把直八十五文〻別二把

茶三千三百卅六把直一貫一百十二文〃別三把

蕨五千二百九十六把直一貫三百廿四文〃別四把

瓜四千九百卅顆直一貫三百二文（八百卅四顆文別三顆 四千九十六顆文別四顆）

茄子十一斛直一貫三百五十六文（二斛五斗六升〃別二文 八斛四斗四升〃別一文）

椒子一斛三升直二百十七文（一斗一升〃別三文 九斗二升〃別二文）

芥子三升直卅文升別十文

買椿灰八十五斛二斗（七十三斛九斗〃別四文 十一斛三斗〃別三文）直錢三貫二百九十五文

買燭松（タイマツ）一百五枝　直錢六百五十三文（廿三枝各七文 八十二枝各六文）

買薪一千一百七十三束（四百廿六束各四文 七百卅七束各三文）直錢三貫九百卅五文

買炭二百一斛九千七百廿斤　直錢三貫六百八十五文（七千五十斤文別三斤 二千六百七十斤文別二斤）

買和炭一千五百十四斛（二百六十八斛別十一文 一千二百卌六斛別十文）直錢十五貫四百八文

藁六百卅圍自島宮運車九兩賃錢六百卅五文（三車各七十五文 六車各七十文）

買漆廿斛九斗一升（十二斛一斗六升〃別二百文 八斛六斗五升〃別一百九十文）直錢四百九貫五百五十文

買生銅九百十四斤（五百七十斤〃別五十四文 三百卌四斤〃別卌六文）

買鏁子二十五具〻別卅六文直錢キレテナシ

續紀和銅四年五月に、以穀六升當錢一文、令百姓交關各得其利とあれど、生銅の直斤別五十四文の比較にては、一錢の直は此の如く貴かるべからず。又翌年の制に定以錢五文准布一常とあり、十文にて一端に當る、是六斗にて一端に易るなり、亦價位を得ず、鑄錢の初めは此の如く錢を貴びしにや。天平六年は是より廿三四年の後なり、再び廿六年を降りて、天平寶字四年の物價を左に錄して其比較を示す、但し是年萬年通寶の十文錢を鑄られ、舊錢の價低落せし比とす。

四百五十文調布一端（六年には武藏布端別三百五十文とあり）　七百卅八文生絁三丈四尺直（六年には丹波絁匹別一貫百文とあり）

八十文狸毛筆二管直　卅文墨一挺直（墨は普通此直なり）

百廿文鐵一延重三斤十三兩直　百廿文檜榑三材直材別卅文

一貫百廿六文薪七十二荷直八荷別十七文 廿六荷別十五文 卅六荷別十六文

五十五文荒炭七籠直

二貫六百文買白米二石直石別一貫三百文（六升七十八文に當る）

二百卅文買糯一斗五升直　七十五文田束麥三百縣直

二百文索餅六十三藁直（十一藁　十一文　五十二藁別三文）

八十文大角豆五升直（升別十六文）

百卌八文酢六升直（四升別廿五文　二升別廿四文）

二百九十五文醤一斗四升直（一升廿二文　一斗三升〻別廿一文）

百二十文荒醤八升直（六升別十三文　二升別十二文）

百六十四文末醤一斗二升直（八升別十四文　四升別十三文）

三百三文鹽一斗九升直（一斗三升別十五文　二升別十四文）

（一斗八升別十六文　一升十五文）

百廿五文布乃利四斗直（一斗別卅二文　三斗別卅一文）

五十文昆布二把直

百卌文藿三斗直（升別四文）

廿二文蕨五十把（四把別一文）

五十文水葱廿把直

七十五文干海松三連直

五十五文糖一升直

百十二文生栗子八升直（升別十四文）

六十文干柿四條直

卌八文竹子十二把直

九十文陶垸廿合直

右自四月一日迄廿九日錢用如件

主典安都宿祢　　案主下上

薪炭は雑令に、文武官人、毎年正月十五日並進薪、長七尺、以廿株為一擔、一位十擔より、初位二擔に至る、これにかゝる文書もあれど、此には擧げず。又給後宮、及親王炭、云云、其薪知用多少、量給供進、炭者不在此例とありて、薪炭を諸臣に供進させて、主殿寮に

於て出納したり。是は天武の朝よりある物品交換時代に於る地租の一種なり、憶ふに國郡に於ても、管內に總ての應用物品を供給させて求需に充たるべし。

寫經所に於て筆紙を用ゐたる書類は甚だ多けれど、いづれも種類多く、筆は菟毛管別四文より四十文、鹿毛管別二文より十五文のもあり、紙は二張一文より一張十文に至る、其他の雜用帳、及び雜物の受拂等には、物品の明細を考ふる料多し、煩しければ略す。此に天平の盜難屆を錄すべし。

謹解　申所盜物事（全面に左京之印を朱捺す）

合壹拾參種

麻朝服一領　葛布半臂一領　帛褌一要　麻系(絲カ)抜一箇　帛被一蓋　紵帳一張

調布帳一張　被莒(筥カ)一合　綠裳一要　鈄一面（枝繼所管作、口左方均右方於往疵、枝繼所於中纂可ニ挾入ニ穴）　赤漆眞

弓一枝（少々削黑漆端）　幌二具

右等物、六條二坊安常拜麻呂之家、以去八月廿八夜所盜、注狀以解、

天平七年閏十一月五日

中宮職舍人少初位上中臣酒人宿祢久治良

左大舍人寮少屬大初位下安拜朝臣常麿

(別筆)職符　東市司(印前に同し)

件所盜物交(事カ)以去八月廿八日申送如前

大進大津連船人

少屬衣縫進人君

終りに貸借の事を述ぶべし、雜令に、公私以財物出擧(スイコ)者、任依私契官不得理、每六十日取利不得過八分之一、雖過四百八十日、不得過一倍、家資盡者役身折酬、不得回利爲本とある、利息一倍の期といふとは後世まで猶存ずる法なれど、利息の制限は物價の制限と同しく、物情の許さぬにより、必ず行るゝ事に非ず。天平の比までは此令條も猶遵行されたると覺えて、其比の證文に、

謹解　申出擧錢請事　(字體楷書なれど拙劣にしてまゝ字形を失ふ)

合請錢四百人

高屋連兄胲?　質充田二段

佰妻笑?原木女　女稻女　阿波比女

口人、生死同心、八箇月內半倍進上、若期月過者、利加進上、謹解

若年不過者稻女　阿波比女二人身入申

天平勝寶二年五月十三日

謹解　申請商錢事（此は字體やゝよし）

合伍貫文

右錢、限八箇月、成半倍將進上、若過期日成壹倍將進納、仍擧事狀、謹以解、

天平寶字五年八月廿九日丸子　人主

保漆部　救人

奈良朝の末に至りては、京師の小官人祿薄くして窮乏し、廉耻なきに至るといふ寶龜年中の月借錢證文は多く存じ、其利息は既に令の制限を超過し、而して嚴酷に

これを取立たり、此に數通を錄す。

謹解　申請月借錢事

合參伯文一月之利卌九文

右件錢、布施給日、並本利而進納、仍注事狀、謹解、

寶龜三年二月卅日物部道成

（已下朱書）
依旨充

以六月十四日納四百卅文（三百文ハ本、一百卅文ハ三月又十日ノ利、）

謹解　申請月借錢事

合參伯文利別月卅九文　質物布二端

右件錢、限二箇月之內、本利共備、將進上、若過期限、斷給時、質物成賣、如數進納、

仍錄事狀、謹解、

寶龜三年二月十四日　給當麻鷹養

（朱書）
償若倭部益國

依旨行ヘ可　上馬養　敢男足

三月廿四日納、卅九文、利
四月廿四日納、卅九文、

六月十三日納、三百六十五文、三百文、本 六十五文　六十日利

利稲の出擧は勸農を名とし、春貸し秋納め、過分の利を徴したるを、和銅に半倍に制限され、養老には十の三に減じたれど、猶高利なり、然も一時のとなるにや、奈良朝の末に出擧稲の結果は百姓を流離せしむるに畢れり。寳龜の比は高利貸の最中にて、貴族は奢侈に困しみ、微者は薄奉に困しみ、平安の大内裏成る比は、國家の財政は已に退潮に屬す、更に延暦以後の文書に就て尋繹したらば、種々の事情を發見するなるべし。

第八章　古文書の時代變化

○第廿七節　平安朝文書の變化

前章に列擧したる大寶の戸籍、天平の移解、感寶の勅書は、古文書を原本にて保存されてある最古の物なれば、是について奈良朝の封戸墾田資財にかゝる文書を類擧して論じぬ、是にて古文書といふものはか樣なるもの、之を考究すれば此の如き益あると、其一斑は知れたらん。偖其時代を數ふれば、千年乃至千二百年の寒暑を移したる紙なるに、今に保存されて數大冊を成す程もあるは、全く敕封の力によりて、東大寺の正倉に藏したるもの十の九に及ぶ故なり。其餘のものも大抵大寺の寶藏に保存されたり、俗家に傳へたるものは早く烏有になり畢れり、故に國史格などに錄したるを涉獵して以て斯學を發揮すべし。

まづ最古文書は前擧の分にて足れりとして、次に平安朝の文書に移るべきが順序なり、是とても千年以上の古紙なれば、保存されてあるもの甚だ少しと雖も、平安京には東寺を建立され、東大寺の信向を此に移し、正倉院の文書は漸々減じて、東寺文書の夥多しきは、百合文書と稱する分にても唐櫃百箇に充つ。故に正倉院東寺の兩文書は一千年間の斯學の幹川といふべく、諸家の文書を之に匯注すれば浩瀚なる學海をなす、迚も一人の力の究め盡すべきに非ず、余はこの大海に向ひ一棹を

試むれば、要處を擇み、文書の時代變化を少しく論述せん。

平安朝の初めは京師の文章變化の時期なり、一般より概言すれば、漢文を磨きて全國の用文となさんと務めたる反動にや、假名字を改良し、假名文の發達したるは此際にあり。是は日本の文學史に於て大に研究すべき事なれども、簡略にいへば京師の貴族富足りて閑日月多く、其中に藤原氏外戚となり、宮掖の勢を挾みて子弟を朝に布植し、言語儀容をのみ修冶し、萬事華美に趨く所よりして、女文を磨きて男文は第二流、有司の取扱ふものとなり、自然に衰へたるならん。さはさりながら男文たる漢文の最も重んぜられて、學修の盛んなるも亦此際にあり、文學の常として文を瑩けば必ず華に走る、ましてて世事に遠き貴族の間には猶更華麗雅文を尙ぶにより、實用の通文は　然と衰ふを免れざるなり。

初め律令の施行さるゝに當り、全國を通して官府用の漢文を嫺修させんために、大學に於て明經道より文章學を別ちて是を本領の經學より重んずる樣になりたるは聖武帝の神龜中より既に然り。、官位令の集解に、神龜五年十一月廿一日、大學寮への勅を載て、律學博士二人、直講三人、文章博士一人、生廿人　以前。　一事已上、同』

助敎博士とある、是を文章博士の物に見えたる初めとす。是年諸國にも國博士をおかれ、天平二年三月には、帝松林宮に御して五位以上を宴し、文章生等を引て曲水を賦せしめ、物を賜ふ差ありと見えて、文章生は唐の詩賦を以て士を選擧する餘風なり。國博士は經學を主とすれども、自然と必用文の敎習に傾き、天平以來諸國の文書に辭句の修りたるは、其敎育に出るものと見るべし。平安朝となりて格に、

太政官符

紀傳博士一員

右右大臣(内麿)宣、奉レ勅、制二直講一員一、置二件博士一、其官位同二直講一。

大同三年二月四日（二四の字は令集解にて補ふ）

是より紀傳（史學なり）文章並び置れしに、廿六年を經て（令義解の成たる翌年）

太政官符

應加置文章博士一員事

右從二位行大納言兼皇太子傅藤原三守宣、奉レ勅、停二紀傳博士一員一、其紀傳得業及生亦從二停止一。

承和元年三月八日

是より文章學を紀傳道と稱ずるに成行けり。名は實の賓にして、當時の史學は文章の辭藻を專らとし、是を大業人と稱じ、最も貴重する學にして菅原氏大江氏は此學より起り、菅右府粟田右府は大業儒より顯用されたれど、實は文學家なり。大業儒は內記となりて詔勅を草し、又史官となりて官符を作る、是を官務といふ、明經儒は外記の局務を先途となし、普通の文書は局務の作るものとす、即ち中原氏の文體は明經家の官府體通文なり。

故に文章學の平安朝の初めに盛んなりしは、重に詩賦にありて、女文の和歌假名書と並に磨研され、華美を競ひたれば、其流れ通用文とは異派になり、詔勅其他翰藻を摛り、消息文に力を用うる樣になれり。通文雅文については既に第十八節に述たるが如く、詔勅などは修潤を極むるにより、抽象的の雅文になるは昔しよりの事なれど、官符も文章生の筆は修冶により、四六駢儷に近きもの多し、三代格を見れば自然にこれを知得するならん、殊に吏務財產等に非ざる事は文筆を瑩きたる傾き多し、是文章生の力を著はしたる痕跡なり。三代格禁制の卷に

太政官符

一禁制諸司、諸院、諸家、所々之人、燒尾荒鎭、又責人求飮、及臨時群飮事

右撰格所起請偁、去天平寶字二年二月廿日　勅書偁、隨時立制、有國通規、議代行權、昔王彝訓、頃者民間宴集、動有違僭、或同惡相聚、濫非聖化、或醉亂無節、便致闘諍、據理論之、甚乖道理、自今以後、王公以下、除供祭療患之外、不得飮酒、其朋友僚屬内外親情、至於暇景、應相追訪者、先申官司、然後聽集、如有犯者、五位以上停一年俸祿、六位已下解却見任、已外決杖八十、冀將淳風俗、能成人善、習禮於未識、防亂於未然者。(以上勅書)而今綸綍出後、年代久遠、有司解體、弃而不行、因茲諸司、諸院、諸家、所々之人、新拜官職、初就進止之時、一號荒鎭、一稱燒尾、自此之外、責人求飮、臨時群飮等之類、積習爲常、醉亂無度、主人毎有竭財之憂、賓客曾無利身之實、若期約相違、終至陵轢、營設不具、定爲罵詈、非啻爭亂之萌芽、誠作闘亂之淵源、望請准據勅文、嚴加禁止者。(以上起請)右大臣(良相)宣、奉　勅依請、但雖聽集者、不當過十人、又不得飮酒過差、至於闘爭、若有違者、親王以下、五位以上、並奪食封位祿、自外如前格、若容隱不糺、同處此科。

一禁制諸家幷諸人、祓除神宴之日、諸衞府舍人、及放縱之輩、求酒食責被物事

右同前起請偁、諸家諸人至二于六月十一月一、必有二祓除神宴事一、絃歌醉舞、欲レ悦二神靈一、而諸衞府、舍人、并放縱之輩、不レ緣二主招一、好備二賓位一、侵レ幕爭入、突レ門自臻、初來之時、似レ愛二酒食一、臨二將レ歸却一、更責二被物一、其求不レ給、忿詰罵辱、或亦託二神言一咀、恐二喝主人一、如レ是濫惡、傍レ年惟新、推二彼意一況、不レ異二群盜一、豪貴之家、尙無二相憚一、何況无勢無告之輩哉、是而不レ糺、何云二國憲一、望請嚴仰二所司一、一切禁遏者（以上起請）同宣、奉　勅依レ請、若有二犯者一、不レ論二蔭贖一、坐從二髡鉗一、但五位以上、及六位已下、把レ笏者、一如二上條一、又知見不レ糺之人、必將レ科二違勅罪一、努不レ堪二相提一者、須下錄二其名一進中所司上

以二前條事一、具件如レ右。

貞觀八年正月廿三日

焦尾は鯉魚の龍門瀑を登りて龍とならんと尾を焦すに喩へ、荒鎭は野民の荒き魂を鎭めて貴種に變化するをいふ、並に族種の昇進を慶するとなり、被物は酒宴の席にて餽る衣服料にて布帛等を與ふをいふ。兩條共に京師眼前に行はるゝ風俗にして、其狀態を描寫し、四六駢儷の調にて辭句を整へ、事實に浮ぎざる限界内に於て、文を鼓して抽象したるは、文章生の筆力を見るに足る。官符の文は文章家の選な

れば、總て辭句修整したれど、民間に通じて用ふる普通の文書は、田地資財にかゝる事のみにて、貴族社會には最も迂遠なる上に、物品交換時代に成たる令文式例を守りたれば、吏務の文書は格に擧たる官符夥多けれども辭句は套語を堆操し、這般の文辭に比すれば甚だ不發達を免れず。

古文書の發見したる時代より、京畿の貴族貴僧は諸國に墾田占有を競ひ、其地の豪族、則ち百姓なるものと衝突したり、藪をつゝいて蛇を出したるに異ならず、其結果にて武門武士の强暴を啓きたり。平安京の初めまでは、京師は古來の習慣を存し、大倭といふ觀念は日本聯島の總稱にてはなかりき、內國といふは畿內にて、其他は外國となせり、大寶令までは內外位を分ち、官職は內國人の專有なりしに、養老令に至り外位を廢したれど、猶內外の習例は改まらざりし。格に、

太政官符

應禁制外國百姓姧入京戶事

右齊衡二年十三日格偁、延曆十九年十一月廿六日下民部省、騰勅符偁、都鄙之民賦役不同、附除之事、損益已異、今聞外民挾姧、競貫京畿、非唯增口貪田、實亦冒名假蔭、

如不改轍、何絶詐僞、自今以後一切禁斷者（勅符以上）如聞外土之民、姧附京畿、多遁課役、無懷土心、右大臣（良房）宣、奉 勅、宜依延曆符、嚴加禁止、但有隱首色不獲已可附者、氏中長者覆審加署申所司、所司申官、待報符而後附帳者（格以上）年來外國百姓或賄小吏、而貫京畿、或賂戶頭、而冒氏姓、即是格制雖存於前、有司緩於後之所致也、右大臣（融）宣、奉 勅、宜重下符勤加撿錄、若戶主隱而爲人所告、有司忍而不勤督察、依法科處、不曾寛宥。

寛平三年九月十一日

又同日に京戶子弟居住外國を禁制する符もあれど略す。 京畿の貫族は朝官朝位の榮典を專有して、外國の士に誇耀し、資格を進むれば焦尾荒鎭に家を破るに至る、因て外國の貫族は土地の富を占有し、財源を阻て、遂に天慶の亂を發して、武人の强暴を馴致したり。 此時局の變化は平安京の初め百餘年間にあり、即ち京師に文章學の最盛なる時にして、其結果は男文の發達は澀滯して、文書の通用文は倭習を長じ、宮掖の假名文のみ發達したるを見る。 諸家に古文書として保存されたるは家の資産にかゝる公驗支證なれば、京師の貴族社會にて巧美を競ふたる文章には非ず、所司の吏務と地方の授受とに成たる用便の文なれば、吏事の繁忙なるにつれて

益鹿率になりゆけり。

○第廿八節　私地賣買の諍訟。

田地開け、戸口息し、財源の增加は社會の榮耀を長じ、經濟の膨張するに從ふて、吏務の繁劇になるは必然の理由なり。吏務の繁劇と文書の繁劇とは相伴ふものなれば、世の開くるに從ひ文書は簡便敏捷に趨るべし、文辭を磨きて趣味を玩ふは文學的の事にて、閑日月になす娯樂なり、實用的の通文は其反對の結果を得るべきものとす。故に古文書の時代の變移を原本に就て撿すれば、大寶と天平と同じからず、寶字以後は亦同じからず、寶龜となれば寫本にても心付くべし、是時代の進み自然の推移なり。時代の推移は文書に變化を示すが如く平安遷都の後は政局にも變化を生じたり。弘仁に藏人所を設けて公文を出納し、太政官は虚位となれり。又京師は撿非違使を設けて、衞府の追捕、彈正の糾彈、刑部の判斷、京職の訴訟を寄られ、諸國は權門勢家の私領に養はれたる家人が、帯劔の武士を以て判官に補し、盜賊浮浪の追捕に當りたる等、みな公文に變化を起す大なる原因とす。古文書の上に

著れたるを見れば、前章に述たるが如く、墾田の占有を競ひたる末は、多くの莊園を生じ、公田私田の交換にてます〱紛淆を生じ、國郡司の緩怠、權勢家の驕泰、小官の貪婪、百姓の退轉、利稻の獘害等は、奈良朝の末より既に甚だしく、令格は漸々と有名無實となり、文書の面に自然に衰頽を示したり。 三善清行意見封事の序文に、

臣某言、伏讀去二月十五日詔、遍令公卿大夫方伯牧宰進讜議盡謀謨改百王之澆瀉拯萬民之塗炭、雖唐虞之置諫鼓隆周之制官箴德政之美不能過之。 臣某誠惶誠恐頓首死罪、臣伏案舊記、我朝家神明傳統、天險開疆、土壤膏腴、人民庶富、故東平肅愼、北降高麗、西虜新羅、南臣呉會、三韓入朝、百濟內屬、大唐使驛於焉納賄、天竺沙門爲之歸化、其所以爾者何也、國俗敦厖、民風忠厚、輕賦歛之科、踈徵發之役、上垂仁而牧下、下盡誠以戴上、一國之政、猶如一身之治、故范史謂之君子之國、唐帝推其倭皇之尊。 自後風化漸薄、法令滋彰、賦歛年增、傜役代倍、戶口月減、田畝日荒、既而欽明天皇之代、佛法初傳本朝、推古天皇以後、此敎盛行、上自群公卿士、下至諸國黎民、無建寺塔者、不列人數、故傾盡資產、興造浮居、競捨田園、以爲佛地、多買良人、以爲寺奴。 降及天平、彌以尊重、遂傾田園、多建大寺、其堂宇之崇、佛像之大、工巧之妙、莊嚴之奇、有如鬼神之製、似非

人力之爲、又令七道諸國、建國分二寺、造作之費、各用其國正稅、於是天下之費十分而五。至于桓武天皇、遷都長岡、製作既畢、更營上都、再造大極殿、新構豐樂院、又其宮殿樓閣、百官曹廳、親王公主之宅、后妃嬪御之宮館、皆究土木之巧、盡賦調庸之用、於是天下之費五分而三（十分の五より五分の三を費せば餘す所は十分の二）仁明天皇即位、尤好奢靡、彫文刻鏤、錦繡綺組、傷農事、害女功者、朝製夕改、日變月俊（流行の變りの速かなるなり）後房內寢之飾、飫宴調樂之儲、麗靡煥爛、冠絕古今、府帑由是空虛、賦斂爲之滋起、於是天下之費二分而一（即ち十分の九を費す）。貞觀年中、應天門及大極殿頻有災火、儻依太政大臣昭宣公匪躬之誠具瞻之力、庶民子來、萬邦麕至、修復此宇、期年而成、然而天下之費亦失一分之半。然則當今之時、曾非往世十分之一也（以下略す）

延喜十四年四月廿八日　從四位上行式部大輔臣三善朝臣淸行　上奏

此文に謂へる十分之五より一分之半まで減耗の差は、淸行が當時の文書帳簿を撿して勘定したる上の立案ならん、今は其文書帳簿の存ぜざれば證明するに由なけれど、當時國家の財源たる田地によりても其大數の然るを知らるゝ。如何んとなれば天平以前は公田班授も一般に猶行はれたり、田籍に上らぬ荒地の墾田令を

發せられたり、此時までは國家の富源は官にありしに、天平以後より之を大寺に寄附され、王臣に割取され、國郡百姓に給與され、實に其半は私有地となりたるべし。爾後ます／＼墾田占有の度を進めて、因て公田を紛更し、因て諍訟を生じ、因て國郡司の緩怠を長じたる等、文書の表に露見したり。延暦に至りては、財計既に窮竭に傾きたるに、大内裏の造營ありて、天下の殷富を九條九陌に鍾むる規模なりしかど、も、七條以外には畑戸充たず、羅城門は盜賊の棲巣となるに終りたれど官の財源は猶十の二は存じたらん、即ち天下の費五分而三なり。

帝室の御領地が宮掖より漏れて貴族の占有となり府帑空虚になるとの速かなるは左の文書にて證するに足るべし。是は正倉院文書内親王の寄進文なり。

獻上　（全面に酒印を朱捺す）

大般若經一部六百卷

金剛般若經一百部一千卷

在各錦袟

厚見莊在美濃國厚見郡

墾田一百一十七町三百三十九歩

橫江莊在越前國加賀郡

墾田一百八十六町五段二百步

土井莊在越後國古志郡

墾田地二百町

熟田五十一町

未開地一百卌九町

佛御布施料銀香爐一具

御鉢料銀器八口

以前、故二品朝原内親王臨終、遺訣ニ、併恩德極深、無レ踰ニ天地、泣血傷レ性、豈能得レ報、冀

春花粧レ野之節、奉レ爲ニ

栢原聖靈、轉ニ讀大般若經、秋葉映レ嶺之月、奉レ爲ニ尊堂、披ニ讀金剛般若經、伏報ニ内極之

大恩、薄賽ニ難報之深德、仍以ニ件田、永納ニ東大寺二會之料一者。今依ニ遺訣旨、加ニ副所持十

八種物、裝束一二種等、獻納如レ件。

弘仁九年三月廿七日

二品酒人内親王

朝原内親王は桓武の皇女にて、妃酒人内親王の腹なり、此五百餘町の領地は延暦年中に賜はりたらん、後に平城帝の妃となり寵愛なくて薨ぜり、桓武の皇女は二十人ほどましますに、此例の如く領地を賜はらば、隨分の町數に嵩まるべし。凡そ后妃皇女に賜はりたる地は、王孫女王に讓り、其女王の王臣に嫁すれば其家領となり、或は又此例の如く菩提のために寺に寄附さるゝもあり、或は其院宮の臣下に給されて其まゝ家領となるあり、此の如くして限りある御料地は數世を經る間に減少しゆくなり。

奈良朝より墾田濫興の弊を承ても、京師の驕奢は益進捗せる際に平城嵯峨西院の仙洞並び建ち、後宮の供奉頻なれば、帝室の御領田を增加し、勅旨田數千町あるも引足らずして西院の時には諸國の空閑地數千町を增され、仁明の朝には院田をお

かれ、其地も亦大抵貴族の富に吸集されたり。是則ち五分の三を減じ、又其一分の半を減じたる情由にして、公田は次第に減じ、私田は次第に増加し、清和帝は水尾山の僧となりて、難行苦行して崩じ給ひ、宇多帝は仁和寺門跡を始め給ひ、源姓を賜はりて家門を始むる皇子は僅々にて、多くは僧となるに至り而して反對に此時代より藤原氏は公卿の家門を蔟生したり。かく公衰私盛の狀景は、此に同文書の中より前章の賣買地より生じたる因幡高庭莊の訴訟にかゝる縺れを擧れば寺領の親王家王臣家に轉傳したる曲折を知に足べし。

東大寺三綱牒上（原本行書多し、副本なり）

請ニ可レ沽因幡國高庭莊占（熟）地一綱裁事

合地五十五町一段卅九步

倉見葦原卅五町七段九十步

見開田一町四段二百四步

町卅四町二段三百卅六步

郡門野九町三段三百九歩
見開田一町七段三百卅九歩
野七町五段三百卅歩

（云は例に網とかく場合なり）

牒、得春宮坊大夫藤原朝臣宅、今月十一日牒云、傳聞件占地、於寺家無益、若有沽却者、以稻四千束充價直請買、如件但直者、寺家無勢、甚難可開、至後代者、必成無用地、仍錄可沽却狀、謹請綱裁、以牒上。

延暦廿年[illegible]月十六日　少都那　澄江

上座　（花押）（壽聖なり、署名の花押となる漸となす）　少都那

寺主　修哲

小寺主
小寺主
少都那　定遊

春宮大夫は藏下麿の子繩主にて、式家儒胤の祖なり、後に從三位中納言にて薨ず、三位以上に非ざれば職事の令扶從等を任命されず、只資人にて家事を處辨す、因て

宅と稱ず、職事を置く以上に非ざれば、如何なる名門にても其家と公稱するを得ず、是は明治以前までの法式なりき。藏下麻呂は宇合の季子にて百川の弟なり、百川は桓武帝を推立し、其の女旅子は淳和帝を生み、當時に於て權勢薰赫たり、孫の參議春津は系譜に本朝第一の富人長者と稱ず、其權勢と富貲とを以て家の資産を賣收したるは此例なるべし。此牒は賣買契約の初歩にして、是より立券判許等の公驗を經由して經主宅に領掌したらん、然るに官裁の手數落たるとて後に永き諍訟を引起したり。土地の分配は政務に於て要中の要たり、何の時代にも紛論起り易く、文書の大半は其中より生ずるはかゝる故あるによる。

東大寺高□後解申請□文事（是も副本なり）

欲勘掩捉高庭前□行園麿

右件園麿、經三箇年、預於莊家士奉、而所負巨多之目、因茲寺家之使、負物勘徵間、竊逃隱之、發時難(雑カ)訪求、不聞所住、傳聞但馬國二方郡部内有彼身、望請　移文、進於其國部内、搜求彼身、負物欲令塡納、仍錄事狀、請　移文、以解。

承和九年七月十九日別當僧　靈俊

因幡國高草郡庄也（別筆）

闕麿に姓なきは、蓋し寺奴中の士分にして、佃作料を濟さず逃亡したる者なり。凡そ脱籍浮浪といふは大抵かゝる由より生ず、又徒を語らふて理不盡に未進物を強收して逃亡したるを盜賊と斥す、此輩を或る家は容止して家士家人となすに因て、百姓は減耗し、私民は增多す、是當時の郡鄉に每にあることにして、武門武士は其中に養成されたり。此も高庭莊の事なるを以て此に附錄しおく。

偖前文の寺牒より諍訟を生じたる手續は左の如し。

因幡國司解　申返鈔事

使別當內堅正六位上石川朝臣眞主

右太政官去承和五年九月五日符偁、今年七月九日到來、偁、得東大寺牒偁、寺家墾田陸田等、每國有數、頃年差寺使令勘、或爲王臣地、或爲百姓田、今爲實錄件人充使發

遣、望請蒙下符將勘糺者、被右大臣宣、偁、宜下知國司、與使者共令勘申者、諸國承知、依宜行之者、謹依符旨、奉行已訖、仍附使眞主返鈔、謹解。（奉行はぶぎょうと訓む）

承和九年七月廿日正八位上行大目紀朝臣弥清

從五位上行內藏頭兼守藤原朝臣在京　正六位上行權掾尾弱大家麿

從五位下行權介藤原朝臣好雄　從七位下守掾路眞人安仁

從五位下行介大中臣朝臣假　正六位上行少目秦忌寸入部

因幡國司解　申東大寺田地事（全面に國印を朱捺す）

合地漆拾參町捌段漆拾伍步在高草郡

（細目略す）

故從三位藤原朝臣繩主買得田地伍拾伍町壹段參拾玖步

見開田參拾參町參伯五拾陸步

舊田參町貳段壹伯玖拾參步

新開貳拾玖町捌段壹伯陸拾參步（繩主の家にて開きたるなり。倉見葦原の細目は略す）、

未開地貳拾貳町肆拾參步

右使、寺別當内竪正六位上石川朝臣眞主勘云、被太政官去天平勝寳八年十月十一日符使、律師慶俊、佐官兼上座法師平榮、造寺判官正六位上毛野君眞人、算師散位從六位下王國益見、水道散位從七位上日下部忌寸萬麻呂等、與國司掾正六位下林連佐比物、目從八位下田邊史淨足、共點定田地也。今勘圖券、春宮坊故大夫藤原朝臣繩主家、去延暦廿年十二月十一日牒云、傳聞件點地、於寺家無益、若有沽却者以稻四千束充價直請買者、當時三綱上座僧壽堅、寺主法師修哲等、請僧綱判、同月十六日沽却已畢、凡寺家田園、僧綱三綱等、輙非出入物色、若有賣却者、須申官然後沽買、而偏隨宅牒状、寺財沽放、事意相違、今須還爲寺地者

故從四位上藤原朝臣藤嗣買得地壹拾貳町壹伯捌拾步(以下細目略す)

承和九年七月廿四日(署名は前解に同し、皆略す)

五年九月の官符が九年七月に國廳に達するは、延滯も亦甚し、四日の間に勘驗を

し畢りて、後の解文を上申したるは匆急と謂べし、是時買得者の開墾過半數に及べり、是に妥當なる處置を與へずして、假に返納と判するもいかゞなり、爾後其事は遂行せずして、又八九十年を經過し、延喜年中に至り、再び諍訟となり、事のいよ〳〵縺れたる成行を示すべし。

因幡國司解　申請官裁事

勘圖帳申上東大寺高庭莊田之狀、　在部下高草郡

坪付具在勘文

右被太政官去年七月十六日符、今年九月八日到來、偁、得彼寺牒偁、件田地、是挂畏勝寶感神聖武皇帝永限日月、爲供養三寶所施入也、其公驗明白也。而代代寺司、無心勘發、從失地利、已絕佛僧之供養、多違聖靈之本願、因以去昌泰三年、遣使勘辨、爰隨國郡判行、且頗領掌。雖然所遺之地、其數不少、而或稱王臣家地、或號百姓治田、强致執論、不全領掌、望請官裁、下國宰、任本分驗、將爲寺家之地、充佛僧供之資者。（以上牒）左大臣宣、先代所施、非可誤犯、宜仰彼國、令慥勘度、度班圖、具注其條里坪附町段步數、早

速言上者、國宰承知、依宣行之、事緣功德、不可疎漏者(以上符)國依符旨、妥案內、以去昌泰三年三月廿一日、依彼寺牒旨、令郡司勘申牒送寺家(以上解)、、、其勘文偁、件田地七十三町八段七十五步、見開田卅三町二百十二步、未開地卅町七段二百廿三步、就中故從三位藤原繩主朝臣買得田地五十五町一段卅九步、令領左衛門督藤原朝臣者、其旨既(以下國解の旨)左前年勘文、望請官裁、任彼公驗、早被裁斷、仍重勘圖帳、言上如件、

延喜五年十一月二日從七位上行大目阿閉臣

權守從五位下源朝臣　　正六位上行權掾紀朝臣河主

守從五位下當麻眞人春助　　從七位上行掾藤原朝臣

從五位下行介橘朝臣　　權大目大初位上土師

權介從五位下藤原朝臣　　正七位上行少目麻田連

挂畏は挂卷も畏きの省語なり、かゝる敬語を公文に用うるは平安朝以後の習はしなるべし、勘辨　領掌　早速(サッソク)　就中(ナカンヅク)は今に習用語となりたれど、意味の少し變りたるもあり。此國解は前擧の國解にて返納に決したれども荏苒行はざる間に、財

主は既に轉傳し、此に至り復提訟となりたるにて、文面の結落は、前後の勘文相左するに因て、宮の裁斷を促すにあり、其後も雙方猶執論して決せず、左の文書の如し。

按察家牒　東大寺衙

不能忽返納高庭莊田之狀在因幡

牒件□先日衙牒狀□晏子內親之由、奉牒已了、而今衙今月廿三日須隨牒狀、返納件田、然而今尋家副代代本公驗、已賣收□家之由、既以之不能返納、但爲衙被相妨之由、牒送彼內親王家、即令辨定事由、然後以奉牒、是衙察(乞カ)之令勤狀、以牒

延喜十三年五月一日知家事八戸　善根

令　長　岑(不明)　書吏　勝

按察家牒　東大寺衙

因幡國高庭莊田之狀

牒、件莊田、須依衙牒狀返納之、而依先日狀、可被辨定之由、牒送本財主晏子內親王家已了、而今未被辨定、今日須隨彼親王家牒狀、差專使□奉牒、去(乞カ)衙察之、以牒、

延喜十三年八月廿九日知家事八戸　善根

令　長　岑(不明)　書吏　勝

代散位　土形　書吏(闕)

御監散位　深江忠人

代散位土形　　書吏闕
御監散位深江忠人

東大寺

請蒙官裁任寺家本公驗領掌因幡國高草郡高庭莊之狀、

合田地漆拾參町捌段漆拾伍步

副進寺家公驗案文一卷

領掌人今陸奥出羽按察使藤原朝臣家并紀高子等

右謹撿案內、件莊地去天平年中、本願　感眞聖武天皇所施入給也、即注載寺家驗記帳、而去延曆廿年、當時僧綱三綱等不經官裁、誤賣却於他人、因茲後任司等、具注事由、可返領之狀、言上於官、則太政官去承和五年五月五日、差使寺家俗別當正六位上石川眞主、可勘領之由、下符彼國、其文云、凡寺家田園、僧綱三綱等輙非出入物色、若有賣却者、須申官然後沽却、而偏沽放寺財、事意相違、今須爲寺地者、爰國郡與使眞主等、同共勘領返納、言上亦了、而後後司等、漏忘不領、經數十年之間、更爲他人

所領也。爰前別當時、牒送在地國郡令勘、其勘文云、領掌人右衞門督藤原朝臣家、并紀高子等、云云、未經言上。爰智鎧以去延喜十二年被任別當、就事之後、任本公驗可被返納之狀、度牒送彼家、(初發)而返牒云、件田以去寬平七年、從晏子內親王家買納、即立國郡公驗、領掌既經多年、無有他妨、今事情頗難定、須彼此公驗依實辭糺、未然之間、不能返納者。因玆令持寺家公驗、重以牒送、(再發)而又返牒云、家須隨牒狀返納、然而尋案內、彼內親王家副代代本公驗、賣寄於家之由、既以分明、仍不能返納者。方今案事情、彼家所陳、頗乖理致、(以下論斷)何者、彼家須相合彼此公驗、論定是非、專任正理、而偏稱有彼內親王家公驗、曾不以被承引、暗知內親王家之賣與彼家之公驗、是伺寺家不領之隙、奸輩所賣彼親王家之劵、望請 官裁、任本願皇帝施入公驗、返納寺家、將爲佛僧供之資。仍副寺家公驗案文、謹請 官裁、謹言。

延喜十三年十月二日

別當傳燈大法師位智鎧

上座威儀師傳燈大法師位離世　　都維那傳燈法師位觀實

寺主傳燈法師位會祿

(此兩署の字體不明なり、僧綱補任の文書に照して讀めり、亦花押の漸)

晏子內親王は淸和天皇の妹宮なり。右衞門督藤原朝臣は關白基經の實弟にて、參議從三位なり、因て家と稱す、十五年に七十歲にて薨す、前解に左衞門督とあり、次に按察家牒あるは別人なる歟、考ふべし。文面の如くば莊地沽却の後一世を過して返納を勘したるも、國郡司にて握潰し、其間に內親王家に轉賣し、淸經の手に入るときは旣に九十五年を移し、人は三世を換たらん、然る後になりて返納を訴ふるは、たとへ法理はあるも、事情の許さぬ所ありて、不判決に畢りたるべし。延喜より後は藤原氏の莊園、又は武家の守護地頭の間に起る領地諍訟の文書は、每にこれに似たるもの夥多し、文書は此の如く領地の縺れより生じたるものとす。

○第廿九節　公文と消息

古文書の文體に時代の變化を生ずる原由は種々あれど、第一に心得て辨別し見るべきは、公文と消息との相異とす。公文と消息とは文面にさして相異もなき樣なれども、之を作る性質に於て反對なるものなり、其故は、公文は名の如く官府の公

務について授受する文書なり、故に消息は私文と稱じて可なり。公私の別は文書を作る意思に於て異なり、職務上の行爲は法式に遵守し、其事を明確に說明すれば足る、相互の敬禮は定まりたる式あり、尊上より下逮するを勅令符とし、卑下より上達するを解牒辭とし、官府相互に用うるを移とす、前に某官府解移某官府と名宛をなし、末に主者連署をなす、個人の文書に非ず。私交の贈答は敬禮を重んず、是にも公式の定めあるものあり、表啓の如き是なり、されど諸臣の相互に用うるは總て狀といふ、狀には貴賤の等差一ならず、狀は表面は公文に似たれど、個人の私文に屬するものなり、其他男女の間に贈答する文は總て消息といふ、前文は謹啓進上などの恭敬に始まり、末は謹言敬白等の禮詞に畢り、某上狀某殿人人御中など、個人の稱謂まで敬禮を以て終始する文とす。

文書に公文私文の別あるは自然の理にして、官府文の外に消息文の贈答をなせしとは早き時代よりあるべし。消息は政令事務を左右する重要の文書には非ざれど、至尊を始め奉り、貴族の男女社會に情意を洩通ずる文なれば、敬意を旨とし、言辭の分寸を愼み、辭氣の鄙俗を避け、且餘り抽象的の雅文にては意を達せず、さりと

て亦通俗にすぎては風品を傷る、尺牘消息は一種の美文として、枯燥したる官府文よりは文心を用うべきものとす。奈良朝に律令を修定され、官府文を全國に施用さるゝに當り、京貴の社會に消息の贈答は必ず發達したらん、但私文なれば保存する必要なきを以て、取棄られ、古文書の中には甚だ希なり、因て萬葉集の中より二三通を採り、最古の消息文例として此に擧るべし。

大伴淡等（タビト）謹狀。（正三位太宰帥大伴宿禰旅人なり）

梧桐日本琴一面（對馬結石山孫枝）

此琴夢化娘子曰、余託根遙島之崇巒、晞幹九陽之休光、長帶烟霞、逍遙山川之阿、遠望風波、出入鴈木之間、惟恐百年之後空朽溝壑。偶遭良匠、散爲小琴、不顧質麁音少、恒希君子左琴、即歌曰、（歌略す）僕報詩詠曰、（歌略す）琴娘子答曰、敬奉德音、幸甚幸甚。片時覺、即於夢言慨然、不得默止、故附公使、聊以進御耳、謹狀不具。

天平元年十月七日附使進上。

謹通　中衞高明閣下記室

答書

跪承芳音、嘉懽交深、乃知龍門之恩、復厚蓬身之上、戀望殊念、常心百倍、謹和白雪之什、以奏野鄙之歌、房前謹狀。(歌略す、正三位中衞大將藤原朝臣房前なり)

十月八日附還使大監(消息に年を記せざるは此時代より然り)

謹通　尊門　記室

右は詩歌の贈答にかゝる狀なるを以て、辭句を彫琢し、文學的の雅文なれど、是も狀と稱ず、消息を狀といふと由來久し。

宜(吉田連宜なり)啓、伏奉四月六日賜書、跪開封函、拜芳藻、心神開明、似懷泰初之月、鄙懷除祛、若披樂廣之天。至若羈旅邊城、懷古舊而傷志、年矢不停、憶平生而落涙、但達人安排、君子無悶、伏冀朝宜懷翟之化、暮存放龜之術、架張趙於百代、追松喬於千齡耳。兼奉垂示、梅花芳席、群英摛藻、松浦玉潭、仙媛贈答、類杏壇各言之作、疑衡皐稅駕之篇、耽讀吟諷、感謝歡怡、宜戀主之誠、誠逾犬馬、仰德之心、心同葵藿、而碧海分地、白雲隔天、徒積傾延、何慰勞緒、孟秋膺節、伏願萬祐日新。今因相撲節部領使、謹付片紙、宜謹啓不次。

天平二年七月十日

右は四六儷偶の文にて、詩賦として看るべきものとす。普通の消息は此の如き

文體を主用するには非ず、公文の如く用事を辨じ、意を達するを主として、たゞ散文を綴るを常とす、されど言辭の遣ひ方に敬禮挨拶を旨として作るの相違あり、此に正倉院文書に存ずる消息二通を擧ぐ。

大浦誠恐誠惶謹言（行體に草體を交ゆ）

應進上物事

右前蒙恩澤、進期已訖、然爲件物、遣因幡使、今以消息到來、語云、依撿校官物、相繼長官入南都、仍少々在物、不堪取備、但思量九月中旬應進上、仍且消息告上者。今期限已過、雨言欲加、然不在此物之外、更無進中、仍不忍止、敢捧醜狀、望請我主尊、愍是貧闕之時。然則今月廿日以前、必將進送、又爲催此物差使、今更馳遣耳、片時無忘、眞伏地流汗、愧更何申、万段頓首死罪死罪、大浦專應申消息、然（抹塗）有障故、故不得自參、伏且悚㣲、頓首頓首謹上、

寶字二年九月四日大津大浦　狀

謹上　東大寺貴人殿人

謹啓　消息事（行體に書す）

一　法花經者、以當月廿三日始可奉。

一　先日宣注文選慇勤欲盡申、人侍、紙食料筆墨等、備欲所請。

一　顯無邊經宏渡人々、有暇間可令奉寫、諸衆人等申。

一　經師闕所、尾張足人預欲仕奉申。

一　若請暇退、幸者、若奈良京可入坐事等、在道次可召。

想心雖萬端不能書具載、伏乞部下消息、迤曲投一封、死罪頓首謹言。

四月廿日下愚秦家主上

道守尊

此二通は普通の贈答文なり、前なるは原本の筆跡も拙く書體もまゝ形を失ひたる字あり、後なるも彫琢したる辭句にはあらざれど、孰れも消息の詞遣ひの、官府の公文に異なる所に注意すべし。其後平安の朝となりて、百餘年を經過する間に、

此詞遣ひは公文にも変りて、遂に公家文書武家文書の體裁と移りゆくに至りたり。故に前例を追ふて是を原本の存ずる最古の消息文例に擧げおく。

公文と私文とは根本的に性質の異なる理由を解釋し、然る後に奈良朝の文書と平安朝の文書とを比較すれば、公文は次第に冗漫に頽れて、消息文及び假名文に言詞を瑩いて、大に發達したり。此文書の變化は、公文衰へて私文盛んになりたるなり、約言して公衰私盛の時代といふなり。平安朝以降の歴史顯象も亦恰も其如くに、帝室は表面盛んなる樣にして世一世と衰へ、藤原氏は貴族の一なれど、裏面には威福を集めて世一世と盛んになり行けり。勅撰史は官府の表面を記錄したる書なり、律令格式は社會の表面を制裁する法文なり、人情世態は法網を潜りて利慾の競爭に智巧を碎くものなり、故に歴史の觀察は常に裏面の暗流に注意して、眞相を看破せんを要す、即ち文書の變化は其眞相の自然に掩ふべからざる所を證明するものなり。平安の大内裏は、全く藤原氏が、天平以來種々の手段を以て國家の富源を自家に吸集したる繁昌にして、公衰私盛の時代なり、古文書は其骨髓を照見する淨玻璃鏡となすべし。

然しながら斯學の始めて胎生したる今日に於て、殊に材料に乏し、余が十年前に古文書蒐集に從事したる比、京師を巡回したる人歸りて、東寺には百合の外に貴要の文書は猶夥多しきを報告して、方に借入れて撿閱の際なりき、百合文書とても史料に採入する外は、まだ閱覽する餘暇なく、其他の平安朝より鎌倉初めまでの文書は採輯されたるもの少きが上に、整理に後れ、偶これを撿査したるに、多くは散佚を買收したるものにて、最も贋作の多き時代なり。思ふに東寺文書の中には平安朝に消息文、及び女房文の發達を徵すべきものもあるべし、故に余は後の古文書學を研究する人に望まんとす、歷史の表面より膚相の見をなさずして、よく其裏面に注目して、藤原氏が此間に富貴の根柢を養ふて攝關家を成し、而して諸國の武士が其中より生育されて、遂に政權を移したる順序の眞相を文書の中より看破して、是が證明を與へんことを。因て此には只平安遷都の後間もなく朝廷の政務は儀式的に成行き、國郡は貴族貴僧の私田競求場となり、京師の豪奢は言文儀容の修飾に趨り、假名文の發達(即ち萬葉時代が古今(コキン)時代)となりたれば、公文は漸々衰へ、消息の文案式樣を績密になして、文學思想をこゝに鍾めたる時期なるを略論するに止めおく

べし。

古文書の現存する天平比より、京師は漸次に公を假りて私を遂ぐる趨勢にして、公文の面は實務よりも格式に周密を加へ、專ら消息を以て私交をなすに傾きたるに因り、消息の式樣ます〱謹嚴になり行たり。蓋し榮耀は富貴の二を相須てなる、富の添はぬ貴は甲斐なきものとす、天平の比は安倍、蘇我、巨勢等、なほ藤原氏の上流にありて互に婚姻を聯ね、平安京の初めまで富貴を保續し、竹取物語を見るに安倍家の富を稱揚したれど、いつしか其富を藤原氏に吸集されて、遂に攝關家の獨り舞臺となりたり。藤原氏の富は、全國に莊園を取廣めたるによる、之を支配する機關は國郡司以下在廳吏と諸國に抱へたる浮浪脫籍の家人と、此兩種の人にあり、領家既に公を假りて私を遂れば、莊司地頭輩も亦領家の名を借りて私を遂げ、公文は假面にて私文(即ち消息の狀)に實利あり、後に公家樣武家樣の文書を生ずる遠因は此にあり。

位貴くて富の添ざるは甲斐なき例をいへば、寶龜の比より、京官の祿薄くして國司の利厚きを以て、外任を競望するもの益多く、廉耻なきに至ると國史に記し、以て

京師には位の貴き貧困人の益多きを知らるゝ。此に一條の物語あり、宇治拾遺物語に、越前齋藤の先祖利仁(祖父は魚名公の孫高房、外祖は秦豐國、共に越前守となれり、因て其遺領を襲ふて齋藤家を起す)の事を記して曰く、利仁將軍のわかゝりける時、一の人基經なるべしの許に格勤しけるに、正月の大饗はてゝ、おろし米とて、給仕したる格勤の者どもの喰ける、其所に年比になりて給仕したる者の中に所えたる五位あり、其座にて芋粥すゝり舌打して、あはれいかで芋粥に飽んといひければ、利仁これを聞て大夫殿いまだ芋粥に飽せ給はずや、飽せ奉らんといひて罷ぬ。さて雜仕すみて、利仁馬を具し、吾も人も乘りて敦賀をさして馳せ、其夜は道に留りて、朝早く出行ほど、巳時比に卅騎計高島の津に出迎へ、暮に行著ぬ、寐所に入て寐んとするに、綿四五寸計ある直垂あり、汗水にて臥たるに、物高く言ふ聲す、此邊の下人承はれ、翌の卯時に切口三寸、長さ五寸の芋、各一筋づゝ持て參れといふことなりけり。曉方に蔀(シトミ)開けたるに、長莚を四五枚敷たるに何かあらんと見るに、下ず男の木の樣なる物を肩に打掛て來り、一筋おきて逝ぬ、其後續きて持來つゝ置を見れば、眞に口三寸計の芋の五六尺計なるを巳の時までおきければ、五石なはの釜を五六舁もて來て庭に

居へわたし、若やかにきたなげなき女ども、白くして新らしき桶に水を入れて此釜にいるゝはみせんなりけり、若き男ども薄らかなる刀持たるが出きて、此芋を剝つゝ柾切に切れば、早く芋粥煮なりけりと見るに、食べき心地もせず、疎ましく成ぬ。さらさらとかへらして、芋粥できたりといふ、進らせよとて先大なる土器ぐして、金の提の一斗計入べきに三四に入て持來るに、飽て一盛をだに得食ず、飽たりといへばいみしう笑ひて、集りて客人殿の御德に芋粥喰集ひあへりとあり。這は物語なれば敷衍もあらんと雖も、五位の大夫は地方にては國守に同じき貴人なれど、京師の五位は芋粥にだも飽ぬといふ物語は、郡の下なる鄉村の長が白丁にて長者と稱へらるゝにも比べられず。朝廷の公文は官位を授けて人を貴榮する證劵なれど、私門に其實富利を包攬して、私文の書狀に與奪する時代と移行につれては、公文は芋粥にあかぬ大夫殿の如く、私狀は利仁の家人の如く、世を追ふて文書は敬禮を謹しむ消息體に變りゆきたり、是平安の初めより延喜の比までの沿革にして、越前齋藤氏の起りなり(前後に越前にかゝる文書に參考すべし)。

小野篁は嵯峨淳和の御世に才學の譽れ高し、江談抄に一伏三仰不來待、書暗降雨、

慕漏寢を、月夜にはこぬ人待るかき曇り雨も降なんと戀つゝも寢んと讀たりと。宇治拾遺物語に、片假名の子の字を十二かきて之を讀とありければ、猫の子の兒猫、獅子の子の小獅子と讀めりなどの談ありて、嘖々敏才を稱じたるは、思ふに平安朝の初めに假名文の發達は篁、在原業平などの力なるべし。消息耳底抄に、二合字、我より下樣下人程の者なんどに仰書すれば、恐申すによりて、二合と草に書なり、何名にも讀成（ナス）故なり、奈良朝（平城帝など、時代違ふ）へ小野篁始て作出給也とあれど、二合字は、唐人にあるべし、余曾て墨帖を撿し、魏鍾繇の落款に花押あるを見たり、花押、二合字は、彼國には早くあり、日本には平安朝の初め比より、古文書に見ゆ。又同書に直に進ム時進上と可ㇾ書、進上と書は家子若くは同宿の名を可ㇾ書なり、都良香天神に進む消息に、謹謹上と書たるを御覽じて、下﨟の才學あるは凶のこと也とて拋させ給ひけりとある。此も時代違へり、良香は菅公の先輩にて、同時に文章博士となり、位地同じ、父菅三品の誤りか、是にて消息の書式に敬稱の等差むつかしきことを知べし。

○第三十節　公文の敬稱及び候の字。

公文に私文の言遣ひを混ずる樣なるは貴族社會自然の傾きなり。就中弘仁天長の比より宮掖の勢力と藤原家の富榮とにつれて其度を高めたるとは、決して誤想にあらず。若し此時代より延喜天曆までの古文書を編年に集めて見るならば、必ず其順序を證するを得ん。前節に擧たる節廿六延喜五年、因幡國司解に、是挂畏勝寶感神聖武皇帝永限日月、爲供養三寶、所施入也とあり、又延喜十三年東大寺の請文に、本願感眞聖武天皇所施入給也とある、更に後世に下れば挂卷畏本願聖武天皇所施入給也と書ざれば不敬なるが如き感をなすと雖も、奈良朝の比、官府の職務にて授受する公文には此の如き敬語はなきのみならず、漢文の消息も倭語の敬語を用ゐず、文中の造語に因て尊敬と卑遜とを表す、前節に擧たる大津大浦の狀に、雨言欲加 望請我主尊は敬語なり、敢捧醜狀 片時無忘 伏地流汗は卑遜の敬語なるが如し。假名交り漢文には倭語の敬稱を用うると既に古事記に例あり、其文體を消息に用ゐ、遂に公文に波及したるは、假名文の流行盛んにして、官府通用の公文衰へ、換言すれば藤原氏が太后を騧（カザ）して權威を增長し、天皇の官府は形式になりたる顯象とす。

公文に敬語を用うる習風となれば、貴人に對して呼捨にするに不敬を感ずるべし、攝關家のできてより、其莊園を御莊と稱へて、諸家の莊園に別し、以て公文の常式となすに至りたるは、天暦以後の事なるべし。公文にさへ敬語を用うれば、消息に敬語のやかましきは猶更の事なり、まして天暦以後は宮掖の婦人に言語文辭を瑩いて、男子を嘲侮する樣になりたれば、文書にいよ〳〵敬語を用ゐるを行文の艶（ツヤ）の如く、女語をつかひて翰藻の美となすに至りたり。然し男の漢文は自ら體裁句格あり、官府の公文は習用の書式あり、其文中に消息の習氣を受たる文字を摘擧すれば、前述の諸點にすぎざれど、古文書の原本を並べて比較すれば、書式、書樣、字形等まで相違を生じ、習用語にも變遷あるを看出すべし。

諸學の門流に落たるは圓融一條兩帝比よりの事なり、官の公文を中原小槻氏の文體字樣になして、後世の窩臼を作りたるも、蓋し此時よりす。中原氏の祖十市宿禰有象は、明經學より進みて大内記に進み、圓融帝天延二年に中原姓を賜はり、其子の大内記致時は御堂關白道長全盛の時に當る、淸原家の祖海宿禰廣澄と二人にて明經學の門流を起して、内記外記の局務を家格となし、其孫三人明經明法（坂上氏も其一）兩

學の家に分れたるは白河上皇院政の比にて、中原氏の公文樣は其間より因習したること知べし。要ずるに中原流の文書とて文體を改良したるには非ず、時代につれて文辭は事務と共に繁冗になり、習用語の訛りて漸く近世に近づきたるは、時運自然の推移なり、中原小槻樣とは文書の書風字形を主としていふ。但し勝れたる書法家といふにはあらず、當時の公卿は文學筆蹟に心を專らにし、消息に書風を瑩きたれば、野跡(道風)權跡(行成)佐跡(佐理)とて、後人之を學び、後には法性寺殿の字樣もあり、是等が公家樣の原となれり。中原小槻樣は諸大夫以下の司る公文に用ゐ、元來下品なるものにして、書風も亦遒美なるに非ず、中原の系統は武家に傳はり、鎌倉政所の大江中原は其子孫なれば、是を武家樣の原と謂て然るべし。

此の如く藤原氏時代に於て、京貴は公文に用意薄く、專ら假名文及び消息の華辭に趨り、公文にも自然と其習氣の感染したるを免れず。其比の消息は、まだ原本を見ず、御堂關白道長の時代に、文學博通の儒者藤原明衡の著はしたる雲州消息は當時贈答の消息を集め、十二ヶ月、及び公事に配序して文例を示せり、是後の諸往來の祖にして、古文書消息部の讀本となすべし、其中より、左に抄錄す。◦◦◦は消息に

習用する語を標す、

一日殿御供參宇治、綠水滔々、紅葉紛紛、水靈所獻之波臣、宛然于丙穴之味、大谷之梨、朔濱之栗、弱枝之棗、異俗流焉、詩人五六輩、臨水檻而吟詠、峽雲慘澹、想像巴州、遊女一兩船、於蘆草之間、發今樣之歌曲、可謂象外之遊、如此之間、不御座、清風明月之夜、恨無玄度、此謂歟、我黨兩三人、明月之夜向河陽、欲遊豫江口邊遊女如何、一生不幾、白駒如過隙、一宵樂遊、可忘老之將至也、人心不同、譬如其面、不得意三人、定嘲此事歟、夢々莫漏、莫漏、某謹言

十月十一日(消息は例に年を記せず)　右京大夫藤原(自署するなり)

謹上　源少納言殿

漢文學者は此の如き遊樂を風流といひ、度外に佚出するを閑情といひ、禮法に踽踈するを俗となす、清朝官府文の習用語も亦然り。

右宇治御共無其催之間不參、遺恨尤深之處、今有此仰、彌動寸志侍、抑明月之比、江口御會尤宜歟、古今之賢人、未弄此事、誰人可成其嘲乎、生涯之恩示也、早可令棹御船給也遊君之纏頭何物乎、扇一兩枚挿腰、可參會侍謹言

十月十一日　　　　　　　　少納言源

此答書は尤も今通用する消息文に似たり、兩處に侍の字を用ゐたるは候の字と同じ意味なり、又給の字もあり、是は假名交り漢文の體にして、早く消息に用ゐ來りたるとなり、猶後に述ぶべし。

次に公文を用うる事柄に類似したる消息は、

近江莊事

右件莊、格前所立也、山野四至、田疇坪付、已載官省符、而當時宰吏、輙以收公、雖竭丁寧之詞、已無子細之答、撿田收納之時、多以致其煩、郡司里長雖知先例、依無免判、或切宛重色、或課臨時雜役、莊司申文進覽、早可賜國判者也、廳宣、留守所下文何事有哉、諸事追啓、某謹言。

月　日　　　　　　大隅守平

謹上　近江守殿

儷偶の句一つあるまでにて、全文は通常の公文と異なるなし、公文私文の相違は書式にあり、文辭の上にては判別しがたし。

御領所事

右格前之莊、何輙收公哉、但四司之內、公田相交圖帳明白也、莊司爲被免本家之辨、猥申此由歟、惜召問郡司、可獻免例也。當國前司、以前所立莊園、已有其數、仍任格條可停止之由、注國解可申請、侍八埏之地有限、國司若許之、後代百姓、耕作何所哉、以本田准濟物、尙以不足也、况勅旨開墾其數已多、調庸租稅殆泥辨濟、若率田數加徵官物定有黎民訴訟歟、且察此由可被仰下莊司所也、謹言。

即日　近江守

是にも侍を用ゐたり、消息に侍給等の常語を用うるは早くよりの習はせにても、とは假名を挿むが如くに應急に作りたる粗文なるべし。侍給の常語を消息に用うるは奈良朝よりあり、後世に候といふ原因なり。正倉院文書に、

主奴麻柄全万呂恐々謹言　（奴の文なり、行書にかけり）

愛智郡進上祖米參斛六俵　馱二匹

右件祖米、附全万呂之戶口勝犬甘進上、乞照趣早速返赴甚宜、但米黑幷欠代、今

追參向、面當申給、恐々謹啓、然益万呂以去月七日臥病、至今東西患侍、但昨日明日間少急息侍、以十日參上、可拜奉諸下足、謹白。

天平寶字六年七月五日

患侍の文字は、同じ年代に道守德大理の消息にも用ゐたり、其他に侍を用ゐたる文を餘り見當らざれど、早き比より、言詞に侍るといふ語尾あるとは、是にて確かなり、言語のまゝに粗文を書綴る所にて消息には早くよりあるべし、後に候を主用して侍は廢れたり。候とかくとも明衡の消息にあれど、侍に比すれば甚だ希なり。

白馬之節、春間之晴也、巡方帶付回李、可及判官儀候哉、欲一見侍、謹言。

正月日　式部大輔

獻上　名缺

只今從大內有召、可參勤侍、仍右筆非暇、追可注申侍、努々莫處懈怠、不具謹言。

登刻　（返書なり）　大學頭大江

久不申案內之間、不審尤多、仰來廿日之比、可修小佛事侍、可然者捧物一、御助成候哉、

年來之芳契有此時歟、謹言。

月日　　法印

謹上　大膳大夫殿

請禪札

右不審之際、幸賜此仰、誠歡誠喜、抑所被示仰捧物、以朔日可獻之狀、所請如件。

乃刻　　大膳大夫藤原

此の如く簡短の消息にも、候侍を并せ用ゐ、或は累ね用ゐ、或は給又は御を用ゐたるあり、あながち上輩の人に對する敬禮とも覺えず、然し長き文中に全く是等の字なきもの多し、是を消息の能文となすべし。

雲州消息は明衡が當時贈答の消息を寫て類次したれば、巧拙樣々なり、必ずしも摸範には非ざれど其比は男文の消息にも隨分と翰藻を磨きたる風尙を知らるゝ。是はまさに枕草紙源氏物語の書れし、宮掖の文學旺盛なる央なるを回想しなば、漢文に候侍給等の字樣を頻りに用うるとの已を得ざる時期なるを諒さるゝ、如何んとなれば容姿言辭を修飾して、些の不遜鄙劣にも感情を傷るは、婦人の常態なれば

なり。消息とても、漢文の尺素に候侍の字を用うるを甚だ好まぬ事となしたるは、此時代はさらなり、後の世までも之を嫌ひたり、故に足利代の文書までは此樣の字を用うると至つて少し、其は古文書に注意して看れば自ら知れるべし。後鳥羽帝の時中山內大臣忠親の著はせし貴嶺問答は、藤原氏の時に消息を書く法式を敎えたる書にて、其中に一の消息を擧たり、左の如し、

消息書樣不知給粗注給哉、若有御承引者、所羨可足者歟、不具謹言の問に答へて、

消息事　不知子細候、但少々承置事注進之。

抑字事　行上不書之、於半書他事之時所書也。（行上は起首を云、抑は接續字なり、發語に非ず、）

折奧卷事　事多至于奧、又引返書裏之時不可折之。事少之時奧一寸許折之卷之。

書裏方事　謹言許、若月日許、若上所許不可書、雖爲小字可書滿面方、極無其所者不書上所、常事也。（文句の餘らぬならば、小字に書塡て月日名宛まで書べし、上所は書ぬも苦しからずとの意なり、）

候字事　此字多者劣事云云。

裏紙事　故中御門內大臣被示曰、御敎書請文外、不用裏紙事也。（請文は返事なり）

懸紙事　同人曰、隨事不可黷禮紙、於中間所無紙時、以彼紙爲令書返事也。

用五枚事　用裏紙、加懸紙、以二枚爲立紙、已上五枚也、極畏之體、此程之消息者、封內結立紙之上下、故法性寺殿　二條院御書令獻御返事給之體如此、其御名所被書、曰藤原（御名也、）前關白時也。又知足院入道殿被奉花園左府云、畏承畢、御返事自是可奉者、即以馬助淸則被獻返事、付使獻返事、爲無便事歟之由、故明經博士師光所讀也。

上所事　進上字、中古職事奉大臣狀如此書云云。然而近代者不奉之、或子息、或家司許遂之、獻大納言之時、多書進上字、或書謹々上奉字、上卿遂大外記大內記之狀如此。

凡如此事、古今事異、隨時宜歟、上所思煩之時、或不書之一事云々。

觸事多口傳歟、如此事可令訪先達給之狀如件。

候字多者劣事也の文は、南北朝の初め（貞和三興國四）洞院權大納言實夏の書札禮にも引用されたり。消息の文句に翰藻を修潤すれば、自然に候給等の字なくても敬禮を失はぬ文をなせど、常用語を其まゝに綴れる眞率の文句に、是等の字を省けば乍ち不遜鄙劣に聞ゆる故に、自然に候字の多く成ものなり。　藤原氏時代には公文は形

式的に移りて文章業は衰へ、御教書を尊敬し、消息文を主用する所より、女の假名消息の氣習に感染し、事務を取扱ふ文書まで拙くなりたり。

抑を起首に用うる倭習も既に此比よりあることなり。足利氏の初めにかきたる書札作法抄に「申狀目安以下の書札には置字至極の大事のものなり、此置字をわろく置は、いかに能書札(筆跡の能をいふ)もわろく聞にくし、少々わろき書札も置字をだに能をきたれば能聞ゆる也、一字の置字により聽て能も惡くなるなり。如此の置字をば、詞の字とも申也、抑、兼又、將又、凡、粗、頗、聊、併、只、曾、如此の字をあしき處にをけば其文章亂るゝなり、よく置ば、いはれぬ事、思ふ書札も心得らるゝなり。日本樣の文章に山門の申狀のよきと申は、所詮この文字を能置たる故なり、是は口傳也、山門の申狀の南都などに必ずまさることはあるまじけれど、此字どもを能々覺悟して書たる也と、儒家宏才の人の山門南都の奏狀を批判せらるゝ也」と見ゆ。是等の字を前置し、之處、之條、之間等を後置し、接續したる文を倭習となす、之をかくこと難事にあらず、さるを言れぬ事思ふ書札も心得らるゝと言へるは、文章業の衰へも亦極まれりと謂べし。

○第卅一節　假名交り漢文。

漢文假名文に付ては第五章に辨じおきたり、漢文に假名を交へる文は古事記體と宣命體と兩樣あり、律令施行の後となりても、文筆に習はぬ人の已み難き用にて書く場合には公文に假名交りを許さゞるを得ず、公式令にも文體に制限は著はさず、まして假名の用法とて一定の式はなかるべし。されど古文書に假名交り公文の例を見ると甚だ希れなり、正倉院文書の中に宣命體に書きたる解文一通あり、其は楷書にて筆跡も整はれり、通文の書けぬ人とは思はれず、文は左の如し。

謹解　申請海上郡大領司仕奉事

中宮舍人左京七條人、從八位下海上國造他田日奉部直神護我、下總國海上郡大領司尓仕奉止申故波、神護我祖父小乙下思、難波　朝庭少領司尓仕奉支、父追廣肆宮麻呂、飛鳥　朝庭小領司尓仕奉支、又外正八位上給氐藤原　朝庭尓大領司

尓仕奉支、兄外從六位下勳十二等國足、奈頁　朝庭大領司尓仕奉支、神護我仕奉狀、故兵部卿從三位藤原卿位分資人、始養老二年至神龜五年十一年、中宮舍人、始天平元年至今廿年、合卅一歲、是以祖父父兄頁我仕奉禮留次尓在故尓海上郡大領司尓仕奉止申。

後キレテナシ

此次に式の如く月日署名あるべし、紙闕て知るによしなけれど、正しく宣命體の公文にて、詞遣ひも通用文に非ず、但神護自己の履歴を總敍する處は通文を用ゐたり、假名文に漢文交りと謂べき書様なり。

又大和國の唐招提寺文書に宣命體の解あり、資財の訴文なれど、斷爛して完からず、是も月日署名を見るに由なしと雖も、左に錄して比較に備ふ。

并資財奪取ニ請事
某姓△甲　左京七條一坊　外從五位下△甲　（△は字書に厶某也とある其字なるべし）
合肆區　一區无物　社左京七坪　並父所也
壹區　板倉參字　檜皮葺板敷屋、二字稻積瀬、板屋一字物在、一字雜物類、
葺厨屋一字
板屋三字　並在ニ雜物
在ニ右京七條三坊ニ　壹區　板屋二字　板　草葺板敷東屋一字
在ニ右京七條三坊ニ　壹區　草葺板倉ニる　板屋一
草葺屋一字　釜口瓱三口
板屋　三字　並空　馬船　二隻
上件貳家父母共相成家者、
以前△甲可親父△國守ニ補任シ氏退下支、然間以ニ去寶字
死去不明ホ父可妹三人同心シ氏處々尓
奪取、此乎哭患亙支　父我礼　ォ

（以上の目録は常の公文に異なる所なし）

問不文在利、然毛角可第輪廻、角可父尓從氐
彼可參上シ來奈牟時尓、角可不半上
即職乃前波久、汝可申事乎上
遣氐、所々家屋倉、并雜物
期限波不待氐、更職乃使條令
倉稻下并屋物等乎毛

後キレテナシ

（角と小字に書たるは、本人の名なるべし。）

題下に倒書しあるは判文にて、兩箇の捺印は郷印と思はるれど、某姓ム甲などの文字あるは案文にも似たり、斷爛したるが上に、原本を睹ざれば何とも決しがたけれども、正眞の物には相違なかるべし。又同國の長谷寺文書に、長谷寺司謹勘言上と題したる寛平八年に作れる宣命體の文書あるを見たり、是は甚だ疑はしきものなれば擧げず。

宣命假名を大字に書すれば古事記體となる、此の如く書たるものもあるべし、未だ其古文書を見當らず。讃岐國寒川郡多和郷の多和神社文書に、醍醐天皇延長元年祝從

七位上岡田臣吉守が撰集したる社記あり、其中に天平年中之舊記所載として、多和大神速秋津比賣命、此多和郷•尓鎭座所以•波、古老傳云、太古吾國稚國成時、八潮道•乃潮•乃八百會•尓座速秋津比賣命、東方•与理是•乃多和水門•尓海翔來座之時、老夫老女二人海邊•尓安左理居•支故汝•波誰•曾止問賜•婆、其老夫老女、我•婆此水門•尓住•留白水郎、名者大久支右、小久支女•止申、又此水門•乃名•波•何•止問賜•婆、此邊•乃名•波多和國、此水門•乃名•波多和水門•止申云云(••は宣命假名、)の長き文を載す。延喜延長比に成たる古神話の撰作なり、釋紀に引たる備後國疫隅國社緣起の宣命文などに比すれば甚だ劣れど、深くは疑はざれど、原本を見ざれば眞僞を判しがたし、此には擧ず。凡て寺社の緣起はさだかならぬもの多し、殊に宣命體の文は昔の國學者と稱する社司神主が、常に誦ずる諸祓、諄辭の句調にして、尤も神話を作るに適するを以て、淺劣なる贋造の多きものにて、大抵正證となすには不適當なり。

漢語にて塡譯しがたき一二語を、眞假名にて書込を古事記體と謂ふ、此も亦實字比の消息にあり、假名交り漢文の原となすべし、正倉院文書より二通を擧く。

謹啓　仰遣稻事

調使家令馬直伍伯束

右稻、以去寶字二年十一月充息島畢

勝部烏收稻四百束

右件稻与商布直幷令而、音太部烏万呂与生江息島春料頗（人名カ）分付、但白米五十石、敦賀津進料一千二百束、又其漕送功割用頴稻一百五十餘束、又烏申倉著虛納狀、先日申給已訖、仍推問宣被命、問志加婆、頗新舊田買頗未進申支、仍如此報申已訖、玆息島後年勘知已訖、更床足之所無束把

生口子老所稻

右息島与子老彼此召對令問定、將申上

天平寶字四年三月廿一日　道守德太理

更啓

從去年十月臥脚病、迄今未參郡、如以比來之間疹方足瘡不（得カ）（先カ）行、此

鄙安人明見、如此患侍、然革（草カ）命存者、今上拜奉、

前ナシ

右十二月正月二箇月料者、造物所請留、給₌正身₋已訖、但黒人申、十一月粮者、造物所无₋是者、黒人給止毋、仕丁等中留止毋、彼膳仕丁刑部五百奈比依₋无不₋得₋勘、謹啓

天平寶字六年三月九日六人部荒角

文中の小字假名を草體に書けば後世の假名交り文となる、故に平假名の出來て後は假名交り消息を生じたらん、余其時代の古文書に所見乏しく例證する能はず。是まで閲したる古文書に、平假名を漢文に少々交へたるを見たる最古の文は、日記類の小野宮右府の中右記にあり、其二三を擧れば、

寛弘二年（一條天皇）四月二日己卯の條に　昨以₌和歌一首₋被₋贈₌左金吾（公任）₋云、谷戸近閉也者て（マヽ）、鶴鸎の待千聲世天春そ過ぬる、返（シ）往歸る春をゝふ知花佐のめ御山のくれの鸎聲。　（待千聲世天は待そ聲せてなるべし）

是は和歌なるを以て萬葉體に平假名を交へ書たるなり、漢文に和歌を書込には此樣と純假名（古事記體）との二あるのみ。　記事には假名を交へたるは、

同九年五月廿四日辛卯の條に　資平云、左相府昨日寅尅許出京、騎馬自東坂登山、卿相、殿上人、諸大夫、騎馬前驅、從檀那院邊以石投前驅、當皇太后宮亮清通腰、彼是驚奇、或抑或叫、云殿下參登給そ、何者乃致、求尋事乎、裹頭法師五六人出立云、已檀那院そ、下馬所そ、大臣公卿は物故は知らぬ物かと云云、飛礫十度許云云、一石到相府馬前云云、此事或者申也。

後日或僧云、飛礫當廣業、清通等云云、法師敢言云、騎馬て前々不登山、縦大臣公卿とれりも、執髮て引落とと云云、相府當代大耻辱也、世云非人之所爲、若山王護法令人心催狂歟、希代之事也、相府ゝ氣損、又可被愼歟。

日記は多く字體潦草にして、原本にても讀にくきものなり、殊に原本の早く亡せたる古日記を、後人の手ん手に轉寫たるものは意外の誤りあるなり、此數條にもまゝ讀難き所あれど、先づは了解さるゝ。　山法師の語氣を寫すために假名を用ゐたり、亦和歌と同じかゝる假聲場は迚も漢文にて寫し得べきとならず、されど全部中に此類の文至つて少きは、務めて假名交りを避たるによるなり。

同廿八日乙未の條に　參皇太后宮、暫候渡殿、女房自御簾中、指出菅圓座、元來敷疊、其上指出

圓座、女房氣色似可近候、躄如不見入祇候、然而頻有其氣色、仍進候、相逢女房令啓先日仰事之恐、參御八講事也、即傳御消息、多故院御周忌畢事也、裝束乃替ゐ礼者は志多奈久あん有けると云云、御簾皆如尋常、懷舊之心、忽催落涙難禁、不憚女房之所見時時拭涙猶難留、仍復本座躄候、

故院は冷泉天皇なり、去年崩ず。此條は太后の御言を寫すために假名を用ゐたり、亦前と同じ場合なり、みな漢文中に已を得ざる處に假名を交へたる所なれど、假名交り漢文の私の贈答文に必ず行はれたるとの早きは、此にて推知さるゝ。是より四十餘年の後のものなれど、大隅國始良郡清水の臺明寺文書に此例の請文あるを見たれば、參考のために此に擧おく、

橘成友謹言

口裏ニ　橘成友狀當山傍示之事此案文税所

不可自今以後、狩獵臺明寺山ノ禁制殺生堺、須波留加多毛止の西、訓木尾より内

佐古狀

右禁制傍示之堺、元者是須波留加多毛止也、而今傍示之近傍、猶不可狩件訓木尾

内之由、山内住僧所令制止給也、隨制止旨、自今以後不可狩獵件訓木尾内之狀、起請如件、仍勒事狀、謹言、

天喜四年六月廿九日　　橘成友　在判

須波留加多毛止とは何なるやを知らず、地名と見ゆれど毛を小字に書たるも奇なり、名詞は固り假名にて塡へし、又漢語の譯なき詞を假名書きにするは、紀記以來常にあることなり。

又正倉院文書に同年宣命體の日記を副て進呈したる解あり、假名文の沿革を考ふるに益あり、此に擧おくべし。

・東大寺所司大衆等解　申請　天裁事（案文にて點竄あり）

請被殊蒙　天恩、任道理、裁定亂入寺中僧房煞人斬首狀

副進日記一通

右謹撿案内、寺家素依御願嚴重、從昔以降、未聞如此追捕濫惡之事、而俄引率數多隨

兵亂入寺中、損亡房舍、煞人取首、因玆大衆驚集、尋問子細之處、犯人頼正子、隱住僧房之由、已有其聞、仍以撿非違使廳宣、所搦殺也者、倩尋舊例、尙於寺邊、輙無入搦、何況於寺中乎、若適有如此犯過、先觸案內於寺家、被尋召、是所所流例也、而切散血肉、汙結界靈地、踏破障扃、愕修學禪窓、寺中大驚、無過於斯、抑不令知大衆、於僧房竊籠居犯人之者、其咎貴而有餘、但猥成煞害之望、又以似失朝憲、望請　天裁、任道理裁定者。糾非常濫過、全　御願嚴跡、仍勒在狀、謹請

天裁。

天喜四年四月廿三日

衆

天喜四年四月廿三日午時立日記

右事故波、今日辰時計遠以天、俄仁寺中乃北乃閤より、甲冑藺笠等を着之、弓箭刀鉾を帯し天、騎兵歩兵等七八十人許出來天、北室乃馬道より東第二乃房を打圍、或波馬仁騎り、或波歩より馳騒天、聲を高し天喚叫不、此を聞天比房近邊乃者驚怖天、側仁聞支竊仁見れは、寺中人不可怪思、是撿非違乃廳宣仁依天、犯人を追捕須る也止

云而間ホ、房乃内より頸を取天出來、相次天身には繩を付天、鎭守二十五所乃岡に引捨、如此間、專寺他寺乃上下諸人等市を成須、爰仁寺中乃所司大衆、此由を陳さむと須る處に、弓箭を以天諸寺僧を射散し天、敢令進止須し天、件頸を隨身し天去了ぬ、其後大衆集會し天、彼乃房を見れは、血肉流散し天、經論を悉久汙し、房内乃隔等を打破天、敢其乃隱れ無、退天事乃子細を問尋れは、件被煞害者は、是犯人賴正加子也、而を件乃房乃住僧を事乃緣有天相知天、竊仁通ヒ來ル間、窺來天煞害世留也止云云、但此次天仁被取たる物等、綿衣二領、紬衣一領、三重表衣一領、同裳一腰、甲袈裟一條、夏表衣一領、同裳一腰、五條袈裟一條、狩袴一腰、自餘乃損失乃物其數を不記、仍爲後日記。

日記申

五師

傳燈大法師位長深

傳燈大法師位懷久

傳燈大法師位濟快

傳燈大法師位観尚
傳燈大法師位真縁
所司
都維那傳燈法師位
寺主傳燈大法師位
權上座傳燈大法師位聖好
上座威儀師傳燈大法師位慶壽

假名の字を極草に崩し、後の平假名に同しきも十の六七あり。此文書に據れば、白河法皇の比までは草の假名とて一定の字形あるに非ず、人々の思ひ〳〵に書たるなり、然るに法性寺關白より俊成定家などの能筆出で丶、色紙短册に書る假名字の形より、漸次に平假名の字は定まりたるべし。出雲假名とて弘法大師の崩しおかれしといふいろは歌も後の事なるべし。

漢語交りの假名文は男文の女化したるものなり、假名文の發達してより、女房文

なるもの宮掖に行はれ、男は漢文、女は假名文の兩様に分れて、女文に漢語を交ゆるは男文に假名を交ゆるよりも嫌ひたることは、紫式部が清少納言を眞名書ちらすと誹り、倭歌に漢語を嫌ふ等にて推知さるゝ。然れば漢語交り假名文は、上東門院時代道長の盛時まで、猶變生男子の怪物として嘲けられ、男は漢文を修め、女は假名文を瑩くと、藤原氏の時代まで判然別れたるは、公卿の日記、記錄を漢文に記することの後世まで染込たるに證すべし。されど男女交際の用文に故障なからしめんには、男の漢文をくづして女にも通用せしむと、餘義なき事情なるを以て、漢語交りの假名消息は起りたるべし、是も上東門院時代を經過して院政となる交よりの流行ならん。這は貴族僧侶の男女の間に贈答する私の消息なるを以て、保存されたるもの至つて少く、余の聞見甚だ乏しく、是まで閲したる藤原時代の古文書中に、たまに漢語交り假名文を見たるは、なべて贋作のみなりき、東寺文書、其外來歴の確たるものに就て猶考究あるべし。

第九章　古文書時代別。

○第卅二節　文書と政局との沿革。

凡そ年紀の經過に催されては百物に變化を生ぜざるはなし、文書も亦其作用を免る能はざるなり。古文書の保存されたる年紀は一千二百の星霜を經過したり、此永き年間に人人の手に作られたるものを手に任せて披閲すれば、時代の移るまゝに文も書も變化したると、誰人の目にも感ずるなるべし。現に我等が今作る通用書翰の文を、前に擧たる奈良朝の通用文に比較すれば、殊域の觀をなすべし。されど又四百年前なる永正大永比の文書に較ふれば餘程相似たり、是を其比より四百年前なる白河鳥羽院政の比の文書に較ぶれば亦較相似たり、更に四百年前に遡れば大寶の文なり。若し又三百年に分ち、奈良朝と、御堂關白時代上東門院の比と、鎌倉末と、江戸の初めと、其文書を迭次に相較しても漸次に變化を示す、是に因て古文書の變化を尋ねて時代別の必要起る。

昔の書札禮には文書に公家樣武家の相異あるをいへり、遽にこれを聞けば、朝廷と幕府と公文の書式各別にして、以て古文書の大別を判すべきに似たれど、其實は

必ずしも然るに非ず。古來の官府文は公家文なるに論なしと雖も、是は公式の正體にして公家様とは別なり、公家様とは天慶の亂後より京師の權勢ある公卿家に侍所武者所をおいて武士を抱へ、又攝關家も始まり、因て朝廷の公式にて取扱ふ公文の外に、大臣大將家の職事より發する文書を以て、諸國の家領家人を支配したるを公家様の起りとなす。是より以降を歴史上にて藤原氏時代と稱へ、家領の莊園は官の直轄よりも廓張し、武士は朝官を帯ながら公家の臣僕となりて、諸國の領地領民に支配人たり、世にこれを莊園時代ともいふなり。後三條天皇其莊園を制するために記錄所を設けて、諸國土地の政務を取扱しめ、聽て白河の院政となりて、之を文殿(ふみどの)に移され、藤氏政所に倣はれて上下北面所を設けられ、北面の武士に兵馬逮捕を委ね、其比より平忠盛は院執權に列する様になれり、是を武家様の起りとなす。其子清盛遂に太政官を乘取て朝權を專握し、六波羅私邸にて土地の政務を裁判せしより、源頼朝右大將の資格にて鎌倉の政所より別當家令知家事の連署にて、公文を諸國に發したり、是が即ち武家文書の起りなり。

此の如く公式令の公文が公家文書となり、武家文書となり、年紀の經過するまゝ

に政治局面を沿革し、其跡を文書面に印したる樣なれど、是を以て文書變化の時代別を定むるを得ず。如何んとなれば、藤氏時代にも朝政は公式の文書にて行はれ、家家の政所も其式に依れり、鎌倉政所にても正式の公文は其式によれり、惟時代につれて文體の小少移り替るを見るのみ。書札禮の公家樣武家樣は、主として消息に字體式樣の相異あるをいふ、或は公家武家聖道の三樣にも分たる。聖道とは僧侶の文書をいひ、みな文句字樣墨の濃淡などの故實にかゝることなり、然るに文書の時代別は故實に渉りて細かく吟味するためには非ず、惟王政の藤氏に落ち、武家に落たる、政局の沿革が自然と文書の變化を示すに似たる故に、其時代の判然と分るゝ時期を證せんがためなり。

是まで古文書を披撿する人は、大抵みな其時代を分ちて、王代の文書、藤原時代の文書、鎌倉時代、南北朝、室町時代、天文天正比、及び德川初めなどゝ區別すると每々聞く所なり、此區別を以て文書に相異の點を擧るに、數條の要點なきに非ざれど、此學の時代別を之に定むるとは、允當せざる點も亦多し。余が十餘年前に古文書學を起草せし時は、文書は政務の間に生じたるもの多きを以て、政治の局面變化につれ

て、文書の體面亦變化すべし、此を觀察しても歷史研究に時變を知るの益ありとの理由を以て、古文書を王代、武家古代、近代の三大期に分ち、毎大期を前後に分ちて六時期となせり。　其細別は、一　王代前期を村上帝以前となす。二　王代後期を冷泉帝以後、謂ゆる藤原氏時代となす。三　武家古代の前期を鎌倉時代となす。四　武家古代の後期を室町時代となす。五　武家近代の前期を後奈良帝以後、謂ゆる天文天正の亂世となし。六　武家近代の後期を德川時代（元和寛永以後）となしたり。此時代別は古文書を分類するに概略は適當したるに近けれども、偖その分類をなす過渡に於て、猶模糊たるを免れず、何となれば院政後は鎌倉の過渡をなし、元弘延元は鎌倉足利の過渡をなす、是を推せば王代前期は武家の過渡にすぎず、武家近代の前期は足利德川の過渡にすぎず、兩期皆消滅して允當ならざるを覺ふ、文書の時代別は定め易からざるなり。

文書の變化は時運の推移に從ふとは殆と事實と謂て然るべし、這は特に自然力の爲すのみならず、亦政治人爲の作用も存ず、之を驗證するには古文書の原本に非ずとも、影寫したるものなれば、其筆畫書風に相異を示すと尤も著しく、而して用語

文案にも變化あるを認得るを得ん、文案書式を寫して活版に印刷したるを見ては變化の點は微にして、殆ど古今の相異を辨識すること難し。例へば天平時代の文書は筆畫書風遒麗なれど、平安朝に進めば較氣魄の薄きを覺ゆ、藤原氏時代には筆跡枯瘦して韻致なし、是は影寫に就ても知らるれど、空言にて其辨をなすは無用の勞なるべし。次に政局の變化が文書に變化を生ぜしむることも亦事實なり、然し日本の如き門閥を重んじ、先例故格を守る法俗に於ては、文書の如き殊に例式を沿襲するものは、俄に變改を示すことは有ざるなり。例へば鎌倉氏が幕府を建てゝ全國に命令したるは、政局の大變化なれど、其初めは局務官務の文書を習用し、さして以前と異なることなし、北條氏執權の比と移行くに從ひ、漸次に武家の文書は形成したり。又文明の亂より幕府瓦解して無政府となりたれど探題守護等が諸國に發する文書はみな室町の例式に據り、變改したることなかりしと雖も、世一世と降るに從ひ、切紙の消息多く行はれて、文體まで一變し、天文天正の文書とはなりたり。故に文書の變化は、時運の推移につれて、政局の變化に左右さるゝと雖も、政局の變よりは數十乃至百年も後れ、其間は過渡期をなすものなれば、直に政局の變を執へて時代を

別たんとは殆ど望みなきに近し。

此に前言したる王代前期より、武家古代前期まで、三期の間に京官の作りたる公文を擧げて、其文案に時代の同異あるや否やを比較するに供へん。京都雨森氏所藏の文書に、

民部省符（此に宛所あるべし、又滿面に省印を捺しあるべし、みな之なきは古寫なる歟、此文書の出所を詳にせず）

應早施入東寺、布勢內親王莊墾田等事、（布勢內親王は桓武帝の皇女、嵯峨帝の御妹なり、弘仁三年八月薨ず、此は其遺跡を施入ありたるなり、前章酒人內親王の書と參考すべし）

一所伊勢國大國

在飯野多氣兩郡

一所攝津國垂水莊

在豐島郡中條

一所越前國高峯莊

一所同國蒜島莊

右被大政官去十一月廿七日符偁、被大納言正三位藤原朝臣園人宣偁、奉　勅件

垂水莊墾田等、宜施入東寺者、省宜承知依宣行之、符到奉行、

從五位下少輔高階眞人遠成　　從六位下少錄秦忌寸氏健

弘仁三年十二月十九日

太政官符　大和國司（是は大和國宇智郡榮山寺文書なり）

應永爲榮山寺領田地參陌參拾漆町陸段事

一墓山地貳伯捌拾町

在宇智郡阿陀郷鵜野村

四至　東限橘坂　南限吉野川

西限宇智川　北限宇智川并佐伊谷

水田貳町參段自餘山

坪付有之（自餘、坪付の習用語は此時既に之あり、）

右得被寺司、并氏人等、去天祿四年九月廿六日解偁、件地贈太政大臣正一位藤原武智麻呂公墓山也、養老年中、被給傜丁十二人、令守墳墓、件地內水田一町餘、寺家

最可領掌也、而年來部內人民、妄以相妨、望請被給官符、永以領掌者、權中納言從三位源朝臣保光宣、依請者、國宜承知依宣行之

後キレテナシ

左辨官下　太宰府　（是は薩摩國國分氏文書なり）

應令管內諸國司且停止武士猥藉、且言上子細、筑前國安樂寺領等之事

薩摩國　山門莊　國分寺

自餘國々莊々略之

（職與斯由寄事左右、みな成語にて、當時の文書には習用語となれり、）

右近日都鄙罹騷擾、丁壯苦軍旅、俗之凋弊、職與斯由、就中五畿七道、諸國神社佛寺以下莊領、或武士寄事左右、煩費州縣、或民庶不營租稅、已令山澤榛?、大納言源朝臣通具宣、奉　勅、宜令下知彼宰史等停止猥藉、但若有子細者、言上請裁者、因下知諸國既畢、府宜承知、依宣行之、縡在機急、暫莫延怠、

承久三年七月廿七日　大史小槻宿禰判

中辨藤原朝臣判

此三通は略類似せる文書なり。前の省符は簡短の文なれど、平安朝の初めのものなれば王代前期にかゝる寫本なるを以て、其眞を尋究し難けれど、書式に一二及び題名、署の疑點なきに非ず。中の官符は裏紙の佚するを以て、年月署名を知るに由なし、文中に天祿とあれば圓融帝の朝にて、王代後期の最初にかゝる。後の下文（クダシブミ）は武家古代前期のものにかゝる、下文は公文（會計）式に太政官（省臺）下某國の書式あれど、後の下文とは其用異なるに似たり、辨官の下文は其變化なる歟、符宣抄に、左辨官下綱所、應分頭……事、石淸水權少僧都（其他諸社を列記し、）右廼者疾疫多發……事在攘災不得疎略 天德二年月日署名式まで此と同しきものを載す、然れば王代前期より既に下文は用ひられたり。此の如く王代より武家に移るまで、朝廷より發せらるゝ正式の公文は、之を寫本にて見れば、さして異りなし、但後の下文は案文に後世の習用句法二三處。。。を見るにすぎざれど、若し其原本を見るならば、筆畫書風に時代の變異を示したるとは必ず著しかるべし。

又諸國に於て、異なる時代に、異なる地方にて作りたる、類似の文書を表擧して、其同異を較ぶれば、

廳宣　（本書廳の字分明ならず）　（是は京都大覺寺文書なり）

紀伊國糸郡梓田島壹町

捺印（文字の處に連捺す郷長の印なり）

早可依日根秋支請申常荒開發田免事

右件常荒者、依彼秋支請申、國免既畢、但至地利包代者、依國例率法所當、不致未濟者、可為領主之狀如件。

（包代とは俵代の等か）

承和十三年十月十三日

守主殿頭從五位下大江

廳宣　贈於郡司　（是は大隅國臺明寺文書なり）

可且加制止、且擯進其身、臺明寺山邊所在雜木、伐運雜人等事

右得彼寺住僧解狀、偁、謹撿案內、當山是修行者建立、不獲定之檀越、伏以靈驗無喩、祈禱有感、如此之聞、遍滿遠近、非無其驗、隨卽為公家御願寺、勤修法華三昧料米、每年立用公帳五十餘斛、然而深山之甚、依不被下合勺、住僧亦少、荒廢尤多、借住無人之間、所在堂舍顛倒、及數十年、不蒙公恩、敢不可修造、隨卽相期公家造立之程、今月

二日大風、一屋不遺、皆悉掃地顚倒、又□因□制量、此山所在雜木、擬免件造寺料之處、里邊雜人不隨制止之旨、欲伐失矣、仍言上如件者、可停止之狀、所仰如件、宜承知、依件行之、故宣、

（立用公帳は帳に記して請受るなり、正倉院に多く其帳を存す、皆悉は今の習語に悉皆と呼ぶ此より後の事なるべし）

長久二年十一月十二日

大介惟宗朝臣判

廳宣　留守所

（是は薩摩國國分氏文書なり）

可早任官符施行、并先日廳宣狀、停止僧永修妨、如舊爲安樂寺領、隨本寺使所勘、全致國分寺沙汰事

右件國分寺、任舊例可爲安樂寺領之由、去年七月被下官符、隨文成府施行、國廳宣畢、而僧永修寄事於左右、施武威、背官宣旨、追掃府使寺家使等之由、所訴申也、事出自綸言、何可忽諸朝威哉、早任先日官符府宣廳宣、停止彼妨、重可令致其沙汰之狀、所仰如件、留守所宜承知、不可違失、以宣。

天養三年正月日

大介藤原朝臣 判

（是は常陸國總社文書なり）

留守所下

可ㇾ令㆘早任㆓先度國宣旨㆒、稲富名楫大夫高家孫□□成光、進㆓退領知㆒田肆段田チ車事

右件田者、依ㇾ爲㆓稲富名內㆒、先國司花山院大納言家之時、可ㇾ被ㇾ返㆓付本名㆒之由、有㆓御不知㆒、被ㇾ付畢。但件田四反者、爲㆓被名內㆒者也、而洩㆓先度御下知㆒之間、類地之上者、同可ㇾ蒙㆓御下知㆒之由依ㇾ申、如ㇾ元所㆓宛給㆒也、仍可ㇾ令㆘進退領知㆒之狀、如ㇾ件。

弘安八年正月廿九日

稅所 判

國司代左近大夫將監橘朝臣 判

廳宣は國宣なり、早き時代より此名稱あるべし、嵯峨帝の時に檢非違使廳をおかる、凡て使の衞所も廳といひ、廳宣を發す、職原抄に、撿非違使別當宣者、即廳宣也、古來被ㇾ准㆓勅宣㆒、仍天下重ㇾ之、違㆓背廳宣㆒者、可ㇾ准㆓違勅㆒云云と見へたる廳宣に紛はしけれど、其は大抵京師の事にて、諸國に行はるとは希なりしならん。右に擧たる四通の內前

なゝゝは、簡署の文にて、署名も花押に近く、藤原氏代のものに似たれど、仁明帝の時なり、官位姓尸を具へ、郷印を捺する等は、時代の早きを證す。次は二百年を下りて後朱雀帝の時なり、國守赴任せず、國務は介にて主辨したるを久し、薩摩の東郷氏は、其祖大前宿祢里用、冷泉圓融の比に薩摩守となり、滿任の後在廳し、因て在國司氏と稱ずといふ。又關東に上總介、千葉介、三浦介、常陸大椽等の豪族占據したるも、亦同じ比にあり、廳宣を介より發するを早し。されど彼等は國司の權に憑依し、又京師の權門勢家に夤緣して、田園を進退領掌したるを以て、公文は依然として法式の如くに行はれ、後朱雀の朝は旣に源平二氏諸國に勢力を養成したる時とす。此廳宣を見るに、文案は仍官府體を存じ、少々後世句調もあれど、延喜天曆比の文書に較ぶるとも辨じ難からん、惟署名に官位を具へず、判は花押なるべく、此は冷泉朝以後の類れかと思ふなり。次は又百年を下り鳥羽院政の時なり、此百年間は、神皇正統記に、白河鳥羽の御時より、新立の地いよ〳〵多くなりて、國司の知ところ百が一になりぬ、又鳥羽院の御代にや、諸國の武士源平の家に屬することを停むべしといふ制符たび〳〵ありきといひし時にて、歷史に於て國司衰微の極なりとす。今この廳宣

を見るに、文案にます／＼後世句調を增加したるまでにて、文中に官符、府宣、廳宣などゝ見え、又臺明寺には國牒 臺明寺衙と題し、權大椽目連署したる平治元年の文書を存ず、諸國の廳務は猶行はれたり。留守所とは守介掾在廳せず、國務を留守職に委託したるなり、關東にては介掾が在國司となりて土地を占據する已に久し、武藏の別府は足立郡にあり、秩父莊司重綱が其留守所總撿職となりしは、賴義義家の時なるべく、彼は秩父に起り、葛西（下總）河越（新日吉領）江戸（山王領）豐島澀谷に所領を廣め、後河越重賴義經に黨して留守職を奪はれたり、此一事にても留守所の權力を知らるゝ。之を概括するに、國司の實務は早く在廳（即ち在國司）の世職となりたれど、例格によりて廳宣國牒を發し、以て土地の進止をなすと尙繼續したるにより、文書の存するものを按撿すれば、鎌倉府の始めまでさして變化したることはなかるべし。鎌倉府の守護地頭をおきしより、國廳の事務はいよ／＼衰廢したり、故に賴朝の起る比までは、武藏、相模、上總、常陸等の國府はたしかに存在せしに、武藏多摩國府の廢墟となりたるは北條泰時の時といふ、其後河越重員は嘉祿二年に留守職を復したれど、是時職といふは其職の領地をいふ、足立郡の別府は早く廢れたるべし。最後のは留守所

の下文なれど、先度國宣と見え、又總社文書に文永十一年に介惟宗朝臣の署にて留守所に大嘗會米段別參升を課したる廳宣も存ず、故に書面にて見れば、國廳も別府も猶存在して、在廳官吏が事務を執たるやうなれど、實は該職の地を世襲したる家が、大嘗會、或は神佛にかゝる事等を、舊例故格によりて取計ひたるのみ。文中に先國司花山院家とあるは、除目分給を受るまでの國司にて、税所とは諸國に多くある税所氏なり、國司代は京師國守の諸大夫が來て領地を差配するものなり、此等形式の國務は南北の亂までも猶行はれたり。此の如く鎌倉府の後になりては諸國政治の局面變化したると、古文書の面にも畧徵さるれど、藤原氏代までは謂ゆる凌夷にして、文書の面には變化を徵すると難し。

土地賣買の劵狀は既に七章廿五節に擧おきたり、更に爾後の劵狀を時代によりて比較すべし、

謹解　申賣進地事（丸き印を捺連す）　　（正倉院文書なり）

合壹伯貳拾町在二近江國一

野地五十七町

畠地三町

同六十町 西限愛智河 北限岸壇 東南限黒山

右件地以錢壹伯貫文充價直賣進无品後子内親王家既畢、仍錄事狀以解。

天長元年十月十一日散位正七位下紀朝臣鷹守

相沽　散位正六位下紀朝臣鷹成

（東氏文書なり、原本には郷印を捺しあるべし）

謹辭

奉相替所領私地立券文事

合貳段 但壹段貳伯步、從秦多阿古手所買得也、伯陸拾步、從元領掌來之、

在下原田里卅一坪內

四至 東限本願寺北南限岡岸際 西限妙法寺地北限中道

右地大石保近妻、從秦多阿古手買得、領掌經數年、無事妨而依各便宜、本願寺所領、畠大豆田廿六七卅四五坪、并貳段代永奉相替已畢、仍爲後證、左右署名、立券文如件

寛弘七年二月廿日　郷長三宅　花押

奉替　松尾太神宮神主秦宿祢同

相替　本願寺別當大法師　平救

大舍人　秦　親忠

内豎　秦　［花押］

前出雲目小治田　助忠

前武藏大掾　［花押］

松尾大神宮祝秦宿祢　佐正

同　禰宜秦　［花押］

件地依各便宜所相替有實、仍加署名、

在地山城國葛野郡山田郷隨近之

(別筆)任沽劵之旨可領知之、

國司代散位中原朝臣　花押

御前撿校僧嚴禪謹言　（臺明寺文書なり）

沽渡進田地壹町事

在曾於郡貳條貳里貳拾漆坪字墓町者

副進本段主重武沽券一通

右件田地、依有要用之直、限永年所沽渡進於財田稻富實也、仍爲後日沙汰、沽券以解、

長承四年五月廿七日　僧（花押）

滿家院西俣名內八世井浦田畠問事　（大隅國比志島文書なり）

右四至　限東郡山堺　限南門木山　限北門井山邊多　限西河

右件田畠、石谷阿闍梨曳渡、元者比丘尼菩薩房、同生阿弥陀佛、阿闍梨之出擧物雖巨多、罷負不致數年其辨云云、依之於彼所者、限永年於所當米、万雜公事、臨時課役等者、自本名主之許留處也、至于御加地子地頭米者、令言上於子細、可被蒙御免歟、然而於彼水田者、早令奉寄誓尾六所權現、令御節供勤仕奉祈願領家地頭御寶算年久、兼可被祈郡司名主悉地者也、然則於後代无他妨、以阿闍梨隆慶、致方々御祈

禱、可レ令ニ領掌一之狀如レ件、故辭。

延應二年庚子八月二十二日

比丘尼阿彌陀佛 判

比丘尼菩薩房 判

(名の上朱書に)大藏氏永平ノ二女、梅北某ノ妻、菩薩房ハ妹也、志島元祖上總
法橋榮尊ノ母、父ハ滿家孫太郎、大藏永平ノ娘也、

最前の解は、第廿五節に擧たる文書の寶字を降る六十年許なれば、體面略同じ、相參看すべし。次の劵は二百年を降りて一條帝の時なり、文案もやゝ後世に似て、署名に位階尸を略すとになれり。其次の劵は又百卅年を降りて鳥羽院政の時なり、國判を前の餘白に與へたるは、後には袖判をなす位地なり、前章卅節に擧たる大覺寺文書には、此處に逆さに前書のあれば其由來久し、袖判の始まりしは後白河院政の比にある歟。次の劵は鎌倉府の初めにて、此時は郡司鄉長を經由して國司公驗を與ふと既に廢したると思はるゝ。此四時代の經過は筆畫筆意に係はらず、寫しのまゝ覽ても、政局の變化につれて書面の變化したる跡を比較上より認むるを得。
猶此例の如くに、天平以降の古文書を執て、曩に假定したる王代、藤原、鎌倉、足利の

時代を別ち、粗同一類なるものを撰みて表列し、之を尋繹しなば、古文書の時代の別るゝ期を判定するに益あるべし。

○第卅三節　文書の時代別。

時運の推移と政局の沿革とは文書に變化を生ぜしむるべしとの理想により、文書を表列して對較し觀るに、大概は其理に漏されど、前述の如く年代に割合せ、政局の六時期に配當して審按すれば、合ふもあり、合はざるもあり、これを以て妥當の時代別とは定むるを得ず。合ふとは、公式令の公文が鎌倉時代に移る比より體面を一變したるをいふ、合はざるとは、冷泉圓融の比より文書の用語書風等に漸く變化を示せども、其が王代と武家とに相異する點は此なるを見出さゞるをいふ。蓋し前述の六時期は、世人が王代より近代まで政局の變化を斯く區別し、歷史にまれ、書畫にまれ、器物にまれ、此名を時代に與へたる汎稱なるを以て、文書にも移用したるに過ぎず。此區別が果して學說の準率となすに適當したるや否は、猶尋繹の勞を

取ざるべからず。

是まで世に藤原氏代といふは何れの時代を指にや、確たる準據なきに近し。藤原氏の大政を擅にする端は、既に奈良の朝に、光明皇后の攝政を其始めとなす、文書に引當れば、最古の正倉院文書は其時代に作れるものなり。次て良房基經兩度の攝政より其度を騰上し、忠平に至て攝關の例を固定したり、是を藤原氏の盛時とせん歟、延喜天暦の聖代なり、縱し延喜天暦の聖代とは、即ち藤原氏の盛時と推論するとも、文書面にはさして其異を示さず、猶王代のまゝに認めて行はれたり。冷泉帝以後、該氏の兄弟攝關を爭ふたる結果は、道長が兄の中關白家を排擠して、攝關を自家に移し、五女五后の榮華を耀かせり、世にいふ藤原氏代とは多く其時を指すなり。其時とても前章にいふ如く、前代の例格を逐ふて、公を假りて私を遂げ、公文を表面に押立てゝ、私状贈答にて情實の行はれたる時なれば、文書の面に於て此と捉ふべき異點は見出さず。

政治の局面に於ても、藤原氏は王代に朝廷執權の沿革にして法例には大變化なし、ましても文書に區別をなすを得んや。武家の幕府を開きたる政局の大變化は、是

より公文の式に著しく變化を示し、且公家樣武家樣の稱へもあれば、此が文書の區別を判すべき時期に似たれど、是とても判然と公武の殊別をなすを得ず。世には武家に公式に於る文書を作る資格の人乏しと思ふならん、其は令內令外の官の外に官符補任の官職多くあるを知ざるによる、推言すれば古文書に疎き故なり。正倉院文書を撿すれば、大寺の三綱若くは別當俗別當等みな官符にて補任さるゝ、其官位相當の比較は公式令の公文式にも見ゆ、此外他寺社には之に類する官職は猶多し。武家にも亦官符補任の官あると、符宣抄を見れば即ち知れるべし、幕府は六十六ヶ國の總追補使廳なり、諸國の追補使は撿非違使押領などゝ同しく、官符補任の官なり、大寺三綱の如く貴からざれど、固り職權によりて公文を發し授受するを得る。其起りは頗る久しき事にて、其公文は公式の文より來り、公家の文書と變化を同うしたるを以て、強て公武の判別をなす能はざるなり、謂ゆる公家樣武家樣といふは、消息より及ぼしたる細則にして、公文にも相異の點なきに非ざれど、判然たる差別を求め難し。爰に符宣抄より諸國判官追補使押領使の官符を擧べし。

太政官符　大和國司

從八位上伴宿禰公扶

右從三位守大納言源朝臣高明宣、奉　勅件人宜補彼國撿非違使者、國宜承知、依宣行之、其公廨准一分給之、符到奉行。

右大辨（有相）（年月の次行にあるべし下同し）　左大史（年月の下にあるべし下同）

天曆八年二月廿三日

太政官符　紀伊國司

應以前土佐掾正六位上御春朝臣聽高補任追捕使事

右得彼國去年十一月廿八日解狀、偁、謹撿案內、此間山海之間、寇賊聯綿、奸類伺隙、爰爲追補使之者、雖有其數、或據較之力難堪、或汗馬之勞失便、今件聽高、夙傳弓馬之能、尤足警急之備、望請官裁早被補任件職將爲扞城之便者正三位行中納言源保光宣依請者、國宜承知依宣行之、符到奉行。（奉勅の字なし）

左少辨（信順）　右少史

正曆三年十月廿八日

太政官符　陸奥國司

應以正六位上平朝臣八生補任押領使職事

右得彼國去長保五年三月十日解狀偁、謹撿案内、此國北接蠻夷、南承中國、姧犯之者、動以刼盜、仍試以件八生、爲國押領使、令行追捕事、凶賊漸以刊跡、部内自以肅淸、見其勤公、最足採用、抑八生故武藏守從五位上平朝臣公雅弟同公基男也、門風所扇、雄武拔群、望請官裁、以件八生、被補任押領使、將勵翹勇之心、彌領?狼戾之俗者、從二位行權中納言兼中宮大夫右衞門督藤原朝臣齊信宣、依請者、國宜承知依宣行之符到奉行。

右少辨（廣業）　　左少史

寛弘三年三月九日

撿非違使は追捕職にて、京師の使廳は衞門の尉志より充らる、諸國の撿非違使も其相當の職となしたるべし、是のみ大臣の奉勅任符なるは、追捕使押領使より重き官なり。　判官判官代は奈良朝の文書より見え、國司の判官なるが如し、されど撿非違使の帶劍官ます〳〵諸國に增置され、國郡司もこれを兼帶する時態となりてより、武家の榮職として、判官の名は撿非違使に移れり。　諸國の郡司は終身の定めなれ

ど、始めより土豪の職として譜代の習例になり、其他の諸長みな世襲したるより、諸國の武家は一度朝官に補すれば以て家の資格となし、衛門兵衛の名稱は諸國に滿ち、追捕使、押領使等も、皆家格の樣になりたり。是等の諸職は追捕の權によりて公卿家の領地差配を託され、因て公文を發し、地頭名主に下知したるを以て、其下文及び下知狀は、立派なる公式の文書となしたる甚だ久し、官省及び公家政所の公文に異なるなし、是武家公文の起りにて、決して此に公私を別つべからず、又書式に公武の區別はなきものなり。

抑盜賊追捕の起りは、奈良朝以前に京貴の墾田占有により藪蛇をつゝき出し、脫籍浮浪の强掠横奪を制したるに起因し、天平以來墾田ます〱進めば盜賊浮浪ます〱多く、遂に平安京に至り、弘仁年中より藏人所の設けに引續いて、撿非違使を設けられ、政局是より一變したり。撿非違使及び追補使押領使といふは、其實は此職の名を土豪に與へて、京貴の諸國領地を差配させたるにて、其初め撿非違使廳より諸國帶劍の武士を判官に補し、追捕の任に當らしめたるを、三善清行は皆當國百姓納贖料者と誇りたれど、事實この百姓の追捕に非ざれば諸國は治まらざりし。

幾程なくて天慶の亂起り、京師も盜賊横行の衢となりければ、すべて公卿は武士をかゝへて自衞し、政所の外に侍所を設け、其中にも攝關家の家政は朝政に凌駕するに至れり。職原抄に、明經者、淸中兩流立₂其家₁以來、以₂外史局務₁爲₂先途₁、或以ₓ候₂院北面₁列ₓ執政家別當₁爲₂極望₁とあり、執柄家別當は其政所の長官にて、家令と連書して御教書を下すものなる故に、其位地は外史の筆頭よりも極望の職となせり。次に明法者坂中兩氏立₂家₁以來、以₂廷尉法儒撿非違使大判官₁大判事₁爲₂先途₁、又候₂院下北面、執柄家已下侍所₁輩等有ₗ之とあり、是も執柄家の侍所に在て審判を司る士は、大判事に比する威望あれば、其執達狀は大判事の判文に比すべきなり。院の上北面、下北面は白河上皇の院政より始まりて、記錄所の寄人を此に移されたれど、其制は全く執柄家の政所侍所を模したるにて、寬治四年に始まれり。爲經記に、上北面以₂殿上北面二間₁爲₂其所₁、下北面副₂北築地₁有₂五間屋₁、以₂件屋₁爲₂其所₁とあり、名目抄に上北面諸大夫、下北面五六位皆譜代侍とある、攝家の諸大夫及び侍所に異なるなし。是より破格にて人材を擧用され、院別當、院執權など始まり、平忠盛は院昇殿を許されて院執權となり院宣を以て天下に令せらる。此比より官の正式なる公文は形式となり、諸國へ下

す文書は院廳も諸政所も武家も消息體を用ゐて私狀にて旨意を達する樣になりたり。

右に述たる事實に據て、余は古文書學に於て、文書の時代を區別し、學說の準率となすべき分書を、文面に判然相異したる點に　て定むるを至當となし、左の三大別を立たり。

一　公文時代　換言すれば帝政時代……………普通の王代

二　私狀時代…………院政時代……………鎌倉室町兩時代

三　消息時代……武家割據時代……………織豐二氏より江戶時代

公文と私狀との別は文書の面に於て著しき相異を示す、其要點を摘擧すれば左の如し、

一、公文時代の勅旨は、私狀時代に至り院宣綸旨に變る、

二、公文時代の官符は、私狀時代に至り下文御教書奉書に變る、

三、公文時代の解牒移は、私狀時代に至り諸狀消息に變る、

四、公文は前に宛所を書く、私狀は奧に宛名宛所を書く、

五、公文は官位姓屬の下に署名す、私狀は倚官當職を書せず、受領名に花押す、

六、公文は官印を捺す、私狀は官印を捺せず、

七、公文は奥に判許を與ふ、私狀は前に袖判をなす、

右の七件は文書の面に著るゝ判然たる相異なり。

白河上皇の院政始まり、院宣を以て土地の政務を裁許されしより、公文は格段なる政事を藏人所にて奉行さるゝに用ゐ、其他は上下北面に受付て、文殿（フミドノ）に於て、裁決され、私狀を用ゐるとに移行たり。其證として正倉院文書に伊賀國宣旨院宣と註したる、左の二通の文書を擧ぐ。

應令東大寺進上公驗正文、寺領伊賀國玉瀧杣內字鞆田村分、田陸拾餘町、幷杣工肆拾餘人、混合郁芳門院、莊事

右右中辨源朝臣雅兼傳宣、左大臣宣奉 勅、宜令彼寺進上公驗正文者

永久四年三月十四日　　左大史小槻宿禰（花押）奉

玉瀧杣内鞆田湯船二村
右正盛有所申、然者可為寺領之證文(可カ)尋獻由、依
院御氣色、執啓如件。
　　八月十日左中辨爲
謹上　東大寺律師御房

前の宣旨は行書にかく、官務家の筆跡なるへし、後の院宣は行草を交ゆ、文殿寄人の筆跡なるべく、消息の例に因て年號を記せず、永久三四年なるべし、正盛は丹後守平正盛なり。

前の宣旨は鳥羽天皇の勅にて正式の公文なり、後のは白河法皇の院宣にて、消息の私文なり、爾後の綸旨は此體を襲用す、綸旨の始まりは此時代にあるべし。さりとて正式の公文は無論行はれたり、只漸次に減じ、幕府始まりて更に減したれど、鎌倉府の末まで行はれたる最後の例を此に擧證しおかん。

美作國司解　申進上　御封庸米事
合伯斛
右當年料、依例進上如件、以解、

新院廳牒　加賀國
欲被早速進濟御封米伯斛
使（名闕）

文保二年三月十日

守従五位下田使宿祢時職

牒、件米、當年料任式數早速可被進濟之、牒送如件、衙察状依件濟之用途有限、不可延怠、故牒、

文保二年三月十日　主典代散位安倍朝臣

別當左少辨藤原朝臣花押

○○は習用語の變化なり、注意すべし、

新院廳返鈔　美作國

撿納庸米伯斛

右當年御封米、撿納如件、故返鈔、

文保二年三月十日　主典代散位安倍朝臣

別當前右大臣藤原　判官代散位藤原朝臣

右は賓朝記に載す、此の如く重き事柄には、國司は名のみになりたれども、猶古式の如くに文書を出納さるゝ、大嘗會の如きは殊に重大の式なりき。

怠状事

口宣一枚

権右中辨光繼朝臣怠状事

右職事仰詞如レ此、早可レ被二下知一之状、如レ件

文保二(書入れなり、消息には年を記せず)
十月四日　春宮大夫花押　奉

大外記局

獻上

権右中辨藤原光繼朝臣、去二日不レ從レ事

早出怠状、

右進上如レ件

文保二(同上)
十月五日　春宮大夫花押

頭修理大夫殿

宣旨

権右中辨光繼朝臣進怠状事仰宏懲將來返給

右　宣旨、可レ被二下知一之状如レ件、

文保二年十月六日　春宮大夫花押

大外記局

此三通は、初め職事より口宣を以て怠状を出させ、次に其怠状に添て職事藏人に進め、頭より宣旨を傳へて返給されたるなり、

此後に左の勘文あり、

延慶二、四、廿七大外記師宗、吉田祭奉行緩怠之時、怠状ヲ被レ下二第二外記清大外記頁枝一了。

右三通は、春宮大夫が雙方の中に書面を取繼たる添狀にて、公文には非ず、消息文なり、消息のとは後に說くべし。以上は簡短の小紙なれど、朝廷の上には古式の如くに文書の猶行はれたるを證す、此比は後宇多法皇院政の時代にて、文殿に於て議定の評議を盡し、德政を發布されたり、是御一世に一度の盛典にて、事は萬一記に詳かなり、其院宣の下文を鎔冶漫筆(一名は古文書錄)に載す、左に錄するが如し。

左辨官下　感神院(祇園の寶藏院に藏すと云)

　雜事陸箇條

一　應興行伊勢太神宮已下祭幣物事

右左大臣宣、奉　勅、神克護國、國克敬神、因玆代々祭奠、令事敬肅、度々制符、殊誡緩怠、而寄事動難澁、諸司不存哉條、仍云幣料、云祭物、忘先諭、忘舊符、神事違例、職而斯由、祈年、月次、新嘗祭、并諸社幣物、任文永弘安濟例、可有興行、沙汰、於伊勢幣者、守恒例臨時季宛(年カ充)、點可檢納率分所、餘社幣物等、國司不可擁怠、若及對捍者、或被召放鄉保、或可改替事務、諸國社幣物、懈可付本社者。

一　應有急速（キツソク）沙汰神社訴事

右同宣、奉　勅、太神宮新次第解、不經宿可奏聞、若晩陰到來、翌朝必可奏、自餘雜訴、幷餘社訴、十箇日内同可奏、南都北嶺訴訟、急速殊可有沙汰、諸社已以被止嗷訴、奉行人更不可存緩怠者。

一　應定訴陳日限事

右同宣、奉　勅、下訴狀之後、廿箇日中不進陳狀者、可被止所務、止所務之後、過十五箇日、猶不及陳答者、可被裁許、訴人重訴狀、過三十箇日者、可停止訴訟、被召本解之時、五箇日中可返獻、若過件日限者、以案文可有其沙汰者。

一　應停止諸莊園收公寄進本主事

右同宣、奉　勅、忘寄附之本意、動及收公之條、理豈可然乎、可從停止者。

一　應停止以相論地寄進權門事

一　應停止讓不知行地於他人事

右同宣、奉　勅、世亶澆漓、人挿奸曲、爲達訴訟、以不知行之地、或寄附權門幷寺社或讓與他人、太不可然、固可禁過者。

以㆓前條事㆒、下知如㆑件、院宣承知宜㆑行㆑之、綷(コト)起㆓勅語㆒、敢勿㆓違失㆒。

元亨元年四月十七日

大史小槻宿禰　判

右中辨平朝臣　判

文中の習用語。。。に時代の變化あり、寄㆑事(セ)難澀(十二節に辨ず)、違例(今は病も用う)濟例　與行(今は日を限り觀物を興すにも用う)沙汰　召放(メシハナス召は徴の義)晩陰　自餘　雜訴　嗷訴(會合連名して訴ふをいふ、上等同盟罷工なり)重訴(又越訴(オッソ)といふは控訴をいふ)所務(廿二節に辨ず)、裁許(裁判施行を云)停止(禁遏も同じ)相論　知行

慥は中庸に慥慥爾とあり、支那の官府文にも用うるや不審。不㆑存哉、存㆓緩怠㆒の存は、元は例規の存在し記臆されたる意より轉化し、存念存意の義に用ゐらる、及收公之條の如く、之條とかくとも、元は條件より訛りたる語なり、綷(十二節に出)は綺の變形なるべし、事に代用す。是等の用語變化は公文の公家様となる時代よりのとなり、然しこれを公家様とはいふを得ず。末の二條に世覃㆓澆漓㆒人挿㆓奸曲㆒とあれど、前章第廿四五六節に擧例說明したる如く、大化前後より王公諸臣寺社と國郡百姓との間に

於る、私田の競爭については早くよりある事なり、昔人の尙古思想はこれを世運の澆漓と思へり、其謂ゆる澆漓せぬ時代は土曠人希の荒世なるのみ、今も蘇莫答剌國には所有地の境界なき所多しといふ。德政の起りは藤原氏以前にあり、鎌倉以後には一代一度の恒例となりて行はる、此後宇多法皇德政の下文は、伊勢を始じめ諸國に發布され、是によりて寺社と國司との間に訴訟の起りたると、余は薩摩新田八幡宮の執印文書（薩藩舊記に出）を始じめ、數社寺の文書を見たり、其後足利氏の中世に至り、德政によりて諍訟紛起の結果は騷亂を引起すに至りぬ、財理に達せぬ人が仁恩德義を政治に行へば、一方の欣喜は一方の困苦となり、却て法律の紛亂となると、德川氏の季まで古文書のあらん限りの通弊なりとす。

同時に公家文書の行はれたる一例を擧ぐれば、

關白前左大臣家政所下　　鹿島社神官等

可下早任二代々政所御下文、并關東不易下知狀一、令三大祢宜良親、進二退領掌上神領內、小牧村、加納、大枝、用重名、南三昧院、墉寺立用、神田高棧敷等上事

右得良親解狀、偁、小牧加納者、元是雖爲金泥大般若經書寫料所、爲日次御供料所、去保延五年八月、忝被申下官符、御寄進于當社之以來、爲本所進止社領、就大祢宜職、良親重代相傳之條、官符以下、代々御下文、關東不易御下知狀等嚴重也。就中小牧鄕者有內外之另、所謂外小牧村者下地雖爲地頭進止、有限所當者、爲日次御供料物、給主徵納、內小牧村者就于大祢宜職、爲本所一圓進止、社領地頭更不相綺之地也。而外小牧村地頭十郞泰幹、當村所當年々打留之餘、剩以小牧村、去乾元二年六月、自本所稱給之、令謀作御下文押領之間、良親同御代賜御舉狀、進上關東、任文永弘安關東不易御下知、可被行罪科之旨、言上之最中、將又近衞北殿御代、去正和二年五月、良親重賜御下文、欲令領知當村之處、泰幹尙違背御下文、重疊押領之間、再三訴申之刻、泰幹猛惡之餘、去年秋之頃、以舍弟與次兼幹立面稱賜給主職、打入日次御供料所加納、相賀、青沼、倉河鄕等、依到刈田狼藉咎被收云云、外小牧村被成守護領畢。爰守護代源七入道以內小牧村混守護領之間、申披子細之處、如守護代返答者、可管領泰幹知行分之旨、被載之處、內小牧村者爲泰幹當知行跡之間、管領之可申給云云、此條守護領者關東御分、內小牧村者、爲本所進止、而非關東御分、爲

鹿島御領、而非人領、旁以難為守護領之條、炳焉之上、如守護代返答者、以内小牧之另、雖不被載守護領之御下文、為泰幹當知行跡之間、管領之由、返答之上者、内小牧村事、不及守護領沙汰之條分明也、所詮為本所進止、為社領之上者、早被返付社家、全御神領、欲專御祈禱（一）。是次加納十二鄉者、社家與地頭令折中、下地半分者、為給主屋敷名田、地頭更不相綺、半分者雖為地頭進止、有限所當者、社家每年遂撿注、令收納之、所奉備日次御供米也。地頭等伺社家遷替之隙、押領下地、押妨檢注之間、嚴重日次御供、如當時者有名無實也。剩適所濟動對押之間、微力良親取借上、經替之、於關東致訴訟、云借上積、云訴訟費、旁以不便次第也、爭無誡御沙汰哉。然者云下地、云所當、任先例并大生鄉之例、可致沙汰之旨、欲蒙御成敗（二）。是次大枝鄉者、依神慮良親別相傳之條、建久、貞應、嘉祿、正和御下文等明鏡也、早任代々御下文、為良親別相傳、而子々孫々不可有相違之旨、欲蒙御成敗（三）。是次大枝鄉下地者、社家與地頭、以和與之儀令折中下地之條、度々御下知等分明也。而地頭等令違背御下知、不打渡之條、其咎難遁。將又當御年貢、追年減少之餘、適所濟之分、對捍之間、取借上經入之條、難治次第也、然早至未濟分者以社例一倍可糺返之旨、欲被裁許（四）。是次用重名内墑寺

者、眞親重代別相傳之條、御下文明鏡也、而彼寺領之內田地等、平田左衞門入道、八田部兵衞太郎、孫二郎行重、同與市以下、員外非分仁押作之條、招其咎者歟、然則返給、欲抽御祈禱之忠。是五次南三昧院者、良親別相傳之條、御下文等明白也、而罪科人則景子息則廣、幷女子、則幹子息則藤、則仲以下地頭代、幷平內左衞門入道等、押領之條、招罪科者也、所詮任御下文、被打渡寺領等、欲全神事。是六次用重名田者、是又良親別傳之條、代代御下文等嚴重也、而孫三郎祢宜、次郎祢宜、同舍弟以下、員外仁等押領之條、神領顚倒之基也、然則返給之、欲全神領。是七次高椋敷等下地、良親累代相傳之條、御下文等明鏡也、而世谷兵庫、高則宗、押領彼下地等內之條、神事退轉之瑞相也、然早任代々御下文、被打渡之、欲全御神領等御祈禱矣。是八者。(以下下文)早任代々政所御下文以下證文道理、良親子々孫々可令進退領掌彼神領之狀、所仰如件、神官等宜承知、勿違失、故下。

文保二年十一月　日案主中原　判

大從左衞門少尉安倍　判

別當勘解由次官藤原朝臣判

右は關白家の下文なれど、首に解狀とある、この狀の字は公文の書式には非ず、此藤原氏攝關の初比より習用す、消息の混ずる端となすべし。以下鹿島大祢宜解狀の案文には武家の習用語多く、頗る今の用語に近づきたり、料所を今は御料局などゝ領地の意味に用られど、此文の如くに、何料所の轉化なり、下地は其料所より有限の所當を納めて其餘の所得を領するをいふ、有限は猶定まりたると謂が如し所當は所濟と同じく、年貢をいふ、古の租なり、其不納を未濟といふ、古の未進なり。大祢宜職 給主職すべて職とは其職の領地をいふ、知行分 關東御分は、今の何某分といふに同じ、之に非ざるを非分といふ、知行とは近代まで領地を知行物成といへり、例へば百石の地を知行すれば、其物成は二石五斗乃至四石なり、此の如く領地を總稱して知行所といへり。本所進止は本政所の支配をいひ、地頭進止は地頭支配なり、或は關東進止、守護進止もあれど、其は總べてのとなるを以て、取分けて本所進止地といへり、近代にて諸藩に於る御朱印地の如し。押領は古の押領使と異なり、彼押領は押送の押にて宰領の義なり、此押領は押妨押作の押と同じく、推參の推と同意味なり。成敗 裁許は粗同義にて、近世まで習用したる語なり、前の德政の院

宣に於て辯じおけり、和與は民事訴訟の雙方示談整りたるをいふ、文書に和與狀あり。打渡　打留　返付　返給など、みな武家以來の語なり、不便（フビン）　難治は今とは意味少し違へり、謀作は謀書謀判の謀に同じ、立面は表面に立るなり、瑞相は兆の義にて今にも此語あれど、實は誤用なり、剩（あまつさへ）旁（かた〳〵）などは俗語の塡字なり、累代、重代、及び明鏡、明白、分明、詩語なり炳焉は同語異文なり、之間、之條、之刻、之處、にて文を轉摺するは藤原時代より武家時代に移る此までに生じたる文體とす。

武家文書の例は、鎌倉時代には武家文書にて十の七八をしむ、必ずしも此に擧證を勞せず、後に專章を立て條擧すべし。

○第卅四節　詔勅と綸旨院宣。

先づ大權の發動より說明せん、勅書は既に第六章に擧たるにて一斑を例すべし、詔勅は官符にて頒下さるゝを正式とす、符宣抄に、

太政官符　五畿內七道諸國司

頒下　詔書事

右去月廿六日詔偁、朕忝膺聖鑒、濫握神符、上欽七廟之□、心深兢惕、下荷兆民之責、念切憂勞、　太上天皇功冠百王、道光四表、華夷染化、動植霑恩、鳳衣龍庭咸受正朔、蟠桃搖木盡入提封、皇天之曆運未傾、寓縣之謳歌猶至、而厭彼垂衣、期茲脱屣、遂釋天下之重負、永懷物表之高居、勤遜萬機、隔撫臨於紫遊、想凝衆妙、進恬淡於玄關、今仰太上之鴻名、垂清虛之令德、奉順叡旨、恐虧朝章、既有恒軌、何愆舊典、善循先王之禮制、或副四海之仰瞻、宜上尊號、爲太上天皇、皇太后曰太皇太后、普告遐邇、令知朕意、主者施行、諸國承知、符到奉行。

左少辨　　　　右大史

天慶九年五月一日

太政官符　官省臺職寮使司詔書壹通（上尊號爲太上天皇皇太后曰太皇太后事）

右詔書頒下如件、官省………承知、符至奉行。

左少辨　　　　右大史

天慶九年五月一日

此の如く添書をなして、諸司諸國に下さるゝ式なり、勅も亦此の如し、彼尊號詔の如き重典は後世までも猶式の如く行はれしと無論なり。故に官符は即ち宣旨なり、別に宣旨といふものあり、亦官符にて出す、其は却て輕き事なり、符宣抄に、

右大臣宣。奉勅。以明日丑尅、中宮可遷御於主殿寮、宜仰右左馬寮依例令牽馬者。

天暦六年八月十九日　大外記多治比眞人實相奉

依有警固使給此宣旨事

被左大臣宣偁、始自今日至于皇后御葬送日、可廢務之由、宜召仰諸司者、

天暦八年正月七日　少外記御船傳說奉

二通共に宣旨なり、前なるは奉勅と書し、後なるは宣旨と題す、この宣旨の名は同書に延暦年中宣旨云々の文もあり、又正倉院文書の天平寶字六年六月七日法師道鏡の牒に、右被今月六日內宣、件經律等目錄、暫時令請者、今依宣旨、差豎子上君麻呂充云々の文もありて、其由來は甚だ久し。又內侍宣といふものあり、符宣抄に、

內侍宣、有勅、進奏之紙、麁惡者多、自今以後、簡淸好者、應充奏紙、若不改正、執奏之、少納言必罪之者、當番案主、宜知意勘之、不可遺忘、

延暦九年五月十四日

内宣(上宣とも云)と内侍宣は少納言にて作りたりしに、藏人所を設けられてより後は、少納言の取扱ふたる事は此に移りて、少納言の官は廢するに至れり。且是より太政官の政務も漸々藏人所に移り、其下文は官符の効用をなし、太政官の政事は儀式的になり、藏人所の宣旨を重んずるに至りしに、上皇の文殿に於て院政を聞食さるゝ時代となりては、正式にて作る公文よりも、内私より出る消息を貴ぶ樣になりたるが、私狀時代となる原因とす。

東鑑に源平分爭の央に於て、鎌倉に下されし宣旨は左の如し、

壽永三年二月十八日　宣旨

近年以降、武士輩不憚皇憲、恣耀私威、成自由下知、回諸國七道、或押黷神社之神税、或奪取佛寺之佛聖、況院宮諸司及人領哉、天譴遂露、民憂無空、自今以後、永被停止、敢莫更然、前事之存、後輩可愼、若於有由緒、散位源朝臣頼朝相訪子細、觸官言上、不道行旨、猶令違犯者、專處罪科、不曾寛宥。

藏人頭左中辨兼皇后宮亮藤原光雅奉　(位戸を省く、是は天暦以前より既に斯くなれり)

符宣抄に載する所とは書式かはれり。 僧道鏡の牒に内宣を宣旨といひ、又少納言の奉を内侍宣といひしに、遂に宣旨は藏人頭の奉となりたり、要するに是は內宣の系統にして太政官廳の奉ずる宣旨とは筋違へり。

又白河の院政時既に宣旨院宣並下りし例は前節に擧おけり、爾後は鳥羽後白河後鳥羽後高倉と院政の繼續したるより、舊例故格を守る公家の習はせにて、院政を主とする樣になり、後小松の院政までにて、終に文殿の政すたれ、やがて文明の亂は起りたり。 故に院政は私狀時代と終始し、情實も相依れり、爰に東鑑行家義經追討の院宣宣旨を擧て一例に具へん。

被院宣偁、源義經同行家、巧反逆赴西海之間、去六日於大物濱、忽逢逆風云云、漂沒之由、雖有風聞、亡命之條、非無狐疑、早仰有武勇之輩、尋搜山林河澤之間、不日可令召進、其身、當國之中、至于國領者、任狀令遵行、於莊園者、移本所致沙汰事、是嚴密也、曾無解緩者、 院宣如此、悉之謹狀。

(文治元年)十一月十一日　　太宰權帥

某國守殿

其後北條時政上洛し、賴朝の欝憤を奏しゝに依て、更に尋搜の宣下ある、其文は、

文治元年十一月廿五日　　宣旨

前備前守源行家、前伊勢守同義經、恣挾二野心一、遂赴二海西一訖、而於二攝津國一解レ纜之間、忽逢二逃風之難一、誠是一天之譴也、漂沒之間、雖レ有二其說一、殞命之實、猶非レ無レ疑、早仰二從二位源朝臣一、不日尋二搜在所一、宜レ令レ捉二搦其身一。

藏人頭右大辨兼皇后宮亮藤原光雅奉

院宣と宣旨とは關係の自ら異なることを此に就て考ふべし。猶古文書に存したる院宣の例を擧れば、八坂神社文書に、

被二　院宣一偁、祇園社申堺事、不レ可レ被レ改二延久之　鳳詔一、早可レ停二止當時之蜂起一、其內他寺他社本自傳來之地、非二社家進退之限一、可レ從二年來例一之由、可レ令レ下二知給一之由、宜レ遣二仰一者、　院宣如レ此、悉レ之、謹言、

（此比より此樣の句格あり）

（建仁二年）十月十七日　　左中辨（花押）

謹上　天台座主法印御房

起手は公文の句格なれど、以下は奉書の文體にて、謹言と止め、謹上　御房と宛名す、全く消息文なり。又奈良の春日社文書に、

蒙古之凶賊、今年有覬覦之疑云云、御祈事兼日可有其沙汰於春日社、并興福寺、限三七箇日、各抽無二之懇丹、可祈申之由、可被仰遣之旨、院宣所候也、以此旨可令申沙汰給、仍執啓如件。

（正應三年）五月十四日　中宮大進光泰奉

謹上　左中辨殿

異國御祈事、　院宣如此、忿可令下知給之旨、長者宣所候也、仍執啓如件。

五月十七日　左中辨兼仲

謹上　別當僧正御房

龜山上皇の院宣なり、左中辨は次の兼仲廣橋にて、藤原氏長者家關白の別當なり、因て院宣を其政所に下され、政所より長者宣を副て、興福寺の綱所に下したるなり、是にも執啓といひ、謹上といふ、消息文體なり。

綸旨は院宣の書法によりて宣旨を其式に變したるものなり、後高倉上皇までは院政繼續し、後高倉崩して暫し天子の記錄所に移りたれど、亦幼帝攝政等にて親政の程は幾年もなかりければ、綸旨を其比より書初たるかと思はるゝ。尤も東鑑、及び左の文書に據れば、院政の時にも宣旨綸旨の下ることあり、白河上皇の院宣も堀川帝の宣旨と同時に並出たる如く、院宣綸旨の並出ることありとすれば、後鳥羽の院政中より既に宣旨は綸旨の書法となりたるならんも亦知べからず、猶尋究すべし。

此には今宮村文庫の後宇多帝綸旨を擧げて其例に備ふ。

御厨子所供御人、攝州□郡今宮莊□□□證文、從往古、於五畿七道、致賣買之業、停止浦々關泊交易、往□□令備進日次供御、同勤□□社駕輿丁、云朝役、云神役、異于他處、企新儀、依成他家被官、從方々相懸非分課役云云、太不可然、所詮彌爲

諸役免除、可被專公役旨、可被下知者、
天氣如此、悉之以狀。
弘安三年四月十日　左中辨　花押
御厨子所預前若狹守殿

天龍寺文書に
故帥親王河端御舊跡所被擬僧院也、可被住持者、
天氣如此、仍執達如件。
元德二年十月廿五日　右少將　花押
本元上人禪室

是は世良親王の薨去により、其嵯峨大堰河端の御住居を寺になされたるにて、臨川寺是なり、其時河端に櫻を植付られ、後天龍寺造營によりて嵐山の名所とはなれり、此綸旨は嵐山の發端となりたるものとす。

凡そ綸旨は天氣如此と書するを例とす、院宣は院宣所候也或は依院御氣色と書き、或は御氣色所候也と普通の奉書に書くもあり、事體によるとなるべし。　綸旨院宣は簡短の文多けれど、至尊の御言なれば川字に吟味を盡したるものにて、後醍醐

帝正中二年十一月北條高時の長子生れ、其悦の勅使を差遣さる時、花園帝宸記に、十二月十一日丁亥、今朝書₂關東₁狀、其辭云、男子誕生事、承悦之趣、以₂仲詮₁令₂申者也、十二月十日、兼日可₃遣₂院宣₁之旨有₂議、定賚已書進、而可₃爲₂手書₁之由、治定之間、彼院宣（止了、自₂院御（後伏見）方₁、雖₃有₂勅書₁、猶加₂院宣₁也、是爲₂施行₁也、彼御書云、男子生誕事、尤以珍重、仍令₂差進使者₁候也、十二月十日云云、進字申字等頗過分歟、而近代之法也、云云と記し給へり。此比には、北條氏が子を産たるにも、禁裏仙洞より悦びの勅書院宣を下されし上に、宸翰を賜はり、其文に令₂申₁、また差進すなど、過分なる敬語を用ゐられたり。消息文は敬語によりて輕重をなす、綸旨院宣を始めすべて文書の文面に倭習を增長して、官府文體は世を追ふて頹れたり。

太政官符は官符宣旨と稱へて宣旨よりも重し、如何んとなれは官符は官廳の公議を經て發せらるゝ上意なれば、官符に宣奉勅と書したるが多し、まゝ書せぬもあれと、要ずるに至尊大權の發動なり。然るに官廳の政事が藏人所に移り、大內裏燒亡して省寮も廢れ、後三條帝記錄所の政務は軈て院政の文殿に移る等の沿革につれて、官符を發すること漸々少くなり、藏人所の下文をます〳〵多く發する時代に

移行たり。それも鎌倉幕府の開けぬ以前までは國司郡司の廳猶存じて、廳官が微微にも事務を取扱ひたる間は、官符も夫に應して諸國司へ發したらんも、此間の文書は家々に保存する効力の乏しかりし故にや、今はこれを發見ると甚だ少なり、爰に院政以前のもの一通を擧ぐ、八坂社文書に、

太政官符　感神院　（末文の奉勅宣の處に官印を捺す）

應レ爲二院領一四至內田畠事

在二山城國愛宕郡一

四至　東限二白河山一　南限二五條以北一　西限レ堤　北限二三條末以南一

右記錄莊園券契所、去正月廿六日勘奏、偁、件地、元者常荒也、而以二去長和五年二月十七日、依レ無二公私之制一、請二國判一已以開發、以二其地利一、可レ充二法華三昧料一者、國郡與レ判、其後代々更無二收公一、而又去長元六年之比、申二請前太政大臣家一之處、仰二國司一免判又畢、雖レ無二官省符一、事在二記請以前一、又不レ致二其煩一、已及二數代一、被二裁許一無二其妨一歟、者、正二位行權大納言兼皇太后宮太夫源朝臣經長宣、奉　勅、件院四至內田畠、宜下仰二彼院一令中領掌上

者、院宣承知、依レ宣行レ之符到奉行。

右少辨正五位下兼行衞門佐東宮學士 大江朝臣（花押） 正五位下行計頭兼左大史筭博士和泉守小槻宿禰（花押）

延久二年二月廿日

後三條帝の朝の官符なり、文中にある國郡判許のことは、平清盛が太政大臣の時までは同樣に行はれたらん。總て私狀時代に移りたるとて、公文の全く廢すべき理なきは、猶武家政治となるとても京都大權の發動は熄まざるに同じ、只ます〱希少になりたるに因て、保存されたる官省符を我輩の目に觸ざるのみ。其は公文のみに限らず、總ての政事みな然り、譬へば莊園の占有增多して租庸調の制早く廢れたれども、寺社其外の格段なる處には白河院政の時まで猶行はれたり、其後とても行はれしと、左の正倉院文書にて徵すべし、但此あるを以て租庸調斑田授受等の制は全國に存ずと謂を得ず、僅に形式ばかり一部に繼續しあるまでなり。

東大寺牒　上野國衙　（東大寺の印を連捺す）

欲被早任例弁洛寺家當年封戸調庸雜物事使　使ノ字次行ニアリ

牒、件封戸調庸雜物等、參期有限、寺用又定矣、仍牒送如件、乞衙察狀、且相副去年未洛、任例可被弁洛之狀、以牒、

寛治七年十一月十一日　權都那法師

別當法印　權都那法師

上座大法師

權上座大法師

寺主大法師

權寺主大法師

（此牒は、紀伊、伊賀、越後、幷て四通あり、伊賀、越後には且相副去年未洛の七字なし、連署はみな同し、花押少異あれど筆意は同し）

寺社は殊に舊例故格を神靈に保守するを以て往々之に類する古式を存し、南北朝の後、或は德川氏時代までも、形式の殘りたる處ありき、固り普通の例とはなすべからず。凡て天皇の大權より發する公文の隆替は略前擧の如し、攝關幕府より發する下逮の文書は次の私狀に幷せて之を述るべし。

○第卅五節　諸家の公文と下文。

文書の贈答は公私の二あるのみ、私文を消息といふ、消息の外に私狀はなき理なりと雖も、歷史の事實は公文を消息にして出納する習例となりたるに因て、私狀と消息とを別つの已むを得ざるに至りたり、此に之を辨せん。院宣綸旨は大權の發動する公文なれど、之を奉る人より私に贈答する式に認め、謹言、謹上と書して授與するを以て私狀となれり、之に反して大臣大將の仰せを其家の職事が其官によりて連署し、其政府より宣達するは、事こそ家政なれ、文書は公文なり。故に公文と私狀とは書式によりて判別す、公職によりて授與するは公文なり、私人にて贈付するは私狀なり、院政の始まりし比より、政務は家事に混じ、官職は空銜となり、其言ふ所は其職に非ず、たとへば相模守武藏守連名にて書たる文書が國宣には非ずして、將軍の執權より傳達する狀なるが如し。此の如く其官職にては公文を作らず、私人贈答の文書にて政務を行ふを以て、私狀時代と名づけたり、此時に當り私狀の外に

私交に用うる消息は亦自ら別に存ず、因て古文書に公文私狀消息の三類を分つ時期に移れり。此にまづ家より發する文書の類を述ん。

御敎書は、大臣大將の旨意を其家の政所より宣達する文書なれど、其性質は公文にして私狀に非ず。御敎書の起りは、或はいふ平安朝の初めより既にこれありと、國史眼十六紀十五章に御敎書はもと朝廷文書の稱なり、攝關家初に僭用し、幕府後に濫すと述おきたれど、猶よく尋究すれば必ずしも僭濫にあらず。前に述たる如く、京師貴族は國初より皇室と一家の姻親あるを以て、家事に使役するために男女ともに公人を分配され、三位以上は職事を補任ある、故に諸大夫諸侍を家事に使用するとて、あながち公私混淆とはせず、法制の公許する所なり。故に職事資人より出したる家牒家解等は早くよりあり、固り之あるべき作法とす、正倉院文書に、

左大臣家　牒造東大寺司務所。

南海傳壹部四卷

右爲寫藍間所請如件、今以狀牒。

天平勝寶三年十一月十一日使楢川内
正六位上守家令勳十二等海犬養宿禰五百依　從七位守大從平群首國方
(別筆)
判了　堅注令返(造大寺司の判官主典連署あれど畧す)

故大鎭家解　申請書手事、
中臣鷹取
右依有應行願、十箇日間、所請如件、以解。
寶龜元年十一月廿日書吏正八位上神直石手

家令正六位下直豐丘
知家事　文室眞人眞老

令扶從の官は職員令に載せ、家の政所より公文を授與す、社家寺家には三綱を補任され、其政所より公文を授受するも之に同じ。前に異りたる例を擧れば、

南藤原夫人家解　申請經師事

神門臣諸上

右有私可寫書、要切件人、望請被給卅箇日許、欲令少書寫、今具錄事狀、以解。

天平十九年二月廿三日正七位下行主船佐兼書吏大友村主廣名

北大家經寫所啓

請奉經四帙大般若經者

右緣到牒、數請奉已訖、但到牒先後、并六十帙者斯誤之、前日請奉經五十六帙之中、第卅帙之第八九十并三卷欠、急返抄如何、申送訖、今具狀還使申送以啓。

天平十一年五月十八日資人石村布勢麿

太宰帥宅牒　東大寺造司　東

銅工宗形石麻呂　上日卅

牒、件人、十二月上日勘注、申送如前、以牒、

天平寳字七年十二月卅日　知宅事大師家職分資人高來連廣人

前の南藤原家の夫人は安倍眞康の女にて、武智麻呂の夫人となり、豐成仲麻呂の母たり、當時二子共に三位なれば家事職員あるべし、其母は大臣の妻なれば、是も其まゝに家を存じたらん、夫人家の政所は皇后職中宮職等に例すべし。中の北大家は房前の跡なり、武智麻呂、房前、宇合、麻呂の四人前々年に薨し、此比までは長男の南家さへまだ三位以上に進まず、猶宅の資格なるを以て、資人にて家事務を取扱へども、北大家と稱ずるは大臣の跡なる故なり、又天平寳字八年八月十七日、（惠美押勝が誅せらるゝ凡三十日前なり、）惠美大家より東大寺務所への牒を存ず、正六位上行大從猪名部常人の署名あり、藤原氏は不比等以來大家の稱あり、家の政所なれど、其富は寮司よりも繁務なるべし、後の太宰帥、宅牒は、大師藤原惠美押勝の二子太宰帥正四位上眞光が宅是は押勝が最盛の時にて、己が職分の資人を知宅事となし、宅政を取扱はせたるなり。宅牒のとは前にも略述したり、（七章廿六節）南家北家の如き大家にても、令扶從を補任さるゝ資格に進まざる間は、資人にて事務を行ひ、公文を作る、三位以上は令扶從署名

して作る、其仰せを宣達したるが御教書なり（唐は皇后の命を敎といふ。）大臣家に別當を任命さるゝ樣になりたるは攝政良房の時に始まり、別當、令の連署に作れる公文を、下より御敎書とは稱へたり、然らば御敎書は攝關家の起りて後に始まりたり。爾後幕府の起るまでに攝關家の御敎書は必ず傳はりたらん、余はいまだ之を見ざれど、下文は大和國榮山寺文書に、

勸學院政所下　榮山寺
可早停止多武峯妨、任官省符并國司免判等、領知阿陀莊田地事
（院印を朱捺す）
阿陀條四里三坪一町　北邊二段四坪六段　十三坪一町　十四坪一町
十六坪六段　廿四坪二段　二里二坪九段　三坪九段　同四里一坪
右件莊、裁官省符、寺家之所領也、而多武峯稱有本公驗之由、成妨、各注子細令訴申、
（院印を朱捺す）
仍於本院政所、被對決兩方文書之處、多武峯於所申公驗者明白也、雖然新劵長名而難指南、榮山寺所帶文書者、官省符并國司免判等也、問注之間、左右陳狀、委見于本院勘狀之旨也、但官省符之地、後無改定之宣旨者、他又何可致相論乎、已不穩者、

早停止多武峰妨、任官符并國判免判等、如元可令榮山寺領掌者、依
長者宣、所仰如此、故下。

康和四年七月廿一日　　知院事　惟宗　判

別當右大辨藤原朝臣　判　　民部大丞藤原　判

蔭子藤原　判

知院事大皇后屬紀　判

隼人令史紀　判

大江　判

紀　判

堅作　判

（別當右大辨は攝關家の別當なり、勸學院別當は氏長者なり、源氏長者は淳和奬學兩院別當に補し、橘氏是定は學館院別當に補す、並に官職秘抄にくわし、獨勸學院を記せず、勸學院は藤原氏一門の學問所なれば、氏長者の下に知院事を設け、別に院別當の補任はなき例なるべし）

藤原氏長者の宣を家の別當知院事連署にて發したる下文なれば、即ち御教書なり。勸學院には知院事を設け、施藥院には使廳を設く、並に長者宣にて補す、家事なれど公職なり、之を宣下官と稱す、除目には載ずといふ。抑京師貴族の官人を使用

するは流例にて、攝關の起る後は朝廷と政所と相混淆する樣になりたるを以て、其注意を以て考究せざるべからず。關白家の御教書とは元は此式の下文をいひ、而して關白の直判も、右筆の奉書も、皆稱じたらん、多田社文書攝州川邊郡に春日社政所より伏見帝正應六年の下文に、爲本所御進止之地上者、可依長者殿下御成敗とあり、前章八章八節廿に擧たる關白左大臣家政所の下文も、所仰如此、神官等宜承知、勿違失、故下と結ぶ、皆之を尊敬して御教書と稱へたり。

下文の起りは藏人所にあると既に前に述たり、關白家政所の下文は、上に令、別當下に案主、知家事の連署にて作る、院政始まる後は何も其例を摸せられ、院廳の下文も、上に院別當及び議定、下に主典、判官の連署にて作れり。下文は令外の書式なれど、亦當官連署して出す正則の公文なり、かゝる式を備へざる下文もあり、猶符の宣符省符に限らず、職符市符寺符等のあるが如し、凡て長上より下逮の文書はみな下文と稱へたり。御堂關白道長が侍所に源頼光、頼信等を抱へ、諸國の武士を支配させて、莊園を保有したる時より、既に源平兩家は諸國の地頭家人に土地の成敗をなして、下文を與へたるべし。薩藩舊記に近衞帝の時、薩摩權守阿多平民忠景が薩隅南

島を占領して暴威を振ひしと見ゆ、鎭西八郎爲朝を聟としたる阿曾忠國は阿多忠景の誤りにて、爲朝が琉球舜天王の父となりし緣由は此にあるとなり。同書に薩摩國入來の本田氏文書とて左の一通を載す。

（口裏に）　あんけんたとのゝ御くたしふミ

下　下本田鄕住人等

定遣鄕司職事

藤原ゑ綱

右爲相傳之上、所令參入、早令安堵住人浪人等、可令勤課役之狀、所定遣如件、住人宜承知、不可違失、故下。

久壽二年三月廿三日

源　在判　源爲朝ナルベシ

口裏の惡源太殿御下文とあるは古き端書と思はるゝ、又名判下に源爲朝なるべし

とあるは後人の考へなり、爲朝は源八にて、惡源太は義平なれど、久壽二年は保元の前年、爲朝上京し九州の兵を以て新院に應じたる年なり。往年余が九州の古文書を採訪せしとき、此書の持主本田某は日向國都城に住居すと聞て、其宅を問たれど遂に尋得ざりき、かゝる例罕なる史實に關係の文書は原本を影寫しおきたし、然し或は是は始めより寫にて達したるものならん。此下文にても、當時源平の子弟が諸國の地頭に土地を與奪したるを證さる、白河院政の時、源義親が隱岐の配所を脫して西國大騷動となりたるも、此の如き權力のあるによる事なり。源頼朝は伊豆に兵を擧げて山本判官を討取り、直に高倉宮の令旨を以て按堵狀を下したり、史徵墨寶に河內國天野山金剛寺文書の頼朝免狀を載せ、考證に署名華押の頼朝に非ざるを以て石川源氏の免狀と假定しあり、彼是を參考して、下文は必ずしも關白將軍に限らざることを知べし。

右にいふ頼朝が下文は幕府事務の最初にて、東鑑に治承四年八月十九日、兼隆親戚史(サクワン)大夫知親、在當國蒲屋御厨、日者(ゴロ)張行非法、令惱亂土民之間、可停止其儀之趣、武衞令加下知給、邦道爲奉行、是關東事施行之始也、其狀云、

下ス　蒲屋御厨住民等所

可早停止史大夫知親奉行事

右至于東國者、諸國一同庄公皆可為御沙汰之旨、　親王宣旨狀明鏡也、者、住民等存其旨、可安堵者也、仍所仰、故以下。

治承四年八月十九日　（邦道奉行なれば、彼の名判あるべし）

所仰とあるは奉書（又執達）なり、以下とあるは下文なり、奉行邦道は京都の遊客にして、安達盛長吹擧し、六月に三善康信への返書を大和判官代邦道右筆し、御筆并に御判を加へらるとあり、其後山木兼隆を欺きて地圖を取たるも此人なり。是より以後は、頼朝の判、又は平時政（執權）判の奉書にて、諸國の家人に成敗をなし、壽永二年十月に至て、従五位下の本位に復したり。

建久元年に頼朝參朝し、右大將に任し、辭表して歸り、明年正月に至り、東鑑に、十五日甲子、被行政所吉書始、前々諸家人浴恩澤之時、或被載御判、或被用奉書、而今令備羽林上將給之間、有沙汰召返彼狀、可被成改于家御下文旨被定。云云、政所別當前因幡守（中原カ）平朝臣廣元、（長井、毛利の祖）令主計允藤原朝臣行政、（二階堂の祖）案主藤井俊長、鎌田新藤次　知家事

中原光季岩平小平太とあり、三年六月に左の下文を載す。

前右大將家政所下　美濃國家人等

可早從相模守惟義催促事

右當國內莊之地頭中、於存家人儀輩者、從惟義之催、可致勤節也、就中近日、洛中强賊之犯有其聞、爲禁遏彼黨類、各企上洛、可勤仕大番役、而其中者不可家人之由、在在早可申子細、但於公領者、不可加催、兼又重隆佐渡前司郎從等、催召、可令勤其役、於隱居輩者、可注進交名之狀、所仰如件。

建久三年六月廿日　案主　藤井

令民部少丞藤原（行政）　知家事中原

別當前因幡守中原（廣元）

前下總守源朝臣（邦業）

散位中原朝臣

是も下文なり、右大將の仰を傳達するにより、受者に於ては御教書と稱ふ、前に擧置たる天平の家牒家解と書式に於て異なる所なし。原本の存するものは、島津家文

書に、

前右大將家政所下　左兵衛尉惟宗忠久

可早爲大隅薩摩兩國家人奉行人致沙汰條々事、

一　可令催勤內裏大番事

右催彼國家人等、可勤仕之。（長谷場氏文書に大番賞勤の交名注進狀あれど此には載せず）

一　可令停止賣買人事

右件條可禁遏之由、宣下稠疊、而邊境之輩、違犯之由有其聞、早可停止、若有違背之輩者、可處重科矣。

一　可令停止殺害已下狼藉事

右殺害狼藉禁制殊甚、宜守護國中、可令停止矣。

以前條々所仰如件、抑忠久寄事於左右、不寃凌無咎之輩、而又家人等誇優恕之餘、不可對捍奉行人之下知、總不慮事出來之時、各可致勤節矣、以下。

建久八年十二月三日　　案主　清原

令大藏丞藤原　　　　知家事中原
別當前因幡守中原朝臣廣元
散位藤原朝臣

二年に召返したる御判及び奉書とあるは、後まで鎌倉府に用ゐたる御教書なり。
其文書の一二を擧證すべし、東京の柏木氏所藏文書に、

（口裏ニ賴朝御判御教書）
伊賀國五箇庄内鞆田村事
右件五箇庄者、爲六條院領、多歷年序之由、雖見文書、如寺解者非無其謂、隨又去年被成院廳御下文畢、云云、然者且爲支大佛修復用途、寺家早可被致沙汰也、仍不能子細、無左右奉免如件。

壽永三年
四月三日　　華押（賴朝御判なり）

（同賴朝御消息）
御消息委以承候了、東大寺御事深奉懸心中て候へば、起自君御意て御沙汰候は

むを可相待候へとも、如此不示遣以前ニ不顧恐態責聞候了、其上狀は云國々云庄々、皆悉被支配候ハヽ、急御沙汰可有之由を申て候也、定御返事候はむずらん、當寺事不存疎畧之趣ハ大佛定知食給候はむ。鞆田庄事、寺解委披見候了、地頭遠慮事ハ自今以後も庄內ニ令入臨候者、自寺家も早搦取て可令陵礫給候也、且不可入臨之由、所令下知候也。

表書事尤可然候、無指官之上、(此時頼朝は復位したるまでなり(故に無指官といふ))鎌倉ハ所名候、さこそ候へけれ、僧侶之法不云高下、以上人て佛の御弟子と可令信仰事也、不存名聞之條、世間無隱、自聞及候はん歟、然者表書全不可有憚候、兼御消息云、君御助力ならすれと候は若頼朝事に候歟、然者君字其恐候事也、(佛の御弟子より君とは恐れあるの義なり)自今以後も更ニ不可有候者也。

二月廿一日　花押(頼朝)

平正盛が伊賀鞆田村を六條院領に混じたると、前節に宣旨院宣を擧げり、此頼朝の書は平氏の敗に乘し、東大寺を燒たる罪科を附加して、寺家より回復を申立てて、院廳の御下文を受け、又鎌倉へ免許を請たるなり、地頭を搦取て陵轢せよとの下

知は、其復讎に因てかく不穩の文字も有と知らる。此兩通は原本なるや確ならざれど、文面に據れば、東大寺より流傳して柏木氏の手に落たるものなるべし、文案少し拙し、邦道の右筆なるか、正倉院に平正盛の消息あり、次の消息文例に擧るべし。

又島津家文書に（項峯院文書と云、）

下　島津御庄官　（是は其時庄官より寫して回したる物なるべし）　袖判

可早任（近衞家）領家大夫三位家下文狀、以左兵衞少尉惟宗忠久爲下司職、令致庄務事、

右件庄下司職、任領家下文、以忠久爲彼職、可令致庄務之狀如件、庄官宜承知、勿違失、以下。

元暦二年八月十七日　（三位家とは領家母堂の外從妹高倉三位局なり、）

下島津御庄官等　（是も其時の寫しなるべし）

可早任鎌倉御下文狀、以左兵衞尉惟宗忠久爲下司職、致其沙汰事。

右件人任鎌倉御下知之旨、宜爲下司職、可令致庄務沙汰之狀、所仰如件、故下。

文治元年十一月十八日
御判（朱書近衞殿歟とある、近衞家の奉書なれば奉者の例にて、年月日の下にあるならん）

是が島津氏の起りなり、左兵衞少尉惟宗忠久と明書しあれば、忠久は賴朝の落胤に非ず、彼家の清和源氏を冒したるは德川時代よりの事なり。被レ載二御判一とは此例是等をいふ。又本書とは同文書に、

自二近衞殿一被二仰下一、島津莊官訴申、爲二宰府一背二先例一、今年始以押二取唐船著物一事、解狀遣レ之、早停二止新儀一、如レ元可レ被レ付二莊家一也、適爲レ被二仰下一事、已上如レ狀者、道理有レ限事也、仰旨如レ此、仍執達如レ件。
文治三年カ
五月十四日　盛時奉
伊豆藤內殿　遠景ノ一カ
（近衞家より島津莊薩摩坊津に於て唐宋船と貿易し、阿多權守忠景南島を兼領して富强を致せし由來、みな此文書より發見せられたり）

在御判（賴朝の袖判なり）

北郷孫太郎兼房訴うる弁濟使職事、これには子細を不知とゝ問、解狀をつかれすところ也、中所相違なくは安堵せさすべし、且奥入の御共なんとして奉公ある物なり、あなかしこ〳〵。

文治五十月三日　　盛時奉

宗兵衛尉殿（惟宗左兵衛少尉の略稱なり）

盛時は民部丞平盛時なり、東鑑元暦元年十月廿日問注所始設の條に、諸人訴論對決事、相具俊兼盛時召決之とある其人にて、賴朝の右筆なり、後に公事奉行人となる。

同書文治二年七月廿八日の條に、帥中納言奉書到來、新日吉領……去六月一日御教書也とあり、八月（是年閏七月小あり）五日に就帥中納言奉書、被進御請文、是新日吉領……平五盛時染筆云云、六月一日御教書、七月廿八日到來、謹以令拜見候訖、新日吉社御領云云とある、中納言經房に對して御教書と稱ふるにや、其奉書は院の仰せなれば院の御教書といふ義にやあらん。

○第卅六節　奉書と消息

令の式に遵ひ該官連署にて授與する公文書の頽れて、消息に混ずる樣になりたるは、蓋し御教書下文に起ると雖も、攝關大臣大將の如く、其資格あり、其職權ある家に於ては正式の下文を授與すれど、資格なくして其權を行ふ者は變則の下文を作る、是に於て一種の狀といふものの流行することになれり、狀は消息の類に屬す。鎌倉府のなへて用ひたるは執達狀、下知狀なり、執達狀は奉書にて下知狀は公文に似たれど、並に奉書にして、或は下文とも稱へ、一定の稱謂あるなし。抑奉書は消息なり、類を充れば綸旨も院宣も皆奉書にして、執達狀、下知狀の類に屬す、北朝の初めに洞院實夏の著はせし書札禮に、諸大夫奉書禮と題して、權大納言殿御消息候也、恐〻謹言の文例を書し、凡非家人者書御消息字、爲家人者、或御氣色、或仰所候也とありて、仰所候也、仍執達如件、御氣色候也、恐〻謹言の文例を注したるにて知るべし。是に據れば御氣色といふは、必ず上皇親王に限る文字にあらず、諸大夫より權大納言以上

の旨を奉ずる時、其家人に對しても大納言殿御氣色とかく作法なり。綸旨に執達と書したる例は、相州文書の鎌倉圓覺寺文書に

攝津國兵庫渡邊神崎三ヶ津商船目錢事、停止諸社神人、同供祭人、并供御人等船、自由對押、爲大佛殿拂葺料足、自今年至八ヶ年、致關務、可被終修繕功者、天氣如此、仍執達如件。

嘉曆二年四月廿七日　　　左大辨　花押

此の如き例もあるなり。書札作法抄に曰く、奉書といふ事は主の前にて書狀の事也、此狀には私の名字を書たるとも、奉といふ字を名字の側に書也、詞主の仰らるゝまゝに書て奉書かきの狀とは申也、公方の奉書はたゞ御敎書など同篇也、奉書にて主の裏判をせらるゝ事ありと云云。此は足利氏の初めに著はしたる書なれど、鎌倉氏以前より奉書の故實此の如きは、古文書に徵して知るべし。

公文は儀式的に成行て、政務には綸旨院宣を首として、總て消息に混したれども、

公文私文の別は自然と離れざるを得ず、公文は法律的なり、私文は情實的なり、故に奉書下文などの公文を私狀となして、別に消息文を說く必要は起れり。古來消息の體は既に前に述おきたり、前にも擧示したる如く、白河院政の時、承德二年（堀河帝）に備前守平正盛の寄文よりして、伊賀國鞆田村を六條院御莊に混じ、永久年中（鳥羽帝）に訴訟起り、宣旨院宣を下して公驗を徵されたり、其最初に正盛の消息も正倉院文書に存ず、左の如し、

（朱書ニ）備前守平正盛奉送寺家消息　東大寺上

醍醐僧都之任　（本文行草交りの字樣なり）

此度何等事候らん哉、不審無レ極（候カ）先々所レ令レ申鄉之畠事許容（候カ）、返く所レ令レ收（收カ）申レ（候共カ）、自レ今以後、雖レ何等事可レ申承レ候也、抑依レ東大寺御封レ沙汰、令レ參レ使者レ候、令レ問レ子細レ令レ訴申レ條、座主所給有レ洩申給（候カ）委細期レ見參之次、恐々謹言。

天永二年十月十九日　丹後守平正盛

謹上　片山都維那御房

前節の壽永三年の賴朝狀、及び消息を幷せ考ふべし、消息は此の如く情意を通ずるに適用するものなり。

東鑑に源賴朝石橋山合戰より安房に潜みて再擧し、十月に鎌倉に入りて父義朝龜谷の舊跡に邸を建んとせしに、地廣からざるを以て、十五日に知家事兼道が山内の宅に徙り、翌日平維盛の軍を防がんと進發し、相模國府の六所宮に於て、筥根權現へ早河莊を寄進の時、其御下文相副御自筆御消息、差雜色鶴太郞、被遣別當行實之許、御書（消息を云）之趣、存忠節之由前々知食之間、敢無疎簡之儀、殊以可凝丹誠之由也、御下文云とありて、

奉寄　筥根權現御神領事

相模國早河本庄

爲筥根別當沙汰、早可被知行也、

右件、於御庄者（於ハ文理ヲ失フ無テ可ナリ）、前兵衞佐爲源賴朝沙汰所寄進也（爲ハ前ノ上ニ在ベキ文理ナリ）、全以不可有其妨、仍爲後日沙汰、注文書以申。

治承四年十月十六日　（此に賴朝の判あるべし）

是は寄進狀なれど、御判奉書の內にては御判に屬し、月日の下に名華押あるべし、是を御教書と稱ふ。下文を注ニ文書一以申と結びたるは申文とも稱すべく、東鑑には御下文と書せり、下文は通例前に下ニ某所一と題し、文を以テ下スと結ぶを式とす、此時には一向に文書の定式を知ずして作れるならん。是に副たる自筆の消息を載せず、後に高雄の神護寺文書に消息の添たる寄進狀あり、（史徵墨寶に出）左に擧ぐ。

寄進　神護寺領事

在ニ丹波國宇都庄一壹處者

右件ノ庄者相傳之所領也、而殊爲ニ興ニ隆佛法一、限リニ永代一、所ニ寄ニ進彼寺領一也、田畠地利、并万雜公事、併以宛ニ傳法料一畢、然者更不レ可レ有ニ他妨一、仍寄進如レ件。

壽永三年四月八日

前右兵衞佐源朝臣（花押）

（消息）

此莊者相傳之所ニ候、而日來平家知行之間、人領多ク以押入候ト云云、賴朝が之時、又其

定候はゞ平家之僻事を可ㇾ直候儀にれ不ㇾ候か、人の歎も不便ニ候、只如ㇾ本々ㇾ莊許を高雄には御沙汰候へき也、人之煩を不ㇾ顧して、其のまゝにては定候まじきに候、恐々。

四月八日　　　　頼朝

此比は邦道も政所寄人の中なれど、俊兼盛時等みな文書に與り、案文の整はりたるは彼等の作にて、而も消息は盛時の案文にやあらん。是より較降りたる時代に奉書の添たる下知狀あり、島津家文書に、

可ㇾ令ㇾ早停ㇾ止爲ㇾ伊賀國守護使亂ㇾ入當國長田莊ㇾ事

右當庄者、前々守護之時、不ㇾ入ㇾ部彼使者ㇾ之由、地頭所ㇾ申也、大番役、并謀叛殺害沙汰之外、不ㇾ可ㇾ入ㇾ部彼使ㇾ之狀、依ㇾ仰如ㇾ件。

貞應二年八月六日　　　前陸奥守平　（義時）

（政子が頼經の代官時代）

伊賀國長田莊地頭所、重ㇾ解狀遣ㇾ之、子細見ㇾ狀、守護所使狼藉事、可ㇾ停ㇾ止使入部ㇾ之由、

御下知已訖、雖然於追捕族?物者、糺明シ可被返付歟(候カ)之狀、依仰執達如件。

貞應二年十二月八日　在判（義時）

武藏守殿

此添書は消息に非ず、執達狀なり。又此の如きは、受者より其文案を寫して當人へ傳達する事多きものなり。薩摩の國分文書に極樂寺殿御教書と口書して、千日藥師佛御供養用途內、錢參百文、可被沙汰進、自關東所仰下候也、仍執達如件。寛元四年五月廿七日（頼嗣の初め）相模守（六波羅北條重時）國分左衞門尉殿とある、是は一般にかゝる事にて、六波羅の傳達なり。又權執印文書に、題略す如此之事、被下關東御教書之間、度々令下知之處、逃去之由令申之條、何樣事歟、尋搜在所、速可令召直(ダマサ)其身之狀、如件。建長元年八月十一日（頼嗣代）左近將監（六波羅重時の子長時）守護代とある、是には寫の副たる題にあり。前のは御教書と口書しあれど六波羅探題の執達狀なり、後のは本文に執達狀をさして關東御教書といへり、以て御教書とは將軍の仰にかゝる書を總て稱ふる名なるを知べし。此の如く、執達狀、下知狀（寄進狀は神佛に對する敬稱にて、天

平の勅に獻と書しあるが如し)は、當時に於ては全く公文の用をなす、惟神護寺の分は頼朝自筆の消息なり。是より消息のことを述ん。

右の頼朝の消息は假名交りなり、公文の消息體に混じたるより、狀に假名交りを用うるは隨意ならんも、執達狀下知狀の如く表立たる文書は必ず官府體の漢文にて書き、假名交りなし、(絶無とは明言されねど)蓋し公文の法式を依用したるなり。消息も漢文を本式とす、是を尺牘體といひ、官府文よりは翰藻を用うること、前章(卅八章一節)の藤原明衡が雲州消息にて其文例を知るべし、前に擧たる正盛の消息も亦漢文なり。假名消息は女文なり、されど村上皇后より上東門院を經て宮掖の勢熾んに、法性寺關白に至り更に假名文の波を擧げ、源平の亂は俊成定家の出し時代なり、假名文の大流行なると推料するに餘りあり。故に此比京貴の消息は猶更假名交り文多く、鎌倉にても京人を招致し、文筆の達人平盛時の如き者を右筆となし、假名交りを書せたる故に、頼朝の消息には假名交り文多し。然し消息は此體に限るに非るは無論なり、又假名を用ゐざれば意味の達せぬにも非ず、惟時の流行にて文筆を揮ふたるのみ、左に高野山金剛峯寺文書西行法師の消息をあぐるを見るべし。

日前宮事、自入道殿頭中將許、如此遣仰了、返々神妙候、頭中將御返事書うつして令進候、入道殿安藝一宮より御下向之後可進之由、沙汰人申候へハ、本をは留候了、彼設他莊ニハふきを被切べきよし、以外沙汰候歟、是大師明神ニ令相搆御事候歟、入道殿御料ニ百万反尊勝タラ尼一山ニ可令誦御候事、又々申候へし、蓮花乘院杜繪沙汰能々可候、住京聊存事候て、于今御山へ遲々仕候也、能々可御祈請候、長日談義能々可被入御心候也、謹言。

三月十五日　圓位

圓位は西行の別號なり。此消息は史徵墨寶第二編に收む、又一通の假名消息あり、其は、五辻女院に代筆したるものなり、全面の散し書にて女房文の最粹なるものなれど、此消息に用ゐたる假名は總てさ程の效用なき字なり、寫をうつし、摶風木をはふきと書き、陀羅尼をタラ尼と片假名まで用ゐたるは、消息なるにより筆のまに〳〵書去りて、假名を交へたるまでのことなり、彼古事記の以音連者事趣更長などの理窟

はなきなり。又史徴墨寶に神護寺文書の梶原景時が消息あるも亦これに同し、此には載せず、就て幷せ考ふべし。

賴朝の假名交り消息は、前の西行(又は景時)のよりは漢字を塡られぬ處を用ゐたれば純の假名交り消息と謂て可なり、是も史徴墨寶に載せ、他にも餘多闘したれど、東鑑に載たる弟範頼に贈りたる文は歷史に關係頗る大なるものあるを以て、長文なれども此に轉寫しおくべし。

(元曆元年)十一月十四日御文、正月六日到來、今日從是脚力を立とし候つる程に、此脚力到來、仰遣たるむね委承候畢。筑紫の事などか從はざらんとこころおもふ事にて候へ、物騷しからずして能々國に沙汰し給べし、構へてく國の者共尓にくまれずしておはすべし。馬の事誠にさるべき事にてはあれども、平家は常に傾城うかゞふ事にてあれば、もしをのつから道にて押とられなどしたらん事は、聞耳も見苦しき事にてあらんずれば、つかはさぬ也。又內藤六が周防のせいを以志をさまたげ候、以外事也、當時は國の者の心を破らぬ樣なる事こそ吉事にてあらむずれ、又八島ニ御坐ス大やけ、幷に二位殿、女房たちなど、少シもあやまりあしさまなる事なくて、向へ

とり申させたまふべし、かくとだにも披露せられば、二位殿などは大やけをぐし
まいらせて、向さまにおはする事もあるらん。大方は帝王の御事、いまに始ぬ事な
れ共、木曾はやまの宮、鳥羽の四宮討奉せて、冥加つきて失にき、平家又三條　高倉
宮討奉て加様にうせんとする事なり、されば能々したゝめて敵をもらさずして
閑に可被沙汰也。内府は極て憶病におはせる人なれば、自害などはよもせられし、
生どりに取て京へぐして上べし、さて世のすゑにも言傳てあらばいま少吉事な
り。返々大やけの御事おぼつかなきことなり、いかにも〳〵して事なきやうにさ
たさせ給べし、大勢ともにも此由をよく〳〵仰含られ候べし。穴賢〳〵。
さては侍共に搆々心々ならずして有べきよし能々被仰へし、搆々て筑紫の者ど
もにもにくまれぬやうにふるまはせ給べし、坂東の勢をはむねとして、筑紫のも
のどもをもて八島をば責させて、無念やうに閑に沙汰候べし。敵よはくなりたる
と人の申さんに付て、敵をあなつらせ給ふ事返々有べからず、搆て敵をもらさぬ
支度をして、能々したゝめて事を切せ給べし、猶々返々大やけの御事ことなきや
うに沙汰せさせ給べきなり。二月十日のころには一定舟をば上するなり、佐々木

三郎筑紫へは下〻さがりたるによて、下〻して備前兒島をば責落たるなり、搆〻ていかにも物騷しからずして、閑に軍しおほすべし。侍どもの事是により、かれによりなどして、さゝやきたどして、人に見うとまれ給べからず。又路〻の間兵粮なくなりたるなど、京よりおゝにうたへ申せども、さほどの大勢の軍粮料にて上らざりしかば、爭かはさなくて有べきとおもふなり、坂東にも其後別事もなし、少も騷事候はず、委は此雜色に仰含候ぬ、恐々。

千葉介ことに軍にも高名してけり、大事にせられ候べし。

正月六日　（此に名あるべし）

蒲殿

賴朝の消息は處々より發見す、觀者その能文能書に感心すると、嚴島神社より平淸盛賴盛聯寫の法華經發見して其能筆に喫驚したると同じ、源平兩家は久しく京都守護として、公達といはるゝと四五代も經たれば、世俗に朴訥の武人と想像したるは誤りなり。賴朝の記名及び花押を細看するに、其運筆の跡、後の秀吉家康などゝは拔群の相違なれば、能筆なるを疑はざれど、さりながら今發見する消息を以て、

盡く眞の自筆とは速斷すべからず。大抵此の如き消息の案文は無論立案者あるべく、書も代筆多かるべし、彼平五盛時の奉書、又は筑後守俊兼などの奉書を多く細撿し、頼朝の消息に引較べたる後ならでは自筆右筆は判じ難し。

純假名消息は、神護寺文書に當時の人の尼將軍御筆と題簽したる、有名なる平政子の文（是も史徵墨寶第二に載す）を擧おくべし。

御文をしかふうけたまはり候ぬ、もとさ候ましきことならはころは世中ならひに候、おところくへからぬことに候、かやうの事の候へばこそ心もよくもなることに候へ、いたくれもふと候そぬもかへりておそれあることに候、佛道のなれといのることそかりこそ候へく候へ、そゝかなけきはあさうあらぬことに候、なくはむべしともみえ候はす、あやうきやことに候。

七月廿八日

是は散しがきに非ず、此文の○○○句を見ても、假名消息の文案は容易すからぬを

知るべし、假名の多く交りたるほどに六かし、前なる西行のは雜がきなり、純漢文の消息も亦容易ならず、彼正盛のは亦雜がきなり、此に御宇多後醍醐兩帝の御消息を擧示べし。 京都仁和寺文書の後宇多帝宸翰は左の如し。

内護摩事可ㇾ注賜ㇾ候、抑加持物之時觀法、息災敬愛等各別候歟、息災は光明輪無ㇾ不ㇾ審候、敬愛は若蓮花蘂歟、委可ㇾ承候也。

去夜心閑入ㇾ見參、散ㇾ心府之條、返々悅思給候、凡兩度諒闇已後、孤露之涙頻未ㇾ休、於ㇾ事懷舊之思相催候、而偏以ㇾ面謁之時、爲ㇾ彼遺ㇾ愛候之間、相搆て時々面謁之比候へかしと思給候。當宗事又逐ㇾ日仰信之志深候、大師ノ報恩又殊挿ㇾ心底候之間、如ㇾ然之法談も不ㇾ相積之程ニ申承候者可ㇾ爲ㇾ本意候。兼又本尊供養如ㇾ所ㇾ存候之條、返々悅存候、毎日於ㇾ彼小堂前ㇾ凝ㇾ信心候者也。

消息は偏に文藻を瑩ぎて修辭するにはあらで、簡潔の句中に情意を事實の中に籠て、書回す。○○の如き處が甚だ六ヶしきものなり、前の假名消息と相比べて倭文

漢文の各難き所を悟るべし、返す書の光明輪蓮花嚢の如きは佛乘に其語のあるとにて、かゝる文藻を飾るはさして難からず。左の後醍醐帝宸翰は、萬里小路家の大浦氏より出でゝ今は東京の加納鐵載の所藏なり。

入眼之條々已現形、勿論就之彌被致粉骨之條、又以珍重〻〻、令周備(入眼)候者喜悦候也、事〻期明夜候也。

只今欲染筆候處、芳問潜通之至、承悦候。此間儀誠難忘候、退去以後、禁苑寂寥、可足賢察候也。明日連詔(以上一紙)勅事、昨日終日會客事候き、仍籠三局候之處、其間籠山云云、不可説事候、仍則只今下責勘詔遣召候、去來(イザ)候者悉可含宣候。頻每度被置御意之條、太比與候、但已曉風殘月、珍重〻〻、非言詞之所覃候。此上者雖非詔(勅)命之所加、可致命候也、比與々々。他事期面候也。

中納言殿　返事

是は去々三(卅)年の十月比、重野博士が後醍醐天皇の藤房卿に賜はりたる宸翰と鑑賞

せられしものなり、其時余にも示さんと招かれたれど、病にて往を得ざりしかば、去年五月に取寄て示されぬ、田中義成氏はこれを怪しとし、並に其說を史學雜誌十一編十二、十一編一號に連載しあり。田中氏の疑ひは、紙質の前後異に、其一書躰の遲澀に、其二文躰の堆垜くして、其四前後の文字大小不釣合にて封字の全存し、其五傳來の家怪し其六といふにあり、其論を極むれば前紙は明日連まて原書にて後紙は贋との意なり。今この講義は漸く古來の文書を鎌倉時代まで略說し、粗中古までの普通文書の一斑を知らしめ、まだ原本を論ずるに至らざるに、かゝる鑑識のやかましきものを選みたるは、抑其故なくんばあらず。田中氏は原紙異なるより疑ひを起し、後紙を贋と極められたり、是は古文書贋造者の每に爲すとにて、一の眞物を數通に摸寫し、其摸物を白人に賣付け、やゝ眼ある人に半眞半摸を賣付る手段なり、此の如き摸寫物は原本こそ非なれど、其文は即ち影寫本に同じ、半の原紙なるは却て其眞を證明するものなり。故を以て余は姑く田中氏の鑑査を見到れるものとして、此に其消息を錄し、後字多帝の宸翰と聯ねて、消息文を講究するに好材料となし、專ら其文を批評せんと欲す。田中氏は能書なり、故に書躰に非難さるれど、贋造するものは、臨書に天才あるが一

の資格となるものなれば隨分危險なり、贋造するものは能文も亦一資格にて、巧みなる贋造は能文能書二人の合作になる、故に是も亦危險なり。田中氏は此文を堆琛といはるれど、能文家より見れば、翰藻を以て簡潔に意を含めてよく言悉したる樣にも見ゆる、其人の文風によることなれば、遽に是非を決し難し。余は古文書を說て既に卅六節に至れり、此消息文の是非を審按するに適當の時宜と忖度したり。

公文及び之に代る私狀は通用の俗文なれば、文としては餘り趣味なきものなれど、消息文は、漢文假名文を問はず、よく情意の中に趣味を修辭に含めて書たるものは文學者に賞翫さるれど、亦一方より見れば、語足らずして讓語に近きものあり、浮華にして實なきものあり、後の消息を田中氏の堆琛といはるゝは、重野氏に於ては却て文意を咀嚼し得ぬと思はるゝならん。然し余は此文を前の宸翰に比べて數等下ると思ふなり、下責勘詔の上に被の字を加へて見れば、辨官外記などの消息となして解さるゝ、明日は詔勅の事連なるに、昨日は客來に閑を潰したるに因て、今日は局に籠りて退出せざりし間に、籠山の一件出來し、只今其責勘詔を下されたとの

文意なり。重野氏は大塔宮の事となし、史實の一徴を得たるを大悦せらるれど、余の考ふる處にては藤房辭表して十餘日も裁下なしといふも何如、大塔宮を三局に押籠め、翌日また脱走して叡山籠りも何如、因て責勘詔を下したとも何如なり、無理に此史實に引付るにより堆琛の文となれど、辨官外記の消息とすれば無事なれど、一の故紙となりて、憐れ研究する價値は消滅す、猶勘考すべきなり。

消息は此の如く文學者の賞翫する程に實價の少きもの多し、彼公家樣武家樣又聖道樣といふは主として書體にあり、又敬語に少異あり、此に故實の存ずる事なり、公文私狀消息の辨は此に止めて、是より私狀時代の文書を畧叙すべし。

第十章　院政以後の文書。

○第卅七節　鎌倉時代下逮文書。

日本の政事は流例に制裁せらる、是を成行といふ、公文の成行は前章に論じたるが如し、なほ相對及び上申文を擧證すべきなれど、綸旨院宣御敎書さへ私狀の體に

成行たれば、自餘は推知すべしとして、是より私狀時代の文書を畧述すべし。私狀時代は即ち院政時代の文書なり、古文書にて之を按ずれば、鎌倉府以來の文書は諸國に多く保存されてあれど、其以前のものは少けれど、體面も公文式に合ひ、武家時代とは全く異なるが如く覺ゆるなるべし。是を以て多くの人は朝廷の公文と幕府の令狀とを、截然と時期の分斷となすと雖も、亦細繹すれば其分斷を許さゞるものあり、殊に怪むべきは平家時代の文書の大抵湮滅したることなり。源頼朝は伊豆の流人にてさへ、兵を擧れば則ち處々に下文を發せり、まして平家の政權を執し時に、家人へ發したる下文は必ず多かるべきに、彼は敗者と成畢りて保存の效力を失ふたる故に、早く取棄られたるならん。

更に以前に遡りて史實を按ずるに、白河院政の始まる後は、やがて源義家の信任衰へて、平正盛任用されたり、(正盛の消息は前に載す)故に關東其他諸國の武士にて源氏の家人となりたるもの、皆頼義義家の恩義を稱し、其中に平家の恩を聊か受くといふ、是は勝者に對する用捨の詞にて、實は正盛忠盛清盛三代相恩の家人は多かりし、故を以て兩氏の黨派向背に難かりしなり。時代を照せば院政以後は大抵平

氏の下文にて諸國地頭家人の領地に成敗をなし、其上に院宣、及び院廳藏人所の下文、關白の御教書等は行はれたると、鎌倉の初と同じかるべし、たゞ敗者となりたる平氏の文書なれば廢紙となし、只朝廷關白家のものゝみ保存されたるなり。故に公文の私狀となる遠因は藤原氏にあり、近因は院政にあり、北條氏攝家將軍時代に至りて全く私狀の世となれり、文書の成行は略此の如し。

之を統論するに、古文書は偶然にも大寶のものより發見され、公式令に遵ふて作るものなりしに、平安朝以來の成行は、職員令は現行しながら、令外官を生じ、太政官はありながら藏人所に政事を取扱ひ、勅符は行はれながら宣旨下文を發し、天子在しながら關白內覽ありて御教書行はれ、當上立給ひながら上皇院政を聞食して、院宣にて大權を發動したり。されば院宣御教書の時代に當り源平二氏は諸國武士の成敗を委任され、公文は在ながら私狀を下して領地を與奪し、地主家人となし、鳥羽帝の時には諸國の武士はみな二氏の家人に屬したり、此みな同しくながら口調にて評論すべく、漢文口調にては因循陵夷人不覺之の一語にて斷ずべき成行なり。其ながら、因循陵夷は賴朝が公然と鎌倉に開府する後も、文書の成行は猶陵夷をつ

どけて、公文は減じて私狀を專用し、反て之を貴重するに至れり、されど天皇の在す限りは正式の公文は決して廢せざると知るべし。

爰に其成行し跡を考ふるには、將軍の初代賴朝の履歷、及び政務を奉行する執權職を記臆しおく必要あり。 賴朝は從五位下右兵衞權佐に任じ、官位を解て伊豆に流され、伊豆の在廳吏北條四郎時政と謀り、高倉宮令旨（當時の皇族は世に政權を左右するものと信ぜり、）を奉じて兵を擧げ、下文を施行したり、其經歷を表叙すれば（△は職事をおく資格 ○は別當令ある資格）

年		經歷	執權	
治承四年 庚子 八月より	源賴朝 前兵衞佐	……此間全三年二ヶ月	執權 平時政 北條四郎	
壽永二年 癸卯	同	十月九日復本位 翌年正四位下	同	
文治元年 乙巳	同	四月廿七 從二位 四年の後正二位 ……此間一年七月は諸大夫	同	
建久元年 庚戌	同	十月九日 權大納言右近衞大將 廿四 大納言十二月一日辭 ……此間五年六月△	同	翌年政所始
正治元年 己未	同	正月十一日 出家 十三日 薨 ……此間八年三月○	同	賴朝一代は四郎にて畢る正治二年四月一日從五位下遠江守に叙位

此の如く流人のまゝ、三年を通過し、五位四位の散位（諸大夫）にて一年有半を通過し、二位家にて五年有半を通過し、右大將家となりて公文を改め、八年餘にて薨じたり。

執權の北條時政は在廳吏のまゝ、無位無官の白丁にてありぬ。されど其施行したる下文、及び執達狀は、諸國の地頭家人に如何なる信用を得たるにやと繹ぬれば、正式の公文よりも貴重されたると、左の事實にて證すべし。

東鑑建久三年八月の條に、五日乙巳、令補將軍給之後、今日政所始（家司は別當前因幡守中原廣元、前下總守源邦業、令民部少丞藤原行政、案主藤井俊長、知家事中原光家なり。）千葉介常胤、先給御下文、而御上階以前者、被載御判於下文訖、被始置政所之後者被召返之、被成政所下文之處、常胤頗確執、謂政所下文者家司等署名也、難備後鑒、於常胤分者、別被副置御判可爲子孫末代龜鏡之由申請之、仍如所望云云とありて、其副文として、

被載御判

下總國住人常胤　可早領掌相傳所領、新給所々地頭職事

右去治承比、平家擅世者忽緒　王化、剰圖逆節、爰欲追討件賊徒、運籌策之處、常胤奉仰朝威、參向最前之後、云合戰之功績、云奉公之忠節、勝傍輩致勤厚、仍相傳所領、又依軍賞宛給所々等地頭職所成給政所下文也、任其狀至于子孫不可有相違之狀、如件。

建久三年八月五日

（前に被載御判とあるは彼處に花押したるか、普通の下文には下と書する位地にて、袖判を右の餘白に押せども是は副書なれば首に押したるならん、）

とある。常胤が政所下文の家司等署名なるを嫌ひ、御判を副置れて子孫末代の龜

鏡と爲んと公文改正の非難を確執したるにて、當時諸國の地頭家人等が源家の花押を愛重する感情を推知すべし。此感情は、治承以來十餘年生死を共にしたる間に結晶したるに非ず、頼信頼義以來其一判にて彼等の死心を得たる積成なり。此を推せば公家に於ても、亦官省正式の公文よりは天皇の近侍より出る宣旨下文を愛重し、其感情よりして公文式の消息樣に移りたるを料度すべし。

鎌倉府の初發より北條時政執權となり、執達狀下知狀を出すには平花押と署したり、其文は東鑑にも多く見ゆ。右大將家の政所始まりて公文の改正後も、政所の別當、又は家令等の奉行にて下文を出すあり、執權時政の奉行にて出すあり、或は親しく右筆盛時の奉書もあり。賴朝の死後に賴家は正五位下左中將なり、可令如舊奉行諸國守護事由、宣下を被ると雖も、別當令を補任さるゝ資格は失ひたり、東鑑に綸旨嚴密とて、喪中に北條殿、兵庫頭廣元朝臣等、政所に到着し、三善善信吉書を草すと見ゆ、其時の下文は何如なる書式なりしや。三月廿三日の執達狀は廣元の奉行にて、

御神領

遠江國蒲御厨　尾張國一楊御厨　參河國飽海本神戸　新戸
大津神戸　伊良胡御厨總追捕使
右件所々地頭等、依別御祈願、所停止彼職候也、鎌倉中將殿御消息如此、仍執達如件。
建久十年三月廿三日　兵庫頭(廣元なり)

祭主殿

祭主宛なる故に、非家人奉書の例にして中將殿御消息と(前章卅六節見合せ)書たり。北條時政奉行にて出す執達狀は、賴朝が政所を設けて公文を改正したる後も依然と行はれ、或は民部丞と連判したるもあり、是は時々の奉行人によるとなり、其例は島津家文書に。

薩摩國住人阿多四郎宣澄所領、谷山郡、伊作郡(薩摩郡)、日置南郷、同北郷、新御領名田等事。
彼宣澄者平家謀叛之時、張本其一也、仍令停止件職畢、早可令知行地頭職者、依仰執達如件。
建久三年十月廿二日　平　在(時政)

民部丞　在判（盛時）

（辨濟使は、ベザシと訓む、今に肥前には庄屋の下に租税を取立るものをザシ殿と稱ふ）

島津庄内郡司辨濟使等名田事

飫肥（日向）南郷郡司名田　　鹿屋（カノヤ）（大隅）院辨濟使名田

眞幸（マサキ）（日向諸縣）院郡司名田　　滿家（マンゲ）（薩摩日置）院郡司名田

穆佐（ムカサ）（日向諸縣）院郡司名田　　南郷（日向諸縣）辨濟使名田

宮里（薩摩郡）郡司名田

右件名田等、早可令知行、兼又前掃部頭（中原親能）知行、惟澄所領、同可令知行給者、依前右大將殿仰、執達如件。

建久九年二月廿二日　　平（在判）奉（時政）

島津左衛門尉殿

總て執達狀は奉書の式なり、是は家人に與ふるを以て、依仰（又は依御氣色とも書く、）執達の文例に從へり。時政は賴家が從三位左衛門督に叙任の後、初めて從五位下遠江守に

なれり。鎌倉府は執權さへ此く五位にさへならぬ人多ければ、正式連署の公文をさして敬重せざりしも、亦宜なりと言ふべし。政所に於ては頼朝の流例によつて別當令を補任され、事に差支へなかりしにや、爾後將軍數代の履歴を表敍するに、職事をおかるゝ資格に進みたる年間は甚だ僅かなれど、猶正式の公文を發見す。左の表を見るべし、△は職事をおく資格、○は別當令をおく資格、

年	將軍	履歴	期間	執權	執權者
正治元年 己未	頼家	正五位下 左中將	……此間一年九月(三位まで)	執權	平時政 北條四郎
二年 庚申	同	正月五日 從四位上 十月廿六日 從三位左兵衛督		同	同 四月一日 遠江守從五位下
建仁元年 辛酉	同	正月廿三日 正三位 七月廿三日 從二位將軍宣下	……此間十月(宣下まで)△	同	遠江守 時政
三年 癸亥	實朝	九月七日 從五位下宣下 十月廿四日 右兵衛權佐	……此間二年二月○	同	同 執權年數廿三年、
元久二年 乙丑	同	正月五日 正五位下 廿九日 右中將	……此間(後に合記す)	同	相模守 義時 閏七月より 從五位下
承元三年 庚午	同	四月十日 從三位	……此間合六年六月	同	同 後四年にて正五位下 又三年にて從四位下
建保六年 戊寅	同	正月十三日 權大納言 三月六日 左大將 十二月二日 右大臣	……此間七年九月△	同	同 前年右京權大夫 陸奥守

年次	將軍		執權	
承久元年己卯	九條道家男 頼經 在京 代官 平政子 從二位	……此間十ヶ月〇	執權 後見と云	執權年數合廿年
元仁元年甲申		嘉祿二年七月薨	同 同 泰時	武藏守從五位上
			加判 同 時房	相模守從五位上
嘉祿二年丙戌	頼經 右少將正五位下	……此間十四年半	執權 泰時	
貞永元年壬辰	同 二月廿七日 從三位右中將	……此間五年七月	加判 時房	
暦仁元年戊戌	同 十月 前權大納言にて下向	……此間六年△	同同 同同	後四年半にて卒、執權十八年、後二年にて卒、
仁治三年壬寅		……此間六年△	執權 經時	左近將監從五位上
寛元二年甲辰	頼嗣 右少將正五位上 四月將軍宣下		同 後見 同	前年正五位下武藏守 後三年にて卒
同 四年	建長元年左中將		同 時頼	右近將監從五位上 後相模守
建長三年辛亥	同 六月廿七日、從三位	……此間七年半	加判 重時	相模守 寶治元より 後陸奥守
同 四年壬子	宗尊親王 三品	……此間十月△薨す、四月二日 鎌倉下向。		

表の如く頼朝以後に大臣大將となりしは僅に十ヶ月にすぎず。

頼朝は右大將になりて公文を改正したれど、地頭家人は餘り有難くも感ぜざれ

ば、賴家以後は此資格を望まざりしものゝ如し。然るに政子が幼少なる在京の賴經を名前人となし、義時を其後見として、依レ仰執達の狀を出さしめしより、亦御判袖判もなく、千葉常胤が望みし後代の龜鏡ともならぬ北條氏の奉書のみに成行けり。執權加判の連名にて執達下知狀を出すは承久以後よりの事なり、地方にては是を誰殿の御敎書といふに至りたり、其例に神護寺文書の下知狀一通を左に擧ぐ。

可下早停二止守護所使入一レ部丹波國上林莊上事。

右任レ度々下知狀、停二止彼使入部、謀反殺害輩出來之時者、爲二庄家之沙汰、可レ召二渡守護所一之狀、依二鎌倉殿仰、下知如レ件。（此時賴經は在京なれど鎌倉殿と稱す）

寬喜元年四月十日

武藏守平　在判（泰時）

相模守平　在判（時房）

下知狀には宛名なし、是執達狀と異なる所にて、やゝ公文に近し。禁入部又は守護不入といふは此時代の法律語なり、禁入部は守護の使者、即ち武家より兵を引率

して其地に入て追捕をなすを禁したるにて、換言すれば兵器を執りて入を得ぬとなり、故に謀叛殺害人の出來たる時の措置に條件を附しあり、前節に擧たる島津文書貞應二年の下知を并せ看るべし。新田義貞は播州班鳩に陣して謝罪狀を出し、又筑後の文書に演武氏は住居地の演武を寺に寄附したりしに、其寺朝廷の御祈願寺となり、遂に禁入部地となりたれば、寄附主は苗字の地なれど、避て移轉すべしと訴訟を提出されし事などあり。守護不入は段別五升米、其他守護の課役を除かるをいふ、今ならば徵發令不入といふに當る。

以上の擧證する所にて、院政以來の公文が消息體になりたるは既に明かなるを得ん。されど其は前題後署等の私書贈答式に變りたるにて、若し之を除いて只案文を見れば猶官府體の漢文にして、候の字などは餘り用ゐず、少々敬語の加はりたるまでにて、昔の公文の體面に消息の眉目を付たるに止る、因て之を私狀と稱して消息と別つ。前には簡短なる文書のみ擧證したるに因て、案文の體を知るに由なからん、此に長文の下知狀一通を擧證すべし、京都の醍醐寺文書に、

下　醍醐寺領越前國牛原莊住人等

仰三箇條

一　撿斷事

右對決之處、如雜掌盛景申者、前地頭土左三郎廣義之時、撿斷沙汰者、領家三分二、地頭三分一也。且承久逆亂以後、當地頭補任之刻、前代官助基如前々、領家方相共可致沙汰之由、令成下知畢然而又代官等不叙用之間、訴申地頭之處、可追前地頭例之由、貞應三年雖被成下知狀、助基得替、政範眞念等被補地頭代之後者、都以不承引、仍去年十一月言上關東之處、被遣御教書於地頭許之間、如去年二月地頭下知狀者、尋明前地頭之時例、可有左右之旨、雖被載之、猶不事行、早任先例、領家三分二、地頭三分一、可致沙汰之由、欲被仰下云々。（以上雜掌申）如地頭代眞念同使者心蓮等申者、當庄者故遠江入道、山城入道、土左三郎、三代知行之時、撿斷事、領家不相交、一向爲地頭進止之由、庄內故實之者重圓法師、令明申之間、自承久至當時、二十餘年、地頭一向之沙汰也。次助基下知狀事、非地頭下知之上、爲南庄之代官、非一庄奉行之仁、只依一旦之阿□令書出歟、隨如前々可致沙汰之由、載狀之間、依無先例不及叙用、次不可有新儀沙汰之旨、貞應

三年地頭被成下知狀畢、若有先例者、就此狀領家方年來何不相交哉、故實之重圓被煞害之後、今如此掠申之條、尤無其□之者。（以上眞念等申）盛景則備地頭前代官助基下知狀領家三分二地頭三分一之由申之、眞念等亦重圓法師明申先例之間、地頭一向致沙汰之旨雖申之、不出對重圓書置狀之上、如地頭度下知狀者可追前地頭例之由、令書載之處、彼例不分明歟。爰有山城入道知行時之文書者、可令進覽之由、被尋下信濃民部大夫行盛法師之處、如去五月一日請文者、故信濃前司行光法師之時、古文書等依令朽損、令取寄之間、如然之文書不傳持云云。仍載記請詞可注申先□□法之由、仰相模守重時朝臣被尋問前地頭土左三郎廣義法師（法名實念）之處、如去六月廿四日實念誓狀者、當庄撿斷事、遠江入道、山城入道知行之時、一向地頭進止之由依承及、實念任彼例致沙汰畢云云。（記請詞あり略す）者、早任先例如元可爲地頭之進止矣。

一　煞害人跡收職家地田畠等事

右、如盛景申者。南庄住人字太郎別當重圓法師、本者爲浪人、被召仕前公文（職名）明豪畢、而件法師攜文書之間、自預所方補庄官召仕之、地頭代亦爲文書同召仕之、仍違背本主（預所）人蒙如庄官等之間、庄官百姓幷收納使幸暹等十三人令與力、仁治元年四月令煞害

重圓畢。於彼煞害人者、被行其身於罪科、可被收公賚財物歟、而眞念刈取田畠百餘町、作物之上、令沒取件下地、并二十餘个所職之條極僻事也、彼田畠、家地、所職等注文進覽之、煞害人之跡如此於被沒收者、向後之寺領不可相殘歟、且盛長、々光、友助、公俊、氏平、以下輩、前々雖有煞害之咎、不被沒收其跡歟、然者、以器量之仁、如元撰補庄官職、領家地頭兩方相共欲召仕之、若猶可被沒收者、領家三分二、地頭三分一、任撿斷之先例、可被分付也、云云。以上盛景申如眞念、心蓮等申者、重圓者爲故實者之間、代々爲地頭又代官、明申庄務之所、爲晦地頭之所務、領家受納使幸暹以下四箇庄官百姓等一味同心、令夜討重圓妻子五人畢、且爲地頭又代官之條者、幸暹白狀以下數通證文明白也、彼煞害人等或令逐電、或被召下關東、被行流罪畢、其跡之田畠者、爲地頭之沙汰、所令勸農也、且就寺家之訴狀、如被成下之御教書者、至煞害人跡者、地頭縱雖領知其地、任本主等之例、可相從領家之由被載下畢、任此狀可隨有限領家所務之旨、地頭被加下知之間、年貢課役無一事懈怠、何可及訴訟哉、而煞害人跡三分二、可被付領家由事、自領家方令煞害地頭又代官之後、彼與力人跡三分二、於分取者、傍輩定積習歟、亦前々不被沒收犯人跡由事、相憑其例、令煞害重圓一類之條、甚重科也、就中如庄官所司解、並領家御

札者、恡情張本幸遲之條顯然也、沙汰人掠申之間、領家者不令知子細給歟、如式目者、
雜掌以下爭無其咎哉(以上眞念)云々。者重圓法師、縱雖爲地頭又代官、被煞害人等被處其身於
罪科之上、地頭爭可私沒取數臣所職家地田畠哉、但至煞害人跡者、縱雖令領知其地、
任本主等之例、可相從領家之由、被載仁治二年十一月御教書之間、地頭既令給煞害
人跡之由、眞念等雖申之、糺決以前爲未斷之狀歟、然者停止沒收之儀、撰器量之仁、如
元定補庄官職、領家地頭兩方相共可令召仕矣。

一　可被改易地頭代眞念田事

右盛景則備度々訴狀四通(八ケ條)十五眞念有非法之旨訴申之上、百姓皆逃散之間、可被改
易之由申之、眞念亦進覽條々陳狀、無非法之旨申之者、如眞念陳狀者、或令承伏、或雖
相論令煩庄民之條、頗過法歟、仍改易眞念、爲向後、就訴陳狀、可令計成敗之由、所被仰
下地頭也、次如眞念追進三通狀(十五ケ條)者、百姓等、或追捕地頭代下人之資財、或燒拂彼
住宅之由載之、以件訴狀、相尋國中、可令注申實否之由、所被仰遣六波羅也、隨彼左右、
可有其沙汰矣。

以前條々、依鎌倉殿仰、下知如件。

(仁治元年に時房卒し、三年に泰時卒し、子經時執權となり數年は加判なし)

寛元元年七月十九日　・　武藏守平朝臣　花押（經時前月武藏守に任ず）

此下知狀は七章廿四節の越前國解に參看すべし。三條共に文案は同じ官府文にて、惟習用語、及び句調の俗語に近づきたるが時代の變化にて、少々敬語を用ゐたる外は、まだ全く消息文に化せず、近世の通用文とは大に異なり、是を私狀時代の文體とす。故に此文は了解するに難からざれど、少しく之を解釋せん。領家地頭は、鎌倉府の初め諸國に守護、莊園に地頭を置くことになりてより、莊園に領家地頭の兩主ある樣になりたり、領家は權門勢家社寺等其莊の領主なり、地頭は其土地の支配人なり、是も以前より有となれど、鎌倉以後に新に定めたる地頭できて、領家同樣に鎌倉邸にありて得分を收納する多し。抑莊園の領家地頭は奈良朝の墾田占有より、種々の成行あることにて、史學上に講究を要ずる要項なり、此に備論し盡すべきにあらざれど、大要を概括すれば、大莊園は所得の莫大なる程に、領家も地頭も有勢者にて、其下に莊司、下司、代官、又代官等の差配人あることなり。此越前牛原莊は領家は醍醐寺にて、地頭は遠江入道、山城入道、土佐廣義の三氏を易たり、山城入道は鎌倉家令山城守藤

原行政なり、因て孫の信濃守行盛（二階堂の祖）に古文書を尋ねられたり、遠江入道は北條時政なり、然れば土佐廣義（法名實然）も之に比すべき大名なるべし。雜掌盛景は寺家の雜掌なり、（公卿寺社の用人を雜掌と云）前代官助基は齋藤一族なるべし、齋藤は鎭守府將軍利仁の後にて越前の大族なり、（第八章廿九節の物語を見合せ、）其裔越前總追補使爲賴の曾孫に助基あり、時代略當れば其人ならん、同族内藤氏に盛長長光（伊藤を稱す、）の名も見ゆ。當代官政範、地頭代眞念も齋藤氏に並ぶ豪族なるべく、心蓮は地頭代の使者なり、政範の又代官重圓は南莊の浪人太郎別當といへるものなると文に見ゆ、此重圓が最初莊官（所預）に抱へられ、莊の故實に錬達するにより、當地頭代官より誘ひ出して又代官となし、兼て領家より三分二を收納するの非法を知て抑へたるにより、莊官百姓申合せ、收納使幸暹等張本人となり、重圓妻子を殺害したる事の提訴なり。凡て文中にある莊園にかゝる職名は、（ーを標す）以て當時京都鎌倉より、國人に委託して領地の所得を收納したる樣子を考ふる益あるべし、所職といふも所領の意味になる名にて、此時代に某職（領家職、地頭職、莊官職等公文職、預所職をいふ、）といふは、所務と同じく割前又は配分地を稱ふと知べし。此下知狀は賴經時代（明年賴嗣代る、）のものにて、偶然にも越前の事にかゝり、前章（七の廿四八の卅）に參

考する便もあれば、以て往昔墾田の成行にて、公家武家、及び地方の領主住人に關連する訴訟を沸起し、文書の崇みたる一端を考ふるに足る。鎌倉時代の文書は、此後時頼、時宗、貞時、高時と下るに從ふて、訴訟ます〳〵縺れて、訴狀、下知狀等、長きは卷を成すに至る（此下知狀にかゝる書類も、兩造にて百ヶ條あるを、注に見ゆ、）若し古文書學にて彙集し、精細に研究をなしたらば大なる知識を聞くなるべしと雖も、此には務めて長文を省きて卷帙を簡淨にすべし。

鎌倉時代の文書は、政子の代官の比より正式の下文を用ゐず、執達狀、下知狀等、總て狀といふ文體に成行たり。其情由は、前述の如く武家に於ては、京都の格式にかゝる事を好まぬも其一なり、又其情由の如く公家、寺家、社家に於ては、武家の格式なるを嫌ひて、正式の公文に非ざれば承允せざるべしとは、前九章、（卅四節）に擧たる東大寺に院政時代まで封戸調庸を徵收したる文書のあるにて思合せらるゝ。故に寺社より發見する文書は、鎌倉時代にも正式の公文あり、余の謂ゆる天子は在しながら、律令は現行しながら、政權を武家にて左右する時代の成行は、何事も流例によるとにして、勅、符、牒、解、辭の廢したるといふは思ひも寄らぬ事なり。鎌倉府に於ても、頼

家以來は別當令をおく資格を失ひ、又政所の役人の入道する者多き等は朝廷の官位を公務上には不急と見做たる樣なれど、亦官位を具へて連署の下文を廢したるには非ざるなり。此比は何も流例の行はるゝ時代にて、一旦國守に任ずれば其國を子孫の苗字に稱へ、衞府官になれば其官を名に稱へ、兵衞、衞門丞、介の名は全國に滿つに至りしは、院政前後よりの事なり、されば賴朝が一度右大將となり政所を開くの後は鎌倉家に其例格を得たるにより、此以前公卿家に存じたる例規を援引して、別當令等を備ふることとなしたるならん。正式の下文は、寺社に限らず普通の家にも傳はりたり、爰に島津家文書の地頭職補任一通を擧ぐ。（文保元年十二月廿一日、島津入道道義の地頭職補任も正式連署の下文なり、鎌倉府を畢るまで行はれたり、此には略す。）

將軍家政所下　　和泉國和田郷住人。

補任地頭職事　前大隅守惟宗忠時（忠久の子なり）

右人越前國生部庄之替所充給也、者、爲彼職可令領知之状所仰如件、以下

仁治三年二月廿二日　　案主左近將曹菅野

令左衛門少尉藤原(朱書)時朝在判
別當前武藏守平朝臣泰時同
前攝津守中原朝臣師員同
前陸奥守源朝臣重時同
前美濃守藤原朝臣親實同
前甲斐守大江朝臣泰秀同
武藏守平朝臣朝直
散位藤原朝臣(大和守祐時歟)同

知家事彈正忠清原
(朱書は薩藩史局の査べならん、令の時朝はいかゞ、或は藤原は清原の誤にて滿定かと疑ふ)
(此時は泰時の執權なり、政所別當は執權職の兼帶となりたり)
(中原師員は當時評定衆中の政治錬達者)
(此人は猶尋究すべし)
(前美濃守も評定傳東鑑に見當らず)
(朱書伊東祐時に擬したるは誤り、明年九月卒せし從五位下清原季氏ならん、藤は清の誤なるべし、原書を得て校したし)

賴經は從二位前大納言なるに將軍家政所下と題したるは、征夷大將軍家は政所別當令等を補任する例格となりたるなり。此式の下文を作るには、後に出家流行して圓顱滿朝といふ時には連署に故障を生じたるべし、因て現官の人を名前人に存じて、政所の表向きの事を執行させたり。

寺社には攝家政所の進止地ありて、關東政所と雙方の關係を有すると、既に第九

章廿三節に擧たる鹿島社文書にて知るべし、又朝廷、攝家、關東の三方に關係する事あり、爰に其一二例を擧ん、大隅國臺明寺文書に、

藏人所下　大隅國臺明寺住僧等

可令早任先例停止笛竹使新儀非法安堵寺內事。

右彼寺者國中第一之靈地、鎭護國家之場也、仍晝夜不斷、奉祈聖朝安穩御願之處、件使等寄事於左右、致寺僧煩之間、粗企離山思之由、所訴申也、事若實者甚以不便、自今以後、早停止彼煩、安堵寺內、且彌奉祈聖朝安穩之御願、且在廳官人、相共任先例、可令致沙汰、貢御笛竹之狀、依藏人權左少辨殿御奉行、所仰如件、召物使、並在廳官人等宜承知、更勿違失、故下。

建仁二年十月　日

出納右衞門少志中原　在判

是は鎌倉府の初めにて、猶國府に國衙存じ、在廳官人執務したれば、朝廷と直接の公文を授受したり。　貢笛竹とは青葉笛の竹にて、此寺地に生ず、謂ゆる臺明寺竹是なり、天智帝以來林地を免租されて、笛竹を貢納したるにより、遂に此煩ひを生じた

り、此青葉笛竹の林は其後枯たるとも、當寺の文書の內に載す。爾後又守護よりも妨げを生じ、口裏に臺明寺牒　當國衙と記したる宮主法印以下十人連名の解の案文を存ず、其題に、大隅國臺明寺、當國衙。欲被早任牒送旨且爲不審且加御存知爲守護代左衛門尉違背御式目并遠江守殿(時政なり)御下文狀被致沙汰間、當山依妨安堵有限聖朝、府國御願御勤、擬及闕如子細狀とあり、牒文長ければ略す。此の如き土地には朝廷、領家、鎌倉府、宰府、國衙、及び守護所等に相係連して、夾々文書を發するとあり、左に擧る攝津國多田社文書にて例すべし。

(公文の體なり)

左辨官下攝津國

應令取國內棟別拾文錢貨宛用當國多田本堂以下修造料事。

右得彼寺僧等去年十二月廿八日奏狀偁、(以下奏文)謹撿舊貫、賜宣旨勸諸方修造堂宇者、皇家之先規、佛閣之故實也。爰當寺者多田滿仲之祐寂場也、四序連轉之徂景、雖年舊、釋迦善逝之安靈像也、衆生濟度之方便猶日新。長河前横、夕陽曉月之觀念有便。高山前峙、春花秋葉瞻望添興。善心自催、勝形尤好。然間草創之曆久推移、蘭若之構悉傾危。良觀

上人適爲此別當、殊歎此朽損、早賜紫泥之詔、將復紺宇之基、於戯四海太平之代也、盍垂聖日之恩輝、仁祠興隆之期也、彌仰梵風之感應、望請天恩、因准先例、宛取件八箇國棟別青鳧拾文、可修造當寺本堂以下破壞之由、被宣旨者（宛取以下廿九字散句）奉祝寶祚於九重之雲、永傳白葉於三會之曉、（以上は奏文、儷偶句を用う、消息の體なり、）者、權中納言藤原朝臣俊定宣、奉勅依請者、國宜承知、依宣行之。

正應六年正月十九日　　大史小槻宿禰　花押

右中辨藤原朝臣　花押　　（署名も宣旨の式なり、）

攝津國多田院造營事。

右如良觀上人所帶、去正月十九日　宣下狀者、子細雖多、所詮令取當國内棟別拾文錢貨、可宛用本堂以下修造料云云、者、守狀守護地頭御家人等、可令致沙汰之狀、依鎌倉殿仰、下知如件。

正應六年三月二日　　陸奥守平朝臣　花押　（宣時）

相模守平朝臣　花押　（貞時）

摂津國多田院造營事

右任今年三月二日關東御下知之旨、令取當國內棟別拾文錢貨、可宛用本堂以下修造料之狀、如件。

正應六年六月二日

刑部少輔平朝臣 花押（淳時）

丹波守平朝臣 花押（盛房）

春日御社政所下　攝津國散在御社領等

可早任宣旨、并關東御下知、六波羅家施行致其沙汰、多田院造營料棟別拾文錢貨事

右當國多田院本堂以下造營料、棟別拾文用途事、早任宣旨、并關東御下知、六波羅家施行旨、無懈怠可致其沙汰、但於垂氷東西御牧等者、爲本所御進止地之上者、可依長者殿下御成敗之狀如件、故下。

以下キレテナシ

右は一事件につき、朝廷の宣旨、關東の下知、(御教書)六波羅の施行、(是も御教書と謂ふなり、)社家政所の下文、合て四所より辭令を發したる例なり、事によりては攝家の御教書(即ち長者殿の御成敗)を請ひ、五通となることもあるべし。棟別は家々の一棟にかくる税なり、宣旨に青鳧とあるは奏文の雅辭なり、下知狀以下に錢貨とあるを通用語とす、今貨幣と稱ふれど、幣は大判小判等の進物用を稱す、實は名詞當らず。

數家にわたり數年を經過して落著せざる事件にて、其文書を諸家より發見することは每にあるものなり、類從して事の顚末を考ふるは、古文書學を利用して史的研究をなす界域にして、其問題は面々の意向によることなれば、此に講述する限にあらざれども、執達狀下知狀等の例を廣くし、且は其類從研究の一端を挑ぐるために、此に一二を舉例しおくべし。其一は薩摩の阿多北方地頭鮫島氏の犯罪にかゝる事にして、國分寺と新田八幡宮執印氏とに存ずる文書あり國文寺文書に

薩摩國國分寺沙汰人(國分氏)左衛門尉友成申、爲阿多郡北方地頭鮫島刑部入道被濫妨池部村田畠由事、折紙(副具書)遣之、此事就問注申詞記、寛元二年十二月五日、被成關

東御下知事。而如令訴狀者、彼刑部入道捧押書依令訴於宰府、可加覆問之由、雖賜御教書、未遂其節之處、妨勸農、致種々非法云云、者、遂覆問之後無改沙汰之以前者、難破先御下知歟、然者、守寛元二年御成敗停止當時濫妨之由、可令相觸于北方地頭之狀如件。（折紙は紙を二つ折にして書たる文書を云）

寛元四年九月五日　　相模守花押（重時なり、時に六波羅家）

守護代　（守護は島津忠時なり、守護代の名は詳ならず）

是は國分寺領の田畠を濫妨の事にて、寛元二年に起れり、又これに係累して明年に新田八幡宮の神人を打傷の事起れり、執印文書に、

一打破神人福萬法□□□□□□□□□□□□□

右如宗清并福萬法□申者、行願刈取神領田之間、爲申子細罷向彼所之處、郡司太郎景吉、越後房二郎大夫以下□遣數多人勢之間、福萬者以杖被打破頭也、宗清者折左中指畢、支安末光?者被付繩畢云云。如行願申者、打破、折指、付繩由事、極無實也。且先年國分寺神人令付小□、逃出訴申由間、給御教書畢、交名注文如此、□越後房

次郎大夫罷向之由申之、然者隨仰可召進也、可□尋歟云云、者、打破神人福萬頭、折
宗清指搦支安末光等、□論申之、可被召對交名輩之由、行願雜人之中被實撿□之、其
疵見在之間、爲無論歟、然者行願旁難遁其科矣。　下欠

一被運取西迎稻田事、　（兩條は文略す）

一兩方惡口事、

以前條々、子細如斯、行願如行、旁難遁罪科之間、於阿多郡北方□行願知行分、地頭
職者被改補他人畢、至下手人之輩者、召上□都、可被科罪之由、令下知六波羅畢者、
、、、、、
依鎌倉殿仰、下知如件。

寶治元年十月廿五日　　　左近將監平朝臣　花押　（時賴なり）

相模守平朝臣　花押

關東御敎書案（六波羅より寫を送りたるなり、以下二通は權執印氏文書）

薩摩國新田宮所司神官等申、阿多郡北方地頭鮫島刑部丞家高法師條々所行、難
遁罪科之間、被改補彼地頭職畢、下手人（在交名注文）者早召上京都、申入冷泉殿、宜被科

罪者、依仰執達如件。（冷泉は久我家の文ならん）

寶治元年十月廿五日　　左近將監在判

相模守同

相模左近大夫殿

（相模守重時の男左近將監長時なり、従五位下に進み叙留す、因て相模左近大夫と稱ふ、是年七月三日重時は關東に下り連判となり、長時上洛し六波羅北方に住す、時に時頼も左近大夫將監なり、明後建長元年六月相模守に任し、重時は陸奥守に遷る、爾後長時は陸奥左近大夫と稱へたらん、當時國名を苗字に稱へたる例となすべし）

薩摩國新田宮所司申、神主面破損下手人、阿多郡北方地頭鮫島刑部丞家高法師所徒（誤アラン）吉行間事、訴狀副具如此、〻事被下關東御教書之間、度〻令下知之處、逃去之由、令申之條、何樣事歟、尋搜在所、早速可令召直（タヤサ）其身之狀如件。

建長元年八月十一日　　左近將監在判（長時なり此時は陸奥左近大夫にかはれり）

守護代

執印文書に神人福萬が頭を打傷したるは阿多郡北方地頭行願なり、此に神主面破損とあるは八幡宮神體の像を破損したるにて、又別一事なるべし、國分寺文書に田地を濫妨とあり、執印文書に行願神領を刈取とある、又別一事なれども、皆阿多郡北方の騷ぎにて、中に國分寺神人云云の文もあり、かた〴〵行願と鮫島家高とは同類にて、新田八幡宮と國分寺とは同地に神領を有したれば、相係連したる事故とす。執權加判の連名に就て注意すべきことあり、執權時賴は從五位上左近將監なれど上に署名し、連判の重時は從四位上相模守にて叔父なれど下に署名せるは、鎌倉政所の席順にて、朝廷官位の位次に非ず、執權連判は長次官と見るべし。

鎌倉政府の時、東國は關東支配にて、西國は六波羅支配なり、(三河遠江を分界とし、東は鎌倉に大番を務む、此に支配を分つが如し、)西國も九州は太宰府の管にて、其六波羅と支配の分限は如何なる定めなるや詳ならず、又宰府にも少貳と鎭西奉行と雙び置たる分轄は、少貳は軍防にかゝり、奉行は貿易にかゝる事を主理にするに似たれど、奉行は大貳の代理に起りたれば、斯く明晰なる分ちはなきに似たり。 前に擧たるは關東六波羅守護の系統にかゝる文書なり、國分文書中に鮫島は宰府に訴へて六波羅との交涉になりたることを

言へり。按ずるに鎭西志に、建長七年頃年少貳資能施行於管內諸國文書、准鎌倉政所之下文、而書守護所下□載袖判並府官在判輩、所謂權少監惟宗朝臣、監代大中臣朝臣、監代平朝臣、監代源朝臣、監代橘朝臣、監代文屋、監代直、監代清原等也、不載實名とあり、蓋し當時の古文書の存ずるものに此く連名しあるにて、公式令に遵ひたる正式の連署なれど、通常は少貳も無論私狀體を用ゐたり。爰に又少貳の下知に起りて數國にわたり數十年に及びたる一事を類擧すべし。筑前博多の海岸に石壘を築きて蒙古を防禦したるは文永十一年蒙古初度の襲來敗還後、翌年高麗征伐と石垣築造との兩件を決し、少貳より沙汰したるに起る、肥前の深江氏文書に。

異國警固之間、要害石築地事、高麗發向輩之外、課于奉行、國中平均所致沙汰候也、今月二十日以前相具人夫、相向博多津、請取役所、可被致沙汰候、恐々。（消息なり）

建治二年三月十日　　少貳　在判（盛經と云）

深江村地頭殿　（高來郡温泉山角にあり）

是を初發とし、大隅國正八幡宮の調所家譜に、八月幕府御敎書諸御家人に其領地を算して館舍を筥崎に築き、功程を受ると段別各一寸づゝにて、守護代、大介、調所、稅所等遍く部下に觸るゝ由を述べて、調所より觸たる文書を載す、

小河院　上小河三十五丁　下小河二十五丁　上井二十五丁（以下畧ス）

右件石築地役、任ニ關東御敎書、幷少貳殿御施行之旨、以ニ八月中ニ可レ終ニ其功ニ之狀如レ件。

建治二年八月　日　調所藤原在判

書生藤原在判

總官大藏（隅カ）大介兼稅所藤原在判

守護代左兵衞尉藤原在判（島津兼賴と云）

初度の石壘は博多筥崎多々羅濱の間に築きし樣に思はるゝ、八月中に終功とは餘り迫促したる課程なり、錢納するとならん、次に薩摩の比志島文書に、

筥崎役所築地事、滿家院內比志島、西俣、河田、前田、以上四箇名分、伍丈壹尺肆寸被

勤仕畢、仍之狀如件。（満家院は薩摩日置郡にあり）

建治三年正月廿七日　　久時（島津大隅五郎）

比志島太郎殿

又弘安七年島津忠宗より與へたる、満家院内の比志島分、筥崎石築地五丈一尺四寸、最前勤仕の狀あり、弘安四年蒙古再襲來にて、要害築石の事又始まりたり、薩摩の執印文書、及び筑前の中村氏文書に、

新田宮政所注進、爲蒙古用心、筥崎小松□洲崎石築地用途支配、

合□勢萬六町二段廿中　　分錢七百十四文（以下略ス）

右任支配之旨、今月中に可被致其沙汰之狀如件

弘安九年十月　日　　執印貫首記（以下六名略ス）

執印散位惟宗在判

（中村文書なり）
長一丈四寸

異國警固、構多々良潟亂杙六本致用意、來月廿日以前、請取彼地、可被打候、仍執達如件。

弘安十年三月廿九日　　　淨惠　花押（少貳經資）

口裏ニ　博多石築免除狀（御外題なり）

當山料田石築地役事、賜御申狀候之間、令執申候之處、御外題如此候、令進覽之候、恐惶謹言。（消息なり）

弘安十年七月廿五日　　　守護代僧唯道在判

謹上　臺明寺衆徒御中

以下二通　比志島文書

石築地以上要害搆事、自關東度々雖被仰下、無沙汰云云、不日可終其功、於難澀所々者、可注申之旨、可被相觸薩摩國中候、仍執達如件。

正應六年四月廿一日　　越後守花押（兼時なり、三月七日六波羅北方を立て鎭西下向）

下野三郎左衞門尉殿（守護島津忠宗なり）

筥崎石築地以下要害搆事、今月廿一日越後守殿御敎書案如此、度々所相觸之、加佐三尺、幷裏芝、及破損事、來五月廿日以前可終功、若猶令違期者、可令注進、仍執達可件、

四月廿三日　　左衞門尉花押（島津忠宗）

薩摩國地頭御家人御中進申

右にて京都鎌倉の政令が六波羅、太宰府等より、守護、守護代、及び稅所、調所等を經て、各人各村に逮ぶ、次第の概略を見るべし。

以上の文案はみな官府體漢文のやゝ頽れたるものにして、當時の文書普通の文體なり、執印文書に今月中乚と宣命假名を用ゐ、後の比志島文書に加佐と眞假名を用う、第卅一節を參考すべし。此樣な文體の通用と成たれど、案文を作るには右筆、

筆者ありて代作し、常人は纔に假名書を認むる程にてありし、故に相對に授與する契約などは消息同樣に、假名文か、假名交りかに書たるもの少からず、政所より出したる文書には甚だ希なれば、見當るまゝに一通を擧ぐ、國分氏文書に、

ロに　極樂寺殿御教書

國分太郎左衛門尉さうさして、ひつしをあひくして、所㆑參㆓向㆒也、鏡宿よりそしめて、送夫參人けたいなく、さたをいたすへし、關渡無㆑煩可㆓勘㆒過之狀如㆑件。

寬元二年七月五日　　相模守御判

(六波羅在住の當時なり)

是は過書の樣なるものにて、道中の宿驛に示す劵狀なるに因て、誰人も讀易き樣に假名がきに作る法式にてあるべし、此他向下の文書は消息の外には假名交りは少し。向下の文書については略盡したれば、是より向上及び相對の文書を略述せん。

第卅八節　鎌倉時代向上、及び相對の文書。

公式令の公文式に、八省以下、內外ノ諸司、上ニ太政官及所管、並作レ解とありて、解を諸司の普通に用ゐる公文となせり。また上官より出すには、凡應レ爲レ解向レ上者、其上官向レ下、皆爲レ符とありて、向レ上を解とし、向レ下を符とする法なり。此外に牒と辭とあるは、內外、官人主典以上、緣レ事申ニ牒諸司ニとありて、主典以上は牒と稱す、辭は內外雜任以下申ニ牒諸司ニとありて、貴賤異稱にすぎず。總て上申の文書は解、牒、辭の三種あり。諸官相互に報答するは、內外諸司、非ニ相管隷ニ者皆爲レ移、……其僧綱與ニ諸司ニ相報答、亦准ニ此式ニ以レ移代レ牒とありて、局と局と相照會するを移とす、同し管下の局は牒辭を用ゐたり、故に事實に於ては牒は相對の文書なるを以て、解辭を符に對する向上の文書とし、牒移を相對の文書として可なり。

階級制は下級より積るゝものなり。公文式も政務の實權下移したる時代になりては、令條の定式を遵奉すればたゞ辭移の兩種を專用さるべし、伊豆ノ在廳北條四郎時政が幕府の執權となりたるに、應レ爲レ解向レ上者、其上官向レ下皆爲レ符の定式により、

諸國より向けたる解に對し、符を作りて沙汰をなすは僭越なり、辭移の報答をなせば威信を失ふ。此情實は早く藤原家政所の時よりありたらん、故に院政の比には符解牒辭移の階級は自然に廢れて、別に私狀の書樣に移たり。第九章卅三節に述たる如く、解を解狀と稱ふること、既に其比よりの習用語となれり、彼鹿島社大禰宜の解に對しては、關白家政所より符を作りて指令するに、雙方孰れも資格なきにはあらねど、解に對して符を下すことは、關白家には早くよりなくて專ら下文を用ゐる例となれり。解は必ずしも官位あるものゝ作る公文に限らず、貴賤おしなへて向上の文書を解と稱し、鎌倉時代初めまで公家寺社には猶行はれ、或は辭も作りたり。其書式は公文式の如く、前に某解　申某事と題し、其事云云以解と結びたるもあり、或は某謹言と題して、下に以解又は以辭と結びたるもあり、既に第九章卅二節に其例を擧おきたり、參看すべし。鎌倉時代の文書は思ひ〱の書樣となり、私狀時代の書式は公文式を以て律しかたし、爰に、其一二例を擧ん、薩摩の永利氏文書に、

（別筆外題）

任先例可爲地頭職狀如件、

右衞門尉中原〆

入來院辨濟使別當伴信房解　申請御莊政所ノ裁事。

請被殊任度度御下文、有賜重御外題、薩摩郡內山田村地頭ノ子細狀。

右謹撿案內、於信房者、雖貧奬不堪之身、勵微力隨堪令進上任料於京都、山田村幷車內ノ可爲地頭、雖罷預御下文、至于車內者、依爲當時ノ御目代ノ沙汰不及力、於山田村者、無相違賜御外題、爲備永代證文、言上如件、以解。

久安三年二月九日　　伴信房上

御莊政所は關白家政所なり、久安は法性寺關白忠道の時なり。伴信房は辨濟使島津御莊別當にて、中國の目、大初位上の官、而も其代理人を御目代と敬稱する程の卑賤の身分なるに、亦解を作て關白家へ差出したり、解は上下に通して用うるものとす。結尾に、言上とある、此言上てふ語は當時習用されて、言上、重言上と題し、解の字に替用するとになれり。鎌倉初めの解は同氏文書に、

（別筆外題）件村事、如申狀者尤有其謂、早任相傳道理、無違亂、宗久可令領知之狀所仰如件。（御莊政所別當連署の施行狀あれと此には略す）

右衞門尉藤原朝臣泓

源宗久解　申進申文事

請被殊蒙恩裁、且依重代相傳證文等理、且任代代知行實、御裁許、島津御莊領薩州方薩摩郡內山田村名頭職、子細愁狀、

副進　調渡證文等

右謹按案內、彼村者是宗久妻女之先祖相傳所領地也、而高祖父信房奉行之時、爲薩州住人忠景企謀叛、一國總領之時、暫程押領許歟、而以彼非例、稱兼宗莊方辨濟使職、彼所押領之程、越中前司莊務之時、爲曾祖父信明令上件子細言上之日、任文書之道理、如本蒙裁判、領掌顯然也。隨又宗久妻女之父故種信相繼領掌畢、而種信死去之後、無妨領地之程、莊國課役難堪之故、代官眞清逃脫之尅、爲辨濟使友久等、寄事於左右令押領、此五六箇年之間中絕許也、望請恩裁、任重代相傳讓狀理、停止友久之自由押領、蒙御裁判、如本領掌、爲莊國之公役勤仕、子細言上如件、以解。

建保五年八月　日　　源　宗久　上

（右田地は三姓に相傳したり、元は前解の辨濟使島津御莊別當伴信房先祖相傳の所領にて、久安三年より建保五年まで七十二歳を經る、是を高祖父とす、其子島津御莊別當散位伴信明の言上は壽永比にて、嫡女に田畠を譲りて大藏種章に嫁し、種信を生む、是を祖母とす、種信又其女に田畠を譲りて源宗久に嫁す、即ち妻女の父なり、壽永より建保五年迄三十餘年なれば、宗久の妻はまだ廿歳に及ばず、婚嫁の始めなるべし）

二通共に島津御莊の政所、即ち關白家に申請したる解にて、外題に判したるは其政所の別當なるべし。室町氏の初めまでに、所職、所務と稱する田地は、早く譜代世襲となり、領主任意の譲狀を以て男女を問ず相傳したるは、公家武家おしなべての習法なり、故に領家地頭（或は守護分も）各姓に轉傳するは毎にあることなり。たとへば中原親能の鎭西守護（奉行とも）、香椎權大司職を養子の大友能直に傳へ、大友氏に四樣の系統あるなど、系圖上にては紛らはしけれど、領地相傳上よりは、此伴氏の田地が大藏氏を經て源氏に歸し、高祖曾祖及び父と記されたると同樣なり。薩州住人忠景は前章に述たる（九章卅五節）源爲朝を聟としたる阿多薩摩權守平忠景にて、其子孫を川邊、穎娃、阿多、谷山の諸氏とす、島津氏以前は薩摩隨一の豪族にて、南島硫球まで押領し、其續きにて島津氏は近代まで相傳したり、忠景が薩隅を專斷したる騒動は、久

安より壽永に及び、鎌倉の初まで混雜なりき、此は其事の證據物となるものなり。

右は正式の解なり、前に書たる外題は判決にて今の指令の如し、奉書に袖判をなす同し位地に書きたり、此判押華は承認に後の確證となる。又一方に此解を判許したる施行狀を下すことあり、後の宗久が解には其施行狀あれど此には擧ず。鎌倉代にも解牒辭移並行はるれど、大抵寺社と領家との報答なり、武家に用ゐたる例は少し、前に備論したる如く、公家即ち朝廷及び領家、には先例の舊式を存すれど、公武の間は既に私狀時代に移りて、昔の階級制は廢れたり。

武家に用うる向上の文書は、消息體になりて種々の名稱あり、先づ請文といふものより說かん。請文の請は兩樣の意味に習用されたり、請は請謁にて乞求の義なり、上聲或は去聲、に呼ぶ、向上の請願書を請文といふは紛れなき用字なれど、又受の義にも用う、今に請取或は御請と書が如し、この時は平聲淸音、に呼ぶ、蓋し官府語の習用によりての轉訛なるべし。國語にてはこひを乞求るにもいひ、又戀情にもいふ、古語には誓をうけひといひ、神に乞ふをばうけといふにより、請をうけにも用ゐ來り、こひもうけも同し意義となり、和漢共に紛はしき語なり。起請といふは專らうけひ

の義として、神に誓ひ請に用うれど、古は上へ請願するにも起請と書たり、元は隋唐の官府語なるべし。後世には起請文といへば神佛への請願に用ゐ、請文といへば長上に請願するに用う、徒然草に起請文といふとは法曹には其沙汰なし、古への聖代すべて起請文にて行はるゝ政はなきを、近代此事流布したるなりといひたれど、上古は前のうけひにて大事を定め、佛法行はれてより起請にて言を確むことになれり、政事に無てならぬとなり。爰に鎌倉初めの起請文及び請文を擧例せん、河内國金剛寺文書に、

謹避進

河内國錦部郡金剛寺御庄天野谷地頭并下司職事

右於件天野之地頭并下司職者、依前右大將殿御氣色、謹所避進之狀、如件。

建久六年六月　日

源義兼在判

謹請起請祭文事

右件起請祭文之意趣者非他事、天野之故也、但於件地頭并下司職者、依前右大將

殿御氣色、令進上避文候畢、若乍令進上避文候、至後代欲致妨候者、
八幡大菩薩、幷王子眷屬、可令御知見給之狀、謹所請起請祭文如右、敬白。

建久六年六月十四日　源義兼在判

天野谷事、石川判官代義兼去文、幷起請召進之、此後若致濫妨候者、可被仰遣關東
候也、謹言。

六月十五日　在御名（頼朝）

唐橋中納言殿

前のを避狀と云、頼朝の請文には去文と書せり、去狀ともいふべし、次のを起請文とす、誓詞なり、此には起請祭文と書たれど、普通には起請文と書くなり、後のを請文とす、請文は消息體を常式とす。前節に載たる報恩院文書の第一條に、載起請詞可注申と土佐廣義に仰下さるとある、即ち訴答に起請の誓詞を宣べて僞なきを表する法にて、徒然草の謂ゆる起請の政なり。起請文の例は種々にあれど猶こゝに島

津家文書より一通を擧ぐ。

敬白　天判起請文事

奉為　本所不可有不忠條々事。

一　於庄務事者、為先公事、不可有私事

一　奉為領家抽忠節、不可同心地頭儀事

一　領家御事、於萬事不存疎略、可相計公平事

一　乍帶御下文、致不忠之時者、可被召所職事

一　御年貢幷御公事等、不可有懈怠事

一　奉違背領家、寄事於御家人、不可訴申關東事

右於日置庄下司職者、弘純為相傳之所帶處、帶收納使之私補狀之上、弘純致不忠之由、有純掠申之間、旁依相貽御不審、雖奉被改易所職候、捧相傳之證文、不誤之由依陳申、如元還補當職候上者、以前全以無不忠之儀、又向後事、一切不可存不忠腹黒之儀候。若如此乍令申候、上件條々事、偽申上候者、　奉始上梵王帝

釋、王城鎮守八幡大菩薩、賀茂下上等、十八大明神、祇園、北野等、春日、稻荷、住吉、山王七社、王子眷屬、殊ニ日本第一大靈熊野三所權現、惣日本六十餘州大小神祇神罰冥罰可レ蒙二平弘純之身中八萬四千毛穴一候、仍所二申請一起請文狀如レ右。

建治三年七月　　平弘純

右は所帶地の事につき領家に對したる宣誓文にて、事體頗る重大なるものなり。又細故にて不審を霽すため、然も下﨟より起請を出したる事もあり、左に大和國の尊勝院文書一通を擧ぐ。

天判起請文事

敬白

右事、元者、去比京上酒を奪盜取、令二飲用一之輩在レ之云云、如二風聞一者、返々不當也、然而誰人コソ取タリト云事承不レ及、又不レ見不レ知不レ令二飲用一候也、若此申上候事無實候者、

奉レ始

大佛八幡、春日權現神罰冥罰ヲ、各身中可レ罷二蒙一狀如レ件。

弘安三年六月廿三日　敬白　若次郎花押
刀禰花押
一郎末守花押
五郎權守成近花押

前の頼朝の書面は石河義兼の避狀に添書の如きものにて、公文式にては牒若くは移を用ゐる場合なり。高野山文書に北條時政の請文あり、是も亦然り、

於兵粮米者、國圖幷抄帳、所令省免之、以神社佛寺外之餘所、雖令宛下候、旁御祈禱依爲殊勝、所令奉免候也、此解狀之所々者、已不被注神社佛寺內云云、若乍知神社佛寺領之由令申候也、恐々謹言。
（文治元年）十二月十五日　平花押（北條時政）

此解狀云云とありて、高野山の解に添て此請文を贈りたるなり、頼朝の請文と同し

く年號を省き、全く消息體なり。漸後に下りての請文は大抵文の末を以二此旨一可レ有二御披露一候、恐々謹言、　年月日　某請文と書て裏判をなす、爰に鎌倉府末年の文例を擧げん、臺明寺文書に、

(口裏ニ)　守護代景綱請文

大隅國臺明寺衆徒等申、當國目代甲斐阿闍梨盛範致二狼藉一由事、去三月廿五日御敎書、幷御施行、謹令二領候畢。抑御敎衆等、今年正月廿八日企二夜討一、令レ刄二傷國衙公人六郎檢校以下數輩一之由、盛範依レ捧二訴狀一、去三月十九日被レ尋二下衆徒等一畢。隨而件刄傷事、具官加治木郡司入道譽所レ令二注申一候也、而如二彼副下候衆徒等解狀一者、盛範當年正月廿八日追二捕寺領山上村百姓住宅一、亂二入當寺一和尚榮範坊內一、與二恥辱於兒童一云云。若同篇候者、盛範既爲二訴人一、令レ申二子細一候之間、可レ令二參決一之由、先日相二觸衆徒等一候畢、可レ爲二何樣一候乎、以二此旨一可レ有二御披露一候、恐惶謹言。

文保元年五月七日　左衛門尉藤原景綱請文

(口裏ニ)上野前司（御請文）　文保元年　花押

大隅國臺明寺衆徒等申、當國目代盛範致二狼藉一由事、如二今年三月廿五日御敎書一者、可レ注二申子細一云云、仍致二沙汰一之處、守護代景綱令レ進二上請文一候、以二此旨一可レ有二御披露一候哉、恐惶謹言。

文保元年五月八日　　前上野介平時直請文（朱書）裏ニ花押アリ

御敎書を承たる答申にて、矢張り公文式の牒の場合なり、署名下に請文と書して裏判をなすは鎌倉以後の通式なり。守護代の原請文は、其文案は公文樣にして結尾を消息になしたり、當時の公文と消息とは差別をなし難し、只公文に對し私狀の稱を下し差別するのみ。

又請文に非ざる申狀にも此書式を用う、比志島文書に、

薩摩國御家人比志島孫太郎忠範、去五月三日就二關東早馬下着事一、令二騷動一之由、於二在國一雖レ承及候、遠國之上、折節所勞候之間、不レ馳二參于一今遲々仕候、所勞依二減少仕一候、令二參向仕一候、以二此旨一可レ有二御披露一候、恐惶謹言。

正應六年六月十三日　　源忠範（裏判アルカ）

（別筆）承了

是昔にては解を用ゐる場合なり、當時にては着到狀なり。着到狀は弘安蒙古の變に於る文書の存ずべし、未見當らず、鎭西志に、弘安三年九月十二日少貳經資在判牒、曰、異國警固石築地、袖濱内貳丈五尺、被築終之條承畢とある、此在判牒は某の提出したる狀に添て渡したる書面なるべし。島津家文書に異賊用心結番參否事、薩摩國守護代本性注進狀一巻如此、早尋問不參實否、於交名人等、可被執達面々請文也、仍執達如件。嘉元三年十一月十一日、上總介（北條實政）在判、河内六郎殿とある、此請文が著到狀に當る。龍造寺氏文書に、警固番役事、自今月一日同至于卅日、被勤仕畢、恐々謹言、弘安五年七月卅日、時定（北條遠江守）花押、龍造小三郎殿、此例の文書は此他の諸氏にも多く存ずれど、承判したるものなし。

起請文の請は請願の意味にて、せうと訓む、請文はうけひの轉じてうけとなりたるうけ文にて、又請書もあり、起を省きたるせう文にはあらず、鎌倉時代の請願文、若しくは訴訟文は言上書に多し。

言上書は鎌倉府の初めより重要の文書多し、其二三例を擧げん。吾妻鏡及び玉葉に載たる賴朝の言上書は、

言上

事由

右言上日來之次第候者、定子細事長候歟、但平家奉背君、旁奉結遺恨、偏企濫吹候、世以無隱候、今始不能言上候、而賴朝爲伊豆國流人、雖不蒙指御定、忽廻籌策、可追討御敵之由、令結構候之間、御運令然之上、勳功不空、始終令討平候、伏敵於誅、奉君於世、日來之本意相叶、公私依悅思給候、先不待平家追討之左右、爲停近國十一箇國武士之狼藉、差上二人使者久經國平候、猶私下知依有恐、一々賜院宣可成敗之由、仰含候畢、仍彼國狼藉、大畧令沙汰鎭候之後、依別仰重又件使者男被下遣鎭西四國候、已賜院宣、令進發候畢、如此之間、種直、隆直、種遠、秀遠之所領者、依爲沒官之所、任先例可置沙汰人職之由、雖令存候、且先乍申事由、尙輙于今不成敗候、何况自餘之所不及成敗候、如近國沙汰任院宣可鎭旁狼藉之由、兼令存知候之處、不審之次第出來候て、以義經補九國之地頭、以行家被補四國之地頭候之間、前後之間、事

與心相違、彼輩各相憑其柄、巧非分之謀、令下向之刻、雖無指寄攻之敵、天譴難遁、乘船解纜之時、入海浮浪、郎從眷屬、即時令滅亡候之條、誠非人力之所及、已是神明之御計也。而彼兩人其身未出來、晦跡逐電、旁分手令尋求候之間、國々莊々門々戶々山々寺々、定狼藉之事等候歟、召取候之後、何不相鎮候哉、但於今者、諸國莊園、平均可尋沙汰地頭職候也、其故者、是全非思身之利潤候、土民或含梟惡之意、値遇謀反之輩候、或就脇々之武士、寄事於左右、動現奇怪候歟、不致其用意候者、向後定無四度計候歟、然者雖伊豫國候、不論莊公、可成敗地頭之輩候也。但其後先例有限正稅以下、國役本家雜事、若致對捍、若致懈怠候者、殊加誡無其妨、任法可被致沙汰候也、兼可令御心得此旨給候。兼又當時可被仰下候事、愚意之所及、乍恐注折紙、謹以進上之、一通院奏料折紙、令付帥中納言卿候畢。今度、天下草創也、尤可被究行淵源候、殊可令申沙汰給也、天之所令奉與也、全不及御案候、以此旨可令洩申右大臣殿給之狀、謹言上如件。

文治元年十二月六日　　頼朝 花押

謹上　右中將殿（別當光長ナリ）

(折紙(をりかみ)は可有御沙汰事と題し、其箇條書なり、此には畧す)

此は家別當の執次を以て右大臣月輪兼實公へ披露を乞ふ文面なるを以て、敬意を寓したる消息樣の認め方なり、故に昔しの官府體漢文の解に比すれば國語の調(謂ゆる倭習)多し。院政時代の向上文書は總て此傾きありて、自然と言文一致になり行けり。習用語を摘出すれば、濫吹は支那の古へ戰國(七雄分爭を云)の時齊王は竽を好まぬに、其門に竽を吹て仕を求めたる人ある譬に出たる熟語なれど、此時代には只濫りに論議を申立るを濫吹といへり。結構は家屋の組立の美よりして、事の組織を好くするに用ゐ、終には善美なるをけつかうといふ樣になれり。職之由は前にも出たり、漢文の成語にて此比の習用となれり。出來(今は「しゆつたい」と呼ふ)、逐電(ちくてん)分手(手を分け)脇々(わき/\)無四度計(しどけ無く)の萬葉假名、又は指寄攻 相憑其柄(權柄の柄)、巧非分之謀 御計(御はからひ)の類、みな官府語には非す、通用語を漢字に當塡(アテハメ)たる萬葉假名と見るべし、官府文體の和漢に同源異流をなしたるは職之由る、折紙の事は後に辨ずる序あるべし。

言上書の略式なるのは臺明寺文書に、

當國臺明寺衆徒等申、爲在廳篤秀以下輩被致狼藉之間事訴狀、別具書 謹進上候、子細見狀候哉、可有洩御奏聞候歟、仍言上如件、

（建仁の比なり）
二月七日　　大隅守中原師顯上

是は別具書の添言上にて、請文に似たるものなり。言上書に其書類案文を添え、或は折紙に條件目錄を注記して添るは常の事なり、其普通の文例は豐後國志賀氏文書を左に擧ぐ、

（豐後國直入郡）
大野庄志賀半村南方內近地名地頭僧禪季言上（謹言上と書するを通例とす）
欲早停止志賀太郎泰朝半村總領催促、預總領守護所御催、令勤仕異國用心已下所役、子細事。

副進一通　守護所御下知狀案

件名地頭職者、爲風早禪尼（志賀能郷の妣）御計、割分彼半村內、禪秀所相傳也、爰於大番以下田卒所課者、守泰朝支配、令勤仕事、不及子細、至異國防禦重事者、眞宛禪季之身、預總領

守護所御催、欲レ令二勤仕一其故者忠失之次第、兼雖レ難二存知一若致二分限大功一之時者、且預二關東御注進一且爲レ顯二其名於御引付一也、禪季在京之跡、尫弱之代官屬二泰朝一可レ被レ止二總領守護所各別御催一之由、出二乞察狀一歟、此□禪季一切不レ存知一也、至二于異國用心事一預二總領守護所御催一爲レ抽二忠功一粗言上如レ件

建治二年閏三月十五日　　僧禪季在判

是は請願文なり。總領は志賀一族の領地を總領したる家をいふ、古への氏長の如し、大抵本家なり、或は時の都合により一族の有勢なる者に定むるもあり、因て本家と謂ずして總領といふ。總領守護所は本地の守護所にて、即ち豐後守護を謂ふ、僧禪季は志賀能鄕の母より割分を讓受け、貫籍は他國（同國にても別守護支配）の守護下に在るにより、總領志賀の守護より直催促を受たしと言なり。此言上については、必ず總領志賀泰朝の方へ沙汰あり、泰朝より請文を出すか、又は言上書を提出して陳辨すべき事柄なり。課役は總領の支配を受けながら、顯名抽忠を理由として、國防のみ守護の直觸とならんとするは法理に於て紛はしく、後日の縺れを生ずる事とす。言上書は此の如き事由を含むを以て、多く訴訟の性質あり、陳請したる旨趣を勘審し、

公の成敗を判して下知狀に結落するなり。
軍忠狀も言上書なり、承判を受置き、奉行所の注進を經て、恩賞の證據となす、若し賞に漏ても言上書を呈出す、南北朝時代には軍忠狀甚た多し、此には弘安元寇のもの二種を擧く、豐後國都甲氏文書に、

豐後國御家人都甲左衞門五郎大神惟親法師法名寂妙謹言上。（前後に承判あるべし）
欲早任傍例、預御注進、蒙抽賞、去弘安四年七月七日肥前鷹島蒙古事
右蒙古凶徒、著岸肥前國鷹島之間、馳向當國星鹿、彼七日巳時寂妙渡當島、於東濱致合戰忠、寂妙子息四郎惟遠令分取畢、其上郎從三郎二郎重遠被疵、旗差下人一人彌六來守被疵畢、此等之次第、同國志手筑後房圓範、上總三郎入道實名不知所令見知也、早預御注進、爲蒙抽賞、恐々言上如件。
弘安九年三月　日
沙彌寂妙花押

注進は此等の軍功を檢察し、折紙に注記して鎌倉に進呈し、抽賞の沙汰を伺ふを

いふ、注進の字は此意味よりして總て報告をいふ語と成たり。又軍忠を立て抽賞に漏れたる時に提出したる言上書は、肥前國武雄社文書に、

肥前國御家人黑尾社大宮司藤原資門謹言上

欲早且依合戰忠節且任傍例預勳功賞者、弘安四年異賊合戰事。

右異賊襲來之時、於千崎島乘移于賊船、資門乍被疵、生虜一人、分取一人畢、將又攻上鷹島棟原、致合戰忠之刻、生虜二人畢、此等子細、於鎭西談議所被致其沙汰、相穿證人等、被注進之處、相漏平均恩賞之條、愁吟之至、何事如之哉。且如傍例者、致越訴之輩、面々蒙其賞畢、且資門自身被疵之條、宰府注進分明也、爭可相漏平均恩賞哉。如承及者、防戰警固之輩、皆以蒙軍賞畢、何自身手負資門、不預忠賞、空送年月之條、尤可有御哀憐哉、所詮於所所戰場、或自身被疵、或分取生虜之條、證人申狀、幷宰府注進分明上者、依合戰忠節、任傍例、欲預平均恩賞、仍恐々言上如件。

永仁四年八月　日

（裏判あるか）

言上の末に雙方の陳辨を重ねて、裁判の下知狀に結落すると多し、此に鎌倉の末に筑後國の梅津氏文書重言上を擧ぐ、

筑後國三潴御庄師子勾當政所敬心重言上。（○内の數字を傍標するは次の訴答の條ヶ條）

爲強盜人藥師房不顧夜討所見、成當職競望、捧贓物證文、難遁罪科子細事。

副進一卷　讓狀次第證文等、在目錄、

右藥師房謀陳、雖多枝葉、取要段々、藥師俤讃岐講師他界之後、年紀四十餘回之間、自美麗房之時、迄于敬心、不申一言子細處、今年始而申之條、非御沙汰之限云云、此條尫弱之了見也、㈠不知夜討實正之程者、以浮言爭可申怠言、既贓物顯然也、今付于證據申子細事、盍依年紀遠近哉。㈡爲強盜被討害、祖父資財已下證文等、悉被搜取畢、此等次第、有御尋宿老人々、當社大祝、一和尙三位法橋御房、藤吉順智御房、幷岩松入道、恒里田所入道、右三郎丸入道等之日、不可有其隱事、㈢當職相論之今、無爲方捧日來隱密證文之條、好而彰身上之咎畢、此併敬心多年積念之故也。次美麗房藥師爲養子令讓與畢、云當御庄、云鰺坂御庄、化次第證文手繼狀等藥師法師參?預度々御下

知之間、無爲方之餘、構不及條、更非御許容之限、證文等備于右之上者、不可有御疑胎云云、此條美麗房讃岐講師㈣爲一子、所職相繼之條、勿論也、㈤仍以一族敬心爲養子、正應五年十二月四日、所帶所職等讓與敬心畢、而藥師爲養子分讓與者、先年正應二年五月十五日所見也、㈥縱藥師所進之狀、雖爲實書、於父祖之讓者、以後日爲龜鑑、況哉構出謀書之上、養子之號、且藥師他人也、敬心親類也、付格付恰、藥師難令當職競望、㈦藥師所進贓物證文者、敬心得分文書、三豬鯵坂兩庄所見也、然者去嘉元三年正月廿七日、鯵坂若宮田樂政所職事、相論之時、敬心既預御下知之時、㈧藥師實云美麗狀云代々御下知、不帶持之間、令閉口、不申一言之子細、依敬心賜總御地頭御下知畢、㈨藥師奸謀之餘、語一方地頭、雖令經迴、自本非分競望之間、一方地頭、不被敍用、然者(十一)三豬庄師子勾當職事、敬心預兩度御下知之間、藥師無爲方餘、捧日來盜犯隱密文證之條、偏神慮御計也、次先年強盜時、文證紛失事、近隣可被相尋之由申之處、胸臆荒涼申狀、非御沙汰之限云云、此條、㈩強盜之時、所持文證已下、爲盜人被捜取否事、雖有御尋、藥師無誤者、謹不實子細可陳申處、強可何痛□哉、爰似夜討實正事、彌令露顯乎、且可足高察也、次(十二)敬心庄家敵對、非不當事、此條御下知、御施行、及兩度以

上者、爲二枝葉一之間、不レ能二重言一所詮夜討之曲事、贓物顯然之上者、不日被レ召二捕之一、爲レ加二糾問一重言上如レ件。

文保二年八月　日

（無名判は裏判あるべし）

右は重言上なれば、最初に言上書を出し、相手より其答を言上し、之を承て又此狀を再進したるなり、此の如く雙方より陳辨するは、自ら訴答文をなす、別に訴狀と題したるものは見當らず。是に對して又藥師房の重言上書あり、左に擧く、

右ハ前言上ノ文
左ハ假名ツヾク

（端キレ一行程ナシ）

賊物顯然之今、申子細事、盡依年紀遠近哉㊀、此條敬心當職競望之志雖懇切、云文書、云理非、雲泥懸隔間、無爲方之餘、申付堅固不實於藥師之條、奸曲至極、何事加之哉、讚岐講師所職次第證文等者、嫡子美麗房令相傳之、一期之間、致□相違、敬心又不及一言訴訟、送四十餘年之旨、披陳言上之處、敬心不能一言陳答、承伏之上者、不可遁不實之罪科、是一次同狀云、爲强盜被討害、祖父資財已下證文、悉被搜取畢、此等次第有御尋宿老人〻、當社大祝、一和尚三位法橋御房、藤吉順智御房、幷岩松入道、恒里田所入道、三郎丸入道等之日、不可有其隱云々、㊁此條敬心令案謀計、殊以令露顯畢、其故者、讚岐講師被討强盜之時、誠被討取證文等之條爲實證者、即尤申子細於御庄家□直所、且可被經盜犯之御沙汰、且亦可預御證判之處、自元爲不實之間不申子細、既經年紀四十餘年之後、今敬心無爲方之餘、廻種々謀案、今年始立申非據證文之條、爲眼前奸曲之上者、□不可有證人御沙汰者哉、隨而所立申證人者、當社大祝殿、高良王子阿志岐社大宮司上荒木御一門也、皆以敬心主君也、一和尚三位法橋御房者、御子息少人高良山學頭御房仁有御登山之間、佛敵方〔　〕引級御事也、藤吉順智御房事、藤吉殿祗候人也、敬心藤吉殿〔　〕也、其上順智御房者竹井七

郎兵衞殿當村仁御入部之時、始而夫〔　〕條無庄家其隱之處、四十餘年之盜犯事、以枝葉之後、□立申證人之條、敬心令案秘計之段、彌令露顯畢、次岩松入道、是又爲同御殿人之間、不足御信用、恒里田所入道事、敬心俗家之時烏帽子親也、三郎丸入道嫡孫者、敬心當時養育之上者、一體之條勿論也、凡件證人等、或敬心主□緣者、或親子養育、芳契不淺人々也、旁以非御信用之限者也、是二　次同狀云當職相論之今、無爲方捧日來隱密證文之條、彰身上之咎畢㊂云々、此條如載于先陳、藥師所職證文等、讚岐講師嫡子美麗相傳之間、自美麗之手藥師相傳之、以彼御下知證文等、忝及上覽、度々預安堵御下知之上者、盍捧日來隱密證文、彰身上之咎之由可申之哉、前後相違申狀、還而敬心招身上之咎者哉、如今自稱、所彰多年積念之謀案歟、是三　次同狀云美麗房、讚岐講師爲一子、所職相承之條勿論也㊃云々、此條藥師自美麗之手、令相傳之、預度々御下知之間、敬心奸訴事、非御沙汰之限之旨、披陳言上畢、隨而美麗所□相承之段、以藥師所帶證文等、既悉承伏之上者、敬心之罪科不可遁避、是四　次同狀云以敬心爲養子、正應五年十二月四日、所帶所職等讓與敬心畢㊄云々、此條無跡形虛誕也、其故者誠帶彼讓者、先々御沙汰之時、尤令出帶之、所掠給御下知仁、可被載

其由緒之處、敢以不被載之、而今無爲方之餘、稱正應五年十二月四日美麗讓、構出三通謀書畢、仍彼一通狀云、ゆりをわさす、とへわられうし、きや□うえんか、ミりまのミりれのやしき此事、件やしきれきやうしんろせへ所のやしきは、要、自餘畧之、正應五年十二月四日、ミりまのひれい房云々、宛所得已房、右狀者敬心、日下位所美麗也、今訴狀之始字敬心、是則爲眼前謀書之間、迷是非如此、云儀理云文章、令參差事、仍爲謀書之條、顯然之上者、敬心之重科、爭可回踵哉。是五次同狀云、藥師所進之狀、雖爲實書、於父祖之讓者、以後日爲龜鑑、況哉構出謀書(六)云々、此條讓與□相論之時、被糺明先判後判之眞僞者、爲定法歟、藥師法師者、稟美麗讓、預度々御下知畢、敬心者自元不得讓之間、如令申之段、敬心不帶持一紙證文之□、令□々御沙汰之時、不出帶之、隨而所掠給領家御下知仁、不載其由緒、今無爲方之餘、構出謀書之條、顯然之上者、先日後日分非□揚之陰□謀書之山事、是又藥師所帶御下知證文等者、先々既備上覽、預度々御下知之條分明也。仍敬心謀書狀云、取要右件まんところ牧やくしいうにゆりり□とれい□こやしなえんと申やう所へ申てゆりる云云、然者藥師帶美麗之讓之旨、載之承伏畢、旁以藥師所帶證文、爲龜鑑之條顯然也、

凡敬心爲遁自身之謀書、如此掠申歟、尤可有御炳識者也。是六 次同狀云、藥師所進證文者、敬心得分文書、三潴鯵坂兩庄所見也、云々、㈦此條如載于先段、任次第證文之道理、藥師預度々御下知之上者、更不可依敬心荒言之間、不能重言。是七 次同狀云、嘉元三年正月廿七日、鯵坂若宮田樂政所職事、相論之時、藥師云美麗讓狀、云代々御下知、不帶持云々、㈧此條敬心載一々承伏詞、自問自答之上者、雖可足高察、敬心不顧身上重科、一旦致非分訴訟之間、被召決兩方之日、任代々御下知讓狀之旨、度々預裁斷御下知之條炳焉之處、非加難之條、非顯自身之奸曲者哉、次敬心備進嘉元三年正月廿七日御下知事、雖多不審、所詮爲彼弄破之御下知上者、不能重言。是八 次同狀云、奸謀之餘、語一方地頭、雖令經回、一方地頭不被叙用云々、㈨此條眼前虛說也、自元總地頭一方之外不坐之間、於彼御前、被召決兩方、究淵底、任御下知證文等之道理、預裁斷及重言。次神慮御計之由事、敬心奸謀一々令露顯者、佛神御計也、神不禀非例坐故也。是九 次同狀云、所持文證已下、爲盜人被搜取否事、㈩雖有御尋、斷御下知畢、而敬心任雅意、奉語一方地頭之由、載于謀狀令申條、過言之重科、爭可有遁避哉。是十 次同狀云、三潴莊師子勾當職事、敬心預兩度御下知之間、無爲方餘、捧日來盜犯隱密

文證之條、神慮御計也(十一)云云、此條敬心不帶一紙證文、一旦雖成非分競望、藥師捧領家度々御下知以下、手繼證文等、依申彼子細、預裁斷御下知之上者、不(脱アラン)藥師無誤者、不實子細、謹可陳申之處、何能可痛申哉(十一)云云、此條自元藥師法師無誤之間、一切不痛存、隨而敬心奸訴之次第、先陳畢、就之不可痛申之山、敬心承伏之上者、非御沙汰之限、早可被行不實之罪科者也。是一十　次同狀云、敬心庄家敵對非不當事、御下知、御施行、及兩度上者、不能重言上(十二)云云、此條敬心既御庄□陳承服畢、雖然敵對之次第花山□殿御代官圓忍御房庄務之時、奉對于御□被追放御庄內畢、其後被補高良社田樂□不顧日來積惡、恣擬奪取藥師重代相傳之所職等之、□□有哉。如此之子細、當預所御代末被開召之間、任雅意奉掠、無決之上者、尤可被處重科哉、是二十　凡敬心謀訴之趣、雖多子細、依爲枝葉、不敢重言。所詮敬心者、以胸臆之浮言訴之、藥師者、領家代々御下知以下、手繼證文等陳之、難被對揚之上者、早被弃彼謀訴、全敬心者、爲被行重科、粗重披陳言上如件。

文保貳年九月　日

(判なきは裏判)

種々の文例を擧るには務めて簡短の文書を擇みたれど、少しは當時の文案を其序に熟誦しおくも益あらんと、まゝ長文を雜擧せり。就中鎌倉時代の文書は、北條時頼の比より漸次に長篇となり、入組たる訴訟多く、遂に數十年を經過して益〻纏れたる訴訟となり、高時の滅亡と成行きたり。故に當時の文書を撰み、類次して之を研究しなば、史實を知るに大なる裨益を得て、且興味あるべし。此文は編中に於て第一の長文なるべし、且鎌倉最後のものにて、普通領地の諍論なる中に、亦他に異なる事實を伏在するを以て特にこれを選擇したり、其故を略述しおくべし。

梅津氏は元は山城人なるべし、鎌倉以前より筑後國三瀦郡夜明村に領地を有し、今にも住居する舊家にて、頼朝以下の古文書七十八通を藏す、余先年巡回の時に借入れて修史局に寫取したれど、此は筑後歷世文書より轉寫したるを以て誤脱もあるべし。夜明村は三瀦莊にあり、附近の宮本村の玉垂宮に藏する、建德元年菊池武安再興の繪緣起は日本に數ある古畫なり、鰺坂は御井郡にあり、今は味坂村といひ若宮社あり。さて此文書に據れば、鎌倉以前に攝關家より高良社田樂獅子の料所として三瀦鰺坂二莊を寄附され、因て三瀦莊に田樂政所を設け、鰺坂莊に獅子政所

を設けて、盛んに神事能を興行したる跡とす。　文中の讃岐講師、及び美麗房は、其田樂獅子の樂頭(今の大夫)にて、敬心は後に高良社の田樂法師となり、此訴を起したれど、遂に藥師房の勝訴となり、書類を下渡され、是が梅津氏の祖にして、子孫繼續し、久留米藩まで猿樂師にて現存せり。　兩筑肥前の猿樂師は美麗と稱じ、梅津氏なり、近代に至り技藝は痛く衰頽したれど、處々古社の神事能は其處の美麗より勤むるを嘉例となし、今にも猶存在するべし。　されど其由緒を知ものなかりしに、此文書を發見し、其由來の美麗房に起るを知れり、敬心日下位所美麗の句は(少し讀兼れど)其時より美麗房の徒は某美麗と名乘と見え、其技藝の巧美なるに因て得たる名稱と思はるゝ。抑猿樂は隼人の風俗歌舞に起り、散更(さるがう)の變化が田樂となり、田樂の間(あひ)の能より新猿樂は起れりといふ。　されど田樂は庭上の立藝なり、猿樂は舞臺の藝なれは、根柢より同しからずといひ、其說決せす。　然るに此梅津氏の由緒の如くなれば、田樂獅子舞法師が猿樂師となり、神事能の樂頭を勤めたる證例にして、田樂(足利代まで行はる)の變して猿樂となるを謂なしと謂べからず。　且小松帝の仙洞御所にて梅若の猿樂師御覽ありしを猿樂天覽の始めとす、梅若も京師梅津氏の裔にて、其比までは一座の猿

樂師なりしに、後衰へて觀世座に附屬したりと、是も亦田樂獅子舞法師の猿樂師となりたるにてあるべし。此文書に據れば讃岐講師は美麗房の藝に堪能なるに因て兩莊の職を讓り、美麗を一座の苗字となし、美麗房はこれを他人の樂師法師に讓れり、藝道の家名は藝の優れたる者に相續させ、血統を主とせざる法を採たるなり。故に親族の敬心は、高良社の田樂師だけを相續したれど、他人より本政所の職を乘取れたるを無念に思ひ、大祝大和倚等に賴み、其後楯を以て此訴訟を起し、隨分危險なる企ても行はれたると思はるゝ。此兩通の文書は他に類罕なる日本風俗歌舞の美術に關係あるを以て、特にこれを擇選しおく。

凡そ著到狀注進狀等には請文を用ゐ、軍忠狀其他事體の重き申狀訴文等には言上書を用う。又訴訟の末に雙方解合て契約書を取換すを和與狀といふ、和與狀は相對の報答にて其類種々あり、此に二三種を擧ん、大隅國肝付氏文書に。

肝付郡辨濟使職事

右件所職者、阿佛之先祖相傳之地也、然間任親父故阿佛讓狀、東方兼弘所讓得之

領地分、於自今以後者、雖一塵至于子々孫々、不可致違亂之、但自宇都伊下仁、水田壹町止、本所當米、幷万雜公事付進兼石乎、其外於臨時課役者可聽之、如此令和與後者、兼石同子息孫與兼弘同子孫、相互不可有遺恨不審黑害心、於背此儀人者、不可有子々孫々之儀、若此條々僞申候者、上者梵天帝釋四大天王、殊日本鎭守天照大神、八幡大菩薩、當郡鎭守、四十九所大明神、總六十餘州佛菩薩、大小神祇、冥道御罰ヲ可罷蒙、仍和與狀如件。

弘安六月十一月十七日　　伴兼石花押

嫡子兼藤花押

右は起請を添たる和與狀を與へたる例なり。又雙方の和與狀を取換したる例は、比志島氏文書に。

和与

さりまのくにみついへのゐん、ひしゝまのはう太郎たゝれりと、河田うへも

の太郎とかさいちよ、みなもとのうちの女と、さうろんの、河田みやうの
うちかきもといちやう、ならひにそのいしよの事。
右たかのゝ事によて、さうろんをいたしそちんにつかうといへとも、和与のき
をもてさたをやめ、かのたそのはこう安八年四月廿九日たうくりんのゆつり
状にまかせて、きやうこうたゝのり、いかんけいあるへからさるよし、和与
せしむ、かつは御くうしにいたてれ、河田みやうのうち、てんひんさにうへは、か
のみやうあいくわへて、きんしすへきよしをなし候ちゝやうせしめ、和与状を
いたさるゝうへれ、しこんいこ、たかいにいろんあるへからざるものなり、よて
爲後和与状如件。

正和二年十一月廿一日　　みなもとの氏女代義

かわたのみやう、筷むまてへ田ゐん、及かきもとの田やしき以下、當ゐんそうち
とう、またさいつよしとうしやうふさにのしゝ内てんちらの事、さうろんをい
たし、そろんにつかうといへとも、和与のきをもてさたをやめ候、わよ状をしか

へ候う、これによてせに貳拾五貫文、明年正月中に給候べきよしの御狀有給はぬ、而のやか、せいあのあま御せんのすこの米、いちはいふん拾四石四斗余られす候によて、うたへ申され候へとも、かの和与のうちにあんして、さたをやめられ候ぬ、たゝしもしこのてう〳〵、わよちゝやうの中に、御けち致なされ候ハすらんいせんに、一事たりといふとも、わよちゝやうのへんをやふて、忠範いき申候ハゝ、かのけいやくのよう、とろれ御わきまへあるへからす候、又御さた候をもいちはいをもて、かへしまいらせ候へとも、又すこの米も、ゝとふみにまかせて、一せいのふん笶候へく候、かくのとく、ちゝやうしなから、和よのへんをへんかいのきを而んし、やう（しか）きの内によりとり御さた候ハんをかけとらす候て、いきを申候ハゝ、御きちにしさい致申ましく候、又やく而くの日きんすき候ハゝ、御きちありて候とも、やふるいわれをもて、ほん而のあつとまかせ、さたあるへく候あひた、かの御下ちはめしろへすへく候也、よて為後日之狀如件。

正和二年十一月廿八日

源忠範判

和與は相對の協談にて成ものなれば、書式文體に定まる式はなけれど、純假名文は少き方なり。右兩通の假名文は、濁りを點し、漢字を傍註すれば、眉目に明かなれど此は句讀に止めおく、但し後文にあることは出擧なり。

讓狀も亦相對の文書なり、是も多く存ずれど、鎌府の始めと、末と、三四通を擧例しおくべし、美作國大庭郡布施社文書に、

讓與　所領美作國(有袖判)布施社一處事

右件社、自兵庫大夫正賴之手、故伊賀法橋被讓得、令寄進高野御室、爲預所之職、數十年知行畢。法橋逝去之剋、令讓與後家、讓與後家又孫女子、自件女子之手、依爲事緣者、讓得□(山)氏女、知行之間、平家之時、依不慮之外妨出來、故中納言法橋御房奉寄預所之職、於自身者、爲下司地頭之職、雖經子〻孫〻、代々不可更相違之由、進契狀又給畢、且又不可相違、令申下宮廳御下文畢。法橋御房御一期之間、敢無御違背、御逝去剋、依令御子息御座、預所之職、令奉讓大夫禪師殿、御□□者已任御契狀之旨、無敢相違歟。爰山氏女年漸老、衰耄經日增、雖無競論之輩、末代作法、依有不慮之外

恐、相副只一人嫡女源氏、於次第手繼文書公驗等、永所讓與申也、至于下司地頭之
職者、敢不可他妨之狀如件、以讓與。

文治二年八月　日　　山氏女判

此讓狀の相傳を按すれば、白河帝の比より世襲（譜代と云）の職を財產となし、讓狀を以て緣親の男女に讓渡すこと、既に公然と行はれたり。鎌倉以後の守護地頭も亦同樣に讓與し、幕府より下文を以て安堵す、左に島津家文書の例をあく、

讓狀

薩摩國地頭守護職事

左衛門尉惟宗忠義

伊作庄かわのへの郡指宿郡

この三ヶ所外は可被致沙汰也、

右限永代、可致其沙汰之狀如件

嘉祿三年六月十八日　豐後守（忠久）

信乃國太田庄內惣政所

神代鄉自余二鄉除之了

在判

右件所左衛門尉忠義所讓渡也、不可有他妨之狀如件。

嘉祿三年六月十八日

下　左衛門尉（袖判）惟宗忠義

可ㇾ早領ㇾ知信濃國太田庄内神代津乃地頭職ㇾ事

自余所者除ㇾ之畢

右人任ㇾ亡父豐後守忠久朝臣讓狀ㇾ可ㇾ安ㇾ堵彼職ㇾ之狀、所ㇾ仰如ㇾ件、以下。

嘉祿三年十月十日

尋常の所領讓狀は其性質によりて書式思ひ〳〵なり、官府漢文もあり、假名交り漢文もあり、假名文もあり、條件付もあり、訓戒を添るあり、盡く其類を集めなば大冊をなすべし、此には前の和與狀に參考となる比志島文書を擧て止む。

源忠範謹辭

讓渡嫡子彥一丸薩摩國滿家院内、比志島、河田、西俣、城前、田上、原園、已上五箇所名主（以下略）

右件五箇所名主職者、忠範重代相傳所領也、然ル間調ニ渡文書一、不レ殘サ二一紙一、彦チ一丸仁譲渡〔〕但於ニ有限御年貢公物等一者、任セ二先例一可レ令ニ勤仕セ一也、以ニ此趣一無ニ永代相違一可レ令ニ知行一之狀、如レ件。

正安元年八月　日　　源忠範花押

ゆみやとる身は、おほやきわたくしにつきて、定〔〕志をんの事いてきたるあいた、ふんちのさめにを〔〕く所也、よく〳〵このむね存ふんちあるべし。

一そいの御先にそういまいらすべからす、ようさ〔〕ん事はそう〳〵にそうふへからす、御一とのそとは御そうらひに志さかうへき也。

一中そらのあま御ぞんの御事、もし此事もあらん時は、ひしゝまの内、下志やうふさにの水田、ならひふふのさんやちにれきては、あま御ぞんの一このそとは、ようさくてんにまいらすべき也。但ろのはそりの内さるあひさ、せんれいより御くうしあひいろそす、水田さんやのそう〳〵此なし物は、ひこいちうさたとしてわきまへかわるへき也。但大事此さくれうなんとのいてきそらん時は、あんない存申すべし。

一女房の分、くきの山五段、白木山五段、上しやうふさに五段卅、同所のさんやれ、年來りくまきさるふん□。又ゐろのにれ、いや二らうかや志き、せいたらう女りろの、かの而の〱は、ねんらいの斧ゝのをう忍れ御公事あひいろそす、水田よをいてれ、かきまある地頭米、かちし、さくれう、までもそふきあつへき也。但もしふ斧うれきあられ、むうれいにまゝせてあつへし。

一所存あるによて、おとゝにわかまつ、いもうとゝものなりにも、一段をりといへとも、わきあたへさる所也。もしかれらゝ中に、わうきんの志んいてきをて、自筆の狀とかうして、子細を申といふとも、もちうへゝらす。この狀より斧ゝれ、いさゝかのをう而くまても、をれしの中にもゝきれゝさるもの也。

一五かとやうさうそくの事

こ斧けうれ御れうれ狀文に、めいはくゐまといへとも、而んちのをえよ申れく所也。あん内を志らさる人は、はゝろうまやうと申なり、ろのきにはあらず、ひくを□くわんとある事、ゆりり志やうれ斧ゝ、内々かきれゝれたる物にとへさま、かりれこ斧すつれうの故道願、またもりりに、かゐ状もてもりられた

る状文にもミへたり。志かりといへとも、ゆめ〳〵かの人ミ、するゑ〳〵までもゐこんあるへゝられ。ことなるふぞうあらん時ハ、した志く候とも、かの人ミのかふにうとからすらん人に、申あはせてけうくんをせさすへき也。な哉もてをうゐんなくは、申にれよそす。

このてう〳〵、くあんのと哉ゑ、而んちのさめ〻、わさとかあ哉もてかされく也。さたのなくは、時ょよる事に候へハ、ちゝふ事も候ひはんすらん、かねて志るにおよそす候。もしそのきゑく候ハゝ、ゆめ〳〵このきをそむゝるまし〳〵候。あなゝしこ。

正安元八月　日　源忠範花押

謹辭とあれど、譲状は辭の式に作る法にはあらず、我は定置……子細状と題す、約て置文ともいふ、亦必すしも假名文を添るには限らず、相對の文書は隨意なり。

義絕状といふものあり、之を錄して此一節を終るべし、薩摩國分氏文書に、

義絶　土与壽冠者事

右彼冠者不調條々、令自愛白拍子、令私用國分寺御領鹿兒島尼寺田御年貢、結句相具白拍子令逐電畢。或守護代平内兵衛入道入中、書送起請文間、存其儀處、一ゝ令自破起請文、不恐神明、不恥守護代、不輕親所存、希代爲不調仁之間、永令義絶畢。其後又所令自愛白拍子令逃間、號尋彼白拍子、重又逐電之條、不調令至極者也。然者於土与壽冠者者、不可有競望之儀、以此旨可令申公家武家、仍爲後日義絶狀如件。

應長元年潤六月廿四日　　沙彌道本在判

不調はぶつてうと訓むならん、今は交際に不挨拶なるものをいふ、義絶とは恩義を絶たるを公表するを云、此にある如く、親子兄弟の肉緣に因て家產相續の權を失ふなり、血緣を人爲にて絕は不可能の事とす。

第三十九節　室町時代の文書

元亨に後醍醐天皇の親政動機となりて、北條一族を滅ぼし、公家は帝政に復せんと欲し、武家は源氏に復せんと欲し、はしなく南北朝の大亂となりたるは時局の大一變なれど、文書にはさして變化を示さゞりき。但し北條の滅びし最初、公武を混同して國司を復し、京師に雜訴決斷所を設けし比は、公家樣の文書を多く發せられたりと雖も、固り公式令に復舊さるゝとの旨意にも非ず、猶院政の習例によりて、藏人所の下文、及び諸司の牒など、全國に布たるのみ。夫も建武二三年間の事にして、やがて破裂し、全國蜂窩の如くに紛亂し、宮方武家方の楯をついて相挑みたれば、文書の體例を修むる時勢に非ず、何事も習例によりて應用されたり。足利氏は元來源氏黨に推されて賴朝の後を相續し、鎌倉に居て、鎌倉幕府の先蹤を行ふが趣意にて、鎌倉殿と稱し、式目も舊章を追加するに止まり、改革の意には非ず。然るに南北朝の亂となり京師を離るゝ時宜到らず、權りに室町に設けたる幕府が其まゝに數世に延て、室町幕府の稱あれど、何も鎌倉府にかはるとなし、其如くに文書も亦鎌倉の作法にかはるとなし。惟將軍自ら軍務政務を執るを以て、御敎書にて主權を行ひ、管領即ち執政か之を奉して執達下知をなすこと、北條氏の萬般執達狀を以て御敎書

の代をなすと異なるまでなり。然れども習例習語が時代の推移に従ふて沿革を示すは自然の作用にて、猶建武式目の貞永とやゝ異なるが如くに、世を追ふて漸次に變化を示したれど、其は小異にて大體は同し。南北朝の間は四海の大混亂にて、兩朝より施行したる文書の諸國に保存されてあるもの最も多く、歷史の參考としなして發見することの多きは、此時代を以て古文書學の最も興味滋生する時なりとす、されど文例として擧るにはさして必要の點多からず。因て此には年序を追ふて、時時に最も緊要と覺ゆる色々の文書を抄錄して、此時に作りたる文案書式の一斑を知らしむべし、之を前二節の諸類例に引合せて考へなば、其式樣の變化したる所も自ら知らるゝべし。

京都上京廬山寺文書に後伏見上皇元亨元年十月四日の石清水宮へ御願文あり、畏こきあたりの南北朝分立の原因を窺ふに足る。

これ元亨元年かのとのとり、十月四日きのえさるのよき日よき時に、かけまくもかしこきいはし水のやはた大神のひろまへに、おそれみおそれみも申さは

そくと申、胤仁王か神のなかれをうきて、あまつ日つきいはよまえす、そまれし
やうちやくとして、てんしにくら井帝む、しなかる故わつかに三とせうちに、
はゝなくして位をうそゝれし、うん乃はうなたをしまて、これを神よいのらす、
としをゝくまき、はら／＼そ王さん王におくれまてはつりしよりし乃うさの
身のうへをはんそるよ、木をそなをたる鳥にことし、水をうしなへるうをにし
とし、おゝにそう人いよ／＼ちからを盡く、うんをうさふなんとそ、これによま
く、かそ仁の親王まうそうまうんよはさまて、いはよのそゝ故と申す、しらはも
し一まうまんせちそ乃こいされり、又しらそうんの時いまらさるな、神明のを
うかんにあらそは、まれなしき故てきまへん、よしはぬるたをはらまめてあな
らしきをまつ歴代てんうんなり、これとおにあさりあ、うんをひらなんと思帝、
一念のうきへなをてんまうにそつそ、いそむや念／＼乃うらみをや、一身のう
きへな故神のきゝをおところす、いそむやそ王さん王のれんねんをや、そてに
つなひをとうくまんにつなまして、おもふとこ治をのへんとそ、いふところま
なくちよあらは、神のまちをうれてなへむところ人の心にはらそ、てんの心な

らん、一事一きんわたくしをましへも、神明なふしゆしたはふへならに、ぬでよさたきち、こゝろよさ多たちて、そのまおとあらそ、さ哉はらをして、わかくまん一ことよしやうしゆをし給まへ、大やさつこれしなうを、まいらせくやすらきくうけまゐらひく、とたむろきえふ、夜のまもり、日よまもりにまもり、さひまひたまへと、をそれと哉そきみも申まはむくと申。

願文は向上の類（第卅八節）に屬す、敬意を旨とするにより文辭を磨く、普通は四六體の漢文を用ゐ文章家の撰文なり、其文例甚だ多けれど、華辭にて實少きを常とす。此願文は假名文を用ゐらる、宸筆なるべし、廬山寺に傳へたる故はまだたしかめされど、日本史にも之を採り、頗る有名なる珍藏とす。北條九代記に是年十一月吉田大納言定房爲勅使下向と見え、梅松論に持明院の御使には日野中納言の二男の卿（資名）なり、京都鎌倉の往復再三に及ぶと見ゆるは、正に此事に當る。

元亨四年九月十九日（一に廿日）陰謀露顯し、土岐、多治見は京都にて打取られ、日野資朝、俊基は鎌倉に押送さるゝ、是を大亂の發端とし、十二月正中と改元ある。此事にか

ゝる文書は和泉國和田氏文書に、

依土岐伯耆十郎多治見四郎二郎等事、和泉國御家人和田修理亮助家、去月廿二日令馳參候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言。

元亨四年十月三日　　修理亮助家

進上　御奉行所　（別筆）左近將監範貞

一見候了

着到狀なり、請文類に屬す。十九日の騷動にて近畿の兵を召集し、廿二日に着到したり、鎌倉への飛脚は廿三日到來と北條九代記に見ゆ。

又六年を經て、元弘元年八月後醍醐帝笠置山遷幸の變は光嚴帝宸記に詳なり、此には載せず、其後京都の情況は、金綱集の表書（裏書と反對なり、文書の原紙に、裏へ金綱集を寫したる、其表の本文なるを以て表書といふ。）に、

雖然明春は必定可致急速參上(以下キレテナシ)、

一二品親王御遠流定披露候歟、御供奉被召籠候處、日記先度令進候間、備御覽候ぬらん、此人を今月十三日於六條河原被切候、言語道斷之事令見物、凡衆者何れも大方の事に候中、南部次郎殿最初に被切候こそ、都目もあてられす、なにしにいでゝ、親たりうき作法見聞仕候哉と覺ゑ候けれ、はう殿御心中察申候、九日より京中以外騷動候、阿ゝ河に朝敵充滿し、山崎迄を攻いり候間、宇川宮、赤松入道、賜打手早速追返候了、仍仁定寺に搆城墎引籠候を、宇津宮ついて責□□昨日十五日打落、頸其數令持參候、是大塔殿御所爲と申也、其外京中處々にて、日々被召取人數難及言語候、禪僧二人押寄〱、在々處々御供の雜談、息延さこそ被思出候へば、いよ〱從然もまさり、心もうかれ候えんと被案候。

如此捧御細狀之條、無申自然之至に候、可有御免候、千田殿秋□□內裏門前にして對面之時、伯耆律師御房自鎭西御上にも、是に御座候と申候しは、よも無存之間、不及遂面謁候。

一下山之南方闕所に治定候て、或は壁書にをし、或は恩賞の分と申人人多候事、隨

分歎申て罷過候、かく存候とは此方ミはよも思食候はし、自然事も候はゞ、謗?法之地と成候はんす、悲嘆ニ覺候、一人も被誘候はゝ、闕所たるゐしき由をも申開、安堵をもなと不被申候哉と存候、愚身等か一族の中にも申者多き中に、緣者こそ多候へども、みな謗?法者にて候間、下山の方ミにおもん□□存候所存なく候、此段者御在京之時も大方令申候しと存候、但隨世習に候へば、愚身が名字ばかりは可預御隱密候歟、但又訴訟何もさしなく達候はん事もあありかたく候、人々申候事は如此候、恐惶謹言。

十二月十六日

僧日靜花押

消息なり、第卅六節假名交りにて、近代の通文にさしてかはりなし、例に年を記さず、二品親王遠流、大塔殿御所爲等の句にて、元弘元年なるを知る。是年九月末に笠置陷ゐり、十月廿一日楠木城陷ゐり、大塔宮、四條隆資、楠木正成行方知れず、主上諸親王遠流の事は十一月內定し、十二月廿七日に發表したれば、此消息は其秘密を聞知て報じたるなり。翌年三月帝を隱岐に遷し、六月に竹原八郎南伊勢に起る、其比より大塔

宮の令旨にて近國に兵を徵されたり。

元弘の亂は大塔宮令旨にて諸國蜂起したり、二年八月の令旨は高野山に傳はり十二月廿六日のは和泉の久米田寺に傳はる、此に筑後國上妻郡三原氏文書を擧ぐ、

高時法師一族凶徒等、過分之餘奉輕朝威條、太以奇怪、仍所被加征伐也、早追討英時師賴以下之輩可馳參者、二品親王令旨如此、仍狀如件。

元弘三年二月七日　　左少將隆貞奉

原田大夫種昭跡人々中

是は奉書なり、綸旨院宣類（第卅七節）に屬す、奉者隆貞は四條中納言隆資の二男（尊卑分脈は隆童に謀る）にて、祗候人なり。蓋し父隆貞楠木正成と共謀して令旨を發したるなり。令旨は公文式に載す、太子監國の時に勅書に代るものとす、親王の令旨にて大權の發動をなす法はあるべからず、源賴政が以仁親王の令旨を以て關東の源氏に兵を起させ、遂に源氏の幕府を開くに至りしを創例とすべき歟、權臣天子を幽閉し、國家に主

なき時の權宜なり。院政以後綸旨院宣幷發し、保元の亂に兩帝兩大臣相爭ひたる時よりかゝる例を濫觴し、治承の亂までに全國武人の慣習を染成したるなるべし。久米田寺の令旨及び是年二月廿一日播磨國大山寺への令旨は、史徵墨寶に載たり、幷せ看べし、大山寺のは隆貞天王寺へ出張後にて左少將定恒奉なり。英時は九州探題にて、師賴は其一族櫻田三郎なり、阿蘇菊池などにも同じ令旨を下したるべし、大山寺のは近國の兵を徵したるにて赤松などにも同篇なるべし。

其後閏二月末に後醍醐帝伯耆に臨幸あり、四日に足利高氏鎌倉より京師討手に下り、密に使を伯耆に進めて勅旨を奉し、丹波篠村に於て北條征伐の兵を募りて、六波羅進擊を斷行したり。其書面は白河結城氏文書に存す、自伯耆國蒙勅命候之間參候、合力はゝ本意候、恐々謹言、　四月廿九日　高氏花押　是たけの文面なり、其後島津文書、阿蘇文書に、廿七日付の同樣のもの存ずるを發見せり。阿蘇家にて之を髻の綸旨と稱ふ、生絹を三寸計りに截て此文を書し、使者の髻に隱して持來りたりといふ、珍貴なる密書なると知れたり。去る二十年に、余九州の古文書を探訪して筑後國柳河に至り、立花家の文書を訪ねしに、家扶より其寫しを示すを見るに、此

髻綸旨と覺ゆるものあり、因て是は細き生絹に認めあるべし、原書を見たしと言て、其日立花伯の前にて秘庫を捜せしに、果して言たる通りの物にてありければ、皆人驚愕したる樣子にて、古文書學の貴要なるを覺り、猶懇切に秘藏書を示されぬ。立花家文書は髻の綸旨中に文面異なれば、珍貴中の珍貴なるを以て此に擧ぐ、

自伯耆國蒙勅令候之間
令參候之處遮御同心之
由承候之條爲悦候其子
細申御使候畢恐々謹言
四月廿九日
高氏(花押)
大友近江入道殿

三寸

三寸四分

(端裏附箋)筆者粟生入道云云

勅令は字體たしかに令なり、命にあらず、他も然るべし、阿蘇家のは燒失して原書はなし、前田家の採集文書にも一通あると覺ゆ、猶參考すべし。此文面に據れば大友貞宗(具簡)三月に探題を援け菊池阿蘇等を殺したれども、諸國ますます北條氏に叛くを觀て、伯耆行在へ密使を遣はしたるに、足利氏の使(上杉重能細川和氏)に逢ひ倶々に丹波篠村へ來りたると思はるゝ。是は高氏の私狀なれども、蒙勅令とあれば、此は官符の奉

勅宣と同じ、綸旨と稱すべき性質のものなり。

五月八日六波羅陷ゐり、翌日河内千劒破の寄手が奈良の般若寺に引揚たるは、松尾寺文書に徵あり、猶紀伊等に兵を募りたるは葛原氏文書に徵あり、其時の寄手が足利高氏の諭告に應じて京都に集り、人心渙散したるを北條氏の最後とす。此に宇都宮文書（常陸眞壁郡小田部氏藏）を擧ぐ、

宇都宮肥後權守通綱、今月十八日自₂茅屋城₁、一族相共令₂馳參₁候畢、以₂此旨₁可ㇾ有₂御披露₁候、恐惶謹言。

元弘三年五月廿日　　肥後權守通綱

承了花押（高氏なり）

是も著到狀なり。世俗に宇都宮公綱の反覆を說けども、宇都宮氏は兩派に分れ、南北朝となる後も、亦南方北方に分れて相軋れり、此千劒破の寄手通綱は後に足利方となる、公綱兄弟は早く歸參し、北條の偏諱を去りて公綱と改め、雜訴決斷所に列し、

後に宮方となる、當時諸國の豪族に此の如き例多し、古文書に徴すれば辨ずるを得る。

鎌倉の滅亡に付ては結城宗廣の請文あり、白河證古文書に載す、

去四月十七日綸旨謹承了。抑相催陸奥出羽兩國軍勢、可令征伐前相模守平高時法師以下凶徒由事、道忠並一族等、折節幸在鎌倉仕候間、先於鎌倉相卒道忠舍弟竹見彥三郎祐義、同子息二人、田島與七左衛門尉廣義、同子息一人、並家人等、自今月十八日始合戰、毎日連々企攻戰、同廿二日已追落鎌倉凶徒等了、且親類家人等抽軍忠候次第、上野國新田太郎令見知之上者、定令注進歟、無其隱候哉。次兩國軍勢催促事、親朝男殊可致忠節之由就下知候、隨分致其沙汰候云云、宜捧請文候歟、委細趣以使者親類伯耆又七郎朝保令言上、以此趣可有洩御披露候、道忠恐惶謹言。

元弘三年六月九日　　沙彌道忠　請文（裏判アルベシ）

是は請文なり、（第卅八節）此比より簇出する軍忠狀は此例に同じ、只文尾を早賜御證判、爲備後證（或後代龜鑑）、言上と結びて、證判（承了花押をなす、）を受るを例とす。 去四月十七日とあれば、前擧の髻綸旨より十二日以前に伯耆の綸旨を賜はりたるなり。

後醍醐帝復位の初め、（謂ゆる建武中興、）王政復古の間の文書は院政の初め此の公文に復し、京師には下文、及び牒行はれ、諸國には國司の國宣行はれたれど、公武混淆にして、惟比較的に公家式の文書多きのみ、此に其數通を類擧すべし。

雜訟決斷所を設けられ、公卿武人並列して、諸國の土地を處分したるは、阿蘇家文書十一月四日の牒が最初なりしに、近年三寶院文書に十月の牒を發見せり。

雜訴決斷所牒　尾張國衙、

道觀中安食西莊濫妨事、

右止前公文國政以下濫妨、可令全所務之由、宜令下知道觀者、以牒。

元弘三年十月九日　　大外記中原朝臣

右中辨藤原朝臣在判

是は牒の書式なれども、宏令下知とは武家の習用語なり。是月の初め阿蘇文書に、

肥後國甲佐健軍郡浦(カツノ)等三社、止本家領家之號、付本社可令管領者、天氣如此、悉之以狀。

元弘三年十月二日　式部少輔範國(岡崎)花押

阿蘇大宮司館の綸旨あり、本家、領家は、社領に領家を立て、原の領地を割取たるなり、大抵北條氏の創施にして、一族の所領となしたるを、此綸旨にて廢されたり、盡くには非ず、頗る處分を累はす事なるに、雜訴決斷の牒なきは、其時までは衙所を設けざる證とすべし。

國司にて諸國の土地を處分するとは雜訴決斷所の設けより早し、其國宣の書式は猶執達狀を用ゐて施行したり、東寺百合文書に、

丹波國大山莊、備中國新見莊、若狹國太良莊等地頭職、永代所被付當寺也、致知行可專興隆之由、可令下知供僧中給者、天氣如此、仍上啓如件。(貴僧に對奉者より上啓といふ)

元弘三年九月一日　左少辨花押奉(中御門宣明なり)

謹上　東寺長者僧正御房

當國大山莊地頭職所有御寄附東寺也、可被存知之旨國宣所候也、仍執達如件。

元弘三年九月二日　廣員

丹波國目代殿　（目代とあるは守介掾皆在京か）

當國大山莊前地頭以下輩濫妨事、道意僧正狀副具書如此、子細見于狀候歟、可被沙汰居雜掌於莊家之旨、天氣所候也、仍執達如件。

（元弘三）九月廿四日　各中辨宣明

丹波守殿

前後は綸旨なり、中を國宣とす、目代に令して施行せしむ、建武の國宣は大抵此の如し、國宣といへど執達狀なり。地主より言上書を呈し、綸旨を下され、雜訴決斷所の牒を國司に移し、國宣を目代に下す、是を常例の手數とす、（此には擧例せず、）或は國司限りに判決を與ふとあるは無論なり、以て國司の實權あるを見るべきものとす。此に又羽前國の色部文書を擧く、

任二今年七月廿六日宣旨一、知行不レ可レ有二相違一之狀、國宣如レ件。（是は外題の判文なるべし）

元弘三年十二月十四日　源朝臣花押（新田義貞）

越後國小泉莊内加納色部領總地頭色部三郎長倫謹言上（以下を本文とす）

欲下早下二賜安堵國宣一全知二行當莊内色部條總領職幷粟島地頭職上事

右地頭職者、長倫重代相傳、當知行無二相違一之地也、其子細色部又五郎泰忠、同四郎太郎長秀等、進二上請文一上者、不レ可レ有二御不審一者哉、然者早下二賜安堵國宣一、爲レ令二知行一、恐々言上如レ件

元弘三年十月　日

是は言上書なり訴文に屬す、第八節建武年間に此類の文書の傳はるもの甚だ多し、鎌倉時代のものと變る點なし。

王政に復してより公文式に依たるは勅符の下りたるは鑄錢詔、閤檢注勅あり、此に後の勅を擧載す、建武年間記に、

左辨官　五畿七道諸國

應下今明兩年閣二其節一諸國諸莊園檢注事。

右大納言藤原朝臣宣房宣、奉レ　勅諸國諸莊園檢注事、就二給主等請一雖レ被レ下二綸旨一州郡未レ靜謐一民庶猶疲勞云云、今明兩年可レ閣二其節一之由、宜レ仰二五畿七道一者、諸國承知、依レ宣行レ之

建武元年三月十七日　　大史小槻宿禰判

中辨藤原朝臣判

是は下文に似たれど、左辨官の下に下の字なし、書式は官符に同し。鑄錢詔は首に詔と書し、末に主者施行と結び、四六儷偶文なり、元年までは百度倉卒にして備はらず、二年以後の太政官符はまゝ存ず、左に肥前國松浦山代氏文書を擧く、

太政官符太宰府

應下令二字山代龜鶴丸、領中知管肥前國宇野御厨內、山代多久島、船木東島等地頭職上

父源ノ正シ領知分事、

□右從二位行權中納言兼春宮權大夫左衞門督大學頭藤原朝臣實世（洞院）宣、奉レ勅、宜ニ令ニ件ノ龜鶴丸如レ元領ノ知上者、府宜ニ承知、依レ宣行レ之、符到施行。

修理左宮城使從四位上行左中辨兼春宮亮藤原朝臣　修理東大寺大佛長官正四位下行左大史小槻宿禰判

建武二年十月七日

雜訴決斷所牒　肥前國守護所

松浦山代鶴龜丸申、當國宇野御厨內、山代多久島、船木東島等地頭職父源正領知分事。

副下解狀具書（龜鶴丸の言上書なり、前例に讓りて畧す）

牒、任ニ去十月七日官符、宜レ沙ニ汰居鶴龜丸ヲ於下地ニ之狀、牒送如レ件、以牒。

建武二年十二月十日　大藏少丞兼左少史左京權少進高橋朝臣判

從一位藤原　前筑後守藤原朝臣（小田貞知）

中納言兼大藏卿左京大夫判事侍從藤原朝臣（九條公明）判　明法博士兼左衞門權少尉左京大進中原朝臣（近衞職政）

正三位藤原朝臣　右少辨藤原朝臣（岡崎範國）

從三位平朝臣　參議右兵衞督兼太宰大貳加賀權守藤原朝臣（勸修寺經顯）

是年太政官を復興されたるならん、雜訴決斷所にて下行の列は寄人なり、小田貞知は武家より加はれり、上行の列にも武家より久しく參與したり。此時は足利尊氏鎌倉に兵を起し、明年延元の亂となりて南北分裂し、平和の法式は頓に停廢せり。足利尊氏が兵を起すとき、直義の名にて諸國に出したる狀は、諸氏に多く傳ふ、此に筑後國久留米田代氏文書（餘みな同文同式なり、）及び南路志（土佐）の香宗我部文書を擧く、

可﹂被﹂誅﹂伐新田右衛佐義貞﹂也、相﹂催一族﹂可﹂馳﹂參﹂之狀、如﹂件。

建武二年十一月二日　左馬頭花押（足利直義）

田代市若殿

義貞誅罰事、自﹂足利殿﹂被﹂仰下﹂也、早率﹂一族﹂可﹂被﹂致﹂軍忠﹂之狀、如﹂件。

建武二年十一月廿日　源義國花押

甲斐源四郎入道殿

前のは受者に於て御敎書と稱す、足利氏の御敎書は粗此例の如し、官名判、又は名判を以て施行す、後まで同例なり。

此後征討の軍下り、箱根山の戰に大友（立花）貞載佐野に於て足利に應し、義貞敗走し、尊氏追懸て京都に入り、翌年（後に延元と改む、）二月尊氏打負て西國へ下るとき、大友氏に與へたる書狀を立花家に傳ふ、左の如し。

新院乃御氣色によりて御邊を相憑（タノミ）て鎭西に發向候也、忠節他にことに候間、兄弟におきては猶子の儀にてあるべく候、謹言

建武三

二月十五日　　尊氏（花押）

大友千代松殿

大友貞宗は元弘三年十二月卒し、貞載は正月殺さる、千代松は末子にて家を嗣ぎ尙

幼少なり（後に氏泰と名乘る）、此は播州室津にて大友氏の使者に渡したる書狀とす。新院の御氣色とあれど、尊氏が熊野別當道有に賴み、京に往て新院の院宣を乞たるを兵庫とすれば、十二日にて院宣は十六日備後鞆にて到達し、翌日より院宣を以て文書を發すと云、此は內報を得たる此なり。其後少貳島津兵を以て馬關に迎へ、大友と三家力を戮せて尊氏兄弟を援け、遂に湊川の戰勝をなしたるは此等の文書の功驗なり。

五月湊川の戰に打勝て京都に攻上り、東寺に陣して新田義貞等と戰ひたるを南北朝分爭の始まりとす、其比新田足利雙方より出したる文書を錄すべし、京都の神護寺文書、及び鞍馬寺文書に、

新田義貞已下凶徒等事、逃籠山門之間、可加誅伐之由、被成院宣之處、當寺令與力義貞等、構城墎之由有其聞、早可撤却彼城、若尙不承引者、可被處罪科、然早不廻時尅、馳參御方、可致軍忠之狀如件。

建武三年六月十日　（花押）（直義）

高尾山衆徒中

尊氏以下凶徒等追罰事、以政泰所被觸遺也、得其意嚴密被致其沙汰狀、如件。

延元元年六月廿三日　右中將（花押）

是年十二月廿一日、後醍醐天皇の京都を忍出て吉野に潜幸ありたるは、南北朝の分れにて、其秘密は結城文書の發見によりて始めて確知するに至りたり。早き時代より太平記、吉野拾遺など、大和を潜行ありし樣に臆度して、神光の靈異などを捏造したれど、全く嘘誕なることを慥かめたり、爰に其二通を擧ぐ、

（端書）
當今御宸筆也、正文ハ於靈山被召置國司御前、勅使ハ江戸修理亮忠重。

有子細出京之處、直義等令申沙汰之趣、旁本意相違、如當時者、爲國家愈無其益之間、猶爲達本意、出洛中移住和州吉野郡、相催諸國、重所擧義兵也、速卒官軍、可令發向京都、武藏相模以下、東國士卒、若有不應勅命者、嚴密可加治罰者也、併相憑輔翼

之力、雖レ回二權謀之謀一、速成二干戈之功一者、國家ノ大幸、文武ノ德善、何事如レ之哉、大納言入道ヘ居二住勢州一、定テ委ク仰二遣之一歟、坂東諸國悉令レ歸二伏之一樣、以二仁義之道一可レ施二德化一也、道忠以下、各可レ勵二忠節一之旨、別可レ被二仰含一者也。

延元元（書入ナラン）
十二月廿五日

端書の如く、本書は國司北畠顯家の許に留め、其寫を白河結城家に達したるものなり、大納言入道は顯家の父親房をいふ。此勅使の到著の上に、顯家より公卿へ遣はしたる勅答もあれど、此には略し、伊勢の結城社に藏する親房の消息を擧ぐ、

三陽吉朔、萬事歸レ正、就レ中東藩耀レ威、不レ同二桓文之業一、幕府專ニ柄、可レ唱二湯武之道一、幸甚々々、祝著無レ極、抑主上出二御京都一、御二幸河内東條一、卽又御二吉野一、爲レ被レ果二御願一、可レ幸二勢州一之由、被二仰候也、天下興復不レ可レ有レ程、愚身於二勢州一、回二逆徒靜謐之計一、可レ待二申臨幸一候、東國ヘ無二爲候哉、忽々可レ令二發向一給、相構ヘ々々、今度者國中留守事共、能々可レ有二沙汰一、其間事宜レ在レ計、畫、此使節（江戸修理亮忠重なるべし）自二吉野一被二差遣一、殊可レ被レ賞候歟、毎事ハ發向時節逐々之上期面拜謹

言

延元二年正月一日

大納言入道殿
御判

是は消息なり、顯家へ贈りたるを寫して結城道忠(宗廣)へ示したるものなり、御判とあり、又大納言入道殿の肩書まで、同時の筆ならん。此消息に、後醍醐天皇吉野へ潜幸の御道筋明白したり。河內東條は楠木城の在所なり、前年笠置へ潜幸の時、正成我城を修繕して臨幸の用意をなしゝに、尊良親王、大塔宮、四條隆資等先赴き、程なく笠置陷ゐり、當城も亦落されけるに、大塔宮、隆資、正成等行方知れず、必ず葛城山傳ひに吉野高野へ匿れたるならん、是楠正成の本謀にてあるなり。今は正成討死し、天皇また南狩あるべき時節に成たれば、北畠親房四條隆資等と秘計を回し給ひ、兩人は伊勢河內へ分れ往き、正成が前年計畫したる如く、復東條へ潜幸の手配をなし、軈て此に及びたるなり。世に正成の軍略智術を稱すれども、太平記の韋孝寬玉璧守城を模したる噓誕を信ずるにすぎず、此文書を見れば、帝の吉野に皇居を据給ひたるは、即正成の故智に出るとにて、死せる正成が吉野の朝を定めたりと謂べく、實に當

時の秘密を傳へたる貴重の文書なり。

此比菊池武重が定めたる掟書は數多の古文書中に類希なる貴重の文なれば、此に錄出しおくべし。

よりあひしゆのないたんの事

一 天下の御大事は、ないたんのきちやうあるといふとも、らいきよのたんは、武重かしよはんこれとしらくへし。

一 こくむのせいたうは、ないたんのきはしやうすへし、武重すくれたるきをいたすといふとも、くわんれいいけのないたんしゆ、一とうせすは、武重かきをすてらるべし、

一 ないたんしゆう一とうして、さくちのこはりにはひて、かたくはふをせいし、やまをしやうして、もしやうのきをまし、かもんしやうそうとともに、よりうけのあかつきにはよそんとを、ねんくわんすべし、らしんてんちそん大ほさつのみやうせうをあふかたてまつる。

ゑんけん三年七月廿五日　　ふちれらの武重判（血判ありといふ）

此本書は肥後國熊本の某氏に藏したるを、菊池神社の創祠されし後に、血判あるを以て神體に奉したりと云。又菊池の某氏に此控文を傳へたる普通の文あり、題寄合衆掟之事、　一天下之御大事者、雖レ有二內談之儀一、定落去之段者、某可レ任二所存一　一國務之政道者可レ證二內談之儀一、拙者雖レ出二爲レ勝儀一、內談衆無二一統一者、某可レ被レ捨二言葉一、　一寄合中有二一統一、而堅禁二空言一、守二五常道一可レ侍、家門末代事可レ願、謹而奉レ願八幡大菩薩妙誠、　延元三戊寅歳七月廿五日、藤原武重判、　（肩書）內談評定衆　片保田太郎殿、菊池與市殿、迫間十郎殿、木野對馬殿、大木刑部殿と南狩遺文に載たり。本書は血判起請文なれば、一通の同文を副寫して內談衆に渡したるは、あるべき事なれど、文面少し拙きのみならず、第三條の「菊池郡に於て堅くはたをせいしやまをまやうしてもしやうきをまし」を堅禁二空言一守二五常道一と塡字し、「家門正法と共に龍華彌勒の世を云の曉に及ばん」とあるを、家門末代事可レ願に作るは、全く意味を違へたり。是は起請の願文なれば、第三條は菊池八幡宮の事にて、其境內に畠開發を嚴禁して、山を育て、茂生の氣を増すの義にてあるべ

し、內談連名も實に合にや、漢字の掟書の傳來は甚だいぶかし。

北朝の武家に於ては、足利尊氏直義兄弟を將軍に奉じ、其命令の書を御教書と稱ふ、北條氏が將軍の仰を執達するを御教書としたるとは其文體改まれり。足利氏の執達狀は執權より出す、最初の執權は高師直なり、其狀の例に東寺文書を擧ぐ。

大嘗會米　院宣副具書如此、於濟例者、雖爲段別參升、以撫民之儀、停止厨雜事以下課役、所有宛直錢參拾文也、任先例令支配國中、來月十五日以前撿納之、相副配符畢、進未程々可進濟、且守事書、嚴密可致沙汰、若有非法之聞者可處罪科、凡天下大禮也、日數不幾、更不可有緩怠之狀依仰執達如件。

建武五年八月廿九日　武藏守判

攝津國守廳

是等を例となし、室町幕府は將軍の判、若くば名判にて御教書を出し、管領より執達狀を出す、鎌倉府も亦之に同じ。

延元四年後醍醐天皇の吉野に於て崩御の時は、諸國の諸將に綸旨を賜はると、太平記にあるは想像談なり、眞の遺詔は筑後國上妻郡矢部の五條家文書に傳はる。

> 自ニ去比一依レ有ニ御惱事一、御ニ讓國于陸奥親王一了、不レ違ニ日來之軍忠一可レ奉ニ叡旨一、縦雖レ有ニ不慮御事一、深被ニ憑思食一候上者、令レ勇ニ官軍等一、殊可レ廻ニ朝敵追罰之籌策於當山一者、云ニ要害一云ニ祇候輩一、更不レ可レ有ニ子細一、存ニ其旨一可下レ知ニ軍勢等一給上者、
> 天氣如レ此、仍執達如レ件。
> 　八月十五日　右中將實躬
> 刂　勘解由次官殿

縱三寸一分、横三寸四分に截たる、纖緯堅緻なる薄葉紙に書たり、衣帶に縫込て軍中を通行したるなり、當時の文書には此の如きものを毎々發見す。　年を記せされど、神皇正統記に帝の崩御は八月の十日あまり六日にや云々、前の夜より親王を左大臣近衛の亭に徙し、三種の神器を傳へとあるに吻合す、延元四年なること明かなり。　勘解由次官は清原家の五條頼元なり、征西大將軍懷良親王を奉して伊豫に滯座す、此時宗良親王は遠江に、興良親王は駿河に、花園宮は土佐に在す、又北畠親房は常陸關城にて顧命を受るといへば、いづれも這

般の綸旨を賜はりたるべし。

肥後國阿蘇家は有名なる文書を多く所藏する家の一なり、其中に正平改元の翌年の消息あり、是も軍中の文通なれば前同様の薄葉料紙なるべし、同家の文書は天保年中に燒て、原書は僅に存じ、寫のみなれば尋ぬるに由なし。

（行書交り）

八代庄に凶徒打入候以後、可申之由思給候之處、當國合戰之最中、旁以懈怠候間、乍思于今遲々、凡夫日來之本意候也。　抑度々御合戰之次第傳承、將又自中納言方注進之趣、委承了、雖不于今初事、返々目出度存候。　其堺及難儀候者、可為九州之御大事候哉、相構凶徒退治候樣、可被運籌策候、公私一向憑存候也。　毎度御合戰に付御骨折候之由、其聞候、誠以目出度被思食候也、為御合力則可被遣御勢候之處、三ヶ國之凶徒、於御在所構向陣、連々合戰候間、于今令遲々候。

一自中納言幷五條次郎方、以當國御勢御合力事、申入子細候、此間御沙汰之最中候也、尙々于今無音候條、背日來之本意候也。

一去月十三日飛脚、立吉野殿、今月廿日當國に到來、東方御方以外蜂起之由、被仰

下候。

一去月八日有改元、號正平、今年は二月に成候也、未其堺聞候哉、御心えのために令申候、尙〻八代事心もとなく候、相構〳〵御心に入候て可有御合力候、ふかく憑おほしめし候也、每事態(ワザト)可申候、謹言。

正月廿八日　判

惠良小次郎殿

判の華押は知によしなけれど、文中に憑思食とは征西宮にて、中納言は中院義定なるべく、五條次郎は五條賴元の次男(良氏の弟)、三ヶ國は薩日隅をいひ、薩摩國谿山より差立たる消息なるべし。此時征西宮の軍に首位たるは中院法印といふ公卿なり(北畠親房卿の兄弟、若しくは從兄弟ならん)、其名はまだ考へ出さゞれども、必定此人の書にてあるべし、惠良小次郎は阿蘇大宮司惟澄なり、征西宮薩州御在陣の始めにて、文面にある如く、合戰最中に立たる密書にてあるなり。

正平五年(北朝觀應元年)高上杉の黨爭にて、足利眞義南朝に降參の後は、足利氏は內亂に

て正體なく、南北兩派しばし混合したり、其比尊氏が關東に下りし時、武藏國高麗氏文書(同郡新堀村町田氏所藏文書)の軍忠狀を擧く、

着到　　　證判(尊氏)

八文字一揆高麗四郎左衛門季澄軍忠事

右去壬二月十七日武州御陣之時令御供、同廿日金井原御合戰之時、藥師寺加賀權守入道、令同道、至散々太刀討了、同廿八日於高麗原抽戰功了、爲備後證、着到如件。

觀應三年五月　日

異氏旗章を一にして團結する一揆(同氏一黨)はといふ、太刀打は特殊の戰功なり。

爰に女房奉書の例に後村上天皇の內勅を擧く、筑後國(上妻郡矢部)五條氏文書に、

⑧御ほいにて候へ
上さまにも
むかしの
⑪事を
宮の御かたへも
⑨ほうこう
④さた返く
③この事にて候
うけ給をき
たく候
めでた
く候
かやうに
たゝ一人にて候つると
申

①御ふみひろう候ぬ
おほしめされ候
宮の御かた御のほり　返〳〵
⑤しかしながら
⑳さても又むかしの
父子の高名　めてたく候
思わすれず　ほうこう
かやうにとりわき
⑥にて候　②としのはしめの
御よろこひた〻
そのよし　よく〳〵
㉑申され候　さたさられ
返〳〵　候へく候
そのしさいも　いまは
御のほりの時そ
すでに
⑦なんきなるへき　このさか　幷も
㉒申され候　はんする
しさいどもなるを
この御のほりの
くれ〳〵　いそき猶

すへて御はすれも
候はぬ
程に
⑫申され候し猶々
あさ夕は御のほり心もとなく
おぼしめし
⑬このうへをも　いそき
⑩たひ〳〵まつ
⑭御さた候やうに
御のぼり候へといふ
⑮申
少納言にも
⑱ふしつたへられ候へく候
いまは
つたへられ
候へく候
政道の一
⑯ちきの文に
⑲たるへく候につけても
いまは
宮の御かたへ
少納言に
も
おほせられ候へと
ふるき人〳〵心うつくしう候はす
申され候し又

⑰少納言も　宮の御のほり候はゝ
くれ〳〵まいり候へき
先皇のみいりよなとも
勅　正平十一　二　九到
御使　今山

事に無爲になりぬる　ふしきに候
㉓申され候へくと　御さたにて候
十二月
正月十七日

此文は折紙を又假に又二つに折て書初め、折目に至り前に返りて書塡め、裏に返して同樣に書き、而して折紙の裏に同樣に書畢り、餘りたるを又表に細字にて書たるなり、此書式を知れば散しがきなれど、讀に難からず。女文とてすべて散し書なるにはあらず、常の書樣も多くあり、此に散し書き一通を例に擧おく。假字は活字の不便あれば多くは今の通用假名に改めたり、猶原書を其まゝ縮寫して次に附しおく、彼是を對照すべし。末にある端書は五條氏にて書おけるなり。此案文は左に記するが如し。

御文披露候ぬ、宮の御方御上り返々目出度候、歲始の御悅たゞ御事にて候、か樣に

申沙汰返々目出度候、乍然父子の高名にて候、其由能々被御沙汰候べく候、既此境も難儀なるべき子細どもなるを、此御上りの事に無爲になりぬる不思議に候、御本意にこそ候へ、上様にも昔の奉公總て御忘も候はぬ程に、朝夕は御上り心元なく思食候て、度々先御上り候へといふ事を、宮の御方へも申され候し、猶々此うへをも、急ぎ御沙汰候樣に申、少納言にも被傳候へく候、前の文に宮の御方へ少納言にも被仰候へと被申候、又宮の御上り候はゞ、少納言もくれ〳〵參り候べき由傳へられ候、今は政道の一事たるべく候に付ても、今は舊き人人心うつくしう候はず候、先皇の叡慮をも承給置たるは、只一人にて候つると思食され候、儲も又昔しの奉公思忘れず、か樣に取分被申候、返々其子細も今は御上りの時そ被申候はんずる、暮々沙汰候べくと、御沙汰にて候、正月十七日（十二月を消し）

宮の御方は征西大將軍宮懷良親王なり、父子の高名は五條少納言頼元、其子主水正良氏なり、正平十年の冬親王を奉し、肥前小城より筑後河傍に出、豐後より豐前を征服し、探題一色直氏長門に遁走し、九州を一統せんとするに至りし大戰勝をいふ。

九州此の如き勢になりたるにより、征西宮は上洛の御用意ありて、其由を申越され

たるにより、後村上天皇御待遊ばし、女房奉書にて此内勅を差遣はされたるなり、當時の情景を想やられ、眼の前にある心地ぞするにぞ。

南北朝の亂の初めは、雙方共に數年にて勝負付べしと思ひたらんに、興國正平に逹り、豫期相違し、四分五裂の勢となりければ、互に賞地を爭ひ、訴訟滋起し、文書を夥多しく生じたり、故に古文書の觀察は、鎌倉代平時の訴訟と、南北朝戰時の訴訟とにて一大部の書を成べし、其書式案文等は前二節の擧例と大相違なければ、此には畧し、一二を擧るに止む。　南狩遺文に載す、紀伊國那賀郡粉河莊に傳ふ文書に、

粉河寺領東村與荒見村、相論相撲頭役事、雖似子細事多、所詮東村所申、一々有其謂、荒見村所捧支證等、更不足證跡、奸曲之條露顯者也、就中去康永年中者僞朝之貫首、御敵方寺務之時分歟、然者万一雖爲理訴、不可被守之、況於奸訴哉、仍於荒見村者、所被弃捐也、以此趣急可被下知東村者、依寺務仰執達如件。

正平十三年七月廿四日　　眞慶讃岐法師　法眼判

謹上　預所殿

此文に見ゆる如く、僞朝の命令は支證とならざれど、所領の本原は南北に分れざる以前の定め手繼によりて理非を判したるを證すべし、委曲の入割は各文書に蒐りて研究を要ず。又北朝のは同書の紀伊國野田氏文書を擧く。

細河左馬助頼和與二階堂遠江入道々超、并今河伊豫守直氏等相論、遠江國相良莊地頭職 安藝國成藤跡 事

如頼和狀者、去觀慶二年二月十三日預御下文、同年十一月七日被成施行候、而成藤參御方之間、雖有所存、不及子細申、殊經年序之處、成藤死去之刻、以彼地讓與子息三郎左衞門尉義藤、々々令自由出家、成僧禮之間、依爲闕所、被成料所、所被預置今河伊豫守也、可爲闕所者、任先日御下文、可拜領云云。如道超支狀者、於父成藤者、未分死去之間、當所全非三郎左衞門分領、至總跡者道超管領之上者、可賜安堵之由、帶關東吹擧申之。預人直氏又所々所領、悉以□行、適爲分國闕所候間、爲所領之替爲申樣之進公用申預了、何頼和備先日弃破御下文、道超又號本主、可申子

細ニ哉、旁難レ爲ニ許容一云云。所詮本理非ニ糾明一之程、任ニ觀應御下文一、被レ預ニ置賴和一之條、不レ背レ理致歟、然則於ニ彼地頭職一沙ニ汰付賴和代一、可レ執ニ進請取一、至ニ方々相論一追可レ有ニ沙汰一之條、如レ件。

延文四年八月十五日　判　利義詮

今河入道殿

御教書なり。　室町の文書は鎌倉の文書と大相違なきことと、是にて概推すべし。

南北朝の亂は結局和睦となれり、世には近古の或る僞文書に誤まられて、南朝は降服し、其臣下は勅勘の身となりたる樣に思ふものあり、大なる間違ひなり、南北合和後も九州の南方は猶暫し恢復を謀り居たり、南朝最後の文書として阿蘇文書、五條文書の二通を擧ぐ、

九州再興事、所レ憑ニ思食一也、此時分擧ニ義兵一者、豐後日向兩國守護職、肥後國八代莊河尻一跡、三船一跡、海東一跡、幷豐田莊等事、可レ被ニ知行一之由、依ニ征西大將軍宮仰一執達

如レ件。

元中十年二月九日（合和の翌年なり）　　左中將判

阿蘇大宮司殿（惟政）　　上包左中將、實綱

此奉書等武信信經方へ、早々可レ被レ付レ遣之候。

道徹退散、大慶此事候、當山之名譽、彌可レ超過候歟、就レ中云計策、云粉骨、旁以痛敷存候ゆ、其功定可レ有所期候哉、感悦之至、難レ盡筆端候、期參之時候也。

十月廿日

五條左馬頭殿（賴治なり賴元の孫にて良氏の子）

（端書）御筆　元中（御在所矢部大杣）十二年十月廿日（京師應永一年）

是年八月大内義弘大友親世の讒に因て、九州に威を震ひし探題今川了俊は召還され、少貳菊池力を失ひ、大友島津勢を復せし時なれば、道徹の退散は其故なるべし、征西宮は良成王なり。元中の年號を用ゐたる文書は是を最終とす、後三年ありて大内義

弘鎌倉の滿兼と謀り兵を擧て戰死し、又五年を經て伊勢國司兵を擧げ、夫より鎌倉に上杉禪秀の亂起りしは、みな南北合和の不折合に原由し、終に文明の大亂と成果たり。

應永年間の文書は、東寺文書より左の手繼五通を擧げて一斑を示す。

藏人所燈爐供御人年預定弘謹言上

欲早被經御　奏聞被成下東寺法輪院綸旨、越中國鑄物師等、被除棟別專　勅役間事。

副進　　建暦三年

一通　御牒案

一通　同案　　貞應元五（以上二通略す）

三通　玉堂殿施行案

一通　加賀國富樫方施行案

右　仍粗言上如件

應永廿年五月　日

內裏藏人所燈爐供御人、越中國野金屋鑄物師等申、彼職者被停止諸國守護地頭預所等類勤仕　勅役之條、　勅裁幷武家御下知施行等分明之處、於國二宮入道宛課公事之旨歎申候、事實者不可然候、所詮公驗以下歷然之上者、向後可被止彼煩候也恐々謹言。

（年號ハ書入）永和三　五月十四日　　義時判（三字書入）玉堂殿

伊豫守殿

內裏藏人所燈爐供御人越中國都波郡鑄物師等申、彼職者被停止地頭預所等類勤仕　勅役之條、　勅裁幷武家御下知施行等、分明之處、始宛課公事旨歎申云云、就之者、去五月十四日自京都賢被仰下處也、所詮於向後者、可止彼煩之狀、依仰執達如件。

永和二年七月十一日　　左衞門尉宗直判

二宮信濃入道殿

內　越中國射水郡

武家御下知　　京都固
　永和二年七月十一日　　同人
　　山宇又次郎殿
（以上三通は玉堂殿施行案を寫して副進たるなり、）
富樫施行案
供御人加賀國山代庄內金屋鑄物師等事、菅生社造營棟別役事、去月廿一日　勅
裁如ㇾ此、早任㆓先規之法㆒可㆘停㆓止催促㆒之旨、可㆑被㆑觸㆓仰社家㆒者、狀如ㇾ件
　至德二年四月三日　　昌家判（富樫）
　　內談衆中

內裏の御物を製造する諸工業人が課役を免除されて諸國に團結居住するは、上古伴部の遺制にして、以て工藝物產の保護されたる跡を繹ぬべし、飛驒匠（正倉院文書第廿七節、）大隅青葉笛（臺明寺文書第卅七節、）書、及び上杉文書に河內鐵座等あり。國司に宮殿社寺の造營を課する事は每々見ゆ、其時は國司より民戶に臨時棟別錢を課して費用に充た

る事、此比まで猶行はれたるを徵すべし、朝鮮には今にも行はるとなり。

すべて手繼證文といふは、此例の如く自家保藏の古文書を寫して、言上書に副て進呈するを云、古文書の保存されたる理由なり、其保存文書の中に、繼紙に數通を寫して證判を受たるは、此の如き用に提出したる者とす。南北朝の始めまでは、諸國地頭家人等朝廷の直轄となり或は鎌倉先代を奉じ、起訴して所領安堵を爭ふたる文書は多く傳はれど、爭亂久しく、腕づくの世と成行き、官武の制裁いよ〳〵實效なき樣になりたるを以て、訴訟文書は漸々傳はるもの希に成行けり。蓋し室町の政事は京都附近の公家社寺等舊き由緒ある地に行はるゝに過ぎず、鎌倉は別に府を開き、賴朝の先規による、最も分裂して全管を宰制する威力なく、九州は今川了俊の免職に止り、探題は寄生の如くなり果たり。其一例に關東に於る下總國大慈寺文書を擧べし。

下總國大慈恩寺雜掌申、六十六基內當國塔婆料所武藏國六鄕保內大森永富兩所事　永安寺殿御代(氏滿)御寄附之處、江戶蒲田入道以下輩致押領狼藉云云、惡行之

至、頗招二重科一歟、不日退二彼狼藉人等一、寺家全知行之樣、可レ加二扶持一之由可レ令二下知守護
代一之狀、如レ件。

應永十一年九月十五日　　花押（足利滿兼）

中務少輔入道殿（上杉朝宗なり）

下總國大慈恩寺雜掌申、六十六基內當國塔婆料所、武藏國六鄕保內大森永富兩
所事、御教書如レ此、不日退二彼狼藉人等一、可レ被レ全二寺家知行一之狀、如レ件。

應永十一年九月十五日　判

埴谷備前入道殿（武藏守護代なり）

滿兼の子持氏の代には南北黨再燃して室町鎌倉の不和となり、永享年中までは
京都猶少康なりしに、將軍義教が赤松滿祐に弑されたるを幕府衰頽の始となす、其
時細川持元の消息あり、神田氏に藏さる、左の如し。

（附箋）ふくりういん御しやうかいの時小山へほそ川うきやう大夫より、

上様御事、去廿四日於赤松宿所不慮子細御座候、無是非次第候、雖然面々同心令發向可加治罰候、不可有遁避候歟、京都事、若君様御座候上者、毎事無爲無事候、可被御心安候、就其者佐竹事、不相替被致忠節候者日出候之由、面々一同被申候、恐々謹言。

六月廿六日　右京大夫持元（細川）花押

謹上　小山小四郎殿

應仁の瓦解となる以前に、將軍義政の御教書、及び管領細川勝元の執達狀は、京都の寶鏡寺、及び奈良興福寺文書（即ち春日社文書）に存ず、これを最後のものとするには非ざれど、私狀の消息に移る時期に於て歷史に關係あれば、此に出して室町幕府を結ぶ。

（花押）（足利義政の袖判なり）

大慈院國料船一（丸井）枝船事、海、河上、津々浦々諸關渡、毎度無其煩可勘過候狀、下知如件。

長祿三年九月十四日

南御所號二大慈院一國料乘船一九年中百貳拾艘但水淺瀨以積分枝舟可運送之事、早任長祿三年九月十四日御判之旨、海河上、津々浦々諸關渡、上下無其煩、可勘過之由、所被仰下也、仍執達如件。

寛正二年四月四日（長祿三年の翌々年なり）　右京大夫（花押）（細川勝元なり）

畠山右衛門佐義就事、令沒落下向南方云云、不移時日致出陣、相談左衛門督政長手、可抽忠節、於討捕義就之輩者、可有恩賞、若又有同意之族者、速可加對治之旨、可致下知衆徒國民等之状如件。

九月廿三日　花押（前の袖判に同し）

興福寺別當僧正御房

前のは細川勝元が商船税を紛更せる事に關し、後のは畠山義就が興福寺衆徒に結ひて一族政長と爭ひし事にかゝる、並に應仁亂の原因となる事にして、三管領の衰頽を促したる始めなり。

關東管領は賓德に成氏立てより、やがて下總古河に奔り、古河堀越（政知）兩公方の分爭となれり、爰に鶴岡八幡宮文書の成氏安堵狀を擧て一節を結ぶ。

鶴岡　八幡宮御供料所、武藏國青木村内（宗興寺林慶昌庵買得之）幷船役、同地下人等（買得所々）相模國早河庄久富名内（中村攝部助落合式部入道買得之）同國阿久和鄕内水田、同國桑原鄕内田畠、同國筥根山關所（落合式部入道同前地）等事、雖令沽却、爲德政所返附也、早止買得人綺、如元可全知行之狀如件。

寶德二年九月廿一日　花押（足利成氏なり）

早河庄は賴源朝が石橋山戰敗の難を救ひたる功により、筥根別當行實へ恩賞に與へたる地なり、將軍義勝の時より、賣地者が其地を取戻さんため、德政を主張して土民を煽動したる事、京畿には甚だしかりしも、關東も亦同じく弊害を受たると、此等に徵さるゝ。文中に筥根關も見ゆ、皆筥根別當の所領なるに、此時は豪族落合氏に賣與し、又德政にて取戻したるなり、鶴岡社は伊豆山と筥根別當との鎌倉出張所と

いふべき所なり。義政時代の文書は室町も、鎌倉も、共に此類にして、社寺には猶安堵下知を與へたれど、事實行はれざうもなき秕政多く、年を逐て衰頽に赴きたれど、書面は猶年月日を具書せる公文體（即ち私狀）なり、後世御朱印地の源となるものとす。

第四十節　室町季以後の文書。

攝關家の莊園宰制に私狀を用ゐしより、院政時代の公文體となりしに、後小松帝までに、記錄所も、院政も皆廢れ、幕府の御教書下知執達狀は猶行れたれど、應仁文明の瓦解より是も行はれず、爾後の文書は全く消息と成行たり、故に院政時代を古文書學に於ては私狀時代と換稱して不可なかるべし。私狀も消息なるとは前に細說したり、前節に擧例したる如く、院政時代は此文體が自然に公文となりたれど、文明以後は公文てふもの行はれず、たゞ恐々謹言と結び、月日のみにて、或は某殿參る（皆にはあらねど）と書し、純然たる消息贈答する時代となりたれば、此後の文書中には著しき事實なく、名判の世に知られぬは時代を判せられぬもの多し。爰に山城國離宮八幡宮文書數通を擧く、以て私狀の消息に移る過渡を例さるゝ。

近江國梓關役事、於二八幡宮内殿御燈油者一、任二公方樣御代々御判之旨一、諸役無レ煩之由、堅嘆申之間、致二油幷荏胡麻往來者一、自レ今以後不レ可レ有二違亂一者也、仍證狀如レ件。

寛正四年十一月七日　花押（六角氏か、未詳）

大山崎神人中

（此一通は以前の公文體なり）

當所事、敵可レ令二發向一之由其聞候、然者播磨（赤松）勢加二談合一、可レ致二忠節一候也、謹言。（界下に對する敬稱）

正月六日　（細川）勝元花押

山崎面々中

（是を通して內書といふ、即消息なり）

八幡宮大山崎神人等申、荏胡麻以下運上船事、諸關渡無二其煩一之處、於二河上關々一寄レ事於左右、成二違亂一云云、太不レ可レ然、早任二先規一無二相違一可レ勘過一之由、被二仰出一候也、（被仰出は將軍の仰出なるべし）仍執達如レ件。

文明十一
十二月十四日　英基花押

（二人は幕府引付、或は管領の執事なるべし）

元連 花押

（文明十一は書入なり、爾後年月の記載に定式なし、此狀は執達狀なれど、書式くづれ、宛名の書樣も消息なり、）

河上

諸關務御中

今度牧合戰依失利、諸勢當所引退候之處、無等閑旨注進候、雖于今不始儀候、祝着候、定一段可被仰出候間被抽忠節者、彌可喜入候、委細猶隅田下總守（使者なり）可申候、恐々謹言。

九月廿二日　（畠山）政長 花押　（政長は前節の末興福寺文書に見ゆ、此時も勝元方の東軍に屬す）

山崎諸侍衆中　（以下を感狀といふ、全く消息の書方なり）

於去三日、大山崎山城合戰事、抽忠節分捕高名之由、浦上美作守（おとな役にて大將なり）注進到來候、無比類候、彌向後之儀憑入候外無他候、恐々謹言。

八月五日　（赤松）政則 花押　（赤松政則も東軍にて、東軍は北朝方と見るべし）

大山崎諸侍中

寛正八年に應仁と改元す、首に擧たる寛正四年の證狀と、第三に擧たる英基元連の執達狀とは、同じ性質の公文なれど、後なるは被仰出、執達と書ながら、年號を略し、消息類似に認めたり、是は應仁の瓦解にて俄にかく變りたるにはあらねど、寛正文明の交僅か十餘年間に同じ社家所藏の文書に著しく相異を示す此の如し。

消息の書式は、鎌倉幕府の起る以前より早く法樣に故實のあるとなりき、三條左大臣實房の尋ねによりて、中山內大臣忠親の書集められたる消息耳底秘抄てふ傳書に、仰書の作法と題して「御硯を給の時、硯を主人に向ておく也、先筆を取て、次に墨を摺て、主人の氣色を可伺、不得尋と、敬者其心地可書也。文字の詞は違とも義理に於ては不可違、主人の御名に於は進所の上中下に随て文字の眞行草可用之云云。」又消息故實と題して「書物上下の事は、上は一寸餘置之、下は六分許置之、端は三行許置て可書也、或説云劣一置程端を可置」とあり。又墨付と題して「初の行の筆つゝき墨にて、次の行の字なりとも句つゝきをは可書也、次の句歟、第二の字よりは、墨を染へし、第三行始は必墨を染へし、是を消息の墨付とは申也。又事の初をは必墨を繼

へし、名字をば事に寄て墨黒く可ㇾ書とある、以て公家にて消息を書く禮式の一斑を見るべし。 武家も主從の作法は謹嚴なり、右筆が將軍の仰を奉し、案主が執權の旨を承て、其面前にて書く禮儀は亦前同樣にぞありつらん、今に傳へたる御教書奉書等は此の如くして作りたるものと、其心して見るべし。 武家の作法の公家よりも嚴格なりしとは、書札作法抄に「關東先代（鎌倉源家を云）の時は、武家の書札は各別分明に見えたり、建武暦應以來武家御在洛の後は、公家武家僧家の書札皆同じやうに書と多し、其故は武家の消息は、墨黒に、文字正しく、字勢も定り、手跡のやうも狼藉には書べからず、當家樣、幷法性寺殿やうを本に出されしかば、其外のやうはたゝましき物に見えし也、今はさやうに消息をも假字（カナ）をも書ては、昔やうとて嫌ふ、但諷（フ）誦（ジュ）、願文、色紙（シキシ）形、勸進帳以下の物の尤可ㇾ然は、いかにも家樣をも可ㇾ然かと見えたり、よのつねの草の消息、歌、連歌の假字儀は、みな公家を殊更本とす、公家の草の消息、幷假字は、併伏見院殿の御やう成、但それも筆をわろく心得て書は昔御所やうとて、當時はをかしき樣見えたり云云」と見え。 又奉書にも主の裏判をせらるゝとあり、奉行等の判許（バカリ）にては猶不審もあり、又みす行難き程の書は皆うら判をせらるゝ也、其程大事にても

なき事には唯奉行人の判形許也、奉書にもさま〲あり。一請文の事、御敎書など
の返事也、墨黑に、字ちひさく裏判をして、面には名字をかくべし、あけ處をはかゝす、
當時武家の御一族は請文にも面に判をせらるゝ也、不可然と云人もあれと、公方よ
りの咎もなければ、左右にあたはぬとなり、關東先代の時こそあれ、當御代には如此
のとは巨細の御沙汰に及はさる歟、能々分別すへきとなり、今の奉行は稽古不足な
る故に、文章をも深く沙汰せさるもことはり也」とあるなどにて、院政以前より消息
をかく法式の階級によりて差別あり、武家は官位こそ卑けれど、消息法式の階級は
却て公家よりも嚴なる樣子を知るに足る。かく文字に眞行草の差あり、墨色にも
濃淡の注意あるなど、僅の文字を認めたる文書にも種々の作法を存じ、怠れば不敬
となり、咎めを蒙るほどにて、足利時代はます〲繁縟の品節に成行けり。爰に武
家の階級を知ために、大館常興書札抄諸家被官を表擧すべし、

一諸大名被官少々交名之事、

斯波殿（尾張とも武衞とも云、三管領の一なり）内　甲斐　織田　二宮

畠山殿（河内を本國とす）内　遊佐　神保　土肥　椎名　元田　甲斐莊

細川殿（丹波を本國とし、上細川と云）内　香川　安富　内藤　藥師寺　秋庭　長鹽

以上この三家の事、まへにも申ごとく三職と申すなり、この被官衆おとなし人のかたへは、進之候をいかにも墨黑にちと大きに書べし、恐々謹言もさのみ草になき程にあるべし。（文例には恐惶謹言と書けり）

山名殿内　鹽屋　太田垣　鹽冶　田土　太庄

一色殿内　宇治家　延永　三方　石川　小倉

細川讃州（淡路阿波を兼ぬ、下細川と云）内　三好　飯尾　宮成

畠山匠作（越前大野に居る）三宅　遊佐　齋藤

赤松殿内　浦上　小寺　上原　土田　明石　中村　大河原

大内殿内　陶　豐田　杉　神田　廣中

京極殿内　隱岐　多賀　若宮　下河原　赤田　箕浦

土岐殿内　齋藤　大島　遠藤

武田殿（若狹安藝甲斐）内　内藤　粟屋　速見　武田　熊谷　白井

富樫殿内　めか　山河

此方被官衆大概おとなし如くに進之候と書べしさのみ草になく可書也如此の諸家被官の內にても、おとな衆にてはなくて、末々の輩にはいかにも進之候も草にあるべし。

此分を記しあれど、此外に吉良、澀川、石橋三家は管領に准し、又今川、仁木、桃井等の一門あり、六角は京極と同輩なり、九州には小貳、大友、島津、菊池等あり、關東は公方の下に上杉兩管領あり、千葉、佐竹、結城、小山、宇都宮等の八將は國持衆に比し、今川は副管領の如き威勢ありて、猶大內の九州に於るに等し、みな被官におとな衆あり、分國の守護代となる。おとなは後に咾と書き、國老をかく稱ずる樣に成行けり、此の如く諸國割據の姿に移換りたれば、足利氏は惟鎌倉先代の名望を上に繫けるまでにて、御敎書及び下知執達狀にて諸大名の領地を與奪すること能はざりき。然しながら日本古來の結習として、門閥の名譽は土地人民を支配するに非常の力あるものにて、平和の交際や、文書の贈答に、其品節は世を逐て繁密になり、文面こそ瑣末の贈遺、簡短の口上なるとも、消息書式のむづかしきとは中々輕卒に看過すべきに非ず。因て大館常興書札抄を抄錄して其趣を示し、幷せて消息文例に供へん。

一武家方三職(三管領を云ふ)江之書札事(へをにと書く誤用は、此時より然り)

先日以奉行被仰出候間之事、急度被加御下知候者、可然被思召之段、得其意可令申由・上意候、此等之趣、宜得其意候、恐惶謹言。(恐惶は恐々より重し)(申次衆の申達書なり)

月日　名乗判

右京大夫殿(細川管領を云)參人々御中

從御屋形、鷹ニ鳥拾鯛一折被送下候、祝着畏入候、御意得候而御申所仰候、恐々謹言

月日　名乗判

安富筑後守殿(上細川家の守護代おとな衆へ宛たるなり)

箇樣にも可在之、總て三職へも直札たるへき勿論也、然共事により、細々の儀ならば被官中への狀の分に認候也、(徳川氏の時、諸大名より三家三卿へは總て御附家老へ充)御披露にあつかるべくとも、自然書事もあり、又かやうに可爲嘉悅などゝ、何となく書事も故實也。

一吉良殿、澀川殿、石橋殿之事、三職への如く大概同事なり、此内にて吉良殿は一段

御賞翫也。

一山名殿、一色殿、細川讃岐守殿、畠山修理大夫殿へ之事、

先度如レ被二仰出一、尤之御用之子細候、御所勞被レ加二御養性一、早々御上洛候者、被二悅思食一之段、得二其意一可レ令レ申之由候、宜レ得二御意一候恐々謹言

月日　名乘判

謹上　一色殿參

凡此趣也、箇樣に謹上書に參といふ字は書に不レ及事なれども、賞翫の一廉にかき加ると故實也、謹上と書事、人々御中よりは下也、然共謹上は我より上へも下へも、又同輩へもわたりての書樣、書札のかんよふといへり。

貴札旨令二拜見一候、仍御轡三口御進上候、則致二披露一候之處、被二悅思召一之由、得二其意一可レ申段被二仰出一候可レ得二御意一候恐々謹言。

（替名を用）卯月十一日　彈正少弼尙氏判

謹上　山名殿尊報　（或は尙氏判右衞門督なり山名殿參進覽候とも）

一赤松殿、大内殿、京極殿、六内殿へ之事、大概一色殿なと同樣なるうちにて少し

輕し（尊報を略す等）。

一土岐殿へ之事、

御札之旨拜見候、抑御太刀一腰、鳥目萬疋、送給候、尤以祝着之至候、仍太刀一振、國馬一疋、（鴾毛印雀目録）令進之候、併表祝言計候、委細遠藤丹後守可被申候、恐々謹言。

十二月七日　尚氏判

土岐殿　御報（又は貴報とも）

鞦五具拜受、一段畏悦之至候、猶宇都宮石州（江）令申候、恐々謹言。

十二月七日　尚氏判

左京大夫殿　進覽之候（土岐殿の事也）

御宿所と書事も在之、又参といふ字を自然に書加る事もあるべし、山名相模守殿、和泉兩守護武田殿、仁木左京大夫殿、六角殿、山名中務少輔殿、富樫殿なとのたくひ、何も土岐へのとくなるべし、大概大内殿、赤松殿、京極殿同前趣也。

此次に御供衆、外樣衆、番方、及ひ奉行衆、社家方等の文例あれど、番方以上は畧これに同じ、奉行衆以下はすこし下り、進之候とかく、煩しければ畧す。

大館尙氏は將軍義澄の比の番頭衆にて、申次をなしたる人なり、京都寶鏡寺文書に其代官職請文あるを此時代の文例に擧ぐ、

御臺樣御料所、伊勢國益田庄御代官職仰つけられ候につゐて條々、

一當御年く京ちやく、參万疋たうねん中にみしん(未進)けたい(懈怠)なくかいせい(皆濟)申へく候、たとへせん御代官、そのほか南部以下、又はたれ〳〵よくりう(押留)仕り、とかく申候共、うけきりとして申さため候うへは、かんすい(旱水)ふうそん(風損)せんなう(前納)のきを申さす、とりさた申へく候、この三万疋においては、けんみつ(嚴密)にすまし申へき事。

一さい(在)所の名しゆ(主)、百しやうともとして、もしいらん(違亂)わつらい(煩)申候共、この方として申つくべく候、いつれにさやうの時は御下知をは申いたすへき事。

一としのはしめ御れい、かき(柿)百合、鳫貳しん上申へし、これは來年よりの御事たるへき事。

一御たのむ(頼(八朔))錢貳百疋しんなう申へし、これ來年よりの御ことたるへき事。

一きんわんさまへ、しんなうのかき百合に、なのおけ、せんさのことく來年よりしんなう申へき事。

右條々、いさゝかたりといふ共、ふさたあるへからす候、もしふほうけたいあらは、御代くはんしきめしはなさるへく候、その時とかくの儀申あくへからす候、仍請文狀如件。

永正元年甲子八月十九日　　大たちいよのかみ

尙氏花押

屋々御ちの人の御肩へまいる

女へ向くる請文なるを以て假名文に書たり、高札條目など貴賤に掲示するにも亦假名文を用ゐ、是より通文に假名交り多くなれり。伊豫守は彈正少弼よりは昇進の官なれば、前擧の消息は是より以前の明應比のものなるべし。

延德三年に伊勢新九郎長氏（早雲）が今川氏に托して伊豆の北條に據たるは、浪士の大名となりて舊門閥の退轉する濫觴とす。其比は鎌倉管領（執權なり）の山內、犬懸、扇谷、

三上杉と、古河公方成氏と相爭ひ、足利政知（義政の弟）を伊豆に奉し、堀越公方と稱す、延德四年は明應元年なり、其比關東管領の文書の例に相州文書足柄郡川岸村の大森氏文書上杉（山内）顯定の書狀二通を擧く、

先刻如啓候、治部少輔、幷今川五郎、伊勢新九郎、今對陣於軍者、可御心安候、既　公方樣御發向之上者、不移時日、自身出陣候樣、武田五郎方へ被屆可然旨、遲々不可有由候、巨細長尾右衞門殿可申述候、恐々謹言。

九月廿五日　（上杉）顯定　花押

大森式部太輔殿

就當地滯留、懇切之書簡、快悅之至候、兩上樣御一和之事、可被任言上趣候、猶以申調最中候、爰元可御心安候、近日可歸陣候。仍越州之時宜無差事候、彌遁目候者、可啓候。次打鮑給候、賞翫無極候、恐々謹言。

八月十四日　（顯定法名）可諄　花押

大森式部大輔殿

前のは北條早雲初起の比なり、後のは顯定薙髮して古河堀越和睦の時なり、いづれも明應年中のものなれど、猶尋ねて年を判知する緣あらん。是より文明以後管領家のおとな衆、及ひ今川氏、北條氏の禁制を彙擧すべし、

禁制　　（是は武藏國久良岐郡寶生寺文書なり）

武州久良木郡平子村、於石川談義所、當手軍勢、濫妨藉藉事。

右有違犯之輩者、可被處罪科之狀如件。

文明十年二月日　　沙彌（花押）（太田道灌）

（並に駿河國沼津妙海寺文書）

袖判（北條早雲）　　（朱印）

一諸公事

一陣僧事

一諸公事

一陣僧事

一飛脚事
右堅令停止之、若申族有之者、則可被注進者也、仍執達如件。（早雲の仰を執達の義なり）
永正十二乙亥五月八日
沼津妙海寺

一飛脚事
并棟別事但寺中
右韮山殿如御判、北川殿御末代被免除畢、若申族在之者、可被注進者也、仍執達如件。
永正十六己卯八月八日
津妙海寺

前のは上杉管領おとな衆の狀なり、書式以前のものに同し、後の北條早雲は今川家おとな衆なるにや、年號下に干支を割注し、年の字なく、下に連署もなし、此比より年月の書式かく頽れたり、北川殿は今川の一族被官なるべし、書式同し。其後天文廿年癸卯（以下行をかへ）七月十七日　花押（北條氏康）にて、當寺を小田原へ引たる免除狀あるは、袖判朱印を用ゐず名判を居ゑたり、消息時代の公文に古式を失ひたるは此類なり。次に擧るは同國有度郡清水寺文書なり、是は足利氏の一門にて、鎌倉の執權とも稱する家なれは、其管國へ禁制條目を裁

許する資格あれど、書式は前のと異なることなく、前に朱印を捺して、後におとな衆の連判はなし、此比の公文はなへて頽れたり、但し年月日の書式はたゞし。朱印を捺することは應永の比より既にこれあり、或は明人の文書に傚ひたるならん、印判のことは後章に詳述すべし。

一參籠衆寺へとゝけさる事　（今川氏親朱印）
一竹木の枝おる事
一らくかき事
一馬のる事
一大くるひひるねの事
一笛尺八かたひの事
一十こくなとの修行者に私として宿をかす事
右於當寺有背此條々者堅可被處罪科者也仍
執達如件

永正十一年八月十八日

又相對の文書は當時爭亂の央に民間に用ゐられたる貸借證文を、武州文書より二通を擧おくべし、いづれも年月日を備書せり。

かり申料足事

合拾貫文者此方かふちん壹貫かり申候（合拾貫文 貫別四十文 みな 奈良朝此の書樣を習用せり）

右每月貫別四十文つゝ、りふんをあいそへ、來十二月中にかならすく返濟可申候、つし殿をうけにたて申候うへは、さらく ふさたあるましく候、仍如件。

文明八年六月十一日　則長花押

氏長花押

麻之座中より一志小三郎殿を代物拾伍貫文に入申候物也、御執繼者八日市左衞門太郎殿也、仍爲後日如件。

大永六年丙戌貳月七日（干支を小字に割書するは室町時代に始まれり）　麻座中　朱印

一志〔花押〕郎殿參

室町の初めまでは神佛の信依により、社寺へは猶格段の保護を與ふることを務たれ

ど、是とても世を逐ふて胡亂に成行たり、更に春日社興福寺文書より三通を擧て當時の政令、及び民況を考ふるに資す、

就兵庫關之儀藤春房高札可被相下間之事、致披露候處、無相違預御許容候之條畏入候、隨而於向後、對關所、更以不可有競望緩怠候、万一致不儀、子細候者、與御寺門申合、可相支申候、若猶致緩怠候者、其時重而可被相載高札候、仍請狀如件。

長亨元十二月廿五日　越智彈正忠

家榮花押

請申　條々事

一一國平均造宮要脚、土打段米段錢、進宮以下、當山總別知行分、雖爲一粒、不令抑留、每年無闕怠、可令運上於寺門、自然未進等時、寺門使者催促之時、曾以不可有陵爾事。

（運上の字是より習用されて税の替稱になれり。陵爾は音讀す、普通には聊爾に作る）

一於向後、永寺社領等、殊更富外山其外諸院諸坊領、全不可成其綺事。

一今度於慈恩寺邊、長谷寺通路相塞條御腹立尤候、於向後者、如此之亂惡、一向不

可レ有二其沙汰一候、幷當山知行之在所、號二兵士一新關等興行之儀、堅可レ令二停一止之一、其外對二御寺門一、不レ可レ有二別儀緩怠一事。（寺門とは興福寺をさす）

右依二集議一請申狀如レ件。

永正十三年丙子卯月七日

多武峯寺官
明專花押

掟旨（日書に奈良市中條目）

一金子の代拾兩につき貳拾貫文ハイミミタルヘキ事。

一銀子の代拾兩につき貳貫文ハイミミタルヘキ事。

一米の和市百文につき當分壹斗四升ワシタルヘシ、タヽシ米出來之時者重而和市可レ被二相定一事。

一うりかひ物の儀者、是迄のことく壹貫文の物は壹貫文にハイミミタルヘシ、其外高下同前事。

一諸成物にも此旨を以其御沙汰セシムヘキ事。

以上

前の請文は是迄の普通の案文なり、中のは官府文の趣を存ず、書札作法抄に聖道樣僧家を云の文をよしといへるに徴すべし、後の掟は年月日なけれど、此比のものといふ、平假名片假名の書交せば通例の外なり。　此掟の參考に大內家壁書より左の一通を擧おくべし。

金銀兩目御定法之事

こかねしろかねの兩目の事は、京都之大法として何れも一兩四文半錢にて、二兩九文目たる處、こかねをは一兩五匁にうりかふ事そのいはれなし、殊に御分國中如此云云、代はたかくも、やすくも、其身〳〵のはからひたるへし、兩目の事は京都の法をまもるへし、若此旨を背やからあらは、經上裁罪科有へし、自然又此法を破輩を聞出事あらは、慥遂糺明、其科不遁者、重科におこなはるへし、仍下知如件。

文明十六年五月日　參河守重行判

社寺は既に爭亂の渦卷に入たる樣なれど、金錢の事は盜賊の所行とて武士の痛く憎嫌ふとなるにより、京都即ち室町幕府の法を堅く守れり。

京都は細川管領も既に權威を失ひたれば、足利將軍の御敎書は傳はるもの少な

し、京都本滿寺文書に大永七年のものとて將軍義晴の內書あり、左の如し、

> 就二山科退治之儀、加二下知一之處、於二新日吉一及二合戰、殊數多討捕之由、尤無二比類一候、彌勵二戰功一者、可レ爲二神妙、猶高信可レ申候也。（感狀なり）
>
> 八月七日　　花押（足利義晴なり）
>
> 本滿寺

> 就二今度山科御退治之儀、於二新日吉口、被レ及二合戰、敵數多被二討捕一之旨、御感候、仍被レ成二（闕字）御內書一候、彌可レ被レ抽二忠節一之由候、恐々謹言。
>
> 八月十七日　　（大館）高信花押
>
> 本滿寺御房

前の壁書と、後の內書とに下知とあるは、下次狀を出したるにてはなく、惟命令、といふ習用語になりたるなり、大館高信は前の尙氏が子姪にて、申次衆なるべし。

又管領の執達下知に代る文書も、同し內書を出せり、大和の多武峯（今談山社）文書に、

今度　御入洛、爲御先勢、阿淡（下細川讃州なり）兩國之衆、相供至堺津着岸候、然者此砌勵戰功、被抽忠節者、別而可有御褒美之由、被仰出之條、滿寺之申事於在之者、達上聞、可申遂其望候、猶遊佐彈正左衞門尉可申候也、恐々謹言。

正月七日　（畠山）義堯花押

多武峰

衆徒御中

永正五年細川高國が畠山義堯と結び、將軍義植を堺より京都に迎へたる時の內書なり、阿淡は三好氏の兵なり、遊佐は畠山の守護代にて、彈正左衞門は其一族の申次にあたる使者なり、是を細川管領の權三好氏に移る端とす。

前の大館常興書札抄に記する如く、細川の三好、畠山の遊佐、斯波の織田などは、皆おとな衆、或は守護代とて、將軍へ直參の大名なり、關東上杉の長尾、太田も亦然り、惟新起の北條は如何にといふに、亦尊敬されたるものなりしは、上總國長柄郡寺崎村の宮崎氏に藏する北條氏綱の弟幻庵長綱（明應の生れ）前年の覺書を擧て證せん、

おほえ　（假名は今の通用に改む）

一きら殿御屋かたと申されべし、こなたの御屋かたをば、おたはら御屋かたと申てよく候、又は小田原殿とも申され候べし。

一御としうちにては上さまと申候はん事もちろん、こなたかたへの文の上がきせうかう候はてかなはぬ事にて候、なに殿といふ御名つけ候てもつとものよしけんあん申候つると、大かた殿へ申給ふべく候、これは正月の文より入候べく候。

一大かた殿をは御たいはうと申されべく候たゝしこなたかたへの御文には大かたとのとやわらけ御かき候てよく候心は一つにて候。大方こふよみ　これはひつきやうしてはおなし事也　大上様ひくわんしゆのこととはとも申物也。

一きら殿の御前へまいり候はん物、上らふとりつき給ふべく候、又後々の事はあまりきやくしんもかへりてわろく候べく候。

一（以下婚姻祝言の諸事式四條略す）

一みうち衆御れい申され候はんやうたいの事。

せたかや殿の御いへにつきたるおとなしゆをは一つれにそのしゆはかり御あひしらい候べく候　御つきのさしきの事三のまへんにてひきわたしにて上らふしやうはんしかるべく候　御つきと申てもしやうしひとへの所なとはあしかるべく候。

一ほりこし殿の御いへよりつきてまいりたるおとなしゆをば、一とに御あひしらい候へく候、あひしらいはおなし御事にて候。

一おとなしゆに御さか月給候はん、時しやく申候はん人なく候、上らふせんをおしやり給ふてをくへ御たち、御さか月にちやうしそへて御いてまいらせ候、これによく候べく候。

一きんしゆの衆御れい申候はんやうたい、おとなしゆとすこし引かへ候てよく候　これもさしきはおなしさしきにて候へく候、おさかつきはかり給候へく候　さか月のくきうにくみ付候物候（次の二條略す）。

一さい下ての人に御つかい候こそ、てひろふたにはすへ候はぬ物にて候、たとへて申候、くほうさまより三くわんれいはしめめん／＼にくたされ候も、ひろふたさた候はず、御一ぞくの御かた　きら殿　石橋殿　しふ川殿なとへ御ふくまいらせられ候事も候つる時もひろふたいて候はぬよし、いせのひつちう物かたり候、そう□なとはきんしゆ候へは見およひ候つるとて候、くけ衆御けらいへも同し事とて候　みのとき殿にてさるかくにいたされ候こそてをれん中よりひろふたにすへていて候時、ほうこうのきやう衆はらい候つると、そう二物かたり申候　ついてのさいかく御心へ候べく候。

一おたはら二御屋かたより御れいき候へく候、御つかいおとなしゆ御あひしらいのことく、引わたしにて候へく候、きんしゆの衆にて候とも屋かたの御つかゐにて候はゞ御あひしらいおなしかるへく候、屋かたは今くわんれいにて候、その御つかゐは御ほんそう候はてかなはぬ事候。

一そくのしゆ、けん三との、しん三郎ときいつれもれい申候はんつかゐ、御屋かたの御つかいとはすこしかわり候へく候、大かたとの御たんこう候て

あひしらゐ給ふべく候（次の三條略す）。

一あきんしゆ御れいにまいり候へく候、御あひしらい、此ほど大かた殿になるれつけたるやうにあるべく候。

以上大りやく此分か（以下正月節句玄猪の儀略す）。

一さとうしゆ参候はゝ、御さか月給御ひき給候へく候、あなかなたに候はんするさとうしゆ参候はゝ、御ねん比は候べく候、なれ／＼しくは御おき候ましく候、ついてに御心へ候へ、ざとうとてもおとこのめのくらきにて候、女中かたへあんないなしに立入物にてはなく候、てんかそのふんにて候、やすき事やうしゆゐん殿の御ときうちつなくわ一と申候けんきやう候つる、へいけ御きゝ候とて、われ／＼おほへ候てからかみのまへ一とめし候つる、その時もやうしゆゐんとのはおくのまに御さ候、さんねんさとうと申せばいつれもおくかたへ参候、心へかたく候へとも、御國ふりにて候まゝ、一人して申されす候、たゝしみん一なと参候はゝ、御心やすく御とひ候てもくるしからす候、おさなくより御しり候、又としよりねるふつゝかぬ物にて候、御ねんごろ

よく候へく候す下略　かやうの事はへいせいもかたきをめされつけ候て御
をき候へく候、きんねん近年こゝもとさだめかたに候て、きはくとも候はす共、
するかなとはさやうの事きはめて式はうくに候へく候、御覺悟候べく候。

十二月十六日　　　　そう哲花押

此一巻は高源院殿御姫御方君世田谷へ御入輿の時、北條氏綱朝臣の弟三郎長綱入道
幻庵の書て參らせ給ふ文書なり文の内にけん三とのしん三郎ときと有は此源
三殿は陸奥守氏照なり新三郎は幻庵の嫡綱重なり長綱法名宗哲天正十七年己
丑年十一月朔日齡九十九歳にしてみまかり給ふ鞍打の名人にして世に知れる
弓馬の道にそ秀たるとかや

干時文政六癸未年九月十六日　　源義房誌

是は天文の末に書たるものなるべし、吉良殿は武藏世田ケ谷の城主なり、北條も同じく御屋形と稱し、管領とあるは、氏康の時にかく昇進したるにや。上杉謙信は管領の被官長尾氏に生れ、管領の榮耀が如何にも目映く覺え、これに昇るを生涯の望みとして、遂に上杉家を相續して上洛し、將軍義輝の偏名を賜はり、輝虎と改名し、屋形號になりたるは、大滿足にてありしといふ、當時の亂にも門閥名譽の尊榮なる此

の如し。然るに北條氏は伊勢新九郎より突起し、三代目には管領屋形と稱ずるに至る、是は如何なる資格によりたるにや、或は早雲の時に先代北條家の跡を相續し、其門閥によりたるにもあらん、猶尋究すべし。

天文に至りては三管領みな衰微して、いよ〳〵おとな衆の執事政治に移行たり。爰に河内國金剛寺文書より三好康長の折紙を擧ぐ、

就德政之儀、寺中被申事在之由候、此段者先方代々證文明鏡之條、以其筋目、今度之儀茂任先例、無異義旨申候處、借主不用信用由候、猥仕立不謂事候、早可被停違亂候。但前々被相除證跡、被相推證文候者、被出帶可被申分候、以其上有樣次第、可令沙汰候、恐々謹言。

(端書に天文七年)
卯月七日　　三好山城守
　　　　　　康長花押

折紙とは料紙を横二つ折にして書たるをいふ、昔は竪紙の公文に添る注文、交名、目錄などに折紙を用ひたり、消息も折紙に書たるにや、南北戰爭の比には折紙の消息をまゝ見る。此書状の如きは公事の沙汰なるに、亦折紙消息に認めたり、消息時代

の書札は名判、或は朱印を用ゐ、受領名、名乘、法名の差別なく、又竪紙、切紙、折紙の差別なく、同例同式の案文を書き、月日、或は年號干支、或は月に異名を用る、まち〳〵なり、故に寫しにてはさして異なる所なけれど、原本の料紙を見れば殊に異樣を覺ゆるにぞ。

此後三好長慶權を執り、永祿八年より執事松永彈正に權を移さる、織田信長因て斯波家の守護代より京都に入て之を討し、代て政をなし、右大臣に昇り、又其將明智光秀に殺さる、因て新參の木下秀吉之を誅して政をなし、豐臣關白となるに至れり。是を個人より謂ば匹夫より天下の大柄を執たるなれど、文明以來將軍管領守護代と漸次に下移したる順序を逐へば守護代家新參の士の手に落たるにて、固り偶然にあらざるなり。此時群雄四もに起りたれど、文書の例はたゞ中央政府の系統を擧れば、他はさして異る點もなし。天文十八年三好長慶入京し、將軍義輝を奉し、松永彈正を執事となし政務を左右したるは、織田信長が之に代る霸心を啓きたる原なり、爰に京都革島氏文書及び淸凉寺文書より三好氏の禁制各一を擧ぐ、

禁制　革島荘（山城葛野郡川島）

一國質所質事
一請取沙汰事
一押買事
一喧嘩口論事
一市立庭相論事

右條々堅令停止訖、若於違犯之族者速可處嚴科者也、仍下知如件

天文十九年七月日　筑前守（三好範長）判

禁制　嵯峨千部經中

一國質所質事
一喧嘩口論事
一押買狼藉事

右條々堅令停止訖、若於違犯之族者、速可處嚴科者也、仍下知如件。

永祿七年二月日　修理大夫（三好長慶）判

是を三好長慶が最始と最後との下知とす、案文は公文の趣に合ふ。此時京師の鎮護届かず、公卿は亂を諸國に避たり、駿河國安倍郡臨濟寺文書に、

（端書に）仰天文十八、七、二

するか（今川）とおはり（斯波）とくわほく（和睦）の事、たいけん（太）ちやうらう（長老）へちよくしよ（勅書）つかはさ

れ候、さおひなき事にて候はゝよろこひ思しめし候、御しゆりの事なとも
おほせいたされ候へきにて候つる、とりみたしのおりふしにて候程に、時分を
はからい申候はんするよし、太けん申され候つる、いまのおりふしなとなほせ
いたされ候てしかるへく候はんするや、いつれもよく御心得られつたへらる
へく候、よし申され候　かしく

四つし大納言とのへ

尾張は斯波家をいふ、是年守護代織田信秀卒し、信長十六歳になる、四辻大納言は駿河の在所に亂を避たる人ならん。正親町天皇永祿年中は松永久秀三好氏の事を用ゐ、畿内騷擾中なり、法隆寺文書に永祿二年の久秀が書狀を傳ふ、

當寺之儀、度々如申、無疎略候、各現形之仁者不誠、還而破滅之基候歟、長久可然樣にと存、申付事候猥候者、重而も惡逆不可有盡期候、向後之儀者嚴重に可被仰付候、構無道理不盡之儀、曾以不可有之候、防禦之儀隨分可申付候、不可有御氣遣候、恐々謹言。

八月拾七日　　久秀花押

松永彈正少弼

法隆寺年會御僧中

久秀は後こそ東大寺大佛殿を焚たれ、初めは大寺の防禦に心を盡したり、信長も亦社寺を抑制したり、佛法の末路に免れぬ運命と知べし。其後信長近江を討平けて入京し、三好松永を追拂ひたる比、久秀の消息は東京護國寺に傳ふ、

御書拜見致候、仍當表之御儀、越州衆申談及行、織田九郎、森三左衛門(可成)を始、其外數多討捕候、昨日我等式山科相働、醍醐迄放火仕候、山崎邊火手合申候、先至而坂本居陣候、一兩日中京都へ可罷上相談半候、野田福島彌堅固相聞申候、一途程不可有御座候條、御心易可被思召候、隨而其表御行延之御樣體、如何御座候事候哉、前々被加御意筋目相違仕候、片時も早く被成御渡海尤存候、此等趣宜預御取成候、恐々謹言。

(元龜元年)九月二十二日　(淺井)長政 花押

栖雲軒

廿九日之御狀、六日到來、令披見候、當春之佳兆、重疊不可有盡期候、年頭之吉事承、即

時可ㇾ爲㆓本意㆒與大慶存候、遠州表合戰、信玄被ㇾ得ㇾ利、德川敗軍、信長衆歷々相果候由、珍重存候、京表行之儀、急存候御國に有之信長衆も今之分候者たまりかたく存候、無㆓御由斷㆒御調略專一候、恐々謹言。

正月二日　(松永)久秀　花押

栖御返報

前のは本願寺光佐(顯如)三好に加勢して信長を攻たるとき、淺井長政が叡山より攻入たる事の消息なり、後のは味方原の戰に確當す、天正元年の消息なり、是年信玄卒し、明年信長入朝し、三好松永退散せり。織田氏の文書は大覺寺文書に、

御門跡領所々、同下河原領、幷功德院分等之事、以㆓當御知行之筋目㆒被ㇾ成㆓御下知㆒上者、自然誰々申掠、雖㆓相紛儀在ㇾ之、全御領知不ㇾ可ㇾ有㆓相違㆒候、仍如ㇾ件。

永祿十一　　彈正忠

十二月十六日　雜　　信長(朱印、最初の天下布武)

大覺寺御門跡　雜掌

是年の九月廿六日信長入京し、始めて朱印を公文を施行す、

山城國御所内七拾石餘、幷嵯峨内生田村高田村貳拾七石餘事、爲新地進覽之、全可有御直務之狀如件。

天正三年十一月六日　信長（朱印第二の天下布武）

大覺寺殿

其面々樣子爲可聞屆此小者兩人越置候、此間諸口ヨリ如注進者、早從此方切所を越候、然者其さきゝの事は、以多人數押詰候はゝ、手間不入、可屬平均事、案之中候、我々出馬儀無油斷令用意候て、一左右相待候、能々見合候て、發足之日限可申上候、然而其内聊爾之動、努々無用に候、自然少も越度候者、外聞實儀不可然、可爲曲事候、城介事わかくて、此時一人粉骨をも盡し、名を可取と思氣色相見候間、每々卒爾之儀可有之候、其分別候て、十の物十ながら勝手子細候者可及行候、半分〱の儀候はゝ可相拘候、我々進發候て可打果候、如此申出之上、萬一疎忽之

動候て聊も越度候者、縦自身命いき候共、二度我ら前へは不可出候條、大方に不可覺悟候、猶委曲兩人に申含候也。

二月十五日　朱印（信長後の天下布武なるへし）

瀧川左近とのへ

天正十年のものといへば、瀧川一益が甲州武田勝頼を滅ぼしたる時の內書なり、今京都建勳神社（明治に信長を祠る）に藏す、其來歷は詳かならず、尋ぬべし。是年六月二日に信長は明智光秀に殺さる、明智は美濃惠那郡の豪族なれど名家には非ず、織田家に於て松永に比すべきおとな衆は丹羽柴田なり、豐公其威勢を目映き程に羨み、木下を羽柴と改めたりといふ、謙信が上杉を羨みたると同談なり。

豐公は信長死後に明智を誅し、羽柴筑前守にて施行の條目を山崎の離宮八幡宮文書に藏す、

條々　大山崎

一油之座之儀、從前々如有來、當所侍之外、不可商買事

一買得田畠等之儀、如先規不可有相違事、

一麯之座、是又如前々可令進退事、

一理不盡之催促令停止事、

一德政免許之事、

右堅相定條如件。

天正十年七月廿一日　筑前守書

此表爲見廻使札、殊道服に鐵炮合藥貳百斤贈賜候。祝着之至候、仍越中儀倶利加羅峠ニ立馬、先勢東は立山、うは堂、するきの山麓迄、悉令放火候處、木船、守山增山以下所々ノ城共敗北、付而藏助令降參、信雄相賴、外山ニ居城相渡、墨衣體ニ而當陣へ走入候之條、命之儀令赦免、則外山へ寄馬、諸城物主相付、國々置目等申付候、藏介足弱以下大坂へ差上、彼外山令破却、隙明候之條、今日加州迄納馬候、　寔太刀も刀も不入體ニ而而任一篇候間、可御心易候、頓令上洛候之條、猶其節可申承候、恐々謹言。

天八月七日　　　秀吉（朱印　印文後までのと同し）

本願寺殿

是は本願寺に藏す、柴田を滅ぼす後に越中に打入りて加賀へ引還したる陣中の消息にて、天正十一年のものなり、此時も羽柴筑前守なれど、既に朱印を刻し、關白となる後まで之を用ゐたり。豐臣と改姓したるは十三年なり、其年法隆寺文書の豐臣秀長掟と、泉涌寺文書の所領安堵狀を擧例す。

掟　　　和州法隆寺

一諸奉行幷奉公人、百姓にたいし非分申懸、禮錢取へき由申族在ㇾ之をいては、地下人としてからめとり、注進すへし、聞屆可ㇾ成敗事。

一誰々によらす、人足つかふへき由申候共直の折紙なくは不ㇾ可ㇾ承引ㇾ事。

一在々所々へ奉公人共たち入おさへて宿をかるへき事、堅令ㇾ停止ㇾ候、但木ちんにては宿をかるへき事。

一百姓にいたし理不盡之やから於ㇾ在ㇾ之者直訴すべし、速可ㇾ申付ㇾ事。

右

天正十三（年字を略）

九月十四日　　　秀長花押

美濃守

今度御撿地以後、被ㇾ改ㇾ之、御境内今熊野一職、幷於ニ横大路鄕一以ニ御判旨一相渡候條、全可ㇾ有ニ御寺納一可ㇾ被ニ（平頭ニ）仰出一候狀、如ㇾ件。

天正拾三（繁畫の十字を用う）　一柳勘左衛門

拾二月廿二日　　　花押

泉涌寺

前のは國主の法度にて、前に擧おきたる諸禁制と同例なり、後のは王代の國宣、鎌倉代の施行狀に同し、消息樣に移りて年月日の書式はくづれたり。

秀吉の朱印は公私に係はらず花押判判（袖）に代用す、重きは領地の本劵となる、謂ゆる御朱印てふ者なり、輕きは贈遺の消息に用う、次に擧る松下氏文書（嘉兵衛の裔、東京士族、）の

如し、或は仰出に用ゐたるは武州文書一通を擧く、

爲音信、江川酒貳樽到來、遠路懇志、別而被悅思召候。次高麗江可被成御渡海之儀被仰出候處、難風之時分如何之由、達而各依申上、來年三月迄被成御延引候、猶木下判介、長束大藏大輔可申候也。（奉書の文案なり、大館氏の申次狀に似たり）

六月三日　朱印（秀吉）

松平石見守殿

從備前宰相、花房志摩守差越、高麗之樣子申越候、一々被聞召屆候、雖然今度如被仰遣候、代官以下任御朱印旨可申付候、就其大明國へ先懸、同備之事、備前之宰相都に相殘候儀、迷惑之由、達而申越候條、輝元隆景ゟ先、四國ノ衆次に可相勤旨被仰出候間、得其意各へ可申聞候、輝元隆景は秀家次に相勤樣に可申談候、無御渡海一列成次第、大明へ可相勤候旨、右衆中へ尙以可申聞候、先之樣子切ゝ可注進候也。

（文祿二年）
六月十三日　朱印（秀吉）

羽柴東郷侍従とのへ
石田治部少輔とのへ
增田右衛門尉とのは
大谷刑部少輔とのへ
木村常陸介とのへ
加藤遠江守とのへ
前野但馬守とのへ

（此書狀は神奈川宿の成佛寺に藏すと云、豐公大明侵略の擧は甚壯快なる事なれば、贋作の文書從つて多し、原本に就て細究すべきものなるべし）

此二通は事相類す、同年の文書にてあるべし、秀吉の假名消息は別に多くあれど、異なる文例として審くる効なきを以て略す。

豐臣幕府の五奉行より出したる掟書は、攝津國菟原郡住吉の吉田氏文書に、

御掟

一辻切、すり、盜賊の儀に付て、諸奉公人侍は五人組、下人は十人組に連判を續、右惡逆不レ可レ仕旨、請（ウケ）定可レ申事。

一侍五人下々十人より內ものは、有次第組たるへき事。
一右の組にきらはれ候ものゝ事、小指をきり可追放事。
一右之組中惡逆仕もの、組中より申上候はゝ、彼惡黨加成敗、組中は不可有異儀事。
一組の外より申上候はゝ、惡黨一人に付て金子二枚宛、彼惡黨の主人より訴人に爲褒美可遣之事。
一今度御掟に被書立候侍下人、自今以後他の家中江不可出候、但本主人同心之上は可爲各別事。
一咎人成敗事、庭中其外猥に不可誅戮、其所之奉行江相理可申付、至于時すまい不及了簡族は、(自刎チ云)則刻可相屆事。
右條々堅被　仰出候所如件。
慶長二年
三月七日
長束大藏大輔判
增田右衞門尉判
石田治部少輔判
宮部法印判

德善院判

徳川氏の文書は總て以前の慣例に沿ひ、大體に於て變化なし、此に家康初起の比遠江國豐田郡池田村文書の渡船條目と、將軍となる後京都大覺寺文書の寺領安堵狀を擧く、

遠州天龍池田渡船之事

一河上河下、雖レ爲二何之知行一、地形於レ可レ然地、船可二通用一之事

一棟別參拾五間、寺方共に、此屋敷分扶持を出置、並拾二座に付役等竹木不レ可二見伐一之事。

一於二分國中一、夏秋兩度升を入、致二勸進一之由、申上之間、可レ爲二先規一事

右條々有二河原一、晝夜令二奉公一之條、停二止諸役一、永爲二不入一免許畢、然者彼拾人之者共、爲二雜色分一上者、聊不レ可レ有二非分一、於レ背二此旨一輩者、急度申出之上可レ加二下知一者也、仍如レ件。

天正元癸酉年

十一月十一日　家康（花押）

山城國上嵯峨之內六百拾五石、同地子錢百六拾石、池裏之內貳百貳拾八石、於吉祥院拾三石貳斗、合千拾六石貳斗之事、全可被寺納。此外門前、境內、山林、竹木等、番附之上者、爲守護不入、當知行永代不可有相違也。寺家諸法度、如先規從門跡令下知、專寺院之興隆、勵事敎之修練、彌可令抽天下安全之精祈之狀如件。

慶長十六年四月十六日

(家康の花押)

大覺寺殿

前の掟は室町の末の文體にて、今川、北條、武田、上杉諸氏の條目も粗此に同じ、後のは豐臣氏一統後の文體にて、德川氏一代の風を開きたるものなり。秀吉の安堵狀は朱印を用う、田地の町稱へ貫稱への石稱へに改りたるは、其代の撿地より始まる、大閤の御朱印と稱ふは朱印を捺しある故なり、家康の狀は花押をなす、德川氏の安堵狀は此例なり、因て御判物と稱ふ、一代に一度御判物を改むる法にてありぬ。すべ

て德川氏の文書は花押を用ふるが恒例なれど、事體により捺印することもあり、是は黒印の狀と稱へ、頗る重き事柄なりき、德川代に朱印は希なり。

德川氏三百年の間にも文書の式樣文體及び書風字形等の變化あるは、固り時運の免れざる所なれど、小變化にして大體は室町季の消息樣なれば、此節に彙擧せるものと異なる點は少なし。古文書學に於て若し德川一代の文書を細に研究して、古の文章言語が今日の如くに成たる最近時代を詳明するならば、一の科目をなすに餘りあるべし、さりながら古今社會の變化より論じ、歷史の講究に利用するには、德川一代の國運の渟滯時代にて、西洋近代歷史の發達時代とは反對なるを以て、此編に於て之を略す。

第十一章　普通古文書の要件上

○第四十一節　總說並に書式。

第二章古文書種類第一種の普通古文書が時代に三期の變化を經過し、下逮、向上

相對、三樣の授受に書認めたる品目の差別は、前章までに擧例したるにて大要は概括したるに近し、夥多しき古文書なれば、品目は猶種々多あれども、然し推究しなば大抵は其中に類聚さるゝべし。　去ながら古文書は必ずしも下逮向上相對の授受には限らず、凡て或る要用のために文筆を以て紙に書認めたるものにして、編修物に非ず、著述に非ず、金石文の稿本に非ず、又記錄、日記、帳簿、系圖にも屬されぬ、只書附と稱ふる故紙の存在したるは、悉く普通の古文書として見るべき雜種は色々に發見さるべし。　例へば交名書、注文書、棟札、引札、廣告、看版、手控、書取等、其時の社會の現狀を知るに必要なるものありと雖も、雜種は別に雜種として論ずべきものとす。是より普通の古文書について、品目の何たるに拘はらず、なべての文書に具在する要件を列擧して、研究の要目を論述すべし。

凡そ普通の古文書には、古今を論ぜず、品目に拘はらず、必ず左に列記する要件を具ふるものとす、

一　書式　總て公私の授受贈答にかゝる文書は書式のあるものなり、宛所、揭題提筆、結尾等に文案の定式あるの類をいふ。

二　年月日　文書の往復には必ず時日を記す、年號干支、月日を具書するあり、或は省略する類をいふ。

三　文體　其品目に從ふて時代により文案の趣き異なり、官府體の通文あり、四六駢儷の雅文あり、假名交り漢文あり、假名文に漢字を交へ、或は純假文を綴り、篇をなし、章をなすに變化あるを云。

四　習用語　時代に從ふて習用語の同じからず、或は言回しの變化にて句調の異なる類を云。

五　傳來　其文書を受取たる家に其まゝ保存され、又は他に傳へて保存され、或は轉傳し、或は寫しのみ傳はる等同じからず、凡て某氏文書の名を得たる理由をいふ。

以上の五件は原本寫本を問はず、抄錄の外はみな具存したるものなり。

六　名判印　名は署名、判は花押、印は官印、實印等にて、時代につれて沿革あるをいふ。

七　字形　楷行草の書體、及び時代に從ふて慣習の字形あり、或は轉訛して他

の字に移りたる類を云。

八　筆意　字形にかゝはらず、其人に運筆の習法を異にし、或は其時代に慣用さるゝ運筆あり、或は諸家諸流の筆法字樣ある等を云。

九　排行　料紙の廣狹によりて排行の字數同しからず、或は字の大小によりても同じからず、其字並びにより字形に疑似を生じ、意味の變ることある等をいふ。

以上の四件は必ず影寫本より以上に限り具はるものとす。

十　墨色　墨色には印の肉色も含む、墨色には墨付の法式あること、前章四十節に說おけり。

十一料紙

以上の二件は原本に非ざれば具存せず。

十二正副　是も原本に非ざれば辨じ難きものとす。正とは正本をいふ、副には副正、案の三あり。副は正副兩通を作りて、正本を主務廳に留め、副本を渡したるにて、是には要件の闕たる所あるものとす。案は

案文をいふ、原廳に留むるを留案とも案內ともいふ、家々にも同樣の案文を保存したるものあり。寫は正本の主務廳に到達したるを寫して施行したるものなり、是には花押を在判と記し、印を御印と記するに止まり、後人の寫本に似たるものとす。この副案寫の別は、寫本なれば心得て影寫したるものに非ざれば疑似を決し難きにより、正副の甄別もまた原本のみに存ずる要件の一となすべし。

普通の古文書を硏究するには、前擧の要件を按じて、時代に從ひ審査をなす、是を古文書學の條目とす、是より每件に就て備論せん。

第一　書式

公文の書式は著はして公式令にあり、其中に於て後世まで公文の變化に關係多き、勅、符、解、移、牒、辭の六を此に抄出す、

●勅旨式　（太政官符にて施行す、後には綸旨となりて藏人頭奉行す）

勅旨云云　謂二施行法一

年月日（次行に中務卿大少輔連署をなす）

奉勅旨如右、謂自奉勅至小辨位姓名皆是弁官吏所注也、符到奉行。（以上は施行の官符なり）

年月日　　史　位始名（名は自署）

辨　位姓名（名は自署。次行に中少辨連署す、皆姓までは史の所注なり）

右受勅人宣送中務省、中務更寫一通、送太政官、少辨以上依式連署、留爲案、更寫一通施行。（前の副案寫を說たるに參照すべし、）

是は中務を經たる勅旨の正式なり、太政官符に奉勅宣とあるも勅旨なり、惟前の勅旨云云を符の文中に書くの異なるのみ。

●符式

太政官符其國司（或は在京諸司にも）

其事云云　符到奉行（三代格、符宣抄の文例を見るべし）

大辨　位姓名（自署）　。　史　位姓名（自署）

年月日　　使人　位姓名若下在京諸司不注使人（付使某と書しあるなり）

凡應爲解向上者、其上官向下皆爲符、署名准辨官。とありて、上官の解を符と稱

ふ、即ち下逮の文書なり、太政官廢れて符も亦廢れ、下ダ文となりたり。

●解式　八省以下、內外諸司、上二太政官及所管一並爲レ解、

式部省解シ申ス、其事（其事は即ち題なり、）

其事云云、謹解。非レ向二太政官一者、以レ以代レ謹。

年月日　大錄　位姓名（自署）

卿　位姓名（自署）（次行に大少輔連署す）（大少丞少錄連署）

●移式　八省相移式、內外諸司非二相管隷一者、皆爲レ移。

刑部省移ス式部省

其事云云、故移。若因レ事二管隷一者、以レ以代レ故、其長官署准レ卿。

年月日　錄　位姓名（自署）

卿　位姓名（自署）

國司亦准レ此。其僧綱與二諸司一相報答、亦准二此式一以レ移代レ牒、署名准レ省。謂律司以上一人署二綱處一三

綱亦同。

●牒式　內外官人主典以上、緣レ事申二牒諸司一式若有二人物名數一者、件二人物於前一

牒、云云、謹牒。

年月日　　　其官位姓名（自署）牒

●辭式　内外雜任以下、申二牒諸司一式、

年月日位姓名辭　庶人稱二本屬一

其事云云謹辭

公文の書式は管隷、非管隷の階級によりて此六種の差あり。之を要するに、公文は宛所を前に書し、次に題を掲けて其事を案文に認め、式に依て結尾をなし、年月日署名をなす、是を通式とす。院政以前は、此書式にて公事の報告をなし、其沿例にて、大社大寺などは仍後世までも此式を用ゐたり。

私の贈答書を總て消息と稱ふれど、類別すれば狀と消息との異あり、狀は第八章廿九節に擧たる大伴淡等の狀、大津大浦の狀の如し、其書式を見るに年月日記名までは公文の書式に似たれど、謹狀、或は誠恐誠惶と提筆し、不具頓首と結ぶ、故を以て文中にも敬語遜辭を用ゐ、奥には上ヶ所を書す、即ち消息の別體なり。院政の比より公文に敬語遜辭を用ゐる樣に移り行き、因て下逮の文書もこの狀の書式に類似す、因

て、是を私狀時代と名つけたりといふ、即ち公文の半消息に化したるなり。

下文　是は前に略說(廿二節)したる如く計會式に原づき、攝關の初め比より用ゐ來るものにて、公文の書式なり(後は略式になりたれど)、爰に符宣抄の文例を抄出す。

左辨官下綱所

應分頭詣寺社轉讀仁王般若經事

石淸水　　權少僧都　　僧十口

(賀茂上下以下十三社を列記すれど略す、文中右傍の數字は其順序なり)

右頃者疾疫多發、死殤偏聞、雖修般若之齋會、未有病惱之消除、右大臣(師輔)宣、奉勅、宜仰綱所、命件僧等、各率淨行僧十口、詣彼寺社、始從今月廿四日辰二點、三箇日間、專竭精誠、轉讀件經、除愈黎元之病痾、兼祈年穀之豐稔。其料物、石淸水、賀茂上下、松尾、平野、大原野、稻荷等社、西寺御靈堂、上出雲御靈堂、祇園天神堂料、請山城國、春日大和兩社請大和國、住吉社料請攝津國、比叡社料、請近江國、者綱所承知、依宣行之、事在攘災、不得疎略。

天德二年五月十七日　　大史竹田宿禰

右大辨源朝臣

宣旨の書式に略同し。御教書も亦此比より始まりたらん、莊司より攝家政所の裁を請ふ題にて、天喜五年の解文を一見したるが、是等の裁下には御教書、又は下文を用ゐたるべし、御教書といふは受者よりの敬稱にて、書式にては奉書、袖判、又は消息を混じて稱へたり、鎌倉時代には執達狀も御教書といへり。

綸旨　院宣　令旨　是はみな奉書にて、消息に屬すれども、奉者より上意を傳ふる書なるを以て、其書式は前に謹狀とも書せず、後に恐々謹言とも書せず、惟悉之以狀と結び、年月日を書す、猶公文の式なり、されど下文の如く連署をなさずして姓名奉　某殿とあつるは、全く私狀の禮なり。

執達狀は依誰殿仰、執達如件と結び、悉之以狀の文なし、猶更消息に近けれど、當時の公文となし習用したれば亦私狀の禮とす。

下知狀は執達狀と全く同書式なれど、奥に宛名をなさず、官府の命令を發する法式を具へ、尤も公文に近きものとす。

凡て公文式の如く前に某省解移某省と宛所を書すれば、後は署名に止めて、宛名を

書する必要なし、職務上にて報答する公文の體面は當に然るべし。此書式の行はるゝ時代は、官各其職務を行ひ上一人の外は旨を奉じ宣達する事なかりしなり。然るに地方の家人にて政務を主辨し、其身格にては辭を作りて申牒する相當の者が、公事公文の施行下知をなし、攝關其他權門勢家にも亦雜仕以下に旨を奉し傳達する程の者にて、奉書袖判の行はる時代に移行ては、下逮の文まで敬語を用ゐるに至り、公文は自然と消息に成たり。されば向上の文書は、猶更敬語遜辭を以て成立ち、偏へに消息體を用ゐざるを得ず、因て第三十八節に擧例したる文書は、解牒辭の變化して消息に化したるなれど、亦公文として之狀如件、言上如件と結び、恐々謹言と書するもの少し、即ち謂ゆる狀にして、消息とは差別して論ぜざるべからず。

○○○

消息は全く私の贈答文書なり、第八章廿九節に擧たる吉田定が定啓と書起し、定謹啓不次と結び、是には年月日を書せり、秦家主か謹啓　消息事と題し、死罪頓首謹言と結び月、日下愚某上　道守尊とあてたる等は、皆純の消息とす。私狀時代の消息は大抵前に題なく、後に月日名判して、某殿又は某殿參（或は人々）と書す、是は階級に從ひて書式及ひ字體まで故實のあることなり。足利氏の末より公文私狀は廢れて消息時代と

なり、月日のみにて行草に書き、昔に比すれば疎略簡易に成たる樣に見ゆれども、實は故實習例のむつかしきものなりき、其は原本にあらざれは辨しがたけれど、爰に卅八節に擧たる請文について其一端を示さん。

請文の結尾は前擧の例に以此旨可有洩御披露哉、恐々謹言と結べり、是について故實まち〳〵なり、書札禮に、三條內大臣（干時大納言）奉鳥羽院狀可洩披露之由不載之、三條入道左大臣云、眞奉消息之狀、非可思寄、仍中に不載可披露之由公敎恐惶謹言、公敎上と被書之、不書月日幷位署、加裏懸紙封之、（其下書名一字、或在書封之時）立紙上書名、上字許、其人許へとも不書之とあり。公卿より主上法皇へ眞に消息を奉るは思寄ぬ事としたり、大臣より關白に奉する狀は恐惶謹言と結び、或恐惶謹言人々御中（是は名宛の下なるべし）書之とあり、藏人頭に遣はす狀は可被披露之由如件、書之とある、然れば等輩程の人までは可洩披露の結は用ゐぬ故實あらん。白河鳥羽の朝にも消息の故實に斯の如く疑義あり、室町代に降り書札作法抄に誠恐誠惶頓首某言上など書事皆公家の書札也、武家樣にては不可書、將亦恐惶敬白、恐々敬白と云敬白の字は、在家より出家の方へ書也といひ、其の他字の大小、墨の濃淡、字の繁簡まで品節を存ず、（室町時代の書札禮は前の四十節に抄錄せり、參看す

べし)。降りて德川氏に至り、諸大名の交際より、藩士間贈答まで、書面に用うる字樣の等級は、國史眼(第二〇紀、一九二章、)に、字面の繁簡も品等に關る、一の御字も七八樣に書す、樣の字に七等あり、上交は樣と書し、永樣と稱す、殿の字も七等あり、下交は反と略し、反殿と稱す、其用法を誤れば譴罰せらるとあるは、是を眞行草の式といひ、足利時代の書札禮に反殿のくづし見ゆ、(次に出す、)消息の書式繁細になりたるは藤原氏以來の習例にして、久しく故實として講習されたり。されば其最後期なる德川氏の末に、我輩が手紙の案文を敎えられし右筆の文例は、起筆の疑詞に少くも五六等の書分けあり、更に字體の眞行草にては十餘等にも及ぶべし、其品等を記すれば左の如し、

一　一筆奉啓上候、嚴寒之候御座候處、益(或ハ御安否)御機嫌能被遊御座、恐悅奉存候。

二　一筆啓上仕候、大寒之砌相成候處、益御勇健被成御座、珍重奉存候。

三　一筆致啓達候、甚寒之節有之候處、彌御安康、珍重存上候。

四　一筆令啓達候、甚寒之折、彌御堅勝、珍重存候。

五　一筆令啓候、甚寒之處、彌御堅固、令祝着候。

六　一筆、令示候、寒中御無異、欣然之至候。

返書もこれに准し、御書奉ㇾ拜見、貴札拜見仕、（文は致ニ拜見一）芳札令ㇾ披見などゝ書し、結尾も恐惶謹言、恐々謹言、謹言、恐々と次第に、草に略する差等ありて、其中に陳ぬる案文あれば、用語字體も夫に應して差等をなしたり。是は德川時代の消息書式なれど、其由來は室町時代よりあることゝ思ふは、鞍馬天狗の謠曲に、など御音信（消息）にもあつからざる、一筆啓上せしめ候、とあるにても知らるゝ、されど古文書の存したる中には見當ること稀なり。案文の用字にて品等を差したるは印刷の寫本にても知るれど、字體の繁簡は影寫本以上に非ざれば知べからず、消息に公家樣、武家樣、聖道樣などゝ書式の相異は多く此に存するものなり。

消息は昔しより行草を交へて書くを通式とす、故に文字の眞行草にて敬傲を品等すると自然に行はれ、遂に諸禮式まで眞行草を分つに至りたり。消息の文字に眞行草の等差は、三條家の書札禮に、故實　文字眞行草事として恐々時用ニ眞字一、尋常之時用ニ行字一、處ニ凡卑一之時用ニ草字一と見え、白河鳥羽の比より故實として講究されたり。消息書式の等差に眼目となる恐々謹言、又は殿の字などに、其行草の體定まり、花押の如くに書たると久し、德川時代に樣と殿とを七樣の差等に書分けしとも、既に足

利時代よりあるとなり。大館常興書札抄に、

一我被官かたへの事、

先日申付候間事、調法之由候喜悅候、殊以如存分近日可事行之段、本望候、恐々謹言。

月日　　、、、、

何かしとのへ

又樣そとも書也、是を略したゝ波そと計も書ク段勿論なり、又かやらうに [illegible]

とさ(草)うに書事もあるなり。

一感狀之事

今度粉骨無比類候、併感悅此事候、彌可被抽忠節候、恐々謹言。

月日　　、、、、

富森左京亮とのへ

此趣也、ゟ字をかやうにもかき又ゐかやうにも書べし。

殿をゟ、ゐ、との三様に書分く、ゐは即ち反殿なり、足利時代より既に之を用ひたり餘も推知すべし。

消息の書式は右の如く文言に等差を分け、又字體に眞行草を分け、階級煩細なりと雖も、只僅かの階級間に用ゐる差等にすぎず。

前の一筆啓上の起筆を徳川時代の士にて例すれば、一二三は向上にて、四五六は向下なり、等輩の中にて尊長へは三を用ゐ、身格違へば二を用ゐ、一を最敬（父若くは國老等）に用ふ、卑幼へは四を用ゐ、五を一格下りに用ゐ、六を最卑なる輕輩などに用ふ、是は大なる差別なり、例すれば舊幕の御家人に於て目見えの以上と以下とを別つが如し、以上といふ旗本にも階級多く、以下の御家人にて輕輩に至るにも階級多し、自然に眞行草の書分にて差別をなす必要のありたるなり。

此の如く直書贈答は身格の粗等輩に近き人にのみ用ゐ、數等も身格異なる人へは直書の贈答をなすは失禮なり、只奏者執次まで進呈なる資格にて、其書式を用ゐるにより、參〃人々御中などゝ書添へ案文の様も相違するなり。

右の情由あるにより、文書の書式は公文式の定めにても、現存する古文書を見れば、事實に於ける場合により、變化あり、あながち膠柱して論しがたし。公文さへ然り、消息様を混したる私狀時代となりては猶更書式の一定したるに非ざれば右筆役となりて公文を書く人は、習例の傳はりたる様に依りて案文を定めたるべし、古文書を彙例すれば自然と其中に書式の存ずるを看出す。

消息時代に至りては印刷したる寫本にては公文よりも疎略なる書様に見えて書式とてもなきが如くなれど、原本について古今の書札體に照し細硏すればその中に繁縟なる故實の存ずるを認むべし、故に文書の書式は中々容易に論辨すること難し。

古文書の原本を見れば、堅紙、折紙、切紙を問はず、料紙の端より突懸（ツキカケ）に書たるものは殆と稀なり、必ず前に餘白を存して書かせり、(今人の手紙も其習例を襲へり)是も亦書式の一なり。三條左府の中山忠親に問れたる消息耳底抄に一消息體。或人云、文、書様を必人の知べきと也、申文には端の廣き笏置計と云、奥の位署は名の下書餘すべからずとあり。又上下は書札作法抄にも、文を書〃上下の紙の程は上下とお

なし程に殘す也、昔は上は高く置て、下をば上よりも少シ書つめし也、尤見苦歟、上一寸あまり、下同前、是は引合、杉原などの紙也とある、猶原本を撿するとき注意して見るべし。　女房の假名消息は書式また別なり、尋常なのと散し書と並にあり、余は女消息の原本を見たる數至つて少なければ細々に說くを得ず、寫本の印刷されたるは常の假名消息にかはることなし。

　宛名は昔は上所と稱へたり、公文には前に書しある故に、消息にのみ宛名はあるなり、昔は謹上　誰殿と書く、第八章卅一節の雲州消息より既に然り、武家の文書は唯誰殿と書たり。　貴嶺問答の上所事一段は既に前章に錄しおけり、消息耳底抄には、謹上進上事。　謹上は等同の人に可レ用レ之、進上は恐惶と書程の人に可レ用レ之、返事には都て上所を不レ書とある、書札禮には、上所事。　進上、謹々上、恐禮也、謹上等同之禮、謹奉處二凡卑一之詞也、上所思レ煩之時、或不レ書レ之、（此は貴嶺問答も同し、）凡非二立文一者不レ書レ之、雖レ爲二立文一不レ加二懸紙一封レ之時、不レ書二上所一とある、古文書に宛名なきもののあるは是等の故によるとなり。鎌倉以來武家の書狀は謹上進上の字なきもの多し、下逮の公文なる故なるべし、書札作法抄に片敬の狀には進上謹上とは書候はで、たゞ内封にして、在家には人々御

中、聖道には御童子、御坊中、禪家には御庵中、侍者御中と書、如此の狀には小付とて、委細狀の端に其人の名字をも、諱をも、懇にまかはぬ樣に當時は書也、是尤能躰也、昔はかやうに思はへたるとはなかりしなりとあれば、互に直贈答する程の人に用ゐたる敬語なり。宛名の殿を館と書たるもあり、僧は多く御房なり、殿を樣と書とは天正比より見當る、北條幻庵覺書（四十節に抄出）に、小田原殿とも樣とも申され候べしとあれば、室町の末には既に殿を樣とも謂たるなり。

宛名の下へ人々御中などゝ書は、身格相違したる片敬(カタウヤマ)ひの時に謹上に替て書とある、此書式は第八章（廿九節）天平寶字の狀に殿人と書たるを以て、其起り久きを知る。古文書の中には多く謹上とも、此注書もなきを通常とす、亦これあるもまゝ見當れり、尙偏く撿索して類擧しなば、種々の書例ありて品等の別を考ふ料となるべし。

爰に大館常興書札抄の文例より抄出すれば、

日野殿參、人々御中（日野殿は公方御外戚たるによりて、取分賞翫申儀なりとある）

勸修寺殿人々御中（大納言中納言などに御成候へば、一段賞翫とある）
御方（かやうに肩に御方とも付とある）

甘露寺殿進覽候（凡このおもむきとある）飛鳥井殿進獻之候

修理大夫進之候(請花以上の諸大夫なり)

謹上　一色殿參(謹上ある故に人々御中なし)右衛門督殿參。進覽候(或進覽之候とも)

赤松伊豆守殿御宿所　　謹上　山名殿尊報　　土岐殿御報(又は貴報とも)

完道兵部少輔殿御返報

南禪寺參。侍者御中。(人々御中を略したゝ御中と書とあり)　玉公首座禪師　足下(或は床下)　金光院御同宿中進覽候

あらなしは此類なるべし。

○第四十二節　年月日

普通古文書の要件に於て、年月日と名判印の二件は、其類をいへば書式に包括すべしと雖も、其主要の各件に存ずるものあるを以て、此には各々分提して之を備論すべし。

第二　年月日

年月日は古文書の眼目なり、是を地理に比すれば經緯度の如し、若しこれなけれ

ば實測を施す標準なく、文をたとりて時代を考ふるより外は、望洋の嘆に付し、往々に反故となりて廢棄さるゝなり。　年月日の記し樣は種々ありと雖も、公文式の定むる所は年月日を記して其下に主筆者の姓名を署するを通式とし、私狀時代までは此式を依用したり、例へば天平元年正月五日と書するが如し、是にて主要は全し。此外に詳記略記の例は種々あれど、皆必ずしも主要ありて書たる通式には非ず。

消息には、年を記せずに月日のみなるを普通とすれど、亦年月日を記したるもあり、第八章廿九章の例を看るべし。　蓋し日を記すれば一月の效を存し、月日を記すれば一年の效を存ず、年月日を記するに於は永久の效を存ず、故に公文は永久の證となすべきを以て、必ず年月日を具記して授與する法式なれど、消息は多く一時のものにて、永久に保存する必要なき故に、多くは月日のみを記する習はせとなり、定式とてはなきなり、故に消息は古文書となりて保存されたるもの少し。　但し是は消息を作るとき、一時と永久とを豫料して年月日の詳略をなすといふには非ず、消息は古來例に多く年を畧したるを以て、一時の用に作る習慣と推論するのみ。　月日のみの消息が保存されて、其年を推究する必要を生じたるは、消息時代の古文書に

於てのみ然るには限らず、其以前にも毎々あることなり。爰に公文と消息と幷存されて、年月日の具不具について其年を究むる困難を生したる例を擧て、年月日記載の効力を證せん。

第八章（卅一節）第九章（卅五卅六節）に擧おきたる正倉院文書、及び柏木氏文書の伊賀國鞆田村にかゝる訴訟は適に其例を示せり。柏木氏文書の口裏に賴朝御消息と記しあるをば、本文に二月廿一日　花押（賴朝花押）のあるに引合せ、花押を鑒識して口裏の記注に誤なきを判すれど、年を書せぬ故に、文中に自寺家も早搦取て可令陵轢給候也と烈しき語などにて治承以後のもの歟と疑ふに止るべし、幸に此消息に猶一通の一括りになつて傳はり、其口裏に賴朝御判御敎書と記し、本文は同しく四月三日花押（同花押）なれど、月の肩に壽永三年と註せるを以て、前のも其年の二月なるを判し得る、されど其肩書の記年は同筆なりや、後人の記入なりやは、原本に非ざれば猶判定されず。又此兩通に宛名なし、二月の消息に東大寺御事深奉懸心中て候へばとあり、四月の御敎書に伊賀國五箇莊内鞆田村事と題しある、二月の鞆田莊事寺解委披見候その句と引合せて、一括りの事なるは知るれど、何寺なるやは知べからず。

然るに又幸に正倉院文書に輛田村にかゝる公文消息の一括りあるを以て、此事の原因を考ふるを得る、即ち八章に擧たる伊賀國宣旨院宣と朱書じたる二通の内、院宣は玉瀧杣内輛田湯船二村と題して八月十日左中辨[illegible]と署しあるまでなれど、宣旨に永久四年三月十四日左大史小槻宿禰[illegible]奉とあり、朱書これを一括りにしたるを以て、永久三四年なるべきを判さるゝ。此院宣は今にては綸旨院宣の存ずる最初のものなるに、年を略して判定の確ならざるも亦遺憾なり。九章(卅六節)に備前守平正盛奉ㇾ送ニ寺家ニ消息　東大寺上と端に朱書しある消息も、亦此事に係りたるものなるべく、是には十月十九日丹後守平正盛と書して、月の肩に天永二年と記したり、同筆と思はるゝ。消息に月日のみ書する習慣は、其用の一時に止め取棄ずして、永く保存されたる時は、其年を究むるに此の如く累ひを生ずるなり。

右輛田村の評訟にかゝる事は、又正倉院に初發の年を考ふべき文書を存ず、因て略ほ其事を貫串するを得る、其は前の宣旨院宣に括れたる勅宣にて、左の如し、

應ㇾ令ニ東大寺ニ進ㇾ上證文、寺領伊賀國玉瀧杣(ソマ)内、字輛田村分陸拾餘町、並杣(ソマ)工肆拾

餘人混合六條院御庄事。

右得彼寺去二月廿四日解狀偁、謹檢案內、玉瀧杣者、自天平年中以降、爲寺家領、歷數百年、雖無指免田、以杣工作田、爲雜役免、所勤米也。所謂玉瀧村廿町、湯船村十五町、鞆田村六十餘町、杣工玉瀧湯船等村十五人、鞆田村卅人也、代代之間敢無牢籠。爰去承德二年、依備前守平正盛寄文、以鞆田村內田廿町、被立券六條院御庄已畢、其後天仁二年、同村田十三町、都介村田卅餘町、暗被押籠之後、卅人杣工、稱其作人、併驅仕之間、全不隨寺家之所勘、但於國司者、每年撿注之後、依例勘除、至于所當官物者、以寺家封戶百卅一石所率補也、而作人等、乍募官物不辨其代、雖遁雜役不勤其替、誠雖似田堵之對捍、偏是隨庄家之進止也、但如杣工申狀者、以庄田十五町、支配人卅人、號其作人所押仕也。早被除庄田、永欲遁雜役者、伺混合十五町之庄、可虜掠六十町之作人乎、而間造大佛殿料所召大少材木、雖有其數依件等妨早難採進、雖三箇杣以鞆田爲宗之故也。就中件村所請募封戶代石別見米三斗、辨濟寺家、殘七斗所立用杣食也、然而依無其勤惱可令辨濟之由、雖加催促、無心辨濟、長治二年以後、未進已及三百餘石、云雜役云官物寄事左右、共忘其勤、所爲之旨、旁渉狼藉、望

請天裁任先例被裁免件等事者、永斷後代之牢籠者、左少辨源朝臣雅兼傳宣、左大臣宣、奉　勅宣令彼寺進上件證文者、

永久三年四月卅日左大史小槻宿禰　奉

此宣旨にある寺の解狀に據れば、事の起りは堀川天皇承德二年、平正盛が備前守たる時の寄文にあり、其後丹後守に轉し、天永二年には違亂を生じ、因て依東大寺御封沙汰令參使者の消息を贈るに至り、五年の後に此宣旨を下さるゝに至りたるなり、（別に天永二年十二月十四日鞆田御庄住人等解を存ず、）然れば院宣は御莊より申理したるにより、彼院廳より寺領證文を徵され、再び四年三月の宣旨にて公驗正文を徵されしにより、此書類一括りを手繼となし、朱書を加へて差出したるものと考へらるゝ、故に正盛を解狀に書たる備前守と朱書したるなり。 此手繼證文を進呈したる後に免除の判決文添ざるは、敗訴となりて證文のみ返下され、正倉院に封藏されしに、壽永三年（元暦元年なり、承德二年より八十七年、天永二年より七十四年の後、）源頼朝平氏を京都より攻落し、復位に至りたる後に、東大寺より頼朝に解を呈し、鞆田村を取戻したるが柏木氏二通の文書なり、因て文中に地

頭を搦取て陵轢せよとまで消息を贈りたり。是も東大寺文書なれど、正倉院に藏めざるを以て、明治の初め奈良古寺の文書散逸せし時、流傳して柏木氏の手に落たるにてあるべし。此の如く古文書の諸方より發見するは、洋中に島嶼を發見したるが如く、年月日を經緯度となして類聚すれば、月日のみのものも其位置を排布するを得る。室町以後の文書は眼目の年を記せざるもの多く、年次を考ふるに苦むと雖も、亦棄がたきは、此による前述の如き考搜の手蔓ある故なり、是を以て年月日の主要を了知すべし。

右鞆田村にかゝる六通の文書に、年月日の書樣に三類あり、いづれも多くの文書にもあるとなれば此に標擧す、

甲 永久三年四月卅日宣旨 永久四年三月十四日宣旨 公文式の通例書式なり

乙 天永二年……十月十九日消息 壽永三年……四月三日御教書 私代時代にまゝ此書樣あり中には當時又は後人の記入あり識別を要ず

消息及び消息時代は多く此書樣なり

丙 ……八月十日院宣
　 ……二月廿一日消息

是は自然に公文私狀消息三時代の書式を標示するに似たれど、私狀時代までは甲の書式を普通の例とす。

此外に年月日の記載は詳略種々の書樣あり、公文の私狀となり、消息となるに從ひ、次第にまち〳〵になり、人々思ひ〳〵の記載をなすに至れり。余曾て書畵の落欵考を著はし、其書樣の種々に工夫され、實に數百樣あるを見たれど、此には古文書に見るものを主として論述しおくべし。年月日を記するに四時を記入するは尙書以來あることにて、孔子の春秋は元年春王正月干支と、日を干支にて書し、四時を記し、王正を記す、是には春秋學に勿躰（ヤッタイ）をつけたる說多けれど、歷史は追記にて月の指定されぬ時に一年を四季に分ちおく便利あるものなれど、贈答文には四季の必要なし。王月は殷（十二月）周（十一月）秦（十月）の如く大歲と異なる歲首を定めたる時代には、歲の何月と混ずる故に、年首に王の何月と提筆し、王正なるを示しおく所なり。かゝる時代に單に何月といふは王月にて、太歲は歲ノ何月と書分るを通法とす、猶今の太

陽暦を用ゐてより、農村等の習慣經驗を恃む處は太陰暦を便とするにより新舊兩暦の對較ありて新の何月、舊の何月と稱ふが如し、爾後の文書には此書分けを要ずる場合を生ずへし。附ていふ、王正の異なる時に歲何月といふは、季節より分てる孟春（立春以後）仲春（啓蟄以後）季春（淸明以後）等の月を用うるを正しとす、之を用ゐれば、陽暦に季節を推步しおくに止め、舊暦の月朔まで推步對較する煩は省きても可なり。

干支の記載は春秋の如く是を何日に代用するは格別なれど、通用文には之を記する必要なし、中世より年に干支を加へ記したる文書まゝあり、消息時代に至り年月日の記載濫りになりて、干支を記入し、然もまち／＼に亂れたり。抑十干十二支の起りは、尙書の虞夏書（皐陶謨）に辛壬癸甲啓呱呱而泣とあるを始見とし、以て日を記したる樣なり、春秋左氏傳（昭七年）に、天有十日の句を注釋して、甲至癸とある、是も日名となしたり、說文には字の象形を解し、甲を位東方、丙を位南方、戊己を中宮也、庚を位西方、壬を位北方と、四方中央に配當し、四季の氣節にて說たれど定かならず。十干の起りは猶究むべし。十二支は、商書伊訓に惟元年、十有二月乙丑に（漢律暦志引く文）を始見とし、干支配合して日を記したり、說文には十二月に配當して解し、月又は氣節の名

となしたり、是は四千年に於て巴庇倫(バビロン)に楔形字を用ゐたる瑟丢格(セミチック)人がアカット人の宗教より傳へたる加勒底(カルデヤ)國の黄道十二宮に似たり、元は月名にてありしを十日に配して日を記するとに流用したる歟。干支を以て歳を記するは周代よりの事と思はる、爾雅(釋天)に歳陽歳陰を記す、左の如し、

太歳在甲曰閼逢(爲)、在乙曰旃蒙(端)、在丙曰柔兆(遊)、在丁曰強圉(梧)、在戊曰著雍(徒維)

在己曰屠維(祝犂)、在庚曰上章(商横)、在辛曰重光(昭陽)、在壬曰玄黓(横艾)、在癸曰昭陽(尚章)、歳陽

太歳在寅曰攝提格、在卯曰單閼(蟬焉イ)、在辰曰執徐、在巳曰大荒落(ゼイ)、在午曰敦牂

在未曰協洽(汁)、在申曰涒灘(歎イ)、在酉曰作噩(鄂イ)、在戌曰閹茂(淹)、在亥曰大淵獻

在子曰困敦(頓)、在丑曰赤奮若(汭漢)、歳陰(原本脱す)

右傍に細書するは史記暦書其外漢代の異字なり、後人の校異はイと誌しおく。

周代には歳陽歳陰と稱へて年を記するにも用ゐたり。楚辭の離騷に、單閼之歳、攝提貞於孟陬とは、卯ノ年、建寅月の替語なり、閼逢及び攝提格等の稱は他書の餘り見さる所なれば、天竺西藏より移傳したる干支は、方音にかく稱へて楚地に行はれたるにやあらん。史記の暦書に、漢武帝巴人落下閎の運算轉暦法を用ゐ、夏正(即ち正歳)に復

し、建歷の太初元年は焉逢攝提格（甲寅）に當り、是より曆術甲子篇は此歲陽歲陰を冠せて年を記す、是も楚人の稱なり、因て漢碑其他の雅文には之を用ゐられど、普通には干支を用ゐ、多くは干支なき年月日の記載を常とす。故に爾雅歲陽歲陰の異名は文人墨客の摸古の飾文字として、通文は言に及ばす、歷史にも用ゐることなかりしに、宋の司馬光が通鑑編修局の學者は、是を干支の正稱となしたるにや、每卷に起居維單閼、盡重光大荒落凡三年などゝ、見馴ぬ干支を記したるが如きは、博に嬲て却て拙を示す、かゝる奇古なる記年は古文書に於ては全く不用なり。

鎌倉時代まで公武の公文は、年月日を公式の如く書すと習例となり、略一定したれど、消息には異名變體をなして飾るとありつらん、肩書に紀年し干支を注するは、興福寺文書綸旨の添狀に、嘉曆四年（己巳）と肩書し、八月廿四日左少辨經季（藤氏長者の知家事）謹上大納言法印御房とあるを見當りたり、此の如き乙種の肩書紀年には亦年の字を畧して干支（又は支）のみを記したるを見る。年號何年（干支）月日と本行は書したるは室町時代よりまゝ見ゆ、應永十五年（戊子）十二月廿七日、總鄕（指印）（吉野河上なり）吉水院文書文明十二年（庚子）九月五日、請人安養院慶秀（花押）（外請人一施主一連判）榮山寺文書永

正十三年丙子卯月十七日、多武峯寺官明専花押、○興福寺文書等の如し、思ふに僧徒の地方人に教えたる書様にして、固り正式に非ず。

故に干支を記入する書法は一定あるなし、日本書紀には、神武紀に是年也太歳甲寅、其年冬十月丁巳朔、辛酉、春秋にてならば足る又乙卯年、春三月甲寅朔、己未と、建暦の初めに於て月朔を詳記したるは、漢の暦術甲子篇に干支の異稱を記したると好一對にて、無用の筆と謂て可なり。雅文落款などには、年號何年、歳在干支、或は歳在を略す或は年號何歳、龍集重光赤奮若などゝ書く、通用の文書には用なき書式なり。

年月日を省畧する書法は干支を年號に代へて甲寅年何月何日と書すとあれど、干支の効力は僅か六十年に止るなり。日本書紀神后紀に甲子年七月と百濟王肖古の事を記したるを以て、肖古を年號に代て其年を知らるれど、又百濟記を引て、壬午年新羅不朝貴國とあるは肖古王甲子年の後壬午のなるを、二書對較に因て定得らるゝ。此の如く干支を年に代るは永く後證となし難きを以て、文書には用ゐるとなし。

年月日の省略書法は、例へば正平十三 十 廿二の如し、此書法は、尊卑分脈系圖

などの如く、痛く字數を吝むときに習用さるゝ、古文書にては口裏端書などに多く用ゐたり。或は消息の月日付に肩書するにも此省法を用ゐて、正平十三、或は正平十三戌と書すると多くあり、消息時代になりては之に倣ふて、天正五、丑年などゝ書く習はしになりたり。

凡そ年月日記載は、私狀時代の公文までは畧一定したれど、其頃より僧徒等の雅文を混用する習はせより起り、室町氏の中葉より消息の月日付にて報答する時代となりて、普通の文書には年號を記さゞるものゝみ多くして、中に種々の書樣を混用して、年月日付に定體なき樣に成行き、以て德川一代を通過し、今に至りたれば世人は俗習に溺れ、或は歷史雅文に惑ひ、通用文に年月日を記する平正の書式を辨ずる者なし。試みに消息時代に年月日を濫書したる例を彙擧すれば、

(一)永祿四辛酉年
三月十八日今川氏眞〇平田寺文書

(二)永祿三庚申
八月五日同〇龍潭寺文書

(三)天文十一壬寅
十二月六日今川義元〇駿河國寺尾氏文書

(四)慶長十四
酉十一月廿五日彦坂九兵衞〇同由比文書

(五)永祿六亥

三月十九日今川氏朱印〇同芹澤氏文書

(六)天文十七年戊申年十一月吉日武田晴信條目〇甲斐國小佐野文書

(七)癸亥

四月廿六日北條氏虎朱印〇伊豆國渡邊氏文書

(八)酉

九月十七日同上〇相州文書森氏文書

乙種の肩書にする書例により、遂に此の如く濫多になりたり。又數字を帳簿用の繁書字にて書たるは、京都南禪寺文書、江富鄕百姓の請狀に、文安貳年八月十六日とあり、其他多くは消息時代の田舍訛りなり、室町初めまでの文書にあるは希なり。

(九)文祿貳

十月十六日秀吉朱印〇本願寺文書

(十)天正拾七

五月十七日上野久永町野重衞の消息〇輯古帖

(十一)弘治參丁巳

四月十七日武藤氏定〇遠江國天宮社文書

(十二)拾貳月廿八日武田信玄〇下總國伊能氏文書

(十三)拾月拾六日相馬義胤〇東京神田氏所藏文書

月の異名を用ゐるは、消息には早くあるとなるべし、消息時代となりては、是も錯出して、年月書式の濫多にます〱濁波を揚たり。

應永九年壬午卯月廿日沙彌淨音賣渡證文〇山城國革島文書　卯月七日三好康長〇金剛寺文書

永祿二年霜月　日　信長朱印○佛光寺文書

極月廿九日　本願寺光壽消息○相州文書三浦郡西來寺藏

仲秋初七　安國寺惠瓊消息○京都黃梅院文書

菊月廿一日　武田勝賴○甲斐國坂名井氏文書

年月日に干支、及び繁書の數字、月の異名などを混用し、書式の樣々なるは枚擧するも煩はし、大抵文明以後に月日付(丙)の消息を用ゐるより亂雜になりたり。

元和以後の德川時代の文書は更に其濫を增せり、干支を壬ノ子、或はみつのゑの午、或は畧して午の何月と書するもあり、寅を刁何月と書するもあり、卯乙何月、又は卯何月と小書するあり、干支を具書し割注し、又は支のみを用ゐ、二行に分ち、或は一行に書すなど紛々一ならず。之を統るに、文書に年月日の記載は、年月日付と、月日付と、日付との三樣を場合によりて詳略の用捨をなすに止まる、公文消息の書例は中古まで畧一定せり。まゝ何年何月日と書たるもののあるは、案主が月　日と書置て、施行の當日、其空處へ數字を記入せざりしに起り、後には何月日と書棄る習はしとなりたるのみ。

○第四十三節　文體と習用語

古文書の文體及び習用語については、第三章第五章に論述し、又第六章以下の文例に就ても時々に注意をなしおきたり、浩瀚なる古文書の中には種々の文體を混じ、千餘年諸國に習用されたる用語は様々に轉訛したるに、今はまた本文さへ整頓せず、世に流布するもの僅々にて、纔に講究の緒に就たる際なれば、備論するを得ざるは勿論なり、概畧とても叙述するに苦めり、惟千里の跬歩に他日此學の文法書字典を作るの準備ともなるべき一斑を述おくべし。

第二三章に言たる如く、古への公文は官府體の漢文を源となしたる通用文にして、文學的の雅文とは全く徑路を異にせり。されど事實となりて著はれ、時代につれて用ゐらるゝ間には、和漢の語格語調の異なるにより、或は修潤して雅文を混じ、或は倉卒に俗話を交へ、時代と地方とにより變化したる跡には、定まる文體も用語もなしといへば夫までの事なれど、文章の首尾を纏むるには、其中に自ら條理の存ずるものなれば、亦自ら條理に就けて論究すべき方あるべし。まづあらましの綱要を揭ぐれば、前に條列したる如し、

第三　文體　　　第四　習用語

此二要件は必ず具存す。文體を分析すれば、何樣の文にも篇、章、字、句は必ず具存するものなり。篇とは其文の終始を纏めたるをいふ。章とは篇の小分にて一語の纏まり、換言すれば言回し一截りをいふ、句とは一語の綴りにて、習用語は其中に存ず、字は單語にて是にも時の習用あり、意味よりしては習用語に屬し、筆書にては第七の字形に屬す。此文體と習用語とを研究せんには先一篇の文體より解剖して一章の言回しを熟看すれば、謂ゆる體裁てふものゝ原素を其中に存し、而して其細分に習用語なるものも剖折し出さるべし、故に文體と習用語とは相須て論ぜざるべからず。是より空言をやめ其例を擧て說明せん。

公文の文體と、諄辭の文體とは、判然と通文雅文の別あると誰も知る所なり、されど共に國人の操る語調なれば、言語を文辭に著はすに及んでは之を混じて一篇をなすとあり、是も亦一の文體となすべし、其例を擧れば、古事記神代上に、二句雅文

於是速須佐之男命、然者請天照大御神將罷、章乃參上天時、山川悉動、國土皆震、章○爾天照大御神聞驚而詔、我那勢命之上來由者、必不善心、欲奪我國耳、章即解御髮纏御美豆羅而、乃於左右御美豆羅、亦於左右御手、各纏持八尺勾璁之五百津之美須

麻流之珠而。章 曾毘良邇者負千入之靫、比良邇者附五百入之靫、亦所取伊都之竹鞆而、弓腹振立而。章 厚庭者於向股踏那豆美、如沫雪蹶散而、伊都之男建踏建而、待問何故上來。章 爾速須佐之男答白、僕者無邪心、唯大御神之命以問賜僕之哭伊佐知流之事故白都良久、僕者欲往妣國以哭 章 爾大御神詔汝者不可在此國而、神夜良比夜良比賜故、以爲請將罷往之狀參上耳、無異心 章

これを細看すべし、の首尾は公文と同し語調にして、中の數章を諄辭調に修飾したり、山川悉動、國土皆震の對句などは、亦漢の雅文をも交へたり。凡て通用文は惟あからさまに事實を陳述するを主となす、因て自然に語氣は此の言回しとなり、一篇の文は公文體を成せど、少し詞を修潤するときは其人の兼て手慣聞慣たる美辭の句調交りて雅文を混ずるものとす。故に王代の如く文章學の盛んなる時代には漢唐の雅文を混し、足利末の如く消息を公文に用うる時代には平常の挨拶口上となる、因て古文書の文體に自然と時代の變化を示すと雖も、其實は定まりたる準則の捉へて論すべきものはなし。

今の人は消息時代の文を聞慣れ、唐宋以來の雅文を見慣たる故に、古文書に對し、

王代に公文式の猶存して官府體の漢文にて書たる三代格、符宣抄等の如き公文を閲し、次てやゝ古き私牀時代に官府體の漢文猶形式を存ずるものを閲すれば、皆古奥なる観をなして讀取るに當惑するものなり。 其文例は既に前章に列擧し、まゝ注意をなしおきたれば、粗は了解するを得べし、中に於て首に知悉しおくべき文體は、第七章廿四節の民部省牒に付て、官府文體を熟詳するため、常用の字例を摘記したる末に、此省牒は前に符「偁、宣」偁と二段に敍し、依奏者、施行者と二段に承て結べり、時には三段四段なるもあり、三代格などを心得おくべしと謂おけり。 官府體の公文を閲するには一篇の文體に於て此文例を熟知せんを要ず、因て更に其例を申說せん、此文體の簡短なるは、第九章卅三節に列擧したる民部省府、雨森文書太政官府、榮山寺文書辨官下文國分氏文書を幷せ看るべし、爰に三代格より一通を擧く。

太政官府　（第六卷に出）

應聽府官幷國島司公廨稻、舂米漕上京事。

右得太宰府解、偁、太宰所部本禁出米、後依太政官去延暦十二年八月十四日符、重加勾勘、一切確禁、此部諸國桑麻不繁、國司在任、衣服己乏、加之以或老親在京常闕資養、（以下所請理由）

望請人別料稻四分之一、每年春米漕京、議請官裁者。(內膳)右大臣宣、奉勅依請。但兼任之官、聽漕半料。(但以下の書添は今に習用する但書の起りなり)

弘仁二年十月五日

此は明かなる文理なり、六朝の官府體裁を傳習せし當時の公文は、每に是にて篇を成たり、故に自然慣用されて、他の記錄にもまゝ用ゐらる、姓氏錄左京神別の大伴宿禰に、以天靱負賜大連公(大伴室屋をいふ)奏曰(公文なれば偁)匪闔之務、於職已重、若有一身難堪、望與愚息語(子の談)相伴、奉衞左右、勅依奏、是大伴佐伯二氏掌左右開闔之緣也の如き、公文の望請云云、奉勅依請の習語を其まゝに系譜に書たるなり。

事由の單純ならざる場合には、前の文理により文中に幾重も書累ね、順次に判斷を加へて本旨に歸著し、以て篇を成とあり、同書の太政官符に、十二(卷に出)

應修理坊城非理之損事。

右得宮內省解偁、木工寮解偁、撿案內、太政官去仁壽二年六月七日、下左右京職符偁、「木工寮解偁、省去三月廿五日符偁、太政官今月廿日符偁、(良房)右大臣宣、奉勅、停修理左右坊使、隷木工寮、室官物一事已上受領者、(以上官符ノ勅)寮依符旨、(省符)受領已訖、謹案(後ノ木工案)太政官去天長四

年六月廿三日下左右京職符偁、中納言兼左近衛大將從三位行民部卿淸原眞人夏野宣、件坊城依損破損使散位從五位下伴宿禰嗣枝等勘定、無損之處具付京職、修理功畢之後、職更撿領、付畢之物、即勘錄移送使司、若非理濫損、令職修之者、而職不遵行、(以上符)濫損者多、望請重復下知、依舊令撿領之、謹請官裁者、右大臣(緒嗣)宣、不愼符旨、怠在職吏、宜加下責者、(以上仁壽符)(前ノ木工案)謹案此符、須理損之色、木工修理、非理之損京職修造、而今不論理非、木工總造、政忘格條、事乖公平、望請破損之物、先論理非、勘定之後、依格分造、(是一)又厭坊城上、凡有內有外、令非理之損、總委京職、恐一司之力、難堪修造、復請外則准據先格、令京職修、內則施行新制、令當家造、當家之人若不遵行、五位已上奪當年位祿、主典已上奪一年季祿、史生已下雜色之輩、准其破品、令輸料物、然則坊城全固永不破損、造作惣繁半從減省者、(宮內省)覆審有理、謹請官裁者、右大臣(良房)宣、奉勅、施制之義取於適時、立言之規貴於便物、若隨人殊法政非平均、因少奪多、事涉苛峻、宜當家之人不論貴賤、准其損品、令輸料物、一年之內不得輸究、五位已上主典已上、同准損物、折留位祿幷季祿、史生已下雜色之輩從狀科處、自外依請。

齊衡二年九月十九日

此文は多端に似たれど四重にて篇をなせり。外重は宮内省解にて、末の覆審有理の句に歸宿し、官裁を與へられたり。中重は木工寮解にて、後の謹案此符以下の本案に覆審を得たるものなり。内重は仁壽の官符(即此符なる者)、右大臣緒繼宣なり。中心は仁壽木工寮解の省符施行の事にて、此の事の原因なり。此の如く數重の文にても、其論理は前の一重の文法を層累せり、看慣れば紛れなき文體なり。此文體は院政以前まで行はる、爰に三條帝の時の宣旨を擧べし、符宣抄に、

應就留案勘會公文、前司藤原朝臣方正任中、寛弘二三四幷四箇年、減省官符班符宣旨等事

右得攝津國去閏十月廿五日解偁、被左辨官令今月廿三日宣旨偁、得攝津國去月廿日解狀偁、謹撿案内、前司守從四位上藤原朝臣方正、去寛弘二年六月十九日任、同六年正月廿八日、得替解任、而任中公文、于今未勘、頻雖加其催、空送四箇年、不依新制、無心勘濟、但守爲義朝臣當任、調庸雜物任格合期、悉以進納勘濟公文、任中致勤、今依前司之緩怠、何失當任之勤節、望請官裁(以下宣旨)、因准傍例、早被下宣旨於所司、越勘彼任税帳、彌勸其勤者、(以下解)今依宣旨、欲勘濟彼任租出擧帳等之處、件年々減省官符班符宣旨等、民部

史生村主忠茂、爲成省符請預之間、去夏之比、其身死去、仍就後家尋求之處、已無其實者、相副同省史生佐伯信兼所進申文、言上如件、望請官裁、就官符宣旨留案、被下宣旨於所司勘濟件帳、將致至公之節者、左大辨源道方傳宣、左大臣（道長）宣、奉勅依請者

寛弘九年十一月十九日

此は惟二重にて篇をなし、前と文體は同じけれど、章の言回し異ひたり、之處、之間にて轉摺し、雖加其催無心勘濟、相副所進申文、言上如件など後世樣になれり。前符の坊城全國永不破損、造作愡繁半從減省。また施制之義取於適時、立言之規貴於便物。隨人殊法政非平均、因少奪多事渉苛峻の對句は漢文の整句なれど、後宣の今依前司之緩怠何失當任之勤節の對は通話に訛れり。私狀時代の公文となりては偁、者、望請、依請などの字を用ゐず某申、云云、蒙裁許、言上如件等の字樣となりて文體一變せり。

鎌倉代の公文に前擧の文體にて編を成たるは、第十章卅七節の下知狀、醍醐寺文書卅八節の言上書梅津氏文書を比較して、其の變化を見るべし、猶京都神護寺文書を抄錄す。

神護寺領播磨國福井莊西保沙汰人　地頭非法條々

一　下司公文給田屋敷事

右對決、預所法橋有全與地頭代右兵衛尉賴兼、令進覽申詞記於關東之處、去貞永元年九月廿四日御下知狀云、東保先例事、無相違於經年序者、限本給屋敷、何及子細乎、早任東保之例、可致沙汰云云（以上下知）。仍任狀令施行之處、雜掌則於本給者、不帶一紙證文、雖令押領、已經年序之間、今更不及訴訟、而東保下司公文之屋敷者、自昔至今無違亂、令居住者也。又新給田者、爲地頭押領本給之後、重宛給庄官等召仕之間、云所職、云新給屋敷、領家進退顯然也、就東保之例、必可被正西保地頭之濫妨（以上雜掌申）、者、地頭亦於本給屋敷者、地頭進退之由事切畢、至新給田者、任東保之例引募之處、何限當保可押落此給田乎、還迷御下知之了見歟、所詮與東保地頭經光法師可被糺眞僞也云云（以上地頭申）。兩方如此加了見、不落居之間、重令言上子細於關東之處、今年四月十九日御教書云、任兩方申請、守東保之例、可致沙汰之由、去年九月御成敗畢、然則召問東保地頭經光法師、隨彼申狀可被沙汰付云云（御教書）、任被仰下之旨、相尋經光法師之處、就彼申狀、同預所覺嚴法眼又有申旨、其詞參差之間、忽依難裁許、可令注進

言上關東也、可待御成敗矣。

一　地頭例損二町七段事

右如東保預所覺嚴法師申狀者、送遣勘料馬壹疋菓子等之間、所免除也云云、如地頭經光法師申者勿論也云云、者、止自由之儀、且依先例、且任東保之例、可致沙汰矣。

一　地頭代損田事。

右如同申狀等者撿注使之任意也云云、者、可止自由之募矣。

一　（以下九條畧ス）

以前拾壹箇條、且任關東去四月十九日御教書之旨、且就東保地頭所務之例、下知如件。

天福元年九月十七日　（兩六波羅連判）

是を武家公文の文體とす、の文句は通話に傾けり、昔しの公式の官府文は修潤して雅文に入り、通話を離れしに、事實は之を許さず、反て通話に訛りて、謂ゆる倭習を生し、此の如き文體となりたり、言文の一致を求むる自然力の作用と謂べし。

凡そ通用文は只平暢明白に事理を達するを旨とす、含蓄とか、韻致とか、修潤して、

玩味すべき辭藻は不用なり。又才力を鼓舞して錯雜なる文緒を整ふる健筆も不要なり、大抵は箇條書にして列ね、或は別筆に掲げ、務めて誤解なからしめ、文學的の趣味少き書方を是となす。故に古文書は一篇の文體として、其結構を論すべき諸體はなし、只多人に交渉したる複雜の緒を辨明せる文例を熟知すれば、複雜ならぬ事を辨ずるに難からず。前擧の武家公文體は北條氏時代の降るにつれ、訴訟入組みて、數十紙に書陳たるもの、南北朝の初めまで每に發見する所なり、是は別に古文書抄を輯めて讀本となし、これに就て講究する必要を認む、因て爰に空論を省く。

文體の題目に於て、一篇の體裁に時代變化を示したるは、公文私狀消息の三大別の外に、前述の文體を說なば略足りぬべし。文體と習用語との變りを熟看するに、篇法には在らで、一章の言回しと、字句の習用とに、變はあるものなり、看よ前擧の文例の如きも篇法は同しくて、章句に古今の相違を示したり。此時代變化を概括して論すれば、初めは官府體の漢文を習はして通話に近からざるを偷び、文の自然を矯たれど、其衰へて言文一致に傾たるを見ん。奈良より平安盛時までの通文體は決して言文一致に非ず、其は國史令格等に載たる文業人の手に成たる文に限らず、

假初に作れる文書も通話の儘に文字に綴りたる書樣には非ず、正倉院文書に、

謹解　申過限日事

以今月十三日、盧（廬ナリ）內卒有故、屋破壞、
修理之間、限日可過、更請四箇日、仍
錄事狀謹解。

天平寶字四年九月十五日　山部吾高麿

（別筆）廿二日參

壬生廣主解　申請假日事

合伍箇日

右依右足並腰病、以去月廿八日所治燒
未差、不能起居、依請假如件、病狀不申送
者、被緩惰歟、今注具狀申送、以解。

秦家主解　申請假日事

合參箇日　（別筆）以廿一日參　過一日

右以今日十六日夜、私盧（廬ナリ）物所盜、爲
問求請暇、仍注事狀以申。

天平寶字四年九月十七日

（別筆）判許　　史生下道福麿（同上）

領加茂馬養上馬養

誠恐〻謹啓（消息なり行書）

今朝漸腹張、終及下痢、雖救治猶無止息、
若有小安者、便即參上、須臾之間更無留
連（延カ）、伏乞好申日尊、而勿令責、近日之罪、仍
錄怠之狀、誠惶誠恐謹啓。

九月十八日後家人奉謹上

寶龜三年四月一日

石齋道守二柱尊侍者

龜罯の書面なれど、官府體漢文に修めたり消息は通話に近き點あり。凡て文體の變化は一章の言回しに在る故に、文書の中より一二章を截り之を表列して比較講究すれは自ら明かなり。例へば、

有使役之民、路頭炊飯、於是路頭之家、乃謂之曰、何故任情、炊飯余路、强使被除。復有百姓、就他借甑炊飯其甑觸物而覆於是甑主乃使被除第五章十八節大化二年の詔

此句格の整はれる、、の虚字等、亦修めたる文なれど、猶通話の原質を存ず。

其等論俤、荒野寺家墾開成田、何輙給他人者。即入麿申云、寺家墾開功者、以稻若干束、將進上者。　加以更寺田若干町段步、己田云妨、不佃荒之。又雖乞溝堰處、无所判許。加以郡司伯姓等、捉打寺田使、堀塞寺溝、堰水不通、荒地不少者第七章廿四節天平神護二年解

全く官府文體に書綴れり、而して此語格のまゝ後に通語となりたるあり、即ち文によりて言を變じたるなり、但の句は言のまゝなり、加以はシカノミナラスと訓

む。

加賀郡遠去國府、往還不便、雪零風起、艱苦殊甚。加以途路之中、有四大川、毎遭洪水、經日難渉、人馬阻絶、動致壅滯。三代格卷五弘仁十四年太政官奏

方今雖干戈不動、邊城靜謐、而豺狼野心、不可不愼、望請云云 同天長七年同

是は官奏にて雅文の體になれり。。の句は詩語に近し、

又飮食之興、非唯快醉、假名坐隱、誠以裹錢、寄樂舞狂、要以被物。單貧之末、無力相計、視如仇讐、交作胡越。同十九昌泰三年官符

官符にも、此の如く雅文に近く、儷偶句を挿む等、文章生の筆才を揮ひたるものあれど、一般の事務に書綴りたる公文はます／＼通語の訛りを帶ふ。

因以去昌泰三年、遣使勘辨、爰隨國郡判許、且頗領掌。雖然所遺之地、其數不少、而或稱王臣家地、或號百姓治田、强致執論、不全領掌第七章廿六節延喜五年國解、

於是茂則等、注事由經愁之日、稱可裁免之由、送日之間、秩滿去任。厥後新司守藤原史幹、臨境之時、重以愁申、而稱非當任事、于今未裁免符宣抄卷六、天曆三年官符、

今依宣旨、欲勘濟彼任租出擧帳等之處、件年々減省官符、班符、宣旨等。民部史生村

主忠茂爲成省符請預之間、去夏之比其身死去、仍就後家尋求之處、已無其實者。同卷八寬弘九年符、全文前に出、

俄引率數多隨兵、亂入寺中、損亡房舍、煞入取首。因茲大衆驚集、尋問子細之處、是犯人賴正子、隱住僧房之由、已有其聞、仍以撿非違使廳宣、所搦煞也者。倩尋舊例、云云、正倉院文書東大寺所司大衆等天喜四年解、

延喜格の時代より天曆村上帝寛弘三條帝天喜後朱雀帝まで百五十餘年の間に、文脉の漸くに通語に訛りたるを見るべし。延喜の或稱或號と雙提する語調及び領掌の語は已に久し、後までの通文の習用となれり。天曆官符の之日、之由、之間、之時、及び于今みな字義に相當す其の後習用されて接續の語尾となれり、後の兩文を較へて知べし。

天喜の文は院政時代の文體を啓きて、既に吾妻鏡盛衰記等の語調となれり。

鎌倉時代の文書は通話に訛りたること吾妻鏡に記したる當時の口上振に比較すれば自ら明かなるべし。同書初卷治承四年十一月八日佐竹秀義處分の條に

著紺直垂上下之男、頻垂面落淚之間、令問由緒給、依思故佐竹事繼頸無所據之由申之仰曰有所存者彼誅伏之刻、何不弃命者者乎、答申云

彼時者、家人等不參其橋之上、只主人一身被召出、梟首之間、存後日事、逐電而今參上、雖非精兵之本意、相搆伺拜謁之次、有可申事故也云云、

重尋其旨給、申云、

閣平家追討之計、被亡御一族之條、太不可也、於國敵者、天下勇士可奉合一揆之力、而被誅無誤一門者、御身之上讎敵、仰誰人可被對治哉、將又御子孫守護可爲何人哉、此事能可被回御案、如當時者、諸人只成畏怖、不可有眞實歸往之志、定亦可被貽誹於後代者歟云云、

又山内瀧口經俊斬罪（同月廿六日）の條には女の口上を寫して、

彼者母（武衞御乳母）聞之爲救愛息之命泣々參上申云

資通入道、仕八幡殿、爲廷尉禪室御乳母以降、代々間竭微忠於源家、不可勝計、就中俊通、臨平治戰場、曝骸於六條河原訖、而經俊令與景親之條、其科責而雖有餘、是一且所禪平家之後聞也、凡張軍陣於石橋邊之者、多預恩赦歟、經俊亦盖被優曩時之功者哉。

並に言の其儘には非ざるも、當時の文書は通話の言回しに從ふて書綴りたる語調

なるべし、院政以後の文書は昔しの官府體漢文の句格を失ふて這般の語調と成行けり。第十章卅八節に擧たる永利文書、及び吾妻鏡の賴朝言上に、

於信房者、雖貧弊不堪之身、勵微力、隨堪令進上、任料於京都。山田村弁車內、可爲地頭、雖能預御下文。久安三年解

賴朝爲伊豆國流人、雖不蒙指御定、忽廻籌策、可追討御敵之由、令結搆候之間文治元年賴朝言上

而種信死去之後、無妨領知之程、莊國課役難堪之間、代官眞淸逃脫之刻。建保五年解

前の吾妻鏡男女の口上振と同し語調にて、官府體漢文に非ず。

重力の理たる、同一の力を縱横に與ふれば、其物は斜に路を取りて走る。日本の通文も其理の如く、文章學が漢文を修めて、文と言と相つるゝ、自然力を矯たるに、其力漸く弛みて院政以後の半漢半話文と成れり。其時も矯力は猶存じ、造句造語を琢き、駢儷句調を用る等、通語の其儘ならぬ所は自ら存ず。殊に藝業家の合作たる貞永式目に、右神者依人之敬增威、人者依神之德添運、然則恒例之祭祀不致陵夷、如在之禮奠莫令怠慢の如きは、武人の心脾に染たる憲章たり。又元享德政の下文にも、神宄

護國、國克敬神、因茲代代祭奠令專敬肅、度度制符殊誡緩怠（八章廿八節）と起して、或被召放鄉保、或可改替事務、諸國社幣物幣物、慥可付本社者と結ぶ、猶斜に路を取りて走るものなり。室町と降り、江戶となり、彌言文一致に近付たれど、惰力は猶存じ、一般の通用文を書くに、人々に文語は普通語の外に替語を擇みて句を繕ふものと信ぜしめたり。されど其の文體は世を逐ふて言の其の儘となりしこと、前章の文例を熟看すべし。

句格の通語調と訛りし後は、漢文としては顚倒及び不成句のみ多し、其中に官府體漢文の習ひを逐たる句格のあり、習用語となして見るべき句あり。

(一)職是之由　漢代より此句あり、本邦に六朝文を學びて早く此句を習用し、書紀にも用ゐ、天平比の公文にも用ゐ、後までも頻に見る句なり。是を此斯にも作る、國分文書（九章卅二節）には職與斯由、源賴朝言上（十章卅八節）には職之由、元亨の下文（八章廿八節）には職而斯由とも書たり。

(二)寄事左右　官府文の句格にて、寄事辨申、或は託言一人（並に格）と相同じ、前節（正倉院文書永久三年宣旨、）に此句あり。源賴朝言上には寄事於左右、元亨の下文には寄事動難澀と

あり。頼朝言上の不待平家追討之左右、北條經時下知の隨彼左右（卅章十七節）の左右とは異なり。

（三）云彼云是　云、曰、の字を疊用するは漢文の常なり、又或云是官家出擧之物、或云寄進借物之代などの句格とは異ひて、ト云と讀むは較後世の倭習にて、院政以後の常調となれり、東鑑建久三年御判、（卅章十七節）云合戰之功績、云奉公之忠節、弘安三年綸旨（今宮文庫○卅九章四節）云朝役、云神役、梅津文書（卅章十八節）云文書、云理非、鹿島文書（廿章八節）云借上積云訴訟費の類、大抵文書の案文に此の語調を習用す、前節に擧たる永久の宣旨には、云雜役云官物寄事左右と（三）（二）一串したる句もあり。

（四）且怒且喜　是も漢文の常なり倭文にも鴨長明方丈記に、淀みに浮ふうたかたは、且消且結ひてと書けり、文書にはこれを且は、と讀む意味に用う、臺明寺文書長久二年廳宣、（卅九章三節）且加制止、且擢進其身、永利文書建保五年解、（卅章十八節）且依重代相傳文書等理、且任代代知行實、の類、是も亦多く用ゐる句例なり。又或を此法に疊むもあり、通常なれば必ずしも辨ずるを須ず。

（五）應定程限　官府文の題に應云云と書するは倭漢の常格なり、今に清人の應用、

不應爲の語は此に出づ。三代格の官符もこれを用ゐ、應ニ云云スベシと讀む、因て藤原氏の比より可を應に換へ、應早令云云を可早令云云に作り、顛倒に似たる句をなせり。又應を合に作るも官府語なり、唐詩に往々之を用う、後世の官府語に不合、合無等の語あり、我邦の古へもまた用ゐたるあり、其義を明かにせずして或は令に誤るもあり。

(六)謹撿案內 解牒等の常用句なり、藤原氏の比より案內を舊貫、先例、故實に作るもあり、或は撿を考に作る、字異れど意同し。猶此緒を追ふて公文句法の變化を繹ねて、此學の栞を製すべし。

習用語は既に第十二節に畧述し、又第六章以下の文例に就ても小釋を加へ、或は○○○を標して注意しおきたり。今に用ゐる習用語の過半は古の官府語より歷史變化をなしたるもの多し、又俗語に漢字を當嵌たるも交れり、例へば身持放埓、或は埒なしの如き、漢字より出たる語なれば調馬の埒を放ちたる喩へなるべし、此語は古日記にも見ゆ、無勿躰(モッタイ)といふ語も此類ならん。古日記に非道甚だしき事を記して勿言勿言といひ、困難甚たしきは爲之如何といふ、並に公家の常語なるべし。

日本に漢字の傳播せざる時代は文明の程度至つて低く、原人の間に話す語は僅に當用を足らすまでに止りたると見えて、凡て道德的、法律的、理財的等にかゝる、必用語、活動語は、官府體漢文に原ずる外は佛教儒學より來る、故に古文書の習用語といへば、即ち社會の事務事業に話す常語なり、國語の府は古文書にありと謂て可なり。

但此節に擧たる弘仁齊衡の兩官符と、前節永久の宣旨とに就て、其習用語を摘めば、勾勘は勾當の勾と勘定の勘とを綴る。勾は公文の條件に勾點を加ふるを云ふ、古文書に毎々見る所、勾當檢校の職は委員の如し、數多の委員檢校して、委員長其條件に勾點をなし、當否を定むるなり。此名稱の盲法師にのみ用ゐる樣になりたるは足利時代なるべし、第十章四十節北條幻庵覺書に和一と申候けんきやうとあり。勘は官府文に考の義に用ら、齊衡の官符に依撿損使勘定、先論理非勘定之後とあり、又卽勘錄移送ともある、此勘定は今の勘定とはやゝ異なり、其他勘濟、勘辨、勘合、勘文などゝ用ゐ、今は勘辨を堪忍の意に用ゐらる。官物受領の受領は字の如し、後世は補自分給の受領者、即ち國守に任ずるを受領と稱す。宣旨に牢籠とあるは此時代の常用語なり、籠絡とも書く、浮浪を宕泯と書と音似て、意味も似たる所あれど、牢籠は此に敢

無牢籠」、又永斷後代之牢籠」とあり、又暗被押籠」とある如く、小地面を交界の大地面に包み、押籠て押領さるゝを云、此の如くなれば地主所帶を失ふて浪人するにより、浮浪を牢籠といふ樣にもなれり。習用語の變化は此の如く、中々一端の說盡す所ならず、前章の文例に略說を付し、或は○○○を標しおきたり、猶研究すべし。

習用字も時代の變化あり。第七章廿四節に件 併 者(テイレバ)の三字を述おけり、件をくだんと訓せて、早く本義を訛り、今に至るまで用ゐらる。併は平安朝の中比より云の字を換用したる符牒を見る、院政以後は正格なる公文には併を用ゐれど、普通には之を用ふ、南北朝までに併は絶たり。者をていれはと用ゐるは鎌倉比までなり。在は居の義にて、にありと訓めど、有に誤用されしと久し、花押あるを在判と書と院政の比より然り、前章四十節多武峰文書に於在之者と誤用せり、前後に其例は尙多し。倩(ツラヽ) 旁(カタヽ) 憖(ナマジヒ) 剩(アマサヘ) 然者(シカレバ) 偏(ヒトヘニ) 乍(ナカラ) 是等の字を用ゐるは、院政以後の文體が通語に訛りたるによる、憖は慭の誤形なり、奈麻强(シヒ)は萬葉集に見ゆ、純國語なり。

是を統るに文體の變化は、文章學の衰ふると、文書の用繁忙になるに従ひ、言文の一致を求むる自然力に牽れて、假名文流行の時代より漸に支那の官府文體を失ふ

て、謂ゆる倭習多くなり、院政の比までに著しく變れり。故に武家時代に移りては文體の變化は鈍くなりたれど、偏く諸國に文書の用廣まり從つて習用語の意味に訛りしを生じ、此に著しく變化を示し、室町時代には文體も習用も古今の大相違をなせり。終に消息時代に移りて、文書は俗語の萬葉假名とも謂べく、支那官府語の面影もなくなりたり。試みに近古の通用文書を執て、明清に用ゐる官府文に比較し見なば、其源の同じ文體より出て異派をなしたるとは、奇異の思ひをなすならんも、文體習用語の變化したる次第を按して撿查すれば、今とても猶其血統の爭はれぬ點を看出さるゝべし。今より古文書研究の道を開くには、前章に表擧したる文例に就て、此節に略說したるが如く、章を截り、句を摘み、其言回しと、綴語即ち習用語の相違とを吟味しなば、古今文書の變化は自ら瞭明ならん、詳細此法に因て文體及ひ文語の字典を編成さるゝに非ざれば說盡しがたし。

○第四十四節　傳來

古文書の原本と寫本とを問はず、其文面に顯はれざる一の要件を存ず、即ち其保

存し傳へられたる來歷是なり、爰に之を論述すべし。

第五　傳來

古文書は某家又は某氏文書と稱して世に披閲さるゝ、猶人に姓氏あるが如し、是を傳來とす。普通の交際には其人の姓名をさへ聞ば、系譜を問の必要なしと雖も、苟も講究にかゝれば之を問ざるべからず、古文書も亦然り、其家某氏と稱して其處に藏さるゝと雖も、其傳來をたゞせは種々由緒のあるべきなり。例へば菊池某宛の文書が菊池氏に藏さるゝとて、必ずしも其先祖の受取たるものに非ず、或はこれを受取る後に改姓したるもあるべし、木野てふ家に菊池の文書を藏する來歷をたゝせば、其祖先の受たる由緒あるが如し。脆弱なる紙に書たる文書が、數百年乃至千年の久しき、此濕氣稠き邦土に、劇烈なる戰爭の放火掠奪を閲して、今に保存されてあるとは、思へば珍異も亦甚だし、之に對して傳來を問は人の自然の情と謂べし。されど古文書は悉皆傳來の知らるべきに非ざるは、人の姓氏に悉く系譜の存はらさると同し、固り傳來の確ならざる文書も少しとせず、要件の不具なるとて其文書を捨へきには非ず。古文書傳來に就て其類を擧れば、

第一　傳來の單純明確　此類に確當するは、東大寺の文書を嚴重に勅封されて保存したる、正倉院文書の如く、弘法大師が大内の朱雀通に建立してより、今に儼存して保存しある東寺文書の如きは、古文書の標準となるべきものなり。又記錄類に於ては、官務の壬生氏（小槻家）が宮內省に獻納し、局務の油小路氏（中原家）が內閣に獻納したる、長持數棹の記錄あり日記類は伏見宮に勅封同樣の法にて保存されたる、花園、光嚴、後崇光三帝の宸記あり、三寶院大僧正滿濟の自筆日記を其門跡と同刹とも云べき醍醐寺に藏し、又は元の祇園社にて文書の裏に記したる執行日記の如きは、極めて確實なるものとす。傳來を正せば此に匹すべき古文書は猶多し、大倭法隆寺は堂塔と文書と共に保存され、金剛峰寺の文書が紀伊の高野山に藏されてあるが如きは、第一に指を屈すべし。遠國に散在せる古文書にも是に匹すべき明確の傳來を具へたるもの少からず、中に就て余が九州の古文書を探訪したる實歷數件を話すべし。

九州に於て豐後肥後及び肥前南西海岸の島々には、天文天正の比に基督（キリシタン）宗のチェスウイト教會に歸依し、大友小西諸氏より神社佛閣は大抵盡くの樣に燒毀たれ、寛

永の島原一揆に結了したる、殘劇の歷史を經過し、其時に古文書は烏有となれり。然るに豐後大分郡の柞原八幡宮のみは宇佐八幡宮の分祉なる故か、是のみ燒れずに存じ、社藏の文書康保以來百八十五通、及び舊記數冊あり、宮師の家にも五十六通を分藏せり。肥後の球摩郡は深山にて、鎌倉初めより今の子爵相良家の領地となれり、而して其由來は彼家系にも定かならず、今度其家の所藏文書を披撿すれば、元は蓮華王院領にて、鎌倉初めに相良の先祖其地頭となり下りたると、文書に歷々と詳載あれど、是まで讀取り得さりしなり、文祿慶長比まで千餘通の文書を存ず、諸家の文書に是ほど詳備したるは希なるべし。肥前杵島郡は後藤氏の領にて、基督宗の禍にかゝらず、塚崎驛に武雄社とて古社存ず、余が採訪の時郡長に其文書を訪ねしに、宮司の裔武雄輝門廿餘通を持來りて示せり、余細見し此外に猶多くあるべしといひければ、愕然として實は貴諭の如し、されど是まで高等官の來るもの、只一瞥して眞僞を知がたしと斥けらるにより、今は勞を省き一括りを示すとになせり、さらばとて走歸り、一櫃を抱き來れり、之を閱すれば、天曆五年武雄社領撿地より天仁天永以降の田券、文治以下天正までの文書二百廿通、及び武雄社本記二冊あり、武雄卿

塚崎驛の由來歷々と證さるゝ、然るを是まで其地の人も知ものなし、皆卞和の璞始めて玉人に逢と大悅せり。以上の三文書の如きは千餘年間を貫串し、或は千餘通の多數を詳備し、其本主の處に儼存す亦罕なる遺寶と謂べし、是はたゞ三州より一箇づゝを擧く、全國に此類は固り夥多しと知べし。

右は傳來の單純にして明確なるものなり、總ての古文書に就て傳來を繹ぬれば千百年の經過の間には單純ならぬ情由のあるを殆と常とす、其類を擧れば。

第二　一氏數氏に分る　領地を得て分家すれば即ち文書を生ず、或は本氏を稱ずるあり、或は氏をも別つあり、各々同じからず、例を擧て之を謂ん。龍造寺氏は天文比より村中、水个江二家に分る、村中とは龍造寺村にて、本家なり、其文書は村田氏に藏し、龍造寺文書と稱す、水个江は別家なり、其本書は多久氏に藏し、多久文書と稱ず、此の如きは紛れなくして傳來を知らるゝ。結城氏は白川小峰等に分る、是まで結城文書と云は白川文書にてありしに、又甲斐國（山梨郡清田村）に小峯文書を藏せしが、近年に至り結城の結城文書は松平家に引繼て、川越家（後の前橋）に保存せられありぬ。肥前の松浦文書は平戶の松浦伯爵が其宗家なりとて、所藏の文書に名つけたれど、松

浦黨は郡の谷谷島島を分領して氏族繁く、近郡より筑前に蔓衍し、上松浦下松浦を分ち、松浦伯の家は天正比の再興にして、宗家の務めとして支族の文書を採集しあれと、其半をも獲る能はず、松浦山代文書は鍋島篤(佐賀士族)の家に藏し、鶴田文書は其裔武雄(前にいへる塚崎)に所藏し、並に佐賀文書纂に收む、相浦文書は、其裔相模國小田原に所藏す、筑前の中村文書も松浦黨の一なり。凡て久しき家は此の如くなること却て常なれど、足利一族などは細川、畠山、山名、今川等、みな氏を分たず斯波の如きは尾張といふが寧ろ本氏の如く、是等の家々は文書を幷せて湮滅したれど、伊達家譜を見れば奥州斯波郡の斯波は大崎最上に分れ、大崎文書は猶存ずるといふ。武田氏は甲斐を本とし、若狹安藝に分れ、みな文書湮滅せり、支族の南部は陸奥に徙り、其文書を八戸に所藏し、南部文書と稱ふれど、傳來を詳かにすれば、武田南部八戸文書と稱すべし。大友文書は立花伯爵に引繼き、彼家にて大友文書、立花文書の二類に分つ、此他に大友支族の文書は志賀、詫摩、田原等に分れ、田原文書は入江文書と稱す、其他豐肥の處々に保存されてあり。

第三　引繼文書　是は文書が一旦本主を離れ、正當の契約にて轉傳したるをい

ふ。大友氏は家斷絕したれど、其文書の一部（三百五十餘通）は立花家に引繼てあるが如し、類を極むれは、東大寺文書の正倉院文書となり、帝室文書の伏見宮文書となりたるも此類に屬す。上杉氏は山內犬懸を兩管領といひ、又扇谷越後詫間等に分れたれど、皆斷絕し、今の上杉伯爵は長尾氏なれど、祖輝虎の山內家を相續するとき盡く文書を引繼て所藏され、即ち上杉文書にて、實は上杉山內文書なり、猶其一部は秘して世に示さすといふ。結城文書の松平家に引繼てあるも大友文書同例なり、明治の初め神佛分離の秕政は古文書の一厄にて、此時に散佚湮滅したる分も多かるべく、又興福寺文書が春日社文書となり、多武峰文書の談山社文書となりしも亦皆引繼なり。今より以後は古文書の人に注意を生せられ、而して舊家社寺の變動劇なるに從ひ、此類の文書は必ず滋生すべし、古文書を研究するもの、傳來を究むるに怠りなからんを要す。

第四　所藏地の轉徙　永き年紀を經過する間には、文書の其主と共に、原地を轉して他に徙るは怪むに足らず、志賀文書必すしも豊後の志賀村に存せず、詫摩文書必ずしも肥後詫摩郡に存せず、立花文書の如き初めより必ずしも筑前立花城に保

存されたるにも非ず、然れども此種の書類が豐肥筑の近き地に存在するにより、人も怪まざるなり。人事の轉變多きよりいへば、數百千年の久しき、其地に向けて發したる文書の、今に原地に保存されて在こそ却て珍希なれ、然るに是迄は此類の古文書にて大部分をしめ、却て原地を轉傳したるものゝ少きを以て、人みな傳來に注意薄し、今より以後は必ず此類のます〳〵多くなるべし。是までの例に於て此類のやゝ怪訝を引は、小代文書はもと武藏の庄代文書なりしに、鎌倉時代に肥後玉名郡へ徙り、其居地に小代山の名あり、此にて受取たる文書多きに居り、今は其氏兩肥に散して士族となり、本書は隈府にあり。小鹿島文書は羽後國小鹿島秋田郡か領主なり、鎌倉時代に肥前杵島郡に徙り、橘薩摩と稱し、室町季の亂に大村家に屬し、大村氏を稱し、明治後に復姓せり、東北の極端より西の極端に轉徙したる文書とす。田代文書は三條源氏有仁親王の裔にて、和泉國大島郡に住す、亦武藏の品川荘を領す源平の比田代冠者信綱の家にて、類希なる源氏なり、余が九州文書を採訪し筑後久留米に至りしとき、郡長川村作摩の働きにて、其裔田代太郎八が深く秘したるを出させ、一函三百餘通を世に公にするに至れり。此の如く文書は其家と共に其地を轉徙して、附近

に彷徨せず、意外の地より發見するものとす。

第五　所藏主の轉傳　引繼文書に非ずして、其文書の原主を離れて他人の手に保存されてあるものをいふ、是より古文書の傳來を究むる必要を生す、此種の文書の傳來を確知するは頗る難事に屬す。爰に其適例を擧れば、肥後菊池郡の正觀寺文書が、菊池神社創建の後、其社に藏されてあるが如し、（京都の建勳社に織田信長の文書を藏し、伊勢の結城社に白川文書の散佚を藏するなども、亦同例なるや究むべし、）肥前佐賀の神代氏に藏する千葉大系圖は、小城の千葉氏が末後に神代勝利の處へ寄寓して死すとき、肌身を離さず所持したる遺物の一なり。是等は最も確實なる傳來とす、余が豐後日田の古文書採訪のとき、草野氏といふ商家が筐底より故紙を得て何物なるを知ず、持來りて示せり、見れは大友田原文書卅九通なり、其先代が抵當に取て其まゝ藏めおきたるならん、後に表裝して返しおきたり。其後日出（速見郡）にて入江氏の田原文書を採訪せしに、元家藏文書は三千通に及びしに、後西園寺家と婚し、文書を彼家に託し、餘す所は僅に五十餘通に過ずといへり、然れは日田のも其一部分にてあるなり。筑後三潴郡の荒木文書は緣者の近藤氏に藏す、横岳文書は肥前小城藩中に保存されしに、伊萬里附近の山代郷

の川浪氏に轉傳してありぬ。其類を窮むれば、諸藩主が領內の古文書に注意し、島津家の薩藩舊記、毛利家の萩藩閥閱錄、鍋島家の佐賀文書纂、水戶の有造館文書等の如き、其中に退轉したる家の原本を其庫に保存しあるは、皆此類の明確なるものとす。前田家所藏文書は採集に屬すと雖も、其中には傳來の明かに知らるゝものあり、亦此類に入べし、其他總て原本の收拾されて、傳來の知たるは、此例を推て究めを付るべし。

第六　採集文書　古文書の原主を離れて散佚轉傳したるを、篤志者の手に採集し、保存したるもの固り多し、前田家の先代が修史の業を起して、當時散佚の古文書を採集したるは其首に推すべし。此採集文書は傳來の究め付ざるもの多かるべし、要件の一つ闕たるは夫だけ確實を減ずと雖も、原本の存ぜられたるは價値を失はず、中には前擧の例の如くに、其傳來の漸次に究め得らるゝもあるべきなり。抑古文書は足利末より寖効力を失ひ、德川時代より散佚を始しめ、明治の改革より全く故紙と見切りて、覆醬に用ゐ、紙屑に投し、小兒の手習草紙を製し、或は質屋に持來るもの、年一年と甚だしきを聞て、修史館に於て其採訪を務めたりと雖も、種々の事

情纒はり十の三四をも收め得たるにや、百通以上に及べる分は漏たるもの少かると思へど、以下の零碎なるは遺漏必す夥多しかるべし。筑前福岡の好古物家江藤正澄氏は、古物古文書を持來て金を借る人には悦んで貸與ふ、因て古文書數通を括りて抵當に取ること絕へず、因て人に其價あることを知られたり、余が巡回の時盡く之を示されたり、まだ持主の手を離れざれは、肝要な分を寫取しに、中には貴要なる事を發見したること多かりき。今は世人漸次に古文書に注意を生ずるに從ひ、亦胡亂の贋作を滋生すべきを以て、爾後の古文書を究むるものは、傳來に注意を篤くし、是までの確實に慣れて怠慢を戒むへし。

第七　原本の消滅　傳來明確なる文書とても、原本の消滅したるは、半滅亡と謂て可なるべし。高名なる文書の内に、此厄に罹りたるは阿蘇文書とす、阿蘇文書は文政天保の比に、田中元勝常に阿蘇氏のために整理し、寫本を作り、又自著の征西將譜に詳解を加へて收めおきたれば、其文は不朽なるに近しと雖も、原本は天保九年かの火災に燼したり。往年余が採訪したるとき、其燼餘を撿せしに、後醍醐帝綸旨、惟澄申狀、功賞申立狀、惟定申狀等、數十通は完存し、燒爛れて存ずるもの數十通あり

撿するとき燒紙膝に滿てり。別に水帳一櫃を全存し、建長以來文明まで田地坪付租稅撿見等の帳簿卅三卷は、是まで世に傳はらざるものを收めたり。阿蘇の文書の寫しは不佳にして、要件に闕る所多し、甚だ惜むべしとす。此一例を以て他を概推するに、古文書は原本を其家に秘藏して、世には寫しにて傳はるもの多きを占む、若し其原本を尋るならば、之に同しきもの必ず多かるべし。今より以後は家の浮沈ます〱劇に、燔燒の災難は多きを加ふべし古文書の保存を圖るならば、早く採影するか、若くは精良の版を利用して原本を精密に印刷しおいて、此半滅の厄に備へおくべし。

第九　竄改壞毀　是は殆ど傳來の效力を失ひたるものなり、攝津神戶あたりの某家に保藏する古文書にてありし、山本勘助道鬼判、山中鹿之助判等の女房消息などあるにより、怪しと熟看すれば、盡く入筆にて、元は祇園社、又は其支社所緣の社家より散逸したる女房文の尾に、名判を書入て賣付られたるものにて、本文は原本に相違なし。往年岩崎氏に購得したるものとて、足利時代に製したと覺ふ、金裝標紙の帖となしたる古文書を觀たり、或る宮の家中より流傳したると覺えて、中に天皇

の宸翰も數通あり、又極めて拙劣なる贋も多く、或は眞贋を辨じがたきもあり、又確たる原本もあり、極めて駁雜なる古文書帖なりき。蓋し此帖の傳來は正しき物なれど、初め狡猾なるものゝ手に落ち、過半を剝取りて贋文書に張りかへ、又拙き書手が生新なる墨を硏きて寫して之に換え、更に其原本を他の人へ賣付る料となしたるものと推料さるゝ。故に其帖を正眞の古文書帖としては壞毀されてあれど、拙劣の書蹟も案文は原本を存じ、寫して印刷すれば確たる史料となすを得べく、又之に反して書蹟は巧なるも全くの贋作にて廢紙同樣なるも錯れり。第九章卅六節の末に述おきたる、後醍醐天皇の宸翰といふのも、原紙の質が兩葉異なるといへば、一葉は寫しにて半は壞毀されたる半滅文書に屬し、傳來も亦半は不明に屬すれど、全くの贋文書としては論ずべからず。

凡そ古文書の傳來を究むるには、右の八條を以て其類を推究し務めて其系傳を明かにして、而して信否を決するは、此學をなすものゝ肝要なる注意にてあるべし、原本寫本を併せて遍く存する要件は此五條に止る。

第十二章　普通古文書の要件下

○第四十五節　名判印

古文書の文案を寫取りて適宜の册となし、或は印刷して發布したるものにて、普通古文書の研究は粗足ると雖も、是は漢人の謂ゆる今文讀（キンブンドク）の尙書同樣にて、體面は完からず、故に要件に於ても亦多く闕乏せり。是より以下に説んとする要件は、古文書の原本、若しくは篤き注意を以て功者なる人の摸寫しおきたる物に限りて、具存する件件とす。

第六　名判印

名とは署名をいひ、判とは花押をいひ、印とは捺印をいふ、是みな今の人の普通に稱ふる所なれども、奈良朝より文書の經過千二百餘年の間には、隨分沿革を閲して、今の稱へと相違する事も少からず。

署名は公式令に官位姓名とある名の謂なり、依式取署または依式連署などとあ

りて、署とは自筆にて記名するを云。凡て官の文書は年月日の下に官位姓名を記したる人を文案の作主とす、即ち案主者なり、其他の關係人は官位姓のみを連書しおき、其人々に自記名せしむるを官府の通法とす。此署名に付て法式の變化は格にも數條を錄しあり、又唐に於ても其格式は相同じ、これについて唐の韓退之の名文あり、古文書の署名を見るもの當人の記名せし時の有様を想像し、且案主等の勢力を思ひ合するに益あれは、此に抄說しおくべし。

韓退之が藍田縣丞廳壁記（彼の縣は我國に比す丞は介に比すべし）に、丞之職所以貳令於一邑、無所不當問、（全權あるを云）其下主簿尉。主簿尉乃有分職（主簿尉は目史生にて文書の案主となる者）丞位商而偪例以嫌不可否事（例とは習例なり、）文書行、吏抱成案詣丞、卷其前、鉗以左手、右手摘紙尾、雁鶩行以進、平立睨丞曰當署（以上丞が署名させらるゝ狀態を描く）丞涉筆、占位署、惟謹、目吏問可不可、吏曰得、則退、不敢略省（以上丞が署名する狀態なり）漫不知何事、官雖尊、力勢反出主簿尉下、諺數慢必曰丞、至以相訾謷云々とあり。是は今の謂ゆる盲判をさせらるゝ狀景を記したるなり、日本の國司諸司の次官には、唐の如くに嫌をさけて案主に左右さるゝが如き習例を聞ざれど、總て官府の事務は、其實の力勢は鍊達の書記にあるものとす、上官は只これに問ふ

て署名を畢る、即ち可不可を問て、書記が得と答へて退けば安心したるは日本も同情にてありつらん。文書に連署の例は、第六章以下の文例中に種々あり、撿すべし、其重き文書には上下二班に連名して署名をなし、漏たる人には其事由を書す、此に其一を摘錄しおく。

正倉院文書越前國正稅帳の尾に、

郡司大領外正八位下勳十二等道君

主政外從七位下道君五百嶋

主政外從八位下勳十二等大私造上麿

主張外少初位上勳十二等道君安麿

主張无位丸部臣人麿

以前、天平二年收納正稅穀、年穎稻雜用如件、仍付史生大初位下阿刀造佐□

麻呂申上　以解

天平三年二月廿六日　從八位上行少目林連班田

從四位下行按察使兼守大伴宿禰道治麿正七位上行掾勳九等坂合部宿禰監闕

正六位上行介勳十二等大藏伊美吉　名村　從七位上行大目勳十二等土師宿禰朝集使

前の郡司連署は毎郡の尾にみなあり、其提出せるを勘撿し、總合して此解を添へ、主計に進呈するものなれば、署名は書手の摸寫なり。後の國司連署の下班に班田監關朝集使と注せるば、公務に因て缺席せるにて、上班の守介のみ署名せり。署名の字躰尋常なり、郡司のを摸寫しある中にたゞ島の字少し訛形なるのみ、天平比までの署名は大抵此類にて、少々運筆に當人の筆癖あるにすぎず。

此連署を韓退之の文に引當れば、上班の守は介にて、介は即ち丞に當り、下班の掾目が即ち主簿尉に當る、此署に主簿みな缺席して文書の施行されたるは、守介が事務を實行せる一證となして可なるべし。爾後の國司は、守は揚名にて、介の政治になり、夫さへも普くは行はれず、掾目政治なるが多く、然も滿任後の在廳吏が事務に熟練したるを以て、其手に左右され、掾目も盲判の鉗制を受たるが皮肉の事情にてあるべし。省寮司職等も亦然り、門閥政治の上次官は華族公達の座にて、只其禮遇を尊大にし、儀式の繁縟なるまでにて、權勢は謂ゆる主簿尉にあり、唐の丞は睨付て署名させらるれど、日本の長次官は儀式にてそやされ、終には闕席を常となすに至

れり。故に歴史の事情に照せば、署名の跡よりも當時文書を取扱ひたる事務の模様も繹ねらるゝものなり。

第七章廿三節に擧たる相摸國司解の連署も前に同し

天平七年潤十一月十日正八位下行少目秦伊美吉 三田次

從五位上行守勳十二等田口朝臣朝集使　正六位上行掾勳十二等酒波 人麿

正六位上行介勳十二等粟田朝臣 堅石　正七位上行大目田邊史 廣山

是は前例と反し下班皆署名して、上班の守闕席せり。正倉院文書の内に、近刊の大日本古文書に撮影しある、天平七年周防國正税帳の署名は左の如し。

天平七年七月三日從七位上行目茨田連 光

從五位下行守勳十二等多治比眞人 伯　正六位上行椽弓削宿禰 興志

是は守掾目三名みな署名せり。普通に往復する解牒移は、上班下班二名なるが多し、常用は文字も行草に頽れて潦草なり、雜事に年月日下に主者一人署名す。

同文書天平十七年造宮省移及ひ右兵庫移に

天平十七年十月廿一日錄從八位上嶋田臣 國足

輔從四位下秦伊美吉

天平十七年十月廿一日正八位下行少屬阿刀造（花押）

大允正七位下勳十二等民伊美吉（花押）

前の上班伊美吉は尸（カバネ）にて名にあらず、源氏藤氏等ならば朝臣と署す、上班下班一名づゝの文書には大抵單に朝臣と署して名を署せぬを例とす、其由來する所は既に天平にあり。後の署名は文字の形少し頽れたり、第七章廿六節の延曆廿年東大寺牒に距江壽堅の署名につき花押の漸と注しおきたると見合すべし

花押は支那にもあり、又小野篁二合字を創むなどの說もあれど、事實は署名の漸次に花押となりたる形跡あり。僧侶の筆跡は奇形多し、天平比より然り、官人の署名はまじめなりき。爰に天平寶字の比、造東大寺司の判官主典等が、官印を捺したる解牒に署名したるを彙擧すれば、

天平寶字元年十一月十二日解　連名

國史生安都宿禰（花押）

同年十二月八日牒　連名

主典美努連奥万呂

同　二年十月三日解　一名捺印なし

主典安都宿禰　雄足

同　六年三月十三日解　二名連署捺印なし

造東大寺司主典正八位上安都宿禰　雄足

同　五年十二月廿三日牒　二名連署

判官葛井連　根道

同　六年二月二日牒　〃

判官葛井連　根道

天平勝寶四年七月十七日解　連名捺印なし

主典從七位下美努連　奥万呂

天平寶字六年三月十六日牒　二名連署

主典彌努連　奥麿

同　八年正月十六日乾政官宣の施行

（行草）
主典彌努連　奥万呂

同　七年七月九日牒　二名連署

判官葛井連　根道

万呂の草體は當時に種々の形あり、余嘗て之を査過するに、呂を今の假名の如くに末を刎捨たるもの一もなし、因て知る今の草體は奈良朝をさると頗る遠き世に成たるを、事の序に辨しおく。三人の署名に只根道は運筆を文りたれど、先づ奈良朝の署名は眞面なりと定めて可なり。次に平安朝に入りて漸く運筆を弄ひて署名する習はせとなり、正倉院文書の造司綱牒等の册中にある署名に、

元慶二年九月八日太政官牒に　　元慶元年十二月太政官牒に

右大史正六位上印南野臣家雄牒　　右大史正六位下南野臣家雄牒

上班は右少辨安倍朝臣署　　同參議行左大辨源朝臣と署す

（此間四十年を間つ）。　　同二年十月大政官牒

右大史正六位下上南野臣家雄

延喜廿二年九月太政官牒　　延長元年閏四月太政官牒

造東大寺講堂判官右大史正六位上秦宿禰貞興牒…………秦宿禰貞興牒

延長二年十月太政官牒　　同五年十二月太政官牒

い　（此間又四十年を間つ）

秦宿禰貞興牒　　い　　秦宿禰貞興牒

康保三年二月太政官牒　　同　年二月太政官牒

從五位下行左大史兼紀伊介物部宿禰[illegible]牒…………物部宿禰[illegible]牒

（此間十四五年）　　安和二年閏五月太政官牒

い　　物部宿禰[illegible]牒

天元四年二月太政官牒　　永祚元年十二月太政官牒

從五位上行左大史大春日朝臣[illegible]牒正五位下行左大史兼備中權介大春朝臣[illegible]

署名の漸次にくづれて二合字の花押となりたるを覧べし。但し右は正式の文書にあるものを選む、通常往復のもの、若しくは判文などは行草を交へたる雜書きにて、其署名は早く頽れて花押樣になり居たり。

花押を判と言習はす樣になりたるは元は文書の前後に判許判決を與へて、かく判文の署名をさして言たるに起る。判文の例は第七章廿五節に數通を錄しおけり、之を臨寫本にて見れば、大抵行草躰の字にてかき、官姓名も草略にかきたるものにて其人々の筆癖にて自然と花押樣をなしたるものあり。

天平寶字二年正月越前國坂井郡司解に與へたる造東大寺司の判、

依上件狀、所申合理、不進去歲地子之狀、更以正月廿九日、付因史生安刀男足下告。

(連署と同躰の字なり)

次官高麗朝臣大山　判官河内畫師祖足

上野君眞人

主典葛井連根道

天平神護三年四月圖書寮移に與へたる造寺司判許、

上件依レ請令二奉請一如レ件 並黄紙及表綺帶朱有印

以景雲二年八月十一日奉請四百卷 自第廿帙迄第五十帙

以同月十二日請一百七十九卷　缺十一卷 初帙又五十八帙第八

右にて判文の一斑を知べし、字體は是よりも猶草略したるもの多し。

漸下りて平安朝のものは、京都大覺寺文書に、

日根秋支解　申請常荒地事（鄕長の印と覺しきものをまばらに捺す）

合陸拾町者 在二系郡之内一排田島壹所、
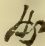
四至　限東千居　限南大川
　　　限西世山川前　限北四津谷幷葛木峯

右件常荒地者、去天長二年秋支開發、經三四箇年間、无指其主、而秋支請當主之刀禰、郡司所司證判、秋支成地主哉。但窪地者爲治田、高地者爲後代之明鏡、仍注子細、以解。

天長六年二月十日　日根秋支
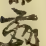
在地刀禰與判

紀
伴
藤井
長
物部

郡判

依有在地刀禰等證署明白、與判

物郡撿校散位中原朝臣（花押）
攝使大判官代　紀（花押）
高志（花押）

廳判
依有在地幷郡判明白、與判、

物大判官代散位中原朝臣（花押）
中原朝臣（花押）
大判官代田所散位橘朝臣（花押）
大判官代介散位池邊朝臣（花押）

處分　私領田畠事
合陸拾者在糸郡之内、拵田畠所、
四至在本券

右件田畠者、日根秋支開發、常荒地也、而一男秋重所處分、如件。

元慶二年十月五日　　日根〔花押〕

以上の二通は原本を見ざれば不審なきに非ざれとも、花押ある地方の文書に於て最早きを以て、抄錄しおきたるまゝ此に擧おく。

時代漸下り、村上天皇の末は、前に表せし如く花押の漸くに成形する比なり、爰に豐後國由原八幡宮文書に國判及び朱書の別當判あるものを擧ん。

八幡由原宮々師僧仙照謹舜請國裁事　（朱書）司官代坂井

請被任先々國判符判給季供田壹町狀

南七條墓田里卅三坪

撿校前[マヽ]芝藤原〔花押〕

（朱書）撿之由原宮々師季供田一町有給例又仙昭〔花押〕

〔花押〕時御被判勝執[マヽ]坪他人　前別當

（朱書）應〔花押〕三四淸原淸志請但天德五年件仙照季供田

此花押を朱書勘當の判とす

謹案先例、宮師之職、請件季供田、爲衣供之勤修、望請國裁、任先例被判給件供田、仍注事狀以辭。

康保二年三月三日宮師僧　仙盈

權掾藤原

掾上毛野

大目生部

少目大原

判　任先例充給季供

守橘朝臣

此花押を國裁の判とす

前の大覺寺文書は在地刀禰五名の與判證明にて郡判廳判を與へ、後の由原八幡宮文書は國裁を請ふたるを勘當に回し、朱書證判により廳判を與へたるにて、並に當時國司郡司に於て事務判決の手續きを考べし。　判許に書下す文面は極概畧にて、文字は行草を用ひ、從つて官姓署名も俺畧なり、故を以て奈良朝より判の署名は人人慣用の筆癖にて草寫たるが、次第に工夫して二合字の花押となり、平安朝には早く花押の判は行はれたるべし。

署名の花押となりたる沿革は、此の如く兩樣の事由より來りたるものにて、御堂關白道長の比までにて、文書に署名するとは殆ど絶たり。正倉院の寺家臨時政務文書には宣旨官牒に代て下文を用ゐたり、左の如し。

左辨官下東大寺

應下早附二使者一召中進内藏寮所領梨原庄愁申、濫行下手人右兵衞府生吉高智熊犬丸上事、

右權中納言藤原朝臣經輔宣、奉レ勅件梨原庄愁申濫行下手人熊犬丸、籠二隱於彼寺一之由、已有二其聞一、仍仰二寺家一、卒令二召進一者、寺宜下承知附二使者一召進上、所レ犯已重、不レ可二阿容一、官符追下。

天喜五年十二月三日大史中原

中辨平朝臣

署名は全く花押となれり、而して宣旨は下文にて行はる、頓て白河の院政に接して、謂ゆる私狀時代の署名は花押專用となり、之を判と稱へたり、即ち判決を與ふる信

憑に自筆を以て書す、昔の署名と異なるなし。

判即ち花押の据樣に種々あり。年月日の下に官名受領若くは姓、或は單に花押を据るを御判といふ。年月日下には主者奉の名判をなすを奉書とす、其奉書の肩に花押をなすを袖判といふ。由原八幡宮文書の如く文書の前端に判文を書し、名判を据ゑ、下たる例は、第十章卅八節にも別筆外題と注して擧おきたり、即ち判なり、是は後世に其例を見る希なり。請文類には年月日の下に某請文と書し、花押を裏面になす、是を裏判といふ、裏判の事は卅九節にも述おけり、參考すべし。請文類には、進達の後に承畢と書して、花押を据ゑて下付す、是を承判、または證判といふ。下文其外上班下班に連名して、署名の處にも花押をなすと前擧の例の如く、藤原氏時代より漸次に習例をなせり、是も其一種と數ふべし。

院政以後の文書を見るには花押を眼目となす、故に古文書學をなす者は花押を記憶し、其人の姓名を覽るが如くなるを必要とす。是までは古文書の注意薄く、閲覽の限界狹く、有ふれたる人の花押をさへ辨じ得ぬ學者多かりき、爰に其二三を記さん。筑前の貝原篤信益軒は有名の大學者なり、筑前續風土記の著は世に知れたる

大著述なるに、太宰府文書を引據したる頼朝の花押の甚た肖さるを怪めり、彼程の舊家によも贋作はあるましと思ひしに、後に宰府に至り原本を撿閲せしに、大鳥居文書の内に頼朝時政の判あるは、文案書式みな拙劣にて、花押みな非なり、明白なる僞作なるに、益軒先生は其花押を眞と認められたり。穢多頭の團左衛が家に頼朝の判物を所有し、其書の記載により後世に穢多支配の職業とて世俗に言觸し、或はこれを政治にも看認るに至りたり、余甚た其類を失ふを怪みしに、其原本を撿すれば花押全く非にして、足利の末比の贋作に極まれり。肥後の相良家は文書千餘通を藏し、據て相良家譜を編輯されたるに、先祖の始めて球摩を領せし原由より其他往々に疑はしき節のありしが、後に其家に就て文書の原本を撿せしに、附箋しあるを見れば、文書の本文を了解し得さりしともあれど、多くは花押の讀めぬに苦しみたる跡あり、九州探題一色道猷の如きは大關係ある人なれど、其花押にも不審の貼箋してありぬ。余曾て元弘の歴史を編修し、足利高氏六波羅を滅ぼし、其まゝ奉行所を据ゑ、諸國に命令したるは、北條の政事を足利に引繼たる緊要の沿革なるに、其比島津道鑑貞久の言上に承判を與へたるを高師泰と附箋しあるに因て、北條の兩六

波羅は高氏師泰二人にて南方北方に引直たるにやと思ひたり。今大日本史料に其花押は同時に松浦文書の沙彌蓮賀請文に子細承了と袖判したる花押に同し、古文書雑纂に載る其年六月五日將軍家令旨を奉りたる右中將の判なれば、護良親王の資人と辨じあり。花押の關係は毎々に此の如き大節目に撞着するものなれば、篤く注意して其筆書字形運筆を辨へおかざるべからず。

然れども花押にて大疑似を決するには、影寫本も時には信憑しがたき事のあるものなれど、普通には政務軍事の要路に當りて文書に關係ある人人の花押を暗記すれば足る。花押數は古筆家の著にて、普通著名の人は大抵擧りて、商賈柄にて原本を多く見て寫したるものなれば、信據すべしと雖も、如何にせん無學なるを以て、文書即ち政務に關係多き人は多く漏せり。例へば九州の政治は大宰少貳と鎭西奉行と兩職にて行はる、平清盛が原田種直を少貳とし、平家貞を奉行となしてより、源頼朝は天野遠景を奉行となし、尋て武藤資頼中原親能に代て、爾後世襲し、足利氏に至り一色道猷を探題となしたる等、九州文書に於て主腦となる人なれども、世に多くは知る人なし、故に古筆鑑の眼より脱したり。修史局にて古文書を撿閲する

に、能筆數名に花押を精密に摸寫せしめて花押彙纂を作り、數十冊に及ひたらん、其中より能く文書に關係多き人人のみを吟味して、其花押を選拔し世に公布せば、大に斯學に裨益あるべし。花押の文書に關係ある頗る著大なれど、空談にては要を沒するを以て、姑く此に止めて、他日の機會を俟つ。

印に古今の兩樣ありて其歷史を別にす。印璽の起りは支那の周代より之あり、國語（魯語）に璽書てふ辭は元は印璽を鈴封に用ゐたる樣に思はるれど、蘇秦が六國の相印を佩るとあるは、既に官印の行はれたるなり。秦以後は天子を璽といひ、玉を以て刻む、因て玉璽と稱へ、臣下は玉印を用ゐるを得ず、金銀銅及び寸法に等級の差あり、後漢光武が與へたる委奴國王印は金印白字なり。日本に用ゐる璽印は諸制度と共に六朝より移入したる風尚なるべし、天皇の璽は金なるにや、他の官印はみな銅印なり。公式令に、天子神璽、內印（方三寸）五位以上位、及下諸國公文則印、（即ち天皇御璽）外印（方二寸半）六位以下位記及太政官文案則印、（則ち太政官印）諸司印（解に省臺寮司等各皆印あるを謂なり）（方二寸二分）上官公文、及案、移、牒則印、諸國印（方二寸）上京公文及案調物則印、凡行公文、皆印事狀物數、及年月日幷署縫處鈴傳符尅數、とあり、令條に著はした

る官印の用法は此に止る。

余は正倉院文書を閲し、勅書を初めとし官府の符牒解移まで全面捺印し、中には不急の文書もあるを以て、古時の官人に閑日月の多く、官印を濫用し煩を知らざりしを疑ひ、世の進みて煩忙になるに從ひ漸減す可しと思へり。後に其太政官符雜の冊を檢すれば、別當補任の牒に久安三年のものまで數箇の捺印をなし、建久七年の牒にも捺印のあるを見て、令條の永く施行されたるを知る。義解に太政官及諸司與僧綱若三綱相牒之類也と特に解しあるを以て、僧綱三綱への牒にのみ捺印するは文に拘泥するの甚しきと疑へり。他の古き古文書を見るに、捺印のなきも多く發見せられ、草案にも非す、又贋作とも覺えす、正倉院の内にも亦捺印なきもの半にある、其捺不捺の別を考ふるに困めり。因て令條を熟考するに、印の用は民に信憑を與ふるにはあらで、官の擧を確かむるを主としたるものと思はるゝ、故に官府の文書は大抵散亡して、發見するは民間に布たるものなるを以て、官印の信憑を捺する外にあるもの多きなり。是に因て之を謂へば官印は文書の要件に相違なけれど、其効力は寧ろ微なりと謂べし。

然れども印は文書信憑に効あり、無てならぬ物とす、令條の定むる處は二寸二分の諸司印、二寸の國印に止ると雖も、正倉院文書に猶種々の印を見る、一は僧綱の印なり、二は親王の印なり、酒人内親王の文に捺したるは方一寸八分にて、酒の字を刻せり、三は生江息島、生島豊名、畫師池守等が私印は方一寸、四は經所の圓印あり、五は鄕印あり、前に出す六は鈴印なり背縫に捺す。三代格十八に、印之爲用、實在取信、公私據此、以決嫌疑而案公式令、惟有諸司之印、未見臣家之印、爰有勢諸家、皆私疇作、進官文書外、皆僭印之、積習成常、無復疑慮、夫事不獲已、人所必行、於公無害、理宜容許。加之太政官去齊衡三年六月五日、封家調庸雜物、可放捺印日收之狀下知已訖、然而□用之制未詳至今猶放白紙、家司雜掌、爭論不絶、伏望令諸封家、皆得用印、但一寸五分、以爲其限、外於公家、備私用者、中納言兼左近衛大將從三位基經宣、奉　勅依請。　貞觀十年六月廿八日とあり。　養老令の定まりてより百五十年の間、印の用は官府の間に專らにして、私印は僭用に屬したる情實より按ずれば、文書に用ゐたる印の効力も、或は後人の意想する外にありつらん。　此格の施行され百年ならずして、文書幷て捺印の變化する運命に逢たれば、古の王代に用ゐたる印は文書の要件たる効力甚だ微なるも

のなり。

令條に據ば、官印は位記及び物件の數を確かむる官府の信憑にて、民間の信憑となす趣旨なし。然れども第七章廿六節に擧たる土地賣買の公驗に、判文の處へ國印鄕印を連捺しあり、自然に民間の證印にも用ゐたれど、鄕印も私印なれば官の識認する證とならざるべし。院政以前の文書に、官印を連捺せず、又は判許の處に連捺印なきは殆ど常の如し、院政以後は官印の跡微かになり、證憑となすは全く花押によれり、古式の印に効力の乏しきとは此に考へて知るべし。

院政前後より足利氏の中葉比までの文書は、花押を信憑となし、鈐縫も花押なりしに、天文天正の爭亂より印を用ゐると流行し出したり。其起因は何比にあるやは偏く古文書を撿査せざれば知されども、上杉文書に、嘉吉の末上杉安房守憲實所領を子龍春に讓りて出家し、長棟と號したるとき、文書の背縫に長棟と刻したる朱字の方印を捺したるを見る。是を以て臆測するに、後の印を用ゐることは足利の中葉より起りたるならん。思ふに藤原氏以後は前の鎖國時代なり、耳目は島國的に蔽れしに、足利義滿の開國より明の往來始まり、彼國の文劵に證印を用ゐる便を

知り、花押の煩を經驗したる末なれば、印を信證なさんと試みたるにてあるべし。然しながら方印の寸法は官印に占領され、一寸五分までは資格なき者は刻するを得ず。武家の人人は方一寸餘の小印ならざるべからず、諸司印の四分一にすぎず、かゝる小き印を捺しては、數國を幷領したる守護等に於て大に威信を損ず、故を以て公文に印を用ゐることを憚かりたる情實ならん。然るに海内破壞し、割據の時代に移り、天文の比より朱印を捺して政令を施行したるは、第四十節に北條家の條書に擧例したる如く、武田氏にも用ゐ、西國の大名にも發見す、是を後の印を用ゐる時代とす。

織田信長京師に入て大權を執るに及んて、天下布武の楕圓印を朱捺し、三度改刻したり、之に繼て豐臣秀吉は繆篆の圓印（少し楕圓をなす）を刻し、總ての公文に捺して花押に代用したり、世に太閤樣の御朱印、或は其公驗を得たるを御朱印地と稱ふるは、此印の信證となりたるによる。是みな圓印なり、官印と異なり、右大臣關白の印には非す、武家の棟梁信長秀吉の信證にて、花押と異なるなし、然も此二代にて朱印は絕たり、全く一時の事なりき、小き實印を用うとも此時代より始まれり、余往年太宰府

に至り彼社の文書を閲せしに、黒田長政社領配分帳の繼目に捺したる圓印は羅馬字にて刻せり、其形式歐洲の印を摸したるが如し。又父の如水及び細川忠興の印も羅馬字を刻したるを處々より發見しぬ、或はいふ如水はジョウセフなりと、忠興のは青印なり。此印を見て天文天正間に基督敎の流布は意外に盛んに、當時の人物は大抵これに緣りて歐羅巴の文明を呼吸したるを知たり。殊に歐洲交通の率先者たる大友宗麟の實印は篆文の石の字と思ひしも、亦羅馬字のヨなることを知れり。因て考ふるに、圓き實印を刻し用ゐるは、天文以後に歐洲の風を移入したるには非る歟。

又太宰府の文書にある龍造寺隆信の實印は、扇の中に文字を刻したる朱印なり、加藤清正の印は稍大きなる黑印を捺す、是みな基督敎の反對者なる如くに、印の文字も漢字を刻せり。其他藤堂高虎の實印は花押樣の字を刻したる黑印なり、織田信長の小印(即ち實印)もあり亦黑印なり、島津義久が琉球國王に與へたる文書には、義久と刻したる大なる方印を捺したり、外國に對し威嚴を存するには然らざるを得ず、然れども令條にてたゞしなば借用の名を下さるべし(高虎以下の印は史徵墨

實に載てあり。

德川家康は朱印を用ゐず花押を用う、德川氏の代代諸大小名に與へたる判物はみな花押を例とす、諸大名の條令も、領地を家中に分配するも、大抵花押を主用したり。故に印を公文の信證に捺するは天文天正の比一時の流行にて、普通は古今を通して署名花押を主用せり、印は固り私印にて其起りは歐洲人より敎えられ、便利なるを以て一般の慣用となりたり。德川氏の時、諸大名の花押も木にて線を刻したるを捺し、濃墨にて塗て用ゐたり、是を判役といひ、昵近の士に代筆せしめたりき。

○第四十六節　字形、筆意、排行。

古文書の本文を正楷に寫し、或は印刷したる本を披撿し、これに據て當時の事實を考究するは、學者の古文書に對する普通の需用とす。若し其本を見慣たるもの、影寫以上の原本を閱覽すれば、驚くほどに體面かはり、昔しゆかしき感情を生ずると共に、其文を讀んとすれば遽に讀取がたく、先輩は如何にして讀取しやと忽ち怪疑を生ずべし。體面の眼前にかはるをいふは左の三要件の異による、

第七　字形　　第八　筆意

第九　排行

まづ字形の相異を説かん。

古文書に對して字形の異なるに驚くは、平生楷寫本を見慣たる眼が、俄に眞行草の諸體に接して、體面の頓にかはるに因ると雖も、日本人は平常の通用消息に行草交りの文書を取扱ひ慣たれば、支那人の日本書翰に對するが如くにはなかるべし。眼さきの變りてふことは俄に感覺を動顛さすれど、静視すれば左程の事にあらず、漸くに澄視すれば、只字形の異なるに苦澀を感ずること最多しとす。猶もこれを推究すれば、最初より漢字の素養淺く、注意粗にして、字形の正譌を辨ずる準率を有せざるを以て、時代の違ひたる書風の目に慣ざるに惑ふこと多し。喩へば近年の活版印刷に見慣たるもの、島を嶋とかき、或は嶌とかきたるを見れば、別字と疑ふならん、明治以前は嶋嶌が反て通用字にて島は學者の眞字として迎へられたり。今の活版印刷は漸次に正形の字に整理されつゝあれど猶其中に譌字を混じ、或は故意に譌形を刻して用ゐらるゝを見る。

抑漢字の濫多になりたるは語の増加したるには非ず、廣き支那大陸に於て、方音の相異と、字形の相異と、此兩因により字數の増加したるなり。初め秦の始皇が秦字(即ち小篆)に一統せんと、李斯等に字書を改めさせたるときは、三千字には及ばざりしに、漢に至り自由を許し、字音字音の異ひたるを集め、西漢末に揚雄が字書は七千字の多きに及び、後漢末に許愼の説文は一萬字に超たり。かく増加する中に、字形の小異も多く含む、爾後は字學衰へてます〳〵濫多になれり。日本は不幸にも漢字の移入したる初めと、又漢學の普及したる近代と、共に最も文字の制裁なき時代の惡しき學風を吸收したり。秦以來支那に於て字形の略統一したる時代は三あり、一は漢隷(即ち楷書)の定まれる漢時代とす、二は唐の初めに六朝文字の亂雜を正し、五經文字、九經字樣等を撰して、字形を匡正したる時代とす、三は清の初めに康煕字典を撰して、文字を一統したる時代とす。然るに日本は漢代より漢字の移入を始めたれど、學校を設け之を敎習するに至りたるは、五胡に攪亂されて大陸の人種亂雜を極め、字學廢れ、字形壞れし、六朝の時代なりしを以て、最も惡しき書風に感染したり、是古文書の字形に苦しむ原因なり。其後遣唐學生等は唐初の正しき敎

習を受たらんも、既に傳染の深き、改革するに由なかりしと、猶呉音の敎習を漢音に改めんとして不可能によりたると同揆なり。今の學界に受たる漢字の素養は、德川時代の學風にして、亦字學の最荒みたる宋明の惡習を吸收し、文字の注意粗にして、又好き字書も有せざりき、康熙字典の飜刻されたるは至つて近き時代にて、諸國に普及したるは嘉永安政の比にてありし。故に今の人は漢字に對して其正形譌形を辨へる知識乏しきが上に、六朝の惡風に染たる古文書の字形を擯するとなれば、殆と闇中に闘ふ思ひあらん。

幸に近代の明朝樣淸朝樣版下を書く人は、康熙字典の字形に據るとを熟知したる故に、印本には大誤なし。殊に明治の初め印刷局に雇はれて活字の型を畫たる支那人は、彼邦にも屈指の能工にて、字形の甚た正しかりしに因て、其流を承て活字の形は正しけれど、是も一般の惡風より壞られつゝあるなり。古寫本古印本は古文書と同しく壞字多し、若し其文を引用し元のまゝに活字に組しむならば、木板に彫すべき字必ず累出するべし。余曾て乾元二年卜部兼夏の寫せし日本書紀を、慶長版の本に校正せしに、形の正しからぬ字は滿紙といふへきに中に、一箇字を正し

得たり。其一は重濁之凝場難の場を塲に作りて、堰也、淮南子作𡏫と校しありぬ。其二は伊弉（奘に作るべし）冉尊の冊を册に作りて冉と校正しあり。或本には冉再にも作る、此字形を正せば冄はサツにて、今は冊册或は冊にも作る、冉は篆文の[illegible]にて、隷に冄に作る、枏は楠の本字にて、ナの音なり、此故を知らざるに因て字形に迷ひ、種々の壞字を書出したるものとす。凡て古文書に限らず、古寫本は字形の大體を呑込ず、妄に筆を鼓舞したる跡ありて、縱へ大誤ならぬ字も危き心地す、塙本の書紀、令義解、弘化本の三代格等、みな壞字多く、今これを印刷する者無益の惡字を刻したもの多し、如何にも笑止なり。

苟も漢字を用ゐて言語に代ゆるならば、其字の成たる原則の一通りは知おかざるべからず、即ち六書の象形指事は其字に形と音とを特有し、會意は兩字の合形にて音を獨有し、諧聲は形と音との合體なり、假借は音を假る假名の用法にして、轉注は音形によりて意義の相依る註釋法なると、是だけは會得せざるべからず。又字形に於ては、篆の隷に變りて行草に崩れし大意と、音韻の一と通りは了知せざるべからず。康熙字典を始め、字書には辨似を附しあり、其中に普通はさして必用なき

字も多し、喩へは丁丁、二一（兩畫均し）二、本夲の如く、一方の字廢したるは混同の恐れなけれど、宂穴、糸系、圯圮、冠寇の如きは愼まざるべからず。手木門鬥の別を知るとも示衣聿䒳に迷ひなき能はず、冫は氷、氵は水なり、淮減は水なるべきに邦人の習風は氷に誤る、草竹の別は明かなれど筆を執ては筆箬笷を苿䒸苐と書く、紛れ字のなきを以て恕するも、苐の草となり還元して笫に誤ることあり、或は狼藉の藉を書籍の籍に混用することもあり。著は入聲にてチャクと呼ぶ、俗に着に作る、邦人は著述と到着とは別字と思へり。昜（陽）易、尃專、夅夆の別は尤も心得おかざるべからず、往年雜誌の太陽初めて出しとき太だ陽かゝと謂し人ありき、今は陽も陽と成果たり、疆埸は易に從ひ、場圃は昜に從ふ、傷の𥏫は亦別なり、古文書は多く辨別なし。尃專の辨なければ、溥薄を溥簿と書き、或は甫の點を省き、尃に點し、溥天を溥天と書く、夅夆の辨なければ、逢を逄に作り、降を降とかき、縫衣は縫衣となる、かゝる人は隆は何に因て形を得たるやを知らず。己巳已は篆文に己㠱（反巳）己の別あり、己は戊己なり、巳は辰巳なり、已は以なり、古文の㠯に

て台ムも吕の省なり、圯_壊圮_橋の別は此に生ず。古へより筆硯に從ふもの、頭初に少し此原則を腦漿に注入しあるならば、古文書古寫本の如き壞形の字は作らざるべし。

少しく嚴正にいへば、回囬別あり、面を靣に作るべからず、冈兩は入に从ふ、納滿みな入なり、月に五別あり、日月の月は右缺く、明有朋は之に从ふ、肉月は内畫連なる、舟月は二點に作る、朝服勝前之に从ふ、丹月は青靜の如し、冃月は二畫左右缺て中に居る、今用ゐる活字は猶此別に注意しあり。往年琉球談判に大久保大臣に隨行したる我友人、清の旅館にて舊をキウと讀て皆に笑はれ、答へてフンならば田に从ふべし、是は舊と同しく臼なれば舊聲なりと答へど、さる字はなしといひ、遂に清人に問へば、奮は田に从ふにより、其聲を得るといへり因て我書記の人も始めて文書の字を考究する必要を知れりといふ。卯酉の別とてあり、篆文に丣は反戸にて開門に象り、隷に卯と書す、丣は閉門に象り丣と書す、隷に酉に作るは筆便に從ふなり故に茅を一に茆に作るはよし、栁畱を栁留に作るは閉門の丣を開門の卯に从ひ、音形共に誤る、さりとて栖畱に

作ることなし、今は柳留を通用す。故に古今字の適用には其用捨なかるべからず、往年余寫字の校正者へ試みに馬屋の字は如何なるを通形となすと問しに、厩といふもの十の七八なり、又廐といふもあり、又廏といふもの二人、廄といふ者一人ありき、此字論語郷黨の廏焚を俗本に廐に作れり、他の經書には皆廏に作る、唐の石經には廏に作る、古字なり、故に字形を知らぬ者は論語を習用して厩と書來りたれど、馬屋なれば广なるべしと一點を加へたるは少し字形に心ある人なり、顧野王梁人の玉篇に此字あり、又廏と書たるは字形を知る人なり、廄と書く人は字學者ならんと問たれば、說文韻鏡家にてありぬ。文書は通用の書面なれば餘り古文縮篆を論じて、爾雅說文に正すには及ばざれど、一と通り字形の原則、及び古今字の辨を知りて、譌字俗字は作るとも、壞形の字を書ぬだけの注意はなかるべからず。近代の雅號に岳の字を用ゐ、嶽とは別字と思ふ人多し、頃者余に其別ありやと問し人あり、因て嶽岳は古今字にて別はなけれど、唐宋の際より別字となしたると覺えて、岳飛を嶽飛とは書かずと答へければ、さらば嶽とは書まじと決せり、此の如く古今の習用を照して適用の斟酌はなかるべからず。

日本は古文書の最初より、右の如く字形の紊亂も、制裁もなき故に、古寫本、印本を問はず、字形の亂雜なるは言語道斷にて、迚も繩尺を以て論すべからず。近き印刷の大日本古文書は、其誤字壞形に活字改刻を勞せり、末に異字一覽を附し、最も今日に見馴ぬを摘出すとあれど、見馴ぬとは撰者の見馴ぬにて、實は其見馴たる字とても異字譌字は多くあるべし。其摘出しあるは壞形の字多きに居る、異字と稱ずるは勿躰なし、其中に於て左の如きは見ぬ字にもあらず、

川（昔し普通用の運筆）　𡳾　乏　走　印（行體の字形）　礼（集韻に禮古文作レ禮）　歧　注　紝　鄕　廓

賤　滿　貮、兗　修　乇　乇　才（五字は行草の字形）　仏（字典に佛の古字）　酉　戸（法帖にある字形）

死　菀　顯（是も法帖にある字形）　參　參　梓　椞　腈

多くは行草の字形なり。叔を粦と書くは古文の叔を崩したる形なり、俗用繁畫の二は弐貝に从ふとは世俗は却て知ざるべし。那は一に郍に作る、玉篇に出つ。參は厶を口に作りたるなり、是式の訛は古今人の常なり且參星の參を參に作るの略と見ても可なり。園苑を薗菀に作るは殆ど日本の常用なり、宛を宛に作ると同し。

又其中に古文書の常用となりたる字ある分は、摘出して記憶しおかんを要ず、固り壊形の字もあることなり。

ツ　假名のツッ皆この字に出づ、円の草體ならんといふ説あれど、余は疑ふ肥人書薩人書に刈の字ありといふは此ツならん、苗人（古の來字）馬の字なり。

裟並に裟　此字は古文書の習用となり、足利氏の比まで爪生を衣生とかくは大抵常となり、襲に装或は褰など壊形を見る。

凡そ衆の下は豕に三人に作す、隸に乑と書る、脈は豕に反永に从ひ脈に作る、古字は𧖴、今字は脈、並に三人の乑と別形なり、派を俗に泒に作るよりして、瓜を反永の𠂢に作るは妄なれど、早くより習用せられたり。

鐺　錫鐺の鐺は集韻に本亦作鐺とあり、六朝比の習用字なり、因て臘も臈に作り、上臈中臈などゝ用う、派の瓜に訛りて𠂢となりたると同例なり。

𦬇菩薩　𦬇菩提　𦬇涅槃　𠔃卷　是等は佛家の習用字にて毎々出れば記憶しおくべし。

㐌　柁を㐌に作るも展轉誤用なり、說文に纚粗緒也とあり、廣韻に絹似布、俗作絁

とあれば、絁は六朝比の俗字なり、日本にはこれを習用し、因て㐌を它に代え、遂に絶の色に混用するに至る、毎々ある誤字なり心得べし。

敎 煞の略なり、古文書の殺は多く此字を用ふ。

凡 雕彫彫みな然り、古き文書の筆癖と記録しおくべし。

覊 覊古寫本などにもある字なり、覊の譌形として正すべし。

此他の壞字は字形を知ぬもの丶妄作として、押當て見去て可なり、異字として存ずる程の效はなし。大日本古文書の本書に寫しある字にも譌字誤字惡字壞字は甚だ多し、中には形は誤らざるも實は誤寫なるもあり、條理を以ては勝て匡正すべからす、古くより日本人の筆癖となりたる字形を摘録すれば、

職（職○俗字）　裏（裏）　備（備）　庄庄庄（莊）　旨（旨）　美（美）　斗（斗○六朝字なり）　貟（員○口をムに作る）

勅（勅○行變）　漆（漆の行體）　橋（橋）　属（屬）　西（西）　氐氐（氏）　邊（邊）　盆（盆）　牒（牒）　凡（凡）

差（差）　充允充（充）　嶋（嶋）　島（島）　与（與○古字）　尓（爾○古字）　直（直）　冣（最）　卅（卅）　卌（卌）

庸（庸）　啓（啓）　垂（垂）　夲（本）　土（土）　塩（鹽○俗字）　喚（喚）　坐（坐）　聽（聽）　罡（岡）　薬（藥）

舊（舊）　卿（卿）　啚（圖○古字）　兼（兼）　糺（糾）　麻（麻）　庶（庶）　率（率）　藻（藻）　恐（恐）　所（所）

留 留　笄 算○別體字　閉 閉　盎 盎　糸 絲　奪 奪　京 京　過 過　搆 搆　網 網　尊 尊
籾 籾　匠 匠　祖 祖　秡 秡　券 券　段 段 段　糧 糧　數 数　權 權　總 總　挿 挿
朧 朧　片 片　解 解　準 準　勢 勢　受 受

職を職に作るは顧野王の玉篇に出づ、晉代の譌字なり。荘園の荘は庄を本字の如く習用されたり、元は行體に荘と書したるが、荘となり、荘となるもあり、遂に庄を通形となす樣になりたり。員を貟とかき、口をムに換るは船鉛を船鈆と書が如く、行草のくづれなり、喬を高に作るも亦然り。圖を啚に作るは天平の譌形なり、業を桒に作るは、棄の別字弃より誤りたるならん、業を業と書するもあり。宛を宛に誤りたるは、此の如く六朝比の筆意より訛形したるなり。島はもと㠀の省にて、之を嶋と書するも六朝字なるべし、是も習用されて近代まで本字の如く看做され居たり。其他表列する如く字の正形を知らずに書たるもあり、或は一點は許すなどゝて、濫りに姿態を粧飾するより雜出したる形なり。

古文書の字形は正體なしといふも過言とせず、其病源は初め六朝時代の蕪雜な

る文字を傳習し、やがて奇字異文を好む沙門に誘かれ、字學に注意なく、字書は玉篇を宗となし、簡明なる好字書を有せず、其上に行草の變化を先入して、隷の正法を知らざる等に由る。故に日本人の筆蹟は通用文書に限らず、撰著の書とても、字形の蕪雜なること實に甚だし、字の正形に晦く、浪に變形の筆を鼓舞すれば、如何なる字形をも亂出すべし、率を卛に作るなどは殆と古寫本の常となり、蟲を虫と、絲を糸と略するが如きは猶恕すべきに屬す、專専夆夆の別なく、友友啇商の辨なきは、日本文字の常態の如くなれり。近代まで漢學普及し、書籍を上木するに校正を精にするに至りたれど、漢籍は本國に校勘の原本あるにより誤正整はれど、和書は古き習氣を脱する能はず、本居氏の古事記、河村氏の書紀集解にても、

嬢　表　亙　越　求　悪　祗　分　既　冥　察　降　欲　絳　摠　賈　舊

鉅　嶋　面　兒　黄　豫　繫　奇　麻　徴　稲　流　以上古事記

搏　面　毕　瓊　嶋　雙　越　蓋　搖　援　叚(段)　被　隱　犀　斷　岐(歧)

奥　姫　植　座　還　達　遠　胸　帶　假　輦　步　嘗　拳　亂　以上集解

初一冊に校訂の漏たる古き譌字の猶殘留するを認む此の如し、古來各人の手ん手

に作りたる古文書に壞形の字は割合に猶少しと謂て可なり。

次に第八筆意を述ん。日本は漢字敎習の初めより、端正なる筆法を敎えずして楷書に行草を交へてかき、當用を辨したるに起り、相習ふて風をなし、詔勅を書すにも支那の院體の如き嚴正なる筆法に嫺へるものは、古往今來一人もなしと斷言して可ならん。されば古文書は、雜用に往復したる行草體の消息に限らず、正格なる官の公文にても楷書は正楷をなさず、行體に流るゝ用筆ありて、眞行草共に筆意の注意を怠るを得ず。

正體の字形を作るには運筆に一定の法あり、喩へば州の字は川の間の三點にて、洲を象形したる字なるを以て、先づ中を引き次に左と右と引き、後に三點を加ふを運筆の順序と定む。草體には變化して州に作る、字の正形を知らぬ者は正變の兩様を見て、或は刕と書き遂に三刀の輳合と誤る、晉王濬三刀の夢を州の字と判したる談もあれど、刕劦は共に別字なり、刕を三刀と誤りたる筆意は六朝よりあるならん。是は楷字の正形を草字に變化せるより、運筆の順序を失ふに至りたる一例なり普通の字は運筆の順序も尋常にて、行草まで變化なきを常と

する故に、筆意にて字形を鑒識せんには、まづ運筆の順序を按ずるべし。

運筆の順序にて筆意を按ずる例は、通用の平假名を以て證せん。いは以の草體なり、運筆の順序にて以と崩す、因て字形を知ぬもの以を以と誤り、以に還元し、以に以の譌形を生じたり、以て古へ以の草體は以なるを知る。然るに後に牛の角文字に崩れたるは、左右共に筆意のみ此形を寓じ、兩點を内勾外勾に對せしめたるに起る、蓋し其初めは左は下筆を逗めて上に刎ね、右は下筆を逗めて下に刎る筆意にてあるべきに、習用の久しき筆意を失ひ、今の字形となれり。ろは呂の草體なり、運筆の順序にてろと筆を逗めて止べき字形なり、正倉院文書の万呂の草體を遍く檢するに、ろろろと右へ刎、又は下へ引捨たれど、左へ刎捨たるは一もなし、呂の筆意はよろしく然るべし、因て知るいろはの草體は、早くも延喜天暦比のより習用し、本字の形を忘れたる草體にて、筆意は既に消滅したり。

筆意の存滅にかゝはらず、運筆の順序にかくて草形の假名は正形を想像し默識するを得る、奈の假名を奈と崩し、其筆意にてなとなり、奈となる、或は太をたと書し、たとなるも、運筆の順序にて本字の形は自ら存ず。多は天平の

文書に多とかけり、行體なり、草にてると崩す、筆意にて今の假名書となりて運筆の順序にて多の形をあらはせり。此の如く筆意と運筆の順序とは相依るものにて其順序を狂はせたる草體の筆意にては、殆と本字の形は見出されず。

されど楷書の眞體は運筆の正則をかき、行草は變化をかく、變化は前述の如くに常形のみは守り難し。喩へはき、、の如し幾の草體なり、幾の眞形は運筆の順序最後に點を打てど、行草の變化は幾と下の人を後に書す、因てきとなり、きとなる、筆意をいへばきもきと上へ刎て左の㇄に運ふべきなれど、今は假名の通形となりて此筆意なし。此の如きは和漢の達法なれど、又日本のみの變形あり、美は羊大に从ふ、日本にては羊火に从ふものあり、其形は既に天平の文書に見ゆ、支那は佩觿に羔を羙に作りたるあり、美の字なし、是は初め行體に大の一を筆勢にて連ね、形は火になりたる書様が、漸次に美となり、美となり、美とまで譌るに至りたるなり。故に美の草形は美美なれど、日本にては美と書く、筆意を按ずるに元は行體にて大が火となり遂に草體の火となりたるなり。不の假名も火の草體にして、運筆の順序をかへ右點を後に打たるなり。正倉院文書

天平十七年小治田蟲麿の解に、所請如件と、所を所と書けり、是は行體に所と書き草に所と書く運筆を前後し、所と書し、所と書す筆意にて、既に六朝よりある形なり。此筆意にて後に所をその假名に用ゐたり、第十章卌八節比志島文書の讓狀を見るべし、是は草變の後に運筆の順序をかへて、變化したる筆意の果てを知べし。

古文書に對し其文を讀取には、まづ字形を辨明し、不審なるは筆意を熟視し、運筆の順序を按して、原字の形を推想するは、共に闕べからざる必要なり。影寫本以上に對しては此二要件を忘るべからず、否、忘るゝを得ざることなれど、事實に於て甚だ困難の事にして、殆と絶望かと疑惑するに至らん。 往年菅政友氏延元の史料を勘査し、征西大將軍の西下は果して延元元年なるや否を疑ひ、阿蘇文書の綸旨に、依レ之凶徒、猶不レ退二帝都一、渉二年月一之條、國家之奬、庶民之憂、宸襟無聊、故爲下進二官軍一、整中軍陣上、無品親王ヲ爲二征西大將軍一、所レ有二御下向一也 云云とあり、九月十八日附にて、年を記せざるを以て、延元元年とすれば年月は旬月なるべく、果して年月ならば延元三年の九月に適當すとて、寫本の不確なるを憾み、原本を得て字形筆意を正さんことを切望されたりき。 されど後聞けば、阿蘇家の原本は既に燒燼し

たれば、年句の疑を決すべきなし、其時余は思へり、〓と書たる草形は年とも句とも随意に看認べし、原形相似たる故に誤寫も生ず、此の如き大疑を筆意にて決せんと難しといひしが、後に忽那文書の軍事日記にて延元三年なると明かになり、句は年に定まりたり。近比も亦一例あり、谷森善臣氏嵯峨の露を著はし觀心寺文書には惜に長慶天皇御遺命と書てある、遺令とは見えぬと爭はれたり、第十章卅九節に擧おきたる髻の文書に、自伯耆國蒙勅令の令も今とある、若し爭論となれば下の一點に筆意の輕重長短を論ずるに至り、遂に不解決に了るべし。故に古文書原本の字形筆意二要件に於る、夫程までに重きをおいて恃む力はなかるべし、但讀取りて作書の眞意を誤らざる樣にならん限りは、沈潛研究を盡さゞるを得ず。

小野宮右府の小右記、正暦四年閏十月に十四日觀修法門來之近曾の句あり、何とも解しがたかりしに、百錬抄を撿すれば、法門を僧都と書たり、何故に僧都を法門と誤りたると、彼是對較せしに、〓と書したる筆意を轉傳に寫し訛りたるにてありぬ。古日記の同筆にて書たる原本を數冊熟覽すれば、其人の筆癖を見覺えて、自然に讀取易くなるものにて、筆意を研究するに好き溫習なり。三寶院滿濟僧正自

筆日記數十册は、字畫も太く、熟習すれば見慣れ易し。尋尊僧正の大乘院日記目錄は、字畫小く、字形の長短至つて不揃にて、如何にも讀取にくき筆蹟にて寫しに着手するを得ずしてありにき。應永廿一年伊勢國司城攻について、肝要の記載ありげなれば、四五人集りて面々に考へを集め、漸くに四十餘字を讀み取たり、頃日嵯峨の露を閲せしに其文を引てありぬ、定めて我輩が讀たる跡にてあるべし。此の如く古文書の原本に就て、行草體の字を筆意にて讀取には、人人に堪不堪ありて、目の鍾る所を異にし、相須て讀破るものなれば、筆意の研究は洵に必要にて有望なるに相違なけれど、さりながら前述の理由ありて、十人十色に初めより正躰なき字形を書くづしたるもの変りたれば、筆意を精究すれば必ず讀取るべきものとは決して斷言するを得べからざるなり。

筆意の事は古文書の原字原文に就て細論せざれば、空論にては明示しがたし。若し此に史徴墨寶の縮寫にても添たるならば、夫を指摘して猶いふべきことは山々あるべし、迚も小册子の盡す所にあらず。爰に第十章(卅九節)に擧たる五條文書後村上天皇の内勅、幷せて縮寫の寫眞石版に就て、其一斑の例を示せば、彼一枚の奉書に候

べく候と四つあり、其筆意を摘出すれば

(6)

(15)

(18)

(23)

此四様みな形異なれども筆意は同し、其場合に於ては此語の指定されあるにより疑ひもなく讀取らるゝなり。北條幻庵の覺書四十章にも、候べく候の文句は煩はしくあり、活字には四箇を費せども原本は這様に形作りたる字のある故に、筆のまにまに幾つともなく用ゐたるなり。此筆意は近き比まで女文に一種の假名書きとなりて通用したり、

女文のかざり字となりて、習用の熟したるものは筆意の働きのみにて、極略しかいて以て能事となしたりき。

然し是はいかに草畧するも、運筆の順序によりたるを以て、筆意を見取ると易し、

今に用ゐる消息に、筆の走りたる餘勢に付[illegible]を右之趣、[illegible]は右之通と、上下の文のかゝりにて讀去られつゝあり。若し字形順序筆意を失へば、僅かの相異にても見取がたき字となる、正倉院文書の寶龜年間借錢解數通ある內、朱書にて判決を與へ、依旨行司又は依旨下充司とあるは、依旨行司、又は依貝充司の如く見ゆ、猶一通に、依旨行司とある、是にて司に非ず可なるを知れり。是は習用となり、司判又は司判と書たるを見る、可は一口亅と運筆する順序にて、草躰の極はうとなるも紛れなけれど、司司司と書ては全く形を失へり。又旨は當時多くある字にて、旨を旨とかく慣ひより起筆の形を失へり、更に筆を止るとき下に刎ね、遂に旨とかくに至れり、本文に員數ある判文には迷疑となり畢れり。區を尾とかき、茸を茸と書くか如き、今にも往々に見る所なり、皆字學の素養なく、正を知ずして杜撰に變化をなすより生ずる壞形なり、かゝる惡字も頗る多と雖も、前後の文のかゝりにて種々に思考をくばれば猶讀去るの方はあるべし。

古文書學は草創時代なり、之に對する人人に於て、漢字は知得したると思ふならん、實は版下の活字に教えられたるまでにて、字學の根本に疎きを以て、譌字壞形の

多き文書に向ひては自ら迷ふを免れず。故に古文書の原本を讀んとならば、特り華押叢のみならず、書家に行書類纂草字彙のあるが如く、必ず古文書字叢を作りて、之を檢出する便を開かんを要す。

次に第九排行を述べん。古文書の文字を寫取り、之を閲讀して古時の事實を證明するは、學者の古文書に對する随一の要求なり、故に通常は之に博識なる人の讀取りて正楷に寫し、或は印行し、或は活字印刷したるを看れば、眉目明晰にて讀易し。影寫以上の原本を見れば、古今の感想を惹起し當時ゆかしき心地して、甚だ珍重なれども、其文字を閲讀せんとすれば艱澁にて下らず、證古には却て不便なり。喩へば史徴墨寶を見が如し、之を讀には考證を披けば明晰にて讀るゝを以て、たゞ學問の用には是にて足るべし。但本紙に比較すれば、字形、筆意、排行の三要件闕たり、字形筆意は誤寫誤讀を正すの必要もあれど、排行の相異はさして必要なし、大日本古文書も排行に於ては別に異同の考を添ざるはさして要なき故なり。さりながら原紙を照せば、排行の相異によりて躰面の全く別なる感をなすならん、故に古文書研究には排行及ひ字詰めに精審なる注意なかるべからず。

凡て皷篋の學童にて先輩の咀嚼に含哺さるゝまでに安んずる者は、かゝる講究の必要なしと雖も、苟も他人の著述書に滿足せずして、古文書を咀嚼し、我自ら其滋味を沁出し、以て己を益し、兼て人を益せんとならば、牙餘の本のみには守り難かるべし。古書を今文讀といふ事あり、輓近の人は研究心なき學風に慣れて、昔しの人が古文を今文に讀取りて學生に授けたる、最初の心配を知るもの少し、排行を說く順序にまづ是より辨ずべき必要あり。

尙書は上代の書といふ義にて、即ち古文書なり。孔子が魯の泰山を初めとし、諸國を歷遊して採收したる古文書中より百篇を撰錄したるものなり、或は其中に原本を採收したるもあるならん。世に傳へたる尙書は寫本なり、孔氏には必ず影寫本のありたるべし。然るに秦始皇の燔書に禁絕され、漢文帝に至り、秦の博士伏生之に壁に藏したるを取出し、二十九篇を得て齊魯の間に敎授したるを、太常掌故の晁錯命を奉して往て受けたり、漢の隷字に譯したるを以て是を今文尙書といへり。武帝の末に魯恭王孔子の宅を壞し、壁の中より古文尙書出たり、即ち影寫本なり、孔安國其書を得て之を考へしに、多きこと十六篇、すべて四十五篇を獻したるを古文

尙書といふ。古文尙書の原本は秘府に藏まり、世に傳へたるは孔安國が今文讀したるものにて、學官に立たざりしを以て講究するものなく、專ら今文尙書二十九篇のみ行はれたり。此事古文書の影寫本と、普通の寫本とに、適切なる例なり、總て周代の書は漢代に此の如く古文字を隷書に譯し、是を今文讀といへり。

古文字を今文讀したるは、如何なる相異をなすといへば、字形筆意の誤認にて本文の意旨を變更したる處あり、其例に堯典の首を擧れば、

曰若稽古、帝堯曰放勳、欽明文思安安、允恭克讓、光被四表、格于上下、克明俊德、以親九族、九族既睦、平章百姓、百姓照明、協和萬邦、黎民於變時雍。

今に行はれる今文讀の虞書は此の如し。曰は古文の粵を曰くと讀たるなり、勳は說文に古文勛とある、史記にも勛に作れり。欽明文思安安は後漢書馮衍傳の注に尙書考耀靈を引て、放勛欽明文思晏晏に作り、又第五倫傳陳寵傳文塞晏晏に作る、後漢の比までは唐虞之晏晏、又は塞晏之化などの語あり、今又尙書の元は思安にはあらで塞晏にてあるなり、允恭克讓はさ程に意義は異ならねど、恭は他篇に共に作る、恭の古字は龔、或は龏に作る、推讓は攘にて責讓は讓なり、原本は如何に書たりしにや。光被

四表格于上下は、漢晋に横被四表の句數見ず、横に作る本もありたるなり、又光桄は同字にて充と訓ずる説もあり、鄭玄は光耀及二四海一と解す、佛説の光明遍照十方世界などの誦言されたる後は、鄭の義いよ〳〵意味多き樣なれど、唐虞の古へは光桄横廣同聲互訓といふ方を是とせん、格は説文に引て假に作れり、來格を漢代には來假に作る、原本必ず然るべし。俊德は禮記の大學に引て、帝典曰克明峻德に作り、自明也と解せり、史記には馴德に作る、順の義ともいひ、俊に作るは俊才の俊にて、鄭玄は賢才兼人者と解せり、原本いづれなるにや、旣の古字は旡なり。平章の平は釆にて辨の古字なり、或は𠂆に作る、平は後人の誤寫なり、史記には便に作る。協の古文は叶なり、黎民於變時雍は漢成帝陽朔二年の詔に、黎民於蕃時雝に作れり、時旹、雍雝は古今字なり。此の如く後の今文讀を漢時の今文讀に校合し、更に古字の形に推原すれは、唐書僅に五十七字の文にも大に相違あり、古文を漢の隷字にて寫すとも左の如くに改まる。

粤若稽古、帝堯曰放勛、欽明文塞晏晏、允龔克攘、横被四表、假于二一。克明峻德、昇親九族、九族旡睦、釆章百姓、百姓昭明、叶和萬邦、黎民於變旹雝。

古今の相違此の如し。是は四千年前の唐虞書なる故に然るに非ず、周代に成たる論語孟子とても同しく漢代に今文讀の譯なれば、原本を讀誤りたる點は少なからず。是を讀定めし漢の學者は精審なる考へを有したり、其如くに、今も古文書に就て、其字形を熟詳し、譌字壞形を辨し、正楷の寫本を作るは、即ち今文讀なり。

さて古文書を今文讀せんとすれば、惟字形筆意のみに非ず、又排行の要件に注意を生ずべし、漢人はさすがに苦勞したる故に、其注意も自然に慥々爾なり。漢書藝文志に、秦丞相李斯等作れる蒼頡七章、爰歷六章、博學七章ありたるを、漢の閭里の書師三篇を合せ、六十字を斷して以て一章となし、凡て五十五章を幷せて蒼頡篇となすとある、即ち三千三百字あるなり、章は猶行の如し。又尙書校正を記して、

劉向以中古文校歐陽大小夏侯三家經文酒誥脫簡一召誥脫簡二率簡二十五字者脫亦二十五字簡二十二字者脫亦二十二字文字異者七百有餘脫字數十。

今の書を校ずるものは、脫簡錯簡を惟文句の脫し錯亂したるとゝ思へど、本義は此文に考へて知るべし。簡は竹簡にて、二尺四寸を通法とするなり、此にいふ所の如くなれば、一簡二十五字と二十二字との二樣あり、即ち今の一行に當る。古代は韋

を以て簡を編みて編を成す、是を冊といふ、象形字なり、冊を編むとき簡の失せたるを脱簡といふ、二十五字簡なれば二十五字即ち一行脱せるなり、錯簡は簡の編次順序を錯誤したるにて、是も一簡の字數を錯次したるべし、若し傳寫の遺漏ならば一句數句を脱文といひ、一字數字を脱字といふなり。漢代の人は校正にも簡の字數より校して、脱簡脱字を記しおく、此の如く念入たり、後世の學者は其譯本の轉傳誤寫したる牙餘に據り、己が識見を誇張し、朱熹の大學に於るが如く、漫に舊本頗有錯簡とて、本文を紛更して考定本と稱ぜり、一簡の字詰め幾字なりや、問ふ所なし、かゝる習風の下には古文書の排行を要件となす力は生ぜす。

精審なる研究をなすなれば、尙書は古今字形の異同のみならず、排行も亦考究を用うべき必要あり、今は原本なければ正すに由なけれど、喩へは前擧の堯典も、上下と克明との間は一章の交として簡を改めたるや、一字を闕たるや、書續けたるや、排行の疑問は文理を解するに必要あらん。劉向が簡と脱と字數同しといふは、周の誥は一篇書續けと思はるゝ、虞夏書の堯典禹貢なども亦然るにや。漢代に古書を解釋するを章句といへり、元は簡に書續けて一文になりたるを、章を分ち句を定め

て文理を疏通したるの謂なり、排行の必要は此にあり。一例を擧れば、論語學而の初め、有子曰其爲人也孝弟の章は、漢代の本に未之有也に止りて、君子務本より別一章となしたる本あるといふ、即ち此より排行を改め、其文は孔子の言になる相異を生ず、排行の關係は此の如きものあり。

古文書學は其文を閲讀すると、原本を研究すると、兩徑の要求ありて、未剖判せざれど、前述の史徵墨寶及び其考證に就て學者要求の趨向は略驗さるゝ、常には今文讀の考證を便用となし、時ありて影寫の原本に就て精撿する必要の生ずるなり。故に今猶原本の存ずるに際し、此兩徑を分斷し、一面には精審なる影寫本を作り、一面には今文讀の本を印刷し、因て學者に便用を與ふべし。否すでに學者は此針路に向ふて進行しつゝあり、但原本の猶存ずるにより、兩徑を一途にいれんと企望しつゝあるなり。漢代に古文を今文讀して世に傳へ、原本は皆佚したる先例を照せば、原本の永存を圖るとも緊要なれど、亦古文書を今文讀して世に傳播の便を與ふるは、最も急要ならん、此に於て排行の必要起る。

古文書の排行は文義に於ては大抵个條書にて、然も一つ書にしたるもの多し、是

等は寫しの字詰を變ずるも、文義に混雜は生ぜざれど、亦一つ書に非ざるは、前行の終りを下まで書詰め、次行より墨をかへて提筆したる分章などは、寫手の注意脱して一文に書續くるとあるべし。公文式に平出闕字の類を定めたり、平出とは其字にて行を改め平頭に書起すとなるべし、平行より一字を出すを擡頭といふ、令には擡頭の式なし、故に平頭の字が前行書詰たる次にあるときは普通の書續けにて平頭をなさす、此の如きは如何に書たるにや。闕字は義解に其闕字の號、若當行上者不可闕之、猶須平出とある、行上に當るを闕字すれば低頭となるを以て闕ず。思ふに平頭も亦然るべし、かゝる處には筆者に其注意あらん、然るを漫に寫して混同すれば平闕の式を失ふべし。若し墨色字臺などの注意ありとすれば、文義の換章に當る處の平出にも亦其注意あらん、かゝる場合は排行の要處なり。

余が第六章以來古文書の例を擧るにも、活版の字詰に寫しなをすに臨み、排行の變りに苦心せし處少からず。七章廿五節阿拜郡司解の國判に、伊賀國印四を捺し、拓植郷長解に郷印三を捺したる類は排行にさして相異なけれど、第九章卅四節八坂文書の官符に官印を捺したる處は、字詰の相違にて其眞面を失へり、總て排行かはれ

ば捺印の眞面は壞る。又判文を前に書く、謂ゆる外題も本文の排行かはれば外題の眞面を失ふなり、第十章卅八節の永利文書二通の外題の如きは、前の餘白に書たればさして相違なけれど、其趣きは失せたり、第十二章四十五節の由原八幡宮文書に至つては、排行の都合にては混亂となる恐れあり。

文書に蠧損し端切れ、或紙の爛れたる所は排行により、其文を無中に推想さるゝ必要あり、たとへ否らすとも、排行改まりては其損爛の處の眞形を失ふ。第七章廿六節の按察家牒二通は其爲めに原紙排行の如くに寫しおけり、是によりて原本と排行を變すれば直狀を失ふの故を思ひ合すべし。第八章卅二節招提寺文書の下爛れ切たれば、本文を推讀すると難けれど、此下面は活版字詰の如く深く切たるに非ず、此寸法にて闕損の字數を知れど、活版の字詰にては知るべからず。第十章卅八節の梅津文書に前の爛切したるは、文字の存ずる下二三字分も切たるにや、後の注文も多數の字は闕ずと思ふ、本文を活版の字詰に寫したる如くに其爛切は深からずと知へし。數行間に蠧蝕敗爛汗塗ありて闕損したる字は、排行移れば其原由壞散して、字形の推想にも缺點を與ふるを免れず。其他傍注書入等ある關係も亦然り、行

草體にて字行大小整一ならぬ文書は、殊に排行に關係あるものとす。第十章第卅九節に擧たる後村上帝内敕の如きは、全く排行によつて讀取られたり、女房消息の散し書きは皆然り。帳簿其他計算にかゝる文書は、排行のみならず、行首の高低に都數、分數、内譯、小譯を分つにより、古帳簿の正式は、鉛筆にて行首及び品目を記する處に、橫線を數級に劃して眉目に瞭然たらしむるを法となす。古料紙は幅廣く、字數を多く書詰るを得る、本文は大字に書し、注文は小字に書し、字詰に自由なれど、正格の字詰にいたれば注文の排行移りて混雜することあり。

余は古文書を今文讀して廣く世に傳播し、普通の研究は是にて足らしめ、別に原本及びよき影寫本の存したる分は、精良なる寫眞板に刻して、精審なる考へを要する用に供しおかんと欲するものなり。故に其今文讀の際には、字形筆意と共に排行にも意を配りて、成るべくは原形を考ふる便を存ぜんを希ふにぞ。

○第四十七節　料紙、黑色

古文書の原本には、其年代の遠きと近きとに拘はらず、前記九條の外に猶二條の

要件を具存す。

第十　料紙　　第十一　墨色

字形筆意排行も、原本と影寫とは眞相と摸擬との別ありと雖も、此料紙墨色の二は原本に非ざれば存ぜず、即ち原本の價直は主として此にあると謂て可なり。

料紙とは用紙といふと同しく汎稱なれど、主として文書を書く料となす紙の義に習用されたり。料紙の形式は、各種の文書について大小、廣狹、厚薄、精粗同しからずと雖も、公文に採用さるゝは漉出し元に略定まりたる寸法ありて、大寶天平の古代より現今まで略一軌なり、即ち今に用ゐる奉書紙は文書の料紙といふ意義より名つけられたるものとす。

料紙の寸法は、伴信友氏の語林に、古昔の紙全葉の尺寸を考ふべきは、御厨子所預家延暦末年の太政官府の模本なりと云、其紙全葉縱一尺一寸餘、横二尺七寸許、是當所符牒に用る紙と見ゆとある、是は二枚連ねに漉出したる原紙なるべし。次に寛治より建武に至て二百五十餘の間の太政官符、及牒、凡六十通許、余親しくみる所、其紙縱一尺一寸、横一尺八寸、小異同あれども大概寸尺此の如し、貞觀以後の製ならむ

と謂れたり、是にて昔しの奉書紙の寸法を概知すべし。繼紙を用ゐる卷物帳簿などは長紙多し、紙は二枚連ねに漉く習法なれば、繼紙は初めより截ざるものを用ゐたるなり。素り今の歐米製造所の如く精細なる寸法の同盟規約あるに非ざれば、紙に確定の寸法はなく、亦延暦貞觀などゝ制度の變革ありたるには非ざれども、文書料紙の形式は古今略一定したる樣なり。

料紙箱、硯箱及び文臺は、今にも漆器の精工を用う物となれり、料紙箱の寸法は奉書紙を二つ折にして容るゝ餘裕あるを度となし、懸子（カケゴ）に文書を書く適用具をいれ、之を上官又は貴婦人の前に持出し、書記者其前に於て旨を奉じて文書を作る、因て奉書の名あり。故に料紙箱、硯箱には精美なる蒔畫などを施す器物となせり、是は藤原氏榮華を極めし比よりの習法なるべし。然しながら奉書は必ず其前面にて書くにはあらず、普通は預しめ其文案を定めて、書記の手にて淨寫したるを、官署にて名判を受たるべし、常用の料紙箱は別なれど、時ありて重要の件を面前にて書認むるともありたるなり。料紙の寸法は此箱に二つ折にて容るゝ程のものにして其小異同は、今に大奉書、中奉書、小奉書、杉原、半紙などゝ不同あり、資格に應じて用を

異にするは階級制の常態なり、故に料紙の寸法は此限界に於て一定なき内に、自ら一定ありと、大概に心得おくべし。

料紙の原料は是まで楮穀三椏を主用したれど、昔しは麻を用ゐたり、後にいふ。

紙の起りは後漢書蔡倫傳に自古書契多編以竹簡其用縑帛者謂之爲紙、縑貴而簡重、並不便於人、倫乃造意用樹膚麻頭及敝布魚網以爲紙奏上之と見えて布となすべき麻紵の屑、及び樹皮弊布等、すべて植物の纖維を糜爛して紙となすは、千八百年前蔡倫の發明より既に然り。日本にては、推古紀に高麗の僧曇徴よく彩色、及び紙墨を作るとあれど、書畫の起りは遙に早し、早く紙を製したるべく、曇徴は其の改良者として見るべし、是より九十年後より古文書の保存されたる初期に入る。古文書の料紙は千二百年前のものまで今に現存す、歴史に接せぬ人は五六百年前の故紙は痛く朽爛したるべしと想ふものなれど、紙の壽命は存外に頑健なるものとす。

空氣の緩漫なる焚燒にて古物を滅燼する力は猛烈なるものにて、千年の星霜は動植質の硬固なるものは殆ど堪得ず。推古帝の中宮寺に寄附し給へる天壽國曼陀羅と稱ふる繍の繍帳は、今は壞爛して方三尺許を存じ、法隆寺に藏すといひ、又肥

前の經塚より掘出したる銅の經筒數箇を見たるに其經卷はいづれも寸餘の炭となり居たり。此を推せば千年の空氣焚燒には紙も炭となるべき理なれども、其は保存の如何によるとなり、常に空氣に暴露させ焚燒を逞しくさせ、或は地中に密閉し地熱と幷せて焙煨すれば滅燼すると早けれども、櫃中に藏めて常には空氣の流動を沮め、時には空氣流動中に曝して濕氣をさる等、保護を加へたる効力は甚だ著しゝ。往年阿蘇家にて古帳簿を檢せしに、白魚及び蟲屑の飛散する計りにて、紙は猶本色を存じ、繼たる糊さへ猶力を存じたり、これを展畢る每に奥には鎌倉時代の年號を記したる、六百年前後のもの多かりき。又故紙の中に半紙に認めたる計算書あり、天文天正頃のものかと展れば、壽永の年號あり、七百年前のものなり。此一櫃は是まで久しき年月披閱したる人なかりしと覺え、蠹屑に閉られ居たるは、保護の手も其如くに疎略なりしと思はるゝに、料紙の健全なると此の如し、是空氣の焚燒を沮止したる效なるべし。されば料紙の變色變質の度は、保存の樣如何んにあり、世間に玩弄さるゝ古書畫は禙裝して壁にかけ、數々張替る等、人力を加へて空氣の焚燒を助長するにより、六七百年前の宋人の書畫も料紙壞爛して、多くは滅燼し

たり、此比較にて古文書の料紙を迎ふれば大に誤るべし。

料紙の名稱は、是まで學者の考究其說まち〳〵なれど、今の奉書紙は鎌倉の下文紙、室町の檀紙引合にて、王代の黄麻白麻に當ると謂は略一定なるべし。正倉院文書は天平以來東大寺寫經所のものなるに因て、紙の名目を記載したる解牒帳簿多し、其中に麻紙、白紙、黄紙、凡紙或は靑紙、紫紙、裝潢紙などの別あれど、博く用ゐられたるは麻紙、白紙、凡紙なり、黄紙は寫經に用ゐられたり、裝潢紙は裏打又は表紙等の原料となる最も賤き紙なるべし、又瑩版とてあるは紙面を瑩く用なり、今に存する經卷の面の磨きて滑澤あるは其痕なるべし。麻紙、白紙に謂ゆる黄麻白麻なるものはあるべし、白麻てふ稱は德川時代まで稱へられ、奉書紙をいへり、余が佐賀藩に於て藩主へ拜賀をなす等、正式の禮物には白麻料を獻ずる例にて、十帖廿帖と分限に從ふて差あり、大寺僧の禮物は奉書紙を每條縊に卷いて大きなる折に載せ、紅白水引を以て裝ふて禮物に獻じたるは、親しく視る所にして、白麻は奉書紙なり。大館常興書札抄に

引合十帖令₂拜受₁候、誠以祝著之至候、猶以拜顏可₂申入₁候、恐々謹言。

月　　日　　　　　　　　　　　　　名乘判

細川上總介殿　進覽之候

杉原十束拜受、一段畏悅之至候、委曲猶上原對馬守可ㇾ被ㇾ申候、恐々謹言。

月　　日　　　　　　　　　　　　　尙氏判

赤松殿　參進覽候

引合はひきあはせと讀む、今の奉書紙にて、即ち白麻に當る、因て十帖と帖を以て數ふ、杉原は今の俗に糊入と稱ふものにて品質賤し、因て十束と束を以て數ふ、播磨國杉原より産出したるを以て名を得る、北條氏の初めに始まるよし、北條九代記に見えたり。舊記に大たか檀紙、小たか檀紙、大引合、小引合、大引小引と見ゆ、貞丈雜記に八雲大式家の書（飛鳥井）を引て、檀紙定法、堅一尺三寸、横一尺九寸、引合堅一尺二寸、横一尺九寸六分とあり、大永八年伊勢貞賴の條々聞書に、公方樣へは、常に公家門跡、大名衆は、備中の小たかたんしを一重二つ折にて御用に候、御相伴衆、同前、大方の人、引合杉原など被用候とある、今京都にては紙のたけ大きく、横にしほありて、厚きを檀紙とい

ひ、檀紙よりは小く薄く、竪にしほあるを引合せと言習はせりなどゝいふ、奉書紙を文書に用ゐるにより、檀紙引合は紙面にしほをつけ、專ら包紙などに用ゐることになりたり、後の世に紙の品目滋くなりたる故なり。

古へ黄麻白麻の二種あれど、古文書の料紙を見るに、今の奉書紙の如き白紙には非ず、黄麻といふに相當すと雖も、正倉院文書の黄紙は寫經に專用せり、黄の色をつけたる紙なるべし、古文書料紙の純白ならぬは、年紀を經過したる空氣の焚燒、謂ゆる古びて色のつきたるなり。　抑紙を純白に漉出すこと古時にては至難なりき、彼蔡倫が破布魚網を用ゐたること、今は珍しからぬ事なれど、上古に晒白法の料乏しき時、如何にして原料を白くなせしや、いと不審なり。　近比まで紙に生漉と糊入との別あり、杉原を糊入といふは、紙の原料のつなぎに、白石粉を和したる糊をいれて漉く故に、淨白をなせども紙質の墨附あしく、生漉には草木の粘液を加へ原料をつなぐ、(余は黄連草の粘液を加ふるを見たり)故に晒白したる纖維も紙となれば黄色を帶ぶ、大奉書紙などは淨白の原料を務めて生漉にして、厚く且淨白なる樣に製する故に其價從つて貴し、小奉書などは白糊を用ゐて純白に製したるものなり。　此の如

く晒白法の材料乏しき時代に、墨附のよき生漉は厚紙ほど黄色を帯びたるべし、されば古文書の料紙は始めより純白ならざるに、又年月の古びを加へたるを以て、いよ〳〵黄紙になりたれど、元は白麻白紙なるを疑はず。又麻紙といふは古へは麻を原料となし、楮穀のみを用ゐるには限らざりしなり。

薄墨(ウスズミ)の御綸旨といふは綸旨の料紙に薄黒き色のものを用ゐられしに因てかく稱ふ、京師の紙屋川衣笠山あたりにて漉出したるを以て紙屋川紙とも稱へたり。伴氏の語林には、此紙を引合のことゝなし、八雲大式を引て、「此引合紙は或は陸奥紙と銘し、又薄墨紙といふ謂れは、夫婦の情を結ぶとき、此紙に因縁を書て女子の親に遣はす、女子の親彼紙の裏に書て結束を結ぶ、機に合ざれば書答なし、如此旨趣を以て夫婦を引合する所なる故に引合紙といふ」といはれたれど、古文書を見るに、綸旨に限りて薄墨なり、普通文書には用ゐず、引合は是にあらじ。足利の末葉には、此薄墨の品質次第にあしくなり、後奈良帝の比は、色濃く質薄く、弱く如何にも麁末なる漉に成行きたり、十帖廿帖と祝言などに贈遺したるとは思はれず、これは源氏物語須磨の巻に陸奥紙のえならぬなとも侍るとあるは、陸奥の薄墨紙をいふとあるより出た

る説なり、藤原氏の時には薄墨紙を賞翫したるに因て、其比より綸旨を薄墨紙に書くとになりやがて紙屋川に於て漉せたるにてあるべし、足利代までも、これを祝儀用になしたりと云は誤りなり。

書札作法抄に、文を書く上下の紙程は上下と同じ程に殘すなり、昔は上は高くおいて下をば上よりも少書つめし也、尤見苦歟、上一寸あまり下同前、是は引合、杉原などの紙なり、武家には杉原ならでは文をば書ぬと也、引合檀紙などにては努々不可書但女性の本への文には又引合檀紙にて書て、杉原にては書べからず、女性も又杉原にて文書事はなし、又武家の御下文紙と申は今は鎌倉紙也、杉原にはあらずと見へたり。是によれば鎌倉家公文の料紙は檀紙引合杉原の外に御下文紙てふものありたり、古文書原本に就て檢定すべし。足利中葉以後の切紙消息には、紙質堅靭にして黄色の紙を用ゐたり、武田北條も小貳大友も東西同樣にて、大永の比より專ら行はれたり、是を鳥の子紙といふ、語林に、鷄卵皮に似たるを以て稱ふといへり、德川氏の初めまで大事の帳簿、或は書卷などにも主用したり。

半紙は、語林に延曆十三年田券に、縱一尺許橫一尺四寸許の紙を用ゐたるを古書

の半紙ならんといへり。是は幅狹き故に半の字に引當たる說なれど、半紙は又紙質も薄かるべし、田券ならば郷村にて作りたる文書なる故に紙質の薄きものを用ゐたらん、局務家などの案內として書控へたる卷物なども、多くは紙質薄きを繼紙にして用ゐたり、案文なども其紙を用ふ、阿蘇文書に壽永の租稅書(前に述ふ)あるも全く今の半紙なり。正倉院文書に凡紙とあるは此紙にて、後に凡を半と書訛りたるには非ざる歟、下文紙、奉書紙等紙質の厚き大紙は價も貴ければ、古へより普通の用には半紙を用ゐたるなり、故に凡紙とかくが相當なるべし。

古文書の原本に對し、其料紙を硏究するには種々の注意あり。一は折樣なり、中山內府忠親の貴嶺問答に、折奧卷事とある(一八章 卌一節)一枚に書切りたるは少し折返して卷き、裏紙あるときは折らぬ定式になりたり、又逆卷順卷の兩式あるといへり。二は捻りなり、卷たるを封ずるに端を切りて之を卷て封するあり、切放して封ずるあり、二枚なれば下の紙の差出たるを切などの作法あり、或は上下捻りの式もあるなり。三は裏紙なり、文長ければ更に一紙に書認めて腹合せに卷く、之を裏紙といふ、藟(ライ)紙といふは是ならん、極敬禮には一枚に書切ても裏紙を加ふ、貴嶺問答(一八章 卌一節)

用五枚紙事の條を見るべし、但し是は不用の紙なる故に、後人に取去られて、今は字付のみ保存されたるもの多し。 四は包紙なり、古へはこれを懸紙といひ、又は禮紙ともいひ、中を二枚紙にすれば、是も二枚にして上所をかき、自らの姓名をかく、或は事に從ひ紙を贖がさずして、向方より返書の料となす故實あり、其上を更に包むが懸紙なり、足利時代の武家消息は半紙に包みて自らの名のみ書たり。 五は折紙なり、消息耳底抄に、「折紙を消息の中に籠み、或は二に折レ之、或は四に折レ之、兩様の説有レ之四に折様、先面を中にして二に折て、次にわなゝる分を左にさして、四つに折也、而彼口の餘ある方を奥になして巻初也、二に折様は面を中にして二つ折也」と見ゆ。 其他消息の作法故實は時代につれて變格變例もあることにて、文書原本の料紙には種々の考ふべき件の存在するものとす。

凡て日本にて古今に常用したる紙はこれを硬紙といひ、纖維質の存して堅靱なる紙なり、明治以前まで官府の用紙は硬紙に限ることにて、原料も多く費ゆるにより價貴く、今の棉布麻布よりも重んじたるべし。 故に正副案につき、料紙も自然に異なるものとす。 昔しの日記記錄などは凡紙を常とすれど、亦厚紙のあるは、楠木合

戰注文、博多日記、祇園執行日記、滿濟日記などの如きは皆文書の裏に記したり、謂ゆる白麻引合の類なり、是は要用なる文書を保存し、猶稍取弁しがたき分は、保存のために卷册に綴ぢ、日記を書認めて表裏共に見るべく注意したるなり。或は暦の裏に日記にしたるあり、光嚴院御記の如き是なり。

料紙の品類は、階級制の下に於ては文書贈答者の資格につき、差等の定まりあるべしと、誰人も思量するなるべし、成程公家武家共に禮儀上に於て厚く注意したるに相違なし、紙の品類多きも其原因にて生じたりと雖も、之を明辨するは至難の事なり。現に德川氏時代に於て、官務、局務、幕府、諸藩の右筆が、先例故格の故實として先進が後進におこがましく傳授したるは、是等の差等にありて、某事は檀紙、某事は中奉書、否大奉書、彼は鳥子、是は杉原、彼は堅目錄、是は折紙、或は切紙などゝ、繁縟を極めたれど、其實は先例てふとが第一の根本となりて、定禮定制の據べきなきは階級制の常態にてありき。故に他の例規を考へ、以て古文書料紙の差等を論ずるは迷徑なり、反て古文書の料紙を審定して、雙方の資格を考へ、而して現行したる料紙等級の例を決定する準據となす、是を正徑となすべし。

次に墨色を説かん。古文書原本の存ずる大價直は料紙と墨色との二要件にあり、料紙は白質の物に時代の空氣焚燒をうけたれば、謂ゆる古色とて之を鑑定する表準も生ずべきなれど(實は覺束なきと)墨色は元より焚燒の餘なる炭煤なれば、古色とて俄に見分らるゝべきに非ずといへども、原紙に就て熟視すれば、用墨の異なると、時代の異なると、二つの差にて、其辨別は自然と眼に映ずるものとす。精密に論ずれば同時に同墨同筆を以て自署、若しくは花押をなしたるが、自然に眼に映じて別人の手なることを鑑識さるゝは筆意の相違として論ずべきなれど、其顯はれは寧ろ手の異ひて發揮したる墨色の異なるによると謂て然るべし、論こゝに至りては迚も文筆口舌の辨し得る所にあらず。

墨色の主となる效驗は加筆、又は入筆を見別るにあり。同時に同墨同筆にて別人の加へ、又は注入したる文字は、墨色の相異にて見別らるゝ事あり。然し加筆入筆は正當なる事情にて後になしたるを常とす、例へば月日のみの文書に年號を書加へ、或は端書奥書の本文に混じたるもの、或は傍注を記入したるなど、皆墨色の相異を以て識別さるゝ。中には不正當なる加筆入筆、或は點竄等あるも、墨色にて識

別さるゝ、是は贋作の鑑識には限らぬ事なり、正確の原本にも事故ありてなしたるものあるものとす、例へば宇都宮の如きは、南北朝の時宮方武家方の二派別れて相爭ひたること顯著なり、其文書の中に原本の名を削りて下野守氏綱と書改めたるものあり、此類は墨色の相異にて其家の內訌まで識らるゝものとす。　墨色の相異を鑑別する料には、正倉院文書中に、寫經所に於て一時反古に用ゐしにや、筆を試み、或は文案などを書試みたるもの存す、又裏書をなし、或は端書、奥書、判文、外題などを加へたる文書は往々に存ずるものなれば、是等を細視して墨色の異を見慣れおくは鑑識の眼を銳敏になす大益あるべし。

判文は無論なり、署名花押は墨色の異なるべきものとす、又其人の性質により濃墨を好み、淡墨を用ふる習慣あり、例へば九州探題の一色道猷は花押の墨色濃けれど、今川了俊は淡墨にて早書きなり、源賴朝は淡墨の判多く、足利尊氏は濃墨多し、是等は定規とはなし難けれども、古文書を多く見れば自然に其人に懇意になりたるが如く、たとへ場合により眞率の人が嚴格になりたるとも性行の眞相は自ら其中に存ずることを默識心通するを得るものなり。　墨の濃淡にも敬意の厚薄あることに

なりたれば、向上の文書は濃墨なるべし、されど果して然るやは、古文書原本を就て之を證すべし。細川家書札抄に、於御前物を書候時、墨をしげくする事尾籠也、一度に能々すりて、硯は主君の御方へ向奉りて可置候、硯をさかさまに置候て書候、是も取なをし候てする事不可然候と見えたれば、貴人の文書若しくは奉書は、自然に濃墨はできぬ事情あり。

文筆に墨付といふと、僅かの假名三十一字の色紙短冊にさへ式のあるとなれば、文書に用意のなくはならぬ事なり、まして行草の書體は筆をかへ墨を染るふしくにて、自然に文調を書顯はすとも謂べき効のあるものとす。三條左府實房の消息耳底抄に、初の行の筆つゝき墨にて、次の行の字なりとも句つゝきをは可書也、次の句歟、第二の字よりは墨を染べし第三行始は必墨を染べし、是を消息の墨付とは申也、以上第十章第四十節に出す又事の初めをば必墨を繼べし、名字をは事に寄て墨黒く可書と見えたり。總て文書を作りし人、かゝる故實を心得たる人のみには非ざれば、原本に就て前說に合ふや否やと、墨色を檢しなば、必ず色々と異なる所あるべし、されど貴人及び右筆など、平生文筆に習熟したる人は、墨付に必ず注意のあるべきものとす。

中には人名などに行を割りて書くは、其人を截斷したる樣とて甚だ嫌ひたるなり、其の如く墨を染繼も嫌ふなり、又自然と成語成字の樣になりたる可被下候、目出候なとの字に墨を繼ぬとは習はせとなりたり、是等の墨付を見るも亦古文書を考ふるに必要なる用意の點とす。

消息に公家樣、武家樣、聖道樣とふい事は、字體筆意及び墨色により差別されたる處多し。足利時代の書札作法抄に、當時の消息は墨薄く、極草に、武家樣にも書也、昔は公家幷京都方の聖道家ならでは、墨薄く極草に書とはなかりしなり、公家にも當流の人々は皆消息もたゝ、舖、行の物に墨黑に書れたり、今も武家の大名の書札は昔の如く墨黑に字の勢もちひさく、只一紙に書なり、内封をは二紙にかきうるはしき立文をば一紙に書也、注進狀なとの書事の多きには紙を繼て書なり、只當世の假字と申すは、ちと墨薄く、文字きはうつくしく、筆さはやかに正しく、打みたるも尋常なるを本とすと見えたり。鎌倉以來の公文は消息に傾きて、公家、武家、僧家の別、自然にてきたる中に、武家の人は資格卑く、文事に疎かりしだけ、文書を愼重にしたるを以て、筆畫も正しく、墨色も濃きを常となすなり。

墨は油烟を原料とす、墨色は即ち油烟の煤色なり、墨に良惡ありて等差の懸絶するは之に松烟を混する多寡による、普通の墨は松烟の煤色といふて可なり。今の製墨に硬輭の別あり、概して倭墨は膠を和して製したる硬墨なり、唐墨清墨は魚膠を和して製したる輭墨なり、輭墨は魚膠の光澤を帶るを以て初めは甚だ鮮麗なれど百餘年も經れば膠の光褪めて松烟の原色に復し易し。故に輭墨を畫に用ゐ、水にて調し淡墨となし、或は水にて拂ひ隈取るには、墨色を失ひ易きを以て、畫には油烟を多量用ゐたる硬墨を佳とす、されど硬墨は今の輭紙に適せずといふ、此說は考量すべき價あり、輭墨の色は魚膠より光澤を與へらるゝといへば、硬墨も亦膠より何分の光澤を與へられたらん、故に膠の精分減ずるに從ふて墨色もかはるべし。又書畫は裝潢をなして數々洗滌するを以て、黑色は漸次に褪て淡くなるべしと雖も、古文書は是まで大抵折たるまゝ櫃中に藏められ、或は裏紙を打て卷物となしたるまでにて、數々洗滌せざるを以て、書畫の比較よりは墨色を保ちたるものとす。檀紙、奉書類すべて和紙は硬紙なり、倭墨は硬墨なり、硬紙は硬墨にあらざれば墨付あしゝ、古文書の墨色は盡く硬墨の色なり。

古文書の用墨、用筆は、硬墨を兎毛筆に染て書たるものとすれば、大方はまきれなし。三條左府實房の消息耳底抄に「一墨ノ事、唐墨第一物也、唐墨なれども又惡もあり、唐墨の目出(メデタキ)はいかに摺とも不朽?、又遲禿(ヘリ)て、きら有て目出物也、藤代かたはいかに申せども惡し、又其中に吉も候へとも、何事も昔には替りて兩方の端許吉て、中は惡也、墨は吉けれとも、物を書に打紙の墨きらめかぬ物の候也、粉紙と申物也、(石粉を糊に和し漉たる紙なるべし)檀紙唐紙の中に墨つかぬ物どもあり、それは墨の誤りには有べからす。一筆ノ事、筆の第一は兎毛にて候、大筆にて小字かゝる、小筆にて大字かゝる、遲く禿、旁能候、消息なんどには鹿毛何事かあらん、又時に隨べし、鹿毛を嫌ふは至らぬ時の事なり」と見えたり。此にいへる唐墨唐紙とは南宋の物にて、今の輭墨輭紙にはあらず、藤代かたとは日本の墨型なるべし、兩端(ハシ)を好して中を惡くするは猶昔よりあることならん。正倉院文書の天平神護比の錢用帳に、兎毛筆一管、墨一挺、共に三四十錢の價にて、兎毛筆は三百五十文のもあり、鹿毛筆は十文內外にすぎず、此直に據れば筆には良惡の差懸絕すれど、墨はさして高價ならず、普通の公文を書たるは一挺三四十文のを用ゐたらん。然し墨も直の高下懸絕すべき理由あり、其は油烟を用ゐる

多寡に從ひ、又油烟にも菜子胡麻油を燒たるは劣り、高枝に結ひたる胡桃海石榴子(クルミツバキ)の油は光澤優美なるなど、是等の原料を純用したるは兎毛筆の價よりも逈に高價なるべく、署名花押などに良好の墨を用ゐること、近代まで御判墨は別製を用ゐたり。古文書の墨色を硏究するには、此の如き點をも心得おかざるべからず。

印肉色も墨色と幷せて論じおくべし。印肉の製法はまだ深くは究めざれども、前述の如く胡桃海石榴子油の如き良好の油を煮熬し、晒し艾に煮込み、朱若くは藍靑油煤などを和して製したるものと聞く。之を要するに煮つめたる油液に混じたる顏料の色なり年を歷れば空氣の焚燒にて色素を失ひ黑色を帶るべき理なり。古代の印は大抵朱肉を以て押せり、天文以後も朱印を用ゐたるもの多けれど、細川忠興は靑肉を用ゐたり、武田信玄、加藤淸正などは黑印を用う、德川時代の公文には普通に黑印を主用したり。余は古今の文書に刻印を押たる文書の原本を檢閲したると最も少し、然れども印肉の色に就て硏究すべき條項は、さしてなかるべしと思ふ。

○第四十八節　正副

古文書は後日の證據に保存されたるものなれば、少くも授者受者の雙方に二通はあるべきなり。公文に正本副本二通を作ると、今は官府の達法となれり、德川氏の時代には或は副を作るを略したることもありたれど、古今を通して公文に正副二通は必ずなくてならぬものとす。故に古文書の今に保存されてあるものは、盡く正本とは思ふべからず、中には亦副本を傳へたるもあるべし、是を甄別するは要件の一たり、是よりこれを略述すべし。

第十二　正副

前章一節四十總說に、正とは正本をいひ、副には副案寫の三あるとをいひおけり。副と案との別は之を辨ずると頗る難し、されど案は原作者の草稿を留おきたるを稱す、すべて公文の提筆たる右檢案內の案はこれを指すと雖も、亦副本をも兼て案と稱へたるべし。

公文に正副あるは古代官印は連捺したる時に同じ性質の文書にて、或は捺し、或

は捺せざるを發見す、正倉院文書の最古き文書を擧ぐれば、

職符　東市司
奉神幣帛五色絁各一丈　（左京之印）
布参端　鰒一連　堅魚
一連　海藻一連　塩一尻
折櫃一口
右件之物等以利錢買限
今日內進上　職家　符到
奉行
大進大津連船人
少屬衣縫連人君
天　九日

職符　東市司
錢二百文
右爲正倉內室押釘用以件
錢隨口使工市易進上其委
曲狀有使口符到奉行
少進春日藏首大市
少屬衣縫連人君
天平七年十一月十一日

上欄のは職印十二を全面に連捺す、是通例なり、下欄のは一つも捺印なく、惟署名をなしたり、是副本なるべし、或は事體の輕きは捺印を略する歟の疑あれど、第七章(第廿七節)に擧たる所盗物解と(第廿五節)阿拜郡解との判文に捺印したる例と、彼是相較するに捺印を惜む樣にも思はれず、捺印なきは副、又は案文なるべし。又一例は、

日佐眞月土師石國等解　申請樣漕雜木事

合請雜材壹仟參伯壹拾伍物　但淮千樽九百七十三物

請米貳拾俵　定壹拾玖俵

右以八月十二日依雜材員必於使勘將進若此材一枝亡失眞月石國等作成將進上仍注事狀以解

天平寶字六年八月九日

日佐眞月　本　左　、、、、未

土師石國　本　左　、、、、未

民鎰萬呂　本　左　、、、、未

潑清成
本、、、、未
旦充錢四貫二百文經所米直內 又下拾錢陸拾文殊祭料御子內判
主典安都宿彌　領下道主

右の署名の樣は副本に判文を與へたるに似たり。又一例は

僧綱牒　東大寺別當三綱
　定造寺知寺年限事
牒彼寺別當解偁被別當左大辨宣偁造寺知事准三綱任四年爲限
但前任之人令遂六年宜具之狀速經僧綱令下牒者仍下牒如件寺
宜承知牒到准狀故牒
　　承和十三年九月廿五日悅儀師憙軌
少僧都延祥　　威儀師壽詢
少僧都實忠　　威儀師敎勝
律師實敏
同月廿七日自三綱所到來　但正牒在三綱所

写疏所解（行體にて草に近し）

奉寫三卷鈔一部二卷　寫紙二百五十張

經師茨田兄万呂――可充錢一貫七百五十文

裝潢玉屋公万呂――可充錢百廿五文

校生志斐万呂　阿刀宅足―可充百文各五十文

題師忍海廣次――可充錢九文

右依先日宣奉寫進送如前以解

天平十八年六月十日志斐万呂

（別筆）
采給了　摠可充錢一貫九百八十四文

麁紙二百張

市原宮御紙

受粧潢六人部身万呂　知志斐

以打紙卌張　廿張充岡屋石足　市原宮陰陽書料

廿張充昆万多智　亦市原宮陰陽

十八年九月十八日　知志斐万呂

兄は兄か

原本志を老と書す

原本志を去と書す

釆は悉の誤なるべし

（行體草を交ゆ）

志を志と書す

右は奥書に正牒在三綱所と注し、且署名の様まで、みな寫しを留おきたる物ならん。此類の牒は、正本には三綱の印を連捺する例とす、捺印なきは副、若しくは寫本なり、正倉院文書の中に、符牒解移を問はず、官印を連捺したると、捺せぬとの兩樣あるは此差別なるべし、原本の料紙墨色を鑒識しなば辨別する便あらん。

案文とは右の副本寫本を稱ずるあり、案内存案是なり、又草案を稱ずるあり、職移牒案告朔案などゝ謄牋し、書體も雜に、排行もつまり、直に草稿なるを知らるれど、中には正本の如くに認めて案と誌したるもあり、是等は影寫以上にあらざれば辨別すべがらず。又私文と誌したるものあり、

寫阿彌陀經事　　合廿六卷寫紙三百廿張

錦部大名寫二卷用十枚　　己智在羽寫二卷用十枚

楊廣足寫二卷用五枚　　爪工家万呂寫三卷用十五枚

民長万呂寫一卷用五枚

一校原息万呂　　二校爪家万呂

閏九月十六日進送了

私（別筆）

前のは石川大進私願とあり、後のは市原宮の紙に其陰陽書料とあり、奥の端に私と書したるを以て考ふるに、中の私文とは私家の囑託によりて仕拂ふ文書との意にてあるべし。

第四章第十五節に擧たる大寶二年十一月御野國山方郡戸籍の背縫に、志の字を書しあるは其後天平比の文書の奥にも、別筆にて勘志合の字あるを見る、此に擧たる志斐の志を志と書たるを見れば、志を去の如くに書すると大寶以前よりの習はせと思はるゝ、因て序にこれを記しおく。

正倉院には東大寺の綱所寫經所等授受したる文書を盡く封藏されたるにより官府公私正副の文細大みなありて、其類の多きと百花の爛熳たるが如し、今爰に一々其辨を試みざるべし。但文書に正副あり、副に副案寫の三樣あるべきと、古今を通じたる情理あるを以て、古に遡りて其源を探るために、前擧の數通を證例しおきたり。其他の權門勢家、大寺大社、及び諸國の舊家に保存されたる古文書は、大抵其家にかゝる重要の證券となる物を擇みたれば、總て公文の正本なるべしと、誰も意料するなるべし。然しながら能々考を用なば決して悉く正本には非ざるべし、必ず副案寫を交へたるべき理あり。今其辨識をなさんには、第一に王代の文書には官印も私印を捺したると否との別あるべし、其如くに院政時代の私狀となりては、花押をなしたると否との別あるなり。有ふれたるは寫本にて世に傳へたる物にて、其中に御判、在御判、在判花押として、眞の花押を寫さぬもの多し、夫を原本は花押あれど寫取る時に略したると看做されたれど、若し原本を檢しなば初めより其通り記したるものを發見するべし、即ち副本の類なり。

第十章第卅七節に執印文書の關東御敎書案と書したる執達狀を擧げ、其署名は左近

將監在判相模左近大夫殿とある、是正本は六波羅北方に達し、夫を寫して薩摩守護代に施行し、守護代より又寫して新田八幡宮の執印へ渡したるにて、正本のあるべきに非ず、故に在判の處に花押もあるべきに非ず。此の如く正本は官府に留まり寫しを以て施行するは殆ど公文の正則とも謂べし、詔勅の如きは、第六章第廿一節に擧たる全面に天皇御璽を連捺したるは正本なり、若し詔勅はいつも此の如きものと思へば大に謬る、詔勅は天皇御璽なきが却て通常と心得て可なるべし。其故は、公式令の詔書式の末に、年月日　可御畫とあり、右御畫曰者、留中務省爲案、別寫一通、印署送太政官とあり、勅旨式に、右受勅人宣送中務省、中務覆奏訖、依式取署留爲案、更寫一通、送太政官、謂准詔書印署送、是詔書勅書互相發明者也。少辨以上依式連署、留爲案、更寫一通施行とある。此の如可御畫の詔勅は中務に留り、寫しに印署したるを太政官に送り、太政官に留めて案となし、更に寫して省臺諸司に施行されたれば、太政官より天皇御璽を連捺したる詔勅を施行さるゝとはなきを法式とす。其法式の理由より推せば、官の文書も諸司諸國に留めて案となし、寫しを以て施行したる文書は必ず多かるべし。勅書の綸旨院宣となり、印署公文の花押となりたる、私狀時代となりては、公式令の

公文に比すれば正本の世に施行さるゝこと多くなりたりと雖も、亦正本は留めて案となし、副本若しくは寫しを以て各人へ渡すことも少からざるべし。

故に古人書を檢するには、寫本に就て其性質を考ふれば、初めより副案寫にて、正本に非ずと看認らるゝものあり。たとへば第九章卅二節の入來本田文書、惡源太殿の下文は源爲朝阿多忠景が琉球を征服したる一の證據物となるべく、肝要の源在判とあるは、原本にて花押を檢定すべきなれど、下　下本田鄕住人等と宛たれば、恐くは原本も寫にてあるべき性質に似たり。次の惟宗忠久を領家下文に任せて島津莊下司となす下文も、下島津御莊官等と題して袖判あれば、其例の如くに正本を傳へずとも斷しがたし。此の如く寫本に御判在御判在判などゝ記しあるは文書の性質により、初めより寫しなるべきものあり。

請文は裏判をなすものなり寫手心付ずして無判のものあれど、此類は著到狀、軍忠狀等主將の證例を受くるために進呈するものなれば、登錄の上に正本を證判して下渡すにや、副本を下渡すにや、究めおきたし。其他裏判あるべき文書のこれなきは、或は副本なり、院政以後の文書は花押を檢する必要ありと雖も、此理由あるを

以て花押なしとて無下に疑ひをいるゝを得ず。
初めより寫しなるべき性質のものあり、例へば史徴墨寳第二の忽那軍中日記は軍忠次第と題したる折紙にて、日記の抄寫なるが如し。又有名なる阿蘇惟澄申狀は長文の卷物なれど、阿蘇家に傳はりたるは案文にて正本にはあらず、是は火災を免れて原本を存す、半紙質の切紙に細字に書たる案文なり、菊池武朝申狀は菊池神社の神寳に保存されてあると聞く、是も其如く案文にてあるべし。
此の如く副本には副案寫の三あり、公式令以來留案(謂ゆる案內)には正本ありて、寫しを以て施行することあるを以て、案てふ語は種々の意味を含めども、今より古文書學に於ては名詞を一定し、正本副本の二類となし、副(即ち古の案)を副案寫に分ち、正本の如くに書して控へとなしたるを副本とし、原稿又は文案を書留たるを案文とし、正本を留めて寫しにて施行したるを寫しと稱し、原本を檢したるときは必ず此三種を鑑定しおくことにしたし。又印判は文書の第一の眼目なり、寫本をなすに花押の有無を檢し、原本に在判御判袖判在御判などゝ注したるは其まゝに寫し、若し花押あるを略する時に限り、花押と書する樣に定めて、後の混雜なき樣に注意し

おきたし。

寫本に又手鑑證文に呈したるものあり、其證文には多く時の奉行探題など裏書證判を與へて訴文と共に返付したるあり、是は其文案を證憑に示すためなる故に、排行などに拘はらず縮寫し、花押は在判と書するを常とす、古き寫本と看做すべきものとす。

第十三章　原本寫本及び贋作

○第四十九節　寫本

古本書は今方に整理時代にあり、印刷して世に公布したるは百の二三にすぎず、是まで寫本を以て篤志者の手に考究されてありしが、近十年來視線の集ること年一年と多く、從つて印刷公布せらるゝ分もます〳〵増多し、一方に古文書學の萠芽するに及びたり。余の臆測を以てすれば、古文書の今に保存して有力者の手に採集されたるもの無慮廿萬通にも及ぶべしと雖も、其十の七八は寫本にして、原本の存ずるは僅々にすぎざるべし。又古文書學の要求する所も、好き寫本を得れば滿足して可なり、必ず原本を觀んとの希望あるべしと雖も、大概は斷念し得らるべし。されど世に原本は猶多きを以て、重きを寫本におかず、必要には原本を見るべしとの企望に引れ、自然と寫本を疎漫にする弊ありて、寫本の體まち〳〵なるを免れず、こゝに其種類を別てば少くも左の四種あり。

一 讀寫 是は原本を讀て正楷に書冊に寫し、或は印刷されたるものをいふ、三代格、符宣抄、及び南狩遺文、其他活版印刷されしもの丶類を概稱す。

二 鈔寫 是は原本を略讀み、半ばは行草體のまゝに存し、排行を改めて文面を見らるゝ樣に縮寫したるをいふ、集古文書、徵古文書、楓軒文書纂、或は薩藩舊記、荻藩閥閱錄等、すべて寫本の古文書といふは此類に屬するもの多し

三 謄寫 是は字體も排行も原本の如くにして、一式の紙に摸寫し、略原文書の面を移したるものをいふ、阿蘇文書、立花文書、佐賀文書纂等すべて是まで摸寫の古文書は、此類に入べきもの多し。

四 影寫 是はいはゆる透寫しなるものをいふ、縱へ透寫しならざるも、字體より紙の廣狹まで原本の如くに臨摸したる、精好なる寫しなり、保井田氏摸寫の正倉院文書、修史局寫の諸家古文書の如きをいふ、史徵墨寶及び大日本古文書に載たる寫眞版の如く、近年の機巧にかけたるは、此類の最も細精なるものなり。

如何なる精密の影寫と雖も、寫本には料紙墨色の二要件は闕ぐ。古人の筆蹟に摺本てふものあり、最良の摺本は、摺寫の巧手が一日の最明なる時間に於て、原字を其如くに淡墨より漸次に塗り進みて、原墨色になるまで塗りあげ、拏跳飛白盡く眞に迫らしむ、此の如き摺本と雖も猶筆意を完全に寫すことは得られぬものにて、自ら死活の別は判然たりまして最巧ならぬ摺本よりは、寧ろ石刻の精美なるを標本となすを是とすといふ、然れば筆意の要件も寫本には完きを得ざるものとす。古文書の原本に接すれば、尙古好奇の感情を發し、其衝動によりて、初め其文面を寫取んと志したる本意の外に、又種々の思想起り、原本の趣きをも存じて寫しおかんと欲し、因て前陳の如き種々の寫本を生じたるなり。

古文書の採集され、膽寫さるゝ由來既に久しと雖も、明治の始めまでは古文書學の草昧時代にて、今を其初期の紀元といふて可なるべし。蓋し是まで古文書の家々に保存されたるは、室町の季に其證劵たる効力は既に消滅しながらも、猶其餘力は門地家祿に影響を與へ、或は後年に復活の運命にも逢んとの希望ありたれど、再び明治の政治變化に逢て、其絶望なるを信ずるに至り、爰に古文書保存の終期を告

げて原本續々と世に佚出し、恰も好し史學創まり、古文書學も亦起り、元の家を離れても他の家に保存さるゝ途を廣めたり。されば今は原本の主を求めて彷徨する時代なるを以て、之を得ると倘易きが如く、皆人の倘古好奇の感情は之を容易に撿閲する望みを生じ、從つて之を寫すにも務めて原本を存ぜんと欲する念あり。這は姑くの顯象にして原本は是より漸々消滅する運命に逢ひ、世間には寫本のみ存ずるに至る時代は決して久遠にあらず。故に余は今より其用意を以て寫本を精好にして、斯學の便を開き、兼て原本の消滅に備へんと欲す。

大日本古文書の印刷は之を永遠に保存する大業なりと雖も、其成功は猶遠し、因て其間に古文書の希望心に報ひる種々の寫本印本を企てらるべし。余是まで種々の寫本を閲したるに、其大別は前擧の四に歸すと雖も、小異は猶滋し、更に之を窮むれば、竟に原寫讀の三に歸す、今より古文書を寫すには此三別を判して、中間に紛雜なる希望を斷べしと思ふなり。凡て學者の古文書に要求する所は、其面に書たる文字にあり、猶も窮むれば文案にあり、故に普通に印刷して公布するは讀寫にて足る。讀寫にては要件多く闕て、原本の眞相を失ふなり、因て之を存ぜんとならば

影寫をなし、出來能ふたけは印刷して世に布おくべし、鈔寫謄寫は半存半滅にして竟に其詮なし。原本は專ら保存を務むべし。

古文今讀の事は前節四十六節に論したる如く、原本の字形書體は何樣なるを論せず、盡く現今の書籍に用ゐる正楷の眞書(假名は今主用する草形)に改寫して、讀者の眉目に明瞭ならしむるを主とす、是讀者に看過の時間を減せしめて思考に敏ならしむ、其便益は甚だ大なり。三代格符宣抄の如きは皆其類に屬すと雖も、古代には字學乏しく、字形正しからず、猶原本の譌字壞形を存じ、租を祖に作り、因を回に作り、職を身扁とし、符等を艸冠となすの類は、無益なる存古なり。古文今讀の效は原本の艱讀を正して正寫するにあり、中には讀取がたき訛字壞形あるとも、文理を審按して己が識見にて讀定むべし、讀寫の效は此にあり、猶解釋の如し。若し其完全を求むるならば、己が識見にて讀定めて、猶疑似の存ずる分は原形の字を抄出しおき、讀去りたる跡を存じ、或は己が意見を附して、後人をして更に考究をなすべき樣になしおくべし。余は大日本史古文書の此に出ずして、鈔寫に近き譌形字を活版にて塡め、更に異字一覽を附したるを憾む、若し本文は讀寫して看易からしめ、卷尾の異

字は原本を摸寫し、讀寫の當否を博く審査すべからしめば更によかるべし。古文書を讀寫するには煩惱起り易く、安心する勇氣沮み易きものなり、史徵墨寶考證は精良の影寫に附して詳細の考證をなすを以て、安心して讀寫したるに因て、これを看る人も亦安心して讀み、普通の古文書研究には本紙よりも考證の讀寫を看る便とするなるべし。是古文書學には讀寫本の必要なる適例なり、故に古文書を寫すものは、たとへ影寫の副はざるとも、讀寫は讀に心力を用ゐて自ら安心する樣に寫すべし。

古記錄古日記の原本は、紙數多く、文字細にして、摸寫すること甚だ難きもの多し、因て是まで寫しのなきもの多し、是讀寫の必要に思ひ當らさるによる。又是まで古日記の原本は湮滅し、寫本のみ轉傳に寫されて傳はるもの多し、是初めに讀寫をなすことを知らず、漫に寫手に附して摸寫させたるより受たる禍なり。今壬生家、油小路家文書に古記錄多く、猶寫しを經ず、頻りに原本に就て考究されつゝあり、甚だ危險の道なり、古文書に讀慣たる人々集りて早く讀寫をなしおくべし。正慶亂離志楠木合戰注文博多日記は既に摸寫本あれど、滿濟日記、祇園修行日記などは摸寫されたるにや、

巻帙頗る大なれば着手し難からん、然し是は古文書の裏書にて原紙の堅き故に刻弊の恐れ少なければ、大乘院日記目錄は原紙薄く、文字細に、字形甚だ讀取がたく、到底模寫し能ふべきものならず、必ず吟味して讀寫本となし、世に公布することを圖らざるべからず。其他此に准する古記錄古日記は夥多しくあるべし、上文にいへるを例となし、模寫し能ふと否とを問はず、必ず讀寫本を作りて公布すべきものとす。

鈔寫は讀にも決心なく、又謄寫の意も薄く、存古の念もあり、雜駁なる思想にて寫取たるものにて、最も信用をおき難し、古文書の寫本には此類最も多し、謂ゆる寫手任せに早寫したる本なり。たとへ寫手任せにせざるとも、雜駁なる迷想を以て寫せば此弊に陷ゐる、故に讀寫をなすか、影寫をなすか、兩條の一に決心をなし、讀寫をなすならば總て正階に改めて書册となし、其中に存疑しおく分を鈔寫の如く行草體其まゝに寫し、附錄して他の考案に附しおくべし。

謄寫は影寫の不十分なるものをいふ。是は鈔寫の如く駁雜なる迷想には非ざれど、種々の情由あり、或は寫手の巧みならざるに由り、或は料紙を齊くして製本に便にするに由り、或は十分なる時日を與へがたく、或は功を急いで愼みをかき、或は

到底筆意料紙墨色の模すべからざるを斷念し、或は原本の存ずるを恃みて副本に寫したる等、畢竟手を拔たる模寫本とす。喩へば佐賀文書立花文書等の如きは、寫手に乏しく、料紙一定し、注意の周到ならぬ跡あり、阿蘇文書は征西將軍宮譜を著したる田中元勝氏常に之を檢校し寫しおきたると云、其時は原本まだ燒ざるを以て、影寫して其眞を存じおく意念はなく、唯副本を作りて檢閲に備ふるに出たるを以てあしきなり、大抵謄寫本の成たる理由は此類のものとす、一旦原本を失ふに及んで其寫しの不十分なるを悔るとも及ばざるべし。

影寫は容易ならぬ精密なる事業なり、端書、封じ、背書包紙、及び料紙の寸法、蠹蝕、闕損、敗爛、磨滅を存し、加筆入筆までを審定し、務めて筆意を存じ、墨附までも辨ぜらるゝ樣に寫しおくには、餘程能書家にて此道に熟練したる人に非ざれば能はざるなり。今は寫眞機械及び其技術ありて、眞の影寫をなして永く保存するを得ると雖も、扨事實にかゝれば猶其間に種々の故障を存し、精密に原本を照して克く其眞を失はざる樣に校正するヿは、至精至密にして、時日を費す業となす。若しこれを石版、又は鉛板に上せて遍く世に流布せんヿは頗る容易ならぬ事にして、其價も亦不

貴なるべきものとす。去ながら原本の亡滅し易きを慮り、成べくは一の模寫本を精良に作りおき、又これあるは猶注意の落たるを補足しおくは、斯學に忠なるものゝ務むべき緊要の事とす。古文書學は寫本を執りて考究し、略ぼ事足るべきなり、精良なる影寫を得て考究すべき必要は十の一もなかるべし、故に一面よりは重きを原本に歸して寫しを疎略するものあり、一面は好奇心を兼て影寫に非ざれば古文書の眞を知に足ざるが如く謂ものあれど、余は並にこれを是認する能はず。古文書の影寫を精良にするは原本の消滅し易きを慮るを主となす、縱し原本は猶存ずるとも、原本に就て考究すべき場合は成べく影寫本にてすますべし、如何んとなれば影寫は幾様にも寫し能ふべしと雖も、原本は再得べからざればなり。故に影寫は古文書學普通研究の材料に作るに非ず、原本の得べからざるを以て之を作りて、其代用に根本に備ふる料となすものなるを以て、倣し得らるゝだけは原本の如くに寫し、又倣し得る限りは世に廣く布きおく方法を講究すると、亦古文書に於て考究の外に務めべき責任ありと謂て可なるべし。

○第五十節　原本

古文書の原本は貴重すべき物なり、如何も貴重すべき物なり、脆弱なる紙が空氣の焚燒を經過する一千年以上に及びても、其面に書たる文字の墨色を麗々として讀べしとは、眞實ならじと思ふほどに貴重なる物なり。大日本古文書に採影して載たる大寶二年の戸籍〈四紙〉は西洋紀元七百〇二年に書たるものにて、實に千二百年前の古紙なるに、彼の通り鮮明に儼存せり。余は其影寫に對しても勿體なき程に貴重するれど、世間の思慮なき人は千二百年前の文書の存ずるを見れば猶其上を欲して、二千年前の物をも得んと思ふならん。廣き世界には二三千年の古文書も傳はりたるあらんと雖も、其は國の風土にもより、保存の良善にもよることにして、日本の如き濕氣多き國に、取扱ひの注意薄くしては、殆ど其望みは絶たりと謂とも過言とせざるべし、少しく是が比較を試ん。

支那の盛京省懷仁縣鴨綠江岸より堀出せる高麗好太王碑は千五百年前の石刻にて、字整も大に、刻も深く、以て應神帝の時代彼我の交渉を徵するを得たれど要處

の文字半ば泐壞せり。又伊豫國道後の湯の岡〈今は圃〉に埋まりたる聖德太子の碑は千三百年前の石刻なり、其文は風土記に載せ、釋日本紀に引てあり、寛政年中に堀出せしも又埋たりといふ、今に文字のよく存するにや覺束なし。此二は石文なれど、土中に埋りて千年の星霜には泐壞したり、石の壽命も保存あしければ頑健を恃み難し。ましてて紙布縑帛の能存ずるものは幾許ぞ、往年越中國富山より流傳せる晋王羲之の墨蹟を見たり、千五百五十年前の物と驚きしに、是は御府にある唐代搨本の一片なること判明せり、千二百年に滿ぬ物なりき。其他に唐の褚遂良、虞世南等の墨蹟を存ずるならば、大寶戸籍より較早けれど、王維呉道子の畫ならば天平時代なり、余は其書とて見ざるにあらねど、皆定かならぬ物なり、若し眞物ならば如何なる高價を以て迎へらるゝや豫料しがたし。墨蹟書幅の比較を以てするも、千年以上の紙布縑帛は最長壽として貴重せざるべからず。

大和國法隆寺に、推古天皇の末聖德太子の冥福に中宮寺へ寄附ありし天壽國曼陀羅といふ縑の諸帳は、〈五章十六節に出す〉今は滅びて方三尺に滿ざる殘片となり、一軸となすに過ぎず、後宇多帝建治二年に摸造したる新曼陀羅あるに因て、其全形を知るを

得、是とても六百餘年の古物となりたり。法隆寺堂內の壁の書を世俗に僧曇徵の筆と稱する四佛淨土繪は、鞍作鳥繪師畫之との傳あれど、當寺は天智天皇八年燒失し、和銅元年の再建なれば鳥の筆には非ず、大寶戶籍より六年以後に畫げるものなり、是とても日本最古の繪なり。其繪の雄快壯大なる皆人の賞歎おかざる所なれど、如何にせん壁に畫いて、ほの暗き堂內なれば細觀すべからず、往年種々に光りを引て摸寫しつゝあると聞けり。此の如く墨蹟書本皆千年以上の物は摸寫にても貴重を極むるに、古文書學に於ては千二百年の原本を完全鮮明に保存されてあるは幸福も亦極ることを猛省せんを要ず。されば高麗古碑、天壽國繡文の如く、摸寫に對するにも尊敬を加へて覽觀し、眞の原本は愼密に保存し、二千年以上までも完良に傳ふる道を思慮する外に他念なき樣にありたし。

右の類を推せば、鎌倉時代の古文書とても其の星霜の半を移せり、天壽國の新曼陀羅對古曼陀羅に比較すれば、亦同じ壽を享有せり。肥後國大矢野氏に傳ふる蒙古襲來繪詞は(今は御物となる)、新曼陀羅より齡少しおとれる貴重なる古書なり。筑後國三潴郡宮本村の玉垂宮に繪緣起を藏せるを、正平の末に菊池武安が征西宮に再興

を請ひ、吉野行在に奏聞を經て、建德元年に再興奉納したる二軸あり、其時の箱の蓋に由を刻し、神殿に藏め、祭典例日の外は人に示さず、是は五百卅年前に古書の模寫なり、有馬家の久留米を領せしとき、更に副卷を書きて社に納め、平日は之を人に示す、余往年其正副兩樣を見るを得しに、圖樣大にかはりて、副本にては古の風俗を徵すべからず、模寫の注意不信切なるを惜みたり。是みな土佐繪に於て罕なる古書に屬す、同國竹野郡吉木の觀興寺緣起は草野氏の寄附にて、明治十五年勸業博覽會に於て土佐光信筆と審定し、頗る貴重されたり、其は五百年に及ばざる足利義持時代のものなり。書畫界に於て古書畫の保存されたる物の乏しきは、五六百年前の物をさへ貴重する、其比較を以てすれば、古文書學に於て鎌倉南北朝の物に對するにも、同じ思想ならざるべからず、余は恐る其保存されたる數の甚だ多きに慣て、看者のこれを輕易に取扱はんことを。

明治の政治變化によりて古文書の動搖を始めたるにより、修史局に於て其採輯を務め、原本を借入れて模寫したる分は數萬通に及びたらん、重野安繹博士主となりて檢閲分付に勞されたり。余は他の編修に忙はしく原本を檢する必要少く、且

これを餘り玩弄するを欲せざるにより、閱したる數は甚だ少し、一萬四五千通にすぎざらん。其よく保存されたるは千年を經過したる物も、卷込て內になりたる所の料紙はなほ白色を存じ、年號を見ざれば二三百年も經たらんと思はる、又空氣中に暴露して炭火の煤氣に漫々と熏したるは、二百年前後のものも黃黑色を帶びて、壞爛したり。故を以て原本は其取扱ひと保存とに、篤く用愼せざるべからず、余は古文書の原本は之を貴重するの餘りに、研究上には却て此に重きをおかず、大抵は模寫本にて事足るべしと信ずるなり。古文書の諸氏保存されたる期は明治にて終りたるに因て、現今採輯に上りて數萬通の原本を容易に閱するを得たりと雖も是まさに古文書の滅亡する初期なることを思へば寒心に堪ず。

門閥所領の左券として保藏したる古文書原本が、猶惰力にて其家に存在すと雖も、既に生存競爭の戰餤中に墮落したれば、其壽命は實に朝露の如し、存滅の危機は之を世に警告するに好辭なく、空く鬼胎を抱いて滅期を待より外なし。苟も是を救はんには前述の如く早く讀寫し影寫する外に良法はなかるべし、但これを寫すにも事實は難きことあり。余が九州古文書を採輯せしとき、家々に保藏したる原本

の多くは、代々堅く戒めて他見を禁じたるを以て、猶これを示すさへ好まぬ者多かりき。前節四十四節に述たる田代文書も其一なり、檢閱の後に借入を乞たれば或は取上られんかと密に痛心せりとなり、後に表裝して還附したるにより、意外の厚遇に感悦せりと聞く。其他は借客むと猶强きを以て原本を借ざる方針を取れり、豐後國誌摩文書は鶴崎の角子原村の家に藏したり、余縣屬と共に往ば、主人迎接し、恭しく起て佛壇の下の二重箱になりて、神靈に保存したる卷軸拾餘卷を取出し、余の前に置たり、之を繙けば表裝の拙きを以て、之を問ば、某社の神官が手製と答へたり、田舍の事なれば、已を得ぬとなり。斯く丁重に保藏し、他見を憚るを以て必ず借すを拒まんと察し、縣廳に囑して寫取たり、總て古文書原本の各家に保存されてある狀景は此を例して推想すべし。今は世運變移して生存競爭の劇烈に成たれば、家々の浮沈は倏忽に變じ、かゝる文書の紙屑籠に投さるゝはまさかと安心し難し、原本の存ずる間はこれを恃みて副本を疎漫にし乍ら滅亡に逢てあがくとも、後悔は先にたゝざるべし。若し古文書研究は原本に重きを置ならば、今より斯學界は歲を逐て狹縮する運命に迫りたり。余は原本の存在するとの危險を慮るにより、今に

及んで讀寫を精審にし、斯學を開通する便をあたへ、影寫を緻密にし、原本の湮滅に備へ、而して原本を保存する方法を設け、成べくは原本影寫讀寫の三様を具備せしめんことを講究するは即今斯學の初期に於る緊切なる務めなるべし。

但し余は古文書學に原本研究の必要なしと謂には非ざれど、大抵は影寫本にて事足べし、成べくは原本を空氣焚燒の中に、之を展卷し、之を摩挲し、之を爬搔し、以て其壽命を短促するを避んと欲す。且今の人は斯學研究に原本の必要有無を判斷する資格は甚だ乏し、是までの歷史家は、眞面なるも日本史、日本外史の如き小說的の書を看たるものが、遽に古文書に對するは、譬へば燈を圍み觀劇講談の話にて首を聚めたる人の碩學なる博士に逢たるが如く、惟其確實に心折れるまでにて、精審なる疑點を尋繹する知識はまだ發達せざるなり。さりながら一代の歷史を古文書に就て詳考し繼續的に終始を舗陳するには、至要なる疑點に撞着することと無しとせず。余も修史局にありしとき、原本を得てこれを究めんとの希望を生じたることまゝあり、然しよく〳〵熟考すれば、必ず原本に非ざれば決せずとも斷言しがたし、多くは寫しの不注意より生じたる疑問にすぎず。

前節の筆意について述たる菅政友氏が年月旬日の疑を原本にて決せんと謂れしが如き、若し忽那文書の證を得ぬならば、筆意を以て延元元年を三年と斷じて、太平記其他の妄を排せんと雖し、谷森善臣氏の勅令勅命の疑惑は正に其例なり、大日本史料は猶此勅を延元元年に擧たり、豈に筆意を判決し得るとならんや。宇都宮文書に原本の料紙刓弊し、異りたる墨色にて名を改竄したるには、宇都宮家に南北兩黨の內訌を推想さるゝ、是迚も影寫の時に其狀を註記しおけば、必しも原本を撿するを要せず。菅政友氏が祇園執行日記の裏をすかして、九州探題一色道猷が博多在留の起りより、筑後に探題料所を多く有せし事等、貴要なる文書を發見されたれども、其兩端は釘册の下に隱れて讀べからず、釘册を解んとすれば封印のあるを以て止たり、是も原本の必要に似たれど、解放して寫取れば再び原本を撿するを要せざるなり。第四十五節に述おきたる島津文書の島津道鑑言上に與へたる承判に高師秦と註しあるを、大日本史料に古文書雜纂松浦文書に對照して、右中將某と辨じたるが如きは、いづれも寫しのみにて、原本を撿查したるに非ざれば、某果して右中將なるや、筆意少々異なるや、或は疑問の生ずるあらん、されど之を決するには

責て兩通の原本を對較せざれば不可なり、余は疑ふ此の如く對較しても精良なる影寫を破毀して異同を決する筆意を見出すとは難かるべし。余の是まで實驗したる歴史研究に於て、古文書原本を細撿する必要を感じたるは、略右の例にて、其原由は寫しのあしきにあり、原本保存を務むるには、精密なる影寫をさへなしおけば原本は大抵保藏して取出すに及ばざるべし。

觀劇的の史談家が史學の門墻を望む徑路には、古文書原本を撿する必要を感ぜざれど、漸次科學的研究に進入して、精確なる審査をなすには、原本に就ざれば不可なる事に數々撞著するに至るならん。　夫迚も造詣後の事なり、夥多しき古文書學者に常に原本を執て其仕方を演習さする必要はなかるべし。　坪井九馬三博士は帝國大學に古文書學を始めたる首唱者なり、今の史學研究古文書研究をなす者に於て最造詣者となす、余は偶然にも此講義錄上に同氏と古文書の原本と寫本とにつき異同ある條件に兩度まで撞著したり。　其一は第十章節卅九に擧證したる金綱集表書は謄寫本に據て讀定めたるなり、其中に、

九日より京中以外騷動候阿か河に朝敵充滿し山崎迄せめいり候間宇门宮赤松

入道賜打手早速追返候了仍仁定寺に構城郭引籠候を宇津宮ついて責□□昨日十五日打落頸其數令持參候是大塔殿御所爲と申也其外京中處々にて日々被召取人數難及言語候（第二年學科講義錄第七號）

と載おきたるに、同博士の史學研究法内部の批判、（第二年史學科講義錄第九號）にこの古文書は手紙であるが、日靜と申す坊様が宛名の處は破れて見えぬが、日附はたしかに殘つて、十二月十六日附である、上總の茂原町藻原寺に保存してあり、裏に金綱集といふ御經が書てある、よつて普通にこれを金綱集裏書と申します、製本する時分に裾の方を裁切たから、一字乃至二字位つゝ裾の方が切て居て讀めぬ文字か出來て居るが、大體に於ては明白に意味がわかります、長い手紙であるが、此には本題に關係する所だけを拔。

（前略）九日より京中以外騷動候あ□（く歟お歟）河に朝敵充滿し山崎よりせめ（迄歟）いり候間宇□（津歟）宮赤松入道賜打手早速追返候了□（是か）仁定寺に構城郭引籠候を宇津宮そい□（い丶歟）て責取即昨日十五日打落頸其數令持參候是□大塔宮御所爲と申之其外京中處々〔し〕（て丶歟）日々被召取人數難及言語候

斯く丁重に寫されたれど、原本の排行を改めたる故に裾を裁切たる處は亂れたり、此中に半字を存じたる分が行尾なりとすれば、あ□□河はあ□河なるべきを筆意にて二字切れと見られたるにや。此文を原本にて考究する要點は此にあり、大塔宮御所爲とあれば山河攝の交に朝敵充滿したるにて、あ□河は山崎近き處にあるべしと思はるれど、あく□河と見ゆるならば攝西に芥川あるを以て夫かとも思はる、されば播州の兵が充滿したるとなる。活字にて原本影寫の趣きを存ずると甚だ難し、余は讀寫の意なれば校正を寛にすと雖も、坪井博士に於ては此植字に必ず不滿の點多くあるべし。

其二は、今より恰も十年前(廿六年)なりし、史學會へ楠正　北朝降參の實否を問たる人ありて、其答を囑されたり。此は南北和睦の議原由し、北朝の局務大外記師守が樞要なる記錄の存ずるを以て、序に世に發表しおかんと、史科編纂掛に囑し、師守記の原本に就て其一條を寫取しに、原本甚だ讀取難かりしとの事にてありき、因て史學雜誌第四拾壹號の答問に掲載しおきたり、左の如し。

貞治六年(正平廿二年)四月廿九日　今朝南朝勅使葉室中納言光資卿參向武家第依和

睦治定」也。頭　に丶丶傳南朝綸旨持(拜見脫か)向之處丶丶丶降參丶丶丶氣丶丶丶損」氣丶丶
丶問答云云大樹不致以外參差丶丶丶丶合體之儀破了〇下略
五月十六日　道仙語申、南方勅使今月二日下向(住吉行在)武家以外腹立、七八月之間可」攻申
之由、大樹」被」申、云云(此條坪井氏は略せり)
六月八日　傳聞今日楠木代官河邊(駿河守)對」面鎌倉前大納言(義詮)南方和睦之故歟。
七月廿九日　今朝攝津掃部頭能直、爲」武家使節」參」南朝」。
八月九日　傳聞今日攝津掃部頭能直、自」南方」歸洛、云云、於」南朝」料御馬一疋引」賜之」、
楠木無」對」面」、鎧一、裝束馬一疋引」之、和田(正武)馬一疋、腹卷一引」之、云云。

博士も亦史學研究法外部の批判(去年史學科講義第二十三號)に其中原師守記を引て、

今日(〇貞治六年四月二十七日)　自南方洞院前大納言(實守)進狀外記補任出來付此使可被進云
云彼使者語之御合躰治定仍自南方　勅使葉室中納言光資卿(當別)今朝上洛宿は五
條東洞院但馬入道々仙宿所云云(此條は今の引據には略す)
今日(〇四月廿九日)申刻南朝　勅使葉室中納言光資卿(當別)參向武家第依和睦治定也(中略)鎌
倉前大納言(〇義詮)於寢殿對面云云(下略)(以下余の引據に略す)

(頭書)後聞南朝綸旨持向拜見之處□降參□□降□□互□損氣不及是非問答云々大樹所存以外參差□□合躰之儀破了佐々〇木脫か大夫判官入道〻譽突鼻云云(以下余の引據に略す)

爲之如何

傳聞今日〇六月八日楠木代官河邊對面鎌倉前大納言南方和睦之故歟引出追以安東(以下余の引據に略す)被送遣云云

今朝〇七月廿九日攝津掃部頭能直爲武家使節參南朝(以下余の引據に略す)若黨十騎着行騰云云

傳聞今日〇八月九日攝津掃部頭能直自南方歸洛云云於南朝料御馬一疋引賜之楠木無對面鎧一裝束馬一疋引之和田馬一疋腹卷一引之云云

今日〇九月十六日午刻家君〇師茂着衣冠出給(中略)參向洞院前大納言實守卿北野在所給亞相被對面申去月下旬之比自南朝出京是家門事爲被申所存也云云南方邊事被語申云云合躰之儀也云云(此條余は據せず)

この一段の記事の骨髓は四月二十九日條の頭書にあると一讀して明白、然る處この處は著者自筆本の紙が何かの原因で痛く傷みほゞけて綿の樣になつて居て精密に文字を拾讀しても上に出したゞけより外は讀めぬ、押小路の寫本にはこの實

重なる頭書がありませぬ昔から讀めぬものになつで居るならん誠に殘念な事なるが致方ないと此の如く講述されたり。

古文書を原本に就て研究する必要は、右の如き場合に逢へば、寫本のみを恃み難きに因る、然し是も讀寫に念をいるゝべきを證明す、寫しの粗きによりて原本を細検する必要起りたるなり。此原本は外記日記にて日記類に入ものなり、此類は大抵卷物多く、字細にして影寫に適せず、精密に讀寫して書冊となすべきものとす。前に擧たるは、兩樣ともに南北和睦楠木氏にかゝる條を抜たれば、全文には非ず、詳略互に異なれど、緊要は四月十九日の頭書にあり、原紙の最もいたみたる處を讀みて[、、、降參、、、、損氣、、、問答、、、／□降參□□降□□互□損氣不及是非問答]の相異あり、博士の縝密なる考究にて不及是非[或はもと／脱せる歟]を讀出され、不致を所存と讀定められたるは、一字千金の賜を受ると謝すべし。其他不明の處は綿の樣に斃れたるとあれば、幾人を易て其處を睨むとも又一二字を發見するを得べきにや、余は其毎々に摩挲して他の全き部分まで傷みほゝけんを恐るゝなり。

現今に於て古文書原本を多く閲し、其中に寢處する十餘年の習慣を積たる功者

は史料編纂員に集まれり。其員の讀定めたる寫しなれば最も信を措べしと思ひしに、博士の精査にて猶數字を是正されたり、以て讀寫の難きを證明さるゝ。故に古文書の讀寫影寫に精研を碎くとの最緊最急は正に今の時期にあり、原本の猶存ずに徂れて、此には精根をおしみ、半好奇心を以て原本檢閱に覯るは余の取ざる所なり。往年歐米各國を巡り、書庫に千年前後の古書を保存して閱覽に供し、其中に最貴重なるは釘册の處より鐵鎖にて繫きてありしを見たり、彼邦の公共心に富たるを嘉すると雖も之を日本に移用するには熟考せざるべからず。日本は文明の程度猶低きのみならず、又濕氣多くして腐爛し易く、蠹蝕し易く、大氣中に暴露するものは朽廢の早き等、緯度の低き大陸地とは差別をなして考量を用ゐざるべからず。

古文書學の讀寫本に於るは尋常裁判所の如し、其判決に不服の要點あらば影寫本に就て其疑問を決すべし、即ち控訴院の如し、大抵の疑ひは是にて滿足すべし、猶も精究すべき疑問あるに於て原本を檢する、猶大富院へ上告するが如くなるべし、此の如く愼重の態度をとりなば原本研究の必要は甚だ希なるべし。若し夫れ原本を保藏する社寺舊家に緣由ありて、之を閱覽するを得て多く眞物を目睹しおく

は斯學に大益あり素り望む所なりと雖も、其報酬には讀寫影寫をなし、若しくは其緒を挑げおくべし。古文書研究は寫本にては覺束なし、務めて原本を見るべしといふ説は鑒定家の實驗説にて、理由の薄弱なるのみならず、原本に禍せんことを恐る是必ずしも余の老婆心に非ざるべし。

○第五十一節　鑒識

古文書を研究するには鑒識力を養成しおくこと甚だ緊要なり。鑒識といふ語は漠然たる汎稱にて、繁雜なる意味を含めり、凡そ無形上の理否を決するには判斷といふ、學問には此判斷力の必要あれと、是の謂には非ず、又形質上に純雜を分析するには識別といふ、礦學家の金石を識別するが如し、是も古文書には必要なし。鑒識とは物の工技を經て形を成し器を成たる上にて、其巧拙、優劣、精粗の差等を見定むるを汎稱し、最も眞贋を識別するに主用さるゝ、古文書に於る鑒識力の要點は此に在るものとす。

凡て古器古物に鑒識を用ゐることは古よりあることにて、之を通語には目利（メキ）といへ

り眼力の敏利なるとの意なるべし。是まで器物の目利は、大抵其器物を製造する工技者が常に其注意の精細なるを以て、自然其目の利たるものと信じて、之に鑒識を托すること多し。さりながら製作者と鑒識者とは格別なるものにて、製作者の成たる物は、鑒識者の批判を經て、而して其品等は定まる、即ち其審美に於て、鑒識者は工技の外に知能力の存するものとす。古へは古器古物等の世間一般に需用されぬ物には、之を製作する工技者外に鑒識者のありしとは聞ざれど、刀劍に至りては公武の貴族間に専ら幣物として贈答されたるにより、自然の必用にて刀劍目利をなす者刀鍛冶の外に出來たり。土岐家聞書に、鍛冶の中に可然物といふ位あり、其起る所の子細は、鹿苑院殿の御時、宇津宮入道天下の目利たりしに、或時殿中にて仰出されし旨諸侍に下さるゝ御太刀をは定て聊爾におもふべからざる歟、然るによからぬものを下されんは然るべからず、可然物を注し申べき由仰出さるゝ時、則御前にて注したるもの也、然る間數も多からず、又上作名などは不加書之と見えて刀劍の鑒識者は早くよりあることなり。其後東山の義政時代に至り、本法寺の僧日觀刀劍の目利に長し、本阿彌の家を起してより、徳川氏を終るまで刀劍の品等は本阿

彌の鑒識にて定まるとになりたり。
刀劒は武士の最も重んずる物なるに因り、此の如く天下の目利などゝいふ鑒識者も出て、今に其目利は頗る貴要なる研究として世に迎へられたれど、實はさしたる難事に非す。如何んとなれば、刀劒は人を切る利器にて、單純なる用なり、其錬鍛の良劣精粗を其質に就て見定め等差を判し、或は古刀の眞贋を看破する等、複雜なる研究を要する事に非ず。然るに古器物古書畵に至りては、其鑒識すべき點甚だ複雜にして、一二端を擧て決すべきに非ず、喩へば一の古銅器にても其質分、色澤、器形、模様、彫刻、風致等、種々の方面に向ひて審査を用ゐ歴史審美等の學識を要し、隨分厚き研究を要する事たり。今までは器物の嗜好は大抵茶人の專業として其鑒識を託し、或は製造者に問ひたれど、製造者は鑒識を定め得べきものならず、因て骨董家なるものありて其批判をなしたれど、是も空疏にして刀劒目利の比に非ざりき。書畵には古筆といふ家あり、德川氏は本阿彌と同しく祿養して、天下の書を目利させたれど、是は如何なる研究を積て、敢て鑒定を下したるや、覺束なきものなり。是まで諸方より傳來を失ふたる古文書を檢閲したると多し、其中に古筆の鑒定を副

たるもの過半ありしに、大抵は眞物と看認めがたきもの多く琴山てふ鑑定印などは殆ど贋物の證といふて可なる程なりき。古筆家が一たび地方を巡回すれば、少くも千兩の鑑定料を收獲して歸るといへり、或はいふ古筆某は、餘り贋物に鑑定を與ふるとの心苦しく早、印を捺するに順逆の押し分けをなし、贋物には倒印を與へたるなどゝ云。本阿彌古筆に限らず、人の秘藏する物を示されて、あからさまに贋を看破して之を否認するとは、社交に於て做し得られぬ事たり、ましして貨賄を收めて鑑定を與ふるに、其眼の歪多きは亦怪むに足らさるなり。

鑑識力は如何にして養成すべしとは頗る疑團なり、是まで實驗を主とすると、學問を主とすると、兩樣の說あり。余が少時に刀劒鑑定に有名なる人の話を聞しは、初めに古今の名刀を多く見て眼識を富しおけば、出來の惡しき刀は自然と見定むるを得る、其以上は天禀といへり、刀劒の如き用の單純なる物は此實驗說にて然るべし。古器物の實驗者は骨董家なれども、彼は決して古器物の鑑識家として世には信ぜられず、此の如き複雜の鑑識を用ゐる物には其學問なくては能はざるなり。日本の鑒識學は甚だ幼稚なり、需用の廣かりし相馬相刀さへ未だなり、後に古筆家

を加へたれど、世業家學の世には秘傳口傳の雲霧中に自ら欺き、學識は少しも發達を示さゞりき。又學者、文人墨客の間に、盛んに行はれる書畫の鑒識なども、空疎なるものにて、甲是乙非、紛々として定準なし、而して京攝支那の贋造社會に欺瞞され自ら發覺せざる人の夥多しきを見る。鑒識を輕易に說くもの、或は難きを說て自己の鑒識に誇るもの、是等は世に多し、然れども鑒識にかゝる學問研究は少しも進歩せず、幼稚といふを甘受せざるを得ず。鑒識を誤らざるは至難の事なり、されど倣し得ん限りは種々の筋に向ひ研究を盡して著述のます〱詳備になりてこそ發達と謂べきなれ。故に鑒識力を養ふに實驗を主とするは危殆の道なり、苟も其研究の功積りて鑒識の學の興る時期となるとも、到底至難てふ語は消滅せざるべきも、亦欺瞞を受ざる方法は學問上に向つて討求するを正當となすべきなり。

古文書は單純に眞僞を識別するに止まる、刀劍器物書畫の如く、鑒識を以て其巧拙、優劣、精粗の品等を定むる必要なく、鑒識を用ゐる最も簡易なりと雖も、是とても至難といふ語は消さゞるべし。今は古文書の世に求需さるゝ初期にありて、價直は猶零點に彷徨するにより、欺瞞を受るとも少けれど、種々の事由ありて贋文書は

早くよりあり、惟他の如くに巧みならざるを以て看破すると倘易し。且傳來の正しくて、猶本主の手を離れざるもの過半數をしめたれば、今に於て鑒識の學知を發達させて、作僞者欺瞞の途を減縮しおくとを務めんを要す。是まで余の發見したる贋文書につき其僞造の事由、及び欺瞞を受る因緣を爰に述ん。

（甲）贋系圖と同様の事由にて製造したるもの

其一は、古系圖古文書を藏したる門閥が天文の比までに大抵滅亡し、新に偏起の大名が舊家の子孫を求めて之を抱へるにより贋系圖贋文書の價を生じ、是を持て文盲なる武士を欺き、百石乃至數百石の祿を得たるもの諸藩に多し。天文天正比の贋系圖は尤も拙き贋にて、看破し易きが如くに、文書も亦少し斯學に從事し、眞の古文書を見慣れたるものは直に辨別するを得る、謂ゆる實驗にて倣し能ふなり。

其二は、徳川時代に興りたる寺社、及び豪家の藏するは、多くは贋文書なり、是も前條と同し事由にて造れるものにて、大抵僅に數通あるを常とし、拙き贋作多し。或は數十通に及ぶあり、多きは多きほど之を見顯す破綻多し。故に古文書を檢するには所藏の主を尋究して、其家の資格と、如何なる由緣にて保藏したるやを慥かめ

其文書と雙敲すれば自ら其贋　看破するを得る。 余はかゝる寺社舊家を記憶すれども、公言を憚れば此にはいはず。

其三は、古くより數通の文書を藏すれど、其少きを嫌ひ、德川氏大平の閑日月に作り加へたるあり、此の如きは原藏と贋作と不倫なるを常とす、其類思ひ／＼なれど、一二を擧れば、原藏の文書はさしたる家にてもなきに、重大なる感狀などを造り加へ、或は高名なる人の書翰あるが如し、畢竟自家の榮譽を誇示せんとの意に出たるを常とす、是等の多く報酬の少き贋作者なるにより其手際甚だまづきものなり。

凡そ贋系圖は天文比に發生し、天正慶長比までは甚だ粗拙なりしに、寛永系圖の修撰より、新起の家競ふて自家の系圖に修飾を始しめ、從つて系圖學家なるもの出で、太平の久しきます／＼進步して該博になれり。 是に於て系圖の製作に價の等級を生じ、千疋二千疋の低位より百兩以上に上り、其價ほど贋造も巧みにして周密なれど、素より一學究の知見にて構造したる妄作なれば、中に破綻は百出して掩ひがたし。 贋文書の製作は其附帶品にて猶更に用意疏なれば、少し學識ありて鑒識になるれば其欺瞞を受るとなし。

其四は、前述の贋系圖成功の後に、又古文書を造り加へんと思ふは自然の希望なり、此時にあたり古文書製造の專業家はなき故に、いと麁末なる書狀感狀などを贋て添たるは、世に多くあるものとす。かゝる文書は一見して看破され、往々抱腹すべきものあり、大抵其地方に高名なる英雄か、若くば野乘稗史に富名なる人物の文書を造るを常とす。固り淺薄なる思想にて贋造し、迂疎なる名譽を希求するに過ざれば、少し眼目ある者は欺れんとするも能はず、識別する程の力も要せざる物多し。

以上の種類に屬する贋造は淺劣なるもの多しと雖も、中には關係重大なる事故ありて、苦心揑造し頗る費用をかけ、技能を竭したる者に撞著するとあるべし、決して鑑識を容易なりと忽略するべからず。深く考慮を用うれば、第十章卅八節に擧たる梅津文書に、爲强盜被討害祖父貲財已下證文、悉被捜取畢とあり、又建武年間記の二條河原落書に夜討强盜謀綸旨とある如く、文書の官衙に證券となる時代にも、强奪押取もあり、贋作もあり、因て謀書謀判の罪科もありたれど、今は殆んど鑑識して標出すると難かるべし。京都の貴布禰社と鴨社との兩文書を對較して勘査すれ

ば中に怪むべき形跡を見出すといふ說もあり。下總國神崎文書の書式署名を見れば、他と類例を異にす、因て懷疑して集文を瞪視すれば益怪しきを覺ふ、此類の如き文書は追々と鑒識の刄を礪て截斷さるゝにてあるべし。

(乙) 書畫同樣に射利の目的にて贋造したもの。

書畫骨董に贋造の多きは、社會に竊盜賭博の行はるゝ如く、濱の眞沙の盡期なき類なるべし。然れども其目的は射利にあるを以て、價直の至賤にして售口の希少なる物は彼等の投機心を動かさゝるべし故に是まで普通の古文書には贋造至つて少きを得たり。是まで世人には古文書を書畫の一種として迎へられ、因て好奇心若くは尙古心を以て之を得んと欲し、因て鑒識者も亦書畫と同じ思想を以て鑒定するにより、其機に投して贋文書は製造さるゝ。此理由あるを以て、贋文書は售口の多き通俗的に向ひて製造さるなり、其類を標擧すれば。

其一は演劇的の感情に投じて、贔負の多き人物の文書を贋造す。一例を擧れば、大石內藏助を始め赤穗四十七士の書翰は天下に充滿したり、中には四十七士を集めたる帖も處々に發見す、今に贋造を事とする書手文者は猶製造しつゝあるべし。

赤穂浪士の贋手紙は此の如き有様なるを以て、今は腐爛し井中に眞物あるとも並せて醱酵中に棄られたり、若し正眞の物を見んとならば、傳來の極確實なる物のみに限るべし。此類を推せば、傳來を正すは鑒識に於て最も緊要の條件たり、されば是まで廣く世俗の感狀を引ざる人物の公文消息、は贋造しても利なきを以て、其池猶清たり、今は猶傳來を究め難きものも猶鑒識に上るを得る。

其二は英雄崇拜の紀念品とする感情に投じて作りたるもの。古文書の署名上所には當時の人士蝟集せりと雖も世俗に知られたる英雄は甚だ少し義經辨慶正成父子、信玄、謙信、信長、秀吉の如きは、一般の人に崇拜さるゝを以て、作僞者の射利を攢る鵠的となれり。須磨寺の辨慶が制札腰越滿福寺の義經が腰越狀天保の比に流布したる正成の書翰二通、正行が如意輪堂扉の和歌、其他甲越織豐二公の書などは、處々方々より發見さるれど、少し古文書を涉獵したるものは其贋なるを知る、故を以て今は義經辨慶の眞跡は殆ど世に絶たり。史徵墨寶に神田孝平氏の採集されたる感神院申文に義經が與へたる外題あるは、正眞と看認られてあれど、是とても傳來たしかならぬ上に、本文の長き案文も書式文例通常にあらず既に懐疑を免

れず、口端に書たる外題及び花押に至つて、余は後人の書入たる贋作と斷定す。すべて此の如き英雄崇拜の紀念品となるべき性質のものは、嚴密なる鑒識を與へ贋作を痛斥すべし。余往年某家の三百圓を出して楠正成にかゝる文書の、眞赤な贋造を購求して示されたる事あり、事後に屬したるを以て程能く挨拶したれど、此種の射利も中れば頗る高價なる此の如し。

其三は流行嗜好の情熱に投じて贋造したるもの。凡て書畫骨董の贋造者は此に投機して利を射るに外ならず、流行熱に冒され嗜好を生じ、其感情の一方に偏集する病に中つれば、欺瞞を遂げ易し。故に鑒識者は常に情熱の平度を保ちて、冷靜なる觀察をなせば、贋造の陷穽だけは避得るべし。此類に入るべき贋物は甚だ多し、試みに其類を數ふれば、國學流行に投じ、宣命體の文書を贋造して其嗜好に投したるあり兵學流行に投じ、甲越北條等軍法の祖の文書を贋造して其感情に中たるあり、和歌流行には色紙短册の贋造さるゝに限らず、消息文も贋造さるゝ。書畫骨董の鑒識は茶人の兼業となりたれば、彼等の嗜好に中る文書は必ず多く贋造されたるべし。是まで古文書の採集は、史學者に於て國家政治の正門より輸入したる

により、神道的、歌人的、茶人的、及び武士的等の方面に於る文書は採集すること少きを以て、猶贋造の弊に遠かれども、史學を社會的の方面に究め入りて、其料の文書を求むるならば、必ず濁波は渾々として起るならん。勤王も亦流行の一なり、楠正虎の僞書より情熱の流行を起し、水戸侯が香嚴寺の贋書により嗚呼忠臣の碑を建しより、天下に弱を助くる情熱の度を掀衝し、元祿比より太平記の立物たる公卿諸將の贋文書は蛸出し今に熄まず。此外宗敎的の贋もあるべし、學派的の贋もあるべし、其中に鑒識を用ゐて欺罔を免れんこと實に難し、余は惟傳來を失ふたる物に對し、上に陳する如き流行的の感情を引くものには、嚴酷なる鑒識をなし疑といふ字を容易に消さゝる主義を持するものなり。

（丙）　變造の文書

是は銅貨を銀貨に變造して行使するが如く、贋作者に於て最容易なることなり。

其一は、原本の散佚したる反故を買集め、署書宛所なき消息などに、前條に當る投機に易き人物の名を記入して賣付たるものなり。攝西あたりより出たる古文書に、女房消息へ山本勘助、山中鹿之助などの名判を書入れたるが如き、其一例なり、此

變造は本文も名判も不倫にして識別するに易し。

其二は臨摸の變造なり、正眞の文書を臨摸し、名判宛所及び文中の要部を書改めて、別物に變造したるものなり、是は甚だ紛れ易し。古來公文所にて公文を作るには、同案文に要部の地所人名を書替て、數十通を下付することは常にあることなれば、寫本にては此種の變造を識別すること難し、影寫以下なれば地所、人名等贋作者の書改めたる處に注目して、鑒識を用ゐるべし。然し是は原本の臨模なれば、全くの贋作と異なり、其書改めたる地所人名より、必ず破綻を生ずべし。此の如き書改めもなさず、例へは第十章卅九節に擧げたる髻綸旨の如きは、惟宛所を書改めたる分にて足る、かゝる贋書に價を出して購入するは愚の至りなれど、古文書學に於ては傳來不知の髻綸旨一通增加したりとして、存疑の中に投ずるまでにて、さして利害なし。

贋文書の種類は大抵右の如くなるべし、其中には委曲したる贋造をなしたるものあり、惟是まで古文書の流行淺く、價値なかりしを以て、贋作者の注目希薄にして、他の書畫骨董よりは眞の原本過半に居る幸福を得たり。今より斯學の流行盛ん

なるに從ひ、必ず種々の僞造を生し、鑒識ますく難くなるは覺悟せざるべからず。是より空論をやめて少しく實例を擧ん。

攝津國西成郡坐摩神社は延喜式に載せたる古社にて、舊は渡邊に在しゝに、今は大阪船場久太郎町にあり、西成郡總產土神と稱す、坐摩のことは神代より種々因緣ありと雖も、此社の古文書は甲種の第三に屬し、贋造多し、其中に丙種第二の變造もあり左の如し、

新田義貞並正成與黨之輩□伐之事、所被成下將軍家御教書也、而於于御方被致忠之間、渡邊之庄一圓領家職所被預置也（畠山）彌被致軍忠者、可申行恩賞、仍執達如件。

建武三年十月七日　源國淸判

坐摩宮社務並社家中

太上天皇一昨日廿二日臨幸吉野之間、廿五日所有御參御迎也、各可被申御供之所如件。

十二月廿四日卯尅　貞直判

國造大夫殿

明白なる贋造なり、固り撤却するに躊躇せず、惟怪むは同じ物を紀伊國那賀郡粉川寺にも藏して二通あり、其文に

新田義貞並正成與黨之輩誅伐事、所被成下將軍家御教書之也、早馳參于御方、被致軍忠者、可申行恩賞者、仍執達如件。

建武三年十月二日　源國淸判

粉河寺方衆々中

新田義貞並正成與黨之輩誅伐事、所被成下將軍家御教書也而於于御方被致忠之間、紀伊國志野庄一圓、並和泉國長瀧莊領家職、所被預置也、彌被致軍忠者、可申行恩賞、仍執達如件。

建武三年十月七日　源國淸判

粉河寺方衆御中

太上天皇云云坐摩と同文宛所は粉河寺行人中とあり

坐摩神社は文書を寫して變造したる歟と思はるれど、是とても贋物なるは疑を容れず、然るに又和泉國日根文書にも一通を發見す、左の如し、

新田義貞幷正成與黨之輩誅伐事、所被成下將軍家御教書也而於子御方被成忠之間、紀州日高郡富安地頭職所被預置也、彌被致軍忠者、可申行恩賞仍執達如件。

建武三年十月九日　　源國淸花押

日根野兵衞太郎殿

又九月十七日付の同文言にて、紀伊國東弘庄地頭職、並領家一圓所被預置として、日根野左衞門入道殿とある。　左衞門入道は名は盛治、法號を道悟といひ、兵衞太郎は一族なり、此三處の文書發見して市の三虎をなせり。　大日本史料は日根文書の確實なるを以て疑はず、粉河寺文書は稍疑ふべきも姑く收錄すと辨を加へ、坐摩文書、及び太上天皇云々の兩通は採用せざりし。　若し其取捨に從へば、粉河坐摩は日根文書の變造と思はるれど、余は日根文書にも贋書の混入したる所にて、新田義貞幷正成與黨云云は太上天皇一昨日廿二日臨幸吉野と同樣の贋作と、先以て斷定したり。　其は案文の拙といひ、恩賞の草率といひ、地頭領家を幷預るといふ、皆信じがた

し、贋作に對する疑問は峻嚴ならざるべからず。日根文書に又

和泉國日根野左衛門入道道悟申軍忠事、

今月十日於(日根郡)籾井城、被上御幡之間、同日最前馳參御方、同十六日、十七日、十九日、兩三日捨身命致合戰之忠、一族兵衛太郎、並若黨藤九郎、又九郎等、被疵畢、且所々軍勢可參御方由、致秘計忠之上者、云彼云是、早爲後證賜御判、彌欲致軍忠候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言。

建武三年七月日　沙彌道悟裏判

進上　御奉行所(畠山國淸)

承了花押

和泉國日根野庄內鶴原村本所年貢三分一事、爲兵粮所宛行之狀如件。

建武三年十二月十日　國淸判

日根野雅樂左衛門入道殿

此二通は、畠山國淸七月に泉州日根郡籾井城に兵を擧げ、郡人日根野盛治これを助けて戰ひ、其月の軍忠狀に證判を與へたる末に、十二月に鶴原本所年貢三分一を兵

粮料に宛行へり極切迫の場合にても恩賞の順序は是程の猶豫はあるべし、二日に御方に勸め、七日に多分の庄園を預る、此の如き濫賞斷然なし。

右の如き念入の贋造は連累多くあれど、其造意者は大阪なるへし、坐摩社のために粉河寺を語らひ、日根文書にも挿入て確實らしく裝ふたるものなり。京都大阪はさすがに文明の先進なるだけ一般に居住器物粧飾まで嗜好高く、生活の度迥に進みたり。因て東京に比すれば書畵骨董の流行盛んなるを以て、贋造も者甚だ巧みなり、中々窓前机上の學者が、書籍の考へにて、其論詆を受ざらんとは隨分至難なり。之に次くは名古屋なり、伊勢尾張美濃地方には頗る巧みなる贋造文書を發見するにつき、鑑識の刄を磨礪して撿閲せざるべからず。尾張中島郡は國衙あり、一宮あり、國中の古蹟多き處にて、妙興寺（一宮驛）は臨濟禪にて、國中無雙禪刹と稱し、多く古文書を藏す、第九章の文書政局と沿革對較に其一を擧て、案文の時代變化に好證と思料したれど、不審の點なきに非ざれば、猶其文書を歷撿するにいよ／＼疑はし。此寺は北朝後光嚴院比の創建なるに、鎌倉末よりの文書を有し、毎通に變化多くして統紀の繹ぬべきなく、諸寺社文書と全く趣きを異にし、寺の所領地を繹ぬるに由

なし、案文も他に異なる點多く、深巧なる贋作と鑑識したり。但歷史上他に關係少き樣なれば史實に混亂を生ずる患は薄けれども、深く硏究ぜらるべきものなり。

尾濃間より發生したる委曲なる贋書は信濃傳なり、彼書は信濃伊那郡浪合に於て知久氏の祖之義を足利直義の落胤といひしに、浪合記出てゝ尹良親王となり、遠江井伊谷の龍潭寺に關連し、其子の良王は尾張津島に潛居せるなどゝ、津島神社に緣故を託し、是等の書は高須侯の文庫に藏し、鹽尻の著者天野信景の一派に連累あるが如し、南北朝末の歷史に一條の迷雲を捲起したり。其例の如く古書古文書の贋造は其中に委曲したる、欺網を張たる巧みのあるものなれば、鑑識は決して容易に語るべからず。まづ自己に其手段にかゝる病熱の感染を豫防し、學問上に於て正確の見解を持して、嚴峻に審査すべきなり。

京攝の骨董社會に於て贋造をなす準備は實に天下の學者識者を愚弄したるものなり、彼等は器物を贋造するに作り能はぬはなしと謂ほどなり、古銅器なれば其重量を輕くするを得ざるのみなりと。又書畫を贋造するために料紙へ古色を施すより、古墨良墨顏料等の應用品までみな備はり、蠹魚を養成しおきて、注文に應じ

て網中にいれ時限を以て蠧蝕せしむ、意の如くならざるなし。喩へば屏風を贋造するには料定したる價に從ふて粧飾し、繪を似するを模樣付といふ、彼等の眼中に名書も名人もなし、種々の準備ありて名書を模造し、其仕上げには此筆意に書人は感嘆す、此排色に學者は賞賛すなどゝいふとなり。彼等は書畫の模樣と看做せり、彼が藥籠中には種々の痲醉劑を蓄ふ、世間には、文才、筆才、彫刻才等に非常なる技能ありて、意匠のなき人は常に生るゝものなり、是みな先天的に稟たる贋造工なり。

名工の名器を製出するには、己が技能と意匠とを凝し、辛苦鍛錬して成就す、一日應分の價を得て世の希望を生ずれば、骨董社會には即ち贋造を打點し、技能あり意匠なき人に分科して之を造らしめ、剰つさへ原器の中より俗人の解し得ぬ高尚なる工致を拔て、庸人の嗜好に投合する故に、原器よりも却て高價に早く售れると多しとなん。鑒識を自負する人は世に多し、必ず骨董社會に向ひ眉目を昂て講釋をなす、彼は感服を粧ふて種々の物を示して教を受け、其報酬に贋品の一二を掴ませて歸らしむ、彼社會の機能は此の如し。故に鑒識は決して恃むべからず古文書は猶彼社會の眼中に脫したると雖も、油斷はならず、傳來を失ふたる古文書は殊に警戒

して觀るべし。

傳來を失ふたる古文書に對しては要件に照して、穩當に合ふものを擇み自信を枉ざる用愼をなすべし、是鑑識に第一の心得なり。余は古文書を鑑識するに、第十一章の諸條件に最も重きをおき、大概の贋造は寫本にて看出す學識を養ひおくべしと信ず。是までの骨董社會は此には少しも用意あらざるなり、學界は彼贋造社會の機心を弄し能はぬ處にて、我輩の最も研究を竭す要點は此に存す。謂ゆる鑑定家は第十二章の條件に注意す、因て贋造者も亦此に注意す、然るに寫本にて眞僞の判せぬ人が影寫本又は原本に就て判斷せんと思ふは危殆の道なるべし。鑑定の恃み難き例を擧れば、柏木貨一郎氏は鑑定家としては高名なれど、學者としては稱せられぬ人なりき、同氏採集の古文書は、第九章卅五節に載たる如き貴重の物もあれど、亦左の如き晦澀なるもあり、

丹波國牒　東寺傳法供家衙（國印を連捺す）

多紀郡大山庄預僧平秀勢豊等稲之狀

牒、衙去八月十一日牒、九月九日到來、偁云云者、即問勘波郡、調物使蔭孫藤原高枝、中

云、余部郷專當撿校日置貞良申云、件鄉本地無地、百姓口分班給在地鄉々、因玆當鄉調絹爲ㇾ例、付ㇾ徵鄉々堪百姓等名、方今平秀等身堪同俗、加之年來依成申件調絹付申播本帳平秀勢豐等名各交者爲令辨進件絹罷何平秀等私宅、而遁隱山野、不曾相辨、仍件絹辨進之間、各稻二百棟許撿封、今須辨進彼絹之後、可開免件稻者亡也、察狀以牒。

承平二年九月廿二日權大目長岑

權掾山田

大目秦

守藤原朝臣忠文

介藤原朝臣

權介藤原朝臣

見よ第十一章の要件に不合格の多きのみならず、元來讀めぬ案文なり、（讀る所もあれど讀めぬと云ておく、）濃かなる贋造なると明かなり。 是を眞物と鑒定したるは、原本の料紙、墨色、筆意、字形印影等に、必ず賞翫すべき諸點あるを以て、案文書式を忘れ、古き公文は讀がたく、其式は色々あるものと第二義に付したるにてあるべし。 故に古文書を書書同樣に看做して、原本模本を主とし、寫本にては其眞を識に足らずと謂は、尤の樣

なれど是即ち實驗を先にし、學識を後にするものにて、骨董社會の餌にかゝり易し。
古文書の鑒識は、まづ寫本にて定め、不審の霽ぬ點あるを捉て模本原本に就て鑒識す、此の如く持定するが妥當の順序にてあるべし。寫本にて定まらぬ眼を原本にて定むるとの覺束なき一例を擧ん、前に述たる粉河寺文書と同年のものに、

尊氏直義以下凶徒追罰事、各急馳參當所、可抽軍忠、於恩賞者可依功者　大塔若宮令旨如此、悉之以狀、

延元元年十二月廿二日　　右馬頭 花押

粉河寺行人等中

是は南狩遺文に載す、案文に見極めかぬる文辭あり、第一に大塔宮の御還俗は元弘二年の末なれば、若宮は當年三四歲、猶襁褓を脫せぬに令旨を發する事あるべき歟。正平の初めに興良親王畿內の主將たる事あるにより、贋造したるものと思はる、模本原本を檢する程の疑似に非ず。されど粉河寺文書なるを以てまさか贋書はあるまじと惑ひ起れど、此に毅然たる鑒識力の必要あり、其は假令へ三歲の宮の令旨を發したる例を擧る人あるとも、七歲未滿を未成人となす通法に戾る、是史學上の

疑義なれば原頭の澄ぬまでは疑團を解べからず。粉河寺に又引續き十二月二日の令旨二通あり、大日本史料も不審をかけたると見えて、原本を閲するに當時の書風と相協はざれど姑く收錄すと辨を付したり。然し余に於ては是を鑒識の主點相反と謂んとす、如何んとなれば大塔若宮の疑問解決せられぬ間は、原本の書風は適美なるとも信じ難し。史料には當所は何地なるやを、和田文書の八月一日大塔若宮自山門□□□御供仕於八幡山連日令祇候者也とあるを點醒しあれど、是は後醍醐帝山門の行在危急なるにより、大塔若宮を移しまいらせたるにて、楠木黨が主將に奉したるには非ず、若し主將に奉じたるとすれば、和田文書に十月四日楯籠東條とあるを以て、河内東條（楠木城の在地）と判せざるべからず。粉河寺は當時尊氏の母信向したる證あれど、此比の文書は南北共に疑ひを免れず、他の戰狀に照すに皆合はず、然るに原本を檢しても眞贋決せずしては鑒識の効力は沒了せり。是書畵同樣に學說を放弃するによる、余は原本の書風相協はずの語にて、最早鑒識は決定したりと斷するにぞ。

故に古文書學に於る鑒識は、學識を主とし、表面に著れたる文辭に充分に研究を

盡すべし、彼書畫骨董家のなす鑑識は末葉となさんを要す。傳來を失ふたる文書に於ては嚴正の鑒識をなすと雖も、其文辭上の要件穩當なるものは輙く排弃せざるべし、喩へば前田家採集文書の如し、傳來の知れぬもの多けれど、彼は水藩修史に異論を抱いて、早き時代に於て修史材料のために、當時散佚の文書を採輯したるものなれば、根柢より贋造者の穽に遠ざかれり、其中には固り贋造も混したらん、然れども大躰に於て好材料なり。其外の諸藩主の家に久しく蓄藏したる傳來の知れぬ文書は危險なり、骨董社會の贋造の目的は藩主の購求が首に數ふる金礦なるべし。史徵墨寶に伊達伯所藏の平重盛消息の如き、彼家に由緣なきものにて怪むべし、但零碎なる消息にして、史學研究に何等の影響を及ぼさゝれば、呶々と論するを須ひざるのみ。

所藏主の確かなる文書とて鑒識を解弛すべからず、正倉院文書にさへ親筆勅書（六章廿節）の疑似あり、宰府文書に贋作を混ずれば、傳來の確實にて疑問を打消すを得ざるなり。爰に前の伊達家文書の反對を述ん、史徵墨寶（第二）に收めたる懷良親王筆は、肥前國神崎郡（田手）東妙寺に藏し傳へ、背振山の寶篋卯塔と共に征西宮遺物の貴重な

る物なり、明治後は藩主鍋島侯の家に收められ、傳來の確かなるは考證に述たるが如し。されど其書風は當時に相協はず、公家風はなくて僧徒の筆跡と思はるゝ、余は此跋文を細看するに肥後國八代に正平章の銅版を出したる悟眞寺の物と類似する點に心付たるとあり、必ず僧徒の贋造なるべし。懷良親王筆は筑後國竹野郡千光寺（榮西開基）にも觀音經を藏す、頗る高名なれど、奥に懷良親王書と五字の欵は書入なると疑ひなし、後山に古墓あり、筑後川の戰に宮討死し給ひたるを葬ると言傳ふるは固り無根なり。征西宮は乙種の贋造起るべき歷史あれば、其遺書とて田手寺に存じ、千光寺に存じ、悟眞寺に存じ、遂に其神社を八代に建るに至りたれど、盡く考證すれば烟消すべし。古物墨蹟には贋造の多きものなれば、輕々に信じ難けれど、這は古文書に於て傍徑に屬す、古文書を尋ねて傍徑に蹈入れば種々の葛藤に纒繞さるゝ、警戒すべきなり。

高野山金剛峰寺文書は傳來の確かなる中の巨璧に數ふ、其中に御宸翰　長慶院諱寬成後醍醐天皇御孫後村上天皇第一皇子號玉川宮と題賤して、

敬白　發願事

右今度之雌雄如レ思者殊可レ致ニ報賽之誠一之状如レ件。

元中二年九月十日　　太上天皇寛成敬白

是を初め南狩遺文に載たるを見て、願文に似寄ず、何如と甚だ疑ひしに、後に原本を見れば筆蹟も美ならざれど、高野山の文書なるを以て默すれども、疑團は少しも融ざるなり。是も史徴墨寶（第二）に收めたり、高野山の如き寺は奉納てふ事のあれば、或は近古の人が贋物を得て、恭しく奉納したるには非ざる歟。又京都高雄の神護寺に藏する、尼將軍御筆と背に題箋したる消息は、九章（卅六節）に擧おきたり、是は前とは反し、其文の餘りに巧みにして筆跡の女らしくなきにより、題牋のみにて信ずべき歟と疑惑なきに非ざれど、是も古書畫として賞翫すべきものにて、古文書としては格別價直なければ、深くは究めざりしに、近比贋造ならんとの聲をきく、亦吻のいるべき物なり。史徴墨寶は乙種の贋造の混入すべき性質あるを以て、此外にも鑒識力を養成する材料は猶あるべし。

鑒識にかゝる余が見解の大要は右の如し、是まで明白なる贋文書として所持する材料もあれど、人の祕藏したる文書を贋物と指斥して世に公布することは差扣ざ

るを得ず。固り贋文書と定むるには明白なる確據のある物のみなり、花押の非なる歟、其人既に死したるか、轉官轉任したるか、甚だしきは正六位下左近衞中將楠正成への口宣を藏して人に誇るものさへあり。既に古文書の要件を備論し、遂に鑑識の要を論じたれば、余の持説の如く書畫骨董の窩窟を脱し、冷靜なる腦神にて古文書の眞贋を檢査し、是を是とし、非を非とし、疑は以て疑として存じ、己が鑑識を誇耀する私情を退けなば古文書の鑑定はまた至難といふ程の事には非ざるべし。

古文書學 大尾